日野市議会会議録

平成2年第2回定例会

第16号～第22号

6月12日 開会
6月26日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354
1587437

平 成 2 年　　第

6月12日	（火曜日）	会期の決
		請願上程
6月13日	（水曜日）	一般質問
6月14日	（木曜日）	一般質問
6月15日	（金曜日）	一般質問
6月18日	（月曜日）	一般質問
6月19日	（火曜日）	一般質問
6月26日	（火曜日）	審査報告

次に記した日までに返して下さい。

お問合せ・ご連絡は

中央図書館 ひまわり号	電話代 81−7354
多摩平児童図書館	電話 81−4744
高幡図書館	電話 91−7322
日野図書館	電話 84−0467
社会教育センター図書館	電話 83−2561
平山図書館	電話 91−7772
百草台児童図書館	電話 91−7309
市政図書室（市役所内）	電話呼 85−1111（内490）

内図M−31−8（80×120） 上　　庁内印刷

1587437
日野市議会会議録
第16号～第22号

1587437
日野市議会会議録
第16号～第22号

1587437

平 成 2 年　第 2 回 定 例 会 日 程

6月12日	（火曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程
6月13日	（水曜日）	一般質問
6月14日	（木曜日）	一般質問
6月15日	（金曜日）	一般質問
6月18日	（月曜日）	一般質問
6月19日	（火曜日）	一般質問、請願上程
6月26日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

1587437
日野市議会会議録
第16号～第22号

1587437
日野市議会会議録
第16号～第22号

1587437

平成２年 第２回定例会　日野市議会会議録目次

○６月12日　　火曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
行　政　報　告 …… 6
諸　般　の　報　告 …… 51

（議案上程）

議　案　第 40 号　日野市旭が丘五丁目15番地の23先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について …… 52

議　案　第 41 号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 69

議　案　第 42 号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 70

議　案　第 43 号　平成２年度日野市一般会計補正予算について（第１号） …… 71

議　案　第 44 号　平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号） …… 93

議　案　第 45 号　（仮称）百草図書館開設備品の買入れについて …… 94

議　案　第 46 号　日野市一般職の職員の平成２年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について … 95

（報　告）

報　告　第 4 号　平成元年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて …… 97
報告　第５号　平成２年度日野市土地開発公社事業計画の報告について …… 98
報告　第６号　平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について …… 103
報告　第７号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 105
（請願上程）
請願　第２－６号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願 …… 111
請願　第２－７号　東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願 …… 111
請願　第２－８号　東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願 …… 111
請願　第２－９号　第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願 … 111
請願　第２－10号　（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願 …… 111
散会 …… 112

○６月13日　水曜日（第２日）
出席議員 …… 113
欠席議員 …… 113
出席説明員 …… 114
議事日程 …… 114
開議 …… 115
（一般質問）
高橋　徹議員
１．市立総合病院の建替計画について問う …… 115
内田　勲議員
１．日野市の生涯教育と現状の問題点について …… 125
鈴木美奈子議員
１．市立総合病院は現在地の多摩平に建てかえ診療の充実をはかれ …… 138
２．多摩平団地周辺の環境整備について …… 144
谷　長一議員
１．下関市を訪れて …… 153
２．市民に農薬の恐怖を認識させよう …… 163
古賀俊昭議員
１．職務給の原則に基づく給与制度の確立を！ …… 173
２．第二小学校の校庭拡張について …… 178
３．土方歳三の生家取壊しに伴う今後の課題について …… 191
散会 …… 195

○６月14日　木曜日（第３日）
出席議員 …… 197
欠席議員 …… 197
出席説明員 …… 198
議事日程 …… 198
開議 …… 199
（一般質問）
土方尚功議員
１．青少年の健全な成長を願うとき――地区委員会と育成会組織を中心として―― …… 199
２．区画整理事業中の事故対策について …… 213
高橋徳次議員
１．再度浅川長沼橋の架け替えについて問う …… 216
２．山王前１号線拡幅計画の其の後の進捗状況について …… 221
米沢照男議員
１．平山苑のがけ崩れ対策と緑地保全について …… 225
２．北野街道ぞいの下水道工事の進捗状況について …… 231
３．国保税滞納者への対応について …… 233
奥住日出男議員
１．２小前の歩道整備について問う …… 235
２．自治会が存在しない地域の住民サービスについて問う …… 239
田原　茂議員

1．来るべき高齢化社会に長期展望をもって備えよ …… 245
2．固定資産税課税ミスを防ぐためのチェック機能を強化せよ …… 251
3．災害時（火災等）での救済対策はどうなっているか …… 255
散　　会 …… 259

○６月15日　　金曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 261
欠　席　議　員 …… 261
出　席　説　明　員 …… 262
議　事　日　程 …… 262
開　　議 …… 263
（一般質問）
小川友一議員
1．東町地区土地区画整理事業に関連し今後の地域開発事業について …… 263
板垣正男議員
1．白内障人工水晶体（眼内レンズ）手術の保険適用を要請されたい …… 274
2．民間賃貸住宅家賃の助成を検討されたい …… 280
3．市民の森・スポーツ公園における付近住民のジョギングなどへの配慮を望みます …… 282
一ノ瀬　隆議員
1．視覚障害者への施策の充実をめざして …… 287
佐藤洋二議員
1．区画整理等道路新設（落川）に伴う安全対策について …… 305
2．ＪＲ豊田駅に於ける精算窓口廃止に伴う市民への影響について問う …… 309
馬場繁夫議員
1．ゴミ問題と環境汚染について再び問う …… 315
散　　会 …… 337

○６月18日　　月曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 339
欠　席　議　員 …… 339
出　席　説　明　員 …… 340
議　事　日　程 …… 340
開　　議 …… 341
（一般質問）
執印真智子議員
1．日野市のゴミ減量の具体的な対策について …… 341
宮沢清子議員
1．寝たきり老人歯科制度の実現を！ …… 356
2．児童生徒の健康管理のため脊椎側彎症の検査を公費負担で！ …… 363
旗野行雄議員
1．大店法をめぐる諸問題について …… 370
2．地域の未解決の問題について …… 382
福島盛之助議員
1．行政視察来訪議員に対する応対について …… 387
2．都市計画道路3･4･8号線（中央線～東光寺火の見）間用地買収市の対応について問う …… 396
下村　功議員
1．日野市の平和事業について …… 400
2．日野市の土地対策について …… 406
3．多摩平下水処理場の跡地利用について …… 412
散　　会 …… 415

○６月19日　　火曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 417
欠　席　議　員 …… 417
出　席　説　明　員 …… 418
議　事　日　程 …… 418
開　　議 …… 421
（一般質問）
夏井明男議員
1．日野台一丁目地域の交通事情と公園新設について問う …… 421

２．多摩平四丁目３番地ブロック計画について――６月１日公報ひの市長の話に関連して―― …… 426
３．ＪＲ中央線（多摩平陸橋～平山橋陸橋間）にまたがる交通対策について …… 436
竹ノ上武俊議員
１．横田米軍基地への核兵器持ち込みの動きについて …… 440
２．市役所行きバス便の改善について …… 456
３．三中など給食の質向上や校庭夜間照明について問う …… 459
天野輝男議員
１．中央線線路下ガード工事について問う …… 461
２．地域の基盤整備の進め方について問う …… 466
３．ＪＲの日野駅周辺について問う …… 468
沢田研二議員
１．学童クラブは、地域性を考慮した配置とし有資格者全員入所に向け一層の努力を …… 472
（請願上程）
請 願 第 ２－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願 … 487
請 願 第 ２－12 号　（仮称）浅川公会堂についての請願 …… 488
散　　会 …… 488

○６月26日　火曜日（第７日）
出 席 議 員 …… 489
欠 席 議 員 …… 489
出 席 説 明 員 …… 490
議 事 日 程 …… 490
開　　議 …… 493
（議案審査報告）　（総務・文教・厚生）
議 案 第 43 号　平成２年度日野市一般会計補正予算について（第１号） …… 493
（文教委員会）
議 案 第 42 号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 520
（厚生委員会）
議 案 第 44 号　平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号） …… 521
（総務委員会）
（請願審査報告）
請 願 第 ２－２ 号　日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願 …… 521
（文教委員会）
請 願 第 ２－７ 号　東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願 …… 522
請 願 第 ２－８ 号　東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願 …… 522
請 願 第 ２－12 号　（仮称）浅川公会堂についての請願 …… 523
（厚生委員会）
（継続審査）
請 願 第 ２－１ 号　生コン工場・資材置場の公害に関する請願 …… 529
（建設委員会）
請 願 第 ２－４ 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 529
請 願 第 ２－５ 号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願 …… 529
請 願 第 ２－６ 号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願 …… 529
請 願 第 ２－９ 号　第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願 … 529
請 願 第 ２－10 号　（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願 …… 529
請 願 第 ２－11 号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願 … 529
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 530
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 530
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 530
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 531
（請願上程）
請 願 第 ２－13 号　仮称神明４丁目ハイツ建築に関する請願 …… 531
（議案上程）
議 案 第 47 号　日野第一旭が丘処理分区（２－１）工事請負契約の締結について …… 531

議 案　第 48 号　日野市教育委員会委員の任命について …… 533
午後11時53分　休憩
後、再開に至らず閉会 …… 535

6 月12日　火曜日　（第 1 日）

平 成 2 年
第 2 回定例会　日 野 市 議 会 会 議 録　（第16号）

6 月12日　火曜日　（第 1 日）

出 席 議 員　（30名）

1 番	沢 田 研 二 君	2 番	執 印 真智子 君
3 番	田 原 茂 君	4 番	小 川 友 一 君
5 番	高 橋 徹 君	6 番	土 方 尚 功 君
7 番	天 野 輝 男 君	8 番	下 村 功 君
9 番	佐 藤 洋 二 君	10番	福 島 敏 雄 君
11番	内 田 勲 君	12番	宮 沢 清 子 君
13番	馬 場 繁 夫 君	14番	福 島 盛之助 君
15番	藤 林 理一郎 君	16番	小 山 良 悟 君
17番	高 橋 徳 次 君	18番	一ノ瀬 隆 君
19番	板 垣 正 男 君	20番	鈴 木 美奈子 君
21番	奥 住 日出男 君	22番	夏 井 明 男 君
23番	黒 川 重 憲 君	24番	旗 野 行 雄 君
25番	古 賀 俊 昭 君	26番	市 川 資 信 君
27番	谷 長 一 君	28番	名古屋 史 郎 君
29番	竹ノ上 武 俊 君	30番	米 沢 照 男 君

欠 席 議 員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本亨一君
社会教育部長	坂本金雄君	土地開発公社常務理事	大貫松雄君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成２年６月12日（火）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　行政報告
日程第　4　諸般の報告
（議案上程）

日程第　5　議案　第40号　日野市旭が丘五丁目15番地の23先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認について
日程第　6　議案　第41号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　7　議案　第42号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　8　議案　第43号　平成２年度日野市一般会計補正予算について（第１号）
日程第　9　議案　第44号　平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）
日程第　10　議案　第45号　（仮称）百草図書館開設備品の買入れについて
日程第　11　議案　第46号　日野市一般職の職員の平成２年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について
（報告）
日程第　12　報告　第４号　平成元年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第　13　報告　第５号　平成２年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
日程第　14　報告　第６号　平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について
日程第　15　報告　第７号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
（請願上程）
日程第　16　請願　第２－６号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願
日程第　17　請願　第２－７号　東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願
日程第　18　請願　第２－８号　東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願
日程第　19　請願　第２－９号　第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願

日程第　20　請願 第 2－10 号　　（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第20まで

午後１時34分　開会

○議長（小山良悟君）　これより平成２年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

５番　高　橋　　徹　君

６番　土　方　尚　功　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（古賀俊昭君）　それでは、６月８日、金曜日、議会運営委員会が開かれまして、平成２年第２回定例会の会期について協議、決定をいたしておりますので御報告をいたします。

会期は、本日６月12日より６月26日までの15日間となっております。

日程の中身について若干触れさせていただきます。

議案の上程は、通例２日目に普段行われておりますが、今回送付された議案の数及びその内容等から初日に上程可能と判断をいたしまして、本日の日程となっております。

なお、既に送付されております議案のほか、今議会では３本の追加議案が予定されております。一つは、６月期末手当の特例条例、また教育委員の同意案件、さらに下水道工事契約の議案等が予定されております。

なお、議案第41号につきましては地区センター条例の一部改正でありますが、従来、委員会に付託をし審査を行ってまいったところでありますが、本件は設置場所の地番変更のみの議案でありますので、取り扱いについては即決となっております。

一般質問につきましては、24人の議員から49件の通告が行われております。５日間で消化を予定をしたいと思っております。

新たに請願が５件提出をされておりますので、それぞれの常任委員会に付託をさせていただきたいと思います。

お手元の日程表でさらに詳しく御確認の上、以上の内容で御了解をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の御報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から６月26日まで期日15日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より第２回定例市議会をお願いいたします。

前回定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、市長より３件について報告を行い、ほかは提出資料をもってかえさせていただきます。

その第１、樹林地の寄附受領について。

平山六丁目の「平山苑住宅」に隣接する樹林地3.15ヘクタールについて、昨年12月、所有者の京王帝都電鉄株式会社より緑地として保存してほしい、との立場で寄附の申し出がありました。この緑地は、平山城址公園を初め周辺緑地と一体の貴重な自然樹林地を形成しており、将来にわたって保存する意義は大きいと考えます。

本年３月、申し出に応じ寄附受領の手続きを完了いたしました。とりあえず崖地部分には防災工事を行い、今後、地形を整え樹林地として保全に当たる計画であります。

報告第２、公共用地の取得について。

本市、将来の庁舎事情を考慮し、当庁舎周辺に用地の確保を図りたいと考えております。

昨年12月、当庁舎用地に隣接する神明一丁目11番の16及び同番20に当たる1,387平方メートルの土地について、公有地の拡大の推進に関する法律――公拡法と言われております。この法律を適用し協議を進めた結果、公共用地として買収することで合意いたしました。当面、日野市土地開発公社が先行取得することで、本年３月５日、所定の手続きを完了しております。

この土地は、平素は来庁者用の駐車場に活用するほか、防災情報センターと言うべき機能に充てる計画を進めております。

報告３、特別養護老人ホーム「浅川苑」の開設について。

市立特別養護老人ホーム「浅川苑」の竣工にあわせ、老人福祉法に基づく設置届を都知事に提出しておりましたが、去る５月１日、所定の審査を終え受理した旨の通知文書

を受け取りました。これによって事業開始に必要な行政手続きが完了し、入所定員50人、公設、法人営の特色を持つ特別養護老人ホーム「浅川苑」が正式にスタートしたことになります。５月８日から入所者の受け入れを開始しております。

また、併設の高幡福祉センターは４月１日より、浅川苑サービスセンターにつきましては、この６月１日より業務を開始いたしました。

以上、主要な事項３点につき御報告をして御理解をお願いするものであります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　２点につきまして御質問させていただきます。

まず１点は、６月１日の「広報ひの」で森田市長から「多摩平支所の本庁統合について」という記事が載っております。これをよく読みますと、多摩平支所を廃止して本庁に統合する、という内容で、しかも「現在多摩平支所の窓口を利用されている方については、できるだけ不便のないようにしたい」という、こういう結びになっておるわけでございます。

何年か前に、私、日野台の方を通っておりました動く窓口車、これが廃止になりまして、４人の職員が本庁の方に来てそれなりの行政サービスに携わっていく、ということに対して反対の意見を表明したことがございますけれども、現在、多摩平支所、どのくらいの割合でもって市民があの窓口を利用されているのか、具体的な数字を１点目は教えていただきたい。

それと、これにあわせて６月10日の東京新聞の中に「市連絡事務所を豊田の北口のあそこの駅前に開設をしたい」という、こういう記事もマスコミの情報としております。います。関連がございますけれども、今、市民が情報化という時代の中で情報を得るというよりも、手短にいろんな、そういった住民票であるとか印鑑証明であるとか、というものを身近で取りたい、というこういう時代になってきております。これは、とりもなおさず家庭の主婦のパート化という一つの労働体系の変化にも関与するわけでございますけれども、こういった社会情勢にある中で本庁に統合するということが、果たして住民サービスに逆行しないのかどうか、私はするんじゃないかと思うんです。

できることならば、ああいう支所をもう少し、もっと西平山とか、あっちの方にもつくっていただいて、本当に身近に書類等々が受けられるような、これが本当の住民サー

ビスではないかな、という気がするわけでございます。

市長は、本議会でも過去にも「立派な本庁ができた。しかもＪＲ中央線の上には陸橋もできたし、交通の便もよくなった」こういうことを言っております。この６月１日号の「広報ひの」の中でも、「バス運行の利便化を図る」ということも１項として入っております。

そうなりますと、じゃあ具体的に今度は、道路もよくなりまして陸橋もかかった。あの辺の方は本庁に来るのに、車の運転のできない方も結構おりまして、御婦人やほとんどの方が自転車でもって多摩平支所に行って書類を取ってくる。じゃあ今後は、この足はどうなるのか、具体的にその辺のところもあわせてお考えをお聞きしたい。

それと、七生支所の方は将来的にはどうなるのか、あれは本庁に統合しちゃうのかどうか、将来構想も含めてお聞かせをいただきたい、というふうに思います。

これが１点目でございます。

それから、もう１点は、５月の28日からタクシーの値上げがございました。この中で実際には480円が540円になったわけでございますけれども、身体障害者については、１級から６級までの方については申請をすれば10％の割引をいたします、という、こういうふうになったわけでございます。

日野市の場合には、１級から３級まで、年間１人72枚という基本料金のみのタクシー券を支給しております。したがって、４級から６級の方は関係ないわけでございますけれども、聞くところによりますと、都区内が主でございますけれども、自治体として手数料というような名目で市が、あるいは区がタクシー会社にそれに相応した補助金を出している、というこういう新聞報道も４月ごろ出されております。

日野市の考えとして、将来その辺をどういうふうにやっていくのか、タクシー会社の社会福祉事業ですから、これは行政は余り関係がない、といえばそうですけれども、実際には、今、480円の券を障害者に支給をしている。540円になりましたから、そこで60円という差額が出てきます。当然これは補正予算かなにかでもって出されるんでしょうけれども、そういう手数料的なことを――これは金額とパーセントと両方ありますけれども、出している自治体が幾つかある、ということですけれども、日野市は、将来どういうふうに考えているのか、その辺をお聞かせをいただきたい。

それから、タクシー料金がこれだけ上がってくる、当然、人件費も含めて非常に苦しいということ、こういう理由になりますけれども、日野市に今、車いすタクシー、これがあります。960万という補助金で３社でやっているわけですけれども、この辺の中身

が、果たして３分の１にする320万、これで事業がやっていけるのかどうか、業者から何か市に対して、そういう要請なり訴えがあったかどうか、現在あるのかどうか、市が果たして今のままでもっていいのかどうか、この辺もあわせて、身体障害者に光を当てた面の今後のタクシー料金のあり方についてお考えをお聞きしたい、というふうに思います。

以上２点です。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　多摩平支所の利用の状況でございますけれども、いわゆる主要な届出といいますか、転入、転出、出生、死亡、これらの届出が、大体年間7500件でございます。それと諸証明、これは印鑑証明であるとか住民票等の証明でございますが、年間を通して５万3,000件、これが取り扱いの件数でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問のとおり先般の広報紙上に、多摩平支所を本庁に統合する、ということにかかわる今後の取り扱い、あるいは考え方等について発表をし、市民の御理解をいただく、こういう手順の第一歩を進めております。議会には、これまでその趣旨のことを何回か申し上げたことがあるわけでありますが、来年あたりを期して一歩その方向に前進を図りたい、こういう考え方であります。

住民サービスは、確かに手厚く、また容易に市民の側に利便が伴っておる前提が建前であることは、言うまでもありません。記事を書いたわけでありますが、多摩平支所の場合は、距離も比較的近いわけでありますし、取り扱います事務も不完全と申しましょうか、本庁まで足を運んでもらわなければならない事務も残しておるわけでありますので、かねて対策を施しつつ本庁に統合するのが市の行政全般からいって、いろいろな有利性もある、このように考えてまいっております。

たまたま、動く窓口を廃止したということで質問の奥住議員さんからは、必ずしも評価はいただいてないわけでありますけれども、一面には、地方自治という行政の仕組みは、なるべく役所というふうに堅苦しく考えないで足を運んでいただく、こういうことが自治の本旨にもかなう、というふうにも思っておりますし、御質問の七生支所を統合するということは、これは日野市の、かつて町村の合併というような理由もありますし、川を隔てて南と北、というような関係もありますので、いずれは統合する、というふうなことを私が言う立場ではございません。

支所を統合することによって、なるべくサービスの欠如や不便を来さない、ということを建前としながら御理解をいただいて、そうして人員のある程度の――人員といいますのは職員ですが、ある程度の重点配分のこともありますし、それから駅前に、これはごく小規模ではありますが、何か利便の図れる、証明書等を受けつけてお渡しをできる、こういうような仕組みは設けたい、というふうに考えております。

また、バスの利便化こそ一番望ましいわけでありますが、できるだけその利便化条件を整えつつこの多摩平支所の本庁統合について推進をしていきたい、こういう考え方であります。

それから、タクシー値上げに伴います、いわゆる現在行っておりますタクシー利用の福祉タクシー等、車いすタクシー使用者の方に負担がかかる、ということではなくて、負担を補うという原則と、それからより一層の利便化を、利便化といいましょうか、サービスの提供を進めていくべき大切な課題だ、とこのように考えております。

なお、詳しいことにつきましては担当部長からお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

タクシーの値上げに伴いまして、現在実施しております身体障害者、あるいは精神薄弱者、これらの取り扱いにつきましては、先般タクシー会社と協議いたしまして、一応今後の取り扱いについては確定しているところでございます。

今回の改正では、身体障害者につきましては全部が、１級から６級までの方が初乗り料金も含めて10％の減額といいますか、そういうことでございます。それから、精薄につきましては適用はございません。

現在、日野市で行っております制度でございますが、身体障害者につきましては１級から３級まで、これは先生の御指摘のとおり年間72枚の初乗り料金としての補助をしております。精薄につきましては１度から３度の者、これらについても同じように補助しているところでございます。したがいまして、今回の値上げで60円値上げになるわけでございますが、あくまでも初乗り料金は市で補助していくということでございます。

したがいまして、身体障害者の方につきましては現在の初乗り料金480円、これはちょうど10％の減額という数字でございますので、現行どおり480円の券ということになります。ただし、精神薄弱者につきましては減額はございません。したがいまして、これら補助しております480円の券は540円にみなされる、ということでございます。しかし、

市としてはその差額60円を本人に、利用者に負担させることはできませんので、その分については後ほど補正予算等で対応していきたい、というふうに考えております。

それから、手数料でございますけれども、近隣の各市では若干の手数料を払っております。この手数料の性格は、利用者が身体障害者等ということで、非常に運転手さんも負担がかかる、ということで、若干の手数料を払っております。金額的には一律ではございませんが、これらにつきましても今回の値上げとの取り扱いの関係で、タクシー会社から手数料が欲しい、というような要請を受けているところでございますが、私どもとしても時間をかけて検討したい、ということで、本年度は手数料は支払わない、ということで話をしております。

それから、次の車いすタクシーでございます。これにつきましては、市内のタクシー会社３社と契約いたしまして、年間930万円の補助をしております。これにつきましても、以前から非常に経営が苦しい、ということでございます。市といたしましては、あくまでも営業の中で努力してほしい、ということを再三申し上げているわけでございますが、先般も出てきた数字を見ますと、各社とも400万から500万程度の赤字が出ている、というような現状でございます。

これらについても、今後、タクシー会社といろいろ協議をしていかなくてはならないんではないか、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

１点目の多摩平支所の件でございますけれども、市民部長の方から利用状況、数字を教えていただいたんですが、全体のこの数が何％ぐらいになるのか、もう少し教えていただきたいと思います。日野市、本庁も含めて全体の7500件と５万3000件がどのくらいの率に当たるのか、そこから、どのくらいの方が利用されているのかがわかりますので、その率も教えていただきたい。

それから、市長の方の御答弁でもって考え方はわかるんですけれども、私、前に言ったのは、多摩平支所、ああいうところはそのまま置いておいて、逆に駅とか地区センターとか、そういうところに簡単な証明書が取れるような、そういうものを置く時代じゃないか、こういう提言もしたことがございます。

今回、豊田の駅前に小規模ではあるけれども、置きたい。常駐――職員が何名かわかりませんけれども、当然、今より縮小されることは間違いないわけでございまして、そ

れが直接、住民サービスの低下につながるのかどうか、考え方が異なりますから一概には言えませんけれども、本当に市民本位ということを考えれば、今の多摩平支所というのは、バランス的にも本庁を中心にして東と西にうまい分布がされているわけでございますから、できることならばもう少し慎重に考えていただきたい、というふうに要望しておきます。

これは行政側の考えですから、これ以上、どうのこうの言えませんので、あくまでも市民の方に理解をしていただくしかないわけでございますけれども、ここに書かれております市長がおっしゃられている八つの項目を具体的に、かつ速やかに市民の方が理解されるように実現をしていただきたい。こんなふうに要望しておきたいと思います。

それから、２点目のタクシーの件でございますけれども、ただいまの部長の御答弁で十分ですけれども、１点だけ、ちょっと確認したいんですが、今回の10％割引のやり方なんですけれども、申請方式なんですね、これは。10％割引というのは。１級から３級までの方は補助券、いわゆるタクシー券が支給されていますから、それで初乗りはオーケーなんですけれども、それ以外の方、４級から６級の方、あるいは精薄者というのは540円になるわけです。しかも、障害者については手帳とか、そういうものを見せなさい、とそういうものをすべて記入して初めて10％の割引がきくんです。これは障害者のプライバシーというものを侵害していないかどうか。こういうやり方について、法的な問題について行政側として、どのようにお考えになるのか。手帳を持っていなかった場合、あるいは書きたくない、と言われた場合には、当然540円払うしかないわけですけれども、これが本当の社会福祉事業として通用するものかどうか、ちょっと疑問を感じていますので、その辺の御見解をお伺いしたい、というふうに思います。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　先ほどの件数でございますけれども、大体、多摩平で扱う件数は、本庁、七生支所、多摩平あわせます件数から割り出しますと20％前後でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、今回の身体障害者等の割り振りにつきましては、障害者手帳を掲示する、ということが会社としては絶対要件らしいんですね。それで、私どもも今回のこの割引につきましては、一番問題になったのは、やっぱり今おっしゃ

いましたとおり障害者のプライバシー、この点が非常に大きい問題でございます。もしその提示をしなければ割り引かれない、ということで、場合によってはそういう方も出るんではないか、ということが危惧されております。

それから、もう一つ問題点になったのは、日野市としては身体障害者と精神薄弱者を同じレベルで考えているんですけれども、タクシー会社の方は、精薄の方は割引をしない、というようなことで、その辺の不均衡さもあるというようなことで、これらについては善処をしてほしい、ということでタクシー会社に申し上げているんですけれども、今回の値上げについては、新聞等でも報道されているように料金の値上げを一方的にやるんじゃくて身体障害者の割引もやるんだ、両建てで行くので、ぜひ値上げをしたい、というようなことから始まったようでございます。

そんなことで、恐らく福祉の内容について十分調査もされないままに実施された、というようなことも考えられます。特にこの申請方式については、私どもの方から考えれば、それにかわるべき利用証的なものがあれば、一目見て、これは身体障害者だとわかればいいんですけれども、タクシー会社の経営からすると、それではもう、いわゆる言葉は悪いんですけれども、全部障害者扱いにすると実際の健常者を乗せても精神障害者を乗せたんだ、ということになると10％は不明になってしまう、というようなことがあって、会社としては、どうしてもその提示は必要だ、というふうに言っております。

したがいまして、できれば私ども、その利用証というものを新たに出しまして、それによって、例えば障害の内容がわからないような――障害者の番号とか、そういうものは当然明記しますけれども、病名等については、なるべく伏せて、もし、できればそういうような利用証でかえさせていただきたい、ということで、これからも協議をしていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは、４点ばかりお尋ねいたします。

一つは学校関係ですが、中学校の校則の問題を前に取り上げましたけれども、教育長のお話ですと検討して進めていきたい、というお話がありました。昨今、この校則につきましては、子供の人権の保障の問題と絡めてマスコミ等でも取り上げられているところですが、現状はどの辺まで進んでいるのか、御報告をお願いしたいと思います。

第２点目は、学区の編成についてであります。小学校区、中学校区についての学区の新編成について必要である、という資料を２回ほど報告ということでいただいておりま

すが、現在どの程度進んでいるのか教えていただきたいと思います。

３点目が、やはり学校のことですが、今回、学校給食の新しい食器が学校の給食試食会で試しに使われた経緯もあるようですが、その辺の内容は報告が上がっていれば、要するによい評判なのかどうか、特に使われるお子さんの立場が重要ですので、その辺、試しに実施をしてみてどういう状況なのか、把握をしていればお願いしたいと思います。

それから第４点目が、一般質問に重ならない範囲でひとつ、一言で結構ですが、お答え願いたいんですが、市立病院の裏側に駐車場がございますけれども、これは、うわさの域だと思いますが、最近、土地の地主さんと市の方で土地の売買契約を結んだ、というお話を風の便りに聞いているんですが、その真偽はどうなのか、お答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　それでは、学校関係にかかわる問題で、第１点目の校則の問題でございますけれど、御承知のように国連でも子供の人権条約というもの、これが採択されている。そういう中におきまして、学校関係の子供の人権という問題、この問題につきましては体罰の問題、あるいはいじめの問題等を含めまして、現在、各学校で持たれております学校の校則という問題、この問題につきまして前々から問題指摘がございましたように、各学校には、この校則の見直しの問題について学校当局に指示をいたしまして、各学校とも相当この校則の内容につきましては内容を整理して、本当に必要な内容に限って改正しております。そういうことを御報告しておきたいと思います。

それから、２番目の学区の編成問題でございますけれど、御指摘のように答申も受けましたし、本年度、新しく将来推計等も各議員の先生方のお手元にお配りしてあるような状況もありますし、私たちといたしましても早速この答申に基づいての学区域の手立て、そういうものにつきまして、特に緊急手立てを通していかなくてはならないような場所、それから、将来計画にわたって手直しをしていく必要のある場所、そういうように分けまして、特に緊急な問題につきましては、この夏休み以降、精力的に学校当局、あるいは地域の方々への説明、そんなものも含めながらやってまいりまして、早いところにつきましては来年の４月以降、学年進行の方式をとってでも手立てを進めていきたい、こんなように考えております。

それから、３番目の食器の問題につきましては前回の議会の際にも御質問がありましたけれども、まだ試行というところまで立ち至っていない、という状況で、近々、この

問題につきましては試行の方向に進めていく手立てがとられておりますけれども、まだ現時点では、各学校で新しく食器を使ってみてそれについての意見とか、そういうものがまとまっている、という、そんなような状況でないということで、申しわけありませんけれど、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　市立病院の裏の駐車場用地ということで、450.05平方メートルでございます。３人の共有者でございまして、現在交渉中でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　順次、再質問させていただきますが、校則につきましては現在改正をした、というふうに理解していいのかどうか、改正を作業中である、というふうに理解していいのか、ちょっとその辺、私には不明確に聞こえましたので、改正をして既に新しい校則のもとで進んでいるんだ、というふうに理解していいのかどうか、ちょっとお答え願いたいと思います。

それから、学区につきましては、確かに報告の中にも緊急性のあるところとないところ、ということで二つに分けて報告があったわけですが、学区の推移は学年変更で、というお話がありましたが、小学校、中学校というふうな形でありますので、小学校の体制ができて、その体制ができた次に中学校区の編成、というふうに理解するところですが、そうしますと、来年の平成３年以降の新しい学年というのは、小学校区の学区編成について意味している、というふうに理解するわけですが、それでよろしいのかどうかお答え願いたいと思います。

それから、食器の問題ですが、私が誤解をしているのかもしれませんけれども、ある学校で新しい食器を給食の試食会――よく、新しい生徒が入って来たときにお母さん方を交えて、どういうふうな食べ物を学校では提供しているのか、ということが行われる機会があるんですが、ある学校で、その給食試食会のときに臨時的にちょっと使ったのかもしれませんが、使ってみて、１年生にはちょっとその食器が重いんではないか、というふうな声が出た、というふうに聞いたもんですから、学校の全体の中で実施という前の、それこそ本当にテスト的な１クラスとか、そういうふうな形で行われたのかな、というふうに理解したところなんですが、その辺をちょっとお聞きしたかったわけです。わかれば、お願いしたいと思います。

それから、市立病院の裏側に駐車場として、市立病院の―― 一般の方も入っている

わけですが、臨時的に使われている場所については交渉中である、というお話でありました。共有者の方が３人ということでございますが、契約が成立をした、ということではなくて、これから、今推移して進めている、こういうふうに理解をして、いつごろのめどでこの契約を締結されるのか、その辺の見通しと、取得後の、契約後の対応についてお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第１点目の校則でございますけれど、各学校では校則の見直しを行いまして、新しい校則に基づいて取り組んでいる、そういう状況でございます。

それから、２点目の学区の編成の問題でございますけれど、小学校を先行して中学校を後に、という形ではなく、小中ともに、小学校、中学の関連もございますので、小学校並びに中学の中でも小学校との関連からいきまして、手立てできるところは同時進行的に取り組みを進めていきたい、こういうふうに考えております。

それから、３番目の食器の試行の問題につきましては、これは父母会等の席で取り扱ったかどうか、という問題も含めまして、まだ正式に学校として試行して、それについての意見が上がってくる、というような状態までに至っていないという状況でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　市立病院の裏の駐車場の件でございますけれども、先ほど交渉中と申し上げてございますけれども、先ほど申し上げたとおり３人の共有者がございます。この方の持ち分の調整ということで現在来ておりますけれども、およそ今月中にはまとまるんではないかな、成立するんじゃないかな、とこういうふうには考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　さきの議会で私が指摘をし、なお継続をしておりました件について、まず最初に質問をいたします。

さきの２月の市議会議員の選挙で、市の職員がある社会党公認の市議候補の選対委員長として事務所開きの案内状を出した、という件についてであります。本会議におきまして、事実を確認をするために引き続き調査を続行する、ということで答弁がなされておりました。その結果について報告をお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問についてお答えをいたします。

ただいま御質問いただきましたけれども、前、第１回の定例市議会でもいろいろ御質問を受けて、それにお答えをしてはおりましたけれども、その後、私どもの方でも弁護士ともいろいろ協議を進めまして、既に事情聴取を終えた部分についてもさらに本人に対して再確認をする、というような措置をとりました。また、本人の申し立てについてさらに第三者の確認をとる、というようなことも行っております。

こうした幾つかの措置をとった後に、これまでの調査結果に基づきまして今回の事件全体を総合的に検討をした結果、次のように判断をして処置をすることとしました。

まず、幾つかの文書にその職員の名前が使われた、ということについて本人が関与したかどうかという点が問題でございますけれども、本人から直接に事情を聴取をいたしましたし、それから弁明書の提出を求めたところ、本人はこれらの文書の企画、立案、作成、あるいは配付などについては一切関与していない、ということでございました。これについては前回も御報告を申し上げておりますが、したがって、本人のこの申し立てが事実であるかどうかを明らかにすることが必要なわけで、この点について資料を収集をし、それぞれの機関などに対しても調査を行いました。

こうした調査の結果、選挙事務所の責任者というのは別人である。市の職員ではない。また、これらの文書が本人とは別の差出人名義となっていること、あるいは選挙事務所の責任者が、職員本人には責任のない旨を明言していること、及び本人が名前を使用されたことを知った時点で抗議をしていることなど、こうした点について総合的に判断をしてみますと、本人の申し立てについて虚偽はない、という心証を持った次第でございます。また、本人の申し立てについて合理的な疑義を抱かせるほど有力な証拠は、そのほかには得られませんでした。

したがいまして、本人の申し立てのとおり、この件については本人は直接関与しなかった、と認定するのが相当である、という結論に達した次第でございます。

しかし、本人に無断であったとはいえ、これらの文書に名前が使用されたという事実がある、という点から見まして、一つは自分の名前の管理について本人に何か軽率な点があったのではないか、と指摘をされてもやむを得ない点があったのではないか。また名前が無断で使用されたという事実を知った後、抗議をした、というふうに本人は申しているわけですが、抗議の後における当該文書の回収など、いろいろ善処処置というのがあると思いますけれども、それらの点で適切さを欠いていたのではないか、と思われてもやむを得ない面もあった。このため市職員としての社会的信頼について誤解を招く

に至った、と私どもとしても判断をしたわけでございます。

したがいまして、以上のようなことから本人に対して厳重に注意することとし、5月の末に口頭により本人に申し渡しを行いました。この厳重注意の趣旨でございますが、今の経過報告の中にもございますけれども、改めて申し上げますと「今回の事件について不当に自分の名前が使用されたという事実に対する抗議などの措置について適切さを欠いた面もあり、市職員としての社会的信頼、あるいは綱紀について誤解を招くに至ったことは極めて遺憾である。今後、かかることのないよう地方公務員法の趣旨に照らして厳正に行動するように注意をする」こういう内容の厳重注意でございます。

以上、この件について処理経過と結果の概要を御報告申し上げます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　結論としては、政治活動を禁止しております地方公務員法に違反する事実が把握できなかった。いろいろ事実関係を調査して、結論としては、厳重な注意をもって結論とする、というのが今の助役の答弁だろうと思います。

私は、こういった事実経過を正確に把握する場合、本人だけの言い分を聞いて真実の結論とする、ということは適切ではないと思いますが、可能な限りの対応はされたのではないかと思いますが、多少納得できない点もございます。

そこで、一つだけ、もう一度この点についてはお聞きをしたいと思いますが、それでは、この選挙事務所の選対委員長といいますか、責任者は一体だれであったのか、という点は明らかにされてもいいのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　私どもの問題といたしましたのは、市の職員が文書に名前が出て、その肩書が選対委員長となっておりましたので、その辺について私どもは事実を明らかにしようとしたわけでございますけれども、少なくとも市職員がその事務所の選対委員長ではない。本人は、それには一切関与していない、という回答を得ておるわけでございまして、その際、選対委員長というのは後援会長が兼ねておる、というふうに回答をいただいております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　その方は多分公人であると思いますので、今回私が指摘した市の職員の方の名誉を守るためにもその選対委員長の責任者、名前を挙げていただくことは、本人のためにも私、なるのではないかと思うわけです。後援会長ということまで出

れば、当然、大体推測はついてくるわけですが、その点はどうしても出せない、名前を挙げられないのかどうか。

それから、本人が抗議をしたということで、本人は名前を使用されたことについてそれなりの措置はとっていた、ということはわかるわけでありますが、正式に法的な措置は一切とられていなかったのかどうか、その点ももう一度御回答をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　責任者の問題につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、本人が名前を使われたということがわかった時点で抗議をした、というふうに本人が申しておりますし、それは事実間違いない、というふうに私どもも確信しておりますが、それ以外の何らかの方法をとった、ということは聞いておりません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市の結論が厳重注意ということで答えを出しておりますので、私は、この問題を取り上げた立場から、やはりどなたが責任者を務めたのか、だれに名前を勝手にこの方は使用されたのか、その点は、結論として公の場所ではっきりしておくことが必要だと思います。その点、もう一度要求をしたいと思いますので、お答えをお願いをいたします。

それと、市長にお答えをお願いしたいんですが、いわゆる市長は、かねて清潔な市政を目指すということで、全職員を指揮をして監督者の立場でまちづくりに励んでおられるわけです。そういった中で、こういった厳しく糾弾をされなければならない市政の信用を傷つけるような事件が発生をし、本人に対しても注意が行われた、ということでありますので、こういった法令や服務規定を無視するような行為があった、と思われる場合には、もう少し早急な、また適切な対応をとられてもいいのではなかったか、と思うわけです。

市長の現時点での考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方公務員である職員が、市民から不信と思われるような行為をしてはいけない、ということは、もう言うまでもありません。私も清潔な市政を目指し、かかわる職員がすべて「親切、清潔、能率」ということをモットーにしなさいと言っているわけでありますので、なお、そのことの趣旨が徹底するように図っていきた

い、こういう結論であります。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　先ほどのお答えのとおりであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　後援会長さんが選対委員長であった、ということで、これではっきりしたと思いますが、市に出されたこの件についての文書があるやに聞いておりますが、どういうものか、本人の弁明書だけなのかどうか、その点も、ひとつ最後に明らかにしておいていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　私どもがただいま経過と、その処理結果について御報告を申し上げましたけれども、そういった私どもの最終的な方針を決定するに必要な範囲で資料を集め、証言も得ているわけであります。その中で本人からの弁明書のほかには、それを証拠づけるための調査資料と申しますか、そういったものはいただいております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　本当の選対委員長さんがいた、ということで結論が出たわけですが、その方からは何も文書は、市に対して何も出されていないのかどうか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問にありましたような名前での文書はございません。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市に対して本人の弁明書以外にこの職員の立場を擁護する意味で何か文書が市の方に出された、ということも聞くわけですが、本人の弁明書以外には何も提出されてないというのは事実ですか。本当の選対委員長さんが別にいた、ということが市の調査の結果わかったわけですが、その方は何も提出していませんか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ちょっと私の先ほどのお答えが不十分だったかもわかりませんが、本人の弁明書以外にもそういう文書は、私どもは集めております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これ以上、この問題を私の方から指摘をするということについては、これで本人に対しても注意が行われたということで、これ以上の問題点の指摘というのは、これで終わりにしたいと思いますが、今後、市長の厳正な指導、監督、地方公務員法や服務規定がきちんと職員の皆さんの間で守られるように、指導、監督の責任を果たしていただきたいと思います。そのことをお願いをしておきます。

次に、２点ほど質問をいたします。

先ほど、本会議の開会に先立ちまして代表者会議が開かれ、その中で、ことしから東京都道路整備事業推進大会というものが開催をされる、ということになった。そして、各自治体でも、これに議員も、また市の職員の皆さんも参加をして交通混雑の緩和や、安全で快適なまちづくりに資するために道路や橋梁、それから鉄道の連続立体化、またモノレールの整備の推進を図る、ということで取り組みが決まったわけです。

そこで、最近、多少動きがあると伝えられております２本の都市計画道路の進捗状況について、お尋ねをさせていただきます。

一つは、日野バイパスであります。日野バイパスは、御承知のように日野橋から八王子まで8.1キロ、４車線道路を確保して交通渋滞を解消しよう、という計画でありますが、この都市計画道路の日野バイパス、国道20号線の日野バイパスでありますが、現在の事業の進展の状況はどうなのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

なお、1･3･1と呼ばれておりました都市計画道路、現在は3･3･2号線ということで事業の早期完成が求められているわけでありますが、こちらの都市計画道路の用地の取得や進捗の状況についても、あわせてお答えをいただきたいと思います。

続けて、もう一つお聞きをしておきます。

教育委員会にお尋ねをいたしますが、学習指導要領が改定されたことにより、公立の小中高校での国旗「日の丸」掲揚と国歌「君が代」の斉唱が４月から義務づけられたわけでありますが、本年の卒業式、また入学式においても移行措置としてこの要領の趣旨にのっとった指導が行われたところでありますが、日野市でも小中学校での実施状況はどうであったのか、調査結果をここで明らかにしていただきたいと思います。

それから、もう１点、先ほどの市長の行政報告の中で、市役所横の神明の民有地を取得をして防災センターを建設をする、という計画が明らかにされたわけでありますが、私も、はっきりどの場所か、今、明らかに限定することはできませんが、多分この当該地は、２階建ての鉄筋の集合住宅が建設されているところだと思います。この建物を防災センターとして使用する、というのかどうか、その点の市長の考え方をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　それでは、都市計画道路の関係につきましてお答えをいたします。

まず、日野バイパスでございますが、現在、用地確保をしておりますのは、東の分から申し上げますと万願寺土地区画整理事業の区域内でございます。これは1.6キロメートルございまして、区画整理事業の中で用地を確保しているということでございます。

それから、神明上のいわゆる区域内まで、既に一部供用開始、また一部用地確保がなされておりまして、万願寺の区画整理の境まで、約延長にいたしまして900メートル未開通の部分がございます。いわゆる事業化にまだ入ってない部分がございます。

このうち万願寺の区画整理の区域、これは都市計画道路で申し上げますと3・4・11号線でございまして、この11号線の西側から川崎街道まで、約340メーターございまして、この区間につきましては本年度から建設省が用地買収に入っております。川崎街道から神明上の区画整理の境まででございますが、これは約560メートルございます。この区間につきましては、建設省がもちろん中心になりまして地元との調整をしてまいったわけでございますが、本年の７月ごろ地元説明会を持つ予定で話が進んでおります。

以上が日野バイパスでございます。

あと幹線道路で都市計画道路3・3・2号線、これは八王子南バイパスの一部でございますけれども、全長が4.1キロメートルございます。このうち約３キロメートルでございますけれども、豊田南及び西平山の区画整理で道路をつくっていきたい。残る1.1キロ、要するに日野バイパスから豊田の一番橋通り、都市計画道路で申し上げますと3・4・14号線でございます。この間が1.1キロございます。この区間につきましては、本年度の予算でも御承認をいただいておりますが、この区間の、いわゆる生活基盤整備をどうするか、ということで1,100万円の――区画整理で申し上げますとＡ調査に相当する予算を持っております。このＡ調査、1,100万円の調査をいたしまして、この区間の事業化について、市及び国と協議をしてまいりたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問の第２点、公共用地の取得についての御質問にお答えをいたします。

場所は、市民会館の南方、つまり道路を隔てた相向かいの用地であります。今まで栗の木がありましたが、栗の木を撤去しております。面積は1,387平方メートルと御報告

いたしました。その中に、御指摘のとおり不燃建築の２階建て、10戸分に相当するアパートがあります。この建物もあわせて買収をいたしました。

それで、平素は庁舎に来られる方の駐車場に活用するとともに、防災情報センターというべき機能に充てる計画であります、というふうに報告をしております。つまり防災センターといいますと、これはいろいろな資材の備蓄等が伴うことになりましょうが、ここは、地震発生等の機器管理の際に、危機状態を行政として通信を受け、あるいは通信を発信する、こういう受信、発信の情報センターにしよう。そして、一方に災害対策本部を設ける際の場所に充てたい、こういう考え方があります。

したがいまして、建物は、今、一部は機器の設備をする場所、つまり情報関係の、無電関係の受信、発信の機器を装置する場所、それから、ある場合にはまた災害対策要員の一時起居する場所、こういうことが考えられております。

この場所には、いずれ東京都にもお願いをして受信送信用の鉄塔を建てる、こういうことにもなってくるわけでありまして、どの程度、車が置けるか、ということは不確定ではございますが、普段はある程度の広場でもありますので、車両を置く。それから、緊急時に備えた、いわゆる防災情報センターという形の拠点を置く、こういうことを予定をして用地の確保をした、こういうことであります。

○議長（小山良悟君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　３点目の学習指導要領の改定に伴いまして、本年度の卒業式並びに入学式におけるところの「日の丸」「君が代」の実施の状況、どんな状況だったのか、ということでございますが、卒業式につきましては、これは入学式も同様でございますが、「日の丸」関係は小中学校ともに100％実施という形で、全校が「日の丸」を掲げて卒業式、あるいは入学式を実施しております。

「君が代」の方につきましては、これは小学校関係、卒業式段階では斉唱した学校が８校、それから、メロディーを流して演奏した学校が５校、実施しなかった学校が７校、中学校は、全校８校とも実施しておりません。

それから、入学式時点ではどうかということでございますけれども、入学式時点では小学校では斉唱した学校が２校、それからメロディーを流して演奏した学校が７校、実施しなかった学校が11校、小学校はそういう状況になっております。それから、中学ではどうかということでございますが、中学ではメロディーを流して演奏した学校が７校、実施しなかった学校が１校、そんなような状況でございます。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは、再質問を行います。

都市計画道路については、ここで大きな大会を初めて東京都で持たれて、予算化をここに取り組むという体制が整いつつありますし、公共事業をとにかく積極的にやって社会資本を充実させていく、という、大きな国際的な流れの中に我が自治体もあるわけでありますので、積極的に取り組んでいただきたいわけでありますが、内容は、要は用地をいかに取得していくか、ということにあると思うわけであります。

また、地域の住民の理解を得て、一時的には反対運動や、こういった事業に対する抵抗等も見られるわけでありまして、そういった人たちに対する積極的な説明、また理解を得るための努力というものを行政は率先をして、特に市長は先頭に立ってやらなければならない、と思うわけでありますが、まず、3・3・2号線の都市計画道路は、オリエント時計の社宅の南側で日野バイパス方向と、それから西平山方向、つまり八王子へ向けての3・3・2号線に分かれていくわけであります。

まず3・3・2号線の用地の取得状況は、今説明がありましたので大体掌握をいたしましたが、今後、用地の取得については、国がもちろん直接買収をしていくわけでありますが、代替地を提供する、つまり市長がその任に直接当たるような気持ちでこの事業の促進に取り組んでいかなければならない、と思うわけでありますが、測量も今までできなかった、また説明会を開くことも十分できなかった、というような地域に対して、この代替地のお世話等を含めて市長の取り組みの姿勢についてお聞きをしたいと思います。

また、日野バイパスについては多摩平団地の中を通過するということで、今までは選挙の折りにも、昔はこの日野バイパス建設反対、というビラも盛んにまかれていた時期もあるわけでありますが、現状、こういった反対運動については、余り私ども普段聞き及ぶこともなくなり、こういった事業に対する理解が深まってきたのではないかと思いますが、この点については、市はどのように承知をしておられるか。もし、まだ十分理解が得られていなければ、最初に申し上げましたとおり果敢に出かけていただき、こういった障害になっている部分の除去に努めていただきたい、と思うわけでありますが、日野バイパスについての現状、従来反対運動があった地点については、どういう理解を得ておられるか、この点についてお尋ねをいたします。

それから、順序が入れかわりますが、市長がさきに防災センターのことで答弁がありましたので、その点、再質問を行います。

建物も含めて買収をしたということでありますが、たしか、このアパートには入居者がいたと思いますが、現在はその入居者は、全部引っ越しておられないのかどうか、建

物を入居者を含めて市が買収する、ということは、あり得ないと思いますので、この点についても、ひとつ確認をさせていただきたいと思います。

それから、この建物は無線室を設ける、という市長の今お考えですが、確かに不燃建物で、私ども素人が見ても鉄骨の共同住宅で、そう簡単には燃えないのかもわかりませんが、大震災のときに住民に対して、また各防災機関と情報を交換する建物として、果たして一般の今まで住宅であったアパートが、大震災のときにつぶれるかどうかはわかりませんが、果たして適切かどうか、ちょっと疑問に感ずるわけですが、市長は、この建物に無線の情報を送り、また受け取る場所を設ける、ということになっているようですが、この点、大丈夫かという気がするんですが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

それと、予算議会の折りにも私は、いろいろ市長にお聞きをしたんですが、東京都が新都庁舎を完成させますと、人工衛星をも利用した防災体制を充実させる、ということで、各市に協力参加を呼びかけていたわけですが、日野市はこの参加を断ったということで、東京都の、この高度な防災システムの中に現在日野市は、従来の型のままで、参加をしないということになってしまっているわけですが、市がその無線塔をつくるということになりますと、東京都の財政的援助は受けられないのではないかと思いますが、どの程度の規模のものを考えておられるのか、お尋ねをいたします。かなり高いものを建てなければ無線塔というものはその役目を果たさない、と思うわけでありますが、この点について回答をお願いをいたします。

それから、教育長の方から卒業式、入学式、いわゆる公式行事における国旗「日の丸」掲揚と国歌「君が代」の斉唱、あるいはメロディーのみを流した学校も多かったようでありますが、実施状況が今発表されました。それぞれ、各学校で校長先生、教頭先生、また心ある、良識ある先生方がいろいろ努力をしてくださったあかしかな、という気もするわけでありますが、今後、教育委員会としては、今年度から同要領が初めて正式に移行措置として実施をされることになったわけでありますので、この結果を踏まえて来年度は、どのように取り組む姿勢をお持ちなのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど入学式の中で、全部で８校、中学校があるわけでありますが、１校だけ国歌「君が代」についてメロディーの演奏、また斉唱も行わなかった学校がある、ということでありますが、これはどこなのか、学校名を教えていただきたいと思います。

全般に見まして、最初に申し上げましたとおり、学校によっては非常にスムーズに父兄の皆さん、また先生方にも受け入れられ、当たり前のことでありますが、順調に実施

をされた、ということも認められるわけでありますが、入学式では、小学校の場合、国歌については９校だけが実施をしている。11校はまだ手つかずの状態である、という実態もあるわけでありますので、教育委員会の今後の姿勢をお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の２点について概要のお答えをしておきたいと思います。

市内のハードなまちづくりに都市計画道路がある、ということは、もう今までもその用地の確保促進のために区画整理事業を行い、あるいはいろいろな形の用地確保の交渉も行ってまいっておるわけでありまして、公害性のなるべくない道路の築造を配慮しながら、しかも全体的な、日野市を通過する都市計画道路についても積極的に事業の実現を進めていこう、こういうのが我が市の現在の考え方であります。

そして、御承知のとおりの東から西に向かって区画整理事業を三つ並べ、おおむね用地が確保できることになるわけでありますが、堀之内かいわいの一部分のみ区画整理の適用をいたしていないわけでありまして、したがって直接買収になる。国が、もう２年ぐらいかけて交渉も進めておられますし、それをまた日野市民との交渉に当たりましては市の担当部、課も積極的に御協力をしておる、という状況であります。

特に交換用地等がぜひ必要である、という際には、持ち得ている区画整理事業の中の保留地等の提供によって便宜を図る、ということも可能なシステムを設けておるわけでありまして、そういう積極的に都市計画道路が完成することを目指しておるというのが基本姿勢だ、というふうに理解をしておいていただきたいと思います。

それから、情報防災センターにかかわりまして初めての、それこそ情報を差し上げる機会でもございますので、いろいろお聞き取り願わなければならないことも伴っております。

一方の、市内のいわゆる同時放送防災無線、これは、既に調査がある程度できておりますので、今後、２年、３年をかけて適切に実現をしていこう、こういう考え方であります。これは、主として送信の側になるわけでありますが、今御指摘の、いわゆる東京都の庁舎ができることに伴って防災体制が組まれる。その受信のシステムを日野市の庁舎の屋上ということが、昨年の半年ぐらいの間の交渉事ではありましたが、庁舎屋上にまた相当重量のある鉄塔を建てる、というよりも、我々といたしましては、直接独立塔でお願いをしたい、今、用地の確保を進めております、という状況を説明をして、断っ

たんではなくて１年間の猶予を願った、ということでありました。当局もそのことをよく理解をしていただいております。

したがって、都からどの程度の、独立鉄塔をつくる際の責任分担があるか、ということは、これからの協議に入るわけであります。来年度、都予算に間に合わせる、というふうに助言をいただいておる、こういう状況であります。

この件につきましては、用地を確保しましたということと、それから、伴って既存の住宅が新しい、かなりしっかりした建物なんですが、あわせ買い取った、ということでありますので、その建物部分もなるべく活用をしていこう、ということであります。居住のことにつきましては総務部長からお答えをいたしますが、これからの、ある程度は建物が活用できる、という部分と、また新たにある程度の建物もつくらなければならない、という部分が伴ってくると思っております。

しかし、現在の建物がかなりしっかりした建物ですから、むしろ積極的ないろんな形で活用ができる、こういう基本的な検討、調査は行った、ということであります。

そのような意味をもっての用地確保である、というふうに御理解をお願いをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ただいまの市長からのお答えに続きまして、アパート、共同住宅の入居者の関係について私の方からお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、10世帯の入居が可能な建物でございますけれども、現在は８世帯がまだ入居されております。これにつきましては、譲り渡し人が責任をもって退去させる、ということになっております。代替の居住先等を斡旋しておりますので、これがほぼ合意に達している、というふうに聞いております。したがって、近いうちに入居者に退去していただく、ということになろうかと思っております。

一応退去につきましては、責任をもって本年末をもって引き渡す、ということになっております。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　実施しなかった学校につきましては、学校長の方は校内事情というものを十分判断した上で本年度見送った、とそういうように考えております。

なお学校名については、ここでは発表するということをお許し願いたいと思います。

それから、来年度へ向けましての問題としては、学習指導要領、この趣旨に基づきまして、さらにその職場の共通理解を得られるような努力、これをさらに続けてまいりた

い、こう思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長の方からは、都市計画道路については、もちろん積極的に事業の実現に努める、ということで、その姿勢はもちろん当然のことなんですが、具体的にやはり用地がなければ、こういう事業は一切、下水道事業もそうであるわけですが、進展をしないということからすれば、国が買収するための予算を、いろいろ国政の力も借りて確保した時期もあったようでありますので、市が具体的な対応を一般的な決意表明にとどまらず、この地点についてはこうする、というような用地確保の努力を、率先して国とともにしていただきたいと思います。

なお、一部に反対のあった地域については、既にそういった運動はもう終息している、というふうにお考えなのかどうか。もちろん、公害や、いろいろな都市計画道路建設によって地域にマイナスの何かを与える、というようなことがあってはならないのは、当然のことでありますが、この点についての理解をもう一度お尋ねをいたします。

用地の代替地等の提供について、市長の姿勢はわかったわけでありますが、具体的に今年度もそうした姿勢を積極的にとっていかれるのかどうか、もう一度、いろいろ動きが出てきた、ということもお話がございましたので、この点、重複するかもわかりませんが、いま一度お尋ねをしたいと思います。

それから、国旗、国歌の取り扱いについて、具体的な学校名は、教育長は挙げられなかったんですが、今年度の状況を踏まえて、さらにこの新しい学習指導要領の趣旨が徹底するように努力をしていく、ということだろうと思います。

私は、市長の考え方をひとつお聞きをしたいと思うんですが、この議論をする際に、学校現場を混乱させるな、という意味合いの反対意見というのが、よく出て来るわけです。今、この新しい学習指導要領に基づく国旗や国歌の取り扱いについて単純な知識で反対をぶっている人たちというのは、必ずいるわけですね。そういう人たちが「日の丸」や「君が代」はイコール軍国主義だ、ということで絵に書いたようなことを絶えず発言をしてくる。こういう人たちがいる以上は、多少の波風といいますか、そういうものはどうしても避けられないと思うわけです。

ここで、学習指導要領が改定をされるということを機に混乱を避けたいということを余り前面にお出しになると、混乱が生じるから――校長や教頭先生や、また普通の良識ある先生方も、混乱をするのであれば、じゃあ先の課題として今回は見合わせるか、と

いうことになるわけです。表現は悪いかもわかりませんが、多少、波風や混乱があっても、この指導要領は実施をしていく、という姿勢を私は示すべきではないか、と思うわけです。

いま少し積極的な、私は姿勢があっていいと思いますし、長く続いてきた不毛の論争にピリオドを打って国民の期待に応えるためにも、日野の教育委員会は、そういった姿勢を私はぜひとるべきではないか、と思うわけですが、教育長のお考えをもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　都市計画道路の関係につきまして、お答えをいたします。

代替地の提供の問題でございますが、ごく一般的に申し上げまして、国及び東京都が道路用地を買収する場合には、これは原則でございますけれども、金銭補償をまず考えております。要するにお金で買収をする、ということが大前提でございます。しかしながら、この対象になりまして住んでいる方は、どこかへ移らなければならないということでございます。これを生活再建と称しておりますけれども、これらにつきましては、本人が代替地を探す、あるいは国と、それから地元であります市が、本人の希望を聞きまして代替地を探し提供する、ということになるわけでございます。

いわゆる道路の施行者、いわゆる道路管理者、この道路でいいますと国でございますけれども、国と市が一体になりまして、生活再建等について全力を投球したい、というふうに考えております。

それから、反対運動の件でございますが、過去に、この日野バイパスの延伸につきまして、多摩平地域の住民の皆さんと自動車公害を中心にいたしまして話し合った経緯はございます。今後、今計画しておりますこの道路は、さらに延伸をするわけでございますので、国とも十分連携をとりながら関連の市民の方と話し合いをし理解を求めていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　「日の丸」「君が代」の問題で多少の波風があっても混乱を、やはりある時点では克服して、実施という方向での位置づけをはっきりさせていくべきではないか、という観点での御質問だと思いますけれども、現に「日の丸」関係につきましては、小中学校ともに100％の学校が実施されている。これにつきましても相当長

い年月をかけて現在のような状況が現出されている。

それから、「日の丸」「君が代」の問題につきまして、これを是とする考え方の中でも、こういう問題につきまして72%からの人が、やはりその問題を強制とか、あるいは法制化とか、そういう形で解決すべきではなくて国民の、やはり気持ちの底から起き上がっていく、その方向の中で定着していくことが望ましい、こういう世論調査等の反映もありますし、各学校の学校長を中心として、先生方もいろんな角度でこの問題については――この前の議会のときにも申し上げましたように、独立国歌として国旗とか国歌を持っていない国というのはないわけで、そういう面も含めながら、よく内部での話を煮詰めながら共通理解を得て実施していかれる方向に進めていくのが妥当ではないか、こういうように考えておりますし、また、そういう面にわたっては十分学校等とも意思疎通といいますか、意見交換をやりまして、できるだけ学習指導要領の線に沿った方向での努力を進めていきたい、とこう考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　都市計画道路の3・3・2号線、並びに3・3・4号線については、時代の背景も多少変わってきたということで、近隣の地域の住民の皆さんの従来やった、こういった事業を疑問視する声もほとんどなくなっている、ということでもありますし、国も大いに公共事業にこれからお金を使おう、という、そういった時世にもなっているわけでありますので、市長も事業の主体者と同じような気持ちになって、この事業の進捗に努めていただき、交通渋滞の緩和や都市環境の整備のために一層励んでいただきたい、とこのように思います。

それから、防災センターの件でありますが、まだ入居しておられる方が８世帯いらっしゃる。それを建物を含めて市が買収をした、ということでありますが、じゃあ市は家主さんになった、大屋さんになった、ということになろうかと思うんですが、その辺はどう理解したらいいか、ちょっと瑣末な問題かもわかりませんが、小さな問題ですが、御回答をお願いいたします。

それから、東京都の新しい防災システムに１年遅れで日野市は参画する、ということで大きな鉄塔の建設を予定している、ということでありますが、従来、日野市のこの庁舎の屋上に建てる計画があった、というふうに市長はおっしゃったんですが、そういうものをそのアパートの上に建てるということは、ちょっと不可能ですね。しかも庁舎の横や市民会館の横ですと、いわゆる電波が飛ばない、ということも考えられるのではないかと思うんです。かなり高いものを建てる必要があると思うんですが、その辺は専門

的にどうとらえておられるか、真横に市民会館のああいうコンクリートの建物が建っている中で電波を受け電波を発信するには、高さがかなり必要なアンテナを要すると思うんですが、この点は、専門的にどなたが判断されて、どういう計画でいらっしゃるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

教育長のお考えは、現状ではそれが精いっぱいだろうと思いますし、一定の努力を教育委員会としてもされている、ということは私もわかるわけでありますが、私が言いたかったのは、スムーズに実施ができないということは今までのいろんな経緯を見れば、必ずこういう問題にクレームをつける問題屋さんが、各学校にはいるもんです。ですから、ある程度、多少のいろいろ摩擦のようなものがあっても校長先生や学校管理に当たっている責任者の人には、きちんと実施をしてくださいよ、という姿勢がないと、現場では非常にやりにくいのではないか、と私は思いましたので、こういった発言をさせていただいているわけです。

日教組も、この国歌や国旗に対する反対運動を長くやってきたわけでありますが、先般の日教組の全国の教研集会のこの問題に対する発言を見ておりますと、日教組もかなり現状をもうこの運動が行き詰まってきている、ということを認めているんですね。各学校でいろいろ運動をやったけれども、自分の学校では、「君が代」の斉唱と「日の丸」の掲揚に反対したのは自分１人であったので孤立してしまったとか、この問題について父兄にいろいろ問いかけたけれども、父兄の皆さんは、もう既に「日の丸」が国旗であり「君が代」が国歌である、というのは皆が理解しているところなのに、なぜいまさらこういうことを持ち出すのか、と言って十分父兄の理解は得られなかったとか、そういう発表も日教組の先生自身がやっている、という時代背景もできてきております。

ですから、教育委員会では穏便に事を進めたい、ということはあるかもわかりませんが、やはり、ある程度のきちんとした方向性は示していただいて、学校の現場で、やはりきちんとやりやすいような、対応できやすいような教育委員会としての姿勢を築いていただきたい、と思うわけであります。

私は、文教委員会の審査の折りにもちょっと触れましたが、先般、札幌で開かれた第２回の「アジア冬季競技大会」の表彰のときに、外国の国歌を取り違えて放送したり、選手の国の名前を間違えて放送する、というようなとんでもないミスをやったということを聞きまして、やはり、戦後我が国が、外国で当たり前の常識になっている国旗や国歌の取り扱いについて、ことさら、こういう問題をないがしろにしてきた。健全なナショナリズムまでも否定をしてきた、というところに何か一因があるような気がいたしまし

た。こういったことは昔であれば、場合によっては国と国との争いにも発展しかねない大問題で、競技の運営やこういった事業の進行に当たっては、日本人というのは、非常に微に入り細にわたり、外国の人たちが感心するほど、きちんと実施する能力がありながら、国旗や国歌についてこういった手落ちをするということは、やはり戦後の我が国の風潮や、一部のそういった人たちに対するよこしまな主張に迎合してきたことに原因があるのではないか、と思うわけであります。単純なミスではなかったと思いますので、そういったことも一つ念頭に置いていただき、来年度に向けて、ひとつ取り組みに万全を期していただきたい、このように思うわけであります。

再質問の部分について回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁舎周辺近く、欲しいと思っていた用地を確保できる機会ができた、ということで、建物のない方が望ましい、というふうにも言えるかもしれませんが、あるものをもって活用することも考えて、むしろ進んで確保しよう、ということにいたしたわけでありまして、市が家主になったわけではありません。これは地主さんが、所有をしておる方に期限をつけて移りかわっていただく、ということになるわけでありまして、それから、独立塔というふうに申し上げておりますが、つまり無電を受信をし、また発信もする、こういう機能には、かなり高い鉄塔が必要になる、というふうに考えております。ごく常識的に言いまして、この庁舎の上の予定された鉄塔は10メートル、鉄骨量４トン、と聞いております。

今、御指摘のように、災害時に庁舎の上は大丈夫か、ということを最も私は懸念いたしました。したがって、地上に独立塔で建てるのが一番適切だろう、こう思っております。

この建物は６階、約20メーターですから、10メーター足すと30メーター程度の鉄骨になる、素人的にもそういう考えでおります。専門機関にいずれまた、あわせて調査を依頼することになりますので、万全を期して、つまり災害時に日野市民の安全のために最も効果のある情報センターにいたしたい、このような考えであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　その点についてだけ、私の正直な疑問を申し上げますが、その鉄骨２階建てのアパートを今回土地を含めてお買いになった。その建物を無線室にする、そのほかにも緊急災害時の動員をされた職員や要員の皆さんの起居の場所にも充てる、ということでありますが、大規模災害が発生するということになりますと、万が一発生

した場合のことを考えて我々は対応するわけですから、この市の庁舎は残っても、その鉄骨の民間のアパートは、もしかすると倒壊するかもわかりませんね。倒壊した方に無線室や司令部があって要員の方がいて、こちらが残るということは、素人考えで市長はいろいろおっしゃった、というふうに認めておられますが、私も素人考えで考えると、鉄骨の今の民間のアパートがどの程度の耐震構造になっているかわかりませんが、大規模災害のときにそちらの方が安全だ、という発想は、ちょっと飲み込めないんですけれども、大丈夫なんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのアパートの上に建てるわけではありません。地上に建てる、地上に独立塔を建てる、こう言っておるわけでありまして、建物の中に無線機器を収容するのは当たり前であります。安全を期して、専門的にできるだけ機能を高く、それから強固なものをつくっていこう、こういうことであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市の庁舎は鉄筋の建物ですね、鉄筋構造になっています。あの民間アパートは鉄骨ですよね、鉄筋ではなくて。ふつう、鉄骨よりは鉄筋の方が丈夫だ、なにかのときには安全だ、と皆、普通考えると思うんですが、日野市の場合には鉄筋建物よりも鉄骨のああいうアパートのような、いわゆるプレハブのような、いわゆる既成の壁とかでき合いの建築資材を使ってつくった建物の方が丈夫だ、という判断に立っておられるというのは、どうも私には理解できないんですが、どちらかがつぶれるとなれば、まず、やはりそちらの、民間アパートを買い上げて市が使おうとしている建物の方が、私は弱いと思いますけれども、いろいろ工夫をして、とおっしゃるんですけれども、つじつまが合わないですね、市長がおっしゃることは……。どういう検討をされたんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　説明の仕方が不適切かもしれませんが、建物があるということは、現実の事実でありまして、それもあわせ求めた、ということであります。

それから、現在、受信、発信の今までの機器は、この庁舎の２階の公害防災のスペースに置いてあるわけですが、防災対策本部をつくる際には、私はもっと機動力のあるそういう位置、並びにすぐ外に出られるような建物を利用することが効果的だ、とこう思っております。そして、建物の堅牢性の云々ということは、これは専門的に私ども言い切る力はございませんが、この庁舎の上に設計上に計算されてない重量物を置くというこ

とは、これは普段の風害とか何とかという見地からだって決して安全とはいえない。むしろ地上に基礎のしっかりした独立塔を建てる、という方が単純明快というか、より強固なものになる、と私はこのように確信をしておる、と申し上げたわけであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　もう時間があれですので、私は余り専門的な知識もありませんので、この程度で終わりにしたいと思うんですが、一つ問題点に私がしているのは、市が買い取った建物に、市長が防災無線の受信、発信の部屋も設けるということをおっしゃるから、強度がどのくらいあるか、震災に耐えるかどうかは私はわかりませんが、素人の判断では鉄骨の建物は弱い、というふうに私は思うわけです。やっぱり、こういう鉄筋の通ったコンクリートの堅牢な建物の方が強いと私は思うわけです。

ですから、大規模災害が起きたときのことを、万一を想定していろんな準備をするわけですから、そのときに耐えられないと判断される建物に情報の発信、受信のもとを置く、ということは、ちょっと理解できないですね。向こうからこちらへ移す、というならすぐに私は納得できますけれども、こちらにあるものをそういった建物、一般の民間のアパートとしてつくっているものに移設する、という、また、そういう用途に使うということがちょっと理解できない、と思っているわけですよ。

例えば、震度幾つに耐え得る構造になっている、とかいうことを判断されたんだったら、私はそれを教えていただきたいと思うんですが、どう常識的に考えても、こちらの建物の方が私は頑丈だと思うんですね。民間のアパートの方が構造的には弱い、というふうに思います。そこへ情報の一番中枢を持っていく、ということは、これはちょっと冒険過ぎるんじゃないかな、ということを私は申し上げているんです。

それから、市長がおっしゃった４トンもある鉄の固まりでつくると判断されるその鉄塔を、この庁舎の上に建てるのは、市長は素人判断で危ないと思われたわけですね。しかし、つくらせてもらいたい、と言った東京都にすれば何の判断もしないでやみくもに日野市の市役所がちょうどいい高台にあるからお宅の屋根の上につくらせてください、と言ったんじゃないと私は思うんですね。やっぱり強度を計算したり、どの程度の耐震性があるか、いろんなことを検討して話が来たんではないかと思うんです。

市長は、高いところに重たいものを乗っけると危ないよ、とこれはわからないじゃないですけれども、だから下に移すというならそれは移しても私は仕方ないですよ。それは認めます。だから、その点、私は指摘しているわけじゃないんです。本来は、この計画に私は最初から東京都の新しい防災システムに乗るべきだったと思っていますが、来

年度、何とか東京都にお願いして日野市もこのシステムの中に組み入れてもらう、ということですから、それは庁舎にアンテナを建てようが庁舎のほかにそういう施設をもっていこうが、私は、それは市長にお任せしたいと思うんですが、市長が、今現在ある建物に、民間のアパートの10世帯が入居していた建物に、今度設ける、細心の調査結果に基づいた防災無線システムを入れる、というのは、ちょっとどうかなと思いますので、その点どういうことが基準になっているか、お聞きをしているわけです。私が言っていることは、おかしいですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今度、十分説明のできるように調査資料等も整えて、お答えの機会を持ちたいと思います。

質問がおかしい、ということじゃありませんが、ちょっと食い違っているという感じはしております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　２点ばかりお尋ねいたします。

１点は、先般の日刊紙にも載っておりました、本日、市長の行政報告にもございました植林地の寄附受領について、京王帝都電鉄、本当に由緒ある平山城址公園の、いわゆる3.15ヘクタールの山林を日野市に緑を保存するということを目的に寄贈してくれた、という、本当に私も議会人として、住民福祉向上のために大いに今後役立つだろう、ということを考えますと、心から御礼を京王電鉄に申し上げたい、とかように思います。

まだ受領して間もないんで、恐らく使用目的とか今後の計画については、これから検討されることと思うんですが、その中にあえて、この際つけ加えるならば南平丘陵公園のあそこに、子供会等から強い要望のあったキャンプ地等が、どうもだめらしい、という見通しの中でこの中にひとつ、青少年、子供たちがのびのびと遊べるような目的のものも計画していただきたい、ということを申し添えて、これは要望ですから質問ではありません。回答も結構でございます。

私がここで質問させていただきたいのは、３番目の行政報告にございます特別養護老人ホーム「浅川苑」の開設についてでございます。この件につきましては、いろいろと多角的に各議員が一般質問、あるいは委員会等で質問されておるわけでありますが、先般、私が、たまたま「浅川苑」の横を通っておりましたら日野消防署が災害救助訓練というんでしょうか、火災を想定しての訓練をしておりました。私も、そこでしばらく見るでもないんですが、あれと思ったのは、そこに消防自動車が何台かあって救急車もあっ

て、全農のグランドの中でやっているんですね。私は、全農のグランドの中でやっているから、これは消防訓練のためにここに集まっているんだろうか、かつて、そんなことを経験したこともない。後でちょっと考えてみたら、これは「浅川苑」の一旦災害時における救助訓練をしているんだな、と思ったんですが、あそこに、いわゆる一旦災害があるときには、私は、堤防の方から消防自動車が入るものだとばかり思っていたんですね。そうしたら全農グランドの中から救助活動をしているんですが、堤防の方からああいうはしご車とか消防自動車は入れるとも思うんですが、救助方法はできないのか、なぜ、あの全農のグランドを使ってやったのか、緊急時でも恐らく、あの全農のグランドに入っていくことが前提でやっているんだろう、とこう思うわけですが、まず、その点について、お答えをいただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

前回のときにも高橋　徹議員さんの方からも御質問がございましたけれども、そのときにもお答えいたしましたけれども、今御質問の趣旨の訓練は、以前そういう話がございまして、そこの場所を使って訓練をしたい、というふうな申し出がございました。そこで、一応訓練以外のルートをちょっとお答えさせていただきますと、確かに御質問者の堤防の利用もございます。それから、今建設されたホームの北側のところに道路がございます、一部。それから東に行きまして潤徳小学校のところまでの道路を建設する予定でございます。ここには、国有地、それから全農の土地がございますもんで、それぞれ今交渉中でございますけれども、それが、交渉が終わり次第そういう道路をつくる、という計画になっております。今後、それができれば今御質問していただいたようなところのルートで消化活動等も行う、ということになっております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　「浅川苑」の福祉関係の答弁に建設部長が答弁される、というのもちょっとおかしいと思うんですが、上物を建てる分については、これは建設部で建築確認等を取らなければならない。あの建物をつくる時点でも多くの指摘があったように、相当無理をしてあそこへ建てているわけです。上物は建ちました。しかし中身に入れるものは、いわゆる特別養護老人ホーム、それで一旦災害があるとき、ということも言ったんですが、今までもあいまいなことで来たんですが、建設部長は新しい道路をつくる、というふうにおっしゃられたんですけれども、どこをどういうふうにつくるのか、

私、ちょっと意味が——潤徳小のわきの、いわゆる全農のグランドのところはわかるんですが、全農のグランドへ行くまでの過程が大変なわけですよね。どこを進入路にしてあそこまで行くのか……。

堤防の方から、もし入って来る場合、はしご車は入れるのかどうか、それから、現状の中でいわゆる保健所のところから入って行ってもはしご車は入れるのかどうか、ちょっとその点だけ心配なので、まずお答えをいただきたいと思うんですが。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　今の御質問の中で建設部長がお答え、というふうなこともございましたけれども、前回の御質問のときにそういうような質問がございましたもんで、そういう訓練をやるということの中で今私の方でお答えをさせていただいた、ということでございます。

今御質問の、はしご車が入れるかどうか、ということでございますけれども、現況の道路の中では、はしご車は無理でございます。一般の消防自動車だけでございます。

よろしいですか。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　私もそう思うんですね。恐らくどちらから入ってもはしご車は入れないと思うんですね。あそこの建物は、もし、いわゆる全農グラウンドから救助活動をする場合には４階建てなんですよね、向こうをスーパー堤防にすれば恐らく３階建ての部分に当たるだろうと思うんですが、それにしてもはしご車が入れないとなると一旦——恐らくあそこに建設計画、道路の計画があるというけれども、ちょっと不可能だと思うんですよ。一部、蛇が卵をのんだように一部分を拡幅する、ということは近くでも可能だと思うんですが、もう古い家が狭い道路に張りついて、一部は学校、一部は一般民間住宅、あるいはそのほかのものは張りついちゃっているわけですから、到底保健所側から進入路を拡幅する、ということは不可能に近い、という中で、はしご車が入れないで６月１日オープンされる。いわゆる緊急時の災害救助活動は、万全を期してやれるだろうと思うんですが、消防署等から何かそういう指摘等が来ているんじゃないかと思うんですが、その点、いかがなんですか。もうこれで６月１日、現状でもうオープンオーケーというふうに、万全だ、ということなんでしょうか。この間の、私、災害のいわゆる訓練を見ていて、かなり苦労して一生懸命やっていたように思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　私の方から、建物を建てるときの建築確認の中のことだけお答えをさせていただきたいと思います。

そのときには消防署の方では、一応、消防自動車が入れる道路が必要である、その道路の必要の場所を申し上げますと、今建物が建っているところは、西側から入ってきますと市営住宅のところで行きどまりになっております。それを東に道路をつくり、それで潤徳小学校の西側に道路がございますね。これも西側の方は、南から北に向かってきますと用水の手前で道路がとまっておりますですね。そこに接続をした方がいい、そういうループの道路をつくりなさい、というふうな消防署の方の指導もございまして、それを先ほど、そういう道路をつくるということで交渉中である、ということをお答えさせていただいたんですけれども、そういうことが消防署からあった、ということが建築確認の段階のことでございまして、一応報告しておきます。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　今、ようやく理解できました。全農グラウンドと潤徳小の間のことですね。あそこは、今、現状では消防自動車も入れないんですが、全農の御協力をいただいて、その道路の拡幅はできるんですけれども、それはもう最後の、末端のところであって、いわゆるそこへ入って来るまでの道路が、とてもはしご車なんか入れる道路じゃないわけですよね。そうすると、高幡橋から渡って下へおりて、堤防をずっと来て、あそこからはしご車は入れないですよね。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　確かに、先ほど私、はしご車は入れない、ということであれしてありますけれども、はしご車以外の消防自動車については、試験走行を消防署の方で行っております。それは十分対応ができる。先ほど言った新設の道路を除いた部分については、消防署の方でもそこまで入れる、ということで確認をしております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　間もなくオープンする、いわゆる「浅川苑」に私は決していちゃもんをつけるとか何かじゃなくて、現実問題として「松寿苑」のああいう、いわゆる大きな問題を引き起こしている―― 一般の健康人であるならば縄ばしごだとか、あるいは、それに準ずることで対応はできるかもしれないけれども、火災、震災、あるいは水害等が発生していろいろな問題が生じたときに、あそこで十分な救助活動ができるか、ということに対して、私は現場にたまたま差しかかって感じたもんですから、ひとつ、６月１日、間もなくオープンするわけですから万全の、（「もう６月１日に入っている

んですよ」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか、もう入居されているんですか。緊急に、いま少しそういう問題に対する対処を我々議会人に、こういったときにはこういう対応をする、進入路に対しては、いつごろまでにどうなるんだ、というようなことを明快にひとつお答えいただかないと、本当に心配だと思うんですが、市長、その点、いかがでございますか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　建築確認の段階で消防署の指導もいただいております。つまり、行動できる道をもっと完成させる、ということであります。それで、はしご車が確かに入れる、という要件も大切でありますが、新井橋側からそういうことが可能ではないか、というふうにも頭の中で考えますので、いろいろと工夫をしておきたい、要するに、なるべく万全に近い状態を確保できるようにこれからも詰めてまいりたい、こう思っております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　何点か伺いますが、収入役か、あるいは財政の方になろうかと思いますけれども、今までの議会の中でも何回か発言をした経過があるかとも思いますが、まず、平成元年度の一般会計の歳出絡みになりますけれども、予算の関係では３月までに財政の方は６回ほど補正予算等も行って、予備費関係に2,935万あるということですが、現実には、もう既に予備費をそれぞれ充当して使われているかと思います。もし、わかりましたら、今後の決算に向けての参考とする意味で、内訳がわかりましたらお願いをしたい。

それから、あわせて、今現実に収入役の報告の中の予算減額というのは、まだ３月の定例時点での数字がのっているようでございますけれども、これは３月31日の決算の数字は、実質的には５月に報告をされたりなんかしている背景から、収入役室では、この時点の報告ではとらえられない。こんなことが前回もございます。そこら辺の点は理解をするところでありますけれども、既に我々としては、３月31日の専決処分された数字をとらえるとすると、ある程度の平成元年度の決算見込み、そういったものは、自分でいろいろ資料をあわせると、大体、ほぼ決算とは違っても見込みに近い状態の数字がとらえられるわけなんで、収入役の方、あるいは企画財政の方でそういった表的なものは出せないかどうか、こういったことをお伺いをしたいと思います。

それから、平成２年度でありますけれども、既に一般会計等で歳入を見ますと執行率1.1％、これに対して歳出は4.5％ということで、相当やりくりが現実行われているんじゃ

ないか、というふうに予測をされるところでありますが、そこら辺の実態として、収入役の方から様子を聞かせていただければありがたいと思うところです。

それから、あわせて平成２年度歳出の関係で、４月30日現在において、もう既に予備費が当初3,000万であったところ、約100万を超えて、もう既にどこかの科目に充当がされている、こういうふうに見えるわけですね。果たして、これはもう既に新年度動き出して、早速予備費が使われた、という現実がここで見る限りではあるわけですけれども、いつごろ、ここの予備費がどこへどの金額で動いたか、そういった説明とあわせて――我々ここをチェックを、どうも今まで私自身も見落としていた部分があるわけなんですけれども、できましたら備考の欄あたりに、予備費に限っては何々費へ充当した、とこんなようなことの表示ができないものかどうか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、先ほど奥住議員の関係でありました中で、福祉部長の回答の中に精薄という言葉が何回か、あるいは精神薄弱者というようなことで正式にお名前を連ねた言葉の言い方がありました。たしか前回の議会のときだったですか、条例の上で、精神薄弱者については精神障害者というふうに条例の上をかえていったことが、ちょっと今記憶で出て来たんですけれども、そこら辺の言葉の使い方を行政側としてどのようにとらえて――精神薄弱者でいいんだ、ということであるなら、それでよし、というふうにとらえるんですが、一応質問とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　収入役。

○収入役（佐藤智春君）　それでは、御質問の順序があるいは若干ずれるかもわかりませんけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、１番目の平成元年度の予備費の充当、ということでございますけれども、確かにこの表で見ますと、計算すればわかりますけれども、どこへ予備費を充当したか、ということがちょっとわかりかねるかと思います。

そこで内容を申し上げますと、2,216万8,000円を予備費に充当してございます。内容は総務費に1,886万2,000円、これは人件費、手当でございますとか給料の不足額でございます。それから土木費へ330万6,000円、あわせまして、この金額になるわけでございますけれども、充当しております。土木費につきましては、例の大雪が降りまして、それらの対策のために予備費を充当させていただいた、という内容でございます。

それから、２番目の、確かにおっしゃるとおり私どもの方といたしましては、４月30

日でこの執行状況をとらえておりますので予算の最終補正の金額が入っておりません。したがいまして、まことに申しわけございませんけれども、見にくかった、ということがあろうかと思いますけれども、５月31日の出納閉鎖を終了いたしまして、私の方ではいつものように出納課で決算の調整をただいま行っている最中でございまして、今後、決算の終了を待ちまして、今会期の終了日までには各会計の決算見込み額の数値を精査いたしまして、参考資料としてお手元にお送りさせていただきたい、このように考えております。

それから、平成２年度の関係でございますけれども、予備費の充当が103万9,000円、これは衛生費の方にございます。後ほど専決処分で出てまいりますけれども、道路上の不測の事故に対する予備費の充当を年度当初でございましたけれども、予備費を充当させていただいた、ということでございます。

それから最後の、予備費の充当の関係がこの執行状況でわかりにくい、ということでございますので、次回までに私の方で研究をいたしまして、何らかの工夫をいたしまして、わかりやすいような状況報告をさせていただきたい、かように考えております。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　先ほど、精薄あるいは精神薄弱者と申し上げましたけれども、現在においても条例、予算、制度そのものも精神薄弱者というふうな表現をしております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　福祉関係の方は承知をいたしました。

それから、収入役の方で、今、今議会中にある程度の見込みということで参考資料を出していただける、ということで一歩前進をした回答をいただきました。そういう中でまた今後の決算に向けて精査をしていきたい、というふうに思います。

質問については、以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　当初、質問をする予定はなかったんですけれども、先ほど古賀議員の質疑におきまして、ちょっと関連した質問をさせていただきます。

公共用地の取得の件でございますけれども、市民会館の南側に1,387平米の用地を取得する、ということでございますけれども、この中に民間のアパートも含んで買収をする予定である、ということでございます。このアパートの取得につきまして、このアパートはどういう取り扱いになっているか、まず御確認をしたいと思いますけれども、やは

り土地の金額と――そのアパートも、たしか建って、それほど年月もたっていないような気もするんですけれども、それは両方含んだ取得になるのか、建物は除いた土地だけの取得になるのか、その点をちょっと御確認をさせていただきたいと思うんです。

よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

御質問のとおり、公共用地の買収の中に共同住宅が入ってございます。

この建物でございますけれども、昭和63年の３月の建築でございます。比較的新しく堅牢であるということで、土地と家屋につきまして買収を進めてきております。土地については、ほぼ買収が終わっておりますけれども、建物につきましては入居者等の関係もございますので、入居者が退去してから建物の引き渡しを受けまして代金を払う、という契約にはなってございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　そうしますと、建物と土地を含んだ買収になっているんだ、というふうに理解はさせていただきます。そうしますと、先ほどの古賀議員の御質問に特に関連をしてくるんですけれども、先ほど市長の答弁によりますと、民間の建物、そこに防災の無線の送発信の機器を設置して行うんだ、というような趣旨のたしか答弁だったような感じがします。また、そこの買収した敷地内に受信用の大きなアンテナを建てる、この点で東京都の方の援助をいただきながら建てるんだ、というようなことの趣旨のようでございましたけれども、この計画に至るまで、今どのような計画を踏まえながら市長の答弁に結びついているか、その辺のプロセスというか、また、その建物の利用という部分につきましてのそれなりの、ある程度の――市が当然建物を買収する以上、利用という観点から法的にも何ら差し支えがないんだ、という一つの目安なりを当然持った上での買収かと思いますので、その辺、ちょっと古賀さんの質問の中でもいろんな不明な部分がありましたので、もう少しその辺を含んだ中で御答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方からお答えしたいと思います。

この計画につきましては、先ほど来、市長からもお答えしているとおり市民会館、あるいは市役所の利用者のための駐車場の確保が前提でございます。その中では、やはりそこに建物も当然あるというような中で関係部局とも調整を図りました。よって、庁舎

内の会議室の問題等も含みながら協議を進めてきました。当面の間の利用の方法としては、現状の中において、先ほど来、市長がお答えしているとおりの方向でいく、ということの建物の調査等をある程度は進めたわけでございます。もちろん下の部分の、１階部分でございますが、現在５戸入っているわけでございます。それをぶち抜きまして会議室、あるいは防災に関係する緊急の対策というような各部局との調整を図って進めてきました。

現状においては、今までの経過としては、そういう中での一つの買収の考え方を確立したわけでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　わかりました。今の答弁によりますと、庁舎利用の駐車場の確保ということが前提、という、基本的な部分は駐車場の確保ということが、どうもメインになったような記憶も受けているんですけれども、そこで、先ほどの古賀議員の質問の中におきましても、どうも駐車場につきましての具体的には何台駐車できるんだ、とそれらの部分が答弁の中にも、どうも不明確であり、全体的にも何かこの辺の使途、利用の部分がどうもはっきりしないんですけれども、駐車場を利用するんであれば、当然、何台駐車場として活用するのだ、そのほか施設としても防災的な部分も利用するんだ、とその辺がもう少し明確な方向性が見出せてもいいんではないか、と思うんですけれども、何かその辺が不明瞭であります。その辺ももう少し御説明をいただきたいと思います。

また、先ほど企画財政部長の答弁にありますように、１階の部分をすべてぶち抜いて、そして、そこに会議室なり施設に使っていきたいんだ、というような話でありますし、また２階の使用は、どうお考えになっているか、また、１階をぶち抜くことがいろんな建物によっていろいろと問題点もあるんですけれども、この建物についてはその辺可能なのか、当然その辺は事前に買収の部分に含んでは、そういうような調査はした上で買収ということになろうと思うんですけれども、その辺は、どうお考えになっているか、あわせてお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

ただいまの場所につきましては、当然、駐車場目的に買収を進めたわけでございますので、その時点におきましての考え方としては、十分、栗の木等を取り払っております

が、20台程度はとまれる、という考え方でございます。

しかし、その敷地の中には、先ほど来お話あるとおり防災の無線塔をつくる、という考え方も持っております。ただ、これだけの問題だけでなくして、今議会の中に補正予算でもお願いしております隣接地にも同じように借地として、駐車場として借りる計画もあわせて協議してきました。よって、この全くの隣接地でございますが、それも駐車場の目的でございます。それとあわせての駐車場の活用は、していきたいということで、それに関連する工事費等につきましての補正をお願いしているところでございます。

また、建物の２階等につきましては、現状では緊急時の対応としての仮住まい、そういう形の中で、現状では改修するとか、そういった方向では考えておりません。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　わかりました。そうすると、２階はあくまでも緊急時の仮住まいだ、それと１階の部分を改造いたしまして、いろいろと受信、送信の機器を設置する、ということでよろしいでしょうか。

そうしますと20台ということですから、下は駐車場というよりも防災上の拠点という位置づけになろうかと思うんですね。138平米購入のうちのですね。メインが、その辺がもう少し使途の方向性が駐車場ではなく防災なんだ、ということをもう少し明確な位置づけをしていただけませんと、何か面積からいいますともう少し車も利用できるかな、という錯覚も起きますので、その辺をもう少し整理をしていただきたいと思います。

それから、同時に今後、民間のそういうふうな建物を利用する場合は当然、いろんな法規定も出てきますし、先ほど古賀議員からの種々の御指摘もありますように３階になった場合の建物の崩壊等、危険度の問題とか種々ありますので、その辺も十分踏まえて後、対応していただきたいと思います。

また、一般会計予算の中でも質問をさせていただきましたけれども、やはり、もう少し具体的化になりましたら、予算化になる前にしっかりと我々議員の前に、こういう方向で進めているんだ、ということを提示した上で、また議員の論議も含んだ中で対応していただきたいと思います。いつものように予算化について、なかなか審議が十分いかないで時間もないままに進行していかないように、極力その辺は配慮していただきながら、やはり、より市民の安全の対策が進行できるような対策を含んでやっていただきたいと思いますので、以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時６分　休憩

午後４時33分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　行政報告の２、３について質問させていただきます。

私は、神明上のこの地域に防災基地をつくる、ということについては時代に合ったものである、とこのように思うわけであります。しかしながら、私は、この地域には地区センターが10年も前から請願等が出てきていると思うんです。それには全然見向きもしないで、こういうものをつくるということになると簡単に――どなたの意見か知りませんけれども、つくるということについては、私、ちょっと納得できないんです。

そして、少なくとも日野市において必要である、ということであるならば、やはり内部的に解決するところは解決しながら、私は、日野市のこの庁舎の中につくったらよろしいんじゃないかな、というような古賀君と同じような意見なんです。

そういう面で、こういう形で設けるわけですから、少なくとも市民の要望の高い地区センターというものを解決していただきたい、このように思うんです。それが１点。

それと、３番目の特別養護老人ホーム「浅川苑」のことについてであります。

大部分は日野市の財源でつくったものですから、私は、日野市の住民が優先して入っているんだな、と思っていたんです。そうしたら、何かそうじゃないみたいなんですね。と申しますのは、それはうそか本当か知りませんけれども、日野市の住民は17名しか入れないんだ、ということを聞いたもんですから、このあたりがそのとおりであるかどうか教えていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　第１点の質問にお答えいたします。

今回報告をいたしました公共用地の確保でありますが、先ほどの報告の冒頭に申し上げましたとおり、本市将来の庁舎事業を考慮し、ということを申し上げたわけでありまして、この庁舎は、既に建築法規の改正といわれる変化によりまして、増築は何一つ不可能になっております。したがって、なるべく庁舎周辺に譲渡される用地の機会がありました場合には、むしろ率先をして確保していこう、こういうことが将来の市のためになる、とこのように判断をいたしました。

それから、地元に求められておる地区センターとは多少次元を異にするわけでありますけれども、なるべく、そのことの実現についても今ある腹案をもって、なるべく橋の向こう側の人も共用できる、こういう場所を確保したい考えを持っております。橋というのは線路の橋のことなんですが、なるべく中央線の両側の住民の方が共用できる、これは大切な条件だろう、とこのように思っております。

そのことをちょっとお答えをして、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答え申し上げます。

「浅川苑」の入所につきましては、５月８日から入所を開始しております。これは体制は整っておるんですけれども、職員の方も初めてという方もおりますので、逐次入所させていただいております。きょう現在で24名入所しております。大体７月いっぱいで定員の50名を収容したい、というふうに考えております。

なお、地元優先入所ということは一般的に言えないんでございますが、大部分の方が日野市在住の方でございます。若干名、他市の方もあろうかと思いますが、大部分は日野市の方でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　この地区センターにつきましては、高幡台の方にあるのは、あれは多分地区センターだと思うんですよね。そして、神明上になくて困っているわけですよ。そういう面から見たときに、確かにこの防災機器というものに対して、緊急時の防災センター、こういうものにつきましては、東京都の方から昨年度くらいからですか、この要請が来ておった。こういうことは私たちも当然、総務委員におりましたもんで、このあたりについては、ある程度理解しているつもりでおります。

しかしながら、確かにこの庁舎の中につくるというのは無理であるかもわかりませんけれども、やはり、この市の庁舎の周辺のどこかに手頃なものがあったから買われたんでしょうけれども、やはりそのところを利用して防災基地をつくる、そういう中にあって、やはり市民の要望が高い問題として地区センターをこの地域にぜひつくってほしい、という願いがあったわけですから、このあたりも、この駅の中央線の西側の方に考えたい、というそういう考え方は、これはわかりますけれども、それならそれなりに具体的に、はっきりと明らかにすべきである、と私はこのように思うんです。

そういう面で、このあたりを、本当に中央線の西側につくる予定にするところがあるのかどうか、じゃあ、このあたりを教えていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当てにするものがある、というふうにお答えしておきます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　じゃあ、それを期待しておきたいと思っております。

それと、「浅川苑」のことにつきましては大部分の人が日野市の方である――私は入れていただく方に、この間お話ししている中で聞いたんです。それで、24名中17名が現在は日野市の在住の方、ということでよろしいんですか。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　24名全員が日野市の方でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　これは、私は当然だと思うんですよね。日野市でこれだけ負担をしてつくっている、こういう施設の中で他市の方から大勢入ってくるというのは、おかしいんじゃないかな、と思っておりましたもんで、あえて、これらの質問をさせていただいているわけですが、それと、この運営費につきましても、この間の「浅川苑」の竣工式典に出ているときに職員の説明がありました。それで私が勘定をしておりましたら40名近かったと思うんです、職員が。50人規模の特別養護老人ホームだとそんなに人員は要らないんですよね。そういう面で私は、この問題に対しては、この建物を建築するという時期から、この職員の数は国並みでやるのかどうか。東京都で人数がちゃんと決まっております。その数でやるかどうか、と言いましたら、そのとおりやりたい、と言っておったんです。

そして、この議会で明らかにしていただきたいと思うのは、要するに国並みの50人規模の特別養護老人ホームだと職員が何人必要なのか、そして、日野市は現在何人でやろうとしておるのか、このあたりをはっきりしていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

定員50名の特養老人ホームにおきましては、職員の定数でございますが、国基準では23名でございます。東京都の基準では、加算がございまして28名でございます。「浅川苑」の特養部分の職員は33名でございます。そのほか「浅川苑」につきましてはサービスセンターもございますので、サービスセンターの方へ17名、両方あわせまして、ちょうど50名ということでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そういう面で初めの計画と大分かわってきているわけですよね。サービスセンターだって恐らく、国基準、都の基準では七、八名ですよ、人員が。そういうところを見たときに、言っていることとやっていることと大変違うんじゃないか、と私こう思うんです。そのあたりをもう一度……。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの御質問でございますけれども、特別養護老人ホームの方につきましては、一応国基準、あるいは都基準があるわけでございますけれども、日野市の場合、職員の勤務時間、勤務体系が若干民間等とも異なります。そういうふうな関係から、若干どうしても職員の定数がふえる、ということでございます。

それから、サービスセンターの方でございますけれども、これは別段規定はございません。そのようなことで、やはり必要な職員は、当然体制を組んでいかなければならない、ということで最低の職員数で17名ということでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　共産党の鈴木さんの方から「けががあったらどうするんだ」ということを言われております。しかしながら、実際、事故なんていうのはあるような施設じゃだめなんですよ。だから日野市の行政というのは甘い、というのは、こういうところから出ちゃうんですよ。実際、この国基準、都の基準で１人も多くしないで運営しているホームというのは、たくさんあるんです。だから、私はあえて言っているんですよ。

この日野市の場合には、どこから職員を割り出すかわかりませんけれども、こういうところに大変矛盾がある、ということを私は申し上げたいわけであります。特に、このサービスセンターに対しては基準はない、ということであっても、これがもし民間であるならば、年間事務費として来るのは多分１億円前後だと思います。8,000万か9,000万ぐらいですよ。この中で８名で済むところを17名も使ってやったら、この人件費というのは、どこから出てくるわけですか。そういうところに私は心配があったから、こういう問題を再三にわたって議会で質問しておるわけであります。

市長は、どのように考えておるのか、それとも私が質問したことを忘れてしまって、こういう形になってしまったのか、そのあたりを御答弁願いたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　施設の特殊性ということもございますし、また一方に事務を

能率的に少数精鋭で行う、ということもまた大切であります。両方を調整しながら内容の整った仕事を進めていくのが、この今回設けました「浅川苑」のこれからの運営方法として、いろいろ経験をしながら整えていきたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　素人に言っても仕方がないと思いますが、実際、これをこういう形でつくった場合には、要するに事務費が多少東京都から日野市へ来るでしょう、しかしながら、その加算分は、東京都の場合には28名ですが、浅川苑」の場合33名で、要するに５名分の人件費が一般財源に食い込んでくるわけであります。そういう面で私は、あえてこのような形で言っておるわけです。だから、職員を多くしたら運営がうまくいくか、といったら、やはり、ある程度国や東京都の指導に基づいてやっていく、ということが筋じゃないかな、と思うんですね。だから私は、あえてこのように質問しているわけです。

ここに台東区の資料がありますけれども、これらを見ても、やっぱりちゃんと国基準でほぼやっているんですよね。だから、そういう面から見たときに、また、公設でやったところの府中なんていうのは、事務費なんていうのは初年度は2,000万ぐらいしか確保していないんです。そのようにできるんです。

しかしながら、日野市の上では約３億以上のものをサービスセンターと両方でかかっておる、ということを見たときに、これは本当に、黙って私どもは見逃すわけにはいかないと思うんですね。そういう面で動き出しておる。そして、日野市の市民が優先して入れていただける、ということで大変ある面では安堵感もありますけれども、やはりそういう中で限られた財源で、今は多少日野市は豊かであるかもわからない。しかしながら、市長はこういうものを四つもつくる、ということを言っておるわけですし、そういう中で、このような形でこういう事業を進めていくならば、日野市の財政は将来的にどうなるか、ということは、もう明らかであります。そういう形の中で、私はこのようなことをお聞きしているわけです。

そして、今後、仕事がふえてくれば、また同じような形でふやしてくる、というように私は大体、感じがするんですね。今、33名でやっておる、この中で当然お年寄りをおふろへ入れたりなんかして故障する方が出て来ると思うんです。そういう中から、当然人件費がもっとかさむことも予測できますけれども、この場合に対しては、どのようなお考えなんですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の点も重々考えていかなければならない大切なことであります。なるべく経費の節減にも努めながら、しかも福祉の理念に落ち度のないように経験を積みながら、重ねて御指摘の点にも十分配慮して運営に当たりたい、ということを特に感じております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　福祉部長がかわっちゃったもんだから、幾ら言っても仕方がないかもわかりませんけれども、ただ、私どもは強く、特養「浅川苑」ができるに当たりまして、要するに職員はどういう形でやるんですか、というお伺いをしたときに、あくまでも都の基準で行います、というのが福祉部長の答弁であったわけです。

そういう面で、現在福祉部長は実際かわっておりますので、余りしつこく言ってもいけないと思いますけれども、このあたりの「浅川苑」の職員の選定に当たっては、どのようなことがなされたか、そのあたりをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　申しわけございませんが、質問のちょっと要旨がわかりませんでしたので、再度……。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　「浅川苑」の要するに運営に当たっては、私どもは、東京都の職員の基準でやってほしい、ということを要請していたわけです。そしたら、そのとおり東京都の基準でやります、やらせていただきます、という考え方だったんです。それが５名もふえているから、この件については話の中で、東京都の基準よりもオーバーしているわけですから、このオーバーした部分の職員に対して、そういうお話し合いがなされたかどうか、ということをお聞きしたいんです。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　その辺の経緯につきましては、私、十分把握してございませんが、実態から申し上げますと、どこの施設でも国の基準、あるいは都の基準だけでの運営は、非常に困難だと思います。

各市、施設を見ておりますと、かなりのボランティア等をお願いいたしまして運営されているのが実態ではないかと思います。恐らく日野市の特養老人ホームも、現在の職員定数だけでは非常に難しさがあるんではないか、というふうに感じております。当然これからボランティアにも十分活動して、お手伝いをしていただきたいな、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　福祉部長の申されていることは、私にもわかるんです。しかしながら、実際５名オーバーしたら日野市の財源から繰り入れなきゃならないんです。そして、実際、東京都でモデルケースの特老というものは、すべて東京都の基準の職員でやっているんです。だから、私はあえて言っているわけですよ。こういうものを一々認めていくならば当然市立病院の問題もかかってくるでしょう。そういう中から、私はこの数というものを割り出してきたんじゃないかと思うんです。

だから、あえてこの東京都で決めてある職員、そして、当然その運営の中では職員が足りない、その部分についてはボランティアの方に来ていただいて、そして働いていただけるような形をとらなきゃならないわけです。しかしながら、私は、この職員の定数というものは、やはり東京都の基準に沿ってやらなければ、その持ち出し分は一般財源の中から繰り入れなきゃならない。こういうところに大変不安を覚えているわけです。

あえて、このようなことに対して質問しておるわけですが、市長もお年のせいか働く人に対して理解があるのか、そういう面は私にはよくわからないけれども、やはり言ったことは、しっかりと実行してもらいたい。そのようなことを強く要請しておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に、日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりです。

事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時57分　休憩

午後７時32分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第40号、日野市旭が丘五丁目15番地の23先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第40号、日野市旭が丘五丁目15番地の23先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市旭が丘五丁目15番地の23先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成２年５月24日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　関係部長から詳細説明を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　議案第40号について御説明申し上げます。

40号の専決処分の２ページ、３ページ、４ページにかかわる分でございます。事故の発生場所でございますが、旭が丘にあります郵政省日野官舎の東側路上に設置してあるボックス置き場でございます。

相手方は、日野市旭が丘五丁目15番地の23、郵政省日野官舎208号、増子尚徳君、親権者は増子郁夫様です。賠償額が103万8,677円でございます。

事故の内容でございますが、昨年10月18日午後３時10分ごろ尚徳君が自宅前市道で自転車の運転練習中、市道端に設置してありますダストボックスと壁の間に、ハンドル操作を誤りまして自転車を突っ込み、その拍子にペダルとボックスの間に右足を挟みました。そして薬指を切断したものでございます。直ちに日野市立病院にて形成手術を受けたわけでございますけれども、接合はできませんでした。１カ月ほどの通院加療を得て後遺症の問題を含め推移を今まで見ておりました。その結果、特段の支障がなく現在では通学しております。

したがいまして、これらの結果、親権者と話し合いができまして、先般、第４ページにございます条件を踏まえまして示談書を結んだわけでございます。

以上のとおりでございますので、何分よろしく御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　　この専決のことについては、私の方で特にどうこうということは申し上げませんけれども、このダストボックスの設置が、市側がしてあるためにこういうような問題が出たんではないか、こういうふうに考えますけれども、これは皆さんのサービスによってダストボックスは設置してあるんじゃないかな、とこういうふうに私は考えておるんですけれども、このサービスを市民に対してやっていながら、それにぶつかって、こちらの方から慰謝料を払う、ということは、どうも腑に落ちないような感じなんですが、今、部長さんが説明されたように指が切断された、ということはこれはもう大変なことですけれども、そういうようなことについては、どうこうということは私の方は言いませんけれども、こちらの方から、先ほども申し上げましたようにサービスしているものに一々、これからそういう問題が出てきた場合に取り上げていく、ということになりますと、こういうボックスの設置も一時は廃止する、という市長の考え方もあったことでございますから、その辺のところを十分に考えていただいて、やっていただきたい。

それについて、もう一度、事細かく説明していただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　事件の事情につきましては、今、部長から説明をしたとおりであります。

私どもも、この事故の賠償責任につきましては、多分に疑義を差し挟んで検討いたしました。結論といたしましては、ダストボックス設置の保険会社と契約をしておりまして、保険会社が進んでこの賠償に対する負担に応じる、ということを申しております。相手が子供さんのことでありますし、それから、保険会社がその責任に当たる、ということでありますので、その判断をとったということであります。

ボックスを設置しているための事故責任としては、多分、初めてだ、というふうに思っております。車がぶつかったから車に対して責任を負う、ということもあり得ませんし、法律論で言えば路上に設置しておるということは、道路交通法上では違反になる、ということではありますけれど、市民生活にサービスするためになくてはならない施設であ

る。したがって、約束事として事故責任はあり得ない、というのが我々の基本的な考え方でありまして、本件のみは、今申し上げましたとおり相手が子供さんであり、また保険会社がその賠償責任に応じて負担をする、ということでございますので、このような措置をとった、ということでありました。

御指摘のとおりの疑問は、今後も残るわけではございますけれども、当面、市の公費負担ではないという事情もございまして、特別な道交法の責任ということで対応することにいたしました。

○議長（小山良悟君）　藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　今説明がありまして納得はできますけれども、これからこういうようなことが、たびたびある場合、やっぱり議会側にもこういうような形で迷惑をかける。そして行政側にも迷惑をかける、というふうに、これからなってくるんじゃないか、これを起点にして。だから、今後、こういうようなことにならないような方法を、やっぱり行政側も考えていただきたい、こういうふうに考えています。よろしく、ひとつ……。

終わります。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、市長のお話は、ある意味ではわかる、と言えばわかる気がするんですけれども、ちょっと聞きたいのは、ダストボックスに保険を掛けていて、ということが今ありましたけれども、どういうときに、ダストボックスのために事故が起きたときに保険の適用がなるのか、典型的な予想されている例をちょっと示していただきたいんですが。

それと、このお子さんが何歳ぐらいの方かちょっとわかりませんけれども、何歳ぐらいのお子さんだったのか、ということと、それから治療費及び慰謝料というふうに書いてありますが、治療費と慰謝料と何対何ぐらいの割合だったのか、細かいことになるかもしれませんけれども、そのことと、あと今、清掃部長の方で、ダストボックスの管理ということで清掃部長の方からお話があったんだと思いますけれども、置き方は、何か特殊な置き方をされて、そのために事故が大きく拡大された、というふうなことがあったのか、そうでなくて通常どおりにダストボックスが置いてあったところに、非常に偶然が重なってこういうふうに起きた、というふうな珍しい事故、というふうにとらえていいのか、そこら辺はどうだったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

市長の方からは、これは公金のあれではない、というお話がありましたけれども、前

にも、これは建設部の方の関係でありましたけれども、グレーチングが飛びはねて、なんていうことがあったわけですが、この場合も、やはり一つの基準というものですか、これは本当に例外的なもの、というふうに考えて処理をされた特殊な例で、先例にはならない、というふうに理解するにしても、極めて説明が余りつきにくい例だな、というふうに思うんですが、もう少し説明をしていただきたいと思うんです。

以上です。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　夏井議員の御質問に対してお答えしたいと思います。幾つかありますが、もし抜けていたら、また指摘していただきたいと思います。

ダストボックスの典型的な事故例とはどういうものだ、ということでございますけれども、今回がダストボックスにかかる二度目の事故でございます。今までですね。そして、12月に議会でやっぱり御報告申し上げてございました。あの例が一番いい例じゃないかと思うんですけれども、いわゆるダストボックスの型が変形しまして、その変形してむき出したところに人がぶつかったりなにかして、そして、それによって傷を負った、というような例は、極端に申せば私たちボックスを管理する市側としての責任には、完全になると思います。

そういうような形でダストボックスが変形して、それによって事故が起こる。また、もう一つは、置く場所が普通の正常のところに置いてあれば何でもなかったのに、収集の後に場所が路上へ少し出ていたとか何かによって、それによって自動車等が来て避け切れなくてそれに当たって事故を起こした、というような、やっぱり市側の管理上の点から責任になる例だ、と私は解釈しております。

それから、この子供さんでございますが、当時７歳で小学校１年でございます。旭が丘小学校の。ですから、現在は２年生でございます。

病院の、この103万の中身でございますけれども、御指摘のとおりに治療費とか、また通院の交通費は、そう大した額ではございません、保険がきくものですからね。一番多いのは、ちょっと専門的で私もわからない部分がございますけれども、一つは後遺障害の慰謝料でございます。これは、一般的な災害補償の障害によく出てございますけれども、あれの中の最下段の14級に該当します。それですから、この後遺症の慰謝料の金額が32万ばかりございます。それから逸失利益という、これがちょっと大きいんですけれども、労務能力が喪失期間17年と認める、これは専門的な普通の保険の人でも外交とか何かではわからないそうです。本社の専門家が計算して労務能力喪失期間17年と認め

る、という形で、事故が起こらなかったら得られない、と考える利益でございますね。ですから、それが総額107万8,000円ばかりになります。そういういろいろな、もろもろをあわせますと総額146万4,000円ばかりになるんです。保険のあとは率で、市側は７割の過失と認める、ということがございまして、ここにあります103万8,000円何がしになった、というのがこの内容でございます。

ですから、一応治療代とかそういうものでなくて、後遺症にかかわる部分の今回補償が多かった、ということで金額が張ったものでございます。

それから、置き場の位置とか状態はどうなんだ、ということでございますけれども、もちろん警察も立ち会いました。それから保険会社も立ち会いました。市側も立ち会ったわけでございますけれども、どうしてこんなところへ、間に入っちゃったのかな、というのが率直な気持ちでございますけれども、普通だとそんなところへ自転車が突っ込まないんじゃないかな、と思われるわけです。ただ、壁と置き場が約30センチぐらいすき間がありましたので、たまたま初心者でございますので、未熟でございましたので何かの拍子に入ってしまったんだ、という形でございます。

ですから、このような例は、ダストボックスを設置してから随分長い年月あるわけでございますけれども、本当に不可思議なというか、典型的であり得ないような事故の一例でございます。そういうような形で７歳の子供でございましたし、多少、14級という障害を持つということでございます。

そのようなわけでこのような示談になった、ということで御了解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この事件の内容については、わかりました。

それで、今、市長の方でちょっと気になるお話をされていたんで、その辺、確認をさせていただきたいんですが、本来ならば道路のところへ、よくわかりませんけれども、ダストボックスを置いておくこと自体がいけないことだけじゃなくて、違法といいますか、交通法規から見ると本来置いちゃいけないものを置いてあるんだ、というようなお話に承ったんですけれども、そうしますと、例えば我々ですと、運転していて道路にちょっとはみ出してあったところへぶつけちゃった、なんていう場合は、今の考えでいきますと、本来そういうところへ置いちゃいけないものを置いてやるわけですから、そういうふうになった場合には、いずれにしても多少の責任は日野市に負う、ということで、こういうふうな賠償の問題というのは出てくるんじゃないかな、というふうに思って聞いていたんですけれども、その辺はどういうふうに考えておられるのか、ちょっと確認の意味でお聞きします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般に路上の市の義務に属する事故というのは、道路の改修をやっていて、例えば埋め戻しが不十分であったために溝があって、それにわだちがかかって車が転倒した、このようなのが本来の路上の義務に属する賠償責任になるわけであります。

今回の場合は、直接路上に置いた器物によって事故が発生した、こういうことでありまして、厳密に道路交通法上の警察側の解釈を問えば、路上に物を置く、ということは違法である、ということになるそうでありますが、これは市民生活に必要なものでありますし、他の電柱やその他も市の許可によって市道上には設置を認めておるわけでありますから、公共の用に供する施設である、という、我々はその判断であります。

したがって違法性は否定をしたい、このようには考えておるわけでありまして、なかなか、これは法理論で言うと多少解明を残す問題ではある、ということは承知をしております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　今回の、この専決処分の関係で、今、藤林議員と、それから夏井議員の方は内容にかかわる問題で、ほとんど私の伺おうとしていた部分は出てまいりました。

また、改めて市長には、さっき聞いている中で、最初、初めてだというようなことについては、事件としては、部長の方からは二度目です、というようなことで、これは11月の件とここは理解をいたしましたけれども、公費負担でない、というふうな発言があったかと思うんですけれども、現実には市の方のお金が一度出て、それで実質的にはその保険会社から来る、ということでありますので、とらえ方によっては公費負担でない、というふうに言えるかもしれませんけれども、ちょっと市長の発言としては、おかしいんじゃないかな、というふうに思いました。これについては後で御意見を……。

それから、今後、他の事例ということで、ダストボックスに限って言えばこれで対応ができる。それから道路上の問題、交通関係については、要するに土木費の方でこういった賠償関係を見ていますから、事例としては、たまたま、こういう自転車練習ということで予測できなかった事態が起きた、ということでわかるんですけれども、やはり市側の姿勢として今後こういった、例えばカーブミラーを市が設置しているところへ、そう

いう自転車の練習をしていた、ダストボックスではないわけですね、今度は。ダストボックスは保険に入っているけれども、カーブミラーだとか市が植えている街路樹、こういったものに関しても、やっぱり一定の考え方をとっていないと、今後、何から何まで市が要するに設置したものだ、ということで幅が広がってくる可能性が事例として出てくると思うんですよ。

そこら辺のことについて、どういうふうに考えるか、今後検討していく段階だと思うんですけれども、その点について１点、伺いたい。

それから、総額の関係でそれを７対３に分けて、日野市はこういったことだ、ということでありますけれども、実質、この専決処分の問題について一つお伺いをしていきたいと思います。

既に何回も議会において、条例の専決から、あるいは条例改正の専決、あるいは補正予算、こういったことで、あるいはまた交通事故というようなことで、大分専決の処分がされてきているわけです。基本的には179条の１項、それから180、特段に180の関係では我々議員の方からの提案ということで、12月の時点の議会で20万であったものを100万に上げたわけです。

聞くところによると、私は代表者会議には出ておりませんから様子は後から聞いたんですけれども、助役の説明によると、その時点でそういった、それに該当するような事件があったのか、というようなことをうちの会派の代表の方で伺ったところ、それについては直接の答えがなく、ただ、他市の状況がもう既にそういったレベルに来ているんで、というふうな説明を受けた、こんなことであります。

そのことはそれで、我々の方が承認をしたわけですからいいわけですけれども、事専決処分の要するに段階ですね、本来は179条、要するに議会の開催のいとまがない、というような、今回の場合もこういう形の中での解釈で市長は専決処分をされたと思うんですけれども、先ほども収入役の方に伺って、４月の日にちは、そのときはっきりしませんでしたが、いずれにしても４月中に予備費を流用した、という厳然たる事実があるということですね。ということは、先ほどの保険会社の方で出した数字というのがわかっていればこそ、その103万9,000円という数字を動かしたんだろう、というふうに我々は判断をするところであります。

そうしますと、もう既にその時点でそういう、我々、事務が普通とる場合に、今回、先ほどの予算も４、２、１の22、つまり衛生費ですかね、この中に充当した、ということでありますけれども、通常は、この項目も予算の上にはないわけですね、新設になりますよね。その点、確認は企画財政部長の方になろうかと思いますけれども、結局、全然予算のないところへその予備費を持って行った、こういう事実が、少なくとも４月の半ばあたりかな、というふうに予測するところですが、そういう事実が出てくる、ということと、それから、この専決をした、というのが５月24日であります。それで、その間には臨時議会等も開催をされていた。通常、今回の我々見る――ボーナスの問題にしても今後出てきますけれども、一定の日にちがあれば、それなりの事務手続きを踏んで対応していく、こういうことは承知をするわけです。

そんなことからすると、こちらの議案の関係ですね、もう数字が出されたとなると、そこでもうほとんど、これでいいでしょう、ということがあって保険会社が提示をしただけで、予算を流用したんじゃなくて、もう相手方とは協議がされていない限りは、保険会社から提示された価格で予算をとる、ということはあり得ないと思うんですよ。相手方が、それでいいですよ、と額が決定しているからこそ予備費の充当をした。ですから、その事実が４月の――これ、ちょっと後で確認をして日にちをはっきりしますけれども、その日までには、もう既に相手方とはそこの段階で協議がなされた、というふうに見ざるを得ないんですね。これはあくまで、専決の書類の上では５月24日になっていますけれども、もっと早い時点でそういうことがわかっていて、それで普通ならば、要するに予算もありません、流用もしたい。それから、このことについては本来ですと我々に、専決ということじゃなくて、こういう案件がありまして、こうしたいんだ、という議案の要するに議決事項として、議会に正式に提出をする、これが本来の形であって、専決で処分を――必ずしも好ましいスタイルではない、というふうに我々は見るわけですけれども、そこら辺に絡んで、ちょっとこの段階で一度質問の形にしておいて、また答えによって次の段階に進んでいきたいと思いますが、事実、４月のいつごろそういう協議が本当に整ったのかどうか、要するに専決で言う限りは５月24日だ、というふうに言ってくるでしょうけれども、もう厳然たる事実として数字がとらえられた、というのは、いつであったか。

そして、予算の流用、いや予備費からすれば充用ですか、どこかへ充当したわけですけれども、その４、２、１の22に充当という、実際には新設になると思うんですけれども、そういう形でそこへ項目を設けた。ここら辺の、事務的にいつごろなされたのか、この点について、まず質問をしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　この数値が出てきたのは、いつだ、ということでございま

す。

保険会社から清掃部の方へ、先ほど申し上げました治療費とか、いろんな内容が細かく５点ばかりあるわけですけれども、それが大体このくらいになるということが、保険会社が出せる金額はこうだ、というのは、４月の、日にちはちょっと忘れたんですけれども、４月の10日以後だと思います。それに基づきまして、これを専決処分にして、その間に私たちはその金額をもって親権者の方へお話に行ったり、担当なり課長が参りました。行って会ったわけですけれども、わかりました、ということが、やっぱり子供のことでちょっと親御さんも心配していた点もありまして、足を運んで、この金額で行きたいんだ、ということは私たちも保険会社から聞いておりましたから、この金額で何とか示談にしていただこう、という形で足を運んだわけですけれども、親権者の方は郵政省に勤めて、なかなか会えない。奥さんもお勤めになっているようなんで、そういうことの繰り返しをしたりして、最終的に、結構です、という和解ができたのがここに示した５月24日でございます。

そういうわけで、本来だったら私の方も、やっぱりこういう賠償金でございますから話し合いが済めば早くお支払いをしたい、という気持ちでいっぱいだったわけです。ですけれども、やっぱり後遺症の問題等が親御さんからすればあるもんですから、慎重に構えられた。また、連絡をとっても会えなかった部分もございまして、そのようなことから少し延びてしまったことに対しては、清掃部として手続き上、皆さんに御迷惑をかけた点はあるかと思っております。申しわけないと思っていますけれども、そういうふうな事情で今日に至った、ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　最初に質問した事項のことは抜いて、後段の関係だけに答えが返ってきたわけですけれども、後でまた前段の関係では、それなりの考え方を示していただきたいと思いますけれども、今の話をよく聞いておりますと、４月の10日以後だったと思う、ということであります。この時点で、もう既に要するに保険会社としての金額がそこで出て、また、ちょっと今の様子からすると金額についてもその時点で了解をしている、というふうに今とらえられたんですけれども、その点、間違いありませんか。金額についても、ということですが。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　保険会社は、今までのいろいろな治療費とか何かの数字を

持ってきたのは、清掃部の方へ持ってきてこのような数字になるんです、今までの計算です、とそういう形で、それに基づいて私たちは相手側とお話に入った、ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それでは流用をしたのは、いつですか。要するに収入役の方とすれば、４月の時点で予備費からその金額について――もうはっきりした金額だと思うんですよ、それをいつ充当なりをされたか、それを伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　予備費の充当につきましては、企画財政部の方へお願いしなきゃいけないわけですけれども、これが４月の17日です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　今回の、基本的に支払いの関係は、市側は保険の金額だけに頼る、という考え方であったんだと思うんですよ。それ以上に出す、あるいは逆の場合には減らす、ということは、まずないでしょうけれども、もう既にそういう金額で――もし仮にこの金額を相手方が承知をしないとすれば、103万9,000円というものを４月17日に、数字そのものは、もともとないわけですから、とにかくそれ以上は支払いできませんよ、と強く拒否をしない限りは、この金額というものは出てこないと思うんですよね。

ですから、少なくとも市は、この時点で、４月の17日の時点では金額ももう提示をして、相手方にも保険の範囲でやりますから――なんて説明したか知りませんけれども、少なくともそれ以上は出ない、という厳然たる事実のものは、そこにあったと思うんです。ですから、その後の交渉というのは何ら起きないと思うんですけれども、清掃部長、どうですか、そこら辺の事態として。数字は、もうそこで大体決まったんじゃないか、というのが私の方の見方です。

それで、10日ごろに保険会社が一応数字を出してきた、それで相手方と協議をして行った。少なくとも17日以前の段階で相手方とは納得が、要するに示談、口頭のそういう形のものがあったんじゃないですか。

ちょっと確認をさせてください。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、保険会社の方から103万何がしという数字を示し

ていただきまして、それに基づいてお話ししたわけです。ですから、お話に入って――私たちとしては前例もございます。12月のときの前例もございますので、大体、保険会社から出る金額をもとにそれで相手側と交渉に入る、そして解決した、という事例もございます。

ただ、今回の場合は指を１本なくしている、ということから、これを示した以上に慰謝料の問題とか何かが加算ということだってあり得るわけなんです、実際。そのようなことからお話し合いをしましたけれども、それでちょっと時間が長引いた、長過ぎたのかもしれませんけれども、そういうようなことで、この金額ではおさまりましたけれども、向こうに示したとき「そうですか」ということの返事、「わかりました」という返事は、すぐ返って来なかった、というのが現状でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　だとすると、あくまで予測で今回予備費の充当を図ったのかどうか、その点だけ……。

要するに103万9,000円という、1,000円単位までの端数の金額をこれでいいんだということで、相手は納得しなかったけれども、少なくとも市はそういう形をとるんだ、という決断をして、そういう充当をしたのかどうか、そこら辺が今度は重要な問題になってくると思うんですよ。

○議長（小山良悟君）　　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　市としては、保険会社から示された数字が、これは最終の数字である、と確かに思っておりました。だから、さっきも言いましたように前回の例も保険会社が示した数字を相手方に示して、それで納得してもらった例があるわけです。12月に報告しましたときの。ですから、市としてもその数字は、保険から出るのは103万――端数まで出しております。ですから、これは最終だろうという気持ちで相手側と当たった、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　市側はそういうことで、これ以上言っても、そういう気持ちでいたんだ、ということであろうかと思います。実際に、じゃあそれでいいですよ、というふうな、あくまでこれは、103万云々という提示の方は、市はそういうことでしょうけれども、最終のこういう書類を取り交わす前に必ず一致をした時点というのがあると思うんですよ。それでいいですよ、という最後までなかなか答えがもらえなかった、と

いうことですね。それは、いつごろになったですか。

○議長（小山良悟君）　　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　最終的に親権者の増子郁夫さんとお会いして条件を示して、お互いに納得したのは５月の22日だと思います。それで、できるだけ早く支払いたいということで決裁を取り、そして和解を成立させたということでございます。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　今回の事例を見ますと、予備費の充当の日にちがすごく早くて、それで結果が出たのが、今のそちらで言う５月22日だとすると、余りにも早くその予備費を充当し過ぎた、という形しか残らないんですね、これですと。今までこういう事例がありましたか。

これは、今の問題に限らず、ほかの関係で企画財政部長あたりに伺いたいと思うんですけれども、通常、相手とも予測がつかない、数字の確定をしてないものを企画財政部は、予備費をそういう形でもっていった、という事例がありますか。伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えしたいと思います。

予備費の流用部分につきましては、先ほど来、話があるとおりでございます。一定の議会の開催期間中、開催できないという理由が一つの目的でございます。当然、これは緊急やむを得ずやるわけでございますので、過去には――私どもも今説明を聞いているわけでございますが、かなり細かく精査しているつもりです。

過去には、こういう状況の予備費を充てた、という部分についてはない、というふうに確信しております。今後、我々も予備費につきましては、十分、なお一層精査しながら、部との調整も図りながら一層の努力をしていくつもりでございます。どうか御理解賜りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　私の質問したのは、今までこういった事例で、要するに数字の確定のないものを企画財政がそういう形で認めた事例がありますか、という形で今質問したわけです。今、答えがちょっとあれだったんですけれども、なかった、というふうにあったのか、今聞き漏らしたので、もう一度、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　私の記憶では、過去にはないと思っております。

ただ、こういう特殊なケース、いろんなケースがあるわけでございますので、今の記憶ではない、というふうにお答えしておきます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　事実ないと思うんですよね、そんな事例は。

特に先ほど、清掃部長とのやりとりを聞いていてわかったかと思うんですけれども、結局、まだ数字はあくまで不確定の段階で、５月22日にやっと、この数字を相手も納得をして、結局支払いが――たまたま数字が一致をした、ということですね、この場合。そんな形で予備費を、それも相手と納得をした22日以降に予備費の充当で十分間に合うでしょう、このケースなんていうのは……。どうして予備費のあれを事前に、４月17日にそんな形でやったか、ということ、これは私に言わせれば、先ほども言ったとおり４月17日には、もう既に額も決定をして、相手も大体納得をしてくれる、とこういうことだから、ぜひ予備費で払っておいて、現実、保険会社からこの金額に相当する部分のものは雑入――今回の場合はいろんな事例を、とにかく今までにない賠償金の項目を設けた、という事実と、それからダストボックスにかかる保険料は、どこかの時点で払っている、年間の契約なりをして払っている。それは支出ですね。

それで、この事故が実際起きたときに、これは必ずしも予測ができる問題じゃないから、たまたま、こう続けて、昨年の11月のときに南平一丁目のダストボックスの事故があって、今回またあった。それも10月ですよね。だから、必ずしも支出が予測されないことだから予算も取らなかったんだ、ということかもしれないけれども、普通ならば、やっぱり費用は予備費じゃなくて、普通なら科目が取ってあって、それを増額するなり補正予算という形で一応設ける、新設であっても補正予算でいいと思うんですよ。特にこういう事例の100万を超えるような大きな、初めての事故だと思うんですよね、７割方市が持つ、ということですと。そんなことであるこういう重要な案件こそ、私に言わせれば専決で処分するような問題じゃないだろうと思うんです。

現実見てみれば、４月の17日に実際には数字をそういうふうに見込んで予備費を、もう既に動いちゃっているんですから、数字が。仮にこれが協議が整わなくて、仮に150万だということになれば、その足りない部分は、またもう一度予備費から持っていく、そんなことが普通行政の中で行われるなんていうことは、我々としては考えられないんですよね。それを裏返して言えば、何かどうもこの専決にかかわって、今、５月22日が決まったということ、５月24日に専決をしている。こんなスムースに――逆に言えば予算もスムースに、決まっていないのに取れて、なおかつ金額が決まったからこそ専決をしたんだ、という言い訳を言う、というふうにしか私はとれないんですよね。

少なくとも179条１項あたりで今後、今回の条例の関係なんかは、もう既に前の議会運営委員会なりいろいろな会議で、この条例については、たまたま国会の決議がされない限りは効力が発効できないので、いずれにしても、その後、議会を開くいとまがない、だから専決をさせてもらいます、とこういうことを助役は言っていますよね。

少なくとも、これだけ重要な100万を、12月の時点で我々の方から100万にしていいですよ、という形のものでやった。たまたま、100万と比べれば大した金額じゃありませんけれども、今まで20万というふうなことからすれば、はるかにもう――それで内容的に今までこんな、前回のときには40万程度のことはありますけれども、こんな金額が大きなやつを専決でやる、という感覚がどうもつかめないんですよね。

いずれにしても、企画財政部長や清掃部長にどうのこうの言ってもあれなんですが、市長が、じゃあこれを専決にしましょう、というふうに簡単に考えてこれに取り組んだんですか。

そこら辺をちょっと伺いたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　通例、事務の処理は決裁文書によって執行いたします。

私は、担当をこの件のときには特に呼んで事情を十分聴取した上、解決ということが事故の結論でなきゃなりませんので、その事務の進行に専決の処理をした、このように記憶しております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　文書の公開の条例で私の方が請求をして、この文書のあれを見せてくれ、ということになったとしても、専決処分はあくまで５月24日の日にちのものしか書類は出てこないでょう。現実にこういうふうにした、ということですから。

ただ、今、決裁文書に基づいて協議をされた、ということですけれども、既にこの問題は４月17日あたり、少なくとも４月17日の予備費から持っていったその段階も文書で当然されているでしょう。それから、普通の事務屋だったらこのときにあわせて専決の処分なり議案の上程なりの選択というのは、当然されてくると思うんですよね、並行して。そこなんですよ、言わんとしているところは……。そこら辺を市長は――少なくとも我々は、普通の事務屋だったら、そういう並行に流れていって、それで、じゃあこれはちょっと問題があるからこうしようや、という方向が、少なくとも市長あたりの考え方に基づいて事務屋は最終的な処理をされていると思うんですけれどもね。

そんなことから、今のやりとりの中では、予測だけですけれども、私が見る限りでは４月17日の予算をそういうふうに取った、という時点では何らかの、普通なら事務屋はこのとき、専決なら専決をしたい。結論が出てから、ということになるのかもしれないんですけれども、ちょっとそれで先行しちゃって、予算だけつけちゃうなんていうことはあり得ないと思うんですよね。

これは、今のやりとりでは判断があれなんですけれども、たまたま、ここにも、専決の問題については何回もやりとりをして、市長もここで言っているのがあります。要するに「議会という審議の機関をあくまで尊重していきますよ」そういうことを言っているわけです。事例としては、ちょうどおととしですか、63年の第２回の臨時会のときにたまたま私が質問しているところに「審議機関の議会の立場、それから執行機関の市長の立場ということで、その両者の関係につきましては、なるべく審議機関を尊重し、専決処分はなるべく自粛する、という建前は大切な原則だ、こういうふうに思っております」――それから、ほかのところでも「専決処分、あるいは議会を開いて議案審議をいただく、この日程のとり方ということにつきましては多少の疑義も感じながら、なお最善の誠意を尽くして臨む、こういうことでこれまでも対応させていただいております」こういうことをちゃんと、この専決に絡んでは特に市長も慎重に今後やっていく、というような姿勢を出している、というふうに私は見るんですけれども……。

事、今回のこんな大きな問題に関して、ちょっと余りにも疑問点が多過ぎる、というふうに思うこの報告の案件なんですね。

ですから、私は基本的にこの専決処分については、姿勢としては反対といいますか、報告を承認するわけにはいかん、こういう態度でこれからの中に臨んでいきたい、と思うわけです。先ほども内容について、それぞれ公明さんの方からも若干意見、内容についてですけれども、ありました。今までのやりとりを聞いて、それなりに賛同してくれる方もいられると思うんで、ぜひ、この関係について即決という、本会議場で決める、ということについては議運で決まっているけれども、採決といいますか、承認の仕方については特段の配慮をいただきたいな、というふうに思うわけです。

これを、仮に我々の方が承認をしないとしても市長のやった事務的な手続き上の問題には何ら問題はないわけですから、相手方にとっても不利なことを起こすこともなく要するに市長のやり方に対しての我々の態度、こういうことになろうかと思うんですよ。ぜひ、そこら辺を皆様に、我々議員の方もよく今までのやりとり、判断をいただいて、これについて慎重に取扱をお願いしたいな、というふうに思うところであります。

それから、先ほどの１段目の、市長、もう一度ほかの関係で、この事例に限らず――ダストボックスは今後賠償の保険で対応はされていくでしょう。しかし、その他の、要するに市側が設置するようなものに関して、また事例として予測がされるところなんですが、これについても、また庁内等で検討される考え方でいくかどうか、これについてちょっと御意見を伺いたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどのお答えの中で、今回の事故の例は初めてではないかと思う、というふうにお答えをしたわけですが、昨年の11月の例は、あれは明らかに市が設置をしている器物に損傷部分があって、そこでけがをしたということですから、事故責任を問われれば責任を負う、という理由になる。今回のは、これは全く例外的な例だ、というふうに、多少疑義も感じた、というふうに冒頭お答えをしておるわけでありまして、手順に御指摘をいただく、事務処理にもし不適当があったとすれば、相手があることでありますので、むしろ相手に対する精神的な気持ちがあって、あるいは急いだ、ということになるのかもしれません。

そういう感じがしておりますので、これからも十分慎重を期してやっていく、ということについては、全く御指摘のとおりであります。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　私の質問としているところに、すべて意図して返ってきているわけではありませんけれども、最後に日程関係を伺いましたけれども、この方について事実保険会社等から、既に賠償の金額なりが雑入なりで市側に入っているかどうか、それからまた、相手方に対して支払いが済んでいるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　収入役。

○収入役（佐藤智春君）　支払いを担当しております私どもの方から御説明を申し上げます。

最初の収入でございますけれども、収入は、保険会社から６月５日、全額収入済でございます。雑入に収入しております。

それから、支出でございますけれども、支払いにつきましては翌日の６月６日、御本人が窓口へおいでになりまして支払済みをしております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　わかりました。

いずれにしましても、この問題、ちょっと私の方も、今後もこういった形での専決処分の報告承認というような形で出てくると思いますので、特に問題提起としてはおきたいと思います。

一応この流れについての質問については、終わりにしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　　今、それぞれやりとりをさせていただきました。

この件については、これから委員会付託なしでいくわけですけれども、特段に先ほどのやりとりの中でありました、今後、市側に向けては、こういった内容についてはいろいろなケースが予測されると思います。庁内で検討をお願いをしておきたい。

それから、私も先ほど質疑の中でも申し上げましたけれども、専決処分にかかわる処分そのものについては基本的に反対、というようなことで、先ほども申しております。私の今までのやりとりの中で、確実に行政側がこういうミスだ、というようなことは一切出てきませんでした。ただ言えることは、大変不可解に金額も決まっていない、相手も納得をしていない時点で予備費を充当をした。このことは、通常であれば我々議員の中に当然議案としてのせてきたり、補正予算なり、そういった手立てをして対応すべきものだ、というふうに思っておりますし、ぜひこの関係を、私としては若干時間をいただいて気持ちの整理をして、いずれにしても私自身は、この報告については承認しかねるという形を、態度をとりますけれども、できますれば、若干議長さんの方の配慮の中で時間をいただいて、何人かに呼びかけをさせていただければ、特にほかの会派で公明さんの意見もありました。そういう中で、ちょっと時間をいただいて調整をしていきたい、というふうに思うところでありますので、議長には後の採決、そういったことと、それから議員側には、私、良識を持った判断をぜひお願いをする時間を若干いただきたい。

市長については、先ほど申し上げたとおり、今後のことについて強く専決のあり方、こういったもの、それから行政内部のそういった事務的な、決裁の上で処理はされている、というような意見がありましたけれども、もう一段と、これに向かって努力をされるように要望をいたしまして、意見を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　ただいまの土方議員の本専決についての質疑のやりとりをお聞きしておりまして、我が自由民主クラブとしても、この対応をちょっと考えさせていただきたい面がありますので、一旦、そう長時間ではありませんので休憩をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時32分　休憩

午後９時12分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

専決処分の報告承認の件について、ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　　挙手多数であります。よって、議案第40号、日野市旭が丘五丁目15番地の23先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第41号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第41号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、町区域の変更に伴い、市立多摩平東地区センターの設置場所の住所を変更

するため、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　議案第41号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例一部改正は、本年６月１日施行されました町名地番変更に基づきまして、この条例の別表第１――恐れ入ります、４ページ、５ページをお開きいただきとうございます。その２、小地区センターの部におきまして「市立多摩平東地区センター」の項目中、設置場所「日野市東豊田三丁目30番地の18」とございますものを新地番表示によりまして、「日野市多摩平七丁目５番地の12」に改める、というものでございます。

なお、付則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、この条例による改正後の日野市立地区センター条例の規定は、平成２年６月１日から適用するものでございます。

よろしく御審議賜りとうございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第41号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第42号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第42号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、百草図書館が新設されることに伴い、日野市立図書館設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　議案第42号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、ただいまの提案理由にもございましたとおり、百草の図書館の開館に備えるものでございます。改正の場所は――恐縮でございますが、４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表によって御説明を申し上げます。

名称の欄の「市政図書室」の後に「百草図書館」、そして位置の欄の最下欄に「日野市百草204番地の１」と挿入するものでございます。

さらに付則といたしまして、この条例は、交付の日から起算して６月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する、こういうものでございます。規則に委任する理由といたしましては、施行の期日が確定的な定めが今のところ困難であるためでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第42号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第43号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第43号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第１号）についての提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市一般会計補正予算第１号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ１億179万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を392億4,493万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、議案第43号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第１号）の御説明を申し上げたいと思います。

ただいま市長から提案のありましたとおり第１号の補正額につきましては、１億179万7,000円を追加するものでございます。

それでは、２ページをめくっていただきたいと思います。２ページの第１表の中で歳入歳出の予算補正でございます。ただいま申し上げました額でございます。この補正額につきましては、平成元年度の繰越金を予定しております。現行の中では、繰越予定額６億2,000万強というような数字になるわけでございます。

歳入につきましては繰越金を充てていきたい、というものでございます。歳出につきましては、おのおの款のとおり五つの款があるわけでございますが、一部、当初予算での事業不確定部分、その後の確定によっての補正をお願いするものでございます。

それでは、６ページ、７ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。先ほども申し上げましたとおり前年度の繰越金をここに充てていきたい、というものでございます。

８ページ、９ページ、議会費でございます。42万の補正をお願いするわけでございますが、この説明欄のとおり研修をする目的場所が決定したための不足額を生じたので、ここに補正をお願いするものでございます。

なお、10ページ、11ページでございます。目の１の一般管理費でございます。

13の委託料450万でございますが、豊田駅前展示場の設計ということで、既に駅前を昨年、南口の再開発通路のための都市整備公団から、一応、他の用地との交換をしております。そこにつきまして、後ほど工事費等も関連するわけでございますが、展示場、

あるいはその他の目的のものをここに設置していきたい、というものでございます。よって、ここには設計料としての予算を計上しております。

15の中では工事費、上段部分につきましては（仮称）日野市役所第４駐車場の設置ということでございます。これにつきましては、先ほど来、市長の行政報告の中にもありました中で御意見もあったわけでございますが、その隣接地を借地として借りて、そこに第４駐車場として設置する工事費でございます。

なお、その下の部分につきましては豊田駅前の新設の工事費、大変、駅前でございますので見にくい。今、囲いをしてありますが、市民からの見る目も悪いというようなこと、あるいは、その開発通路との関連が長引きますので一時的な使用をしていきたい、というものでございます。

なお、目の８の車両管理費につきましては、ここに記載のとおりの賠償金でございます。当初40万ほど計上してあるわけでございますが、交渉の成立を見ましたので、ここに補正をお願いするものでございます。

12ページ、13ページでございます。目の５の老人福祉費、28の繰出金でございます。説明欄記載のとおり医療費の返還金としての繰り出しをここに、特別会計へお願いするものでございます。

なお、14ページ、15ページでございます。目の６の学童クラブ費でございます。７の賃金でございます。おのおの指導員の賃金の不足に伴うもの、あるいは定数増に伴っての増員部分でございます。

なお、11の需用費につきましては、おのおのそこに記載のとおりでございます。14の使用料及び賃借料につきましては、説明欄記載のとおり滝合学童クラブの分室を借り上げていきたい。これはプレハブをリースで借りるものでございます。

なお、18の備品購入費につきましては、ここに記載のとおりでございます。

なお、16ページ、17ページでございます。目の３のし尿処理費でございます。719万の補正をお願いするわけでございます。説明欄記載の修繕料でございますが、既にコンベアが一部故障しているわけでございますが、現行では、現在、一部修繕して稼働しておりますので影響はないわけでございますが、今後のやはり修繕を要する場合にはなかなかできない、というような特殊な備品でございます。予算をここにお願いし、修繕を完全にやっていきたい、というものでございます。

18、19ページでございます。

目の４の災害対策費でございます。15の工事請負費でございますが、説明欄記載のと

おりの内容でございます。市長からも行政報告がありましたとおり、平山の京王から用地をいただいた部分の境界でございます。ここの崖地の防災工事をやっていきたい、というものでございます。

なお、20ページ、21ページでございます。

目の６の図書館費でございます。この土地につきましても、当初予算の中で一定の額を見込んで計上をお願いしたわけでございます。しかし、所有者との、地主さんとの協議の中で不足を生じましたので、ここに教育費の負担金として97万3,000円をお願いするものでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○26番（市川資信君）　ちょっと、１点お尋ねいたします。

10ページの管理費でございます。一般管理費450万、豊田駅前展示場設計、並びに節の15の工事請負費4,589万円、という項目でございますけれども、この件について市長は、６月１日付の市の広報においても「多摩平支所の本庁統合について」ということで自分の所信を述べられております。

６月で今、定例会でございますが、本来こういったものは、当然新規事業でございますから当初予算に計上するのが私は筋ではなかろうか、というのが自来の私の信念でございます。かようなことは、私、かねてからも市長に再三にわたって申し上げてきたわけですけれども、あえて、ここで計上されてきたことは何なのか。３月定例会が終わったばかりというときに、また、こういった新規事業が組み込まれたことについての市長のお考えをまずお聞きして、さらに質問をさせていただきたい、かように存じます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　豊田駅前の市が管理する用地の利用につきまして、御指摘の当初予算の予算計上の中で結論を間に合わせることができなかった。こういう事情によりまして、今回予算計上をお願いするものであります。

駅前の約、坪数にして100坪、大変貴重な用地でありますし、これのまた取得の報告の場合には、豊田駅南の駅前再開発に関連をさせるアクセス用地、とこのような言い方を申し上げております。

将来どのような設計をするかは、まだ定かではございませんが、せっかく確保しておりますこの用地を当分の間、何らかの利用に供したい。いろいろ検討をいたしました結

果、駅前でもありますし、それから美観を保持する意味からも展示場というふうな利用の方法を決定いたしました。そのことは、小中学校の作品等を展示するとか、あるいは福祉施設の作品を即売をするとか、あるいは市民の方の作品、つまり絵画、生花、それらの展示場にしてもいいんではないか、と思っております。市民にＰＲする、いろいろな素人の展示も適当ではなかろうか、このようなことを考えまして、いわゆる展示場という言い方で設計をしたい、こういう考え方に至った、こういう次第であります。

６月１日号の広報で、駅前に臨時的窓口を設置する必要があろう、ということも記事にしておるわけでありまして、それらのことも設計の中で、なるべく可能にしていきたい、こういう考えをあわせ持っております。

当初予算が適切だ、ということについては御指摘のとおりでありますが、当初予算には結論として間に合わせ得なかったのを、今回あの場所の美観を維持する意味と、それから活用する意味で、このような考え方を持つことになりました。そういう主体の予算計上でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　今、市長から、私の質問に対してお答えいただけたわけですが、本来６月定例会、９月定例会、９月には決算も入りますが、目的は、本来の補正の目的というのは、基本的には修繕料であるとか、ただいまの百草の図書館のように当初予算に組み入れてあったものが、事業遂行上、不足を来した、ということとか、あるいは災害時、緊急時における問題点をそこで補修していく、というのが補正の、いわゆる本来の意義であろうと思います。

――が、しかし、市長の今の答弁によりますと、当初予算にはこれらの結論が間に合わなかった、というようなことと南口の再開発のアクセスですか、整合性を図っていきたいとか、あるいは駅前であるから、当然、確かに長い間放置するということは、どうかと思います。それだけに駅周辺というのは、思いつきとかなにかではなくて長期計画にのっとった、やっぱり計画というものを打ち立てていかなければならない。それだからこそ、また当初予算に――本来ならばわずか数カ月後にこういった問題を出す、というんではなく、きちっとした定見というものを定めていくのが筋ではなかろうか、かように思うわけです。

過去２年ぐらいの市長の定例会における、当初議会でなくて、わずか二、三年前の、62年の６月ですから３年ほど前には、博物館準備室嘱託職員の給与というんですか、報酬を240万円出しているんですね。これらはもう、ふるさと博物館の経過ではっきりし

て前年からわかっているわけですから、こういった６月補正でのせることが、まず私は１点おかしいと思いますし、さらにこれを大ざっぱに引き抜いただけで、62年の９月議会において休日準夜診療所設計費が計上されております。同じ９月に河川整備構想基本計画策定費650万、それから、同じ９月に向川原市営住宅集会所建設費2,350万、62年の12月の定例会には、高幡特養老人ホーム設計費が入っているんですね。これなども本当に何か、どうして来年の３月まで待てないんだろう、と思うわけですが、あるいは同じ62年の12月に、二番橋の地質調査費も計上されております。また63年になりますと、12月議会に川北地区センター増改築費がのっているわけです。

また、昨年の平成元年６月定例会では、第一小学校学童クラブの新築費ですね、それから、同じく６月の定例会に防災行政無線設備調査費が515万、元年９月の定例会には潤徳学童クラブの新築、あるいは百草図書館の開設図書等が計上されているわけであります。これらは継続事業じゃなくて、いわゆる当初議会から計上するのが本来の筋であるものが、こういう当初議会が終わった直後の議会に出てくる、ということに対して、私は、やはり一つの議会人として、理事者がきちっとした定見を持って行政を進める上で非常に私は疑問に思うわけです。

やはり、それらは年間のきちっとした予算を組み立て、そして、いわゆる来年度の事業計画、あるいは３年後の中期計画、七、八年後、10年後の長期計画という、かねてから私が申し上げている基本計画にのっとった、 長期計画にのっとった事業を遂行するならば、これほどの、一般の、いわゆる中間議会における新規事業の予算計上というものはしなくても済まされるではなかろうか、こう思うわけですが、余りにも再三にわたってこういう傾向がありますので、あえて、この件について、できる限り長期計画にのっとった当初議会にこういう案件をのせるのが本来の筋である、ということを申し上げたいわけでございますが、市長、その点については、いかがな御見解をお持ちでいられるか、お聞き賜りたいと存じます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　原則的には、お説のとおりだと思っております。

しかしながら、年度間にまた、なるべく、見通しが整ったということによって事業を行う、ということも補正という形で認めていただけるわけでありますので、なるべく計画的、基本計画にのっとった事業ということは尊重しながら、時に応じて適切な、また事業も組ませていただく、というふうに御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、市川議員から質問がありました点について、まず１点お尋ねいたします。

豊田駅の展示場の設計、ということなんですけれども、急に展示場ということが出ているような感じがします。私も一般質問で――この駅前のところに多摩平支所のなくなった後のものをつくる、ということが言われていまして、質問する予定でしたが、既に何人かの方から質問が出ていますんでお聞きしたいと思います。

今のお話ですと、展示場として臨時的に、暫定的につくるんだ、というようなお話も受けたんですが、具体的に窓口業務を行う施設の内容をここで、どのくらいの規模でどのくらいのスペースで、多摩平支所にかわるような機能としてどのくらいのものを持つのか、恐らく、展示場の設計まで入って場所まで決めているわけですから、細部まで詰めていると思います。時期もいつごろになるか、ということも、ここまでの段階ですから明確に示せる段階だと思いますので、この点もお聞きしたいと思います。

それから、第２点目は、15ページのところの滝合学童クラブの分室の問題ですが、これは、どういうふうな経過でここまでこぎつけたのか、特に沿革について、必要性についてお話を承りたいと思います。

それから、第３点目が百草図書館の開館についての問題です。先ほど、議案42号の方でお聞きしようかと思いましたけれども、ここでお聞きいたします。

この百草図書館の開館につきましては、職員定数条例の職員増の理由づけの中で、たしか記憶ですが、さらに２人の正職員がなければ百草図書館の開館ができないんだ、というお話が、再三総務部の方からお話がありました。これをどういうふうな形で工夫をして、ここまでこぎつけたのか、どういうふうに展開をされるのか、具体的な職員の配置の問題等を踏まえているのか、その点をお聞きしたいと思います。

以上、３点です。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の御質問につきまして、豊田駅前の一定の計画ということでございます。

私の方は、今この場所につきましては、ちょうど面積として333平米ということでございます。具体的には、あそこに、おそば屋さんがありましたところが中心でございます。よって、その屋根、あるいは柱等も活用しながら他のものを整備していく、という考え方で、建物規模としては125平米程度を考えてここに予算をお願いするわけでございます。主には、もちろんここにお願いした展示場の新設、ということが目的でござい

ます。

今、市長の考え方の中に、広報に記載したとおり窓口事務の関係もあるわけでございますが、展示場をあわせて他の考え方、市長から先ほど来、述べられております、そういったものを含みながら活用できる方法での考え方を持っております。窓口につきましては、少数、２名程度の考え方を持っての内容に当たっている、ということでございます。

その他、展示につきましては、先ほど市長からお答えしたとおりでございます。よって、かなり外観的なものを建てながら、中は流動的に考えて調整をしていく、というのが現在の考え方で進めております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

滝合学童クラブの分室でございますが、今年度につきましては非常に滝合小学校区の学童クラブの入所希望者が多かった、ということでございます。定員50名のところを18名の方が入れない、というような状況でございます。

また、この状況は今後とも数年は続く、ということが推測できます。そのようなことで、幸いにも現在の学童クラブの敷地に余裕がございます。それから、入所できない方々の家庭の状況、特にお母さん方の勤務の状況等を考えてみますと非常に厳しい状況にある、というようなことから緊急的な措置ではございますけれども、分室を設けまして入所をさせていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　百草図書館の件について、お答え申し上げます。

おっしゃるとおり増員の要求は４名を考えておりましたけれども、お認めいただいた数が２名でございまして、この２名につきましては既に配置済みでございます。

私どもといたしましては、開館のときを本年の11月中には何とかオープンしたい、こういう考えを持ちまして準備日程をつくっております。既に配置されている２名の者が中心になりまして、９月まで開館の準備に当たります。10月にあと２名、嘱託の職員、さらにプラス１名、これは午後のみの出勤になりますけれども、嘱託職員を３名、採用を予定をいたしております。

したがいまして、正規の職員２名と嘱託職員３名によりまして百草図書館の運営に当

たる、こういう計画でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは、豊田駅の問題について、さらに質問しますけれども、先ほどのお話では全然わかりません。スペースの話とかそういうことではなくて、暫定的なというお話がありましたけれども、暫定的なものに何で5,000万かけるのか、ということなんです、一つは。

それから、もう一つは、多摩平支所がなくなった場合に、その辺の周辺の方が不便のないようにいたします、ということを考えると、窓口業務で２名という形でそれが可能なのかどうか、特に日野市の広報で市長が、こういうふうにアドバルーンを上げているということは、あの辺の周辺の方は、そういう心の準備をしてくださいよ、という意味が重々あると思うんです。

しかし、この後の方では、そういうふうな対策については立てます、ということですから、多摩平支所の方で実際に受付に行ってできないものとできるものとあると思うんですよね。そうすると、豊由の駅のところで、これは前々からほかの議員からも出ていますが、人の集まるところ、また非常に施設的に簡便にできるところ、ということで、駅のそばでそういう窓口業務が行われるところもあるから、そういうところへ設置したらどうか、ということとが言われていますし、ほかのところでも実際にあります。

そうしますと、支所を廃止して窓口業務的なものを持ってくる、ということになれば、むしろ私は機能的に見たら100坪の土地の中では狭いんじゃないか、というふうに思うんです。その辺、機能的に大丈夫なのかどうか。この辺は不便になります、この辺はよくなります、ということをおっしゃらないと間接的にこれはだましたことになります。

ですから、展示場を設けて、今のお花をつけるとか何とかということがありましたけれども、それがどのぐらいの市民要望としてあるのか、その辺の調査もあるでしょうけれども、その辺、重々お調べになっておやりになっている、というふうには思えないですね。ただ設計をやって、さらに工事を組んで、ということですから、非常に急速に急いでいらっしゃる、ということだと思うんです。先ほど、時期ということも私お聞きしましたけれども、時期については明確にお答えになっていません。

先ほど、市川議員がおっしゃいましたけれども、こういうような重要なことについては、あそこの多摩平支所を周辺にしたものは基本計画にのっていて、これについては具体的に進めていきます、ということで進んできている話ですから、その延長線からいえば、かなり煮詰まった内容のものだと思います。ですから、展示場ができて、お花がで

きて、という話は、私は初めて聞くわけですけれども、その辺、どういうふうに基本的にお考えになっているのか、もう少し踏み込んでお話をしていただきたい、というふうに思います。

それから、滝合学童クラブにつきましては、緊急的なものということで了解いたしました。

百草図書館について、さらに私も心配しておりますので、もう少しお聞きしたい。

図書館業務につきましては専門職の司書の方が必要だ、ということも再三聞いています。具体的な本の選定であるとか相談に乗る、ということを考えれば、このぐらいのスペースで、利用者をどのくらい見込んで何万冊の蔵書で、ということを考えると、こういうふうに必要だ、というふうな話があったと思うんです。

今、２名の配置という職員の方ですが、具体的にどういう方が来られるのか、例えば中央図書館でベテランでおやりになっている方が２名来る、というふうな形を恐らくとられるんだろうと思いますが、もう少し内容をお聞きしたいと思います。

それから、あと嘱託職員の最終的には３名というお話ですが、この嘱託職員のどういう方をふさわしいとしておつけになるのか、正規の職員の４名をこういうふうな形で運用することを長期的にお考えになっているのかどうか、その辺も承りたい思います。このことによって正の職員が４名から２名になることによって、具体的にどこでそういうふうな結果がでてくるのか、その辺も如実に、具体的に説明を願いたい、こういうふうに思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　１点目の質問について、お答えをしておきたいと思います。

御承知のとおり豊田駅の多摩平口、住宅都市整備公団が所有をしていた土地を日野市が、とにかく確保した。面積は三百数十平方メートルという狭い土地ではありますけれども、将来、南口との関連で日野市が持つという意味は、極めて私は大きい意義を持つものだ、と思っております。

つまり、南口に将来、再開発的な手法をもって近代的な駅前再開発事業を行います際に、北との関連を持たせる。そのことは南に対する大きな、また一つの示唆であり、市民の理解をされるために有益な用地だ、とこのように考えております。しかし、その事態が具体的にスタートをするとか、あるいは実現をする、とかいうことになりますと、相当長年月を要することはやむを得ない今日の状況であります。

それから、ＪＲ当局とも、線路の上を橋のような形で南口につなぐということになりましても、話を十分詰めていかなければなりません。そういう意味で、北側の狭い土地ではありますけれども確保した、という意味は、極めて大きい。

しかし、またそれを相当長期間にわたって、ただ塀をしただけでふさいでおくということも、また意味のない話でありますから、人通りの多いところ、また駅の直接の正面でもありますので、美観の上でも役立つように、そしてまた、日常の通行の多い場所でもありますので、何か展示等によって目を楽しんでいただく、あるいは、また行政側のＰＲに値するものは見ていただける、こういうことに利用することが一番適当だろう、ということが結論であります。

そこで、今お話をしておりますような説明になっておるわけでありますが、多摩平支所との代替になる最小限の措置ということと伴うと、かなり議論はある、というふうに思います。そして、第１回定例会に我々の十分な理解をいただく手立てがなかった、ということになるわけでありますが、人員増につきましても、内部でいろんな形で人材を再配分をしながら行政の需要、行政の拡大に対応していかなければならない立場であります。

そういう意味におきまして多摩平の現在の支所の場所は、支所だけではなくて幼稚園でありますとか、保育園でありますとか、消防署でありますとか、これらを建て替えもしなければならない。消防署もまた、前に御報告をしておりますとおり他の場所に移設をする、という話も協議が進んでおります。そういう総合的な多摩平の支所の部分の施設の近代化と申しましょうか、将来に向かっての大きな活用の方途を見通すとともに、あわせて、駅前のせっかく市が持ち得ておる用地でありますので、できるだけ市民に理解をしていただけるような施設を設けておきたい。建築費も少なくないわけでありますけど、美観のことと、それから、あわせて相当長期にわたって設備することになりますので、それらにたえられる施設にしなければならない、こういうふうに考えております。

今、南の方との関係で余り具体的なことを言う段階ではございませんが、やはり南との連絡を将来とれるようにしておく、ということは今日の――幸いにまた、その用地が手に入っておるわけでありますので、大きな夢を持ちながら将来の町の発展、市民生活に寄与する方法を整えていきたい、模索をしながら整えていこう、こういうことを考えるわけでありまして、突然といえば突然の提案でありますから、いろいろ御議論をいただくことは当然だと思っております。

しかしながら、全体的には多摩平の支所の統合ということも一部かかわるわけでありますし、また用地の活用という意味でも今考えられる一つの方策だ、とこのように考え

ておるところであります。御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　　図書館の件についてお答えを申し上げます。

百草の図書館につきましては、先ほど条例改正を上程いたしまして、百草の204番地の１にございます「ガーデンビュー石神Ｄ」というビルの２階部分、671.21平米をお借りするものでございます。ここに置きます図書は、既に昨年度、約8,000冊を購入いたしまして、現在整理中でございますけれども、開館時には成人の図書、約３万冊を目標にしております。このほかに児童図書がございますので、３万冊を超える蔵書数になります。

正規の職員２名の配置でございますけれども、このうち１名につきましては、去る５月１日に係長に昇格をいたしました者を中心に、あと１名の職員を配置し、さらに午前午後の勤務形態をとる嘱託職員を２名、それから午後のみの嘱託職員を１名、計５名の職員体制で運用に当たってまいります。

担当の職員の業務は多岐にわたりまして、この嘱託職員についても専門性が大変要求されるものでございますけれども、現在、図書館では経験とか、それから資格とか、そういったものをお持ちの方を中心にいたしまして、登録されている方々がございますので、その中から適当な方を採用してまいりたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　ちょっと、豊田の駅の話は、時期の問題も再三お聞きしているんですけれども、時間的な流れについては、ちょっと御説明がないように受けるんですが、私は、この豊田の駅に市の窓口業務ができる、というのは代替案というふうに受けました。あそこに豊田の北口の駅の中に市の窓口業務ができる、ということは、豊田の南口方面から上がって来る方と、豊田の駅周辺に来る方と非常に利用の高い地域になるな、というふうに理解をしたわけです。

ですから、多摩平支所のときよりも、むしろ機能的にも利用の数からいっても人の集まる地域でもありますから、２人、３人では到底無理だ、というふうに理解をしたところなんです。都内でも非常に大きな集まりがあるような人口地域のところでは、分館というふうな形をつくりまして、本庁との間で謄本をとるときとか住民票をとる場合に、器械の転送をして待っていてもらってやる、というふうなことがもう機能的に行われています。スペースを見ましても結構広くて、最低100坪ぐらいのものが随分あります。

恐らく多摩平支所を使っている方も、そういうふうな業務が大半ができる、というこ

とであれば、何も自分たちの独占物じゃありませんから、むしろ多くの方に積極的に使っていただける場所ということも含めて、多少、行くときに距離が長くなって不便を感ずるお年寄りもいるかもしれませんけれども、さまざまな考慮から市の案も納得ができる、という面も出てくると思います。今のお話ですと、そうではないようにちょっと受けているんで心配なんです。

要するに、今、多摩平支所で扱われているものと扱われていないものとがこれだけある。あそこに代替案ができたときに、この面については不便をかけます、これは不便をかけない、というものが、もう私は、総務部あたりか企画あたりか明確に持っていると思うんですね。ですから、要するにそこのところをどういうふうに考えるか。

今、市長のおしゃるように、南口と北口のあの連絡ということを踏まえると非常に重要な箇所である。あそこを確保したことは非常に長期的には素晴らしいことなんだ、ということは、本会議ではなくて前にもそのお話は受けておりますけれども、それが実際に生活をして市との接触を持つ市民の方にとってどうなのか、ということが、支所の代替案として出てくる性格のものであれば、かなり私は重要な要素だろうと思うんです。その辺はどういうふうに詰めていらっしゃるのか、その辺がきちっと詰まってないと、なんでこんなところに絵なんて飾って、というふうなことになると思うんです。

今、市長のお話ですと、長期的には南口側の区画整理ということを含めて、長期的な時間の中で今の有効利用、ということをおっしゃいますけれども、それだけでは市民の方は納得をしない、というふうに思うわけですが、その辺をもう少し具体的にお話ししていただきたい。そうでないと、ちょっと説明がつかないんじゃないかと思います。

それから、百草の図書館の方のお話の第２点なんですが、今のお話で、嘱託職員につきましても専門職的な性格があるのでその方の御協力を得ながら、というお話がありました。私は、ちょっと聞き方がまずかったのかもしれませんが、正の職員４名の中で２名で運用していくということを、こういうふうな体制でおやりになる、ということになるわけですが、そうしますと、正の職員の４名でない欠陥の部分という、短所といいますか、そういうものをどういう点でフォローされているのか、仕事の内容についてなのか、それとも嘱託職員３名ということで、嘱託の方を１名ふやした人的なもので対応ができるのか、この辺、正の職員との欠点をどこで補おうとされているのか、単純に１名を嘱託の職員をふやした、というところで足りるというふうに予測をしていいのか、その辺、非常に予測の話ですので難しいと思いますが、お話を承りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　助役。

○助役（砂川雄一君）　それでは、第１点目の豊田駅前の展示場の問題についてお答えをしたいと思います。

あそこは、御承知のとおり今まで構造物ができ上がっておりまして、ちょうど、のり面に当たっておりますので、そこのところに柱が立って、それで上に平屋の構造物が建つ、という形で今までつくられておりました。そこの土台の部分はそのままにして、それで、先ほどの市長の説明にもありましたように一応基本的には暫定利用でございますけれども、その暫定的な期間は、かなり長い。南口の再開発との関係で、その計画がきちっとした場合には、それとの関係で使っていく場所ということでございますが、いずれにしろ、その間は、そういう形でその部分について使っていくということですから、一応、入れ物の総量は規制された範囲内で有効に使っていこう、ということで、今、市長の方からも、たびたび説明がございましたように、一種の、何ていいますか、市民の方が例えば展示等でそこの部分を使える、というような機能もあわせ持った形で、百二十数平米だと思いますが、その大きさで一応施設を考えていく。その中にこの多摩平支所の代替の部分もきちっと市民の方には納得をしていく形でおさめて、それで全体として有効利用を図っていく、という形で考えているわけで、なお、若干、私どもの方で内部的には調整をしなければならない部分も残っておりますが、基本的にはそういう方向で考えていきたい、というふうに考えているわけです。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　百草図書館でございますが、定数条例のときには、百草の図書館職員として４人を予定しておりました。それが２人になりましたので、残りの２人については嘱託職員でカバーをする、こういう考えになったわけでございます。ただし、嘱託職員の３名のうち２名については、朝から夕方までフルタイムで働きますけれども、残りの１名につきましては午後だけの出勤でございます。

したがいまして、頭数から申しますと2.5人でございますので、正規職員とあわせて4.5人、この数ならば正規職員４人に匹敵できるような仕事ができるのではないか、とこのように予測をしております。

それが実現できるような立派な人材を慎重に採用してまいりたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは、今、助役の方から市民の方に納得がいくように、というお話があったんですが、私も納得をしたいんで再三質問しているんですが、納得がいかないんです。納得がいかないんです。ですから、これはもう少し委員会の中で入るんでしょうけれども、図面を引いてどういうふうな形で、という詳しい話を聞かないといけないということで、今お話を聞いていて、要するにあそこが重要なものだということになると、長期的にはその部分というのは道路になってしまうのかな、道路として使われてしまって跡形もなくなる。道路として使われないほんの一部に、職員の人が２人ぐらい入れるスペースぐらいしか残って、そこでやらざるを得ない。もともと100坪の土地があるんだけれども、そこを支所がわりに敷地を全部使うというわけには、南北がつながって全体になったときには、そういうふうなスペースは全くないんだ、というふうにも今理解ができるわけですが、あと詳しいことについては委員会の方でお願いしたいと思います。その辺はどうなんでしょうかね。

要するに、最終的に２人しか持てるスペースはない、あと開通しちゃって、そのあとはもう展示場も何も、跡形もなくなる、というふうに今理解しましたけれども、それは錯覚ですかね。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　支所の本庁統合が、これが一番大きな事業だ、というふうに考えます。したがって、代替措置というのは最小限の、当面最小限の、利便には当たらないとなかなか理解も難しい、理解を得ることも難しい、ということになりますからもう一つ、一番大きな代替措置といいましょうか、やっぱり交通の利便をつくる、というふうに言うべきだと思います。交通利便の増強も、これまた、必ずしも安易ではありませんが、支所においでになる方を本庁まで輸送するぐらいのことは、何か考えなきゃならない、これもあります。

したがって、駅前で出し得る窓口サービスというのは、証明書を、というふうな範囲で、朝注文のあったものを夕方にはお届けできる、このぐらいのことはやらなきゃならんと思っております。しかし、納税でありますとか、大きい、何か印鑑照明やその他のことは、やっぱり本庁に来ていただく、というふうなルートを開くべきだと思います。

それから、出前サービスというような言い方すらあるわけですから、いろいろ、支所や出張所を多くするというのも、時期によれば一つのサービス増強手段ではあるわけでありますが、日野市はそう大きい範囲の自治体でもありませんから、なるべく市民の方は、自分たちの事務所だということで役所を利用、活用していただく。交通利便をつくって、そうして、むしろ市内をあちこち、子供たちでも見て回れば、おのずから自分たちの町だという自治意識の発展にも役立つ、と思っておりますので、そのあたりもひとつ、十分、目を広くお考えをいただきたい、とこんなふうに思っております。

○議長（小山良悟君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　結構です。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　私も、今、夏井議員の方からありましたところの件であります。この件について、私もちょっと違う角度の方から質問をさせていただきたいと思います。

特に11ページの委託料ですね、この展示場の付近につきましては、大体、具体的になっているのでわかっておるんですが、実際、仕事の作業の進め方が大変、いつも私たちが目をくるくるしちゃうような場面がたくさん出てくるんですね。要するに設計に入って、もうすぐ展示場の建設費が入ってくる、というような形は、大変まずい形じゃないかなと私は思うんです。特にこういう事業に対して、例え3,900万の建設費であったとしても、やはり、これを将来的に残す、ということになりますと、その目的に沿ったところのしっかりしたものをある程度つくっておかなきゃならないでしょうし、そうなった場合に、ただ、今、市長の説明を聞いておりますと、地域の方の展示室にしたい、というような形はわかるんですけれども、それだけでは、この一般財源の中から繰り出す、こういう建物をつくっていく、ということに対しては、私は納得できないわけです。だから、設計プラス、すぐに建設費が出てくるということは、そんなにほかの市町村では見ないんじゃないかな、と思うんです。そのあたりをどうなんでしょう。

そういう面で、こういう事業に対しては、もう少しこの議会に説明があってもよろしいんじゃないか、とこのように思うんですが、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　この議会に委託料、あわせて工事費との関係でございます。

委託料につきましては、ここで450万お願いするわけでございますが、既に私の方も建設部ともいろいろ協議を重ねてきております。具体的には、おそば屋さんのあったところが中心になるわけでございます。よって、そこの屋根の状況、あるいは中に、かなり大きな柱といいましょうか、そういった支柱があるわけでございます。その辺の利用の関係については、一部既に調査が終わっているわけでございます。しかし、それに関連しての国鉄との関係、あるいは幾つかの疑問がありますので、ここにその部分を委託料としてお願いし、できれば早い時期に、もちろんこの年度中に工事を終わらせる、という目的で進めるわけでございます。

あわせて、今議会にこういう状況でお願いする理由でございます。よろしくお願いし

たいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　実際、この６月の広報に市長の見解が出ておるわけですね。やはり、私は、もう少し市長の配慮が足りないんじゃないかと思うんです。ということは、議会に対するところの配慮がちょっと足りない、ということを私は思うんです。

と申しますのは、市長が出してくるものは皆すべて、この議会を通るというもんじゃないと思うし、やはりこういうところをもう少し慎重にして、ぜひこういうものをつくるとしても、やはり前もって代表者会議とか、そういうところに出していただいて、こういうものをつくりたい、というような形の説明があってもよろしいんじゃないかと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　なるべく早く情報を御理解いただける形で説明することが大切だ、ということは、いつも感じておるわけでありますが、提案をする、それが突然という形になりますので、いろいろ御議論もいただく、これは当然のことだと思っております。

いろんな御意見をもちろんお聞きしなければなりませんが、基本的には私は、日野市の行政を進める方途として、といいましょうか、本庁を中心とし人材を適切に配置する、そして、市民サービスに、なるべく後退がないということは大切なことでありますが、ある程度、将来的な変化もつくりながら町の発展を促していく、これも大切なことだ、というふうに思っております。

せっかく貴重な土地を塀でふさいだままにしておったんでは、極めて例のない話ですから、積極的にこの場所を活用をし、かつ、また行政全体にもプラスするということを念願をして、このような考え方を提案を申し上げております。

○議長（小山良悟君）　　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　　今までの質疑のやりとりを聞いておりますと、豊田南の再開発の土地と交換したようなことを言っていらっしゃったんですね。そういう面では、すべて、ここに展示室を設けるというのは計画的であった、と私は思うんです。そういう面で、実際、確かにこの庁舎が基本的な働き場となる、ということは、これは一番基本でしょう。

しかしながら、私、先ほどの浅川苑についても申し上げたように、日野市の中には、

たくさん無駄な部分が私はあると思うんです。市長は、ないと言うでしょう。しかしながら、実際この浅川苑一つとっても５人も余計に人材を確保しているわけです。そういう中から見たときに、やはり私は、無理がないという中であっても、やはり前向きな姿勢で改めるところは改めなきゃならない、ということを強く要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今までのやりとりを聞いておりまして、この予算書に誤りがあることがはっきりしましたので訂正をしていただきたいと思うんですが、今、市長や関係部長のお話では、豊田駅前の330平方メートルの土地に展示場と市の簡単な連絡事務所を設ける、ということであります。しかも連絡事務所については、今まで長く市民に利用されてきた多摩平支所を廃止をし、本庁に統合することによって設けられるものでありますので、むしろウエートは、市民サービスの観点に立てば市の連絡事務所にある、というふうに考えるのが妥当ではないかと思うわけです。

ところが、この予算説明書には「豊田駅前展示場設計」及び工事請負費には「豊田駅前展示場新設」となっております。「展示場等」という「など」も入っておりませんし、この予算書では展示場のみの設計であり新設の工事だ、ということになるわけであります。これは、今までの説明からすると明らかな間違いといいますか、誤りでありますのですぐに訂正をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　展示場という範囲にそういう要素がある、というふうに御理解をお願いしておきます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　詭弁です。展示場と市の連絡事務所、いわゆる事務を取り扱う出張所のようなものを設ける、ということは全く違うものですね。攻撃するのと守備との違いぐらいあると思いますね。一緒にそれができるとは、到底思えないわけです。これは予算説明書の誤りだ、というふうに指摘せざるを得ないわけで、市長の言い方はどうも強引過ぎる。牽強付会といいますか、強引に自分の意見に正当性を持たせようとする、ちょっとだれが聞いてもおかしいと思う今のは理屈だったんだと思います。

予算のこの内容は委員会に付託をされるわけでありますので、こういう単純なミス、誤りは、委員会審議の中でぜひ直していただきたい、このように思います。大変な間違いがわかりました。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　ほかの質問の方とダブらないところで聞いておきたいと思います。

最初に、車両管理費の交通事故の賠償金でございますけれども、当初40万円、そして今回81万4,000円ということで、当初をはるかに上回る金額の補正であります。この中には、今後、要するに交通事故の専決処分の報告の中である数字、これが26万8,000何がしかになると思います。これ以上に、先ほどの部長の説明の中で、交渉の成立を見たので増額補正をしたい、ということで81万4,000円という細かい数字まで出てきたわけですが、これの内訳についてわかりましたら……。

それから、予算の設定の仕方等で特段にあれば御説明をいただきたいと思います。

それから、し尿処理費、これについては、汚泥償却施設については、当初オーバーホールの、要するにオーバーホールといいますか、全体を分解掃除といいますか、そんな形で597万5,000円の予算が取ってありました。今回、719万、これも当初予算を上回る修繕料をここに上げてきたわけですけれども、オーバーホールということ――先ほど、ちょっと説明の中で部品云々、というふうな話もあったやに聞きましたけれども、ここら辺が、オーバーホールとなおかつ修繕料の兼ね合い、ここら辺についておわかりになれば御説明をいただきたいと思います。

同様に図書館費の共益費、見込みが所有者と協議をした中で、ということでありましたけれども、当初、26万3,000円の一定の金額を負担金として見ていた、ということでありますが、しかし、これも３倍以上の増額を見て、97万3,000円増額し123万6,000円となった、こういう状況でありますけれども、当初あたりにいろいろ、共益費ですからある程度協議がされている、というふうに理解をするところ、はるかに上回った共益費であります。これについての経過等のお話をいただければありがたいと思います。

以上３点です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　庁用車の事故の賠償金の件でございますけれども、これにつきましては、当初40万円を計上いたしました。御指摘のとおり後ほど交通事故の和解が２件ございます。それと、もう１件、これは２月に起きた事故でございますけれども、この額が約64万でございます。端数がございますけれども、約64万でございます。この２件の和解の額を引きますと13万しかありませんので、この64万何がしの金額については補正をお願いをするものでございます。

それから、なお、今後の予想されます事故につきまして２件で30万の計上をさせてい

ただいた。したがいまして、81万4,000円をここで補正をお願いをするものでございます。なお、示談が成立次第、議会にはまた報告をさせていただく、ということになろうかと思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　汚泥償却施設の補正でございます。

当初予算の場合は、償却施設の、毎年ですけれども全体のオーバーホールを定期的にする、ということで当初予算に組ませていただいたわけです。

今回の、この汚泥償却施設の中でお願いするのは、コンベアの修繕でございます。このコンベアは、汚泥の圧送ポンプと連動して、その汚泥を乾燥炉に定量供給する部分のコンベアなんです。このコンベアが４月になりまして、その部分の、スクリューの軸が中央部分から折れてしまいました。とりあえず庁内で緊急溶接をして、応急修理をして今作動しておるわけです。ところが、やっぱりちょっと無理が来ておりまして、スクリューとかケーシングに破損がひどくなりましたので、いつ、また壊れるかわからない。軸が曲がっております。そういう状態で稼働しておりますので、いつ壊れるかわからない。それから、コンベアは普通は５メートルぐらいが一番長いんです。ところが、ここに備えつけてあるコンベアは７メートルある。ですから、ちょっと期間もかかりますのでこの機会に補正をさせていただく、という形の補正予算でございますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　百草図書館の共益費の件についてお答えをいたします。

当初に組みましたこの額につきましては、平米あたりで割り出してみますと約30円でございます。この30円の積算根拠と申しますのは、はっきりしたものはございませんでした。この予算編成の時期には、まだ家賃などもはっきり決まっておりませんし、電灯料金ぐらいという軽い気持ちで、一応平米30円で組んだわけでございます。その後、家賃が決まりまして、共益費につきましてもいろいろ話し合いを重ねてきたわけでございますけれども、このたびの97万3,000円がお認めいただけますと、平米あたりの共益費が約132円になります。４倍強になりますが、この共益費を１階に入ります農協と比べてみますと、農協は平米あたり300円でございます。また共益費の相場と申しますか、基準的な額をいろいろ当たってみますと、大体、家賃の５％から７％ぐらいのところが

共益費として適当である、こういうようなことが言われております。

今度の、この平米あたり132円という額は、家賃の大体５％に当たりますので、農協の共益費と比べてみましても、あるいは一般的な相場から比べてみましても、そう高いものではないのではないか、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それぞれ、わかりました。

特段に賠償金の関係については、今後もまた、それぞれ報告がされてくるということでありますが、30万というのは今後の、まだ今の段階で数字のわからない見込みのものをとりあえず取っておく、ということで理解してよろしいですね。

わかりました。結構です。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　２点ほど、ちょっとお伺いをしたいと思います。

既に何名かの方から出されている内容なんですけれども、いま一、はっきりしない部分もございますので、一つは、15ページの滝合学童クラブに関する件でございますけれども、これは分室ということで18名の対策でございますけれども、分室という扱いでは旭が丘も分室形式をとっていて、ただし、運営の中身は本来の学童クラブの扱いではなくて、自主的運営というようなとらえ方をしていると思うんですが、ここの分室の運営の仕方については、どういうとらえ方をしているのか、ちょっと１点、伺いたい。

それから、もう１点は、再三論議のありましたこの展示場に関する件でありますけれども、先ほど夏井議員が、非常に私ども聞いている側からすると、まさに知りたい、聞きたい部分、非常に的確な質問の仕方だったと思うんですが、回答の方についてはいま一わかりにくい部分がございましたので、同じことを聞くつもりはないんですが、一、二点だけ、ちょっと関連で確認をさせていただきたいんですが、一つ、ここでは展示場という形で提示をされておりますけれども、展示場ということでとらえるならば、豊田の北口にギャラリーがございます。これはちょっと、余りいい場所とは言えないんですけれども、しかしギャラリーという、あるいは展示場という視点でとらえるならば、既にすぐ近くにあるような気がします。

それと、もう一方、多摩平支所の代替ということで、非常にいい場所を今度は確保していこう、ということであれば、やはり市民ニーズからすると、支所の代替地というとらえ方での期待が非常に大きいんではないかな、というふうに思いますが、先ほど、どなたかの質問の中で、あるものは七千何百、あるものは五万数千の扱いをしている、と

いう話もございましたけれども、ちょっと勉強不足で大変申しわけないんですが、多摩平の方が今何人で、その七千幾らとか五万何千を消化をしている。今度は２人の体制になるということは、何を中心にしてどの程度のことをやろうとしているのか、せっかく期待の大きい、名前は展示場にしろ、あるいは支所の代替地にしようといいわけですけれども、その辺のことについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　滝合学童クラブの分室でございますが、これは旭が丘の取扱と全く同じでございます。分室といいましても建前上では自主運営というようなことでございますが、自主運営といいましても、そこで指導する職員につきましては、臨時の職員でございますが、１名、市の職員として、臨時職員として派遣する、というような内容でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の関係につきまして、支所の定数等につきましては、後ほど市民部長の方からお答えしてもらうことにいたしまして、前段の展示場というような中でのギャラリーとの関係でございます。

先ほど来、お話ししているとおり、この展示場につきましては、小中学生の絵、あるいは福祉関係の施設でつくった、現在、本庁舎の中にも多少作品を展示しております。そういったものも、あわせて展示をしていくというような考え方で進めております。もちろん、それ以外にも行政の資料等の提供の場等をつくっていく。これは、そういう場所というよりは、資料というのは広報、あるいはその他の市の資料をテーブル程度に置いて利便を図ってＰＲしていく、というものでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　多摩平の現状の定員は７名でございます。先ほど申し上げましたように、７名でもって転出入が大体年間7,500、証明が五万数千ということでございます。そのほか市民課以外のいろんなお金を取り扱っていることもございます。２名で、ということになりますと、先ほどから話題にありますごく限られた証明、発行程度になる、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　第１点目の学童クラブに関係しましては、これは、まだ一般質

問の方で予定をしておるもんですから、一応、現状というか考え方については理解をいたしました。

それから、もう１点の展示場については、先ほど来、多くの皆さんからの要望といいますか、要望を含めた質問だ、というふうに理解しますけれども、やはり支所としての役割を相当期待している、ということの方が多いと思いますので、ぜひ、そういったそれぞれの声を十分反映をされる中で運営していただければということで、要望として出させていただきました。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第43号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第44号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第44号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,154万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億9,694万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第44号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。これにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

次の８ページ、９ページ、歳出でございます。償還金でございます。説明欄に記載のとおりでございますが、平成元年度の老人保健医療給付費の実績によりまして、医療費の交付金に超過交付が生じましたので支払基金に返還するものでございます。

なお、この返還につきましては８月の13日までに返還しろ、というような通知がまいっているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第44号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第45号、（仮称）百草図書館開設備品の買入れの件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第45号、（仮称）百草図書館開設備品の買入れについて提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）百草図書館開設備品の買入れ契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。

入札の結果、3,955万2,000円で丸善株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第45号、（仮称）百草図書館開設備品の買入れについて御説明いたします。

本議案は、図書館開設備品の買入れ契約の締結でございます。買入れの目的でございますが、（仮称）百草図書館開設用でございます。種類及び数量でございますけれども、壁面書架一式ほかでございます。買入れの予定額でございますが、3,955万2,000円になってございます。これにつきましては消費税を含んだ金額でございます。買入れ先でございますが、東京都中央区日本橋二丁目３番10号、丸善株式会社、代表取締役　海老原熊雄でございます。

２ページでございますけれども、２ページには入札の状況が記載してございます。２回の入札によりまして、６番目の丸善株式会社が落札をいたしたものでございます。

以上、この図書館の開設につきまして御説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第45号、（仮称）百草図書館開設備品の買入れの件は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号、日野市一般職の職員の平成２年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第46号、日野市一般職の職員の平成２年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第16条第２項の規定にかかわらず平成２年度６月期に支給する期末手当の乗率を100分の157とする特例を定めるものであ

ります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、議案第46号、日野市一般職の職員の平成２年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

恐縮ですが、２ページをお開きいただきたいと存じます。第１条につきましては、この条例の趣旨についての規定でございます。先ほど市長から提案理由がございましたけれども、給与条例第16条第１項の規定に基づいて、平成２年６月期の期末手当の支給率について給与条例の特例を定めるものでございます。

第２条につきましては給与の支給率の特例に関する規定でございます。その支給率は給与条例第16条第２項の規定であります100分の135にかかわらず、100分の157とするものでございます。

なお、付則につきましては平成３年の３月31日で、その限りで効力を失う、というものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　簡単に意見を申し上げておきます。

先ごろ、全員協議会でも触れておきましたが、今回の平成２年度６月期の期末勤勉手当については、違法な争議行為が行われて決着をした、という点、今後の職員の服務規律にかかわる問題でもありますので、この点、厳正な対応をお願いしておきたいと思います。

それから、なお支給率についてでありますが、昨年、人事院勧告は、国家公務員の給

与を平均で3.1％引き上げると同時に、民間のボーナスの状況にあわせて期末勤勉手当を11年ぶりに改定し、0.2カ月アップをして、年間5.1カ月とすることになったわけであります。

これを受けて、各自治体でボーナスの支給率について、労使間で交渉が昨年から行われてきておるのは御承知のとおりでありますが、私は、労使間において争議行為まで行い、組合のそうした違法行為まで行われる中で、労使の力関係で支給率が決定をする、という状況は、一日も早く改めていかなければならない、と思うわけであります。

再三、こういった給与条例等の提案の際にも指摘をしておりますように、今、争議行為を行い、ストライキ等を構えてまで、民間ではこういった賃金や手当の確定については、ほとんどの労使が、そういった方法はとっていない。いまもって、こういった自治体の日野市を含む労使間においては、労使が綱引きを行い、そうした違法行為を行う中で決定している、ということは甚だ遺憾なことであります。

私は、国家公務員の支給ベースを労使間でさらに上積みをしていく、という従来の悪敢行を改めて、最初から条例にきちんと支給率を明記し、国並みの支給率で給与条例主義を貫く、この原則を確立することを強く求めておきたいと思います。

なかなか現在の市政のもとでは、私の指摘も一朝一夕には実現しないのは十分承知をしておりますが、議会が、やはりこういった点を強く指摘をすることは大切なことだと思いますので、労使交渉による決着を改めて、条例方式によってきちんと自治体のボーナスが決定されるよう強く求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第46号、日野市一般職の職員の平成２年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより報告第４号、平成元年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　　登壇〕

○助役（砂川雄一君）　　報告第４号、平成元年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について。本報告は、一般会計及び下水道事業特別会計の２事業に係るる繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　ただいま第４号につきましての提案がありましたとおりでございますが、内容につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

ただいま提案のとおり、この繰越明許につきましては、自治法の施行令に基づきまして翌年繰り越したときには議会に報告する、という義務づけがあるわけでございます。上段の部分は一般会計でございます。款の中で、教育費の部分で、金額を１億1,485万6,000円という数字でございますが、これは一般会計の補正予算第５号で、今定例会の第１回定例会の中で御承認をいただいている額でございます。

なお、下の部分の下水道事業特別会計でございます。これにつきましては、款の１の下水道費でございます。当初、限度金額を9,445万8,000円と定めていただきました。しかし、その後、契約を完了しております。よって、契約等の差金等も生じますので、翌年度の繰越につきましては9,255万とするものでございます。

下水道事業特別会計の、この限度額を定めたときの補正予算につきましては、平成元年度の９月議会の第１号の補正の中でお願いした部分でございます。

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第４号、平成元年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第５号、平成２年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（砂川雄一君）　　報告第５号、平成２年度日野市土地開発公社事業計画の報告について。本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき平成２年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　それでは、報告第５号、平成２年度日野市土地開発公社事業計画の報告につきまして御説明を申し上げます。

報告第５号の２ページをお開きいただきたいと存じます。平成２年度の日野市土地開発公社の事業計画でございます。平成２年度の事業といたしましては、土地、用地取得事業といたしまして、面積が３万6,665平方メートル、事業費で81億7,029万3,000円を計画してございます。

その内容につきましては説明欄にもあるとおりでございますが、公共用地の取得事業といたしまして、面積１万4,665平方メートル、事業費は22億8,964万5,000円でございます。これは、主に道路、公園、緑地等の用地買収でございます。

次に、土地区画整理事業といたしまして、豊田南、西平山、万願寺第二、東町の４地区内の事業用地取得のために面積で１万2,000平方メートル、事業費といたしまして38億4,000万円を計上いたしました。

次に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく先行取得といたしまして、面積で１万平方メートル、事業費で20億円を計上してございます。また、これらの事業に伴う補償金といたしまして4,064万8,000円を予定してございます。

その他の事業といたしまして、これらの用地取得にかかる測量と設計に、委託料といたしまして、812万9,000円を計上いたしてございます。これらの合計が81億7,842万2,000円でございまして、平成２年度日野市土地開発公社の事業として、以上のように報告をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　　先ほど、市長の行政報告にございました公有地の取得、神明のアパートつき用地の取得については、この土地開発公社の事業計画の中に含まれるのかどうか、その点、御回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの行政報告の中の用地の取得でございますが、これにつきましては平成元年度の予算の中で買収をいたしております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　アパート部分については、それではどうなるのか、用地については土地開発公社が対応する、ということで間違いないんですか。アパートの部分はどうなるんですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　アパートの部分につきましては、まだ支払いがございませんけれども、平成２年度の中で対応してまいりたいと存じております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　この事業計画の中の、どこに含まれるのか、その点、お願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　大変失礼いたしました。この部分につきましては、補正予算の中で今後対応してまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私もわからないから聞いているんですが、ここは私が質問する場ですので、これは当然の質問だと思います。

土地開発公社の平成元年度の予算でアパートつきの、神明の市民会館南側の土地を購入したわけですね。その中で建物についても、10世帯入居のアパートをあわせて市が買い受ける、ということに契約ではなっているそうです。その場合は、今度は土地開発公社は全く切り離してこの建物について関与する、ということでいいんですか。今、そういうふうにおっしゃったと思うんですが、それで間違いありませんか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事務処理の進め方でございますが、用地もいずれは予算計上を行って取得すべき性格でありますので、あわせてこの土地につきましても予算計上をして対応する、こういうことに処理すべき問題だ、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　一つの用地を取得をする。しかも目的がはっきりしている。だから、土地開発公社が事業として手がけることができるわけですね。その際、用地とともに無線室も設けられるような立派な建物がある、ということで、その建物もあわせて買うことにした。

それでは、その建物についての購入計画がもう少し具体的に、自治体の事務の流れの中できちんと位置づけられているべきじゃないかと思うんですが、持ち主の方とは、ちゃ

んと交渉して契約を結ばれていると思いますので、契約当時者が購入をする、ということになると思うんですね。この場合は、土地開発公社と市との２本立てになっているということですか。自治体がこういう事務の処理をする際、どうなっているのか、ということで私はお聞きしているわけです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　土地開発公社の性格によりまして、公共用地を先行取得する場合に土地開発公社がその処理に当たっておる、という関係があります。もう一方の伴っております建物につきましても、これは交渉事でありますから、表に出るのは開発公社が交渉には当たりましたけれども、いずれ、これを市が取得すべきものでありますので一体で処理をする、というふうに御理解をしていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　一体で処理するのは当然のことですし、当たり前のことですからよくわかるんですが、この土地開発公社の事業計画の中で、あの土地はどういうかかわりがあるか、ということを私は知りたいためにここで質問をしているわけです。

それでは平成２年度日野市土地開発公社事業計画とは、神明の市民会館南側の1,387平米の用地の取得については、建物を含む用地の取得については全く関係ない、というふうに理解してよろしいわけですね。平成２年度の日野市土地開発公社の事業計画には全く含まれない、ということでよろしいわけですね。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　神明上の用地につきましては、土地と建物との一体での買収ということになります。既に一体としての契約でございますので――しかしながら、まだ入居者がいるということで、建物の金額の総体の２分の１を支払っている。これにつきましては、元年度の公社の予算ということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　ですから、平成２年度の今報告をされておりますこの第５号、日野市土地開発公社事業計画は、その当該土地の購入については全く関係がない、というふうに理解をしていいわけですか。この事業計画には含まれていないということですね。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　この分につきましては、平成２年度の中には含まれてございません。したがいまして、この事業計画、当然、予算等ございますので、補正予算の中で今後対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　その用地の購入について、２分の１は平成元年度の土地開発公社の事業計画で対応したけれども、残り半分は、土地開発公社は平成２年度には、一切かかわりを持たない、ということになるわけですね。補正を組んで今度は、市が直接対応するということですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ちょっと説明が不十分で申しわけございません。補正といいますのは、公社の予算の補正でございます。失礼いたしました。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　平成２年度の土地開発公社の事業計画に、それではなぜのっていないんですか。半分は平成元年度で十分対応できた事業であったわけですね。であれば、このお話は予算議会、３月議会のときに私は市長から聞きました。予算特別委員会の場で聞きました。その土地の購入を今考えて実現を図っているところだ、ということであれば、当然、平成２年度の今回６月議会で出されるこの報告事項には、残り半分が含まれる、というふうに普通解釈する、そして準備をする、と思うんですが、これは補正でなければ対応できない何か理由がある、ということになるわけですね。もう少しわかるように説明をしてもらいたい、と思います。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　特にこの予算の中に、事業計画の中に入れてなかった、ということではございません。大変申しわけございません。他意はございませんで、落としてしまった、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは報告事項ですので、即決という扱いで我々が一応聞くということの取り扱いになるわけですが、落とした、という説明で、落としたものは拾わなくちゃいけないわけですが、この公拡法に基づく先行取得地の面積１万平米というのは、具体的にどこなのか。じゃあ、その事務のミスがあった公社側の担当の方はなぜこういうミスが起きたか、説明していただかなければ困るんです。入っているかと思えば入っていない。入っていないかと思えば入っている、ということで、我々はこういう事務の素人ですし、先ほど土方議員の方から、いろいろ専決処分のことで質問がありましたように、やはり市の事務にある程度精通した方から見れば、かなり、いろいろな不自然なことが目立つわけですね。私もこういうことに関して素人の立場から、よく理解し

たいと思って聞いているわけですので、その点、日野市の市議会で説明されていることですから、数字も並んでいるわけですから、この数字の意味については御説明があってしかるべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時９分　休憩

午後11時29分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の要請により、土地開発公社の大貫常務理事を答弁者に出席をしていただきました。

理事者側の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　大変、勘違いをいたしまして申しわけございません。説明が大変間違っておりましたので、おわびさせていただきます。

土地開発公社の経理でございますが、企業会計をとってございます。したがって、出納閉鎖というのはございませんで、あくまで３月31日現在で処理をされて、単年度で処理をされておりますので、３月31日現在で未払金ということになってございます。したがって、ここに報告してございます平成２年度の事業計画でございますけれども、この中には全く含まれてはおりません。大変失礼をいたしました。

したがいまして、先ほどの支払いの件につきましては、あくまでも平成元年度の中の処理ということになります。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

それから、この事業計画の中の公拡法の先行取得の用地の場所でございますけれども、これについては、まだ確定のものではございません。いずれの、出るであろうと予想される面積と金額を計上してございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって報告第５号、平成２年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第６号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（砂川雄一君）　報告第６号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について。本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　報告第６号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について御説明を申し上げます。

２ページをお開き願いたいと思います。

平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画について御説明いたします。

まず、事業は大きく分けますと四つになります。その一つとして緑化推進に関する普及啓発事業でございます。この説明欄にもございますように、内容といたしますと緑化月間の行事とか会報の発行というものでございます。

それから、２番目には緑化推進に関する事業活動でございます。これについては、入学入園の記念樹の植栽とか、花、みどりの健康相談等、それから育苗の事業等でございます。

３番目といたしましては、緑化推進に関する調査研究でございます。これについては緑化マップの作成、それから４番目になりますけれども、菊花、公園緑地等の受託事業でございます。これにつきましては、菊花とか花卉植付、花卉栽培の苗圃、これらの事業の受託、それから炭焼き事業受託、それから公園等の除草、清掃、グリーンベルトの除草事業の受託、それから、映画の作成事業の受託、というようなことでございます。

それから、一般管理費については、この計画については事務経費でございます。それから固定資産取得費、これについては作業用の車の購入でございます。

それから予備費、トータルいたしまして、8,780万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　直接この事業計画にかかわる問題ではありませんけれども、緑化協会の関係のことでありますので１点だけ、ちょっと伺いたいと思います。

というのは、我々、建設委員の関係は評議員ということで、評議員会も過日行われました。実は、ちょうど２年を経過する中で、たしか定款の上からいって理事の選出の関係があろうかと思います。これについても評議員の方で、最終的には委員会を経て決まる、という経過になろうかと思いますけれども、今、現在をもって、まだ新しい理事の関係の選出についてのことが、たしかまだ動きがないようにとらえております。市長も出席をされております中で、ここら辺の考え方等について今後の見通し、わかりましたら報告をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく近い時期に理事会構成の決定を行いまして年間の行事に取り組みむ、こういうふうに進める考えでございます。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　近い時期ということでございます。もう既に新年度が始まっているわけです。そういう中で積極的にこれに取り組んでいただくように要望して、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　簡単なことなんですが、これには人件費は計上されていないのかどうか、その点、教えてください。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　事業計画書の下の欄になりますけれども、一般管理費の中が事務費等含まれております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　一般事務経費ほか、という表現がありますけれども、この「ほか」が人件費のことになるわけですか。何名で人件費が幾らなのか、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　一般管理費の中には、今の賃金、それから会議費、それから旅費、それから通信運搬費、そういうものも含まれております。「ほか」というのは、そういうものも含まれている、ということでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって報告第６号、平成２年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君）　報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。本報告は、市の義務に属する交通事故２件に係る相手方との和解の締結及び

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告につきまして御説明いたします。

以前は、各事件ごとに御説明をしておりましたけれども、今回から一括して御説明をさせていただきます。

まず、１番でございますけれども、庁用車の事故による和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。専決処分の日は平成２年４月11日、相手方は穴澤運送株式会社、損害賠償額は９万6,202円でございます。

もう１件は、庁用車の事故による和解の締結及び損害賠償の額ということで、事故名は同じでございます。専決処分の日は平成２年４月の13日、相手方は小寺玉子さん、損害賠償額は17万2,113円でございます。

次のページ、２ページでございますが、専決処分がございます。第１件目でございますが、事故名は、日野市西平山三丁目２番地先路上の事故、和解の相手方は、先ほど申し上げましたけれども、埼玉県川口市安行嶺根岸3291番地、穴澤運送株式会社、代表取締役　穴澤　満さん。

事故の発生状況でございますけれども、平成２年の１月の24日、午前11時27分ごろでございますけれども、選挙管理委員会事務局職員が運転する庁用車が、西平山三丁目２番地先の路上に差しかかったときに、前方に２トン車の普通貨物車がございまして、すれ違いするために降り積もった雪で凍結した路上で待機をしておりました。道路幅が６メートルと狭いということもございまして、庁用車がすれ違いに直前にブレーキをかけたところスリップして、待機していた相手の車両の側面に衝突をした。双方の車両に損傷を与えたものでございます。損害賠償額は先ほどのとおりでございます。

それから４ページ、２件目の専決処分書でございます。

事故名は、日野本町三丁目14番地の15、花輪病院駐車場の事故でございます。和解の相手方は東京都八王子市北野台一丁目６番地の４、小寺玉子さんでございます。

事故の状況でございますけれども、平成２年２月の22日午後１時30分ごろ、社会福祉課職員が運転する庁用車に被保護者を通院するため同乗させて、花輪病院駐車場に駐車をしておりました。診察が終わりまして、被保護者を庁用車の後部座席に乗せて発進しようといたしましたところ、相手方の車両が進入して庁用車の前に駐車しておりましたので、その車両を避けて前方に出ようとして操作を誤って、相手方車両の左側に接触をした。双方の車両に損害を与えた、というものでございます。損害賠償額は、先ほど申し上げた金額のとおりであります。

以上、２件につきまして御報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　２件目の事件の件なんですけれども、社会福祉課職員が運転する庁用車に被保護者を通院のために同乗させ花輪病院駐車場に駐車した云々、というこういう書き出しのわけですけれども、私が１点心配するのは、この被保護者を通院のために同乗させていた、という点がちょっと心配なわけでございます。というのも一つには、じゃあ庁用車は同乗者保険がある車なのか、この点をちょっと１点お聞きしたいと思います。それから、また話をさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　大変、答弁が遅れて申しわけありません。

同乗者保険の件でございますけれども、これにつきましては、保険に入っているということでございます。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　入っている、ということですから、あえて疑義を挟むわけじゃだごいませんが、あとでもう１回、調査していただきたいと思います。

私が知る限りでは、ワゴン車であるとか大きい車以外には、ほとんど同乗者保険はない、というのが、私の経験上の知り得たところでございます。なぜ、そういったことをここで申し上げるのかといいますと、こういったことは危険なわけですね。たまたま同乗者についての被害はなかったために幸いなことになったわけですが、この場合、もし同乗者に――たまたま、社会福祉課ということで福祉の仕事をしているということで、被保護者ということで生活保護の受給者であろうと思われます。こういった方を乗せて通院なり、または老人ホームに入所であるとか、そういったときに乗せる、こういうことは非常に危険なことにつながるわけです。もし事故があった場合どうするのか、ということ、こういったことをしっかりと認識をしていただいて――私が仕事をしているときのことをお話しして申しわけないんですが、たしか私が仕事をしているときに申し合わせたことは、今後、同乗者保険がついていない車が多いので、そういった被保護者等を乗せる場合には自分の車に乗せない。家族がいる場合には、家族がそういったタクシー

等を利用して、タクシー代は生活保護の方から、国の方からお金が出るわけでございますので、基本的には同乗しない、ということが、たしか私の仕事の中で経験であった、というように記憶をしておりますので、たまたま同乗者保険がついていた、ということでございますから、幸いそういったことで、もしもの場合にも対処できるかと思いますが、非常に危険が伴うということで、再度それのところを注意していただきたい、とこれをお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　先ほどの専決処分の件ではありませんけれども、この損害賠償の、１件２件ともなんですけれども、それぞれ金額が提示されております。これにかかる――先ほどは七、三というような状況もございましたけれども、これについてはどのような内容でそれぞれの数字になったのか、そこら辺についてお知らせをお願いをしたいと思います。

それから、特段に後段の部分では17万2,000円、駐車をしている車に走り出した車がぶつかって17万という金額は、相当な金額になろうかと思います。特段に相手方の車がよほど高級車かなにかであったかな、という判断をするわけですけれども、そこら辺の状況もあわせて回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　第１点目でございますけれども、最初の件につきましては、乙の車両の修理全額負担ということで、市が全額負担ということでございます。

それから２点目でございますが、まず車両の損傷でございますけれども、相手方のでございますが、左側のスライドドア及び後部ボディ等の損傷ということでございます。それから、これにつきましても全額市の負担ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それでは、これは相手方に払った損害賠償額ということでありますので、市が実際にこのときに受けた、それぞれ、その車両が、こちら側も損傷しているということです。これは相手方に対する賠償額というふうにとらえるわけですけれども、市側の車は、賠償の対象ということじゃない、というふうに思慮されますが、果たしてどの程度かかっているんでしょうか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　市側の庁用車につきましても保険から適用になる、ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　回答は、私、損害賠償額ということの数字を提示した内容に対して、市側がどの程度の金額がかかったのか、と質問をいたしました。

今の答えでは答えになっていないと思います。もう一度、求めます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　ちょっと手元に資料がございませんので、後日、御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　この際ですから――損害賠償額、前回、たしか古賀議員がこの日にちですね、事故発生状況、これも何回も古賀議員は申し出をして、やっと今回からですか、正式に入ってきたのは。たしか前回もそんなような指摘があったか、というふうに記憶をしております。

ぜひ、損害賠償額にかかわる――今、たまたま市側が全額だ、先ほど７対３だ、こんなようなことが、いろいろありますので、今後、できましたら賠償の額はこういうことであるけれども、要するに全額を市側が持つのか、そういった状況をぜひつけ加えをしていただきたい、このように要望して質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　昨年度も全部の事故をあわせると30件以上あったんじゃないかなと思うんですね。ことしも既に十数件あるようですし、やはり事故は、だれも事故を起こしたくてやるわけじゃないけれども、こう、たびたび事故を起こすということは、何か、たるんだ面があるんじゃないかと思うんです、職員が。

そういう面で市長等は、朝の朝会のときにそういう面に対して十分注意するように指導しているかどうか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　市の職員が業務に従いまして、主に市内を車で移動する、ということは、頻繁に通常起こっているわけでございますけれども、その安全性については、絶えず私どもも日常的に、各部長なり課長なりから全職員には趣旨を徹底させるように

図っておりますけれども、今御指摘のとおり事故が現実に発生している、ということもございますので、さらに一層その点については、厳格に徹底を図っていくようにしたい、あるいは安全運転の講習等についてもさらに徹底させるようにしたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　私も何回か、実際、事故に巻き込まれたときもあるんです。そういうときは必ずといっていいほど、やはり自分でもぼーっとしているところがあるんですね。そういうことが原因で、そういうもらい事故をしちゃったり、自分もちょっとこすっちゃったりしているわけです。だから、そういう面から見たときに、やはりその都度しっかりと指導する、ということが管理者の役目じゃないか、とこのように思うんです。

ぜひ、そういう面で事故が再び、心配の起こらないように心がけていただきたい、このように思います。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ただいまの件でございますけれども、確かに今、土方議員が言われましたように、事故が非常に多いように思うんですけれども、対策としましてどんなことを考えているか、ということをお聞きしたいんですけれども。

例えば、議会事務局で扱っている車は何日ぐらい無事故であるとか、あるいは何キロぐらい無事故であるとか、こういうのを各部門ごとに目標を持って、それに対してどうだ、とこういうような管理もする必要があるんじゃないか、と思うんですけれども、具体的にはどんなことをやっているのでしょう。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　車両の運転につきましては、十分安全運転に心がけるようにということで、現在は、かぎを渡すときにステッカーといいますか、注意を促すステッカーのようなものを運転者に渡して、十分事故のないようにお願いをしている、というところでございます。

なお、事故を起こした場合には始末書等の提出を、というような対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　事故を未然に防ぐ場合に、今のように始末書をとる、という方法もあると思うんですけれども、やっぱり事後の対策よりは事前の対策をきちっとやった方がいいと思うんですよね。

ですから、必ず車を運転する人については、例えば運転講習会には必ず出席をするとか、自分で、ある目標を持たせるとか、そういうことをもって自分で管理するように、子供じゃないんで、自分で自分のことは管理するようなことを指導していただきたい、と要望したいと思います。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第２－６号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第２－６号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第２－７号、東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願、請願第２－８号、東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第２－７号、請願第２－８号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第２－９号、第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願、請願第２－10号、（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第２－９号、請願第２－10号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後11時57分　散会

6月13日　水曜日　（第2日）

平成2年
第2回定例会　**日野市議会会議録**　（第17号）

6月13日　水曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本亨一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成2年6月13日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時18分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、市立総合病院の建替計画について問うの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔5番議員　登壇〕

○5番（高橋　徹君）　おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

森田市長にまず冒頭5点お伺いしますので、よろしくお願いいたします。

今、日野の議会では、病院対策等特別委員会等が設けられ、議会の中でいろんな、市立病院のあり方等について、また建てかえ等について意見が出されております。そのようなことに基づいて、本年度、理事者側としましても10億円の病院建てかえの基金の積み立てを始めたわけでありますが、現在の日野市の行政として、医療のあり方について、まず1点伺います。

2点目としまして、行政としての病院のあり方、そしてその病院の、いろんな地域保健医療協議会等がありますが、その中での位置づけ、さらには経営というものについて伺いたいと思います。

3点目としまして、市立病院の建てかえ計画に対する市長の考え方。

そして4点目に、病院の位置。

5点目に、建てかえに対しての可能性を求める中での考え、方法等を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市の医療行政という観点から、行政のあり方についてお答えをしておきたいと思います。

自治体が市民に健康と医療、それに伴う福祉の行政をなるべく的確に推進をすることによって、健康を守る、それから医療需要にこたえる、そのようなことは基本的な行政の範囲に位置するものと考えております。

当市の場合、昭和36年、多摩平の団地に住民が移り住まれて、都市化へのきっかけとなり、また人口の急増期を迎えたわけでありますが、当時の日野市内の医療体制というものは、かなり十分でなかった、ということに言われておると思います。

そこで、当時の市政といたしまして、多摩平にたまたま伝染病舎という形で存在をしていた市有地に若干の区画整理の換地をふやしまして、そして現在の病院用地になってまいりました。当初の開設は、20床で始めたということでありまして、極めて小規模でスタートしたことになります。その後、人口の増加に伴い、また社会情勢の変化にも合わせて、病床はいろいろな工夫をしながら、進めてきておるわけでありまして、その増築の仕方は、必ずしも行政が考えるとおりにはいかなかった。つまり、地域の医師会との調整が極めて重要な課題であったわけであります。

そういう観点から、現在162床、総合病院という名前で、たしか12科目の診療科目を持っている。ある程度の医療需要にはこたえてきたわけでありますが、今日の中規模都市になった日野市の医療行政としては、十分たえられるものではない、ということも言えるわけであります。とりわけ町村合併の結果、もとの七生地域、医療機関が非常に希薄である。開業医さんも少ないし、一般病床も皆無であるという状況から、南部に地域病院を、という要請が極めて強く求められておるというのが、我々の現状認識であります。

今日の地域社会における医療体制、その構造は、かなり高いレベルの機能を持つ病院のまたすそ野に、それぞれ専門の開業医がおられる。それらの構造の中で、病院の持つべき業務分担といいましょうか、二次医療が可能であるという程度の体制づくりはしたいものだというふうに考えますし、また、我々が諮問機関として意見を聞いております地域保健協議会でも、おおむねそのような意向であります。

そこで、ここ２年ほどの間に、具体的な現在の市立病院の改築の問題と、南部の地域医療をどのように整えていくかということを、いろいろと検討してまいりました。市立病院は、現在地に建てかえるという考え方を持っております。それから、南部地域病院にかかわりましては、今施行中の高幡区画整理の中に6,000平米程度の公共用地を確保して、その場所に将来の地域病院を予定をしたいと、こういう考え方であります。

現在の市立病院を建てかえるといいましても、病院としての性格上、医療業務を休んで建てかえるというわけにまいりませんので、かねて申しておりますとおり、予定をしております南部地域のその場所に仮設病院を建てる。その間、市立病院の経営を行いながら、現在地に適当な規模と設計をもって建てかえを進める。そして、その後、また南部地域病院も、仮設の建物が具体的に病院として使えるようなそういう手順で考えたらどうだろうか、ということをこれまでも、ある機会、あるいは特別委員会にも申し上げてまいっておるわけであります。

可能性ということにつきまして、確かに今、高幡の区画整理事業の中の病院用地の確保ということで、市が持っているいわゆる公有地、これを中心に若干の保留地をつけて、そして確保するということが一番、経費の上でも支出が少なく、また土地の確保に経費がかからないと。あるいはかかっても、経費が少ないというメリットがあります。日野市内の１カ所に、南部にも、あるいは北側にも、ともに適用できるそういう規模のかなり整った病院が１カ所できる、１カ所つくるということは、確かに理論的には、意味があるわけでありますけれど、具体的には、その用地の確保が困難であるということ、見通しがないということ、それらで一番具体性があるのが、今考えておる方式、手順であろう、このように見通しを持っておるわけであります。一番可能性ということでかなり困難も伴うわけでありますけれど、ぜひそういう手順を適切に進めることによって、将来像をはっきりと描いていきたいと、このように考えております。

当面、今、地域のこの医療法の関係におきまして、ベッド数が、日野市は足りているということになっておりますが、御承知のとおり、日野市の市民の人口に対しまして、約1,000ベッド程度の病床は確保したいと、これは原則になるわけでありますけれど、既に老人病院のベッド数、あるいは精神病院のベッド数ということで、かなりの占床率になっていて、一般病床は、南多摩医療圏では事足りていると、こういうふうに言われていますが、私どもの日野市では、まだ200や300のベッドはぜひ確保したいということで、東京都の衛生局当局にも強いお願いをしておるわけでありますし、今のような手法で、二眼構造の病院医療体系を目指すということになりますと、病床確保にも非常にレールが敷きいいと、このように受けとめておるところであります。いろいろ御意見のあるさなかではございますが、十分状況を見極めて、可能性を打開をしていきたい、またいかなければならないというのが私どもの現状認識であります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　いろいろ説明をいただきまして、現況のお考えというのはよく示されているわけでありますけれども、次に、６月の１日の市の広報に森田市長が、「まちをつくる市長室から」ということで、「多摩平支所の本庁統合について」という表題に基づきまして、細かい多摩平の４－３ブロックというあの地域の箱物の移転、または建てかえ計画ということをうたわれているわけでありますけれども、この１点目としまして、多摩平支所を本庁に統合する時期、それから２番目としまして、消防署の出張所の移転する時期、そして３番目に、多摩平第一幼稚園と保育園、幼児教育センター

のこの建てかえの時期ですね、その点についてお伺いをしたいと思います。（「どういう関係があるんですか」と呼ぶ者あり）ですから、今、私が申し上げたのは、市長が市の広報で細かくうたっているわけですけれども、それにはやっぱり段階があろうかと思うんです。その段階を、何年ごろ予定しているとか、そういう年次的なものをお示しいただきたいと、こういうことであります。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　病院にはちょっと直接のかかわりが感じられないわけでありますが、質問でありますので、お答えをしておきたいと思います。

「多摩平支所の本庁統合について」ということで、「大筋の方針が持てる段階になりました」というふうに発表させていただきました。その手順として、多摩平支所を本庁に統合する。それから２番目に、消防出張所を平山・川北地区に移設をする、というふうに取り組みを進めております。

御承知のとおり、あの場所は、支所の建物、かなりこれも老朽化しておりますし、他の保育園、幼稚園も、これも建てかえを求められると、こういう状況の中で、これまた、休んで工事にかかると、業務を休んで工事にかかるというわけにはまいりませんので、庁舎部分と、それから消防署、消防出張所の部分を、これを空き地にすると。空き地をつくることによって、一つの手順が生まれてくるわけでありまして、そういう考え方も一方にあるものですから、この際、多摩平支所を本庁に統合する、そして代替措置としてできるだけ最小限に、サービスに欠かないという程度のものを多摩平側の豊田の駅前の市有地に設計を入れたい、こういうことをきのう、いろいろとお答えをしたわけでありました。

時期は、手順が決まれば、また市民の御理解をいただくことができれば、なるべく早い方がいいと思っております。その意味も持ちまして、駅前の展示場に条例で設置するような窓口ではありませんが、市民サービスに最小限こたえられる窓口は持ちたい、こういうことを予算計上をしておるわけであります。なるべく来年あたりは、多摩平の展示場の完成はことし可能でありますので、来年あたりを期して順序をつけていきたいと思っております。これは市民の理解と、それから庁内の体制の確立といいましょうか、多摩平の職員を庁内に戻すわけであります。また、ローテーションを組んで、その駅前窓口にも２名程度の派出はできるようにはしなきゃならない。このようなことであります。時期は、おおむね見通せるというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　順次質問せていただきますので、ちょっと病院に関係してまいりますので……。

それでは、次に、多摩平の支所がなくなり、そしてまた、消防署がなくなり、この地域があいてくるわけでありますね。そして、幼稚園と保育園、幼児教育センターを建てかえるという計画があるわけですけれども、この幼児教育センターは、この場所に市長は建てかえをされる考えをお持ちでしょうか。この場所に、今までの。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いわゆる多摩平四丁目３番地、行政施設のある一街区でありましたこの中で、建てかえをするということであります。

○議長（小山良悟君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　それでは、先ほどから市長のお考えが、今、考える中で、場所を見出していきたい、というお話ですので、私なりに、ちょっと無理があるかなと思いますけれども、いろいろな方法について、意見を述べてみたいと思います。

多摩平のこの４－３ブロックですけれども、昭和32年から３年に、日本住宅公団が、多摩平の団地を造成をしたわけであります。その中で、外周道路――道路名で申し上げますと、都道日野3･3･4号線、そして都道日野3･3･21号線の交わる所から、今度は市道の多摩平幹線３号線というのがあるわけですね。この多摩平３号幹線の廃道を例えば考えた場合、これは下に当然下水管も埋まっているわけですけれども、この面積が、20メーター道路としますと、歩道含めまして長さ150メーターぐらいありますので、約300坪ぐらいの面積がそこで見出されてまいります。

先ほど、市長がお話をされた中で、その４－３ブロックの中に社会教育センターがありまして、建物としては大変に老朽化をしてまいりまして、市としては、補修的な工事も昨年ないし一昨年、完了をしたようでありますけれども、この社会教育センターを、旭が丘の64ブロックと言われるかしの木荘がある向こうに移したと仮定をいたします。そして、現在の市立病院、この市立病院は、ベッド数が162床、そしてさらに、伝染病床が、多摩、稲城、そして日野の３市で50床あるわけです。そうしますと、ベッド数においては212床になるわけです。これは、病院が建てられまして20年以上たつ中で、当時と１ベッド数の床面積というのが現在はふえているわけですけれども、市立病院の敷地もあわせて考える中で、この伝染病床を例えば日野以外の病院に――自治体の病院、まあ稲城があるわけですけれども、または民間の、都立病院等々に移管を受けていただく。そして、第一幼稚園、さらには、多摩平保育園、幼児教育センターを今の市立病院

の敷地の方に建てかえのときに移していただくというそういう方法になりますと、大変４－３ブロックが、面積的に今、2,860坪ぐらいこうありまして、さらにそういう道路等を廃道することによって、300坪ぐらい生み出されるわけです。そうしますと3,160坪。現在の市立病院が、約2,000坪あるわけです。そして、2,000坪ある中で、幼稚園等そっち側へ持っていきましても、まだ面積的に十分でありますので、そちらもまた、病院の用地として、私は使えるんではないかなというふうに思うわけであります。

そして、病院等をつくりますと、今、大変に駐車場が混乱を来しておりまして、診療に見える方が、路上駐車左右に、午前中は大分縦列駐車をしているわけです。その間、バス停などがありまして、ちょっと危険な状態と常に背中合わせの中でありますけれども、この多摩平の中央公園が――多摩平第一公園ですね。昭和36年に都市公園として決定をされております。この都市公園法に基づきまして、前に私も行政視察で富山県に行ったことがあるわけですけれども、富山県のお城の跡地の――城址がありまして、その下が全部駐車場になっておりました。このグラウンドの面があるわけですけれども、このグラウンドの面を駐車場として、地下駐車場として利用ができないだろうか、ということであります。そうしますと、この部分に、先ほど市長が言われておりました、病院を建てかえするときに、一時的にほかに病院を仮設的に建てるんだ、ということでありまして。そうしますと、今のベッド数が160床、その160床程度の規模のものを仮設的に建てるのかもしれませんけれども、南多摩の医療圏の中で、なかなか難しさが増床についてある、という考えでありますけれども、建てかえのときにある場所に持っていって、そしてまた、今の市立病院を適当な規模と内容のものを、またそこにつくりたい、ということであります。

しかし、病院経営として見てまいりますと、日野市の経営は、一般会計から毎年毎年補てんを特別会計はしているわけでありますけれども、ベッド数の少なさ、これにも一つの起因があると思います。そうしますと、少なくとも160床程度のものを今、市立病院つくるとしますと、またさらに、向こうにある病院が、恐らく100床以上だと思います。また、これ、将来は、どちらが――市立病院が分院になるのか、また第三者的なものになるのかという市長の構想でありますけれども、そうではなくして、１カ所にベッド数を300床以上のものを私はつくり得るのではないかと思うわけであります。そして、それも二次じゃなくして、一次診療まで受けられる総合病院、例えば、市民であれ、日野市民以外の方でも市立病院に入院いたしますと、二次診療までですから、それ以上の診療になりますと、入院をしている中で、途中で転移を、ほかの病院に転移してくれ、

というようなことが多々あるわけであります。

市長のお考えの中で、将来、日野市は20万都市を目指していく中で、下水道初めそれらの分野においては、人口の想定をする中で、都市整備が行われているわけでありますけれども、医療につきましては、分散を日野市全域の中で1,000床は必要だという話であります。しかし、一般病床については、今の病床よりふやしていきたいと、こういう考えをお持ちのようでありますけれども、その点について、市長のまたお考えをお伺いしたいわけであります。

市長は、お考えの中に、先ほど、繰り返してこう見てまいりますと、日野市にあるのは600床ぐらいはあるけれども、そのうち、例えば老人病床とか、精神病床とか、そしてそういううちの半分のさらに２分の１ぐらいが、日野の市立病院であるということで、今、そのような状況の中で、300以上の近代病院ができれば、これは一つの理想像として市民の安心を得る手段として極めて適当であると思う、というお考えになっております。

しかし、そういう大規模な病院を統一的につくるその場所が、我々の頭では思い浮かばないというお話であります。ですから、その対角線上にあります病院の片方は入院病棟にして、片方は診療棟にして、あのクロスする道路を地下の歩道か何かで結ぶことによって、私は、効率のいい病院経営というものができるんではないかなというふうに考えるわけです。その辺の市長のお考えを、社会教育センター等々、ちょっと施設のお話を冒頭にさせていただいたわけですけれども、再度、可能性の中でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと考慮をめぐらして、よくお勉強をしていただいたというふうに聞いております。

ただ、いわゆる日野市の広域医療という観点から、病院経営並びに地域の各開業医さんを中心とする第一次診療の基盤、こういう点から考えましても、やっぱり真ん中のかいわいに、日野市の真ん中のあたりに位置するか、あるいは今、比較的市全体から見れば、市立病院は西北の端にあると。その対角線上のまた高幡あたりに、もう一つの特色のある病院があるという形が望ましいわけでありまして、１点で大型病院ということの見込みがほとんど立ち得ませんので、したがって、あの対角線的な位置に２極構造を、ということを思い立っておるわけでありました。

それから、多摩平の支所の所在いたします四丁目３番地、今、御指摘のような一つの

施設の置きかえということで、検討はした経過がございます。しかし、どれが重い施設、どれが軽い施設ということもないわけであります。しかも、それぞれの業務を実施する中で、可能な建てかえの手順をつくっていかなきゃならないということから考えますと、高橋議員の御提案も、一段階は我々も検討してみましたが、やっぱり無理があるといいましょうか、うまくいかないといいましょうか、そのある道路をなくするということも、これもなかなか説得力に足らないことでもありますし、日野市全体を一つの視野において考えます場合に、多摩平の現在地の周辺で病院問題を解決するということは、私は、市民全体の支持は得られないと思います。何といいましても、南部地域と言われておりますかつての七生の地域、そして程久保という人口の多い南北の地域を考えますと、やはり高幡が南の、つまり東南の拠点になる。これは日野市の３極構造と言っております高幡、豊田、日野、こういう３極から考えましても、医療機関の配置といいましょうか、多摩平の今の行政施設のある用地の範囲では、ちょっと大きな事業の展開と発展に無理が伴う、こんなような結論であります。

○議長（小山良悟君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　なかなか無理のある、無理のあるという言葉の積み重ねであったわけですけれども、それではまた、再度お伺いしますけれども、今、多摩平の、日本住宅公団の多摩平団地でありますけれども、この建てかえをしたいというような計画があるように私も聞き及んでいるわけですけれども、日野市に対しまして、この住宅公団がどのような説明を現時点において内容的にされているのか、お話をいただければと思います。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　私の方からお答えしたいと思います。

多摩平団地の建てかえにつきましては、何回か本会議場の中で、議員さんからも質問を受けた経過があるわけでございます。都市整備公団としては、一定の古い住宅から建てかえる全国的な計画が既に打ち出されて、漸次的な計画も持っていることは、過去、説明したとおりでございます。

しかし、具体的に日野市の多摩平の建てかえについてという問題については、現行の時点では全く市の方にはまだ正式な話がございません。ただ、ほかの古い住宅から34年、あるいはそういう建てかえというような考え方の中での対象の建てかえの計画の中にはあるようではございますけれども、全く話がありませんし、まだ具体的な協議、そういったものも全くしてないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　その多摩平団地にお住まいの皆さんのいろいろな考えの中で、議会に対しましても、建てかえを思いとどまっていただくように、というような、こういう質問も何回かあったように記憶をしておりますので、伺ったわけであります。

例えば、今、日野市は、都市計画に基づいていろいろな場所、場所を整備していくわけでありますけれども、そういう所については、新しい場所を確保する努力をしていく中で、求めることもできるときと、またできないときがあろうかと思います。しかしまた、一つのサイクルの中で、市長が行政の運営の中で「スクラップ・アンド・ビルド」という言葉を使われたことあるわけです。日野市には、そういう非常に環境の整った場所がありまして、もし、これ、第三者的な機関がいろいろな建てかえの計画を指し値てあったときには、そのときには、ぜひ例えば市としても、建物を建てるに当たって、用途地域の変更、都市計画審議会にかけていただいて、その中で、日野でも一番の私は超高層の住宅が将来できるならば、そこにあくスペースがすごく出てくると思うんですね。これは、今の話ではありません。これは将来そういう話があったとして、聞いていただければと思います。そういうような場所を公共的にも利用を、利用といいますか、協力をいただけるというような方法も、ぜひお考えの中に入れておいていただければというふうに思うわけであります。

先ほど市長が、既存の場所にあるものをなくしたときに、そこに住む市民、住民は、またいろんな意見が出るであろう、というふうに言われているわけです。特に多摩平の病院からそんなに離れてない地域の中で可能性が見出せる方法等があるならば、そういう方法も描いて見ていただければというふうに考えるわけであります。

よく先ほどの４－３ブロックといいますと、この場所は公共施設のみの地域でありまして、このように民間の住宅、建物等が含まれてないというのは、なかなか市内には――多摩平としますと、この場所も最たるものではないかなと思うわけで、そういう所は、私は将来に向けて、用途地域の変更を、今、３年に１度ですか、されているわけですけれども、ぜひ東京都なり、そういう所の都市計画審議会に諮る中で、変更をしていただく方がよろしいのではないかなと思うわけであります。

この地域を見てみますと、第２種の住宅地域で60の200という、そういう数字的な建築基準法の中での場所でありますけれども、行政というのは、現状の中でのとらえ方も必要でしょうし、また、将来に向けて、今市長の頭の中で描かれるのは、常に20万都市

ということを想定して物事に当たっていただけてると思うわけですけれども、どうせその必要に迫られて、１回つくったものを建てかえるには、やはり、現状がだめだからということでなくして、私は、その可能性のさらなる新発見といいますか、そういうところを求めて進んでいただきたいと思うわけであります。これは議会に出させていただいている市民の一人として、この市立の病院、そして日野の医療のあり方として市長が場所を見出せないということで、もう今理事者側として、囲いをつくってしまうことなく、まだまだ時間があるわけですので、十分これからも議会の病院対策特別委員会の意見、また多方面にわたる市民の意見を入れていただいて、進んでいただきたいと思うわけであります。

今現在のお話を伺いますと、市行政サイドのみの条例だとかそういうものの枠があるから、ということでハードルが設定されているが、ぜひそのハードルを少しずつ跳び越えて、除いていただく中で、その枠を広げていっていただきたいと思うわけであります。そうすることによって、今回、この病院の建てかえの計画について質問させていただいた意味が少しでもその中で反映をさせていただけることを願っているわけですけれども、最後に市長に、今後どのような可能性を求めて進んでいかれるか、再度お伺いをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　視野広く、何といいましょうか、大胆で柔軟性のあるまちづくりの視点を持てと、こういうことでございまして、全く私も同感というふうにも感じておるわけであります。窮屈に既定概念に拘束されるということでなきゃならないということでは全くありません。しかし、現実の行政を担当しておる者といたしましては、常に身近な範囲で可能性のある、また現実性の伴う、そういう施策を展開をしながら、そしてまた、将来の大きい市民生活の場としての文化やスポーツや、そして生涯教育に十分役立つそういうまちを今の時代で残しておくということが大きな使命でもございますので、いろいろな御意見を拝聴しながら、しかもその可能性をなるべく広げながらまちづくりに取り組んでいくと、こういうふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　高橋　徹君。

○５番（高橋　徹君）　　それでは最後に、南部地域という言葉が出ているわけでありますけれども、一番の医療に対する市民要望というのは、日野市が都市基盤整備の中での都市計画道路の立ちおくれが、その私は原因の大きな一つになっているんではないかなと思うわけであります。将来は、この都市計画道路を拡幅し、今、京王帝都バスが自主

路線として運行をしている路線があるわけですけれども、その路線がさらに充実して、市内のなるべく全域に網羅し、そして運行をしていただけるような、そのような道路づくりができ上がったならば、私はいろんな医療とかそういうものに対して、南部とか、中心だとか、三角点だとかいうことは、市民の切実な医療というものに対しての不安感はぬぐい去ることができるのではないかと思うわけです。そのような意味におきまして、多摩平の既存の市立病院は、第一次医療診療までができ、ベッド数は、経営的にも少なくとも300床以上の病院を統合的に一括して今の場所にまずは建てていただき、そしてまたさらに、足りない分はそれができ上がった後、考えていただく方がよろしいのではないかなというふうに考えるわけであります。

今の状況ですと、そのような考えが持たれずに、数カ所にそれを置いた方がよろしいんじゃないか、ということでありますけれども、その数カ所の中での、要は二次診療までとなりますと、本当に市民要望にこたえられるかなという考えがぬぐい去れませんので、ぜひその点を踏まえて、これからの病院の建てかえ計画を、いろんな方の意見のもとで進めていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　　これをもって１の１、市立総合病院の建替計画について問うの質問を終わります。

一般質問２の１、日野市の生涯教育と現状の問題点についての通告質問者、内田　勲君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　　皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

御承知のように、昭和60年の秋ごろに、円高の問題が出てきまして、これは将来、大変な問題になるんじゃないかと、こんなことを言われたことございますが、その後、業界に、そして企業に、また私たちの日常生活に、大変大きな影響を及ぼしてきたわけでございますけれども、また、古い話ですが、昭和40年代の末から50年代の前半にかけましてはオイルショックがございまして、これは外的要因によって引き起こされたものございますけれども、今回の円高につきましては、アメリカの経済問題に責任の一端があるにしましても、我が国の経済の体質に根差すという問題があったんではないかと、こんなふうに思っております。また、私たち自身の労働の成果でもあります工業製品の高い競争力から、その結果として我が国の経済の成功がゆえに、問題がさらに大きくなった

と、こんなことも否定できないんではないかと思っております。したがって、我が国は、輸出依存型から内需中心型へと経済構造を転換することを政策課題として挙げたんではないかと、こんなふうに思っております。

言いかえれば、これまでの経済発展の成果をもとに、私たちの生活の質的な改善が最優先課題とする経済運営への転換が求められているわけでございます。これまでは、個人個人が産業や企業の成長あるいは発展に沿って仕事に励むことによって所得が上昇し、物的な生活上の満足も得ることができたわけでございます。しかし、御承知のように、既に経済の効率を優先する産業だとか、あるいは企業の倫理だけでは私たちの生活の豊かさというものを求めることができなくなっているのが現状ではないかと思います。経済大国と言われながら、アメリカ、イギリス、西ドイツ等の先進諸国と比べたときに、決して生活の充足感は、ないのが現実ではないかと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

諸外国より日本人の働き過ぎが指摘されまして、その結果、当然のごとく時間短縮の動きが加速度的に活発になってきたのも事実でございます。昨年の平成元年は「時短元年」とも言われ、政労使ともかつてないほど時短を積極的に取り組んできた経過がございます。こうしたことから、平成元年度に時短を実施した企業は、上場企業のクラスで47.4％、半数近くに上がったと言われております。これ以外に、平成２年度に入って時短を決定している企業も、約８％ほどございます。これを加えますと55％強の、要するに過半数に上がっているわけでございます。また、週休２日制の実施の形態も、完全な週休２日制が一昨年の２社に１社から、現在では３社に２社へと大幅にふえてきている現状がございます。また、年間の所得休日数にしましては、106.9日から109.9日へと、３日増となっていることが民間の調査等で発表されております。

一方、銀行あるいは官庁でも週休２日制が実施されまして、昨今では、教育現場でも学校等の週休２日制が論議されていると。近い将来、こういった分野におきましても週休２日制が実施されると、こんなふうにも聞いているわけでございます。まさに産業、経済、教育、政治等々の分野において週休２日制が定着してくるといっても決して過言ではないのではないかと、こんなふうに思います。

このような時代背景によって、今後の課題の一つに、休日増によって得られましたゆとりをどう活用し、また充実した日常生活を送るかが、挙げられるわけでございます。若年層から高齢者層までを含めた生涯教育というものをどう進めるかは、政労使の新たな課題ではないかと思います。

我が日野市としましても、当然、この生涯教育の時代を迎えての対応を考えているというように思いますので、まず、生涯教育計画についてお聞きしたい、こんなふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　生涯学習についての御質問にお答えを申し上げます。

昭和63年につくられました「日野市基本計画」の中では、これまでの市民の皆さん方の意見などを踏まえまして、豊かな人間性を育てる教育と文化のまちの、市を中心といたしました政策化を図りまして、年次的にこれを推進しているところでございます。この「生涯学習」という言葉につきましては、最近、はやり言葉のように一般的に使われておりますけれども、ただいまの御質問の中にもございましたような社会情勢の変化を踏まえまして、人間の一時期にだけ学校で教育を受ける時代は、もう既に終わった。６・３制で義務教育で９年間、高校、大学まで行きましても16年間の勉強だけでは、どうしても社会の進展についていけない。そういうことから考え出された言葉でございます。

この生涯学習につきましては、私どもまず、一番の基本に、この学習を進めるに当たっての主人公は市民である、こういうとらえ方をしております。市民の皆さんが主体的、自主的に自発的な意思に基づいて行われるものであって、行政が必要以上に引っ張っていくというような態度は控えなければいけない。行政の役割としては、あくまでも側面的にこれをサポートする、あるいは後方から支援をしていく、こういう行き方でなければいけないと思っております。

で、この行政がこの生涯学習を進行していく、あるいは推進していく、そういうことはどういうことかといいますと、ただいま申し上げたとおり、側面支援、後方支援でございますので、必要な条件整備、施設ですとか、学習機会を豊富に提供するとか、そういったことで条件を整備していくことが一番大事なことであろうと思っております。

それでは、この進行とか推進とはどういうことをやっていったらいいか。市民の一人一人が生涯の各時期に適切な学習が行われるように、学習の機会を今まで以上に豊富にそろえまして用意する。これも一つの課題でございます。学習の機会は、これまでも社会教育の場におきまして、学校で行う教育以外の教育につきましては、社会教育行政が責任を持って公民館などで行ってきたわけでございますけれども、最近は、行政の各分野におきまして、こういった社会教育的な事業が盛んに行われております。

生涯学習社会の到来、と言われておりますけれども、この到来したからといって、生涯学習用の機会が忽然とできていくものではございません。したがいまして、進行とか

促進の行政とは、学習機会について今まで以上に改善を積み重ねたり、あるいは充実の方法を目指したり、それから、いろいろな機関とか団体、組織、そういった所と相互に連携を深めたりしてまいらなければならないわけです。学習に必要な情報を提供したり、それから生涯学習の体系化、円滑化、こういったための調整が必要になってまいります。

ただいま申しましたように、日野市におきましても、教育行政以外の行政が、それぞれその行政目的のもとに教育的な事業を意欲的に展開しております。例を申し上げますと、広報課におきましては憲法講座でありますとか、あるいは市民自治学園、生活課におきましては労働講座でございますとか婦人センターの学習会、消費生活講座、あるいは消費者学園、消費者問題の映画会、さらに社会福祉課におきましては福祉講座、老人福祉課におきましてはかしの木学級、さらに公園緑政課では生け垣の講習会とか菊の栽培の講習会、冬の樹木の観察会、健康課では各種の健康教育、公害防災課では防災講演会、さらに市民会館におきましては、年間を通じましてかしの木の芸術・文化事業などを繰り広げていくところでございます。さらに、施設の提供におきましても、コミュニティー施設、あるいは公会堂などの市民文化施設、さらに公民館、そういった施設も各課で所管をいたしまして、それぞれ利用の目的について提供されているところでございます。

しかし、これらの学習機会の提供でございますとか、あるいは施設につきましては、その主管課がそれぞればらばらになっているわけでございまして、そこでどうしても緊密な連携が必要になってくるわけでございます。

昨年８月30日に日野市におきましては、文化・スポーツ行政推進本部という組織をつくりまして、本部長は市長でございまして、副本部長が助役、教育長、さらに部長クラスの委員９名から構成されておりまして、この推進本部会議を今までに４回ほど開いております。ただいままで協議したことは、主としてハードな面についての話題を協議してまいりましたけれども、これからは、各課でそれぞれ行われておりますこういった学習機会の提供、あるいは施設の提供の一本化、こういうところを目指して、この推進本部を中心にして連携を深めていかなければならないと思っております。

例えば、最近話題になっておりますごみ関連の行政部局におきまして、「ごみを少なくしよう」というような勉強会を開こう、そういうときには、ごみ処理施設ですとか、ごみの行政機関、あるいは研究機関も中に取り込みましてこれらの協力をいただけなければ、すぐれた事業計画はできてこないわけでございます。どうしても連携が必要なものになってまいります。こういった学習につきましては、住民の自治だとか組織、そういった団体にも連携を呼びかけまして、初めてその活動が単なるごみの学習にとどまらない、実践活動へ発展をしていく可能性を秘めているわけでございます。

この生涯学習につきまして、これを盛んにしていくには、現在の社会教育行政が中核になってこれを進めていかなければなりません。社会教育におきましても、従来、市民の皆さんの意見を聞きまして、その事業の組み立てなどをやってまいったわけですけれども、これからは他行政のこういった教育計画について、これまでの経験などを生かした助言と申しましょうか、そういった事柄、それから、話し合いをするには例えばこういう方法がいいとか、そういった助言をする機会、さらに、他の部局で行う事業を積極的に支援をしていくような役割も考えられるわけでございます。したがって、生涯学習が盛んになれば、社会教育がその中に吸収、消滅していくんじゃないかというような考え方は全く当てはまらないわけでございまして、生涯学習を盛んにするのは、社会教育が踏ん張らなければいけない。そういうような意識を持ってやっているところでございます。

将来的には、まだ構想の段階でございますけれども、こういった縦割りのいろいろな事業、あるいは施設の管理、こういったものを何か１本にまとめるような方策がないだろうか、そういようなところにも目を向けて、今後の生涯学習の進行、発展のために努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。ただいまの答弁で、現在までの考え方、よくわかりました。

また、確かに今お答えになりましたように、学習というものは、各人の自発的意識に基づいて行われるというのが基本である、ということでございましたけれども、私も全く同感でございまして、それにいかに行政が手助けをしていくかということではないかと思います。また、社会教育部長さんの方から、この生涯教育に向けましては、社会教育部が中心になってやっていくんだ、という力強い御発言もありましたので、今後にぜひ期待をしたいと、こんなふうに思っております。また、今、考えております生涯教育のプランにつきましても、固まった時点で、ぜひお聞かせ願いたいと、こんなふうにお願いしておきたいと思います。

いろんな分野で行政としましても、地域の皆さん方にいろんな手助けをしてきているわけでございますけれども、また特に、この教育という面からいろんな施策を打ってき

ておりますけれども、まだ幾つか問題点も目につくところがあるわけでございます。幾つか事例を挙げさせていただきたいと思うんですが、この事例を挙げるに当たりましては、先ほど言いましたような、余暇時代の活用をあわせて地域社会との結びつきをどう持っていくかという観点から見た場合に、私として現在気がついている点を申し上げたいと思います。

まず１点目は、深夜営業と青少年対策についてでございますけれども、皆さんも御存じのように、深夜営業というものは、最近非常にふえてきまして、要するに、私たちの生活環境がいやが上でも夜型に移行しつつありまして、特にテレビなどは、深夜放送はもちろんのこと、最近では朝方まで放映をされているというのが現状ではないかと思います。また、同様に深夜まで営業する、あるいは昼夜営業するというような店舗も非常にふえてきまして、その深夜営業しているお店のシステムなど見ておりますと、ほとんど夜中になりますと、店員の方はアルバイトに切りかわっているというのも現状だと思います。

したがいまして、従来ですと、夜遅くまで小・中学生がそういったお店に、あるいは外を出歩いておりますと、そういう人が、お店のおやじが注意したのが一昔か二昔の話ではないかと思いますけれど、現在では、例えばセブンイレブンのように昼夜営業している所では、万引きを見つけても、それを注意もできないと。注意をすれば、逆に逆恨みをされるというようなことも、事例も聞いております。そういう中で、ますますこういったアルバイト店員を置いた店がふえてくる中では、中学生なり、明らかに小学生とわかるような方も、堂々と夜中に出入りをしているのが現状でございます。特に、最近流行のレンタルビデオ屋さんなどは、18歳未満の方の出入りを禁止するコーナーもあるわけでございますけれども、全くお構いなく、そういう所にも顔を出していると、こんな問題があるわけでございます。

そこで、お聞きしたいんですが、日野市としてこのような深夜営業を目的としました店舗の建設許可願いが出た場合には、どんなことに気を使われまして許可をしているのかどうか。地域住民とのかかわりとか、あるいはこういった青少年問題というような見地から、お聞きしたいというように思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

御指摘のありましたとおり、昨今の社会生活の面といたしましては、環境的に大変変

化を来しております。深夜の営業、あるいは終夜の営業という店舗も大変ふえたわけでございます。そういう中で、青少年が夜遅くまで店に出入りいたしまして――まあ、そういう実態があるわけでございますが、こういう中から非行と結んでくる一部現象があるわけでございます。

今、お尋ねの点で、この深夜営業の店舗出店の届けといいましょうか、申請どうなっているかということでございますが、これにつきましては、風俗営業ということで保健所の管轄になっておりまして、市行政としては、現在、直接関係を持っているということがございません。いわば、管轄外でございます。しかし、青少年の健全育成の立場から、適切な行政対策の必要性というものは、十分感じておるところでございます。したがいまして、市行政組織の多くの分野でそのかかわりがありますけれども、特に生活課での取り組みが、青少年問題協議会の所管、機構を中心にしたものでございます。この協議会が昭和59年でございますが、青少年健全育成のための社会環境浄化に関する考え方という方針、12項目にわたるものでございますが取りまとめておりまして、現在、育成の点では、その趣旨に沿って取り組んでおるという状況でございます。

で、この本件に関連いたしましてのその方針の項目を御紹介申し上げますと、コミュニティー活動を支援いたしまして、すべての市民にコミュニティー活動への積極的参加を促し、活発な交流の中で地域の教育力を高めていく、ということが１点ございます。

第２点目といたしましては、非行の芽を摘むため、不健全娯楽、飲酒、喫煙、深夜徘回などにコミュニティーの連帯の立場から声をかける運動を進める、という点がございます。

３点目いたしましては、青少年の深夜外出に十分注意するよう、保護者に呼びかけを行う、というようなことでございます。

さて、次代を担いますこれら青少年が、心身ともに健やかで人間性豊かな社会人として成長することは全市民の願いでございます。そのために全市民が、青少年の置かれております現状と課題を理解いたしまして、家庭、学校、地域社会が一体となって青少年にとって好ましい社会環境をつくり出していく必要があるわけでございます。とりわけ地域に住む一人一人が、青少年の育成に関心を持ちまして、そして地域が連帯してこれに取り組むと、これが大変重要なことであると考えておるわけでございます。

そのために、市といたしましては、地域における全市民的な活動組織といたしまして、育成会活動に対しまして積極的な支援を行っておるところでございます。今後とも、この地域の育成会組織と連携いたしまして、その目的達成に努力していきたいというふう

な考えを持っておる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

今、いろいろとお話ありましたけれども、大変この青少年問題というのは日野市に限らず、全国的に問題になっておりまして、対策としては非常に難しいわけでございます。家で両親が注意しても直らないし、学校で注意しても直らないと。また、行政が乗り出しても簡単に解決するものではないもんですから、非常に難しい問題だろうと、こんなふうに思っておりますけれども、特に目に余るのは、夜中にそういった人たちと一緒に遊んでいる大人もいるわけでございます。そういう大人の教育からしていかないと、なかなか子供たちのしつけまではいかないんじゃないかと、こんなふうに思うわけでございますけれども、いろんな委員会なり組織を通じまして、あるいはまた町会の方の役員の方とも連携をとりながら、地域地域でやはり目を見張りながら、そういった問題については解決していく必要があるんではないかと。そのための行政としての手助けをぜひお願いしたいと、こんなふうに思っております。

また、先ほどレンタルビデオ店のことを申し上げましたけれども、日野駅近辺にも新しいお店ができまして、ここはそのお店できてから非常に路上駐車がふえてきておりますけれども、私も最近、よく見にいくんですが、行くとき必ずといっていいぐらい、警察のミニパトが来てまして、取り締まりをやっております。そのぐらい市民からの苦情が多いんじゃないかと思うんですね。特に私、心配しているのは、あの地域に、非常に子供さんのぐあいが悪くて、いつ発作が起きるかわからないということで、乗用車がいつでも病院に子供を連れていけれるように用意してあるんですけれども、その車庫の前に車を再三置かれてしまうと。どかしてもどかしても置かれてしまうというようなことで、万が一発作が起きたとき、本当に困ってしまう、というような声も聞いているわけでございます。

ただ単に青少年の問題だけじゃなくて、こういった路上駐車の問題も含めまして、大変な社会問題ではないかと思いますので、ぜひ市としましても、こういった所には目を向けていただいて、いろんな機関にそういった点についての改善を要求をしていただきたいと、こんなふうにお願いしたいと思います。

もう１点、地域のつながりという点でお願いしたいと思います。

多摩平を中心としまして、「日野市ラジオ体操会」というのございますけれども、こ

のラジオ体操会の育成についてお伺いいたします。

現在、同会の会員数は約150名でして、毎日、午前６時10分から６時50分まで、４種類の体操を行っております。その中に、ＮＨＫで放送しておりますラジオ体操第一、第二も含まれております。そのほか、ストレッチ体操とか中国体操等入れてやっているわけでございます。通常の出席者といいますか参加者は、80ないし90名でございます。毎日参加する人もいれば、１日置きに参加する人もいますし、また土・日だけの場合もあるということで、参加のパターンは、各人の自由となっております。したがって、会員数の約七、八割の方が常時参加しているという実態でございます。また、最近では、その中に「歩こう部」というようなものをつくりまして、週に３回、火・木・土は希望者で歩こうということで、１時間から３時間コースを３種類――３種類といいますか、曜日によって時間を決めまして、いろんなコースを歩いております。また、最近では、日野の本庁の方にも新しく仲間をつくりまして、現在では40名強の会員が参加をしているという現状がございます。

このように、同会はことしの８月で結成５周年を迎えようとしているわけでございます。この間に、会長初めとする役員の努力は大変なものでございます。とにかく指導者と言われる方は、毎日参加しておりますし、しかも先ほど申し上げましたように、新しい所に仲間をつくれば、そこには２人ないし３人の指導員を毎日派遣しているということで、このローテーションも大変なものでございます。こういったように、役員を中心としましてボランティア活動をやっているわけでございます。

しかし、こういったことを続けていることから、反面、いいこともございまして、体操を始めてから、ひざの調子が非常によくなったと。それから風邪も引かなくなったということで、今まではとかく部屋にこもりがちだったお年寄りが、毎朝参加するようになったと。最近では、家から会場までが近過ぎるので、遠回りをしてくるということで、万歩計を持ちながら１日１万歩歩くというような目的を持って参加しているお年寄りが、非常に多くなってきております。そのあらわれか、会費が年間1,000円でございますけれども、最近では１万円を持ってきまして、感謝の気持ちも含めて、会費として取ってくださいということで、おつりを取らない人も出てきております。

こんなことで、とにかく体操に参加することが生きがいである、というお年寄りもふえつつあるわけでございます。こんなような会に対して、市はどういうふうに育成をしようとしているのか、ぜひお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　　ラジオ体操会のグループの育成についてお答えをいたします。

現在、私どもで把握しておりますラジオ体操を行う仲間のグループが５グループございまして、今、お話にございました多摩平の団体は、歴史的にも一番古く、また会員の数も一番多い、最も先進的なグループと、私どもは把握をしております。

ただ、同様のグループがあと四つございまして、この五つがしっかりまとまっていただければ大変いいわけでございます。昭和63年に市が施行25周年記念事業ということで「１万人ラジオ体操会」ということを催しておりまして、ことしも８月の26日に、この５グループを中心として、さらに軽体操ですとか歩く団体ですとか、あるいは子供会とかＰＴＡとか、そういう団体にも働きかけまして、実行委員会方式でこの１万人ラジオ体操会を実施したいと、このように考えておるところでございます。ことしの２月に、既に第１回の準備会を持ちまして、準備会が３回持たれております。そして４月、予算がしっかり固まった段階で、この準備会の名称を実行委員会に変えまして、その後また２回、したがいまして、最初から５回の会合を重ねて準備を進めているところでございます。

こういったグループは、やはり一つ一つの活動もこれは大事でございますけれども、連盟をつくりまして、さらに大きな団体としていろんな事業をみずから手がけていくと、こういうことも、その事柄を通して団体の育成につながることでございますので、大変大事なことだと思っております。

体育行政からは、体育課の職員がこういった準備会に出向きまして、それぞれの団体同士をしっかり結びつける接着剤の役目を果たしまして、一つ一つの団体がしっかりとまとまって大きな団体になっていくように、今後も一層努力をする、そういう覚悟でやっております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　どうもありがとうございました。

このラジオ体操会につきましては、市に対しての幾つかの要望がありますけれども、その１点目が、今もお話に出ておりました、日野市の体操連盟に所属をしたい、ということでございます。これはいろんな人を通じて市の方にも今まで何度かお願いに来ておりますけれども、今の部長の答弁のように、幾つかのグループがあって、これがばらばらですので、連盟に入れないと、こういうことでございますけれども、それでは、市が

連盟に入ることを本当に思っているんであれば、そういった五つのグループにどういう働きかけをしたのかということを聞いても、はっきりした答えが返ってきてない現状でございますので、恐らく市としては、積極的にこのグループをまとめるなり、あるいは連盟の方にこういった組織を入れるという考えが積極的にはないんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございますけれども、それでは現在あるグループ、あるいはこれからもこの日野市ラジオ体操の会は、いろんな地域にグループをつくっていく計画を持っておりますので、今後、そういったグループを一本化しまして、体育連盟の加盟を、時期を見てまたお願いに上がりますけれども、その場合に、現在ある五つのグループ、あるいはこうしているうちにまた一つ二つできるかもしれませんけれども、そういったグループがすべて１本にならないと、加盟させないのかどうかですね。その辺を、まずお伺いしたい。

それから、他市におきましては、例えば東京都のそういった大会があったときに、各市のラジオ体操会は、各市の体操連盟に入っていますので、それぞれの市のところに並ぶんですけれども、日野市だけは日野市体育連盟の所に一緒に並べなくて、端の方へ行って東京都の片隅に並ばざるを得ないと、こういう現状もございますので、何とか入れていただきたいという観点から、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　　再質問にお答えさせていただきます。

体操連盟をどうしてもつくりたい、そういう切なる願いは今までにもいろいろな事例を通して感じられたところでございます。したがって、体育課の行政も、これを何とか一本化にしたい、こういうことでやってはおるわけでございます。

で、一つでも入らない団体があっては、連盟ができないかというお尋ねでございますけれども、そういうことはございません。大方の団体の御意向に沿ってこの連盟をつくってまいりたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの答弁に期待しまして、これからは、この五つのグループはもちろんのこと、さらに広い地域にわたりまして組織拡大をしながら、連盟に入ることをこの会には伝えておきたいというふうに思います。

それからもう１点、同会についてお伺いしたいことがございます。これ、市長にお伺いしたいんですが、市長は毎年、この日野市ラジオ体操会の新年会にお忙しい中、出席

をされているというふうに聞いております。ことしがちょうど５年目になるんですけれども、この会ができた当時から、会の旗をつくりたいと、会旗をつくりたいという希望がありまして、ちょうど今から３年ほど前に市長が新年会に見えたときにその話をしたときに、市長もその件については快く聞いてくれまして、考えておくから見積もりを出してくれと、こういうお話だったそうでございます。それから何カ月か過ぎて見積もりを市長の所へお届けしたそうですけれども、そのときには、やはり考えておくと言うだけで、積極的なお答えはいただけなかったと。もちろん会の人たちは、こういう新年会の場で市長が考えておくといえば、つくってくれるんじゃないかという期待を持ったわけでございます。で、その後、市長選を前にした新年会のときにもお願いしたそうですけれども、そのときには、市長の方からみずから、ああ、あの件は覚えているよと、こういう返事があったそうでございます。そして市長選が終わった後、また見積もりを持って市長の所にお願いに行ったところ、市長の方からは、そのときもはっきりした返事をいただけなかったそうです。（「自分でつくったら」と呼ぶ者あり）今、フロアの方から、自分でつくったら、という声もございましたけれども、もちろん、その考えもございます。予算化もしまして、今見積もりをとりまして、今、発注に入ったところでございます

ただ、話としてこういった会に16万都市の代表の市長が来てですね、あたかもそういったお願いに対して快く受けたような返事をしていながら、何年もたって、まだそれが実現しないと。これは大きな問題ではないかと思うんですね。今回もこの問題について、この会の人の何人かにも意見聞きましたけれども、もう、いいよと。市長に頼んでも、恐らく無理でしょうと、こういう話ですので、いや、そんなことないですよと。何か話の食い違いもあるんじゃないかということで、私がもう一度確認をしたいと。これは途中、川島前議員も、会の代表者と一緒に市長の所にお願いに来たそうですけれども、まだ実現がされてないということでございますので、この件について市長の考え方をお聞きしたいのと、できれば、まだ間に合いますので、ぜひ、市長の個人的な考え方でも結構ですので、旗をつくることに御協力いただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の主題であった生涯教育、私はかつて、地域の教育力という形で地域の方々の力を結集をして、健全な社会を基盤とするそういう青少年育成

の環境をつくりたい、このことについては、今も、行政がその、どうあるべきかということも伴うわけでありますけれど、先ほど社会教育部長がお答えをしておりますとおり、行政の総力を挙げて、リーダーシップではなくて、支援をすると、そういう社会環境をつくるということで努力をしようというのが、今、日野市庁内の統一した対応であります。

それから、文化・スポーツ行政推進本部、これもまた、大きな機能を発揮するところまでは至っておりませんが、多目的スポーツランドでありますとか、複合文化施設というものを具体的に利用化をして、市民の活用に提供すると。そして、社会教育は公民館あたりを中心として、数多くの豊かなメニューを提供し、それに市民参加をしていただく。全市域を公民館活動の場にするぐらいな意欲を持ってほしいということを、指示しておるところであります。

そういう市民運動の、特にスポーツにかかわってラジオ体操会があるということも、承知をしております。ＮＨＫの朝のラジオ体操ということが、もう古い時代から国民文化の一つの形となって健康づくりに、あるいは子供たちの子供らしい活動に大きく寄与したというふうに思っております。生涯学習あるいは生涯健康づくりということで、ラジオ体操会の発展は、大いに結構なことだと思います。

ただ、ちょっといろいろ当たってみて、なぜ統一をしていただけないのか、そのあたりがわからない点もあります。つまり、会旗といいましょうか、あるいは体育連盟に加盟をする一スポーツ団体の一つの旗を持って集まるということになるわけでありますから、旗の数が何本もというわけにいかないわけでありますが、象徴するそういう、仲間でまとまっておりますという、そういう形をつくっていただくのが一番望ましい。そうしますと、恐らくはスポーツ行政の方から団体の加盟の旗が交付されるというふうに思います。

私の聞いたところでは、他市では優勝旗のようなですね、金の刺しゅう等、金文字の入った、また金の房がついた、金糸の房がついたそういうのが会旗になっているということでありますので、日野市ではまだそういう会旗を持っている団体はないんではなかろうか。そのあたり、ちょっとそごがありました。自前でおつくりになられるというならば、若干の助成はできるということは、お答えしたことはございます。

○議長（小山良悟君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうもありがとうございました。

今の市長のお答えで考え方わかりましたけれども、確かに現時点での答弁としてはそ

れでいいかもしれませんけれども、最初にこの話が出たときには、ラジオ体操の会はこの会きりなかったんですね。ですから、一番最初の約束は、やはりこの会に対して、つくりましょうという意味を含めた返事だったと思うんですね。それがなかなか実現しない中に、あっちこっちに会ができたために、今のような答弁が出るんだろうと思います。最初からそういう考えがあるんでしたら、安易にこういう場所でそういう約束をしない方がいいんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

したがいまして、現時点であれば、もう市の方に頼んでも、今のような返事が来るんじゃないかというのは、皆さんわかっているんですね。ただ、その経過について、やはり腑に落ちないといいますか、不満であるという声がありますので取り上げたわけでございますので、現状の中では確かにこの会だけの旗をつくるということになりますと、問題があろうかと思いますので、やはり今までの経過を含めた中での市としての対応を、ぜひお願いしたいということで、今、援助程度なら、ということありましたので、また後日、その件については相談をさせていただきたいというふうに思います。

私も、初めて市議になりまして幾つかの委員をやらせていただくことになりましたけれども、いずれも青少年の問題、それからスポーツに関する委員会に入っておりますので、今回、このようなテーマを取り上げた次第でございます。まだまだ調査不足の点もございまして、具体的な対策にまで結びつきませんけれども、やはり日野市をよくするという立場から質問させていただきましたので、その辺の趣旨を酌んでいただきまして、今後、ますます住みよいまちになるように、市としましても積極的に進めていただきたいことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって２の１、日野市の生涯教育と現状の問題点についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時４分　休憩

午後１時７分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、市立総合病院は現在地の多摩平に建てかえ診療の充実をはかれの通

告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　市立総合病院は現在地の多摩平に建てかえ診療の充実をはかれ、この質問をただいまより行わせていただきます。

日野市立総合病院は、来年1991年に、病院を開設して30周年を迎えます。昭和35年の４月、日野町立健康保険病院設立準備が開始されて、36年の10月25日、病床20、五つの科目、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科で開院されました。開設当時は、地元医師会との話し合いの中で、内科、外科、産婦人科は外来診療を行わないということになっており、眼科、耳鼻科以外は患者もなく、当時の新聞にも「閑古鳥が鳴く町立病院」として写真入りで報道されたこともあったというふうに私は聞いております。多摩平の団地ができたばかりで、人口も４万を超え、まちの中でも大変この当時から人口がふえて、この中で医療を求める声も大きくなったのではないかというふうに私は思います。

10年前に、11月、20周年の記念式典が行われ、私もここに出席いたしましたが、30年、来年を本当に多くの皆さんと一緒にこの現在の地域で迎えられるか、そしてまたあるいは、新しい所で市立総合病院の30周年を迎えられるかということで、地域の方たちは、現在の所での病院に大変なじみも多く、そして、市内各地域からたくさんの方々がこの病院に通院あるいは入院をしているわけでございます。

きょうも私は、団地の中を１周し、そしてまた、この病院の前を通ってまいりましたが、車がもう既に道路の両側に並び、たくさんの患者さんがこの病院を使用している、こういう状況が見られたわけでございます。

何回かに分けて病床をふやし、そして、この中でも小児科ができたり、あるいは皮膚・泌尿器科、あるいは整形外科、最近ではさやか学級も新しく別の所に建物ができるなど、多くの方々にとっては、この市立総合病院は子供から赤ちゃん、そしてまたお年寄りまで、非常に利用する方の多い、そしてまた地域の、また日野市民の病院として利用されております。63年度事務報告を見て、１年間だけでも、外来でも３万5,610人の方が内科を診療している。そしてまた、脳外科でも5,898人。２番目に多いのが整形外科です。そしてここで赤ちゃんが生まれるという、本当に日野市にとっても大変喜ばしことでございますが、入院した患者さん、産婦人科でも赤ちゃんが全部生まれるわけでないわけですけれども、5,338人の方がこの市立総合病院に入院されて、赤ちゃんが誕生しているという、こういう市立病院として現在があるわけでございます。

こういう中で、私はぜひ、この市立総合病院が、南部病院の建設とも絡みながら、い

ろいろと議会の中では、この病院をつぶして南部の、あるいはまたほかの地域に、一つの大きな病院を建てればいいではないかという、こういう議論があったり、あるいはまた、南部病院に対する、地域に対する反対の請願が今度の議会にかけられるなど、この病院に対してのさまざまな問題、住民の声も上がってきております。私はそういう意味で、この北と南に二つの病院はどうしても必要なんです。そういう意味で、私は、先ほど高橋議員の質問に森田喜美男市長が明快に答えられておりましたが、私は、現在の所に必ず建てかえるという、この市長の意思を私はきょう確認したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　市立病院の件でございますけれども、ただいま御質問にもございましたような病院開設以来の経過でございます。その中で30年近くという中での老朽化、また面積が狭いというような中では、建てかえの時期に来ているわけでございます。ま、建てかえに当たりましては、市民要望を取り入れる中で、中核的病院ということであれば、その医療機能を拡充するということが望まれるわけでございます。そのためには、できるだけ施設面積が多くとれることがよろしいわけでございますけれども、先ほど午前中、市長からの答弁にもありましたように、現状では適当な建設用地を見出すことも難しいという中では、南部に仮病院を置き、現在の所に建てかえるという考え方が示されてございます。

現在の土地で建てかえるということになりますと、都市計画法上あるいは建築基準法上のいろいろな制限もございますけれども、裏の駐車場の土地も極力買収をいたしまして、少しでも現状より面積のふえるような建物にしていくことになろうかと思います。特に、建てかえ後の診療の充実につきましては、できるだけ、現在欠けております診療科目、あるいは診療の器械等が入るような部屋、そういうようなものも考えて設計に当たる必要があろうかと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　市長の答弁を。あんまりこれ、長くしないでください。

○議長（小山良悟君）　市長、答弁。（「財政部長でもいいです」と呼ぶ者あり）企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方からお答えしたいと思います。

ただいま病院の事務長の方からも、現在の場所に建てかえるということで、既に庁内の中では打ち合わせも終わっております。一定の市立病院の仮移転のために、既に何回

かお話もしているとおり、高幡の土地区画整理事業の用地確保に第一条件としてそこに求めるということが第１点でございます。あわせまして、現在の病院を休むわけにはいきませんので、そこに仮病院を建てるということでございます。よって、その後、現在の位置に、先ほど事務長の話しているとおり、用地を有効に使って、建ぺい率等の、建築基準法等の関係もあるわけでございますが、十分その辺を踏まえて、充実した病院をつくっていくというのが考え方でございます。それには当然、関連しての問題としては、医療圏の問題、ベッド規制との問題、あわせまして仮病院の建物と、これから建てかえるべき病院の建物の内容を、やはり十分精査した中で、東京都あるいは国と調整をしながら、医療圏問題に対応していきたいというような手順で現在進んでいるところでございます。もちろん、これに対しましては、国の助成あるいは補助制度の問題も、協議があろうかと思います。できるだけ早く、高幡の区画整理地域内の用地の見通しがついた時点で、そのそういった方向で協議を進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

高幡区画整理との関係が起きておりますが、これについても、今度の議会に請願がかけられますので、ぜひ、この点でも、本当に市民の医療を守る立場で議会の中でも御審議をいただきたいと思います。

私は、この医療の問題は、憲法25条に関係する問題として、本当に自民党の政治のもとで医療がどんどん本当に悪くなっていく、こういう状況が今あるのではないかというふうに思います。

1969年の４月10日に発表されました「国民医療対策大綱」、これは、元総理大臣の鈴木善幸氏がこの会長を務められておりまて、これからの私たちの医療の点については、自分で健康に責任を持つようにとか、あるいはまた相互扶助、こういうことを我々の方に押しつける。あるいはまた、高齢化社会対策を、このもう21年前からおっしゃっているにもかかわらず、現在までこの高齢者対策を野放しにしている中で、現在、今本当にこの高齢者がふえていく中で、ようやく医療の問題が話の中に出てくるという、こういう対策になっているわけです。本当に私たちが、憲法25条によって、安全で安心して健康で暮らせる、こういうことをつくっていかなければならないと思うわけです。

それに比べまして、私は、岩手県の沢内村、これは本にも出ておりますし、私も、及川和男さんが書いた本も読みましたし、またお芝居にもなりましたので、このお芝居も

見ましたし、またどうしても現地を訪れて、この日本一と言われる医療行政をこの目で見たいということで、私どもは、６人の議員団のときに行ってまいりました。本当にこの町が、町ぐるみ――町と言っても村ですから、村ぐるみになりますけれども、村ぐるみ、雪によって数カ月、こう閉ざされる、そういうのを解決するとか、あるいまた住居、もっと光が当たるようにするとかという、こういう衛生面など、また村ぐるみでやったという、こういうことが本当に実際、私たちが目で見て、知ることができたわけでございます。

1957年の深沢村政以来、これが現在まで、村長さんお亡くなりになりましたけれども、この方が残した、この医療の行政についてのこのことは、今、日本じゅうの方たちが、学ぼうということで、本当に多くの方がここにいらっしゃっているわけでございます。この深沢さんがおっしゃった言葉の中では、「ニューギニアの奥地ではあるまいし、生まれた赤ん坊がコロコロ死んでいくような野蛮な条件、また、年をとったおじいさんやおばあさんが、農夫症に苦しみながら、立ち木の朽ちるように死んでいくような条件を克服して、与えられた人の命が完全に消滅し尽くすまで、自分たちで自分たちの命と健康を守る村にしていきたい」。これは、本来だったら私は国がやるべきだと思うんです。ところが、国がやらないからこそ、村ぐるみでこの運動を起こし、そしてまた、村の方たちも、この村政のこうしたもとに、協力しながら今日があるわけでございます。

現在の沢内病院長の増田進さんも、老人医療、ここは無料化です。いろんな医療の無料化があって、私も行って驚きましたけれど、本当に、ただ老人だけでない、精神障害者の方の医療費の無料化、赤ちゃんの医療費の無料化、こういうものもありますし、そういう中で、とにかく表情が、お年寄りの皆さんが明るくなった。年をとれば体が弱って、足腰が痛んでくるのは当たり前だけれども、それに気兼ねをしないで治療ができるという、この安堵感が本当に大きな毎日の暮らしの中で、つくづく知らされた、というふうに言っておりますし、お年寄りが幸せになることは、村全体の私は幸せにもつながり、家計を預かる主婦の方たちも、安心してお年寄りの病気も治すこともできますし、赤ちゃんの病気も本当にこれよって、夜中に病院がなくて、朝起きたらもう死んでたという、こういう赤ちゃんの実際があったわけでございますけれども、こういうものがなくなったのが、岩手県の沢内村です。

私はこういう立場で、日野市においても、本当に日野市民の医療を守るのは、確かに開業医もございますけれども、日野市立の総合病院としての本当に位置づけをきっちりと持って、北と南の二つの病院を、私はどうしてもつくっていただきたいというふうに

思うわけです。

最後に、市長の見解、私の質問についての見解を、ぜひお聞かせいただきたいと思います。そして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　午前中は、同じ市立病院を中心とする御質問をいただきました。市立病院の現在の施設は、確かにいろいろな経過はありましたが、建物が老朽化し、それから、今日の医療機能には不適切な部分が多いと。意欲があっても能力が発揮できない、こういうことにもなっているわけでありますので、建てかえということでこの課題を何とか解決をしたい、いう考え方を持っております。

発想はなるべく豊かであることがいいわけでありますけれど、また午前中、例えば、今の市立病院の前の四丁目３番地、つまり行政の機関だけの１街区でありますけれど、ここの面積を確保して、建て替えることも、という一つの提言もいただいたところであります。このことにつきましては、一度庁内でも検討を尽くしました。結論は、残念ながら無理である、こういうことでありました。そうなりますと、次の発想としては、やはり現在地に建てかえるということを第一順序として検討させなければなりません。その建てかえの手順として、一方に、南部地域でも求められておる医療施設を合わせ、将来に向かって解決の方向を進めていこうというのが、南部地域の医療計画でもあります。それらを総合いたしまして、現在の発想では、建てかえ用の仮病院を高幡区画整理地域に中央換地をする公共用地と、そして現在地に地形を最大限に活用する設計をもって現在の病院地に開設をすると、こういうことを具体的な課題として到達をしておるところであります。

特に、車の渋滞があの地域、路上駐車がかなり我々も心痛めることになっておりますので、もう一つ、第一公園の跡――跡じゃありません。地下を駐車場にできないだろうかと。土地計画上の検討、それから管理上の検討、それらも課題にしていきたい、このように考えております。

質問の趣旨に当たりましては、そのとおりに考えております、ということになるわけであります。周辺のことも十分総合的に考えて、将来の悔いのない対処の仕方を進めていきたいと、こういうことが我々に課せられた現在の大きな課題だということでございますので、極力衆知を集めて方途の確立を図っていこう、このようにお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

建てかえまでにまだしばらく時間がかかると思いますので、その間も施設の面においては不十分な点があるかもしれませんけれども、ことしから人工透析とか、ミニ人間ドックとか、また基金が10億積み立てられるというこういう状況の中では、ぜひ市長も確信を持って現在のところに病院を建てかえる、こういうことを市民の皆さんも待っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。この質問は、これで終わります。

○議長（小山良悟君）　　これもって３の１、市立総合病院は現在地の多摩平に建てかえ診療の充実をはかれの質問を終わります。

一般質問３の２、多摩平団地周辺の環境整備についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　　それでは２番目の、多摩平団地周辺の環境整備についての質問を行います。

６点ございますが、この質問は、全部市に対するものではなくて、東京都、国、住都公団、警察、またＮＴＴなどございますので、こういうことにつきましては、それぞれ関係機関の方に早急に働きかけを行って、解決されるように、まず最初にこのことを申し上げまして、６点、質問に入らせていただきます。

１番目は、防犯対策でございます。

昨年、多摩平団地の中におきまして、空き巣が大変多くなり、夜、１階でお食事をしたり、あるいはテレビを見たりして家族が団らんしておりますと、２階に上がってお金を取られたり、あるいは昼間でも、平家のうちだけでなくて、４階のうちにも入るという、こういうことで、１年間で15件、多摩平の交番に届けられました。そのうち10件が自治会の方に言ってきたわけでございますが、なぜ10件だけ言ってきたかというと、やっぱり交番行くと、いろいろごちゃごちゃ言われるから嫌だという、そういうことで、多摩平の自治会は、この対策に本当に大わらわでございました。ことしに入りましてからは、５月でもう既に４件、こういうことでございますので、本当にお嬢さんが１人で留守番をしていらっしゃる家族の方、あるいはお年寄りが非常に多くなっておりますので、１人で暮らしていらっしゃるお年寄りの方も、しっかりとかぎをかけていないと不安だという、そういう声も聞きます。

そして多摩平は、御存じのように、大変樹木も大きく茂って、その陰に隠れてしまうということで、非常に泥棒に入りやすい条件、さらには、住都公団が建てかえるという

ことで、既に５月28日現在で143軒。2,800戸のうち、143軒も空き家になっているわけです。テラスのうちで、空き家がもう２軒も続いてあるうちなどもありますと、とてもこれもまた怖いという、こういう声を聞きます。

ですから、私はぜひ、この防犯対策、自治会を通じて警察の方に申し入れをし、警察の方でもパトロールをやっておりますといいますけれども、５月からもう既に４件という、こういう被害が出て、それも夜だけではないんです。昼間、堂々とやるわけですから、ぜひ、このことについては、市民の命と財産を守る、こういう立場から、市の方から警察の方に申し入れを行っていただきたいと思います。

２番目に、団地内の街路灯を、もっと明るくしていただきたいということでございます。

この団地内の街路灯も、決められた数だけきちっとこう、計画的に置いてありますので、明るいんですけれども、木が何しろ大きく茂って、また木の葉っぱがその街路灯を覆っているという、そういうことなどもございますので、木の剪定もございますけれども、もっと明るい街路灯をつける必要が、私はあるのでないかというふうに思うんです。私もときどき、夜の11時、12時ごろ、豊田の駅北口をおりますと、本当に夜の６時過ぎの、あのラッシュアワーのごとく、たくさんの方がおりていらっしゃいます。それくらいやはり、多くの方が、夜遅くまでお仕事をなさって、豊田の駅におりられる。そして、しばらく歩くと、あっという間に人がいなくなるんです。たった自分１人で歩くその怖さ、私はもうなれておりますから、怖くないんですけれども、やっぱり若いお嬢さんたちは、怖いのではないかというふうに思います。そういう点では、街路灯をちょっと聞いておりますので、街路灯の計画、もっと明るくする計画、あるいはどの地域にかけるのか、そういうことがあったらお示しをしていただきたい。

そしてもう１点は、私も団地内を歩きまして、街路灯が消えている場合には、すぐに電話を――直接、毎日市役所へ来ておりますので、市役所に来たときに担当の方に、ここ切れていますよということで地図を見ながら、示します。先日も、私のたまたま自宅の前が切れておりましたので、昼間言ったら、もう夜、直っていたんです。早く言えばよかったなと思っていたんですけれど、なかなかそれが市の方に言えなくて、でも本当に、対応はすぐやってくださるので、これはもうよかったなというふうに思うんですけれども、この街路灯が切れた場合の、これはどういうふうに把握していらっしゃるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

３番目、ごみ対策の問題です。

多摩平団地は、ダストボックスの配置、これは本当に数、戸数に合った数がきちっと配置されて、またごみの回収の曜日もきちんとそのときに来てくださるので、私もなるべく、土曜日に来る場合には土曜日の朝、ダストボックスに入れるようにしておりますけれども、やっぱり、ごみ問題というのは、今、大きな社会的問題になっておりますが、一人一人のごみに対する本当の気持ちとか、あるいは処理するその方法を検討していけば、ごみももっと減らしていくことができるのではないかというふうに思うわけです。

ところが、多摩平団地は本当に、悪いという評判です。これはもう、自治会でもしばしばお話が出ておりまして、自治会ニュースにも出したり、また、環境対策部の方が団地内をパトロールしながら、ごみの捨て方が悪かったらそこに紙を張ったり、ということで対応はしておりますけれども、自治会は自治会なりに努力をしておりますが、私の自宅を出た所だけをまず、ちょっと例を申し上げますと、私の所は、棟から出た所が通路になっておりますので、その通路というのは、やっぱり主婦の方たちは、ごみを持ってそこに捨てて出かけるという、そういうことですので、そこがいつもごみがあふれるんです。ちょっともう、何メートルも離れていない所があいておりますので、私は、多かったらそこに捨てるんですけれども、それがそうなっていないという、やっぱりこれは、ごみを捨てる人のこの気持ちもあるわけでございますけれども、でもそれと同時に、私は、このダストボックスの配置の数を見ますと、燃えないごみと燃えるごみのこのボックスの数を反対にすれば、ここがあふれないのではないかというふうに、いつも思いながら、自分１人で片づけるわけにもいかないんです、重たいので。で、団地じゅうをずっと点検いたしますと、そういう所がかなりありますので――主婦にとっては大事なことなんですよ。笑い事じゃないんですよ。そういう団地内のダストボックスの配置など点検をすればもっと、ごみがあふれることもないですし、いろんなことについて対応できるのではないかというふうに思います。

近く、多摩平自治会の方でも、このごみ問題は、自治会でも本当に、市の行政に協力しなければならないということで、担当の方たちとのお話し合いをしたいというふうにおっしゃっておりますので、ぜひそういう要請があったら、こたえていただきたいと思いますが、今、多摩平の団地の中には、オレンジとグリーンのボックスの数が幾つにそれぞれあるのか、そのことをお知らせいただきたいということと、もう一つは、団地内に配置されておりますダストボックス、その使用量の多い所のボックスの数、この入れかえですね、こういうことなどを、配置の位置をもう１回見直していただきたいと思います。その２点をお尋ねをいたします。

４番目には、道路整備の問題です。

多摩平団地の周辺を歩いて見ますと、この中には、国道、都道、それから市道、住都公団と、この四つの道の管理があるわけでございますが、車の通る道は、比較的本当に整備されているなというふうに思うわけでございますが、人が通る道、通学路であるとか、お年寄りが通る、本当に大事なこの歩道の所が大分傷んでいるんです。これは市の道路だけでないですので、私はぜひこれは住都公団あるいは東京都の方に働きかけていただきたいと思うわけです。私が具体的に早く直していただきたいと思う箇所を３点示したいと思いますので、その点について御回答お願いしたいと思います。

一つは水道事務所ございます。この横にあります五小への通学路、ここは、水道事務所の所は高くなっているんですね、歩道が。そして草が今ぼうぼうに生えて、両側に生えて。それからそこは高い所でございますので、手すりがあるんですけれども、その手すりは、私が承知しているだけでも、もう七、八年は塗りかえてないと思うんです。ですから、ちょっとさわれないんですね。ざらざらして危ないということで。ですから、これは本当は私、道路のように下げていただきたいんですが、前にも、２年ほど前にこのことを申し上げたら、ちょっと無理だということでございましたので、もう一度この道路を、きちっと水道事務所の横の道は、一般の道と同じように道路を下げて、そうすると手すりも要らなくなるわけですから、これができるかどうか、１点お尋ねしたいということと、それからその反対側の、148から153号棟前のこの歩道が一番でこぼこして、穴もあいていたり、きょうも見ましたら、水もたまっているいるという、こういうことでございますので、ぜひここの修理をお願いしたいと思います。

それからもう一つは都道でございますが、泉塚の信号から市立総合病院までの歩道です。ここも、穴があいておりまして、いい所もあるんですけれども、先日も松葉づえの方が、この穴に引っかかって転んでしまったというお話も聞いておりますので、ぜひ、この道路など総点検していただいて、市だけの問題ではないですので、都であるとか、あるいは住都公団の所に働きかけをいただきたいと思います。そしてまた、いろんな所の点検をお願いしたいと思います。

それから、次に５点目です。

豊田の駅の前には、北口の所に電話ボックスが９台あります。この電話ボックスの使用料は大変激しく、ラッシュアワーのとき、あるいはまた豊田駅をおりた方が自宅にかけられる、あるいはまた仕事を終わられておうちに帰る方たちも電話をお使いになるということで、私、たまたまちょっと調査をずっとやったときに、６月11日の６時20分で

したけれど、ほんのわずかな二、三分の間に９台が全部使われて、外に６人並んでました。入れかわり立ちかわり、こういう方たちが次々とこの電話を利用する。そして、この電話の私は、雨が降ったときに待っている人が濡れないように、ホームの階段を上がってきたときに、傘を差さないで電話ボックスの所に入って電話をかけられたらいいっていう、そういう市民の要望が、私の所に寄せられました。ＮＴＴは、非常に今、もうけているというふうに思います。ですから、私は、日野市がこれから予算をつけて天井をつくるというこういうときに一緒に働きかけをやって、ここに屋根をつけていただいたら、大変いいと思いますので、ぜひ御協力の要請をお願いをしたいと思います。

最後に、駅前の自転車放置対策でございます。

私もこの自転車の放置、どれくらい置いてあるかということで、６月11日の午後６時から、歩いてずっと調査しました。本当に多くなったということを感じてはおりましたけれども、特に豊田の駅前のロータリーの多さに驚いてしまいました。私が調査した所は、多摩平団地の二中の入り口の信号から豊田駅の北口ロータリーを回って都民銀行の所を１回りして第一銀行に来て、もとのサンクスの所まで戻ったわけです。それから西友の裏の通りを回りました。そして、駅前のロータリーの歩道は、二重、三重です。一重目は高齢者事業団の方がきちっと片づけられるので、きちっと斜めにこう置いてあるんですけれども、あとはもうバイク、自転車、いろんなものが三重になって、ここに191台ありました。それから都民銀行と太陽神戸三井銀行、ここは商店がお店を出して、また、中央大学に行くバスが最近は頻繁に通るバス停の前、このバス停の所も、バスの３分の１が自転車で覆われているという、こういうことで、ここにも、本当にわずかな所で160台。それから第一銀行と大黒屋の酒屋さんのあの小さな所でも50台もあると。それから京王ストア前から郵便局の所は、これは商店でございますので、商店のお買い物の方が１台ぐらいずつあるということで、ここは比較的なかったわけです。それからタツミ洋服屋さんから京樽までのその前が144台。ここも非常に多く置かれておりました。それから西友から多摩平の第七公園の所までは65台。本当に合計635台。多分見落としたこともあると思いますので、約700台近い数があったのではないかというふうに思うんです。

私、本当にこういう中で、市の方たちの苦労がわかります。朝も早くから高齢者事業団の方が、市民が放置した自転車を片づけるために、そこにまたお金をつぎ込まなければならないという、こういうこともありますし、本当に自転車置き場をつくるこの用地がないということから、イタチごっこだというこういうこともわかるわけでございます

が、ぜひこれに対して、まあ、御苦労話を聞かせていただいたり、あるいは今までどのような対応してきたか、そしてまた、今後どのようなことをしていくおつもりであるのか、このことをお聞かせいただきたいと思います。

以上６点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　御質問の６点のうち、１番目の防犯対策ということでございますので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、多摩平団地の関係につきましては、住宅都市整備公団がすべてを管理しているわけでございます。行政の立場の中でも、この環境整備の問題の中では、かなり年数もたって、防犯上の中では、先ほど質問の中にもありましたとおり、樹木がかなり生い茂っているということは事実でございます。こういう繁茂につきましては、住宅都市整備公団の方に、私の方も申し入れたことも過去にはございます。しかし、公団がやはり管理すべき場所、あるいは居住者の管理すべき場所と二通りの問題があろうかと思います。今、防犯対策の中での御質問の中の状況としては、テラス関係の所にそういう事件がある、というふうなことも伺いました。これは、主に居住者の当然テラスでございますので、このテラスの管理につきましては、居住者自身の庭の管理、あるいは樹木の管理、これが主だというようなお話も伺いました。大変都市整備公団の中でも、隣接のその樹木の生い茂ったことにおいてのトラブルも都市整備公団には来ているんだというような話も伺っているわけでございます。これはしかし、そういった問題が防犯上の問題としてあるということになりますれば、居住者自身の問題の対応もお願いしながら、また行政としても、自治会といろいろと話し合いながら、お願いも申し上げなければならないと思います。

御質問者の趣旨につきましては、防犯上の問題から、警察の方に要望なり、要請書を出してくれということでございますが、前段の部分を十分、居住者あるいは自治会の責任者とも話した中での対応をお願いしながら、今後の検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の２番、それから４番、６番についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、２番目でございます。団地内の街路灯を明るくせよ、という御質問でございま

す。これ、二つに分けます。

一つは、計画はどうなっているかというふうなことでございます。多摩平団地の道路について、まず御説明をさせていただきますと、道路は昭和40年の６月に道路認定をされて、市の管理になっているということでございます。

それから、団地内の道路の照明でございますが、団地内の照明は、団地内を兼ねた道路上の照明ということで設置がされているわけでございます。これについては、現状では、非常に暗くなっておりまして、交通安全上、また防犯上においても問題点が多くございまして、こういう問題を解決しようということで、平成２年度に予算を取りまして、場所でございますけれども、多摩平の二丁目と、それから四丁目地内を中心にいたしまして街路灯の設置をいたします。この内容でございますけれど、水銀灯の80ワットを84基設置をいたしたい、ということになっております。

それから、質問の４でございます。道路整備でございます。御質問の内容は３点ございました。

１点目については、水道部の事務所のある東側の所でございます。歩道が現在、車道より高くなっている場所でございますけれども、これについては、地主さんは水道部でございます。水道部の方と技術的な面について、今後よく検討していきたいというふうに思っております。

それから、２点目の場所でございますけれど、これは、水道部のその歩道の東側の所でございます。ここの歩道についても、住都公団の用地でございます。これについても、早急にそういう補修灯については住都公団の方に要請をしていきます。

それから、３点目でございますけれども、３点目の場所については、道路管理者は東京都でございます。これについても、市の方で一応調査をいたしまして、問題点を提起して、東京都の方に要請をしていきます。

それから、６番目の問題でございます。これについては、駅前放置対策についてということで、御質問の内容は二つございます。今まで対応したもの、それから、今後どのようにしていくかというふうな御質問でございます。これについて、お答えをいたします。

豊田駅の周辺の放置自転車は、非常に交通安全または美観上でも、深刻な問題となっております。昨年、管理課の方の調査では、駅へ乗り入れる台数です。これは、5,260台乗ってきております、１日。このうち、自転車駐車場の利用台数は、公設、民間を含めまして4,399台が利用しております。残る861台が、先ほどの御指摘がございましたよ

うに、自転車、バイク等が駅の周辺に放置されているというのが現状でございます。

これまでの市の取り組み方をお話をさせていただきますと、昭和58年の４月に、「日野市自転車等の駐車場の秩序の確保に関する条例」を制定をいたしました。それから、自転車駐車場の整備も行ってきております。これは、そのほかには、駅前及び自転車駐車場の内容といたしましては、整理整とん、それから啓発活動といたしましては日野広報、それから現場等においては看板、それから駅の乗降客に対しては、チラシ等を配ったり、それから、この自転車をこういう所に置いてはいけませんよという警告の荷札等もつけたり、こういう啓発の活動も行ってきております。さらに、やむを得ない処置としては、これは余りやりたくない方法なんでございますけれども、放置自転車の移動も実施をしているということでございます。

しかし、こういう問題についても、年々自転車をここへ置く対応は増加してきているというような段階でございます、十分なことはできませんけれども、何とか市でも努力して、こういう迷惑のかからないように、ということでやってまいりました。

これを解決する抜本的なものでございますけれども、まず、御指摘のように、自転車の駐車場の整備が先でございますけれども、駅周辺の地価高騰の中では、現在求めるといっても不可能でございます。そこで、これは考えていかなきゃならない問題でございますけれども、今非常に各市でも検討されております、地下駐車場の検討でございます。こういうものについても、日野市としては、もう検討すべき時期に来ておりますんで、こういう面も積極的に今後、検討していきたいというように思っております。

それからまた、民間の自転車駐車場の問題もあるわけでございます。こういう民間の自転車駐車場の整備や誘導も今後、していきたいというふうに思っております。

それから、既存の施設の利用率というのも、問題があるわけでございまして、これらについては、今後は、案内板、それから誘導の徹底ですね、それから放置禁止区域の問題、それから放置自転車の移動の効果的な組み合わせ、それから放置自転車にかかる問題解決を今後、今以上に努めていきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　　お答え申し上げます。

３点目のごみ対策の件でございますけれども、現在、多摩平団地には、可燃ボックス、いわゆるグリーンボックスですね、これが187個設置してございます。14世帯に１個の割合でございます。それから、不燃につきましては86個。31世帯に１個という割合になっ

てございます。この数値は、大体平均的な数値だろうと思っております。

それで、お話がありましたボックスの位置等の問題ですけれども、これは、まあ何といいますか、現状に合わなければ、清掃部としては、自治会等とのお話し合いの中で、一番適切な位置へ移動することは可能でございますし、先ほどもおっしゃってました、多摩平自治会が清掃部にお見えになると言ってくださいましたので、その中でも十分に話し合って、現状のボックスの位置が、もっと適正な場所に置いてほしいということについては、十分お話し合いをしていきたいと思っております。ま、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　最後になりましたけれども、５点目の豊田駅北口の電話ボックスの件でございます。

北口のロータリーの前には、９台の公衆電話のボックスが設置されておりますけれども、ただいま御指摘のとおり、大変利用者が多いと。しかも外に並んでいる方が多いということで、雨の日は大変だろうと、このように考えてございます。早速この件につきましては、公衆電話を所管しておりますＮＴＴに、屋根の設置について利便が図れるように要望してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　先ほど２番目の御質問の中で１点落としておりました。大変申しわけございませんでした。この質問の内容は、街路灯が切れた場合に、どのような連絡をしたらいいか、というふうな御質問だったと思います。一般の市内の中においての街路灯については、自治会からの御連絡がほとんどでございます。それからなお夜間についても、市の職員の方のパトロールで発見してくる場合もございますけれど、大体は自治会でそういう連絡をとっていただいているということでございます。それからここの多摩平団地の場合については、円内の街路灯が、個数にいたしますと169灯でございまして、これの管理は住都公団の方でやっておりますから、この円内の球の切れというものについては、住都公団の方に御連絡をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　６点につきましてそれぞれ御回答いただきまして、ありがとうございます。市でやるものはなるべく早くやっていただきたいということと、それから、それぞれの担当の所については、至急に調査の上、関係官庁にやっていただいて、私もまた後日、担当の所にお伺いいたしまして、結果をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって３の２、多摩平団地周辺の環境整備についての質問を終わります。

一般質問４の１、下関市を訪れての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず最初に、これは行政視察で下関を訪れたときに感じたことなんですけれども、それにつきまして質問をさせていただくわけでございます。これは、美術館なんですけれどね。ひとつよろしくお願いいたします。

５月の16日に下関市を総務委員会で行政視察をしたわけでございます。調査事項は、この事務処理の機械化と美術館でありました。ここでは、この事務処理の機械化については述べません。美術館のみについて、調査事項の一部ということで、その中で自分が感じたことを、また、美術館をどうしてもつくっていただきたいという念願から、質問をいたすわけでございます。

この、各委員が皆さんこれはいただいてきたものですけれども、この下関――こういうのをみんなもらってきたんです、みんなね。それから、このフグのやつ。こういうの。これはフグじゃなくて、下関へ行くと「フク」と言うそうです。そのあたりも御紹介しておきます。フクなんです、フク。下関は、このパンフレットにもあるように、非常に昔から交通の要衝として重要な地位を占めてまいったわけでございます。また、歴史上では有名な源平時代の壇ノ浦の合戦、これにつきましては、下村副委員長が当時、下関におられたというようなこともありまして……（「そんなこと言うことないでしょう」と呼ぶ者あり）ま、言ってもいいですよ、これは事実ですから。いろいろ説明をしてくださったということで、特に印象が残っているわけでございます。

また、いただいてきましたパンフレットを見ましても、美術史上、美術の上でも、この狩野芳崖とか、または高島北海、それからさらに、何年か前に亡くなられた香月泰男といったような、当地にゆかりの深い画家など、すぐれたお方に恵まれた市であるというふうに感じたわけでございます。そこにこの下関美術館が昭和58年に建てられ、11月

開館というようなことに、これを見るとなっているわけです。特に、この美術館というのは、他と違っているなと思うのは、設計監理等につきましては下関の土木建築部の建築課で設計されたということでございます。よくこのような大きな建造物が設計されたなというふうに思っておると同時に、さてそこで、この施行はどこでやったかということになりますと、ああ、やはり、天下の名門である清水建設がやったんだと。ああ、なるほど、これならできるんじゃないかと、私は思ったわけでございます。建造物のこの概要等については省かせていただくわけでございますけれども、この下関の美術館は、さっきも申しましたように、地理的、歴史的には、非常に恵まれた土地であると同時に、さらに美術史の上でも、文化的土壌の上につくられた、しかもこの市の建築家の設計監理ということで、非常に外観的にも、また内部の仕上げ等についても、個性的な面が見られたわけでございます。

そのようなことを考えてみまするとと、やはりこの建物、建造物というのは、その地域の人が、その地域の風土を生かして、さらに、その土地に勤めていらっしゃる方、または住んでいらっしゃる方が設計をして、このような立派な建物ができるということは、私は最もふさわしいのではないかと考えているわけでございます。そのような中におきまして、ちょっと副館長の木元さんという方が、いろいろと本美術館についての建築の概要等、または設備とか面積、さらには、この内容の部分ですね。特に、その所蔵品等について説明をしてくださったわけでございます。この所蔵品等を見ると、皆さんが皆さん、この所蔵品目録というのをいただいてきたんですけれども、そんな数は多くはないんです。ま、所蔵品を見ますと、日本画においては、狩野芳崖を初め、高島北海とか、または小野具定とか、橋本雅邦、これらが62点あり、また油彩においては、藤田嗣治、岸田劉生、香月泰男、中本達也とか桂ゆき、54点なんですね。それでまた、水彩とか素描ということになりますと、香月泰男のが15点あるのみということになるわけです。版画等を見ると、やはり個性ある美術館ということで、副館長が説明したように、確かに、この、一つの流れというのをつくるんだという中においての収集の方法というのが出されているということは、よく中を見させていただきまして、わかったわけでございます。版画の数は、香月泰男とか浜田知明とその他ありますけれども、369点。それから彫刻・工芸につきましては、これはブールデルやマンズー、日本では大した人のはありませんでした。これ、ガラスは、香月泰男のとガレ工房のがありまして44点。計63点と。それにさらに河村コレクションとか横河コレクションのを合わせますと350点。そのような所蔵品であったわけです。

そこで、なぜ、その下関の美術館を見にいったかということになりますと、これは単なる思いつきや何かではなくって、やはり坂本部長が先ほど触れられた、社会教育部長が触れられた面もあるわけです。これは、この基本計画の第７節には、多角的な生活文化の創造、この施策の体系等を見ますと、やはりふるさと博物館の建設とか、野外劇場の構想、都立美術館の誘致というようなことがよく書かれているわけです。そこで、このような施設を見る必要が生じたということに当然なってくる。これは基本計画にのっとっての行政視察である、ということを強く申し上げておく必要もあるのではないかと思うのでございます。

これらを考えてみまするとと、やはり市民の、先ほど部長が申されてた、いわゆる社会教育の充実を図る上からも、ということや何かですね、それからまた、行政が必要以上に引っ張るのではなく、サポートするんだと。やはり、その後さらに、側面支援、後方支援、ということを言っていらっしゃるんです。私は、そのとおりだと思うんですね。がしかし、まだ一面におきましては、その後の方になりまして、社会教育につきまして、何だか後退したような話もなきにしもあらずということでありました。残念ではありますけれども、やむ得ないのかと思うけれども、またさらに考えていただければ、それらも十分修正していただけるのではないかと考えているわけです。

この教育活動というのを見まするとと、この基本計画にもありますように、教育的な活動といっても、単にそれに絞られるだけではなく、多方面にわたって行っていくということが大切ではないかと思うわけでございます。がしかし、この多方面にわたって行っていくということがよくわかっておっても、やはりなかなか、口ではいいやすくとも、実行というのはかたしいわけでございます。何となれば、この提供といっても、やはり施設やまたは作品等がなければ、提供しようと思ってもできないわけです。やはり、施設があって初めてそこに多くの方々に集まってもらい、または話を受けることができる。それで連携ができるわけです。やはり、この文化・スポーツ推進本部というのは日野市にも昨年つくられたわけでございます。そのような面からも、やはりこのスポーツ・文化推進本部が今までに４回ですか、開催したというけれども、こんなことではとてもしょうがないんじゃないかと、私は思っているわけです。

それで、それが今度下部組織に移されてしまったということでございますけれども、やはり下部組織ということになると、しょせん下部組織であり、この文化・スポーツ推進本部の本部長は市長でございますので、どうしてもこの基本計画にのっとった市民文化の創造の拠点、芸術文化の殿堂としての建設された市民会館というのがありますけれ

ども、さらにそれを何倍も上回る市民的要望というのは、必ず私はあるのではないかと考えているわけでございます。

そんなようなことを考えてみまするとと、先ほども坂本部長がおっしゃったように、行政はこれを支援していかなければならないというふうになるのではないかと思うわけです。個人的な体験等は大切にして、非常に多くの予算を必要とするけれども、やはり思想観がなければいけないんですけれども、思想観を捨てて、堂々と立派な美術館をつくっていただきたい。これこそ立派な行政ということになるわけでございます。それらを考えてみまするとと、私は、非常にこの美術館の果たす役割は大きいのではないかと考えているわけでございます。

これらを考えると同時に、16日、下関のこの美術館の副館長、これは木元信昭さんなんですけれども、この方等があのときに、あれは応接間というか、大した所じゃないんですけれども、美術館活動といってですね、館長室といっても館長室じゃないような、あんまりいい所じゃなかったんです。本当にこういうような所でも、そういうところは質を落としても、やはり美術館本体に重点を置いたということは、非常に立派だと私は思うわけでございます。やはり、この美術館の原点というのはどこにあるかということを考えてみると、ああ、なるほどふさわしい設計であったと。地域に根差した美術館活動、または子供等に生きた教育を行う場所ということになると、ある程度の、先に立つ人のその行政ですね、これは行政ですから、遠慮というのも必要ではないかということを、お話を承りながら、感じた次第であるわけでございます。この木元副館長の言葉というのは聞いておりましたら、恐らく皆さんも感じたことと思います。非常に、ちょっとそっけない、ちょっと失礼な、無礼なというところがあっただろうと思いますけれども、やはりこのあたりは寛容の範囲内であるのではないかと私は思って聞いておりました。

やはり行政が、先ほども部長がおっしゃったように、後方から、側面から支援するんだということになると、この行政の支援体制というのをどのようにしてつくっていかなければならないかということが今後の問題ではありますけれども、その前に、職員会におきましても、そのあたりの精神面の教育というのはおのずからできていなければならないのではないかと考えたわけです。

そこで学芸員等のことにつきましても、出たわけです。そうしましたら、そのときに何と申したかといいますと、この木元副館長は、学芸員は国家公務員の上級試験に受かってなければここでは採用しない、というようなことを言っておりました。ああ、なるほ

ど、それならいいんじゃなかいというふうに私はうなずいておったわけですけれども、それで皆さんの方を見ましたら、みんな、そうだ、そうだ、というような形をしておったように私は記憶しております。このようなことを考えてみると、やはり美術館をつくるということは、非常に大きな困難はあるだろうと思いますけれども、万難を排してこれに向かっていかなければならないということは、もう必然ということになってくるわけです。これは必然じゃなくて、当たり前なんですね。基本構想にのっているんですから。どうしてもこれはつくっていただきたいということを強くお願いをするわけです。

そこで、今度また日野市におきましては、この都立美術館の誘致ということで期成会がつくられているようですけれども、本当にこの都立美術館は誘致できる可能性が——誘致することができるかどうかということも、お伺いしたいんです。

それと同時に、やはりこれからの教育というのを考えてみまするとと、先ほども社会教育部長がおっしゃっておったように、生涯教育、子供のことを考えてみると、やはりこの美術館の教育というのは、子供に生きた教育を、ということを考えてみると、また大きなる一つの転換点にもなり、その転換が創造の場にもなり、さらに創造というものをつくり出す創造なんですね。それらに結びつくということを考えながら、ぜひこの都立美術館の誘致、または、どうしてもできなければ、市立美術館をつくっていただきたいということを考えまして、今回の質問ということになったわけであります。

ひとつよろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方から、今まで何回か本会議場の中でも御質問を受け、現在、誘致期成会の事務局を企画財政部の中で担当している立場でお答えしていきたいと思います。

既に御承知のとおり、この都立美術館の誘致運動につきましては、62年の１月でございます。これをスタートとして議会あるいは行政、両方相まって文書、あるいは東京都に対して、都知事初め各関係部局に要請行動等をやった経過については、十分御承知のとおりだろうというふうに思います。当然、その中では、何回か要請行動を重ねながら、一定の市内の場所を提示しながら、東京都の新美術館建設計画委員会の答申に基づくふさわしい場所の提示をした計画はあるわけでございます。よって、その条件等につきましても、ある程度提示をしながら運動を展開してきた経過は、御承知のとおりだと思います。現在は、私たちも、誘致期成会は、これは自主的な市民団体でございますので、その中で役員構成しながら、また誘致期成会を中心としての請願も本年——失礼しまし

た。昨年の６月には提出した経緯もあるわけでございます。あわせまして、都立美術館の現在の状況としては、区内での１館計画は既に決定し、その建設あるいは作業が進んでいるところでございますが、多摩地区につきましては、過去の答申経過を踏まえての平成７年というような計画の想定になっいるわけでございます。

そういう建設計画を逆算していきますと、当然基本計画、実施計画等もありますので、予定としては３年、４年にはその決定をしていく、あるいは東京都の担当部は、当然教育委員会の社会教育部というような関係になるわけでございますが、その中でも、現在、各市７市から都立美術館の誘致の運動が展開されているということでございます。いずれ近いうちには、その７市の場所、あるいは現場等につきましても、今後、調査を積み重ねていきたいというような状況下に計画としてはあるということでございます。なお一層の誘致期成会を中心として、また行政分野の中でも、教育委員会とともども精力的に誘致運動を展開すべきだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　ただいまの企画財政部長の答弁ですと、この誘致運動が61年の初めに始まりまして、東京都に要請行動を行っていると。場所等も提示し、さらに、この都の答申委員会で決められたふさわしい場所、というようなことで運動してきたということですね。それでさらに、その元年ですか、これは64年６月に署名や何かをしたものを提出したと。それで区内におきましては、１館が決まって、もう既に事業に入っていると。それで多摩地区等においては、平成７年だと。で、場所の決定は、３年か４年だと。７年というのは、完成がですね。それで、その７市より誘致運動が展開されているということですけれども、やはり私は、今のような形の誘致運動ということもさることながら、やはりふさわしい場所ということですから、本当に私たちが行ってみても、なるほどいい場所なんです。どうしてもなかなか難しいという感はあるようですけれども、もし、今度市長ね、そのような誘致に成功しなかったとしたならば、どうするかということも考えておく必要があると思うんですね、これは。

なぜかといいますと、やはりこの今の学校の教育というのを見ると、私はよく美術館や何かに行ってみて、先生に引率されているわけです。そうすると、声を出したり、騒いだりすると、ちょっと列から外れると、すぐこういふうに先生がそばに行って、その、まあ何というんですか、正しく引率をして、正しい見方、っていうのかね、抑えて抑えて、抑えつけちゃってて、絵なんか見るどころじゃないんですね。そういうのを考えて

見ると、やはり今の教育というのは、悪いわけじゃなくて、私は、不十分だと思うんです。なぜ不十分だということになると、日野におきましても、ふるさと博物館はたった一つなんですね。一つっきりで、この地域の中に根差した博物館と言えば、あのぐらいの博物館だったならば、四つ、五つあっても、私はちっともおかしくはないと思うんです。そのくらいの気持ちでやはりこのような博物館とか美術館というものがあってもいいんじゃないかと思うわけです。恐らく、皆さん方も行ったと思いますけれども、ローマへ行ったってミラノへ行ったってトリノへ行ったって、本当にどこにも彫刻や何かがいっぱいなんですね。そういうのを見ると、やはり、ああ、この日本というのは、そういう素地、土壌というのがないのかなと思うわけです。この美術教育というのは、そういうところにも貧弱さというのが、もう露呈しているわけです。

やはり、それらを考えてみると、確かに、個性を伸ばせだと、何だと言ったって、見なければ、またおさまらなければ、こうだと言わなければ、指導を受けなければ、その個性を伸ばすことも、また見る教育がなければ、今度は、その子供を確かにはぐくみ育てるんだという、その一つの土壌というのをつくんなけりゃいけないと思うんですね。そういうことを考えてみると、やはりどうしても、まず最初ですから、幾つもつくれということじゃなくて、ぜひ、この際、美術文化の発展というよりも、教育現場ではなかなかそのようなことができないので、やはり、楽しく先生に引率をされて、楽しく見る美術館というのができなきゃいけないと思うんです。

そこで、ちょうど私たちが下関へ行ったときに、「池田満寿夫展」が開かれておりました。さらには、「中原淳一世界展」というのも開かれていたわけでございます。この池田満寿夫を見ると、これは版画の方なんですけれども、非常にこの版画が、他の版画と、今までの従来の版画とは違っているわけです。まあ、いろいろなことを言ってもよくわからないかと思いますけれども、本当にこの版画というのは、私たちが小さいときに彫ったって、そうなんですね。彫り刀、彫刻刀で。彫っているときは自分のもんなんですよね。彫ってるときには。がしかし、今度写してしまうと、自分から離れちゃうんですね。そういうまたね、自分でありながら、また他人だというようなものも、そういうところには、感覚的なものが出てくるんです。こんなのが何でもですね、いとも簡単であるけれども、なかなかまた簡単ではない。また、結局今は、印刷技術も非常に発達をしまして、大量生産等もできますけれども、昔はそうじゃなかったんです。大体、今どこのおうちにもあるとしたならば、木版画ですね。木版画というのは何かっていいますと、昔、神様の所にこう恵比須様とか大黒様とか、または版木というのがあるんです

ね、字が書いたのが。それでここに炭つけてやって、これをぱっと押すとですね――まあ、そのようなところから発展しているんだと思うんです。

そこで版画は、いわゆる木版と銅版と石版と、大ざっぱに分けるとそういう三つに分けられて、それから幾つかもっと分かれてくるわけですけれども、そのようなことを考えてみると、この池田満寿夫さんのは、これは銅版画なんですね。まあ、銅版画であって、このアクチュワチントというのとメゾチントというのと二つ出ていたわけです。これらを見ると、非常にその本人そのものがよくわかるんです、本人そのものが。それで、やはりこの版画だって同じなんですね。やっぱり歌であり詩でありメロディー、私たちにいろんなものを感じさせてくれる。非常に感性を養ってくれるというものもあるわけでございます。私もこれらを見まして、非常に興味深く見てきました。それと同時に、またこの人は、恐らく多くの皆さんが、テレビ、ラジオ等を通じてよく知っているんじゃないかと思うわけでございます。

さらに、この中原淳一の世界展というのを見たときに、まず、あの前に立って何を感じたかということになると、竹久夢二を思っているわけです。ああ、なるほどなと思って。その裏には何がいるかということになると、中原淳一の裏には、やはり竹久夢二がいるんじゃないかと。ああ、なるほど……。このような大きな影響を人に与えるわけです。感銘を与えるわけです。それらを考えてみると、どうしてもやはり絵画を通しての教育と。情操教育もできるし、いろいろできるわけですね。そういうのを考えてみると、どうしてもやはり質の高いものとか、質があんまりよくないからじゃないかというけれども、確かに、この質ということからいけば、私は、この中原淳一の世界展というのは、高いもんじゃないと思います。私は、副館長に言いました。これは、ちっとも高くないと。やはり、どうして高くないんだと言うから、竹下夢二が後ろに隠れている。まねごとだ、って言ったんです。

それらを考えてみると、やはり、学校の先生が引率して連れていって、絵を見たらね、怖い絵を見たら、怖いよというと、その怖い印象が、もう残っちゃうわけですね。二度と絵なんて見るもんじゃないと。お化けが出てくると、あの美術館へ行くと。こういうのは、子供の印象に強く残るようなことは、さしたくはないと思います。やはり、さっき申し上げましたような形で、小学生等には、また中学生もそうだと思いますけれども、見ていただきたいということと、あと一つは、このやはり、先ほども申しましたように、竹下夢二が裏にいるということは、その竹下夢二を先駆にしている、手本にしていると、そういうような質が相当入っているわけです。

それで竹下夢二の場合は、本当に大正時代ですから、大正時代の憂いを込めた少女、というような形が如実に絵画としてここに表現されている。まあ、日本人なんていうのは、結局、目をつり上げているような女性というのは余り好まないんですよね。しからればなよなよして、助けてくれと寄り添ってくるような人を好きなんですね、みんな。（「今は、そういう時代じゃない」と呼ぶ者あり）がしかし、時代じゃないけれども、やっぱり潜在的にそういう意識を男性は持っているわけなんです。女性は、私はしっかりしているといいけれども、それは随分変わってきたということは、これは否めない事実であるということはしっかりと申しておきます。

そのようなことを考えながら、この美術館の必要性というのを、見て感じて帰ってきたわけですけれども。何をしてた、って、あんまり遅くなっちゃって、怒られるような――怒られる寸前までいってたわけですね。がしかし、やはり仲間はいいものだなと。怒らないで済んだわけです。それですからひとつ、そのあたりも踏まえて、市長、しっかりした答弁を――どうするかという――誘致ができなかったならば。さらに、この市立美術館を本当に建てる計画というか、一つの決心を披瀝していただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　視察を通じての造詣の深いお話を伺わせていただきました。日野市の今の行政の動向といいましょうか、確かに社会の、十数年前までは、いわゆる勤勉が非常にとうとばれていた。今日は、その勤勉によって得た成果を、人生のゆとりとして生かしていこうと、こういう意識転換が進みつつある、こう言うべきであろうと思います。

私も、市長に就任をして、石油ショックの経済情勢を50年を過ぎたころ、あるいは60年の前後、経験をいたしまして、自治体の行政もその都度、かなり大きく翻弄されたといいましょうか、しかし、日本のこの経済政策を優先において人口の都市集中が始まった。そういう条件の中で、我々のまちづくりが存在したわけでありまして、物不足の時代が本当にまた飛躍的に、物のある時代になったと。大きな転換だと言わざるを得ません。そして、古代の東洋人の、我々を含む東洋人の、この自然を愛するといいましょうか、また西洋文明の物質尊重の文明、東洋人の精神尊重の文明、これがちょっと、我々の国でも今、転換をして、あるいはさせられて、戸惑いをしている。こういうような歴史的評価ができるんではないかと感じております。そういうことがまたいろんな社会現象になって、確かに子供の成長は、これからどうなっていくだろうか。大変責任があるような、またしかし、どのような方策が果たしてあるだろうかと、言わざるを得ないと

思います。

そこで、せっかくのこの転換期、つまり余暇時代、余暇はあるけれど、目指すところに――今まあ、ゆとりという言い方をなされております。余暇は必ずしもゆとりになってないと。あるいは豊かさになってないと。まあ、そいう模索の時代ではないかという感じがいたします。そこで本当にゆとりの時代を、もっと豊かな時代にしていく。これが御指摘の、特に美術館を地域の文化活動の、あるいは文化環境の一つの礎にしていくと。これは当然出てくる発想でありまして、我々もたまたま東京都の施策を迎える形で、市内の予定地を提案をしておると、こういことでありました。いろんな客観的な状況で、日野市の候補地が他に劣るということはないと思っておりますが、まだ決定ということにはなってないわけであります。

今、市民運動、いろんな形で期成会等も運動していただきながら、もし、日野市に仮に決まることが得られなかった場合も、大変がっかり、ということじゃいけませんね。しかしまた、今それが来なかったときは、ということは、口にすべきではないでしょうと、こういふうに申し上げておるわけでありまして、がっかりしない、がっかりをするということは、あってはいけないということと、一生懸命誘致はするが、日野市に来なかったときだって、その次のことを必ず考える。これは物の考え方の推移だろうと思います。したがって、可能なレールは必ずこのときに敷いておかなければならない。このようには考えております。御期待に極力沿うように、また、大きく後ろからも後援していただきまして、しっかりしたレールを敷いておくことが大切だと、こう感じております。

○議長（小山良悟君）　　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　　確かに、今市長がおっしゃられたように、日本人というのは非常に勤勉な人種なんですね。民族なんですね。それですから、このただ勤勉だからといっても、そうは済まされないんじゃないかと。その恩恵を、勤勉なるその成果の恩恵を、やはり年をとって、本当に人としてこの地に生まれてよかったというその感性と、それからさらにゆとり、豊かさというのを感じられるような地域社会というのをつくるということが、私は大切じゃないかと思うんです。

今、市長が言われたように、オイルショックの後50年過ぎ、または60年過ぎに感じたというようなこともおっしゃいましたけれども、今は非常に日本の経済も大きく発展をして、まず経済では世界一と言っても、ちっとも自負するところじゃないと思うんです。やはり、この中におきまして、古来より私たち日本人ですから、東洋人ですから、自然

を愛するこの精神文明、または確かに、このヨーロッパの文明は物質文明でもありますけれども、そのような大きな転換期の中にあって、どのようにこの子供たちの成長に対しての責任を持つかということが我々に与えられた大きな責務でも、私はあるのではないかと考えております。

それらを考えてみますると、今市長が、都立美術館が誘致できなかったならば、というその市長の心境はよくわかります。それは今言うべきことじゃないんですね。それはよくわかるわけです。がしかし、その後で市長がおっしゃったように、がっかりしてもがっかりしない、次に対する期待、それが私は、大きな期待となっておるわけでございます。どうか、そのあたりに私も期待しておりますので、ぜひともその期待を裏切ることのないような要請を押し進めていっていただきたいということを念願いたしまして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　　これをもって４の１、下関市を訪れての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時41分　休憩

午後３時19分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の２、市民に農薬の恐怖を認識させようの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○27番（谷　長一君）　　それでは、続いて質問をさせていただきます。

この農薬ということになりますと、昔の農業というのは、ほとんど日野市においては米麦を中心とした蔬菜ですね、それに養蚕というような形で行われていたわけです。また、日本各地におきましても、そのような形で行われたと同時に、果樹等が加わり、これが特産物になってあったと。さらには、たばことか麻とか甜菜、これらが土地土地によってつくられていたということであります。

そこで、この昔の農薬というのを考えてみますると、先ほどもちょっとお話をしたんですけれども、これは簱野議員の。近在、病気に対しては、石灰硫黄合剤とか、石灰ボルドー液と、そのくらいのものだったんです。それであと一つは、殺虫剤は、シ酸塩と硫酸ニコチン、そんな程度だった、というような話をしたわけでございます。がしかし、

この今の農業というのは、農作物の栽培様式等も非常に大きく変化すると同時に、栽培環境等も変わってき、さらに、人工化によりまして、非常に複雑多岐にわたってきたということが言えるわけでございます。このように、この多様化してきた現在、食品に対する安全性が、これは環境の上からもまた社会的関心を引くようになったということは申すまでもないのでございます。それらを考えてみると、どうしても農薬による人畜、それから水産物、それから環境に強く影響を与えるということは、だれもが注目するところになったという時代になってしまったわけでございます。

このような中において、このいわゆる農家が病害虫をいかによく防除するかということになると、やっぱり天敵の利用、または抵抗的な品種をつくるとか、またはつくるものによって、麹的な方法によって防除するとか、さらには、いわゆる虫が嫌いなものをつくる、または嫌いなような植物から採取をした液をつけて、虫が近寄らないようにする、というようなことも考えられるわけであります。この農薬を併用した農業、生産物ということを考えてみると、これがどのような形で総合的な方法によって防除されているかということも、非常に大きな関心を呼ばざるを得ないというふうに考えられるわけです。今のこの農業経営というのを、この日野市の現状等見ても、よくわかると思うんです。一般におきましては、低農薬とか——まあ無農薬というのは、私はないと思うんですね。低農薬とか、有機とかって、いろいろ自然というような形を取り入れたものの中においていかに上手な経営をするか、という努力も一部には払われているということが言えると思います。この農業経営の安定ということを考えてみると、いかに品質の向上とか、それから、この作業をどうやって省力化するかというような面からも、当然農薬に依存をしていかなければ、今の農業経営というのはできないんですね。それだけは確として申し上げることができると思うわけです。

そこで、どうやってこの農薬等を、これはいわゆる枯葉剤、枯らす薬も含めてでありますけれども、それなりにこう、的確に対応するためということになると、今申しましたように、病害虫とか雑草の防除というのを適正かつ的確に押し進めていかなければならないわけです。そこで、いわゆる適正、的確ということになると、今度は、適正にその農薬を使用しなきゃならないわけですね。やはり農薬の使用には、どうやって——基準があるわけです。そのあたりも、どのような形で農家が守っているかと。またいかなければならないかと。これは、人をいかに安全な形で、最もすぐれた農薬を使って経営の安定を図らなきゃいけないかということも、確かではありますけれども、いわゆる先週ですね、農協へ行きまして、どのような農薬が今売られているかというようなことも、

いろいろお伺いしたわけでございます。この病害虫の適用の害虫ということになると、いろいろな効能書きが書いてあるわけでありますけれども、農家が使っているということになると、まず間違いはないだろうけれども、やはり今は、病害虫の対抗、抵抗性が出てきているわけなんです。そうしますと、どうしてもこういうふうにして1,000倍液といっても、ちょっと余分にやると800倍、700倍という形になってしまうわけです。本当にこれは私どもも、マラソンとかＤＤＶＰ等を菊や何かに使う場合にも、これで効くのかなと。なぜかというと、余分に使いますと、アブラムシが適正使用ということになると、３日ぐらいたつと出てきちゃうわけです。それですから、やはり多く使うと出てこないから、と。そのあたりにやっぱり私は、着目する着眼点というのがあるんじゃないかと思うんですね。これはなぜかと。虫が早く出てきちゃうということは、やはり私は、卵があるんじゃないかと思うんです。それでその、いわゆる農薬の残留性というのを考えてみると、強くすると期間が長くなると。

それでまた農協へ話は戻りますけれども、ＥＰＮや何かを見てみると、もう使う前に30日とか40日、物によっては120日前にもうやめなきゃならないというんです。そこで農協へ行って、こういう薬は売れるんですかと言いますと、売れます、と言うんです。売れてるんだと言うんです。そこで私も、いや、大変なことだなと思うわけなんですね。がしかし、大変なことだと思っても、自分で思ってちゃいけないからきょう、非常にこういうことは言いにくいんですけれども、また通告質問ということになると適しないかもわからないけれども、がしかし、さきの美術館の話じゃないけれども、がっかりすることはないんだと。やっぱりやらなきゃならないと。やって初めてがっかりをさせなくすればいいんですから、そのあたりを考えて、やはりこれも通告質問ということになると非常にやりにくい、またはやってはならないことかと思ってましたけれども、やるようになってしまったわけでございます。そのようなことをひとつ、いろいろ答弁や何かにつきましては、難しいかもわからないけれども、そのあたりはしっかりと答えてもらえばそれでいいと、私は考えております。

そこで、きょうここへ農協からの袋を持ってくればよかったんですけれども、持ってくるのを忘れたわけです。

それとあと一つは、農家で買ったキュウリとそれから今度、八百屋で買ったキュウリと、あと１件、今度はスーパーで買ったキュウリと、ここへ置いておいたんですね。それで恐らくこのキュウリは、薬液処理がしてあるんじゃないかと思ったわけです。それですから置いておいたんですね。そうしますと、20日たったって、腐らないんですね。

色はきれいです。薬でつや出しがしてありますから。本当に、なるほど、恐ろしいとはこのことかなというふうに、みずからが感じたわけでございます。

そこで、今度は、この適用害虫の使用方法等をここに考えてみると、果たしてその処方どおり、その使用法どおり農薬が使われているかどうかということを考えざるを得ないのでございます。これは農作物によって、この適用害虫や、またその害虫に対しての希薬度、希薄度、何倍にするとか、または使用の時期とか、使用の回数、それから、どうやって使ったらいいかという使用の方法、これらが本当に日野市の中におきまして守られているかどうかということだと思います。これらの点につきましても、私は大きなる関心を持ったわけでございます。

そうなりますと、当然この防除基準が、この使用に当たって、十分農薬を安全に、毒なんだということを考えると、その安全性、農薬の安全性ということからいきまして、いわゆるそれが、この病害虫を防除する、または草を枯らしてしまう、さらには、いわゆるシマジンや何かだと、植物の生育を調整してしまうわけなんですね。調整してしまう。種があって、そこへシマジンを落とすと、芽は出てこないんです。それで、今度は3カ月、4カ月たつと、また今度、その芽がちゃんと出てくるんです。そのときに考えたものは何かというと、ああ、大賀博士の2000年のあの千葉の遺跡から出てきたハスの種、ああ、2000年の眠りというのは長かったんだろうなと。違うんですよ、これは、農薬とは。がしかし、農薬が使ってなくてもそれだけ眠っているんですからね。そうなると当然、この農薬を使うということになると、安全使用というのがいかに大切かということに当然なってしまうわけであります。農薬の安全使用ということになると、これはもう必ず一定の決まりがあると思うんです、決まりが。

それから、この農薬を使用する場合にも、やはり使っていいからといって、隣のうちにまた人が通っている。構わず散布していいというものじゃないと思うんです。これはそれで、人どころじゃなくて、自分にも大きなる毒性があるんですから、影響を与えるんですから、やはりこれをしっかりと守るということによって、みずからを防ぐことができる。これが農薬の安全なる使用方法ではないかと思うわけです。

今、そのようなことを考えてみると、どうしたって、使用する人の自分自身の安全の確保も図らなきゃいけない。さらには、この植物も枯らしゃだめなんですから、あんまり強くしましてね。その安全の確保も図らなきゃならない。さらに、今言いましたような周囲、環境の安全の確保も必要なんだということです。それとあと一つは、子供さんとか、いろいろな大事な犬とか猫、または人の手ですね、からも触れられないような、

紛失することのないような保管管理につきましても、安全な場所にこれを収納していかなければならないというふうに考えられるということになるわけです。

そうなると当然、今回質問することになるわけですけれども、行政においてもこのようなことは、もう言えばわかると思うんです。非常に農薬は恐ろしいんだと。市民に農薬の恐怖を認識させようということですから、そうなると、質問ということになると、いわゆる通告もしておきましたけれども、農薬が使用基準を守って使われているかどうかということですね。それと今度、環境に対しての安全の確保等がよく配慮してあって、散布されている。きょうは風が吹いているからとか、または気温が高いとか、または犬や猫がそばに来るとか、そういうときにはどうしたらいいかということも、やはり考える必要があるのでないかと。

さらには、この農作物が、先ほど言ったような残留性ということを考えてみると、人体に及ぼす影響、そうなると安全性の確保はもちろんだけれども、安全性が保障されているかということですね。それには今度は、なぜかというと、この使用基準というのがありますから、それを超えてやった場合には、農作物に基準以上の農薬の残留があると考えてもよろしいんじゃないか。そうすると当然、そのあたりが大きな問題なんですね。使用基準なんていうのは、本当に個々で自分で調整してますから、よくはわからないんです。わからないんです。そのあたりをどのように行政がここに上手に納得のいくような形で指導していかなければならないかということになるわけです。これは非常に難しいことなんですね。

先ほども申しましたように、エンドリンとかそのような薬は、シアン化ナトリウムと比較しても、本当にかなり近いんです。もう青酸カリに近いといってもいいわけです。私どもも、よく苗代のときに、エンドリンを水口の所に入れるんです。少しずつ垂らしておくと、ほんのわずかです。もう全部魚は死ぬ、カエルも死ぬ。カエルなんか飛び込むと同時に、ぴーんと伸びちゃいます。（笑声）そういうふうに恐ろしいんですね。これは笑うどころじゃないんです。やはり農薬の恐怖ということになると、そのぐらいのことは知っておく必要があるんです。そこで今度は、その農薬を強く使った後は、やはり農薬に汚染される区域がないとも言えないわけです。これは非常に調査等が難しい。まあ安全性を守ると。市民から命と暮らしですね。これは市長がいつも言ってます。これらを考えてみると、非常に難しい問題ではあるけれども、ここで農薬の恐怖というのもある程度市民に知っていただくということも、必要じゃないかと思うわけです。

確かに今、議場におきまして、エンドリンは20年前の薬だと言ってますけれど、今で

も朝鮮へ行ってＤＤＴ買ってくれば買ってこられるんですから。本当なんですよ。韓国へ行って買ってくる人いるんですからね。ＤＤＴだって売っているんです。ＢＨＣだって。それで、やはりシラミや何かには、最も効果的なものというと、やっぱりＤＤＴやＢＨＣなんですね。それらを考えてみると、やはり持っている人もいるんです。いないっていうことじゃないんです。とにかくこのエンドリンはなくなるからといって40本も50本も買っている人がいるんですから。やはりそのあたりも踏まえて、そのことをいうと非常にいけないんですけれども、20年も前の薬だと言うから申し上げたまでです。

とにかく今、特殊農薬へ行きまして、いろいろ調べてもきました。がしかし、今、テレビや何かで皆さんも見たと思うんです。いわゆる農薬の恐ろしさというのでね。今、日本の市民は、農薬を食べさせられているといっても過言じゃない、なんていうのがあったんですね。私もちょっと見ましたけれども。がしかし、残念なことに、日本では農薬のこの残留農薬基準というのが設けられていない薬なんですね。それですから私が、エンドリンというのを出しているんですよ。確かに日本では、いいんです、ないから。がしかし、残っているかもわからない。がしかし、よそからは入ってくるおそれがあるんですね。

この前のテレビを見ていたときにも、確かに日本は、今いっぱい使われているといっても過言じゃないスミチオン、それからレルダン等は、米が抑えられてくるんです、米が。がしかし、麦は幾らまいたっていいんです。日本じゃないですよ、外国で。めん類なんていうのは一番危ないんです。（笑声）本当です。ところでそこでいくのが、今度はテレビで見てたときには、小麦は何の規制もないというんです、何の規制も。何の規制もないっていうんです。それでオーストラリアや何かから輸入されたその小麦粉から――日本のスミチオンがよく効くわけです。皆さん恐らく知っていると思うんです、スミチオンといえば。どこへ行っても使われている。ＤＤＶＰとかスミチオンは。マラソンでしょう。がしかし、それが７倍も強いものが小麦には残っているわけです。それを食べさせられているといったら、農薬を食べていると言っても、ちっともふざけた言葉じゃないと思うんです。過言じゃないと思うんです。そのあたりも踏まえて、通告しておきましたタイトルにつきまして御答弁をお願いしたいと、こういうことです。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　大変難しい御質問でございます。御存じのとおり、私の責任範囲には、農業行政、それと消費行政、相反するものが属しております。いわばこの私の右の手で農薬をまき、右の手で口へ物を運んでいるというのが実態でございま

す。そういう中で、現状を御説明申し上げたいと思います。

今日、私たちの食生活は、非常に一面豊かになったと言われております。新鮮な野菜や果実など、季節を問わず入手できます。潤いのある食生活が営まれておるわけでございます。このような背景には、一つには輸送方法の発達とともに、いわば農作物、栽培方法や貯蔵方法などの農業技術の進歩があります。この農業技術は、農薬によります病害虫の駆除などを前提に発展したものであると言えるのではないでしょうか。

今日、農作物を大量にかつ安定的に生産するためには、農薬は一面としてなくてはならないもの、となっておりますのは、今の御質問の中での表現にあったわけでございます。

特に、我が国は病害虫の発生しやすい温暖多湿な気候帯に位置している上に、限られた国土で多種量を挙げる集約的な農業を営んでいることから、病害虫などからの農作物の保護は不可欠な要素で、そのため、農薬の使用が大変に役立ってくるということになるわけでございます。また、昭和20年代から除草剤の使用が普及したことにより、それまで農家にとって最も重労働とされておりました田の草取りが省力化されまして、人手が少なく、栽培が可能となっておるわけでございます。

しかし、一方で、その農薬の安全性につきまして、いろいろな不安の声も聞かれることも事実でございます。過去においてＤＤＴやＢＨＣなど、環境中での残留性の高い農薬による環境汚染が社会問題となった例も皆さん御存じのとおりでございます。このため、現在では国民の健康の保護や、環境の保全を図る観点からも、農薬の使用という点では、農薬は法律によりまして、その使用が規制され、厳しく安全性の評価が行われております。

また、その現在使用されております各種農薬の製造過程という点をとらえてみますと、その点におきましてもいろいろの毒性検査が行われ、あるいは低毒性のものを、ということで、その安全性への努力が払われていることも事実でございます。日野市におきます生産者におきましては、現在、御承知のとおり、学校給食への供給を初め、土曜市での直売、各種即売事業を実施している上からも、各生産者の認識のもと、基準使用料以下の低農薬栽培に努めているところでございます。

なお、住環境に対するその安全性の確保のため、市といたしましては、防薬網、要するに薬の飛散を防ぐ網でございますが、防薬網の整備といたしましては、都市地域生産団地育成対策事業、あるいは生産緑地保全育成事業等で助成をいたし、促進を図っております。また一方、その農薬散布期には、市広報によりましての注意を促し、理解を求

めておるというような手だても講じておるわけでございます。

東京都におきましては、小冊子、今私がここに持っておりますが、「農薬の被害防止について」というような小冊子を配布いたしまして、これは残念ながら全農家への配布は間に合ってはいないようでございますが、農業共同組合等関係筋への配布ということで、この危険防止、危害防止に努めておると。

さらに、日野保健所におきまして、最も都の機関として私どもの近い窓口でございますが、多分皆さん方はお目になさっておりますこの「日野保健所だより」、これにおきましても、その農薬に関しますＰＲ、危険、あるいは正しい使用の仕方等ＰＲをしておりますとともに、直販の場所におきまして抜き取り検査をしておるというのが実情でございます。

以上、安全確保のための手だての幾つかを挙げてみましたが、いずれにいたしましても、使用者側または消費者側双方で命の安全性、あるいは環境の安全性ということに対しましては、特段に意を用いていかねばならないものだろうと考えるところでございます。市行政といたしましても、安全確保の立場で細心の配慮のもとに、引き続き努力をしていく考えでおるところでございます。

以上、答弁といたます。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　ただいまこの生活環境部長が答弁されたことですけれども、確かにいろいろな問題があるわけですね。確かに努力しているといっても、どのような形で努力しているかということになると、日野市の場合は、予算にもあったと思うんですけれども、防薬や何かのことでいわゆる網ですね、そんなのやっている程度で、やはり結局東京都では、この農薬の被害防止小冊子というのも出ているんだから、それがいわゆる農家に渡らなくてはだめなんですね。農業協同組合にはあるけれども、どうやって農家に渡るような手だても考えなきゃいけないんじゃないかと、こう思うんです。確かに保健所や何かではＰＲしてます。その直販所の抜き取り検査というのもやってます、これは、都の方で。

確かにその安全確保というのは、なされているということは事実であるけれども、その何％なされているかといったら、ほんのわずかなんですね。ほんのわずかなんです。そのあたりを考えると、いかに適切なるこの行政指導が大事かということが言えるわけです。

もうとにかく私だって、朝起きれば、まず第一に朝飯を食うわけです。朝食から始まるわけです。昼も食べる。夕飯も食べると。これはもうどなただって、それをこっちへおいて生活することはできないんですね。そのあたりを考えてみると、いかにこのあたりに対しまして、農薬の恐怖だということをある程度教え、皆さんに知らしめると同時に、関心を持っていただいて、一部の方々は非常に関心を持っているけれども、ただ、いわゆるこれは何というんですか、今、生活協同組合というの、そこで何かやっているでしょう。それだって、本当に幼稚なことっきりやってない。テレビで見たり、お粗末です。本当にそうだと私は思っています。やはり行政ともっとタイアップをして、ばっちりとやるということも大事じゃないですか。それにはやっぱり自分でも、人間のこの生活という一つのリズム、これは365日でもない、１日を見てもそうです。まず食べることから始まるわけです。そういうことを考えると、いかに安全の確保というのが大切かといえることが考えられるわけです。もう部長が答弁するまでもないんです。もうそんなこと当たり前のことなんですから。そうなると、全く食べるものというのは、制限をされてもやむを得まいというふうに言われるわけです。この問題は非常に、恐らく答弁する方も、悪い質問をしたものだ、と思っているかもわからないけれども、あえて私は質問したわけです。

いろいろともっと聞きたいんですけれども、市長、そのあたりについて、一言でいいから、どのようなお考えを持っているか、その考え方でよろしいです。お願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

今まで日野市の農業を都市農業というとらえ方で、むしろどのように保護をし、継続をしていただくかという視点が強かったわけであります。また一面には、農業経営自身の問題として、品質のいいものを非常に有利な方法で出荷をしたり、経営上の問題があるわけでありますから、その際に農薬が相当使われるということもやむを得ない部分だったということだと思います。

そしてまた、近ごろ、特に喧伝されておりますゴルフ用の除草剤、これも農薬と言えば農薬と言えるわけでありますが、除草剤がつくり出す水質汚染あるいは環境破壊というふうなことがマスコミでも取り上げられておりますので、かなり国民の意識に新しい問題意識を提供したということにはなったと思います。どちらかといいますと、農産物では輸入農産物、肉とか果実等で非常に健康に懸念される状態があると。これでも食べられますかということを消費者運動側からは警鐘が鳴らされておるということでありました。

今の谷議員さんの御指摘もまさに、新しいまた角度からの農薬被害、あるいは農薬汚

染、それから農薬恐怖という警鐘を聞かされたというふうに感じておるわけでありました。特に、これは地方農業が単一であればあるほど、あるいは米作に依存するというようなことが高ければ高いほど、農作業をやる人たちの健康問題がやっぱり第一の課題になってくるはずであります。

今、化学技術の発展によって、ある目的には非常に高度に守り得ても、その次の２次被害といいましょうか、こういうことが伴うことが大いにありますので、新しい生活財、あるいは物質資源等を国民生活に提供するという際には、後の始末のことをよく考えていただきたい。アセス調査ぐらいをやって、そしてメーカー側がその責任を果たすという仕組みが重要ではないかと、こんなふうにも日ごろ感じるわけであります。ごみ問題などで環境破壊をするようなものは、むしろつくってくれない方がいいという国民の意識を高揚する、そういう時代であろうと、こんなふうにも思います。直接有効な手だてということ、これはすぐ谷議員の御質問にお答えというわけにはまいりませんが、そういう感覚で市民生活あるいは、特に育ちゆく子供たちの健康を守る、これは極めて大切なことだという認識を新たにする次第であります。

いろいろと勉強もしたり、それから消費者運動の方々の御意見も聞いて、とるべき方策をしっかりとかたく固めていくと。ま、本来の衛生行政としては、保健所でありますとか、あるいは農業関係では改良普及所でありますとか、かかわられるであるべきではありますけれど、やっぱり地域の自治体としても、十分関心を高め、市民運動の方々と連動しながら環境を守っていくということが極めて重要だと、このように感じております。

○議長（小山良悟君）　谷　長一君。

○27番（谷　長一君）　ただいまこの市長のおっしゃられた、確かに経営自身の問題ということになるわけでありますけれども、やはり経営者としてみれば、品質のよい品物をつくって出荷をするということになれば、経済効果というのは出てくるわけです。それからまた、農薬の使用はやむを得ないと市長言いますけれども、やむを得ないじゃなくて、使用するには、その使用基準というのをしっかり守ってやってもらうということが私は大切じゃないかと思うんです。

それと同時にあと一つは、ゴルフ場の農薬による汚染といいますけれども、確かに新聞や何かにも出てまいりました。このゴルフ場の農薬によるいわゆる汚染は、これらを考えてみると、やはり、まずゴルフ場なんていうの見ると、あれ必要であって必要じゃないという人もいるわけです。善があれば悪がある。これはもう、どこでも同じです。

そうなると、やはり東京都と神奈川を全部含めた面積が日本ではゴルフ場になっているわけです。このいわゆるゴルフ場へ行ってミミズを見つけろと言ったら見つかる人はいないんですね。みんな死んじゃっているんですから。本当なんです。見つけてください。そのように、見たところは美しいかもわからないけれども、出てこないということは、それだけ農薬に汚染されているということになるわけです。

いろいろ言いたいけれども、私は言いませんけれども、もし万が一、そのような毒性のために、新聞を見たときに書いてあったのは、発がん性とか、いわゆる足や手から、それからまた空気から入って、催奇性、奇形児、因子が破壊されるんですね。そういうようなことが起きたとしたならば、非常に恐ろしいわけです。いわゆる特殊農薬へ行きまして、いろいろと話を伺ってみると、わからないものはたくさんあるんだと。または空気中に出るときに、試験管の中ではちゃんとついているけれども、それが催奇性物質といって、途中で中途半端になっているのがあるんだそうです。人間じゃなくても。子供や何かじゃなくても。そういうのを考えてみると、いかにこの農薬というのは恐ろしいものであるかということがわかるわけです。とにかくこの前にあれ、ベトナムから子供が日本に来られて治療いたしましたね。あれだって私は、ベトナム戦争での枯れ葉作戦ということをテレビでやってましたね。なるほどいかにこの農薬というのは恐ろしいかということも、それを見てもわかるわけです。

そのようになると、今、酸性雨、酸性雨と言っているけれども、酸性雨どころじゃないんですね。この農薬が土地に浸透するわけです。水になって流れてくるわけです。水は人間が生活していく上には、もう絶対これ、欠くべからざるものなんです。それらを考えてみると、雨の一滴も漂流水、浸透水等になってまた海に流れていくわけですから、海はまたこれ、我々の豊富なる大資源でもあるわけです。それらを考えてみると、いかに農薬が恐ろしいかということも言えるわけです。

どうか、この地方自治体におきましても、この農薬の安全性、これは使う人も、環境も、この農作物を食べる人も、すべてのこの安全性の確保ということに大きなる努力を払っていただき、命と暮らしを守る立場からも、これだけはぜひお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これをもって４の２、市民に農薬の恐怖を認識させようの質問を終わります。

一般質問５の１、職務給の原則に基づく給与制度の確立を！の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員　登壇〕

○25番（古賀俊昭君）　それでは、一般質問を行います。

市の現在の給与制度については、地方公務員法に違反をする通し号俸制がいまだ残されており、この一日も早い是正を求めて再三議会ごとに取り上げてきているわけでありますが、現在までこの職務給の導入について、まだその明かりが見えておりません。そこできょうは、現在の市の取り組みの状況について、簡単にお尋ねをしてみたいと思います。

給与はそもそも職員の皆さんの勤務に対する報酬でありますから、一面では職員の生活事情を考慮して、その生活を支えるという基礎的な面も持っていることは当然であります。しかしながら、この生活給の考え方が先行し過ぎると、本来その職員が持っている能力、また熟練の度合い、また知識等を十分に発揮をするそうした機会を奪いかねないわけであります。本来、仕事の内容や責任の重さなどに重きを置く職務給が本来の職員給与の姿として法律には定められているわけでありますが、今日、日野市の給与制度は、昭和62年の12月議会で一部職務給を形だけ導入をして、そのまま今日に至っております。私どもは、法律で定められた、どなたでも意欲を持って勤務をすることができるそういった職務に対する評価をきちんと与えていくためにも、この職務給の導入は一刻の猶予もできない緊急の課題だと思っております。

しかしながら、今日、先ほども申しましたとおり、私ども議会に対しても、また市民に対しても、その是正の気配が見えないわけでありますので、その点、市長の考え方についてきょうは具体的にお聞きをするわけでありますが、簡単に質問を絞りますので、ぜひ具体的にお答えをいただきたいと思います。

申すまでもありませんが、地方公務員法の24条の規定はどなたも御存じだと思います。「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」。このようにはっきりと規定が行われております。今日、いろいろ職員組合との間で協議がなされてきているということも聞いているわけでありますが、この地方公務員法に基づく職務給を、なぜ森田市長は議会に対して今まで提案を行わないのか。提案ができないその理由を市長にお尋ねをいたします。

また、前議会でお聞きをいたしました日野市の給与水準、一番新しい数字がもうぼちぼち出ているころだと思いますので、平成元年４月１日現在の国家公務員の給料の水準と比較をしたラスパイレス指数は幾つになっているのか、この点についてお尋ねをいたします。

それから、きのうも職員の皆さんのボーナスについて追加議案が出され、可決されたわけでありますが、その折にも私は指摘しておきました給与条例主義について市長にこれもお尋ねをいたします。

職員の給与は条例でこれを定めるということになっております。地方自治法の204条に、この条例主義というものが書かれているわけでありますが、きのうのボーナスの支給の例を見てもわかるように、労使が力関係で綱引きを行い、国家公務員の支給水準に幾ら上積みができるかで交渉を行い、庁舎に対する座り込み、また職場放棄、こういった違法な、もう民間では行っていない労使間のやりとりの後にボーナスの支給率が決定をするというのは、前近代的な労使関係であり、甚だ遺憾であると言わなければなりません。私は最初から、国並みの支給率を条例に明記をして、議会でこれを決議をする、可決をするという給与条例主義の原則を確立するべきであるというふうにかねてから指摘をしてまいりましたが、この自治体のボーナスについての問題点について日野市の場合、給与条例主義にのっとってボーナスの支給についてきちんと条例上明記をする考えがあるかどうか、この点についてもお尋ねをいたします。

あわせて、市長にお尋ねをしたいと思いますが、職員給与のあるべき姿、市長の考える理想的な給与制度というのはどういうものか、今まで何度も聞いてまいりましたが、現時点での市長のお考えをここでただしておきたいと思います。

私が職務給の導入を強く主張する理由の一つとして、きのう、全員協議会でも指摘を行いましたが、今回６月15日に支給をされます職員の皆さんに対するボーナスの最高額、最低額を記入した資料から見ますと、その他の職員のボーナスの最高額が、ある市の部長さんのボーナスを上回っている。つまり役職に一切つかない一般職の職員のある方は役職の最高職である部長さんよりも高いボーナスが現実にこの６月15日、日野市では支給されるわけであります。これは、職務給が確立してないからこういう現象があらわれるのでありまして、民間では到底考えることのできない奇妙な姿であると言わなければなりません。こういった逆転現象を一日も早く解消することが急務であると思いますので、この問題を再三にわたって取り上げているところであります。市長の明快な答弁をお願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、私の方から御説明をさせていただきます。

まず、第１点目でございますけれども、古賀議員さんからは再三御指摘をいただいておりますけれども、職務給の導入の件でございます。昭和63年５月１日から課長補佐職以上の職につきましては導入をいたしておりますが、もう一歩踏み込んだ職務給のある

べき姿に向けて今、組合と交渉を重ねているところでございますけれども、まだ了解点には達してございません。協議を重ねているところでございますけれども、今のところ平行線の状態でございますけれども、今後、粘り強く交渉を重ねていく考えでございます。

それから、２点目のラスの件でございますけれども、５月の半ばでございましょか、自治省から東京都を通じまして平成元年度４月１日のラスの数字が出てまいりました。この数字につきましては、110.7でございます。

それから、３点目の給与条例主義の件でございます。国並みの基準に合わせてという御指摘でございますけれども、現状の労使の関係がございまして、この辺につきましては若干の時間がかかるのではないかなと、こういうふうには考えてございます。

それから、給与のあるべき姿でございますけれども、当面は管理職及び医療職の職務給の導入を図ってまいりたいと、このように考えております。具体的には、この前も御説明をしてございますけれども、一般職の５等級、６等級の給与表を一般行政職と、それから技能労務職とに分けた給料表にするというものがございます。それからもう一つは、医療職を医師、それから医療技術職、看護婦等の３種類の種類に分けた職務表で、給料表にしたいということが当面のあるべき姿だろうと、こういうふうに考えてございます。

それから、６月期の期末手当の中で、一般職が役職を上回って支給をされているという事実でございますけれども、この方の年齢、それから――まあ、年齢等が上回っているというような状況がございますので、現給料表の中ではこういう現象も起きているということでございます。

とりあえず私の方からお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長はお立ちにならなかったんですが、私は市長に、なぜ職務給が提案できないのか、この点については市長にぜひ答弁してもらいたい。このように思います。

市長は、自治省に対しても職務給は早急に導入するということで通し号俸制の廃止をはっきりと約束をした是正計画を提出をしている。そういったことからすれば、その期限がとっくに過ぎているわけでありますので、何ゆえに地方公務員法が定める職務給を市長は提案できないのか、その理由は市長から述べていただかなければ困るわけであります。市長にひとつ、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の答えは一応総務部長が行ったのが現状であります。職員の給与ということは、一つの労働慣行、いわゆる労使交渉によって原則的に決まるというのが一方のまた原則であるものですから、なかなか決着がつかないという状況があることは事実でありまして、できるだけ市民に納得をされる給与体系をとりたいということは言うまでもありませんし、今日、私どもの将来を考えてといいましょうか、あるいは社会情勢を考えて、民間企業と確かに公務員労務者は、若干の差が、相違があると。勤務体系にも、あるいは企業の場合は、利益の配分という直接的な関係があるわけでありますが、公務員の場合は、これは納税者によってその原資が――原資となるということでありますので、私どもは、いつも交渉の一番の中心的な考え方といたしましては、市民に説明のできる、あるいは納得されるこういう状態を維持したい、このようには考えております。その努力がだんだんと双方の理解によりまして、今日かなりの改善ができたということは、市民もまた承知していただいておる状況であります。

質問の御趣旨は、特に矛盾があるということでもありませんので、今後の努力をお約束するということであります。

以上のような答えであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　抽象的な答弁でありました。職務給をつくるということをはっきり約束をし、しかも法律でも決められているそういった制度を、なぜ議会に対していつまでも提案できないか、市民に対して提示できないか。これはやはり、理由をはっきりこういう場で明らかにしていただきたいわけです。今、総務部長が言われたように、本来、組合と交渉して決める事柄ではないわけですが、従来の慣例で組合が首を縦に振らないと何事もできない。労使間のそういったなれ合いで行政が進められてきたことに原因があるのだろうと思いますが、今後努力を行うということでの市長の言葉をひとつ重きを置き、ぜひ今後とも強く取り組んでいただきたいと思います。

ラスパイレス指数の件については、平成元年110.7ということでありますので、昭和63年が110.5でありましたから、ここでまたラスパイレス指数は上がったわけです。国家公務員を100とした場合に、１割以上日野市の場合にはその水準が高いということになり、昭和62年の数字にまた戻っております。実際には、住宅手当をふやしたり、３短を、昇給を３カ月早めるなどの措置を行っていますので、実際はもっとこの数字が上がるものと今後思われますが、給与制度の是正は給与水準と給与体系の２本立てで取り組んで

いかなければならない問題でありますので、ぜひ、この点の取り組みをお願いをしておきたいと思います。

あるべき給与制度については、先ほど総務部長が、前議会と同じ答弁をされました。能力や技能や特殊な知識を持った人たちは、やはりそれなりの評価を受けるべきであります。きのうも医師のボーナスが低いのではないかという指摘もありました。日野市の場合には、やはりこういった専門職に対する配慮が足りないという面が、私どもいわゆる野党の立場から見るのではなく、与党の議員の人までこういった指摘をしているわけでありますので、ぜひ相当の経験や知識を持った人に対してはきちんと基本給で、給料でその点を評価をする、こういったあるべき到達目標の給与制度も示されたわけでありますので、組合と100日交渉、1,000日交渉のような悠長な考えではなく、一日も早く不当な通し号俸制の完全な廃止に向けて、一層取り組んでいただくよう重ねて要請いたしまして、この質問を終わりにいたします。

○議長（小山良悟君）　これをもって５の１、職務給の原則に基づく給与制度の確立を！の質問を終わります。

一般質問５の２、第二小学校の校庭拡張についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　もう、通告の内容に従って回答いただいてもいいわけでありますが、前段、現状の第二小学校の状況等について教育委員会に求めた資料等に基づき、現況を多少述べてみたいと思います。

現在の我が国の学校教育制度は、昭和22年に教育基本法、そして学校教育法が定められて、その基本、また方向が決定をされております。６・３・３・４制度を確立をしていく、教育の機会均等を目指して、その発展と整備を図っていく、ということで、今日に至っているわけであります。児童・生徒をはぐくむ教育環境の改善に我々がふだんに取り組む、汗を流していくということは当然のことであります。

今日また、生涯学習という観点から生涯教育の進行について、学校教育の場を含めてさらに行政に対して、この生涯学習の進行についての要望・要求が高まっているということも、ひとつ踏まえなければならない姿であろうと思います。

我が国は、国民の努力によって、戦後、経済的には大変豊かになってまいりました。こういうことにより、自由時間がふえてまいりました。週休２日制も学校において言われる時代になったわけであります。また、高齢化社会が到来をする、こういったことを背景に、だれでも自分の趣味や教養を高めるため、その学習の場を求め、そしてまた、

これに多様にこたえていく行政の責任も増大をしてきているということを、この問題を考える際にも踏まえなければならないのではないか、このように思うわけであります。

第二小学校もそうした現状の中で、今、数字を申し上げますが、かなり厳しい教育環境の中で、いろいろな工夫や努力によって、この現状をしのいでいるわけであります。

教育委員会のことし５月１日、最も新しい資料を求めて見ましたが、この中に第二小学校の児童数、耕地面積、また校庭の面積、児童１人当たりの面積、こういったものを数値で出していただいております。日野市内には御承知のように20の小学校があるわけでありますが、二小の場合、児童１人当たりの校庭面積は６平方メートルとなっております。一番広い平山台小学校、これは20番目に位置するわけでありますが、１人当たり28平方メートル。これと比較をいたしますと、二小の場合、平山台小との間に大きな開きがあることは歴然としているわけであります。わずか２割程度の面積しか二小の場合には、平山台小と比較をして、ないわけであります。日野市内の20の小学校の平均の１人当たりの面積を見てみますと、15平方メートルとなっております。15平米。この日野市内の小学校の平均と比較をしても、二小の場合には、半分にも満たない、わずか４割の児童１人当たりの校庭面積ということになるわけであります。

こういうことがございましたので、過去、いろいろな形で市に対して、また教育委員会に対して、繰り返し校地の拡大、また小学校の設備の充実について請願や要望、陳情が繰り返されてまいりました。

私が調べた最も古いもので、昭和45年２月の16日に、「日野第二小学校施設整備に関する陳情」というものがＰＴＡの代表から市議会に出されております。これは、昭和45年の３月に議会で採択をされておりますので、議会の意思は既に20年前に校庭拡大について、その意思を市側に対して示していたということになるわけであります。

その後、昭和62年、同じく第二小学校のＰＴＡの会長さんから、「耕地拡張についてのお願い」というものが市長と教育長に対して出されております。内容は、非常に狭い校庭で、子供たちの非常に教育環境が、他の学校に比べて劣るということから、一日も早く校庭を拡張してもらいたい、ということであります。この要望書の提出を受けて、教育委員会ではその後、教育長の名前で市側に対して「豊田南土地区画整理事業に伴う日野市立日野第二小学校校地拡張用地の確保について」という書面を提出をいたしております。これは、区画整理事業の施行者であります日野市の代表者、市長・森田喜美男あてということになっております。昭和62年12月14日に出されております教育委員会の書面です。これでも、「豊田南土地区画整理事業に当たり、この二小の懸案である校地

拡張について、ぜひ区画整理事業の中で拡張用地を確保するよう、御配慮いただきますようお願い申し上げます」という文面でＰＴＡ並びに地域住民の皆さんの意向を踏まえた形でこの書類が提出されているわけであります。

続いて、昨年の９月定例議会、「日野第二小学校校庭拡張に関する請願」というのが市議会に出されました。私も文教委員会に所属をいたしておりましたが、第１回目の請願審査で、これは採択になりました。９月の定例会の最後に、本会議で採択をいたしております。このときに教育委員会の答弁では、「豊田南区画整理事業の中で確保を図りたい。また、これ以上第二小学校の児童数をふやさないために、滝合小と二小を母体とした小学校の建設を西平山区画整理事業地内に考える」という、そういった将来構想も示されました。こういったことを踏まえて、当然、市では具体的な取り組みがあってしかるべきでありますが、今日まで具体的な成果を得ていないのは御承知のとおりであります。

今、申し落としましたが、毎年開かれております市内小・中学校のＰＴＡ協議会、市Ｐ協によります行政懇談会の要望意見の中でも、毎年、二小の欄を見ますと、校庭拡張がのっております。これほど緊急の課題として多くの方が取り組んできたわけでありますが、今日、この実現を見ていないということについて、教育委員会並びに市側に対して質問を行いますので、できるだけ簡明で明確な御答弁をお願いをいたします。

今まで御紹介いたしましたように、昭和45年、20年も前に請願が一度出されている。昭和62年には要望書が、同じく提出をされ、昨年の９月には、同じくまた、同様の請願が出され、採択等を受けてきているわけでありますが、市長及び教育委員会は、この間、20年あるわけでありますが、校庭の拡張の課題について、いかに取り組んでこられたか、この点の回答をお願いをいたします。

２番目は、現在、今、校庭拡張のために何を行っているのか、この点についての御答弁を２問目にお尋ねといたします。

３問目、請願や要望内容を満たす校庭拡張は、果たして可能なのかどうか、この点についても御回答を求めます。

第４問として、校庭拡張が実現可能であるというもし答弁があるとするならば、それはいつまでに達成されることなのか、具体的なスケジュールとその期日を示していただきたいと思います。

最後の質問として、学校用地や校舎、プール等については、文部省の基準が定められております。文部省が設置基準を示しているわけでありますが、この文部省基準に照らして、現在の第二小学校の校庭、つまり運動場の面積はどうなのか。基準を上回っているのか、下回っているのか。まあ、上回っているということはあり得ないと思いますが、この基準と比較をして、二小の現状はどうなのか。

以上、５問についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の部分で、少しお答えをしておきたいと思います。

第二小学校、つまり豊田小学校でありますが、日野市内の四つの、100年以上経過した小学校の一つでありまして、当初、豊田小学校は、お寺を借りて開校されたということでありまして、私が市政にかかわって後も、一部は民地を借りた形になっておりました。それらをだんだんと整備をいたしまして、借地に相当する部分は、地主の協力を得て買収を行って、明確な校地にいたしました。それから、位置がもう既に固定しておるわけですから、拡張するには周辺の土地を譲っていただくということで確保しなければなりません。何年間、非常に一生懸命といいましょうか、地元交渉をやってまいりました。そして辛うじて、つまり特に４軒の南方の田んぼを対照としたわけですけれど、２筆といいましょうか、あるいは２軒分といいましょうか、これについては、ようやく別の地元の協力をいただいて、替え地を提供するというふうな形で、確保のめどがたちました。それが現在のプールになっておる部分であります。もともとあのグラウンドの中にプールがありましたので、ますます狭い運動場を狭くしていたわけでありますが、プールを外に出したということで、もとのプール部分はグラウンド化することができ、一応の愁眉を開いたというのが、今日の状況であります。

したがいまして、区画整理の事業の中で一定の校地を確保るくということは、今、事業の中ではっきりとその計画を持っております。したがいまして、長い間の地元の熱心な運動ももちろんでありますけれど、努力をしてきたということについても、まさに相当の努力をやってきたということにはなるわけでありまして、傍観したとか、何もしなかったということでは全くありません。固定をしている学校の拡大・拡張は、特にその周辺に求める以外にありませんし、たまたま学校、川に近いものですから、建物を増築をしたり、建てかえたりする際には、浅川の河川敷を正式に借りる形をとりまして対応したという苦労話もあるわけでありまして、そういう経過の中で、周辺の人口の増加によって現在、過大校になっていると、このことも事実であります。一時は1,000名を相当超えるという状況にあったわけでありますが、現在は、少し下降傾向にあります。私は早くから、西平山――西平山というよりも、まあ西平山の国鉄用地跡をこの豊田小学

校を母体校とする新しい学校をつくる、これが最終的な解決だと、このように考え、国鉄あるいは生産事業団当局時代から、そのことをもうはっきりと申し入れを行っております。西平山の区画整理の中で、また新しい学校を開校すると、こういう予定地を確保しておきたいということでありますから、ある程度の将来見通しはそういう形で、完全に相当なグラウンドを持つ学校として存続できる、こういう見通しであります。

以上です。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君）　５点のうち１点につきましては、市長の方から説明がございましたが、一部補足でございますけれども、15年前ほど、たまたま私は、土地開発公社の庶務の課長を、用地を担当しておりました。その当時も、地域の農家の方の所に二小の用地が少ないので、という教育委員会の申し出を受けまして、交渉に何回も行った記憶がございます。そのとき、どうしても譲ってもらえないということがございました。それから、今お話ありましたように、54年にプールの土地が求められたと。この当時から、小学校については１万5,000平米、中学校については２万平米ぐらいを目標にということで、その後の学校も用地を確保されてきているところでございます。

それから、２番目に、今、何を行っているかということでございますが、この要望を受けまして、これは先ほどの質問者の方からの話があったように、区画整理の方へお願いし、その換地決定等を待っているわけですが、学校の方については、校舎の改修、それから環境整備等に力を入れて取り組んでいるところでございます。

それから３番の、要望どおりかということにつきましては、これは換地の作業が終わった時点に、その面積等の決定がある、ということを伺っておりますので、今現在は、わかりません。

それから、４番につきましては、可能な場合、いつごろかということですので、これにつきましても、区画整理の方の予定によって決まるということでございます。

それから５番目の、文部省の基準と二小の校庭との関係でございます。基準では、これは生徒の数または学級数によって、文部省では基準を設けております。たまたま日野の学級が平均で16学級、528人ということで、15ないし16学級というものが必要になるわけですが、その小学校の例で見ますと、学校の総面積につきましては１万9,871、約１万9,000平米を必要とすると。それから運動場については8,078平米、約8,000平米が望ましい、ということで基準を示されております。二小におきましては、校地の総面積が１万1,640平米、それから校庭の面積につきましては4,563ということで、それぞれが

半分に近いと申しましょうか、非常に狭い状況になっております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今、一通り答弁があったわけですが、市長は、それなりの努力は今までやってきたということを中心にお答えになったわけです。いろいろな経緯はもちろんあることは承知しておりますし、特に、近年ではプールの用地確保について、地権者の皆さんの大変な協力があり、その実現が図られたということは、これは一つの前進であるということでもちろん、評価されるべきでありますが、それでもなおかつ、今日、この校庭の広さが日野市の平均の半分にも満たないという状況にあるという点、また、今学校教育部長のお話にもありましたように、文部省の基準に照らしても、二小の場合には非常に、その数字が低いということが言えるわけであります。

文部省の小・中学校規模別校地面積基準表というのが各自治体に配られております。これが今、部長が言われた資料であるわけですが、日野市内の平均について見ますと、大体文部省基準を満たしているということになります。最初に触れましたとおり、日野市の１人当たりの面積をはじき出すもとになっております校庭面積が7,921平米でありますので、文部省基準の8,078とほぼ近い数字になっております。下回っているものの、日野市の全体の平均を見れば、文部省の一定の基準に合致しているということが言えるわけでありますが、事二小に限って言えば、部長の挙げられた数字からもわかるように、学級数が20の場合には、運動場の広さを8,910平米ということになっておりますので、二小の場合には半分にも満たない。約半分。普通、学校設置基準というのは、このくらいは普通必要ですよということで決められている数字でありますので、これをやはり半分下回っている数字の現状であるということを見てみますと、ただ、今までそれなりの努力はしてきたが、今日、たまたまこういう状況になっている。これから区画整理もあるから、手をつけていくということでの答弁には、いま少し積極性が私は、足りないのではないかというふうに思うわけであります。

今、区画整理の話が出てまいりました。事ここに至っては、区画整理事業の中で用地を確保する以外に、もう方法はない、というのは当然のことであります。しかしながら、この二小の用地拡大については、先ほど申しましたように、かなり以前から、校庭を拡張してもらいたいという要望が強く出されていたわけであります。

区画整理事業は本来、道路や公園を公共減歩によって整備をしていくというのが、その大きな柱になっているわけでありますので、学校用地をその中で確保するということになりますと、必然的に無理が生じてくるわけであります。つまり、公共減歩の割合を

上げざるを得ないという面が出てきます。この区画整理事業の中で、現在は対応せざるを得ないわけでありますが、しかし、もともと市が土地所有者の皆さんと区画整理事業とは別に、区画整理事業の手法に頼らず、減歩率を高めるような方法を外して、市が直接お金を出して土地を買う努力を、私はすべきであったというふうに思うわけであります。多分、土地をお持ちの皆さんは、第二小学校の卒業生の方も大勢いらっしゃるはずでありますし、自分の母校に対して、何らかの寄与をなさるということで、大きな異存が本来あるはずないと私は思うわけであります。

歴代の校長先生や、また先生方、地域の皆さんが、十分にそういった地権者の皆さんとお話しになる。そして市も、一日も早くこの校庭拡張を行いたいということで、積極的に区画整理事業の始まる前に取り組んでいたならば、今日、このような問題が解決を求められて、未解決のまま市政の中に残っているということはなかったのではないかというふうに私は考えるわけであります。

そこで、市長はそれなりの努力をしてこられたということで、その点は一定の評価もしなければならないということはわかるわけでありますが、今まで具体的に区画整理事業とは別に、地権者の皆さんと具体的に交渉を行ったことがあるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

また、質問の３番目に、請願や要望の内容を満たす校庭拡張が可能なのか、という問いに対しては、学校教育部長は、わからない、こうお答えになりました。これだけ要望が高まっている中で、まだその校庭拡張の内容がはっきり示せないというのは、かなり消極的な御答弁であったのではないかなと思うわけでありますが、先ほど申しましたとおり、これからの学校は、学校教育の場であるとともに、生涯教育の場ということで、地域にとっても大切な公共施設になるわけであります。この地域では、第二小学校を置いてそうした施設を求めることは、困難でありますので、将来のそのような展望、また理想を持って今回の二小の校庭拡張に取り組んでいただきたいと思うわけであります。

そうであるならば、当然、要望や請願の内容を満たす校庭拡張をぜひ実現したい、という答弁があってもしかるべきだと私は思うわけでありますが、そういった二小の今後の性格づけについて、理想や展望をお持ちにならないのかどうか、校庭拡張について、ぜひ都市計画道路までの要望どおりの内容で実現を図っていただきたいと思いますので、この点について、回答をお願いをしたいと思います。

なお、区画整理事業の中でも対応せざるを得ない状況に立ち至っているわけでありますので、区画整理事業を今遂行している立場で、関係部長として現状、どのようにこの

問題をとらえておられるのか、この点についても、回答をお願いしたいと思います。

なお、仮換地の発表が当然ことしじゅうに行われると思いますが、この発表はいつごろ予定をされているのか、この点についても、回答をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　二小の校地拡張の問題ですね。先ほど市長の方からお話がありましたとおり、私も日野市の教育委員会に昭和50年入って以来、幾つかの学校のいわゆる新設校問題等にかかわってまいりましたけれど、本当に二小の問題については、繰り返し努力を重ねてきております。率直に申しまして、運動会その他へ出かけていきましても、非常に観覧席等も十分とれないというような状況等を踏まえながら、確かに校庭内にあったプールをとにかく畑の方へ出していただいた。さらに、そのプールだけでなくて、プールの線に沿ってグラウンド等も前面の方へ広げていただきたいと、こういう形での地主さん等との交渉その他、再三努力を続けてきたわけでございますけれど、よく私、こういう問題に立ち至ったときに、特に、地主さんという場合、金銭の問題でなくて、お年寄りのおばあさんたちになりますと、先祖伝来の田地を子孫にそのまんま受け継がせていくことが、私のやはり一つの使命なんだと、そういうその、本当に信念に近い形がどうしても交渉の中に横たわったりしまして、なかなか問題が解決しないと、そういうこともございました。とにかく用水を挟んである程度橋げたみたいのを出して、校地を先の方へこう少し拡張する方法はないだろうかと、そんなこともあの二小の校庭問題については、努力して検討したこともございます。

そういう状況の中で、現在に来ておりまして、先ほど質問者の方からも出ておりますように、現在、区画整理の事業が進行していると。そういう中におきまして、ぜひ、この区画整理の問題等とも絡めながら、二小の問題について、解決は図っていただけるような努力をしていただきたいと、こういうような市側に対する要望等も教育委員会の方からも出させていただいていると。

こういうことで、確かに二小の問題、立地条件その他含めまして、とにかく当初と比較したときに、特に児童・生徒数の増加が周辺との関係でふえてきて、それでなくても

手狭な状況であった校庭を、さらに狭いものにしていったという、その状況があったわけでございますけれど、最近に至ってやっと、生徒数の状況が鎮静化しながら、現在旭が丘小、滝合小に続いて、それでも児童数では、全市で３番目の学校というような状況になっております。何とか少しでもこの問題が解決していくような方向での努力、これは教育委員会としても、引き続いて取り組んでまいりたいと。そのことについては、全く変わっておりませんので、その辺だけは御認識願いたいと思うんです。

以上です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、区画整理を進めている立場から、お答えをいたしたと思います。

御質問の趣旨からは、ちょっと外れますけれども、お答えをする前にちょっと触れたいことがございますので、申し上げます。

豊田南土地区画整理事業につきましては、数多くの課題を持ちまして、その課題解決のために現在、進んでいるわけでございます。その課題の中の一つとして、この地域への文化的な施設、この整備を合わせて行おうということでございます。具体的に申し上げますと、いわゆるコミュニティー施設、この用地の確保を行う。それから２点目は、現在ございます中央図書館の用地の拡張、それから３点目は、今話題になっておりますところの第二小学校校地の拡張の問題でございます。これらの三つを合わせまして、現在、私どもの部でこの用地確保についていろいろ検討しているということでございます。

まず、御質問の第１点の用地買収の努力でございますが、現在、豊田南で用地買収を行っておりますけれども、この用地買収の第１位といいますか、一義的な目的は、この区域内にございますところの小宅地の緩和を図るということで、用地の先買いをしているということでございます。これは御承知のように、小さな宅地を減歩をしますと、いわゆる宅地として用をなさなくなってしまうということで、市がこの先買いをした用地を権利放棄をして、小宅地の方にいわゆる換地で差し上げると。これは後には精算という作業があるわけでございますけれども、いわゆる小宅地の減歩化を図るための先行取得ということでございます。この用地取得がさらに進んでこの減歩緩和をいたしましても余るということになりますれば、今話題に出ております二小の問題、中央図書館の用地、あるいはコミュニティー施設の用地に充てられるということでございます。現時点では、この先買いの用地を公共用地として換地をするというところまでいってないということでございます。

で、この努力の問題でございますが、これは、説明会あるいは豊田南の区画整理の区画整理だよりというものを出しております。そのほか、いろい機会をとらえましてこの区域内の権利者が土地を手放したいというときには、お申し出いただくなり、あるいは情報を提供していただきたいということでお願いをして、現在に至っているということでございます。

それで、この二小の校庭の用地を拡張するということになりますと、校地拡張のための先買いの用地はないわけでございますので、保留地減歩として権利者から一定の割合で土地を提供してもらうわけでございますけれども、この保留地減歩を公共用地として集合化するということでございます。したがって、この保留地減歩を集合化するということは、余り極端な集合化をいたしますと、いわゆる権利者の皆さんにいろいろ差しさわりが出てくるわけでございます。その辺をよく考えながら、現在進めているということでございます。

それから２点目の、拡張に対しての理想的な考えを持て、ということでございますが、これは請願とかあるいは要望が教育委員会の方にただいまもお話がございましたけれども、ございまして、文書でも教育委員会の方から市長あてに、この確保の要請が来ております。その辺、十分私どもも承知はしているつもりでございます。

それから、区画整理事業との関連でございますが、今一、二点の中で申し上げましたけれども、校地拡張の趣旨は十分理解できるわけでございますので、事業の中でどれだけ理想的なところまで近づけることができるかということで、現在努力をしているというところでございます。

それから、区画整理事業の換地の発表の時期でございますけれども、現在、本年の10月ごろをめどにして換地設計の準備をしているということでございます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　区画整理事業が始まっておりますし、今日では区画整理事業で対応するしかもちろんないということは、先ほど申しました。

しかし、そうであれば当然、現時点では、確かに換地の発表がまだ行われていないわけでありますが、やはり教育委員会及び市長の心づもり、決意として、校庭拡張についてはどこまで広げるのかという具体的な絵がかかれていなければならないと思うわけです。引き続き努力をしていただく、できるだけその要望にこたえるように理想に近づけたいという、そういう気持ちはよくわかるわけでありますが、今日も換地発表がこれだけ近づいている時点で、他のコミュニティー施設もあります、図書館の用地も必要なん

です、ということを挙げられると、この校庭拡張の要望の内容を十分に満たしていく内容で校庭の整備が、拡張が実現するのかということは、ちょっと疑問視せざるを得ないわけでありますので、市長の方でも結構なんですが、将来、いろいろな公共の場として、学校教育だけではなく、学校の施設というのはこれから多岐にわたって多様な利用や活用が行えるわけでありますので、中途半端な拡張というのはぜひ、避けていただきたい。せっかく一つの区画、プールの線で3・3・2号線に沿って浅川の川を臨む校地の境界の線を十分に確保していただき、きれいな、大体四角な学校用地として二小が形づくられるようにお願いをしたいと思いますが、この点、市長のお考えを、もう一度お聞きをしておきたいと思います。

第五小学校が今、多摩平で改築され、もうほぼ完成状態に近いと思いますが、あの第五小学校も耐用年数がまだ何十年と残す中で、地域の皆さんの熱望と、そして行政また議会の努力によって改築が可能になったわけであります。この二小の校庭の問題についても、それぞれの分野でいろんな皆さんが努力をされているわけでありますので、ぜひ要望が十分反映をした内容で校庭拡張を実現していただきたいと、整備を図っていただきたいと思いますので、ぜひ市長の前向きの答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど豊田小学校の、寺子屋から発生以来の我々の知る範囲の経過を申し述べました。豊田小学校は、まさに歴史のある学校でもありますし、なお、過大校にしないということが極めて大切な要件だと思います。

今、日野市内の各小学校、学級数の少ない、少なさ過ぎる小学校が生まれてきましたが、20学級程度の平均でおさまるようにしたい。そのことがまた、西平山国鉄住宅跡地に小学校を予定をすると。これがつまり、豊田南小学校を母体校とする西方の最後の小学校になるだろう、こう思っております。したがって、現在豊田小学校には、ふさわしい範囲で校地を確保するということはもちろんでありますし、そのような努力をしているということが現状であります。どこそこまでというようなことを今言える段階ではありませんけれど、適正規模を保つということは、十分努力をする、というふうにお答えしておきます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　それでは市長、どこまで広げるかということは、今市側としては答弁できないということですか、まだ回答の段階じゃないということですか。ちょっとお答えいただけますか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　区画整理事業の中で、公有地を確保する方法は、まず、従前の土地をなるべく確保して、それを集合換地するという方法と、今質問者は、公共減歩で校地を確保するというふうに言われましたが、そういうことはありません。公共減歩というのは、道路用地と公園用地に充てるわけであります。したがって、保留地を充てるということは十分可能であります。先ほど、地域の地権者の皆さんは、十分協力できるとおっしゃって、大変力強く思いましたが、今でも協力していただける方があれば、売りたいという方は全部買ってありますから、そのように対応ができるということだけ申し上げておきます。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　これは、角を突き合わせて議論する問題ではなく、やはり何とか一致点を見出して、我々もまた協力できる点があれば、その力を惜しむわけではありませんので、市長もその点、請願や要望で示されている内容を、できるだけやはり尊重していただくという姿勢は保っていただきたいと思うわけです。今、売りたい人があれば、市長はいつでも市は買ってあげるよということをおっしゃったんですが、教育長が言われるように、土地というのは非常に、まあ私は土地は１坪も持っておりませんが、土地を持っている方の心理とすれば、売りたけりゃ買ってやるよという考え方では、公共用地の確保というのは難しいと思うんですね。認識とすれば、教育長が言われたようなことが実態に近いのではないかなと思うわけです。

ですから、恐らく私は、具体的に何人、どういう方が地権者でいらっしゃるかわかりませんが、最初に申しましたとおり、地主の方でありますので当然、二小にかかわって二小で机を並べて勉強して、そしてそこから巣立った皆さんがほとんどではないかと思うわけです。ですから、自分の母校の未解決のこういった切実な問題に対しては、何かのきっかけ、働きかけがあれば、その辺の知恵があれば、今までも購入の機会は十分にあったのではないかという気がいたしております。ですから、今日ではもちろん、区画整理の事業の手法を使って保留地を充てていくということで、これはもう、この方法をとらざるを得ないわけですが、土地所有者の皆さんに対して、予想される校庭拡張用地にいらっしゃる地権者の皆さんに対して、やはりこちらから出かけてお願いをしていくという、そういった姿勢も必要であろうというふうに思います。

公共用地の拡大、取得については、多くの自治体が大体同じような方法で何度も足を運び、お願いをして協力を求めていくということを繰り返し、ま、根気強くといいます

か、理解を求めて用地の拡大を図ってきているわけでありますので、売りたけりゃ買ってやるという姿勢は、私は市長の姿勢としてちょっと、逆に土地所有者の皆さんとの間に距離を置くような結果に、場合によってはなるのではないかという気がいたします。

しかしながら、区画整理事業は、一日も早く進めたいという地域の皆さんの声もあり、仮換地の発表も間近に迫っておりますので、ぜひ、この二小の校庭拡張は、今まで数多く出されております請願、また要望、そしていろいろな形で出されております行政懇談会等での意見を踏まえて着実に手順を踏んで、実現に向けて、市長を先頭にして実現に取り組んでいただくことをお願いをしておきたいと思います。

最後に、市長もう一度重ねて回答をお願いしたいと思いますが、校庭の拡張は行われるということは、私ども確信を持っておりますし、市長の約束でもあり、教育委員会も明らかにしているところでありますので、そのことは地域の方も、関係の皆さんも、当然理解しておられ、また期待を持って見てくださっているわけでありますが、果たしてどの程度の規模になるかというところが、いま一つ不安として残っているわけであります。この不安に対して、市長は今、どのようにお答えになるのか、最後にお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　売りたい土地があれば買ってやるなんていう、そういう言い方をしたつもりは全くありません。過去の交渉にも、あらゆる協力をお願いをいたしました。つまり、区画整理前でありましても、替え地という形で規模を保つということは可能であったわけですけれど、それらに対しては、とうとう成功できなかった、こういう過去であります。それから、現在も区画整理施行中でありますから、もし手放してもいいという、あるいは御協力いただけるという土地があれば、なるべく積極的に買っていくと、こういうことを言ったわけであります。

それから、学校の規模につきましては、先ほど申し上げましたとおり、適正規模を保つということは、もちろん責任を持って果たしますと、こうお答えしたわけであります。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　一朝一夕にできる問題ではありませんので、解決できる問題ではないわけでありますので、今現在、例えば５年生、６年生、４年生など、現状の校庭のままで学校での生活を送るわけでありますので、一日も早く適切な学校規模、文部省基準や、せめて日野市の平均の水準には早く達成をさせるという強い決意を持ってこの問題に当たっていただくことを、重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。

いずれにしても、教育というのは国の運命を左右する大切な基本でもありますので、教育は国家百年の計とも言われます。ないがしろにされているというわけではありませんが、ぜひ、日野の児童・生徒に対する市当局、また教育委員会の温かい配慮、また強い決意を持っての問題解決を心からお願いを申し上げて、この問題の一般質問を終了させていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって５の２、第二小学校の校庭拡張についての質問を終わります。

一般質問５の３、土方才歳三の生家取壊しに伴う今後の課題についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君）　簡単に質問をさせていただきます。

市長に対してこれはお聞きをするわけでありますが、私は先日、島崎藤村の「夜明け前」という歴史小説を読んでおりました。「木曽路はすべて山の中である」から始まる荘重な文章でつづられた大作でありますが、この中に新撰組が書かれているんですね。ちょっとだけ出てまいります。お読みになった方もあろうかと思いますが、この「夜明け前」は、島崎藤村が昭和４年に筆を興して昭和10年まで、ちょうど世界的な不況の時代、深刻な日本が状態にあった時期に書かれた小説です。共産党の皆さんが好きな小林多喜二もこのころ活躍をしておりました。島崎藤村のお父さんは、島崎正樹という人でありますが、この人をモデルに島崎藤村が、明治維新を夜明け前ととらえて、多年の年月を費やして書いたものであります。

主人公の名前は青山半蔵。結婚をする前の大体23歳ぐらいから、明治維新というものについていろいろな思いを抱きながら、座敷牢の中で56歳で悲劇の死を遂げるまでの30年間を描いているわけです。木曽路の馬籠の宿の本陣の当主でもあって、平田篤胤という国学の師をみずからの師と仰いで、この学問を生かすにはどうしたらいいか、このことに悩みながら、またその道を求めて苦悩するわけです。大変名門でもありましたが、一般の人々の幸せとか幸福というものを追求をし、その道が明治維新だろうという確信を持っていろいろ期待をするわけですが、自分自身は、この青山家の当主として身動きができずに、苦悩の一生を送るわけです。人の幸せというのは古代に返ること、神ながらの道へ戻ることだ、という国学の教えを信じ、過去にこそまことがある。万葉人のおおらかさ、それが人間の生き方だ、ということを一つの信念として生きるわけでありますが、この大作の中に新撰組が登場する。本当に短い所なんですが、私は一度読んだときには、これを気づかなかったわけですが、最近見つけました。

「将軍上洛の日も近いと聞く新しい年――これは文久３年になるわけですが――新しい年の２月には、彼は京都行きの新撰組の一隊をこの街道に迎えた」云々といろいろありまして、「240人からの群れの腕が馬籠の問屋場の前で鳴った。」――という記述になっております。

何でもない表現なんですが、島崎藤村も日野の新撰組の浪士隊としてこの東山道を歩いて京都に向かったときの模様を書き記していたということに、非常に私はうれしくなりました。特に質問とは関係ないわけでありますが、紹介をさせていただきました。

私は、今回、土方歳三の生まれたうちが取り壊されたということで、森田市長と日野の市民の皆さんの日野の歴史とのつき合い方を最もはっきりとした形で知ったような気がいたします。新撰組副長として幕末、ま、明治にも少し入るわけですが、土方歳三は御承知のように、京都の戦乱のちまたで精いっぱい駆け抜けるように生きてきました。しかし、今回、この土方歳三が一時期暮らした家が、先月になるわけですが、取り壊しになってしまいました。これは、今申しましたとおり、日野市長の森田市長ですが、それと、これに関心を持つ日野市民の日野の歴史とのかかわり方を非常に象徴的に物語る出来事であったように思えたのであります。

今日まで幸運にも現存しておりました土方歳三の生家そのものを再び、だれ一人として目で見て、心で触れることはできなくなってしまったわけであります。語り継がれるべきふるさとの歴史、日野の歴史の近い未来を何か寂しく暗示しているのでないかと思えてなりません。私たちは、最後になってしまえば語り継ぐべき、また誇るべきふるさとの歴史というものを失ってしまうのではないかなという気がいたしました。

そこで、市長にお聞きをするわけでありますが、この土方歳三の生家が取り壊されるということを、私は予算議会のときにも市長にこの議会でお聞きをし、そして市長の見解を求めたことがあります。何らかの協力をにおわす答弁はあったわけでありますが、結果的には、そのことが果たされなかった。保存について市が協力できなかった理由は何なのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

もちろん、この取り壊しにはそれなりの理由があったわけであります。150年もたった民家でもありますので、傷みが非常に激しいと。そして現に、５代目に当たる土方歳三のお兄さんの家系の方がお暮らしになっておりますので、実際の日常生活には、雨漏りがあったり、すき間風が入ったり、いろいろな不便がある。そして、万願寺の区画整理事業で回りのうちがどんどん新しく建てかわってまいりますし、こういった状況の中で、このうちを維持するというのは、非常に困難があったということも十分想像できる

わけであります。古いカヤぶきの屋根でありましたので、トタンの覆いがかぶせてありましたが、もうそれに上ることもできないくらい、つまり危険を伴うために、修理が不可能なくらい傷んでもきていたわけであります。もっと早く何らかの形で市民運動や、市の姿勢によって、こういった状況に立ち至る前に方法・手段がなかったのかなという気がするわけでありますが、とりあえず何か力をかすとすれば、市の力がここで差し伸べられてもよかったのではないかと思うわけですが、そのことが果たされませんでした。

市長も、土方康さん、以前、日野市議会の議員もしておられましたが、多分同期ではないかと思いますが、一緒にこのおうちでお話になったこともあるということを聞いております。取り壊しが始まるという前日に、この土方歳三の生家を訪ねましたら、中の家財道具はすべて片づけてありました。ただ、中に、土方康さんが議員をしておられたときの議案書が、まだずらっと並んでおりました。この議案書はこの後どうなったのか、私はわかりませんが、何か私どもこうやって議会でいろいろやりとりをするわけでありますが、昔の私どもの先輩がひもといた議案書というものがその生家の中に積まれておりましたので、大変目を引いたわけであります。この議案書について、市長も当時、議員として多分議会活動されていたと思いますので、そういう思いも私の脳裏に走りました。何らかのかかわりがあったとは言えないのかもわかりませんが、一度そうした親交を結ばれた元議員の方のうちでもあり、そういった意味合いを持つ、ま、観光資源ともとらえることもできますし、歴史的な建物ということも言えるわけでありますので、その保存について市長が協力できなかったのはどういう理由なのか、お尋ねをいたします。あわせて、もう取り壊しが完了しておりますが、市長の感想も求めておきたいと思います。

なお、土方家では、この後、２本の大きな柱を残して、まあ展示場とまでは言えないわけでありますが、土方歳三が残しております鉢金――頭を守る鉢巻きのようなものですが、それや手紙や俳句集、それからここには土方歳三の愛刀もあるわけですが、こういったものが展示をしていただけるということを聞いております。

多くの新撰組に魅せられたといいますか、今風に言えば、ファンの皆さんがかなり多く日野を訪れております。こういった人たちを引き続き、この新撰組ゆかりの土方歳三の生家跡はもちろん、石田寺、土方歳三の墓所でありますが、またそのほかにも、八坂神社、あるいは佐藤彦五郎の天然理心流の道場がありました今の日野館、こういった所にも訪ねて、多くの皆さんがいらっしゃるわけであります。今後、私は、市としても、もう壊れてしまったものをもとに戻すことはできないわけでありますので、こういった

来訪者、日野市を訪れる皆さんに対して、土方家の方で用意してくださる展示の部分などについても何か、その維持や、またお手伝いをする、そういった協力があってもいいのではないかと思いますので、この点についてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。残り時間６分です。

○社会教育部長（坂本金雄君）　市では、貴重な文化財の保存につきましては、市で指定をしてございます。この指定の種目は、建造物でございますとか、絵画、彫刻、古文書、典籍、それから天然記念物など多岐にわたっておるわけでございます。建造物の指定につきましては、現在のところ、成就院薬師堂、八坂神社の本殿、安養寺の本堂、この３件につきまして建造物として指定をしてございます。最近はまた、普門寺につきましても大変珍しい構造であると、そういった文化財保護審議会委員さんの御意見もございますので、これについても検討を加えているところでございます。

土方歳三の生家と言われる建物が壊された。これにつきましては、一番大きな理由につきましては、この市の指定がされていないと、このことが決定的な理由でございまして、文化財保護審議会の委員さんのお話によりますと、現在の――現在じゃありません。壊された建物は、後から手が入っている。その手の加えられている加えられ方も相当大きな手が入っていて、文化財的な価値は余り高くないんじゃないか。そして構造的にも、古民家に見られる珍しい構造ではない。こういうような御意見をちょうだいしておりました。

確かに３月の予算議会のときにお話を伺い、さらに、壊される、５月の20日に壊したと思いますけれども、その２日前に私もお話を聞いておりました。そういったようなことでございまして、指定されていなかったということが大きな理由で、こういうような事態に陥ったわけでございます。

こういった文化財も、純粋な文化財の保護・活用の視点から見る見方、こういう見方からいたしますと、ただいま申し上げたようなことになるわけですけれども、一方、この視点を変えまして、観光の立場、あるいは観光行政の立場から見ますと、現実に多くのファンが訪れている市内の名所的な存在でございます。そういうことから申し上げまして、これの保存とか、そういうことについても、文化財保護の立場から全くこう、手をこまねいて見ているわけにもまいりません。

最近、昨年オープンいたしましたふるさと博物館、このふるさと博物館のマジックビデオの中にもこの新撰組の物語が取り入れられまして、活用が図られているわけでござ

いますけれども、今後、観光協会でございますとか、それから持ち主さんですね、土方家のお考え、こういう考えをお聞きいたしまして、教育委員会としてもできる範囲の御協力はどういうものか、そういうことについて検討を加えていきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　市長の感想も求めたんですけれど、市長は見放してしまった当人でもありますので、ここではもうお聞きいたしませんが、土方歳三は明治２年、1869年に35歳で函館で、五稜郭政府軍の一員として戦死をするわけです。私どもは今、地方政治の末端にいるわけですが、土方歳三はこのとき、陸軍大臣になっていたわけです。日野から大臣が出たことはないというふうに思っておられるかもわかりませんが、当時の榎本武揚を総裁とする新政府、函館の共和国は、フランス政府も承認をしていた独立国家でありました。このとき榎本武揚は、共和国をつくるということで、閣僚を選挙で選んでおります。当時は選挙という言葉がありませんでしたので、入札という表現を行っておりますが、この入札選挙によって政府の主要人事を決めた。画期的なことを行っているわけであります。副総裁は松平太郎、海軍奉行――海軍大臣にあたるのが荒井郁之助という人です。陸軍奉行が２人いまして、大鳥圭介、もう一人が土方歳三ということで、フランス政府も承認をした独立国家の陸軍大臣として彼は、閣僚中唯一、戦死をするわけであります。こういった日野が生んだ唯一の現在国務大臣ということも言えるわけでありまして、これは歴史の事実でありますから、我々日野の議会にいる者として記憶することは、決してむだなことではないと思うわけであります。

今、社会教育部長の答弁では、いろいろ市の意向もありますので、はっきりした方向は示されませんでしたが、せっかく土方家ではこの後遺品の展示をして、多くの新撰組を訪ねてくる人たちのために、その遺品を公開をしたい、できるだけ皆さんの期待にこたいということでありますので、ぜひ市も、そういった大事な観光資源、また歴史的な建物でもありますので、今後、取り壊すということを踏まえて、できるだけの協力をしていただきたい、そのことを心からお願いを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって５の３、土方歳三の生家取壊しに伴う今後の課題についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時35分　散会

6月14日　木曜日　（第3日）

平成2年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第18号）

6月14日　木曜日　（第3日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	簾野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本亨一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成2年6月14日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時6分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問6の1、青少年の健全な成長を願うとき——地区委員会と育成会組織を中心として——の通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔6番議員　登壇〕

○6番（土方尚功君）　おはようございます。一般質問をさせていただきます。

次代を担う青少年の健全育成は親や、大人に課せられた重要な役割であると思っております。現在、青少年の健全な育成のための活動が国を初め、地方公共団体、民間の機関、あるいはそれぞれの団体等によってさまざまな形で展開をされております。また対象となる子供たちにとっては家庭、学校、地域社会、加えてマスコミ文化といいますか、こういったことの中でいろいろの生活の場で、その日々を過ごしているところであります。

さて、私、3月の定例会のときに、きょうのタイトルで触れておりますような内容で、キャンプ村にかかわる問題、それからきょうのその育成会といいますか、こういったことについて若干お伺いをいたしました。そのときにどうしてもこの私の能力ではわかりにくかった点がございますので、きょう改めてこの点について一般質問で取り上げをさせていただきました。そういった観点から、今回まず青少年問題協議会の地区委員会といいますか、こういったことであったものが、新年度予算もはるかにこう5割増しといいますか、500％というと、要するに5倍にも上がって、これから青少年に向けての活動を期してもらうというようなことで、予算の方も通ってはいるわけですけれども、再度この時期確認をさせていただきたいと思います。たしかこの流れについて、いろいろ過去から、広報等でもＰＲがあったりしてきている現状も、若干承知をしているところでありますけれども、まずこの以降の状況といいますか、これの目的といいますか、そういったこととあわせて、もうすでに新年度に入って何カ月かを経過をしているところであります。今の実態といいますか、こういったもの、それから行政のこれに向けての活動に対する補助、こんなようなことの手立ての事務的な問題、こういったことについてまずお伺いをしたい、こういうことでございます。

あわせて質問の状況ですから加えさせていただきますと、離れまして、かつて14年間続いたキャンプ村のことについて、昨年場所の問題から実施ができなかった、こういう現状があるわけです。これに向けまして３月の時点で、今、現在の社会教育部長の方から、今後、地域――場所の問題ですね、たしか年間を通して利用できる少年キャンプ村、この建設に向けて請願等もされ、採択もされているその状況の中で、今後場所等の特定をして交渉を進めていきたい、こんなようなこともありました。その後の展開の状況をお伺いをしたいと思います。まずそういった質問でお答えをいただいてから、個々にまた入っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　御質問に対しまして、まず趣旨の点から、実態ということでお答えしてまいりたいというふうに思います。

青少年の健全育成につきましては、昨日、内田議員さんからも関連の中で、御質問をちょうだいしてるわけでございます。この育成につきまして、大変大きな問題でございます、いっときたりともないがしろにできない問題といたしまして、受けとめておるところでございます。この健全育成につきましては、児童福祉法の理念に次のように書いてございますが、「国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」、このように示されております。つまり子供は個人の所有物としてではなくて、社会の子として、次代を担う青少年を社会全体で育てようということであるわけでございます。

市では昭和58年制定いたしました第２次基本構想におきまして、青少年の健全育成体制の充実を豊かなその人間性を育てる教育と文化の町、また市民相互の連帯を広げるコミュニティー活動の一環として位置づけております。さらに家庭、学校、それから地域社会が一体となって推進していくこととしておるわけでございます。地域社会全体が健全であれば、子供も健やかに育つはずでございます。しかしながら社会には青少年にとっては、まあ不健全な要素もあるわけでございます。それを規制し、駆除することだけでなくて、青少年にとって好ましい社会環境をつくり出していくことが大切であると考えるわけでございます。そのためには、地域に住む、昨日も申し上げたわけですが、一人一人の方が、その青少年の育成に関心を持ち、次代を担う子供たちのことを考えまして、地域ぐるみで活動できる体制が必要になります。

そこで市では地域の教育力を高める懇談会の開催を通しながら、さらには青少年問題

協議会の議題としての経過を経て、平成２年４月より青少年問題協議会の地区組織でありましたその地区委員会を、その名称及びその内容の見直しを行いましての、地区育成会へと移行したものでございます。

地区育成会は、中学校区を単位といたしまして、地域の自主的な団体として、さきの地区委員会組織が発展的に移行したものでありまして、その単位区域内の人たちすべてが、青少年の健全育成にかかわっていくという認識に立つものでございます。広く、地域の人々の参加と協力を得ながら、地域社会の力を結集することによりまして、青少年を取り巻く社会環境の浄化、青少年の余暇活動の推進、並びに社会参加の機会などとらえて、その目的を達成する、そのような趣旨から、今回の地区育成会への移行ということになったわけでございます。

現状でございますが、数年来、地区委員長さん方、真剣な討議を交わしてきた中で、先ほど申し上げましたとおり、先ごろ４月から発足へ向けて、逐次各地区で動く状況が出てまいっております。二中地区におきましては、既に６月２日発足済みでございます。次に平山中地区でございますが、きょう14日が一応発足の日というふうな予定の中で進行してきております。七生中が６月18日が発足予定、四中地区におきましては７月４日、一中地区では７月14日発足予定。また、三沢中学の地区では９月、発足をしようということで鋭意準備中でございます。大坂上中学、それから三沢中学地区、この両地区につきましては現在具体的な発足日程は出ておりませんが、間もなく追っつけ具体的な日どりも出てこようかという、今段階でございます。

それから補助の関係でございます。御指摘のありましたとおり、活動補助といたしまして、従来より相当の倍率をもって伸びておるわけでございますが、１地区100万ということでございます。客観的に見て相当な上げ幅でございますんで、じゃあなぜそれほどという疑問も持たれることかと思いますが、やはりこの育成会、活発な御活動をいただくには、やはりそれなりの経済的な裏づけというものが必要になってくるわけでございます。例えば、基本的な面での教育力をその地区で上げるとなりますと、まず思い当たりますのは、やはりしかるべき方によります講演会といいましょうか、知識をつけていくというような面での講演会なりが思い当たるわけでございますが、この講師にいたしましても、講師いかんによっては５万、10万というのが現在の実情でございますし、また印刷物によります啓蒙活動を行う、ましてやその各戸配布となりますと、その配布量に至るまで印刷費から配布に至るまでざあっと計算しましても、やはり15万、20万という金がかかる時代でございます。また、あるいはキャンプとしてのレクリエーション

を行う場合でも、やはりちょっと遠出いたしますと、そのバス代にしましても１台、最低20万はかかるであろうと、そんなような見なしもございます。したがいましてそんなことから、今回１地区100万という概算の中で予算をお願いした経過がございます。

そのほか助成的な面を見ますと、市の公共施設利用ということもございます。それらの使用料、あるいは行政といたしまして、この青少年育成のためのパンフレットづくり、あるいはポスターづくり、そういったようなことでの助成ということも考えておりますし、従来から次のことはあるわけでございますけども、育成活動の中での傷害賠償、あるいは損害賠償、そういった点での保険料によります助成、そういったようなところもございます。以上、雑駁ではございますけれども、助成としてそんなような踏まえ方をしておるところでございます。今後、実際に活動していく中でいろいろな事態も生じてくると思います。そのときどきに応じまして対応してまいりたい、そのように考えておる次第でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　２点目のキャンプ村について、お答えをいたします。

昨年、子供会連合会から請願が出されまして、それが採択をされました。その文面から私どもはキャンプ場のイメージを描きまして、市内の数カ所の候補地をピックアップいたしまして、その候補地につきまして一つ一つ当たってみました。頭の中で考えていたときと、それから実際に行ってみた感じとでは大分開きがございまして、適地であると思ったところが不適地であったり、あるいはその土地の管理者、所有者に意向をお尋ねしたところ、お断りされるなどしまして、その数カ所が次から次へと消えてまいりました。最後に残されましたのが、桑園の跡地でございます。あそこには大きな樹木がございまして、テントを張った場合も日陰が十分に取れ、また子供が伸び伸びと走り回ることもできる。そういうことからあそこが残されたわけでございます。子供会連合会の役員会にもそのお話をいたしまして、賛成をいただきました。その線に沿って努力する道を歩んだわけでございます。

実際の交渉については、市長部局の企画課ルートでやったわけでございますけれども、最近になって国の方からその返事が参りまして、お貸しすることはできない、そういう返事が返ってまいりました。しかし100％だめというようなことではなくて、わずかながら望みがありそうな感触を得てございますので、今後さらに具体的な計画図などもつけまして、お願いをしたいと、このように考えているところでございます。

この結果を連合会の会長にもお話しをして、まあそういうことならしょうがない、そ

れ以外のキャンプ場をことしは使うと、こういう了解をいただいておるところでございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それでは次の段階へ進ませていただきますけれども、特に育成会の方でありますけれども、私は結論的に私の言いたいことを先に申し上げますと、行政側がかつてからこれに向けて取り組んでいくんだというような姿勢を一応出して、そして今年度に来て、移行をしたということでありますけれども、青少年問題協議会の地区委員会は、要するに青少協の下部組織として今までずっと動いてきた。一定の２年なりの委嘱行為を一応して、それで何か聞くところによると、今後は任意の団体だということで委嘱その他もないというような状況だと思うんです。今の話の中にちょっと出なかったんですけれども。そうなりまして、そのことは何ら構わないんですけれども、人によっては市の行為をほしいんだというような人も今いることは現実としてあるわけですが、そういったことを別視点として、今の現状の先ほど、部長のお答えの中にありました、確かに早いところは６月の２日にも発足をしたというようなことありますけれども、まだ一般的に青少協関係の今までの考え方から見ますと、もうほとんど夏場に向けての行事とか、そういったものが中心にまずあって、年間、通年ですね、そういったいろいろの行事をやっているわけです。そういう中に９月からとか、あるいはまだ間もなく具体的になるであろうというような発言もあって、二つの地区ですかね。それから先ほどの具体的な話の中には、三中というのが名前としては出てきませんでした。三沢中と三中の混同されての発言かと思うんですが、八つの、三沢中が２回に上がりまして、要するに三中が上がっておりませんでしたので、こういったことの中で、まだ要するに市としては平成２年度から移行するんだという中で、そういう一番最初の部長の話の中に、いっときたりともないがしろにできない問題であるというふうにとらえての重要な、政策的に行政がもう対応しなければいけない中に、どうも今回の場合、移行する準備の関係で相当おくれを来していたんじゃないか。逆に言えばそれだけ熟成をされていない重要なそのものの移行をさせるときに、余りにも安易に地区委員会から育成会へ持っていったんじゃないかというのが、私の感じなんですね。ですからこの段階でもう少し突っ込んで話を。

それから一部、必ずしもこれはその人のとらえ方であろうかと思いますけれども、大分１人２人がこの問題について私の方に話があったということじゃなくて、もうちょっと数が多く、今回この育成会になった、このことについてどうも具体的なあれがわかん

ないし、どんなもんでしょうかというような問い合わせ、こんなものが幾つか続いております。その中で、前に伺った程度のことでは、話をしておりますけれども、この後、それぞれ今まであった地区委員会の移行の中での問題にかかわってくる点があるかと思うんですけれども、ぜひ私が今申し上げたような点でもうちょっと突っ込んでみたいなと思うところであります。

そういう中で実態として、例えば二中あたりにして、今まで何人の地区委員会であったものが、今度どの程度この範囲が広がって、あるいは内容的に、実は青少年にかかる、青少年問題協議会地区委員会の中でも、要するに子供たちにかかるＰＴＡの役員でありますとか、子供会の役員でありますとか、民生委員さん、もうもろもろ体育関係の指導者でありますとか、青少年委員、体育指導員、こういったものが今まで構成員になってきていたわけですね。その中でどんな程度で実態として挙げるか、事例としてひとつ掲げていただければありがたいなと思うし、私の方で言うような先ほどの問題が果たしてどうかなというようなことに関して、いや実はこういうことで決して私の申し上げていることが正しくないんだという裏返しの言葉を、ひとつ実態として出してもらえればありがたいな。そうすればそれを了解をすることによって、これからまだ発足をしてない地域の指導者たちといいますか、ボランティア精神でそれに取り組んでいくという人たちにひとつプッシュができる、協力体制を組むことが十分可能になるわけなんで、そこら辺のお示しをいただければ、ありがたいなあと思うところであります。

それからキャンプ村の関係ですけれども、部長の話では請願に基づいた、要するに常設のキャンプ村というような部分が相当含んでの回答であるかと思うんです。ただ私の方は常設のものは確かに請願を受けて、今後そういうセットをしていくということでは大いに歓迎をするところでありますけれども、実態として現実に続いたものは、たまたま去年の年度が始まった段階で使わなくなった。その問題についても、この本会議場で一般質問として取り上げをして、市長が、キャンプ村の、要するにキャンプ場の場所の問題等で悩むなんということは、とっても考えられない。すぐ水とトイレとかというようなものの対応ができれば、というのはこの自然に恵まれた日野の中でというような話がありました。実態として今の部長の関係では、最後が農林省の桑園の跡地をというようなことで、今の段階ではまるっきりだめということではないけれども、ほとんど100％に近い状況でだめだというようなことがありました。恒久的なものとは別に、今まで続いてきたような臨時的な施設については何ら検討がされなかったのかどうか、ここら辺について質問をさせていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

最初にちょっと三中の件についておわび申し上げます。私の、あるいは読み違えたかもしれません。最後の、現在、準備中の２地区のうちの１地区が三中でございます。三沢中については９月、三中については現在準備中、具体的なものはまだ出ておりませんということでございます。おわび申し上げます。

それから経過でございますが、昭和58年に「広報　ひの」の紙上におきまして、市長のこの青少年健全育成につきましての基本的な考え方が掲載されたことに、まず始まっておるわけでございます。その後昭和61年２月から11月にかけまして、全６回にわたりましての地域の教育力を高める懇談会が開催された経過がございます。62年７月になりまして、青少年問題協議会本会議におきまして、青少年育成への組織活動について協議がされております。続きまして昭和63年１月、青少年問題協議会をやはり本会議におきまして、今後の組織活動について協議がなされ、地区育成会設立に向けて準備を進めていくことになったわけでございます。したがいまして、その昭和63年７月に青少年問題協議会本会議におきまして、再び地区育成会の編成について協議がされ、その後直ちに地区委員長会議が開催されております。ちょっと何回開かれたというふうには、資料を持ち合わせておりませんが、少なくもその後10指前後の回数という記憶でございます。

それで、そういった協議の中でやはり基本的に問題として出されましたのは、趣旨の理解をし切れないということにおきましての疑問点が出されておりました。それと先ほど御発言のありました委嘱の関係というものがございました。それらにつきまして御理解をちょうだいすべく、組織側の方でもそれなりの詰めをしつつ、地区委員長会議を運営してまいりまして、ようよう先ほど総括的に申し上げました結果の中で、コンセンサスを得られて、今年に発足という運びになったわけでございます。

その間、地区会議としての開催のほかに、各地区へ私ども行政がお伺いしましての御理解を得るための説明会を催しているということもございます。また地区委員長さん、まあ地区の実情にもよるわけでございますが、地区委員長さん招集によります地区内の委員会が開かれておるところもございます。そういった中で実現へと運んでいったというのが経過でございます。

委嘱の点でございますが、従来青少年問題協議会の下部組織としての地区委員会の時代、確かに委嘱状が出されておりまして、実はこの委嘱状が災いしておった部分がございます。活動なさる方については一つの力となる部分でございますけれども、やはり他

の部分、一般住民の側から見ますと、やはり専門職的にとらえられまして、その活動への参加ということを手控える部分というものがございまして、そういったところから育成会に移行した段階では、委嘱状はなしという形で説明をして、御理解を得てきておるところでございます。

また青少年問題協議会の方面から申し上げましても、この委嘱状の点でのデータを見ますと、これは平成元年度の記録でございますが、26市中16市がすでに委嘱状を発行してない中で、活動を続けておるということのデータも出ております。他市が出さないからというよりも、先ほど御説明申し上げましたとおり、やはりお心のある方々、大いに参加していってほしいと、そのためにはむしろ委嘱状がない方がいいという観点からでございました。

それから四中地区の実態ということでございますが、先ほどもお話し申し上げましたとおり、6月2日の発足でございまして、また基本的には地区育成会は自主的団体ということでございまして、やはりみずからの力で活動なさるということが基本の一つでもございます。行政が引っ張りますということは避けたいということが基本にあってのことでございますので、そんなことからまだ発足早々の中で、実態を積極的にとらえていくという行動には出ておりません。いずれは各地区間の協調といいましょうか、意思疎通を図る意味合いでの連絡会というようなものは、行政側で呼びかけをしてみたい、そのような考えでおりますところから、その段階での把握というような想定もございました。以上、そういうことで大変申しわけございませんが、各地区での育成会の状況は、先ほどの発足の点以外につきましては、現段階では把握しておりません。お許しいただきとうございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　再質問にお答えをさせていただきます。

私ども執行部といたしましては、請願が採択された以上、なるべくその請願の線に添った線で実現を図る、これが大事なことだと思いますけれども、あの請願の内容で、私どもちょっとこれは問題だなと思ったところが2点ございます。1点は四季を通じてのキャンプ村であるということと、そして2点目が広さは5,000平米以上というような数字がはっきり書かれております。そういうことで私どもこれは困ったな、実際困ったなという気持ちがあったわけでございます。子供会連合会の役員の皆さんともその後お話し合いいたしまして、必ずしも四季を通してでなくともいいんだ、そして専用のキャンプ施設でなくてもいい。兼用で共用できれば、それでいいんだ、まあそういうお話を得まし

て、それから以後適地について交渉する場合には、夏の期間中に限って貸していただけないだろうか、暫定的に貸していただきたい。そういう線で交渉を進めてまいりました。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君。

○6番（土方尚功君）　1点目の方の関係ですけれども、私も委嘱の行為ということについては、さほど重要ということじゃなくて、そういうふうに自発的にというような意味で、大いに何らそれをとらなくてもいいというふうには思っているところですから、結構だと思います。ただ私が2点目の、そちらの地区委員会から、要するに育成会として発足をした二中地区の事例として、どういうような方が、要するに実態というのは、その事業をこうするとか、なんとかというとらえじゃなくて、現実先ほど申し上げたとおり、いろんな学校の先生から始まって、いろんな幅広い層として今までも活動してきた。既に6月2日に発足をしているんで、そこら辺のメンバーの構成あたりがどのようなあれなのかなという意味合いで、私は質問をしたつもりだったんですが、質問の仕方が悪かったんで、そういう形で答えが出てきたんだと思います。これは（「青少年問題協議会でも問題になった。同意なんか得られてないよ」と呼ぶ者あり）この点について申し上げたわけなんですが、いろいろお話は今後部長からすれば、新しく動き出したもので、今後対応していくんだという考え方であろうかと思いますけれども、事、先ほど申し上げたとおり、ひとときたりともおざなりにできないような問題ということであるわけですから、この点については実態としてそこら辺わかります。いろいろ地区で委員長のそういう会合なりを持って、進んできてもらった。で、もういけるだろうと思ったからこそ行政側はこういう形で補助金もあげて、それから移行をさせた、こういうことだと思うんで、この点についてはまとめて市長の方からお話を聞いてみたいと思いますので、とりあえず区切りとします。

それから今の部長の方、今度教育の方になりますけれども、確かに部長のおっしゃるとおり常設のものを即5,000平米以上の面積をもってやってくれというのは、すぐ対応できないということについては、十分理解をします。逆にだから、それほどすぐにそういうものが対応できないとすれば、なおさら今夏場の一時的に使えるようなものを手立ては手立てとしてするべきだという論点に、私の方は立ちたいわけなんですけれども、どうもそこら辺が請願の方へ主体をかけているんで、消えちゃっているんじゃないかなという感じがするんです。そのことについては3月のときも、部長の答えからすれば、そんなことで交渉は進めていきますけれどもというのがありました。しかし私はそのときにも申し上げていたんですけれども、要するに交渉をしていくけれども、もしも、相

手方があることですから、そういったときに何らの対応が取られないんじゃ困るんじゃないかというような意味合いで、質問をしているわけですね。特に視点を変えたそのときに、地区委員会の育成会の補助金が100万円になりました。そういうようなことでバスの関係だとか、そういったことで使えるような形をも考えているのかというようなことも含んで、たしか質問をしていたと思うんです。

だから、そうすると今、教育の方はことしについては、やっぱりキャンプについては一切、今まで何か道具の貸し出しをして、お茶を濁しちゃったというような仕方になっていたと思うんですけれども、本年度もそういう形で、考え方は要するにキャンプ場については、何らキャンプの設備にかかわるテントの貸し出しであるとか、そういった備品の貸し出し程度で終わってしまう、こういうことに理解してよろしいのかどうか、お伺いをします。

○副議長（福島敏雄君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　本年度については現実の問題としていろいろな対応をしようとしても、間に合わない、そういうことでもってテントの貸し出し、それから炊事用具の貸し出しなどをいたしまして、その貸し出しにつきましては、テントの張り方など、使い方の講習会を開きました。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　市長の方が答えが出ないんで、まあ部長の方のその回答についてはわかりました。改めて市長に、１問目の問題とあわせて、根本的な教育、要するに子供たちにかかる教育部分のもので考え方を聞いてみたいと思います。先ほど質問にプラス、要するに先ほどの当初に申し上げたとおり、青少年を取り巻く状況といいますか、それに向けた活動をしているものは、もうあらゆる部分で国やそういったものを見ても、総理府から文部省から何からということで、この日野においても教育部分でとらえるリーダー要請でありますとか、そういうキャンプ村の設営、そしてまた会議を下におりて、緑をとらえる部分での、例えば公園の設備でありますとか、緑化協会での活動でありますとか、また福祉の面では児童館のキャンプでありますとか、いろいろの伝承の行事である、あるいは生活環境の方でとらえる青少年問題の対策というようなこと、それとそういう今まであった地区委員会が、今度育成会ということになるわけですけれども、そして外は児童館なり、また保育園なり、あらゆる部分が青少年の健全に育ってほしいという目的をとらえて終わるわけですけれども、今の行政の中で、どうしても対象となる子供が、学校行事なら、学校、確かにそれでいいと思いますし、児童館の、児童館とい

うことでの行事を進めてもらうことは大いに結構。教育でもしかり。ただ総合的に、先ほどもコミュニティーということでこの育成会にしたわけですけれども、ぜひ対象となる子供は１人、あるいは団体なりということであっても、そのものの向けるものは一つなわけなんで、いろんなところでたしか行事があってもいいんですけれども、総合的に青少年のかかる窓口はもうここへ行けば、すべて、じゃあ今度次の週はこういう行事があったりなんかというようなことはとらえられているような行政としての窓口、こんなようなものが教育と――教育は教育なんだ、民生関係の、要するに部分は民生関係なんだと、こういうことで独自にそれぞれの方向で動いちゃうということじゃなくて、ぜひこれだけ重要なことに向けて、何か窓口というのを一つ考えられないかどうか、そこら辺のことをあわせて、先ほどの育成会にかかわる行政側として、こういう形できたんだというようなことの踏まえの中で、現実にはまだ動かなかった部分があるわけですけども、そんなことの１点目のあれと、総合的に２番目の行政としてとらえる青少年の問題、総合の窓口といいますか、こんなようなことが考えられないかどうか、そこら辺についてのあわせて市長の方から回答がいただければありがたいと思うんですが。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

たしか昭和32年の制定だと思いますが、当時の総理府、現在は総務庁という中央政府の部局が事務局に当たっておるというふうに聞いております。青少年問題審議会という機関が設けられて、そして各都道府県、市町村、つまり青少年の健全育成に対する総合行政をやれと、こういう触れ出しがあったというふうに承知をしております。そして日野市の場合、日野町当時から行政組織では教育委員会の社会教育担当が事務を分掌して、この一般行政にかかわっていたわけであります。総合行政ですから、なかなか総合組織をつくることが難しいといいますか、不得手な部分がどこでもあるわけでありまして、そのまた法律には地方自治体の長が、その各市町村の青少年問題協議会の会長に当たれという仕組みになっております。つまり総合行政という意味はそこにあるわけであります。

日本の戦後の発展を含めたいろいろな状況の変化の段階、かつては青少年問題というと、飢餓を救ったり、放浪児を収容したりというところから始まって、物不足時代、あるいは多少物が整ってきたという時代といいましょうか、「青少年問題」とその問題になる意味は、確かに児童福祉法でいうその裏側ということになるわけでありましょうが、主として非行対策、青少年の非行対策、非行に走らないということが健全育成の重要な

手段である、こういうどうも認識のもとに行政対応が行われてきたという経過があるというふうに思っております。

そして今日では青少年問題という総合行政には、やはり非行対策の裏側としては大切な部分でもありますけど、子供たちを伸び伸びと教育の場では行き届いた教育を行う。そうして人間性豊かな人格を育てていくという、あらゆる条件が関与しなければならない、こういうふうに言えると思います。

そしてここ数年前から、教育委員会の所管にありましたのを、市長部局の所管に移して、事務局を生活環境部生活課に置くことといたしました。コミュニティー行政であります。そうして今論議になっております青少年問題協議会のもとに、下部組織ではありません、地域の活動組織として地区委員会、中学校区をそれぞれの管区として地区委員会が組織をされ、その地区委員会のメンバーは地区委員という名前で辞令を差し上げ、委嘱をする形をとっておりました。これもまた一つの理由もあり、組織の集約としてはむしろ容易かもしれません。しかしながらこの青少年の健全育成ということは、これは民族の消長にかかわる、大きなもう地域、地域というのみならず、政治の本当の中心であっていいぐらい大きな課題として、大人が認識すべきだというふうに思います。そして日野市の実態に即しまして委嘱をして、いろいろな地域活動に当たっていただく、健全育成のいろいろな事業プランをつくっていただく、これも大切なことでありますが、何といたしましても地域全体が日野市の市民憲章に唱えられているような元気で働き、生き生きとして心豊かな町をつくりましょうというところに全体の理念を求めるべきであろう、こんなふうに思いまして、社会のいろいろな事象には好ましくないこともたくさんありますし、しかし大部分の方が子供を健やかに育てる家庭において、あるいは地域社会において、そうして思いやりを常にまず子供から注いでいくという考え方と行動があれば、それがとりもなおさず地域の教育力に相当するものだと言えると思うわけであります。

そして地区委員会という委嘱をした、いわば特定な方に責任を持っていただくということも大切ではございますが、どうしても地域として、つまり私の申します地域の１単位というのは、今のところ中学校区ということを描いておるわけでありますけど、地域の自治会を初め、いろいろな諸団体、諸活動、文化、教育、そしてレクリエーション、いろんな面で子供を一緒に伴って、市民運動に展開をしていただくということこそ、一番大切なことだろうという発想のもとに、特定な委員にお願いをしている部分を地域にお願いをして、そうしてある程度の事務費を活動費を提供する仕組みにして、そうして

地域で自主的、自発的に取り組んでいただこう、こういう時代に伴う変化をつくりつつある、このような考え方でございまして、まさに青少年の健全育成は今、余暇時代に社会がといいましょうか、その余暇をいかに豊かなものにしていくか、こういうことが一番密接な関係を持つわけでありまして、本来ならもっとそれぞれの学校が地域のコミュニティーセンターとなって、そうして青少年に対します関心が学校を中心として機能し、それから諸活動が始まるようなことになれば、大変幸いだと思いますけど、なかなか昔の学校のような形にはこれまた戻り得ないわけでありまして、しかしながらやっぱり学校を中心として、特に日野市の場合は今回の住民意識調査も中学校区を１単位として、１地区としてやらせていただいたこともありまして、一つの単位としてやっぱり考えるのがいい。もっと小学校が１単位であった方がより密度が高いかもしれませんが、当面中学校区という単位で、つまり生活圏が一つの単位をなしている、こういう考え方で取り組みを進めておるところということでありまして、移行期でありますので、例えばじゃあ子供会との関係はどうなのか、子供会の育成会という意味で全く一緒になっていただく。それから自治会に大きくゆだねるというわけにはいかないかもしれませんけど、日野市内、幸いに住民の自治組織として自治会も健全な活動をしておられますので、大いに関与していただいて、そしていろんな――おのずから活動家というものはなければなりませんし、またそれを期待しなきゃなりません。それから地域に合った雰囲気といいましょうか、特に教育力という言い方をしなくても、みんなが一つの価値観によって子供たちを健全に育てようということになれば、それこそが一番のもとになる。多少場合によっては声をかけていただく。そういうことをお願いをしたいというのが、今回の育成会の考え方の基礎でございますので、だんだんと実質的に具体化をしていくという方向にお願いをしたいと、こうえております。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　まあ市長の独特のあれで、どうも私の質問したあのことにかかわる、ほとんどが前段だけの部分をずうっと言っていたというふうに、要するに我々はもう既に青少協の問題にしても、まあ市長は何か言ってましたけども、実際に我々からすればこれはもともと青少協については、青少年問題協議会、南多摩の青少年問題協議会の共同設置規約が廃止されて、青少年問題協議会になった。これはもう35年ですよね。こんなことはもうわかっているし、それから実態として動いてきているのはもう承知をしているんです。ほとんど今承知をしている部分の話が中心であって、私の方の言っているのは――今若干最後の方で出てきましたけども、考え方としては会であるし、委嘱

の関係についてはどうのこうの言わんというような、それについてのことは私の方は承知をしているからというようなことで、人によってとらえ方が違うということは、十分申し上げた。

それから最後の移行の関係、要するに考え方はいいわけですから、要するに移行のあり方のところで、要するに即今まで検討してきたと言いながら、母体があったわけですからそれを育成会という名前を変えたときだとすれば、即スムースにこんなものは行くんじゃないかというふうに思うわけです。今までの委員の人に即残ってもらう、そしてそれから広げてもらうということで、母体があってそれを広げ、名前が変わったということであれば、本当にスムースに行くだろうということは理解をするわけですけれども、今、聞いてみてもまだ9月以降でないと発足もしないというようなところが三つもあるということですね。そこら辺に今回の質問の要点として、ほかのことでもそうなんですけれども、どうも急に、この場合ある程度準備をしてきたと言いますけれども、ほかの面を見ても思いつきで出てくるような、ですからこそ行政報告のときも相当いろんな角度から市川議員にしても、年度の途中でひょっと出てくる、こういうことの行政のあり方でおかしいんじゃないかという視点に立っての質問があったわけですけれども、こんなことにつながってくると思うんですよ。ぜひ、今回の問題なんかももうちょっとこうそこら辺の原点に立ったところで見れば、やっぱり行政側の方も一生懸命努力して、会合なりに出て説明もしてきた、こういうような回答もありましたけれども、よりこういう特段に子供にかかわる問題等については、一層のよく熟慮をした中で対応をしていってもらいたいと思います。

私の方で質問をしました、行政としてそういった青少年にかかるような問題の窓口の一本化といいますか、そういったことについては一切回答が今得られませんでした。このことについては、また今後の一般質問に続けるという形の中で、もう一つ質問事項も残っている関係もありますし、今後の課題としてぜひ庁内での統一した対応、昨日もたしか内田議員の質問の中にやっぱり地域の教育力、総力を挙げて支援をしていく行政側の姿勢である、そういう中に、庁内で統一した対応というようなことも若干出ておりました。ぜひこの点について強く期待をし、今後のこの育成会の推移、こういったものに注目するとともに、行政側として窓口のそういった一本化に向けた対応、こんなことを見守るとともに、また改めて別の機会に一般質問なりで取り上げさせていただくことを申し上げて、この質問については終わりといたしたいと思うんですが、もう一つつけ加えます。

特に教育の部分で、確かにこういうふうに青少年を取り巻くこういう組織については20万から100万という、総額として800万ですね。これに関して現実の子供会等の活動については200万にも足りない、百数十万の補助金で、子供会の何千人という対象とした事業を進めている団体に出ている、こういうことであります。どうも見る限り教育に向ける社会教育部分のそういった活動、社会教育も幅が広いですから、図書館の活動でありますとか、いろいろ部門、部門で見ますとあるわけですけれども、総合的に見る青少年にかかわる社会教育の部分の予算というのは、本当に微々たるものだというふうにとらえております。ぜひ、教育長初め社会教育にかかわる部長さん、市側のそういう民生の部分のお金と十分比較をされて、見合ったような補助金が出せたり、手立てができるような行政に進めていただくように、要望をこの際つけ加えさせていただいて、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって6の1、青少年の健全な成長を願うとき——地区委員会と育成会組織を中心として——の質問を終わります。

一般質問6の2、区画整理事業中の事故対策についての通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

○6番（土方尚功君）　それでは区画整理事業中の事故対策について、こういうことで佐藤議員も後で落川の地区に限っての内容で質問をされているようですから、短い中に総合的な段階での考え方だけを聞いておきたいと思います。

既に事例として万願寺を挙げるとすれば、相当今年度予算でも65%近い実施率になる。これも国道バイパスの部分と、あるいは都道モノレールが通る部分を整備すれば、相当のパーセンテージに上がっていくということですから、だと思いますので、大分進んでいる、こういう状況は把握をしているところであります。この中でそれぞれ、個々についての問題点等については、事業進行にかかわってはそれぞれの立場での意見等が出されて進んでいるものだと思いますけれども、今回に限っての質問での内容とすれば、事故対策ということでありまして、事故といっても交通事故が中心になろうかと思いますし、一部水路の関係でありますとか、通学路の関係でありますとか、こういったもろもろの事故対策ということで、出てこようかと思います。

これにつきまして、特に今申し上げたとおり交通事故、今まで大分整備ができた関係から、今まで全然新設された道路という形になりますし、利便ということで開通なり、舗装が終われば、即一般の車両が入る、こんなことから、秩序とすれば広い道路に出るときには細い道路を通ってきたものは、とまるというような原則があるわけですけれど

も、ここら辺見ますと大分一時停止の標識等も整備をされてきております。こういうことからすれば、結論からいうと、そういう基本的なモラルといいますか、交通、車を運転する人のモラルというところに行き着いてしまうのかもしれませんけれども、やはりまだ標識等が整備されていない部分があります。ここら辺の整備の仕方等についての考え方、それから今後、状況によっては信号機の設置、こんなものが出てこようかと思いますけども、ここにかかわる考え方。

それから水路ですね。大変水田というのはほとんどなくなって、一部あるわけですけれども、それと市長が言う緑と清流の中から、大きな水路を何本か残している部分、これについては新しい水辺に親しむというようなことから工法を組み石の工法をとらえたり、その水辺におりるなどあるんですけれども、やはり大変狭い引き込みの水路で、水位までの差が大変深いといいますか、そういった水路があるわけです。これにかかわる安全対策といいますか、ここら辺についての考え方。

それから通学路の件ですけれども、ここにいる執印さんのお住まいの、要するに仮称二番橋、ここら辺の宮の市営住宅の東側からは全部四小へ通っている、こんな実情があるわけです。そういう中で今の学校の考え方、整備中であるし、いろいろ道路が変わってくる状況から指定はできないような状況があるかと思うんですけれども、そこら辺の学童に対する安全面の考え方、一応この３点に絞って、それぞれ御回答いただければありがたいと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それではお答えをいたします。

区画整理事業を行うに際しましては、いろいろな作業が入ってまいります。大ざっぱに申し上げますと道路、水路、公園等の整備、それから宅地造成、それから建築物等の移転・新築、それから道路の建設に伴いまして道路の上空を通るところの電気、通信、いわゆる各占用の施設、それから道路の地下には上下水道、それから排水管の埋設、あるいは都市ガスの敷設、そういうようなものがあるわけでございます。したがってこれらの工事を行う上では、それぞれの管理者がいるわけでございます。都道でありますれば東京都、あるいは市が発注するところの工事であります、例えば都市整備部の区画整理課、一部事業を委託しておりますので、道路の築造・水路、あるいは宅地造成等につきましては、新都市建設公社も関係をしてきます。そのほか東電でありますとか、ＮＴＴ、東京ガス、それから建物の移転ということを、新築になりますと、その施主が該当をしてくるということでございます。したがって工事中の件につきましては、市が区画

整理の施行者でございますので、総合的に指導をいたしまして、事故の防止に努めなけりゃいけないということで努力をしております。

ただいま御指摘のございました特に道路の関係でございます。道路をつくるまでの配慮は今申し上げましたとおりでございますけれども、つくった後の管理でございますが、これは区画整理事業が完成するまで事業者の管理ということで、都市整備部が担当しているわけでございます。道路の管理といたしまして、道路管理者とそれから交通管理者というふうに分けることができるわけでございます。いわゆる交通管理者といいますのは、東京都公安委員会、その事務を行うところの日野警察署及び本庁ということになるわけでございます。道路管理者、それから交通管理者、それぞれ地域の住民の皆さんの要望も入れた中で協議をいたしまして、標識それから信号機の必要なところにつきましては信号機の設置等を行っていきたいということでございます。

それから水路でございますが、万願寺の区画整理区域内には、２種類の水路があります。一つは自然を守り、回復するということで、浸水性の高い水路、いわゆる浸水性を持たせた水路。あと一つは雨水を合理的に排除するということの、そういう機能を持ちました水路ということになるわけでございます。雨水を排除する目的のみの水路につきましては、これは工期施工の中で安全対策にはその時点で十分配慮をしております。問題は浸水性の高い水路でございます。この水路はいわゆる付近の住民の方々に自然に接してもらうという、そういった側面が大きくなっておりますので、非常にこの安全対策が難しいわけでございます。片方立てますと片方の浸水性が失ってしまう、浸水性だけを考えれば、安全性の確保がおろそかになる。そういう側面がございまして、非常に難しいわけでございます。しかしながら安全性ということには十分配慮しなきゃいけないわけでございまして、今後状況を見まして、構造的な問題、それから付近の皆さんへのいわゆる危険防止といいますか、注意を促すようなそういうことも考えていきたいというふうに考えております。

ちょっと申しおくれましたけれども、万願寺地内の水路は、これはほかの水路とも共通する面があるんですが、一定の勾配で水を流すわけでございまして、上流の水路の、いわゆる河床ですね、水路の底でございますけれども、これが一つ決まってきますと、上流が浅ければ浅い水路でいきますし、深ければ深い水路になってくる。それから水路は道路の下を横断をするわけでございまして、この横断をするときに、道路の高さとの問題がございまして、水路が若干深くなる、そういうこともあるわけでございます。いずれにいたしましても、御指摘の点は十分私ども理解できるわけでございますので、浸

水性も十分配慮し、危険防止を十分考え、今後対応をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君）　通学路の件でお答えいたします。

通学路につきまして地域の保護者の意見、また学校の意見、また道路管理者の意見等を考慮して通学路を指定しているわけですけれども、あの区画整理中で危険が発生するとか、臨時的なものにつきましても、区画整理の施行者側の意見を聞いたり、また地域の保護者の意見、学校の先生と協議をして、十分注意して当たっていきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　それぞれお答えをいただきました。特に危険防止については関係のそれぞれの機関と調整をいただきまして、事故が起きてからでは遅いわけなんで、ぜひ事前に策をとられるように強く要望をいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって６の２、区画整理事業中の事故対策についての質問を終わります。

一般質問７の１、再度浅川長沼橋の架け替えについて問うの通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（高橋徳次君）　それでは通告に従いまして、再度長沼橋架け替えの件について質問させていただきます。

この件につきましては昨年たしか９月の定例会だったと思います、一度しておりました。しかしちょっとまだ不十分な点がありましたので、もう一度質問させていただきます。

前にも申し上げましたとおり、この長沼橋ですか、これは橋の幅が３メーターということで、その両端は堤防上の道路ということで、このまた道路幅も３メーターというようなＴ字形の、両方がＴ字形の場所にかかっています。もう皆さんも御存じのとおり朝晩はこの道路へ、この橋ですね、ここへ平山工業団地へ向かう車、これが殺到してきております。そういった中で非常に危ないということで、その後歩道を別に一応つけ足したという経過がございます。この歩道をつけ足した経過でございますけれども、これはあくまでも日野分の方の駅への歩行の危険を避けるということでつけたものでございます。しかし車は相変わらず殺到しているということで、ことに北野側の堤防上は、これ

は一部通学路にもなっております。そういった関係で八王子の方とも話し合いまして、ここを一時朝の一方通行にしていただいて、八王子方面から日野へ向かってくる車、これは１時間「車禁」ということにしてもらいました。しかしこれで、一時はよかったんですけれども、最近はまたこの一方通行全然無視されていってしまうという状態になっております。またこの橋は日野分の方の方が朝夕、八王子の卸売りセンターですか、ここへ買い物に行くというのにも利用しております。そういったことでよくこの橋を渡る場合には対岸を確認した上で渡らないと、河岸の中央で鉢合わせをする、そこでお決まりのけんかが始まるというのが、この橋の現実です。

最近、建設省の方でこの橋をかけかえたいということで、昨年９月議会の一般質問の中でも建設部長の方からその大まかなことはお話がございました。そういった中で、ちょっと先に伺いたいのは、つい最近聞いた話ですけれど、地元自治会と市とで、橋のかけかえの件だかで話し合いがあったということを聞いたんですけれど、もしありましたらそのときの様子をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問は滝合自治会との説明会のことだと思いますけども、実は建設省の方のこのかけかえの予定では、平成元年度から平成５年度までを事業計画として立案されているわけでございます。まず平成元年度の中で、現地測量、そういう測量関係の仕事をするというようなことになっておりまして、既に地元に何も話のないうちに、建設省の方ではそういう地元へ行って測量していたという経過があるわけでございます。市の方からも、地元住民にそういう話をしなければいけませんよということで、強く建設省の方へ要望いたしまして、また建設省の方では、それでは市で音頭をとっていただいて、地元折衝していただけないかというようなことがございまして、昨年におきまして地元の自治会の方の会長さんにそういうお話をしたところ、会長さんの方では、それでは役員を集めますから、その役員のところで、基本的な説明をしていただけないかということになりまして、平成２年の４月の15日でございます。場所は滝合地区センターで、自治会の役員がお集まりを願いまして、その席で市の方から行きまして、長沼橋のかけかえについての事業の主体とか、それから事業年度とか、橋の概要、それからかけかえの理由等についての説明をしたということでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　わかりました。

ちょっと伺いますけど、そのときに別に問題点というようなものは出てこなかったですか。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　何点か質問がございました。その質問について御説明いたしますけど、まずその１点は橋の必要性ですね。かけかえはなぜやるのかというふうなことの質問がございました。

それからあと２点目でございますけど、通過交通が今まで以上にふえるんではなかろうかというふうな御質問もございました。

それから３点目、最後になりますけども、西平山地区区画整理との整合性の問題でございます。それについての御質問もございました。そのような内容のことではございました。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　とにかくこの滝合自治会は今回西平山の区画整理からは除外されている自治会です。たしか西平山二丁目でしたね。

いずれにいたしましてもとにかくこの西平山は、これから区画整理をやろうというような中で、私どもは昔からこれは「日野の西のチベットだ、チベットだ」というふうな言い方が日常の慣用語になっておりました。（「文化財だよ」と呼ぶ者あり）まあそういった中で、とにかく今回その循環バスですか、これがやっと通るかなと思ったら、やはり取りつけ道路が非常に狭くて危ないというようなことで、除外されております。また今までも何回となく、この地域の諸問題を持ち出してきたんですけれど、いずれにしても区画整理をやるからということで、いつも逃げられている状態でございます。

区画整理の方は予定としては平成８年度完成ですか、完了ですか。という予定のようですけれど、まだまだこの西平山の区画整理の中には、この高台はほとんど遺跡調査の対象となっているというようなことで、とても平成８年の完了は考えられないのが現状です。そこでせっかく橋だけができて、その取りつけ道路ができないということでは、非常に宝の持ちぐされという感じになるんじゃないかなという気がします。

まあ、この長沼橋ですね、これきょうはたまたま私自分の書類箱を受けたら、西さんという方のあれが入ってました。それにはやっぱり長沼橋は日野が圧倒的に利用するから、日野の地図の中に入れよというふうなことが書いてございましたけれども、これ昔は木造でした。現在の橋は車の通れるところが３メーターですか。橋の長さは131.9メーター。それでこれでは危ない、歩行者が全然通れないで危ないということでその後、歩

道をふやした。この歩道の部分が２メーターで、長さは同じ長さ。このときに車道の分は八王子が費用の７割を負担、日野が３割、歩道の部分のときには八王子と日野が５分５分というふうな費用分担をしているようでございます。

今回の新しい橋ですか、これは先だってもちょっとお話がございましたとおり、幅が12メーター、車道７メーターの歩道を2.5メーターずつ両側につくるということで、長さは145メーター、その総費用は16億ですか、これは建設省が２割、３億2,000万ですか、残り12億8,000万を八王子が６、日野が４というふうで、八王子が７億6,800万、日野が５億1,200万というふうな分担で、たしか日野の方も今年度に、当初予算へ２億だか計上してあると思います。

それでこの経過は、たしかこの前の発表だと、平成元年に測量調査と、これは今話がございましたとおり確かに測量は終わっているようですね。平成２年度にボーリング調査や、橋脚部の工事、平成３年に同じ調査を続行、平成４年に橋上工事、平成５年に完了するということで計画されているようですけれど、橋のかかる部分というのは、現在の橋のさらに上の方になるわけですか。

それでこれに対して問題なのは、取りつけ道路なんですけれど、八王子の分の方ですね、これは取りつけ道路は当初区画整理の中でやろうということを予定していたようですけれど、それが思ったようにいかないということで、一応道路としての単独買収で取りつけ道路をつくるという形を考えて、その方向で動き出しているようなんですね。それでとりあえずは長沼駅まで抜いて、すぐ川崎街道ですか、北野街道まで抜くということで、長沼駅の少し手前の10軒ばかり商店街がある、そこまでは用地買収の内諾が全部得られているというのが、八王子の方の現状です。昨年９月のときのこの質問の、取りつけ道路の回答には、やはり区画整理の中で考えていきたい。これは至極もっともな話だと思うんですけれども。そのために、区画整理に合わせるために建設がおくれたり、また建設されていながら取りつけ道路が完了しないということでは、非常にうまくないんじゃないかなという気がします。その辺をもう少し前向きに考えられないものかどうか、ぜひ前向きに考えた返答をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　私の方はこの計画を持参したときの時点では、あくまでも西平山の土地区画整理事業の区画街路を計画しているのに整合しよというようなことで、建設省の方にも橋の位置というものを、日野市としてはアピールしていたというようなことでございます。そういう考え方の中でいけば、やはりこの区画整理事業が来年度で

すか、事業認可もおりるというような形の中でございますから、橋イコール区画整理の街路というふうな形の中で、ひとつ区画整理の方で頑張って、その事業に推進していただきたいというのが、私の方の考え方でございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　　昨年の９月のときの返答と全然同じです。

そうしますと、ちょっとまた伺いたいんですけれど、八王子市と話し合って進めていくのか、日野市の区画整理をにらみあわせながら進めていくのか、そのどちらでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　これは八王子市は八王子市でこの取りつけ道路の考え方を出してやっていく、日野市は日野市でやるというような形になっておりますもんで、ただこれひとつこれを言っておきたいと思うんですけども、今ある既存の橋は、この新しい橋ができ、また取りつけ道路ができなければ閉鎖をしない、壊さないというようなことは建設省で言われておりますもんで、そういう中でおりますんで、御理解をしていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　　もちろん新しい橋が完成しないうちに、古い橋を壊されたんでは、これはもう大変なことになってしまうということで、そんなことはまあないと思いますけど、いずれにしてもとにかく前にも申し上げましたとおり、どうもこの状態でいくと、何か八王子の方が積極的で、取りつけ道路も既に話し合って、地主さんの内諾を得ているというようなことから見ていきますと、また前回のこの橋、今の現在の橋でしたね。この７・３のとき、このときのように７分が先にかかって、日野分の３分が２年もそのまんまにすっぽかされているということがくれぐれもないようにしていただきたい。それととにかくこれは要望しておきますけど、区画整理の中で考えるとそれは当然でしょう。しかしこれを利用する人たちのためには、やはり１日でも早くその道路がより有効に橋が利用できるようにというふうに前向きに考えていただく。せめて既設の道路までででも取りつけ道路をつくる。理想的に言えば、今予定されている西豊田駅ですか、ここまでを一気に抜いてしまえば、それが一番よろしいんですけど、それも大変だと思います。そういったことでこの点とにかく前向きにお願いしたいと思います。この件について市長の御意見を伺いたいんですけれど、へたひくとこれ藪から蛇出す恐れがありますので、結構です。この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって７の１、再度浅川長沼橋の架け替えについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時44分　休憩

午後１時７分　再開

○副議長（福島敏雄君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の２、山王前１号線拡幅計画の其の後の進捗状況についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（高橋徳次君）　　それでは山王前１号線の拡幅の其の後の進捗状況について質問させていただきます。

これは山王前１号線と申しますと、西平山五丁目ですね。この地域はちょうど中央線東側、東南ですか、が中央線、それから北西部の方は緑の緑地帯で分断されて、旭が丘の平山台の区画整理のときも外され、また今回西平山の区画整理からも外れているところです。ここは豊田団地ができる以前は、戸数が五，六十世帯、あとは周りは畑ばかりというような状態のところでしたけれども、豊田団地が240戸ばかりできまして、これは日本住宅公団が分譲したんですけれど、それから急速に家が建ち始めて、現在は約この五丁目で800軒ぐらいの家が建っております。そういった中でなお毎年、20世帯ないし30世帯という家が新築されてきております。家はどんどん新築されるんですけれども、それに伴って必要な道路、これは昔からの道路で、ほとんどが農道に近い道路ということで、消防車も救急車も入れないというような場所がかなりございます。

そういった中で先ほども申し上げたとおり、循環バスももちろん外されて迂回して、上に上ってしまうというような中です。そういった中で、さっきの話の長沼橋ですか、ここを渡ってくる工業団地へ向かう車、これが全部ここへ向かってきます。その上悪いことには、国道16号のバイパスですか、これが数年前に開通しまして、また浅川を渡ったすぐそばに、進入路が建設されたというような関係で、こちらからも多くの車がやはり平山工業団地へ向かって目白押しというような形で、狭い路地が朝晩は非常に混雑して危ないということで、昨年の夏から本年の一月ごろにかけて、四中並びに旭が丘小学

校、それから上野原自治会、大和田自治会、大平自治会、豊田団地自治会、中込自治会ですか、というような自治会と、また工業団地内にある工場の代表の方、また警察、教育委員会と、この交通対策を何とかしようじゃないかということで、何度となく交渉を重ねて、一応可能な限りのことは善処してもらいました。

しかしこれを根本的に解決するにはやはり道路の整備以外にないと思います。振り返ってみますと、この地域、長年の夢であった大和田中１号線という真ん中の道路、これが昭和60年の年度末に拡幅整備されたということで、この地域にとっては非常に助かったということで、喜んでいるわけでございますけれども、この大和田中１号線を広げた理由、もう一つの目的があったわけです。それは今ここで申し上げている山王前１号線の拡幅ですね。この山王前１号線を拡幅するというのには、どうしても中１号線を広げておかなければできないというようなことで、当初は中１号線の拡幅に全力を挙げて、その実現が見られたんですけれど、それがようやく60年に完成しました。

その後、今取り上げております中山王前１号線ですか、この問題について取り組み出したんですけれど、この件については63年の９月に一応関係者の方に寄っていただいて、お話をしております。そういった中で、幾つか問題点があります。この問題点の一つ一つを本来ならばこの席で解明していきたいと思うんですけれど、今の時点ではまだ時期尚早という感がします。

先ほどの件ではないんですけれど、これもまたうっかりつつくと蛇が出てくるというような状態がありますので、ここでは前向きの漸進的な対応をお願いしたいと思います。その本論を伺う前に、関連がありますので伺っておきたいんですけど、これは下水道関係です。この五丁目の真ん中には豊田団地という団地がございます。この豊田団地はもともともう二十数年前から簡易水道を使っておりました。ところが水質の汚染というようなことがありまして、都市水道に切りかえたいという要望が出てまいりまして、数年間切りかえるか、あるいはそのままでよろしいのかというような論議がかわされておりました。ところが最近ようやく切りかえるということで、団地内の意見が一致しまして、そこでいよいよ切りかえるということで、たまたまそのときに下水道の問題が出てまいりました。そういった中でどうせ切りかえるなら、水道を切りかえて、それでまたその後今度は下水道を埋設するという二重の手間は避けるようにということで、経費の節減とまた工期の短縮という意味において、下水道課と水道部と土木課と、この３者で横の連携を密にしてやっていただいて、昨年ようやく両方とも大体完了しているようです。おかげさまでこの団地内は一応下水の関係は完了しましたが、今度はその残されている

周辺の下水道の工事、これが今後どのような形で今計画され、進められていくのか。もちろんこの地域も秋川処理区の八王子処理場ですか、こちらへ参るということで、大体本管の工事は終わっているようです。あとこれから枝管へ入るわけなんですけれど、その周辺の今後の下水道の状態をまず伺っておきたいと思います。お願いします。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

御指摘の地域は今お話がありましたように、秋川処理区の区域でございます。八王子処理場、ないしはこれに関連するところの流域幹線につきましては、平成３年度完成し、平成４年度から供用を開始したいということで、現在進めております。

日野市内の関連する公共下水道につきましては、この東京都の計画に整合するよう、現在汚水管の敷設等を行っております。この地域につきましては、道路整備が完了しているところは問題ないわけでございますが、道路の拡幅等の計画があるところは、この道路の整備に整合するように考えております。しかしながらいろいろ境界の確定、あるいは民々との問題等がありまして、道路整備が計画どおりいかないという場合には、関係権利者の了解を得て、平成３年度中には汚水管の埋設工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　今、承った下水管、平成３年度中ということなんですけれど、今この下水管をいけ込むについても、山王前１号線ですか、これがこの地域の一番要になっている道路です。そういった中で果たしてこの拡幅が、この下水管の埋設、これと同時進行していけるものかどうか。山王前１号線のその後の見通しについてお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

この道路の問題につきましては、ちょうど建設部長の方から現況についてお話があろうかと思いますけれども、現況の道路と、いわゆる公道と現況の道路が整合していないようでございます。地元説明会を開きまして、境界を明らかにし、拡幅整備をするということで地元にお願いをしている。要するにこの道路拡幅をするということになりますと、その隣接する、土地を提供してもらう権利者から、その土地を買収しなきゃならない。提供してもらわなきゃならないということになるわけでございます。そうするとその土地の分筆を必要とする。その分筆をするということになりますと、民々との境界が

固まらないとその分筆の作業ができないという、そういう問題もあるようでございます。ですからそういうものも順調に進み、道路築造前に汚水管の埋設をすれば、一番これは理想的なわけでございます。しかしながらこれが時間がかかった場合にはこの汚水管をどうするかということになるわけでございます。今、御指摘の山王前１号線につきましては、この汚水管で取る面積が約２ヘクタールございます。現在の戸数にいたしまして50戸の汚水をこの管で取ることになるわけでございます。したがって道路の整備が順調にいかないということでありますれば、現在の道路の一部民地が、現況道路になっているわけでございますので、そういったところにつきましては、地主さんの了解を得て、汚水管を入れていきたいということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　その道路の現況と公図の違いですね。また民々の境界、その他二つばかり問題点があるんですけれど、その内容には余り今の時点では触れたくなかったんですけれど、私自身はこの問題についてはやはり市の方が積極的に動いていただくと、それに対して我々がバックアップして協力していくということは、やぶさかでないんですけれど。

建設部長にちょっと伺いますけど、そのほかの問題点はどういう点があるんですか。伺います。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　そのほかの問題と申しますと、これはもうこの山王１号線についてのいろいろと長い時間をかけてきてますけど、特にこの地元では議員さんには骨を折っていただきまして、この地主さんにもいろいろアタックしていただきまして、本当にありがたいんですけど、その中で特にあるかと申しましても、先ほど議員さんがお話をした以外には、一つは神社用地の問題、これが公図と実際の現状とは違うとか、それから民々の中においても一つは墓地がございまして、墓地と、公図の位置と現状が違うとか、それからまあ大きい問題は境界確定する前に、不動産屋が分譲いたしまして、うちを建てた、その後に確定をしたところ、その建物のところまでにあかみちが入っていたというふうな問題ですね。これらの問題あわせまして、６点ばかり問題点が今現在あるということだけ、認識しております。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　高橋徳次君。

○17番（高橋徳次君）　その問題点、その墓地の問題点なんですけど、これは中１号線を広げたときにも現況と公図と大分違ってしまっていたということで、この解決に少し

時間がかかったんですけれど、一応クリアして広げたといういきさつがございます。またその神社用地ですね、この点もちょっと――地元の方では話はついてるんですけれど、市の方でどう受けとめるかそれはわかりませんけれども、もともとこれは確かに神社用地が民地と入れかわってしまっている。しかしこれ、ここで取り上げて余り言う必要がないと思うんですけれど、ここのその取りかかった部分に要するに日野市の地区センターが建っているんです。これはどういういきさつでそこへ建てられたか、この件についてはまあ返答は結構です。

いずれにしても道路を広げるということについては、いろいろな問題が絡んでまいります。しかしその一つ一つを辛抱強くやっていかないとなかなか道路１本広げるということは難しいと思います。そういった意味でとにかくこの道路だけは、この地域にとってはどうしても広げておかなければ、今広げておかないと、ますます広がらないという結果になってしまいます。そういったことで、ぜひ前向きな努力を強く要望をして、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって７の２、山王前１号線拡幅計画の其の後の進捗状況についての質問を終わります。

一般質問８の１、平山苑のがけ崩れ対策と緑地保全についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　平山苑のがけ崩れ対策と緑地保全についての一般質問を行います。

平山苑に隣接する緑地3.1ヘクタールが京王電鉄から市に寄付をされたことが、先日森田市長から行政報告として明らかにされました。また新聞でも報道されてきたことは、既に周知のとおりであります。

この問題については災害危険箇所への対策として、私が一般質問で取り上げてから、既に13年が経過をしております。土地の境界を巡って約30年にわたって争いが続けられてきたことから、その解決が伸び伸びとなってきていたものであります。昨年の私の質問に対して、今までの局部的な解決ということでは、問題解決にならないので、発想を変えてこの緑地一帯を保存するとともに、管理をしていく。当該地を無償で譲り受けて、緑地として整備していくために、鋭意取り組んでいくという積極的な姿勢が明らかにされておりますが、問題の解決に向けて市長初め、市当局の意欲的な取り組みについては、率直に評価をしたいと思います。

平山苑のがけ崩れ対策と緑地の保全についての具体的な質問でありますけども、１点は平山苑の上部といいますか、南側、かつて美濃部都政時代に都が買収した緑地があります。さらに田園都市開発所有地と、今回京王電鉄から寄付をされた３.1ヘクタールの土地、そしてまた最近市が買収した緑地などが、この平山苑の隣接地として存在するわけでありますけども、この質問に先立ってその現況図を求めたわけですけども、相手のあることで、今すぐにこの現況図に色を落とせないという返事でございますので、これは後日に譲るとして、それぞれの位置関係をわかる範囲で御説明いただきたいと思います。それぞれの面積もあわせて、お答えいただきたいと思います。これが質問の１点であります。

２点目は京王電鉄から3.1ヘクタールの緑地が寄付をされたわけですけども、その経緯、交渉経過などについて伺っておきたいと思います。

３点目について、新聞報道によれば田園都市開発との話し合いについては、見通しは明るいというふうに見ておるようですけども、これには何か具体的な感触なり、根拠があるのかどうか、伺っておきたいと思います。

４点目は、今度補正予算で予算化をされた災害対策としての工事費の400万でありますけども、工事の内容についてはどういう内容の工事が行われるのか。とりあえずの暫定的な防災工事という範囲にとどまるのか、きちっとした、いわゆる擁壁工事ということになるのか、この工事の内容について伺っておきたいと思います。

５点目は、今後の緑地の活用計画についてでありますけども、新聞の報道によれば、今後散策道を整備して、市民の緑地公園にする方針というふうに書かれております。今、この時点で明らかにできる範囲で結構ですけども、どういう将来構想があるのか、この辺伺いたいと思います。以上、５点伺います。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは都市部の関係につきまして、お答えをいたします。

ただいまの議員さんが、東京都の緑地を初めといたしまして、お話がございましたが、まず今回日野市が寄付を受けました3.1ヘクタールのこの周辺の緑地の状況を申し上げたいと思います。

御承知のようにこの地域は、東側につきましては京王帝都電鉄が区画整理をもちまして宅地造成を行い、またこの寄付受領地の西側につきましては、30年代の半ばでございますけども、田園都市開発が宅地造成を行い、分譲したということでございます。したがってこの周辺が宅地化をされまして、現在緑地として残っている部分が、京王ストアの南側から宗印寺のお寺の裏山、それから先般市の公社で一部買いましたその西方の自然地、自然林、この土地に接続いたしまして、京王帝都の団地と、それから平山苑との団地の土地がございます。これが南の方に延び、さらには西に折れまして、帯状に緑地として残っているわけでございます。ただいま申し上げましたこの緑地がおおよそ11.5ヘクタールございます。周辺が開発されて、非常に貴重な緑地というふうに理解をしております。さらにはこの平山苑の南側の尾根の、南側でございますけども、これは昭和55年でございますけれども、東京都が整備をいたしまして、東京都立平山城址公園ということで、供用開始をしてございます。この面積がおおよそ6.45ヘクタールでございます。

さらにはこの周辺に、まだ自然林もございますし、この平山城址公園の西側には農工大学の波丘地、農業研究所ですか、の実験林もございまして、将来にわたりまして、担保性の高い緑地となっております。したがって日野分にございますところの11.5ヘクタールの今後の保存というのは、非常に重要な位置を占めているということでございます。

２点目は交渉経過でございますが、これは今までの議会の中でも申し上げておるわけでございますが、平山苑の宅地造成がこれは田園都市開発株式会社という会社が行ったわけでございます。現在はこの会社はなくなりまして、この会社の承継をＡＳＳ株式会社という会社が行っております。したがってこの周辺にございます通称田園都市といっている土地は、すべてＡＳＳの所有というふうに御理解をいただいて結構でございます。要するにこのＡＳＳの持っている所有地と、それから京王帝都との境界の係争があったわけでございます。これは昭和37年ないしは昭和39年でございますけれども、京王帝都電鉄が立ち入り占有妨害等の禁止の仮処分を行ったわけでございます。こういったこともございまして、現地が現状のまま現在に至ったわけでございますが、付近の住民のいわゆる災害への不安とかこういったものから、市及び東京都から再三にわたりまして、この京王帝都電鉄、あるいはＡＳＳに向けまして、防災工事等の要請を行ってきたわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、この境界の問題がございまして、防災的な工事等はなされないまま現在に至ったということでございます。

このような、今までのやり方でこの地域の緑地の保全、あるいは市民の生命財産を守るということは、市としてなかなかもう不可能であろうというような見地に立ちまして、この土地を市が無償で受領しまして、防災工事はもとより、この連擔する緑地として積極的に整備をし、市民に活用した方がいいんではないか、そういう考えに立ちまして、

昭和63年の11月でございますけれども、京王帝都電鉄に譲渡の依頼をしたわけでございます。その後いろいろこの事務処理につきまして協議を重ね、今年の３月20日付をもちまして、日野市が寄付受領をしたということでございます。

それから３点目はＡＳＳとの境界の確定の問題でございますが、この境界確定につきましては、先ほど申し上げましたが、京王帝都電鉄、あるいはＡＳＳの当事者間の問題ではございますけれども、この境界が解決しないと、防災的な措置も進まないということで、市が積極的に中に入りまして、境界確定の事務を進めてきたわけでございます。これは具体的には境界確定にＡＳＳの会社がのってくるということでございまして、当時都市計画が担当しているわけでございますが、都内に本社がございますその会社に再三出向きまして、この要請をしてきたということでございます。これもなかなかこの当事者間の境界の確定というのが不可能でございますので、先ほど申し上げましたように、京王から市が所有権を取得し、市とＡＳＳと境界の確定を行うというふうに考え方を変えまして、この境界の問題につきましては、市が引き継ぐ形で寄付受領を行ったわけでございます。現在、ＡＳＳは境界確定には前向きな姿勢を示してまいりまして、本年の４月でございますけれども、現地に社長、それから測量等を行う会社等が現地撮影をいたしまして、協議を日野市と行っております。

現在、かねて京王帝都が主張しております境界線を図面と現地に落とすということの作業を進めております。これが順調に参りますれば、境界の確定はかなり進むということになるわけでございます。これは現時点での状況でございます。

あとの内容につきましては、担当部の方からお話をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　第４点目の御質問の、本議会にお願いしております補正予算の400万防災工事費の内訳ということでございます。

これにつきましては当面の防災工事ということで、内容といたしましては、がけ地の補修、あるいはがけ地盤の保護のための樹木の伐採、あるいは板柵、また場所によっては鉄線囲いが必要であればそういったものも施したい。また管理徹底のための立て看板の設置などもしていきたい。そういったような考えのもとでお願いしているところのものでございます。簡単ですが答弁といたします。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　１点目の中で最近買収した土地についてはどこかと、その面積と場所を教えていただきたいという御質問でございます。

お答えいたします。場所は平山六丁目の16の１ほか２筆でございまして、番地で言ってもわかりませんで、これは宗印寺の西側の方に当たる場所でございます。なお今回この寄付を受けた土地と隣接する場所でございます。面積は7,774.56平方メートルでございます。

それから２点目でございますけども、今後の緑地の活用計画についてということで、御質問でございます。お答え申し上げます。この緑地は唯一の自然の樹林でございまして、保存という中で施設といたしますと、散策路とか休養施設とか、最小限土地を利用して、市民の安らぎの場として管理をしていきたいという考えで、現在おります。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

１番目の質問ですけれども、京王電鉄から寄付を受けた3.1ヘクタールの緑地と、市が買収した宗印寺西側の緑地、これは隣接、つまり間に何もなくて、つながっているそういう地形なのかどうかですね。その点、１点伺いたいと思います。

それからがけ崩れ対策として今回400万の工事費で、当面の対策として工事が行われるわけでありますけれども、御存じのように昨年、いわゆる平山苑の東側のがけの部分の危険箇所が問題になったわけでありますけれども、まだ危険箇所という点でいえば、平山苑の上部の方に、つまり南側ですが、同じようないわゆる不安箇所が存在するわけであります。その点については、今後どうするのか。２点目として伺っておきたいと思います。

それと当面の対策としての400万の工事でありますけれども、先ほどの散策路と緑地を保全しながら、いわば公園的な要素も構想の中に含まれているということでありますけれども、それとこの防災対策との関連はどういうことになるのか。つまりそのがけ地の状況から、近い将来はその部分も含めて、緑地にしていくというそういうことなのか。それともむき出しで、くいと板を使って防災対策をしていくと、将来に向けてもそういう状況で置いておくのかです。その辺も公園的な構想ということで言えば、もう少しきちっとした対策が取られていいのではないかと、こんなふうに私思います。その点についても、一言あればお答えいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　１点目の御質問は京王の土地と、それから市がここで買った土地の間はつながるのかどうなのかというような御質問だと思いますけど、ここには

ちょうど法地になっておりまして、市の管理しているそこは土地でございます。ですからこれで二つの問題はドッキングするということでございます。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　防災対策の点でございますが、建設部と連携の上で再度現況を再点検いたしまして、お話のありました点、そういう点も含めましての対策を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　京王電鉄から寄付を受けた3.1ヘクタールの土地の今後の保全の仕方でありますが、お話にありましたとおり、30年にもわたる全く業者側だけの係争ということで、日野市民に対する危険の放置があったということでありまして、まあ事故が起きたらそのときに初めて責任を取るというようなことにはしてはいけないということで、代執行を行って、日野市が安全工事を一応行う。経費は所有する側に請求することになりますというふうな交渉も行った結果、持ち主の方も翻意をして、今回のような公共用地として保全にゆだねるというお考えになられたことだと思っております。

先日の行政報告の際に、このことにつきまして、とりあえずがけ地部分には、防災工事を行い、今後地形を整え、樹林地としての保全に当たる計画でありますというふうに申し上げております。つまり今回400万円の計上の措置は、当面の防災ということでありまして、緑地保全、樹林地の保全事業は、今後緑政課の主管する行事として、仕事として行うことになるわけであります。

地形を整えるというふうに考えておりますので、今のがけ地部分の防災工事は一たんやりますけど、ある程度地形を整える、こういう工事を今後行うことによって、市民の利用にも耐えられる、供し得るというふうに進めたいという考えであります。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　わかりました。

最後に一言意見を申し述べてこの質問を終わりたいと思います。一つは、先ほど指摘もいたしましたけれども、今回の防災対策の危険箇所だけでなくて、平山苑の上部、南側にも危険箇所がございます。過去にも何回か、そういう不安材料が表面化したことがあるわけでありますけれども、全体をにらんでの安全対策も引き続きひとつ視野に入れて取り組んでいただきたいということが一つであります。

２点目は先ほどの答弁の中にもありました、都立の平山城址公園が既に整備されているわけでありますけれども、それとの整合性といいますか、今市長からも地形を整えて、

いわゆる公園的な要素を含めての計画を進める、そういう御答弁がありました。ぜひそういう点で緑地を生かした、そして既にある平山城址公園との整合性も図りながら、積極的に取り組んでいただきたいということを意見として述べて、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって８の１、平山苑のかけ崩れ対策と緑地保全についての質問を終わります。

一般質問８の２、北野街道ぞいの下水道工事の進捗状況についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　北野街道ぞいの下水道工事の進捗状況について質問をいたします。

一つは現在取り組まれている下水道の工事の進捗状況、そして当面といいますか、今後の見通しについてまず１点伺いたいと思います。

それから２点目は、差し迫った問題でありますけれども、南平台入口の工事現場付近の交通安全対策に関連して質問をいたします。過日、周辺住民の方と一緒に、工事現場の事務所を訪れました。一つは、掘削した土砂の搬出用のトラックが五，六台、常時待機しているということから、大変一般市民のマイカー等の交通の支障になるという問題が一つありました。この対策を申し入れました。

２点目は作業員のマイカーが、この南平台入口の道路に路上駐車されている。この問題も早急に地域住民の不安を解消するように申し入れを行いました。

それから３点目はちょうど南平台の入口、Ｔ字路の部分が目隠しのように角が塀で囲まれているということから、大変見通しが悪い状況にあります。カーブミラー等を取りつけるということと、より適切な誘導が必要なわけでありますけれども、既に先日交通事故も起きております。その交通事故を契機に、より安全な対策が求められるということで、申し入れを行いました。その結果、１点目の土砂搬出用のトラックが、５台も６台もそこに待機しているという状況は、工程の調整など今日ではその状況は解消されているというふうに聞いておりますし、その後通りかかってみましても、かつてほどひどい状況はなくなっているようであります。作業員のマイカーの路上駐車ですけれども、実は周辺の空き地等、一時的な駐車場として確保、借りられるように折衝してみたけれども、うまくいかなかったということであります。これは多分今日なお解決されていないと私は思っておりますけども、この点について、例えばみなみが丘の遊休地といいますか、買い手がつくまで空き地で放置しておくという区画した土地がかなりあいております。ここを一時的に借りられるように、市として仲介の労が取れないかどうかという

問題があります。この点について市の方で、現地の状況を踏まえて、より安全な交通対策として取り組めないかどうか、お答えをいただきたいと思います。

３点目の交通事故対策、Ｔ字路のカーブミラーなどの取りつけですけども、これは日野署の交通課の判断では、設置が難しいという返事が返ってきているようでありますけれども、だとすればそれにかわる安全対策が講じられないかどうか、その点について伺いたいと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

北野街道沿いの下水道工事の進捗状況ということでございます。御承知のように浅川右岸につきましては、浅川処理区ということで、東京都が浅川処理場をつくり、それから流域幹線として北野街道、川崎街道に浅川幹線を埋設をするということで、処理場にあわせまして、平成４年に供用できるように、現在東京都が取り組んでいるということでございます。総延長が6,260メートルでございます。現在、完成しておりますのが、162.9メートル、これは全体の長さの３％に相当いたします。これは浅川の横断でございます。それから3,772メートル、この区間につきましては、現在着工しております。全体の面積の60％でございます。それから残る2,325.1メートルでございますが、これ全体の長さの37％に相当するわけでございますが、本年の９月ないし11月に着工をするということで、現在東京都が事業を進めている、準備を進めているということでございます。

次は、南平台及びみなみが丘団地に入るところの北野街道の交差点の付近の問題でございます。これは東京都がこの交差点の近くに縦溝を掘りまして、東西にシールドの推進をやっております。これは長さにいたしますと、この地点のいわゆる縦溝から西側に1,277.9メーター、それから東に806.4メーター工事を行うというものでございます。この工事に伴うところの周辺の交通安全対策ということでございますが、まず第１点目の土砂搬出用のトラックの路上駐車の問題でございますが、この点につきましては、既に改善がなされているわけでございますが、今後も十分配車等の調整をいたしまして、道路に駐車されないよう一層努力するよう、東京都の方に申し入れてございます。

それから２点目は作業員のマイカーでございます。これは隣接の民有の駐車場を借り上げまして、現在車を駐車させているそうでございます。それからさらにはこの工事に関係いたす、いわゆる代行車両の駐車でございますが、これも駐車場を用意いたしまして、そこに誘導をし、路上駐車をさせないようにしていくということでございます。したがって、みなみが丘の、いわゆる宅地の一部駐車場への問題でございますが、この件については現時点では必要ない状況になっているということでございます。

それから交通安全対策の問題でございます。交差点にカーブミラーという話でございましたけれども、この件につきましてはただいまお話がございましたように、交差点にかかるところのカーブミラーというのは、ある意味では非常に危険性も伴うということで、これは警察署といたしましてまずいということでございます。しかしながら、この現場自身が工事の関係で平常の状態とは異なっているわけでございます。どういう対策が可能か、市の方から再度東京都の方に申し入れをいたしまして、できる限りの措置はとりたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　１点目の土砂搬出用のトラックの路上駐車、これは当初よりも改善されたというのは、私も確認をしております。

２点目のマイカー等の路上駐車、ごく最近あそこを通っていません。確認していませんけれども、今の答弁では至近距離に民有地を借り上げて、解決したということでありますので、これも解決済みと理解をいたします。

問題は３点目ですけれども、誘導員があそこに配置をされているんですが、この前事故のあったときは、赤信号の状態でもう少し前に車が前進するように誘導したつもりが、車を運転した方では赤信号だけれども、前へ出ろというふうに指図されたから左折していいんだという理解をして、それで事故が起きたと、こういういわばミス誘導といったらいいんでしょうか、そういうことがあったようです。したがっていろいろ交通事情、それから道路事情等を考えますと、単にカーブミラーをつければいいということだけではなくて、その誘導も含めて安全対策にもう少し配慮が必要かなというふうに思います。

いずれにせよ積極的に周辺住民の苦情にこたえて、一つ一つ解決に努力をされたという点十分理解できますので、引き続きあそこに住む周辺住民が不安や、あるいは工事に伴う不満等が現場に寄せられないように引き続きひとつ努力をしていただきたい、ということを要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって８の２、北野街道ぞいの下水道工事の進捗状況についての質問を終わります。

一般質問８の３、国保税滞納者への対応についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　国保税滞納者への対応について質問をいたします。

この問題については既に過去２回、当市議団が取り上げてきた問題でもあります。４月13日の新聞報道によりますと、厚生省は今年度の国民健康保険の運営について、保険税を滞納している人から、保険証を取り上げる、病院にかかった場合、窓口で一たん医療費の全額を支払うことになる資格証明書の発行などを行うように、都道府県を指導していた、（「とんでもない」と呼ぶ者あり）こういう記事が載っております。国民健康保険事業における財政悪化が年々進行し、破局的な状態に至っていることは周知のとおりであります。

1984年度から、国民健康保険医療費の45％が国庫負担であったものが、一挙に38.5％に引き下げられたことから、地方自治体の国保事業財政は極めて深刻な事態に追い込まれてきております。国庫負担の大幅削減、国保税の値上げ、そして滞納者の増加という、こうした悪循環が繰り返されているのが現状であろうかと思います。

そこで１点伺いたいと思います。今年度の国保事業に対する厚生省の指導・監督通知、監査通知ですかによりますと、短期保険証をなくして、保険税が払えない人に対する制裁措置として、一つ保険証の取り上げ、二つ資格証明書の発行、三つとして保険給付の差しとめを徹底しようという内容になっております。日野市の国保事業における、こうした厚生省の指導に対して、どう対応されているのか１点伺いたいと思います。

それから２点目は昨年４月保険証の切りかえの際、国保税滞納者の実数とその日野市における対応はどうであったのか、伺いたいと思います。以上２点お伺いをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　お答え申し上げます。

まず１点目の問題でございますが、昭和62年に国民健康保険法の一部改正がございまして、ただいまおっしゃられましたように国保税の滞納者対策といたしまして、災害であるとか、病気であるとか、あるいは事業の廃止等の特別の事情がないのに、国民健康保険税を滞納している世帯主、これに対しまして被保険者証の返還であるとか、それにかわる資格証明書の発行、また保険給付の全部または一部の支払いを差しとめるということができるという規定になったわけでございます。これによりまして、国保税に特別の理由がなく滞納した者に対しましては、このような措置が可能になるということが言えると思います。

日野市におきましては、62年以降におきまして、これらを適用した事例はございません。先ほど言いました通知でございますが、これは毎年東京都から指導指針が示されております。かなり多くの項目にわたっておるわけでございますが、私どもそれを十分配

意しながら国保事業の円滑な運営に努めております。しかしながら御質問の件につきましては、例年と同様今後もそのような措置は講ずる考えは現在持っておりません。

なお国保税につきましては御存じのとおり、非常に運営上極めてその財源が重要でございますので、なお一層被保険者の御理解をいただきながら、こちらについては税法の上で適切な事務の執行を図ってまいりたい、このように考えております。

２点目の回答でございますが、平成元年の４月に被保険者証の切りかえがございました。対象者は総数で536名、滞納者の総数でございます。これらの者に対しましては、当然に納税の相談機関を設けて、納税に対する指導と相談をしました。この期間は３月の23日から31日まで。保険年金課の窓口で相談を入れさせております。

先ほど申し上げましたように、これらについても被保険者証を交付しなかったという事例はございませんで、４月11日までにすべての被保険者に対しまして保険証を交付したということでございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　先ほど申し上げた厚生省のいわゆる制裁措置として、保険証の取り上げだとか、資格証明証の発行、あるいは保険給付の差しとめ等の行政指導が強まっている、そういう中で日野市は従来どおり、いわゆる被保険者本位の立場で行っていくという答弁がございました。国民健康保険は国民の生存権を保障するために、国が財政上の責任を負うことを前提でつくられた、国民皆保険制度であります。したがって今後とも当初のこの国民健康保険の持つ本来的な内容を踏まえて、より民主的な保険事業の運営を行うよう強く求めて、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって８の３、国保税滞納者への対応についての質問を終わります。

一般質問９の１、２小前の歩道整備について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

２小前の歩道整備について問うというテーマでございますけども、この問題以前にも本議会で取り上げられた経過がございます。すなわち都道159号線、通称豊田・高幡線と言われている、非常に交通量の多い危険な道路の歩道の問題でございます。その後若干の改善はされたものの、まだまだ危険な状態が続いているというのが現状でございま

す。御承知だと思いますけども、若干どんな危険なのか、ちょっと概略述べてみたいと思います。まずあの道路を、ちょうど二小を出まして、段差のある歩道と、白線でもって区分けをされている歩道と、そういう二通りの歩道になっているわけでございますけども、基本計画の中で、歩道整備については、段差を解消していくという、またしてきましたという、こんな報告も担当部長の方からも報告されているわけでございますけども、実際あそこを見ますと、段差が15センチから45センチという、こういう車道から測定しますとそういう段差になっております。幅も用水路の上にかかっているのは1.5メーター、白線が引いてあるところは、もう狭いところで、50センチぐらいしかない。この段差、15センチから45センチのところを見ますと、片方は階段がついている。片方にはアスファルトでもって多少こう傾斜をつけて、改善をされている。雪が降ると、お年寄りに言わせますと、あそこはもう歩くのはいやだ、こわくてしょうがないという、こういう声も届いております。今の時期だと若干柔らかいですから、うまくそっとは上がれるんですけども、非常に段差のある、大変危険な歩道でございます。

反面、車線の方はどうかと言いますと、この幅員が５メーターから７メーターという、こんな幅員になっております。広いところで７メーター、ちょうどコーナーのところですね。ひっきりなしに車があそこを通行している。

今、東豊田から下に整備されてます2･2･5号線、あの下の方に行きますともうすれ違えないという、こういう危険な道路でもあるわけでございます。都道でございますから改善をといってもなかなか難しい面があると思いますけども、63年の３月に日野市都市計画道路基本計画調査報告書というのをいただきました。大変すばらしい報告書でございます。熟読をいたしながらちょっと感じたのが、タイトルを変えて、日野市の歩道整備計画書という、何かそんなものができたらすばらしいなという、こんな感じも持ったわけでございます。この中でるる報告がされているわけでございますけども、最後の方のまとめと今後の課題の中で、多摩地域が発展していくためには、個々の自治体における町づくりとこれを支える交通基盤整備が不可欠であるという、交通基盤の中でも特に重要なものが、都市計画道路であるという、こういうふうに結んでございます。

前の方をめくっていきますと、この事業計画の中で、「都市計画道路の整備のおくれは、生活道路への通過交通の進入の原因にもなっている」という、したがって、早く計画道路の整備が必要なわけでございますけども、あそこが幹線道路なのかどうかわかりませんけども、私は今の豊田南の区画整理が終わるまでは、かなり重要な路線であると、このように認識をしております。

そこで通告しておきましたように、現状について当局はどのようにお考えになっているのか、これを１点お聞きしたい。

もう一点は、豊田南土地区画整理事業との関連で、若干あの辺が変化をしてくると思います。これは理解できるんですけども、暫定的な工事、これを何とか都の方に働きかけてできないものかどうなのか。

昨日ですか、どなたかの一般質問の中で、安全の先取りというような発言がございました。まさしくこの歩道は私は安全の先取りであろう、そういう対策を講じなければ、万が一通学路でもありますから、子供なり、あるいはお年寄りの事故があったときにはどうする。必ず何らかの手は加えるわけですね。それが日本人的な手法の一つなんですね。何かあると、それ以上に金をかけて、大変な工事をする。わかっているんですよ、あそこは確かに危険なんだ、でもこういうことだからなかなか進まないというジレンマ的なことがあることも、重々承知をしているわけでございますけども、できれば日野市内にいろいろとある未整備の歩道の中でも、優先順位をつけてでも、本当に安心して生活ができる、そういった町づくりを進めていただきたい。こんなことからも取り上げた経過がございます。

ただいま申し上げました現状をどう考えているのか、それと区画整理との関連も理解できますけども、暫定的な工事、何とかできないか、この２点について御答弁を願いたいというように思います。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答え申し上げます。

１点、２点含めましてお答えをさせていただきたいと思います。御指摘のとおり、ここの道路については、管理者は東京都でございますけども、特にひどい場所といたしますと、日野市立第二小学校の周辺でございます。御指摘のとおり道路の幅員は狭く、歩道の段差が一番多いところでございます。こういう中で利便性からも、安全性からも指摘をされている場所でございまして、市としても今まで再三となく東京都の方に対して要望してまいりました。なかなか道路管理者の方も制約条件が多くて、いまだ改善されてないというのが実態でございます。

そういう中で抜本的な解決はどうかというようなこともいろいろ検討した中では、これは豊田南口の区画整理の中で、解決をせざるを得ないというふうに思っているわけでございます。その中で、それでは区画整理ができるまでの間はまだかなりの時間がかかるだろうという中で、これを暫定的にでも処理をしていかなきゃならないということを

常に我々思っているわけでございますけど、その中で一つ構造上の問題点とか、それからその他のことについてもちょっと申し上げたいと思いますけど、最大の今、現状ネックになっているのは、まず一つは用水路が非常にほかの用水路と違いまして、断面が非常に、水深のところが小さいということで、流出の断面が確保できないということで、あの水路に対してはふたを、あのようなかけ方をしているということでございます。これを歩道として御指摘のような段差を解消するということになりますと、そのふたの部分を下げるということは、まず技術的に不可能であるということでございます。

そういう中で今まで手がつけられないというのが、実態でございます。この御質問の通告を受けましてから、一応昨日でございます。13日の日に、東京都の方のここの担当の係長を現地に呼びまして、うちの方の管理課と合同で現地調査を行いました。その中でも確かに危険防止とか、利便性を高めるために、緊急にやらなきゃならない場所もございます。そういう場所については、東京都も認識しております。それからまた構造上から申しまして、暫定的に、それじゃ技術的にどのようにしたらいいかということが、現地の中で出た答えは、とりあえずその高さが下げられませんもんで、スロープにして取りつけをしたらどうかということでございます。このスロープにした場合に、まず一つ問題点が出てくるのは、その地先の地権者ですね、住んでいる方々。そこの了解が得られないと、ここにまた一つ問題があるわけです。それはそれぞれ橋がかかっております。橋以外にそういう形のものをつくるわけでございますから、その地権者の了解が必要であるということでございまして、今後市も東京都にその地権者の交渉に参加いたしまして、いち早くその地権者の了解を得られまして、東京都の方でそのスロープの工事が実現できるように互いに努力しようということで、きのうの立ち会い終わっております。そんなことで、市も積極的に交渉にも入りますもので、しばらくの間お待ちになっていただきたいと思います。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございます。大変積極的な御答弁をありがとうございました。スロープという話、もうこれ当然地主さんとの了解を得なきゃいけないんでしょうけども、今のちょうど四隅にガードレールがございます。しかもそのガードレールがある長さずうっと危険な道路ですね、これやってあればいいんですけども、２カ所だけなんですね。長さ３メーターのレールが２カ所しかない。ないに等しいといったら大変失礼な言い方ですけども、肝心な、車がカーブをしてきて、事故が起きそうだなという場所に全然そういうガードレールがないんですね。ですから、しかも小学生がそこ

を終わって、歩道を渡って、そこにもない。何か不安だなあという感じがいたします。歩ってても多少ガタガタ、ガタガタしますし、ただいまの部長の方から都の担当者と現地調査までしていただいたということで、地域の方には御報告いたしますけども、早急にその辺の了解等々をつけていただいて、いち早く整備をしていただきたい、こんなふうに思います。

１点だけ確認したいんですが、市としての了解いち早く取りつけたいということですが、概略いつごろまでにその辺の行動に入っていただけるのか、概略で結構ですからもしお答えいただければお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（福島敏雄君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　いつごろかということでございますけど、まず順序といたしますれば、先ほど申しましたように地先の地権者の了解というのがまず１点になります。それから東京都の方の今度は補償の予算的な問題もございますけども、この地権者に入るのは、私の方もできるだけ早く私の方から管理課の方へ指示しまして、東京都とタイアップして、やらせるようにはいたしたいと思います。いつかということは、そういう順序の中でいくと、なるだけ早く私もできるようには努力いたします。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。大変、できるだけ早くということで、非常に、ここで日程をあれしてもいたし方ないと思いますけども、できるだけタイムリーな情報を待ちたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって９の１、２小前の歩道整備について問うの質問を終わります。

一般質問９の２、自治会が存在しない地域の住民サービスについて問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

○21番（奥住日出男君）　休憩時間との関係もありますので、簡単に、自治会が存在しない地域の住民サービスについて問うということで、２点通告をしてございます。

１点目は存在する地域の住民サービスと、それと存在しない地域のサービスのこの違い、これが今どうなっているのか。

もう１点は存在しない地域住民に対して、サービスをどのように考えているのか、こういう２点でございます。平成元年度の資料によりますと、自治会の数が今251ございます。その世帯数が４万1,082世帯でございます。ことしの５月１日の日野市の世帯数

が６万2,182、こういうことですから、自治会の構成率は66％ということになります。したがいまして２万1,100世帯、34％の世帯が自治会に入ってないという、こういうデータがございます。自治会があっても、その自治会長さんが一生懸命努力されて、何とか自治会に入ってくださいということを、どの自治会長さんも一生懸命やられている。ただ入りたくないという方は別にしまして、何とか自治会をつくりたい、あるいは自治会に入りたいんだけども、ここには自治会がないんですよ。どうしたらいいんでしょうかという、こういう声がかなり出てきております。世の中、だんだん、だんだん物が豊かになりまして、人間の心が逆にまたこう落ち着いてきますと、何らかの活動をしたい、こういうのが人間の本能でございますから、大変結構なことなんですけども、ややもすると同じ市民でもいろんな資料が、自治会のあるところには、回覧等々がいろいろ年間通じて回ってくる。ちょうど今消毒の時期ですから、いろんなそういうことがある。そういうのを自治会のないところの方が聞きますと、なぜうちにはそういう情報がないんだろう。市で何でそういうことやっていただけないんだろうかという被害者意識的な感じになってしまう。回覧１枚取っても、親戚に行って見せてもらうとか、こんな状況にあります。担当課としても大変苦慮される問題であると思いますけども、その辺についてどんなふうにお考えになっているのか、２点について御答弁を願いたい。このように思います。

○副議長（福島敏雄君）　　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

まず第１点目の自治会が存在する地域の住民サービスと、存在しない地域のサービスの違いについての見解でございます。自治会は、地域の自主的な任意団体であることは、皆さん方御存じのとおりでございます。市行政との関係におきましては、市民自治のため、それぞれの地域での自主的な活動を通して、市政への参加がなされているものであるというふうに理解しておるものでございます。それぞれの地域に組織されました自治会の加入者と、御指摘のあります組織化されていない地域の方々、または未加入の、その地域としては組織化されているけれども、未加入である。そういう方との間におきます市行政サービスの面での差は一切ないと考えております。またそれはあってはならないというふうに考えておるところでございます。

それから第２点目の該当する地域住民に対しましてのサービスをどのように考えているかということでございますが、行政が実施いたします各分野での事業の情報、手段と

いたしましては、自治会組織を通して回覧する方法は、現在では極力押さえております。情報伝達方法といたしましては、すべて「広報　ひの」に掲載するということを基本に考えておるところでございます。「広報　ひの」で住民サービスの情報提供を行うことによりまして、公平な情報伝達を確保していくということでございます。しかしながら市行政でのお知らせを「広報　ひの」で行うと同時に、それを補完するという意味におきまして、自治会での回覧をお願いする向きも一部ではございますが、確かにございます。

また市の組織以外での団体、例えば日社協、あるいは公官庁としましては警察、消防、保健所などで、自治会をお願いするケース、これは相当あるように見受けておるとこでございます。確かに組織率からいきまして、回覧だけに頼るということは現実無理な現状ではございますし、基本的には市といたしまして自治会というものは、決して行政の末端組織ではない。あくまでも自治組織であるという点におきまして、今後においてもその考えを貫いていくとこでございますが、しかし補完的にせよ、一部そういう実態があるとなりますれば、その線につきまして御質問の趣旨を生かせる方向で、何らかの検討を進めてみたいと、そのように考える次第でございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。

差はないというふうな１点目の御答弁でございます。当然差があっちゃいけないわけでございますけども、本来自治会というのは、地域のコミュニケーションを図るということで、自主的な団体でございますから、市が指導してつくりなさいとかという問題ではないわけですね。例えばダストボックスの清掃、ああいうもの一つとっても、みんなで使うんだから、その自治会でもって一生懸命に清掃しながら大切にしましょうという、こういうことで今一生懸命にやっていますね。ところが、ややもすると、全く関係ない人がごみを持ってきて、ポーンと夜中に捨てていくという、こういうことが間々あるわけでございます。大変腹の立つ思いをしているわけでございますけども、したがいまして何とかそういう小さい世帯数でもいいですから、数が少なくて、部数が少なくてもいいから、そんなような団体をつくって、それが自治会となれば一番いいわけでございますけども、そういった面のことも住みよい町づくりの一つになるんじゃないかなと、こんな考えからこの問題を取り上げたわけでございます。

ただその方にいろんな話聞きますと、自治会ということを構えますと、いろんな会則だとか規則だとか、会議だとか何だかんだ、役員どうのこうのなっちゃって、大変難し

くなっちゃう、難しく考えちゃうんですね。ですからどうもそういうのが苦手なんです。ですから誰もこう言い出しっぺいない。みんなで何かつくりたいんだけども、誰もこう名乗りを上げないという、こんな状況下にあるわけです。ですから軽く考えて、本当の小っちゃな、10軒でも12軒でもいいですから、そこの世話役程度になって、市からいろいろと来る情報等をいただいて、回覧程度でもって、いろんな動きを知りたいという、こういうささやかな願いが底辺にあるんです。

今の部長が、回覧物は極力押さえている、できるだけ「広報　ひの」を使ってやるんだという、あれも一生懸命読む人と、ぱあっとこうめくって捨てちゃう人といろいろあるわけです。甲斐性のある方と、不甲斐性の方が。ただ回覧といいますと、必ず目を通すんですね。回覧物は。時間もありますから、こうゆっくり見て、何だろうということで。ですからそういう面で私はあの回覧方式というのは大変いい伝統を持ったやり方であるというふうに見てますんで、できれば自治会というものをつくらなくてもいいから、補助金もいりませんから、担当課の方でもってそういう地域に広報でもいいですから呼びかけていただいて、何かの回覧物等々、あるいは情報があればそういうところに置くような、この努力をしていただきたいというふうな願いもあるわけでございます。

ただ、今おっしゃられたように、回覧物といってもいろいろありますから、できれば窓口を生活課なら生活課に絞っていただいて、いろんな情報は生活課からすべて出すと、何でもかんでも全部生活課を経由して出すという、こんな情報網の見直しも必要なのかなと、こんな気がいたします。34％という世帯が入ってない。自治会に入ってない。入りたくても入れない。確かにサービスについて差がないけども、そういう状況を実際に率直に担当部長としてどう感じていらっしゃるのか、ちょっと御見解を最後にお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

生活課に集約してというお話もございました。それらを踏まえまして、先ほどお答え申し上げましたとおり、担当部局の方で、一応検討してみたいというふうに考えておるところでございます。何はともあれ、伝達する側からしますれば、100％伝達しなければならないところもございます。その情報を受ける側にいたしましても、やはり等しくそれを受けるということがございますので、その辺を十分理解した中で、今後の対応を考えてみたいというふうに考えます。以上です。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

最後に市長にちょっと御見解聞きたいんですけども、市はやるべきことをきちっとやっていらっしゃると思うんです。私もそう感じておりますけども、ただ住民にとりますと、同じ市民であっても、なぜあちらにこういうものが来て、私のところには来ないんだろうと、自治会がないから来ないんだと、こういうふうにも曲解している方がいるんですよ。ですから、できるだけサービスを今後広く市民に行き渡るようにするために、どんなふうにしたらいいのかお聞きしたいというふうに思います。情報化社会ということで、情報過多になってしまっては困るんですけども、確かに窓口に来ますといろんな書物がございますんで、私もたまに生活課に行きますと、こんな資料があったのかというんでやたら持ってきて、ただそれを持ってくるだけで読まない。こんなこともあるんですけども、こういうことが知らなかったですかということになっちゃうと、大変市民は不幸ですから、市長のお考え、ちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治会は今日、二百五十幾つになっておるというふうに、今お聞きいたしました。それから今別の言葉で、加入率ということは、全世帯数と自治会の組織されている地域の加入ぐあいを比例してみれば出てくるわけでありますが、その地域、まあ自治会があるにかかわらず、加入していないという方も相当数あると思っております。それとあわせて、近ごろ困っておる一つの例ですが、いわゆる単身者用アパート、あるいはマンション、これらがむしろ時代の要請という面と、それから経営という面から、比較的活用されるという傾向が日野市にも生まれつつあります。いわゆる単身者マンション等に周辺から反対の出る理由は、コミュニティーのメンバーになってもらえないということも一つあるようでありまして、ファミリー型は反対ではないけど、単身者用アパートは反対だという事例が出てくる一つの理由であります。つまりはごみの始末でありますとか、あるいは乗り物のことでありますとか、地域とのつき合いでありますとか、そういうことが単身者集合住宅はかえって厄介だと、こういう考え方だろうと思っております。

そこでなるべく――強制ではもちろんありませんが、地域自治会には入っていただく。これがまず近所のおつき合いの第１歩だろうと思います。それで今の自治会事務補助のあり方は会員数ではなくて、その地域の全世帯数を対象として積算をしていると、そういう事務補助の仕方でありまして、つまり地域では基本的な地域サービスというか、自治会サービスは会員であろうと、会員でなかろうと、ひとつ共通にお願いをします。こ

れは行政側から言いますと、ごみ箱のことでありますとか、あるいは多少の近隣の清掃のことなどであります。

そういうことで組織率というふうに計算をして、本当に自治会の所在しない地域なんだろうかどうだろうかということを、多少感じます。そこで前にも地域自治会加入のお勧めということをちょっと広報に出したこともあります。地元の最小限のおつき合いはしてください、こういう意味になるわけでありまして、新しいところにはやっぱり自治会をある範囲で組織をしていただく。そしてその組織にはできるだけ入っていただくというのが、市民の共通の御理解でなければいけない、こんなふうに思います。したがって、極端に欠ける部分があれば、何らかのまた方策もする必要がある、こうも思います。

それからなるべく要望・伝達は広報でということを原則にしたいわけでありますが、確かに保健所便り、あるいは警察便り、消防署便り、これらも自治会にお願いをして、回覧という形に使われることになっておりますが、近ごろ特に衛生薬剤の会社まで自治会に便乗をして、何か商品を宣伝をしているというようなこともあるようであります。御質問の趣旨を踏まえ、できるだけ自治会組織を全域に、新しい住民の方にも、新しい団地等には組織していただく、あるいは加入されていない方には加入もしていただく。単身者もおつき合いをしていただく。それから単身者住宅の20戸以上には、管理人を置いてもらうという制度にいたしておりますけど、この管理人さんがつまり自治会とのつき合いは代表してやっていただく、こういう考え方であります。

特にもう一つ懸念がありますのは、今日の情報過多ということもありますし、広報を新聞折り込みでお届けをするということにしております。この新聞がまた情報過多のまさに折り込みがたくさんあるもんですから、その中にまた折り込んでも、恐らくごみとして一括捨てられてしまうのが相当あるんではなかろうか。何か別の、そういう情報伝達の方法はないかということを検討いたしておりますし、今御質問の中にありました、つまり知るべき情報、広報を見なかったというようなことで、期日を過ぎたとか、あるいは何かの利便を、行政サービスの機会を失ったとかというようなことで、逆に伝達の仕方について、広報の配布手段を告発でもされると、これは裁判では勝てないよというふうに申しておるわけでありまして、何らかいい方法は考えたい、こう思いますが、自治会に依存して配布してもらうということは、これはまた適当でない、こんなふうに思っておりまして、早くＣＡＴＶでもできて、家庭に情報が伝わるようなふうになれば、一層の幸いだ、こんなふうに思っております。

○副議長（福島敏雄君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

今回取り上げました自治会の存在しない地域、日野駅のすぐそばの方から出ている問題でございます。何であそこに自治会がないんだろうという、そういう場所でございましたので、かなり深刻な問題として当事者が訴えておりましたので、できることは私ども何かとお手伝いさせてもらいますけども、ひとつ市の方でもクッション役としてぜひその辺のお手伝いをさせていただきたい、またしていただきたい、このように思います。知るべき情報確かに重要ですけども、市としても知らせるべき情報、これをいかにして伝達するか、担当部長の方も今後努力するということでございますので、ぜひ精力的にこの問題を今後取り組んでいただいて、本当に市民一人、一人が本当にいい町だなと、こんなふうに育つように心からお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって９の２、自治会が存在しない地域の住民サービスについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時59分　休憩

午後３時33分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、来るべき高齢化社会に長期展望をもって備えよの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一生の一つの総決算が死にあるとすれば、満足な死を迎えたいと願うのは当然であります。長い人生を必死に生き抜いた結果、みずからの手で無理に生涯の幕を閉ざさなければならないというのでは、余りにも悲しいと言わなければなりません。ところが、警察庁が去る４月24日まとめた「自殺白書」によると、昨年、65歳以上の高齢者の自殺が、自殺統計を取り始めた1978年、昭和53年以降最悪を記録し、全自殺者の約三分の一が、65歳以上の年代で占められたというものであります。

また高齢者の自殺の動機は病苦が大半（75％）を占めております。難病で寝たきりの

妻、（85歳）の首を絞め、みずからも首をつった96歳の夫、91歳の寝たきりの妻を看病していた夫、（90歳）が、「年をとって疲れた」と無理心中した等々、大変悲惨なケースが報告されております。働ききった老人が生活を支えてくれる人を失い、孤独と病苦の中で、みずから命を断つ、個人の幸福を忘れた社会の繁栄は、無意味であるということを痛感する次第でございます。

ここに私はお年寄りへの思いやりと、きめ細かな福祉と、医療の統合をベースとした地域ぐるみの老人福祉の確立が急務であると訴えをさせていただくものでございます。このような状況の中で、来るべき高齢化社会に備えて、市町村中心の在宅福祉推進体制を整備する目的で、老人福祉法等が今国会で審議されております。これは戦後の福祉体制の抜本的な再編になるもので、これは福祉のペレストロイカと言われております。その特色は、従来、国や都道府県が大部分を握っていた老人福祉の権限を市町村に委譲することを骨子としております。このことは地方分権の推進という点からも、大いに結構なことだと思います。

今まで市町村の職員は縦割り行政で、上ばかり向いて仕事をすることが多かった。だがこれからはそれぞれのアイデアを生かした独自の福祉行政ができるわけであります。が、裏を返せば、市町村のやる気が問われることとなるわけでございます。

日野市におきましても65歳以上のお年寄りが平成２年で7.9％、平成17年で14.5％、平成30年には25％と４人にお一人が高齢者という時代が確実にやってくるわけでございます。さて、このような日野市における高齢化社会に備えて住宅の問題、医療の問題、また痴呆性老人の問題等の観点からいかに日野市の特色を出しながら、対応をされようとしているのか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

老人福祉法の改正に伴います、いわゆる市の対応はどうであるかということでございますが、今回の制度改正のねらいは端的に申し上げますと、まず第１には市町村を中心とした地域福祉の推進であり、同時に在宅福祉サービスの充実と、特別養護老人ホーム等の緊急整備をその内容とするところの、高齢者保健福祉推進10カ年戦略、この推進をするための基盤整備という役割を持っているところでございます。

また改正の概要でございますが、第１には市町村が老人福祉を一元的に実施できる体制整備であります。また第２には在宅福祉サービスの位置づけ、明確化でございます。ホームヘルパー、デイ・サービス、ショートステイの在宅３本柱を施設入所の措置と並

ぶ事務に位置づけております。また第３には老人福祉の計画的な推進ということで、これは市町村及び都道府県で、おのおの計画を策定するというものでございます。

そこで日野市の現状でございますが、日野市では現在行政、あるいは福祉事業団、社会福祉協議会、あるいは地域住民、ボランティア等により、特別養護老人ホームなどの施設サービス、あるいは給食や家事援助などの在宅サービスを進めているところでございます。今回の法改正によりまして、在宅サービスの法定化がされるところにより、国・都・市の役割が明確化されます。したがいまして国においても扶養負担を講じなければならない、こういうわけでございますので、これから市で事業を進めていく上でも、目標が非常に定めやすくなるものと考えております。また今後の対応につきましては、昭和62年７月に日野市老人福祉協議会を設置いたしまして、日野市の高齢者福祉施策の体系化によって法を諮問し、平成元年３月末に住宅・医療・痴呆性老人・ボランティア・在宅福祉など総合的にネットワークする日野市社会サービスネットワーク化と、あるいは地域サービスセンターの設置、あるいは高齢者住宅の確保、これら構想の答申をいただいたところでございます。

また都におきましては、シルバーピア事業、国においては、シルバーハウジング・プロジェクト構想が出されております。これらを踏まえまして平成２年度では、住宅に困窮して、緊急に住宅の確保が必要になったひとり暮らしの高齢者のための高齢者集合住宅、これを将来の地域のサービスセンター構想を考慮した位置に、２棟、民間から買い上げる予定でございます。戸数にいたしまして、30戸を予定しておるところでございます。さらに将来、高齢化社会に対応していくために、本年度日野市の地域高齢者住宅計画、この作成を現在進めているところでございます。

また本年度は高齢者の生活意識調査、これらをまた現在進めているところでございます。これらの実際お年寄りのニーズを十分把握いたしまして、今後も老人福祉行政の方向づけをしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

都で住宅問題につきまして、シルバーピア構想というものがお話がありましたけれども、幸い日野市におきましては、老朽化した建てかえをしなければならない都営住宅等が幾つかありますので、しっかりとした、都とタイアップして、建てかえのときには高齢者住宅、専用住宅を計画的につくっていただきたいことをまた強く要望させていただきます。

またそれとは別に先ほどもお話がありましたけれども、民間アパートを市で借り上げる、いわゆる民設公営方式の、いわゆる借り上げアパート、このようなものにつきましても、シルバーピア構想と整合性ある二本立てをしながら、高齢者への住宅の確保を自主的に、また機動的に進めていただきたい、またこのように強く要望させていただきます。

またこれに関連して、高齢者集合住宅に入らなくても、今いるアパートで暮らせる、または暮らしたいという比較的お元気なお年寄りもいらっしゃるわけであります。このような、特にひとり暮らし老人に対して、家賃の一部を助成する高齢者住宅費助成制度を設けてはどうかと提唱いたします。この制度はかねてより公明党の政策の柱として、全国で展開しているものでございます。東京の区部では、かなりの区で既に実施に移されており、最近では国立市で今月からスタートいたしました。この助成制度についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　答弁申し上げます。

ただいまの御指摘がありました、いわゆるお年寄りの家賃補助の問題でございます。これにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、現在進めております――これ要綱制定でございますが、要保護老人居宅確保事業というのがございます。いわゆる今年度新規事業として計上させていただきました、いわゆるアパートの借り上げ方式でございます。これらの充実と、また今後進めていかなければならないシルバーピア事業、あるいは公営住宅施策の充実の中で、これら問題を本来解消していくのが筋ではないかというふうに考えております。

御指摘の家賃補助につきましては、ただいま御指摘のありましたように、各区、あるいは一部市で実施しているようでございますが、まだ私どもその辺の情報を確実に把握してございません。ただ、そういうお年寄りのみに、その範囲でとどまるのか。またその範囲の問題が非常に難しくて、大きな問題であろうかというふうに考えております。今後の課題として、受けとめさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　ありがとうございました。

年金に頼る高齢者にとって、家賃の値上がりは本当に悩みの種であります。これに対処するためにも、市は前向きにこの制度を検討していただきたいと強くまた要望させていただきます。

あと医療につきましては、寝たきり老人をゼロにするという、このようなことがますます大事になってくると私は考えております。その努力目標として、保健、医療、行政が一体となった、入院中はもちろん、退院後もリハビリの指導等一貫した医療保健システムなるものが急務であろうかと思います。今日見ますと、日野市には、いわゆる医療と一体となったリハビリ施設がございません。市立病院の建てかえのときには、ぜひリハビリ施設を取り入れていただきたいと思いますが、この点を市長にお尋ねいたします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢者福祉行政の一環として、医療、それからリハビリ、在宅ケア、いろいろと社会情勢の上からその必要が生まれてくるというふうに考えられます。今、病院を改築する際には、特にリハビリ施設を設計の中に入れたらどうかと、こういう御提言でございますので、市立病院の当局とも十分連絡を取りまして、できれば今日の医療体制の中でも必要で可能なことはやっていかなきゃならない、こんなふうに考えます。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　ありがとうございました。ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

超高齢化社会に備えようと、政府は今年度から、いわゆる先ほど福祉部長からもお話がありましたけれども、「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」をスタートさせたわけでございます。すなわち現在3万5,000人のホームヘルパーを10万人にする。7,600床のショートステイを5万床にする。デイ・サービスを1,700カ所から1万カ所にするというものでございますが、この国の計画に対して、日野市としては今こそ21世紀を見据えた上での、なおかつ財政フレームをきちっと伴った地域福祉長期計画を策定する中に、この国で打ち出した10カ年戦略をも取り込んでいくということが、今後ますます必要な観点になってくるのではないでしょうか。そうすることによって、今までのような場当たり的な福祉行政から、将来を展望し、日野市の特色を生かしながら、なおかつ時代を先取りする理想的な福祉行政が展開されると確信いたしますが、この点はいかがでありましょうか。福祉部長と市長にお尋ねしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

国のいわゆる10カ年戦略に対する市の取り組みはどうかという御質問でございます。

昨年、高齢化社会を迎えるに当たりまして、「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」、こういうものが打ち出されました。この計画の推進を図る、いわゆる基盤整備のための法改正が今回行われようとしておるところでございます。この法律の施行でございますけども、それぞれ各公共団体の体制整備というようなことから、この施行は平成５年の４月１日ということでございます。これによりまして各地域では10カ年戦略に対する地域福祉計画の策定が必要となってまいります。その中身でございますが、財政の裏づけ、そういうものがちょっとまだ一部不透明な部分がございます。そういうようなことで今後はその動向等十分見極めながら、なるたけ早い時期に、この計画の作成は進めていきたい。またその計画に当たりましては、日野市老人福祉協議会からの、先ほど申し上げました答申もございます。この答申は、ただいま申し上げました10カ年戦略とほぼ一致する答申でございますので、これら答申、あるいはこれからいろいろ国あるいは都からの指導・通達等も十分取り入れた中で、作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　ありがとうございました。今後、日野市におきましては、下水道事業、区画整理事業等大変お金がかかるであろうと予測されている事業が目白押しでございますので、それと同時にこの高齢者福祉というものはどうしても避けて通れない大変な事業でございますので、いろんな国や都の補助金の関係、国の財政機能の関係とかございますけども、やはり市としてある程度の枠組みをつくりながら、一般財源をどのぐらい投入しなければいけないのかということを含めて、しっかりとそういった長期計画をつくっていただきたいということを強く要望させていただきます。今回のいわゆる高齢化社会に備えよという私のタイトルにつきましての全般的な市長の感想なり御意見を最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　高齢化時代、あるいは高齢化社会を急速に迎えるということは、もう相当前から政治問題、あるいは行政課題として、徐々ではありますが、実現の方向に展開が進んでおります。特に我々の市では、高齢化社会が一般の全国とか、あるいは都道府県という範囲の計算からは少しおくれるわけではありますけど、必ず到来をするということは間違いない事実でありますし、従来の市の行政の中でも、福祉行政を重視する立場から、特に高齢者福祉については適切な施策を進めてまいっております。

先ほど部長がお答えに申しておりますとおり、日野市の高齢者福祉対策の体系化についてという諮問を62年のころに行いまして、１年間の御審議を得て、かなり骨格のしっかりしたものを答申という形でいただいております。これらがちょうど国の施策に符号するという感じもいたしますし、ということは国あるいは都道府県、地方自治体という３段階で、それぞれの財政的に、あるいは制度的に役割分担をしなければいけないわけでありまして、特に国が打ち出していただくわけでありますので、財政基盤をしっかりと社会保障という形で保障していただく。そして地方自治体はそれを補う社会福祉として取り組むということが、一番正当な方法だろうというふうに考えております。

国や都に対しまして、全国市長会、あるいは我々の都市長会におきましても、その都度そのような提言をしてまいっております。御指摘のとおり、十分趣旨を尊重いたしまして、有効・的確に取り組んでいく、そして本当の福祉のあり方を、地域に市民参加を求めながら明らかにしていこうという考えを持っております。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　どうもありがとうございました。日野市の特色を生かしながら、本当に市長を先頭として、万全な体制をつくり上げながら、日野市の一つの事業として、先行投資的な部分もあるかもわかりませんけれども、その中で国から逆に、特色ある事業については補助金をつけよというぐらいの勢いで、ひとつ積極果敢な取り組みをお願いしたいと思います。以上でこの質問を終わりとさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって10の１、来るべき高齢化社会に長期展望をもって備えよの質問を終わります。

一般質問10の２、固定資産税課税ミスを防ぐためのチェック機能を強化せよの通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

○３番（田原　茂君）　　次の質問に移させていただきます。

平成２年５月24日付の新聞で、横浜市の超過課税ミスが発覚したと報じられておりました。件数で1,055件、総額で２億2,000万円もの税の取り過ぎの実態が明らかになったわけであります。中には一つの家屋に28年間にわたって二重課税されていたケースや、13年前に転売した家屋の税金がもとの所有者に課せられていたり、全く縁のない土地の税金を負担させられていたケースなどが報告されております。

横浜市では課税ミスの原因について、「法務局から登記移転の通知を受けながら、市の家屋台帳に入れていなかった例がほとんどである」と、そのずさんさをみずから認めております。ある市民の声として、「役所を信用していたのに、ずさんさに腹が立つ、役所を信用せず、税を納める前に、課税内容をよく点検するよう訴えたい」と、これは

市民感情として当然のことだと思います。

自治省の固定資産税課では、どこの自治体でもミスが皆無とは言い切れないと、今回の横浜市の課税ミスが氷山の一角であることを認めており、それぞれの自治体の実情にあったチェックの仕組みを講じることが必要だと話している。

さて我が日野市の場合はどうなのでしょうか。横浜の記事を見て、昭和62年の多摩テック所有の市街化調整区域での超過課税の問題を思い起こすのは、私ひとりではないと思います。そのようなことも踏まえた上で、日野市でのチェック機能の現状をまずお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それではお答え申し上げます。

固定資産税につきましては、他の税金と異なりまして、地方税法の上では台帳課税主義が取られております。それは固定資産の数が非常に多いということから、その課税事務を円滑に行うためには、税額を確定する前に、課税要件を客観的に明確にして、それを関係者に縦覧をする、そして早めに税を確定する必要があるということから、この課税主義が取られておるものでございます。

そのようなことから日野市におきましても、土地、あるいは家屋、それぞれに要件を充たしました課税台帳が備わっております。その課税台帳を常に正確に保つことが必要なわけでございまして、先ほども話がありましたとおり、常時登記所から参ります登記済み通知書、これによる整理、そしてあわせて現地調査を行うことによって努めておるわけでございます。ただ御存じのとおり件数が固定資産は多いものでございます。日野では土地は約７万筆、家屋が４万棟、このようなたくさんの物件を抱えておりますので、総額に大変苦労していることは事実でございます。

さらにそれをチェックするために、３年に１度、これは航空写真による利用状況、家屋の状況等のチェック、それと登記所との台帳照合、これらを行うことにしておるわけでございます。このようにして整理された課税台帳を、毎年、今度課税前に３月１日から20日間、まあ評価替えの年はこれは４月１日から20日間になるわけでございますけれども、納税者の縦覧に供しておるわけでございます。この縦覧制度というものは、御存じのことかと思いますけれども、それぞれの納税者の所有する固定資産の評価が適正に行われているかどうか、またそれが他の納税者の場合と比較して公平であるかどうか、このようなものをチェックする機会を持っていただくことが大きな理由でございます。日野市におきましては、この縦覧の際に、以前から所有物件個々にわたる明細を、コピーサービスしております。このような縦覧を終えた後に、固定資産税の税を確定して課税するというようなことでございます。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。現状はよくわかりました。膨大な面積と、数多い戸数を少ない人数の職員で把握するということ自体に無理があるかもしれません。

縦覧の話が出ましたが、私の調査によりますと、平成２年での縦覧件数は、約1,700件、納税義務者が約３万5,000人でありますので、縦覧している件数は、わずかに５％弱にしか過ぎません。人間には本来間違いはつきものだということを認めた上で、縦覧等の制度があるわけでありますから、縦覧制度が本来の機能を発揮していないということであれば、間違いをみずから見過ごすことになりかねず、そのためにも新しいチェックの機能が必要であろうと思われますが、この点はいかがでありましょうか。

○副議長（福島敏雄君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　課税台帳の縦覧につきましては、先ほどもちょっとその目的を話しました。必ずしも間違いを認めた上での縦覧ということではございませんので、その点御理解をいただきたい、このように思います。

ただ固定資産税の場合には、ほかの税と違いまして、納税者みずからが申告するということでございません。ある意味では役所の方で一方的に価格を決定する制度となっております。そのようなことで、常に正確な課税台帳を保つということは、課せられた私どもの責任でございます。可能な手段を講じているわけでございますが、制度の上からどうしても未登記物件、これは届け出の義務、全くございませんので、そのようなことで先ほども紹介ありました自治大臣の言葉ではないですけれども、どうしても誤課税の可能性が全くないということは言えないというものであります。そのような意味を含めまして、縦覧件数はちょっと少ないんでございますけれども、この縦覧に来ていただいて、そこで課税の明細をいただくというのが一番課税前でございますので、いいわけでございます。今後も個々に課税台帳をこれを確認していただくよう縦覧制度の強化、これについてＰＲを重ねてまいりたい、このように思っております。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

横浜市で発覚したのも、新しく導入した納税通知書への、課税資産の内訳書の添付が大きなきっかけであったわけであります。世間の常識から考えても、何か請求するとき

には、説明書きが添付されているのが当たり前のことであります。まして固定資産税の場合は、先ほど部長から話がございましたとおり、申告制ではなく、土地や家屋がありさえすれば一方的に課税されてくるというそのような制度でありますので、やはり慎重を期する姿勢が今後ますます求められてくると思われます。

そこで御提案をさせていただくわけでございますが、先ほど縦覧の話をさせていただきました。縦覧の時期に課税台帳のコピーを何カ年かに分けてでもよろしいですから、納税義務者に送るとか、また横浜市のように納税通知書に内訳書を添付するというそのものをやってみるとか、このようなチェックの機能を強化すべきであると思いますが、この点はいかがでありましょうか。

○副議長（福島敏雄君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　内容添付につきましては、既に全国でも数カ所の自治体でこれを実施しております。26市の担当課長会等でも、既に話題にはなっておるところでございます。私どもの立場としましては、まあどんな税金でもそうでございますけども、納税者にその内容を納得していただく、そして納税に理解をいただくということは欠かせない条件でございます。縦覧制度との兼ね合いもございます。今後十分勉強をさせていただきたい、このように思います。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

日野市では先ほど申し上げたように、昭和62年にも先ほども申し上げたそのような、似たような事例があったわけでございますから、他市に先駆けて、内訳書添付等の制度を導入すべきであると強く訴えさせていただきたいと思います。

ところで地方税法には時効５年の規定があるため、それ以前の過誤納付については、返済不能となっているわけでございます。「役所を信頼して素直に払ったにもかかわらず、時効で返還できないというのは、市民感情としては納得できない」と思うのは、当然のことであろうと思います。この点については、さきの５月29日における参議院の予算委員会において、公明党の猪熊参議院議員が質問に立ち、政府は何らかの対策を取るべきだと厳しく追及しておるところでございます。これに対して、奥田自治大臣は、明らかに行政ミスで遺憾に思うと述べるとともに、住民感情としても許されるものではないとした上で、知恵を出して何かいい方法がないか検討させるとして、時効に達した分についても返還を検討することを約したわけでございます。このように時効で返済不能の分も何とか返還できる道を、国でも探っておりますので、そういう意味からも早急な

対応をお願いしたいと思います。最後に市長の感想なり意見をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　税財政というこの制度が地方自治の、国政ももちろんでありますけど、重要な背景である。公務員はその認識を常に厳しく持って臨まなければいけないと、このように思います。

数多い事例だからという言いわけは全く適用できないわけでありまして、最大限に正確を期するということで臨むわけであります。特に徴税事務を電算化するということを日野市でも行っているわけでありますが、これまで私は電算化には省力という意味もかなり大きいというふうに受けとめておりましたわけですが、むしろ正確で迅速なサービスができるというところに電算化の意味が特にあるということを考えるわけであります。そういう意味におきましても、電算化にミスを犯してはいけないということも、特にまた注意を指示しておるところであります。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　課税ミスは自治体への信用を失墜させ、他の税の徴収にも影響を与えるものであります。行政のチェックが万全とは言えない以上、内訳の添付等は市民みずからがチェックするためにぜひ必要な措置であると思います。

現在、横浜と大阪府の数市だけしか実施されていないわけでございますが、ミスの表面化を恐れて導入を渋るようでは、ますます市民の信頼を失うことになるということを肝に銘ずべきでありましょう。ちなみに横浜市ではこの内訳書添付を実施する際には、職員を特別にふやしてはいないという説明を昨日電話で確認しております。一応申し添えておきます。以上で、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって10の２、固定資産税課税ミスを防ぐためのチェック機能を強化せよの質問を終わります。

一般質問10の３、災害時（火災等）での救済対策はどうなっているかの通告質問者、田原　茂君の質問を許します。

○３番（田原　茂君）　最後の質問をさせていただきます。この最後の質問であります、災害時での救済対策はどうなっているのかにつきましては、時間ももうございませんので、単刀直入でお伺いいたします。

去る６月６日、水曜日、午後１時半ぐらいでしょうか、多摩平六丁目地域で火災が発生いたしました。上下２所帯ずつの４所帯入居の２階建てアパートでした。火の元は２

階の東側の１室からで、その部屋はほとんど全焼に近い形でありました。残りの３所帯は延焼は免れたものの、水浸しになり、特に１階の２所帯はひどいもので、とても住める状態ではありませんでした。

それぞれ御主人の会社の関係や、何やらでとりあえず仮住まいは確保したようですが、１階の１所帯だけが自営業の方のため、仮住まいが見つからず、市の方にお願いに参ったわけでございます。ところが公害防災課で聞いても、管財課で市営住宅の関係で聞いても、こういう方の場合はどうすることもできないというのが結論でありました。私は市民の命と暮らしを守るということをうたい文句にしている日野市としては、余りにもお粗末な片手落ちの災害時対策、災害時救済ではないかと憤慨するやら、あきれる次第でございます。本当にこのようなときに、こういった方々を１日か、または３日、長くて１週間ぐらいを目安に、宿泊等を提供する方策はないものかどうか、まずこの点を、現時点での制度をお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　田原　茂君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

今、御質問の件でございます、先般の火災において、避難する場所のなかった事実につきまして、大変お気の毒に思っておるところでございます。経過的に申し上げました、今市において、特に防災の立場からのそういう一時緊急避難の住まい場所ということについての措置はございません。ただそういう事態の中で知り得たことにつきましては、都におきまして、緊急一時避難用といたしまして、ただ１カ所あることを承知したわけでございますが、これとて実は母子寮ということで、特にお子さんが小学生程度までということでの母子寮でございますし、大変厳しいものがございます。それは五日市町の網代にある、網代母子寮というものでございますが、そのほか、これは今申し上げました緊急一時避難用唯一の施設でございます。そのほか多摩地区におきます母子寮としては、ほかに５カ所あるわけでございますが、都といたしましてもこういう状況が実情でございます。

それからあと防災対策という、応急対策といいましょうか、そういう点で住まいとはちょっとずれるわけでございますが、当市でじゃあ何があるかということでございます。災害見舞金制度がございます。これは既に先生方御存じのとおり、災害救助法の適用に至らない、言わば火災・風水害・震災、その他これに類する事故によりましての被害を受けたときの見舞金支給ということでございます。御紹介申し上げますれば、その点といたしましてはもっぱら住居の用に供する建物で、現に住居費、生計を営んでいる水屋、

及び営業の用に供する建物は全焼、あるいは全壊、または流出した場合についてのお見舞金、それとそのような建物が半焼、あるいは半壊、あるいは床上浸水した場合というケース、それから最初例示いたしましたそのような建物が部分的に損傷した場合というものがございます。

また死亡、負傷に対しましても、なにがしかのお見舞いを差し上げるという形にはなっております。そのほか雑事になってしまいますが、日用品セットといいましょうか、これは日赤東京都支部の方から参っておるわけでございますが、例えばタオル、石けん、ちり紙といったようなたぐい、あるいは割りばし、フォーク、スプーン、缶切り、食事の関係、それから歯ブラシ、歯みがきチューブ、紙コップといったようなもの、それから物干し綱、あるいは物干しクリップ、洗剤の少量。そのほかに雑物として軍手、ばんそうこう、ビニール袋、あるいはソーイングセットといったようなもの、15点ほど入れたものでございますが、およそ４人家族を対象にした内容物になっておりますが、そういったものを差し上げているのがもう一点ございます。そのほかには毛布を支給している、提供申し上げているという点がございます。今申し上げましたところが、防災面からの現状でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　市営住宅の関係が御質問の中にあるかと思いますけども、この関係につきまして、私の方から御説明を、答えをさせていただきます。

市営住宅の入居でございますけども、これにつきましては一応公平を期すということで、公募を原則としてございます。公募の例外といたしまして、市営条例の中では、災害による住宅の滅失の場合、空き屋があれば公募によらず入居させることができるということが規定はございます。ここでいう災害でございますけども、災害による住宅の滅失ということがございますけども、一般的には火災による場合、火元を除いて住宅の７割以上全焼までが滅失ということに、今一応の細かい面がなっております。同時に入居に当たっては、入居者の資格、条件というものを充たしていることがまた前提となっているということでございます。

また市営住宅の一時的使用ということは、住宅に今困窮している者を入居させるという、公営住宅法の趣旨からいってもちょっと認められてございません。したがいまして市営住宅の入居に当たりましては、公募を原則とし、現に住宅に困っている方を対象とする公の施設としての規制から、緊急一時避難的に市営住宅を使用することは問題があろうかと思います。御理解を賜りたいと存じます。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　ありがとうございました。

これが日野市の緊急時での、特に住む家がなくなったとか、住めない状態になったときの現状でございます。我々庶民は、もしそのような形で家がなくなった場合、旅館やホテルに泊まれるわけではございません。またこういうケースはこれからも十分あり得るわけでございます。またこのような災害時にかわりとしてのアパートを、本人が探せるせめてもの期間として３日から、１週間ぐらいを目安に、宿泊できる体制を私は、やはり命と暮らしを守るということを標榜しているのであれば、それぐらいの体制はやはり取るべきじゃないかと、強く訴えさせていただきます。この点市長はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今の、最近起きた具体的な事例については、私も情報として正確に聞いております。結果は住まうところを探したということになっておりましたので、緊急措置ということは取らなかったということであります。

私も今までの経験で、火災、つまり類焼によって住むところを失った、その際に相談という形で救援を求められた記憶が１件あります。市民の方も困っておられる、難渋しておられる状態を、長時間にわたって放置するというようなことは、行政の責任においてあってはならない、何らかの工夫をすべきであるというふうに考えております。ただ自然災害の際には、確かに緊急避難というようなことで学校開放する、あるいは地区センターも開放する、こういうことは数多い対象を緊急避難という形で救援をする、これは法令の上でもかなり整備ができておると思っております。

その、個人の、特に予期しない災害を受けられて、確かに生活の困難ということは当然伴うわけでありますから、まあ医療でありますとか、あるいは若干の時間的な余裕があることにつきましては、それぞれの社会福祉法を適用させることが正しい、こんなふうに思っております。住まいがないということは、一番これは困難の第１歩でありますので、何とか工夫ができないか、その際には状況によっては私は予備費でも使って、宿泊場をどこか探すということは不可能ではないとは思います。

それから最後に市営住宅がよく思いつかれるわけでありますが、市営住宅につきましては今、総務部長がお答えをしておりますとおり、入居者を募集をして、待機をしている方もあるという状況にあるのが通例でありますから、今入れることは、建てかえるために今空き屋である。しかし解体はしていない。したがって数日間の仮住まいは適用できる、こういうことはすぐ対応したらいかがなものだろうか。これもしかし電気がとまっている、水道もとまっているということもありますので、なかなかすぐ役立つかどうかということも問題があります。

制度としてではなくて、臨機応変、緊急避難に対応するということは一つの知恵や工夫の部分だろうと思いますので、そのケース、ケースに応じて、本当に困っておられる状況を短期間であれば、何とか社会福祉協議会等にも頼んで対応したい、このように考えたところでございます。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　ありがとうございました。

いずれにしてもこのような方が現実に困らない体制を、いろんな知恵を絞りながら、現実を体制としてつくっていただきたいと強く要望させていただきます。

今市議会で市長より行政報告のあった市民会館南側の、公社で先行取得した土地の中に、たまたまアパートがあるというお話ですので、この１階に防災無線の機器を入れて、２階をそういった方々に宿泊所として提供してはどうだろうか、このようなことを私もちょっと思ったんですが、この点は市長いかがですか。

○副議長（福島敏雄君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　まだそこまで考えておりませんが、とにかく工夫をして、困っておられるときには一時救援は積極的にやりたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　　決してそういう公共施設をむだにすることのないよう、しっかりとまた計画をつくっていただきたいと思います。

いずれにしても災害時での救済対策は、人ごとではありません。よって万全の体制をしいていただくことを私は強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって10の３、災害時（火災等）での救済対策はどうなっているのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時37分　散会

6月15日　金曜日　（第4日）

平成2年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第19号）

6月15日　金曜日　（第4日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	福島盛之助君	15番	藤林理一郎君
16番	小山良悟君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

11番　内田　勲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本亨一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成2年6月15日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時5分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員19名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問11の1、東町地区土地区画整理事業に関連し今後の地域開発事業についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔4番議員　登壇〕

○4番（小川友一君）　おはようございます。大分お疲れのようで、まだ見えていない議員もいらっしゃいますけれど、19名ということで、質問をさせていただきたいと思います。

先ほど通告をさせていただきました内容に基づきまして、関連の質問をさせていただきたいと思います。

第1点目に、私は地方自治は政党で争うべきではない、このような観点に基づきまして、今までいろんな活動をしてきたわけでありますけれども、市長さんが市の行政の長として市長選に出馬を決意した際に、政治家はそれなりのビジョンなり構想なりロマンを持った形で選挙に出馬する、とこのように思いますけれども、そのような観点で、もうあれは昭和48年でしたか、もう大分、月日もたっているわけですけれども、初心に戻りまして、そのときの日野のまちをどのようにつくり上げていくか、このような観点でお聞かせ願いたいと思います。

その際に、今回、市の行政にはいろいろ教育や文化や福祉や、そして財政面や、いろいろと分野が、そしてまたセクションがあるわけでございますけれども、今回の質問の内容が、まちづくり、これをテーマに取り上げて質問をさせていただく関係上、まちづくりに関してのビジョンを述べていただきたい。このように思います。

そして、もうあれから17年ほどが経過しているわけですけれども、17年たった現在、当初、市長さんがお思いになった構想が、どの程度現実化しているのか。そしてまた、将来に向かって現実化されようとしているのか。あわせてお答えをいただけたらありがたい。このように思います。

さて、本題に入らせていただきたいと思います。

この東町の地区の区画整理事業地内には、皆さん御案内のとおり、立日橋、そして都道3・4・8号線、そして都道3・4・12号線、そしてかの都市モノレール構想のさまざまな事業が計画されている地域でございます。当初、57年、神明上の下水道管の埋設の工事の

ときに、地域の住民の皆さんからいろいろな事業が計画されている中、そのような事業とあわせてこの地域の基盤整備なり環境づくりをしていただきたい、このような請願等が行政に寄せられた経過があると思っております。

さて、私は、地域の住民がそのような請願を出している要旨に基づきまして、私も同感であります。まちづくりは、一つの都市計画事業の中で、大きなものができるときに一緒の形でまちづくりを考えていけば、今、日野の中で取りざたされているような中途半端な行政じゃなくて、中途半端な事業ではない形での、しっかりした事業ができるのではないか。私はこのように考えている次第でございます。

さて、質問の骨子でありますけれども、そのように地域住民が事業地内での基盤整備を市にお願いしている中、現在、平成２年になってやっとこの地域の区画整理事業が計画され、ことしには都市計画決定まで来たわけでありますけれども、この地域の区画整理事業がどうこうではなくて、時期のずれに関してお伺いさせていただきたい。あれからもう８年間たっているわけですけれども、なぜその８年間の間、その年月のギャップがあったのか。その辺について御回答いただけたらありがたいと思います。

第２点目でございます。この区画整理地内には、御存じのとおり、農林省の跡地の国有地、そして都営住宅の跡地の都有地、二つの公有地があるわけでございます。この二つを合わせますと約５万平米。大変広大な土地であります。この土地を、この区画整理の事業の中でどのような利用計画を持っているのか。

また、この二つの公有地を市が買収する予定があるのか。

そしてまた、買収するとすれば、どのような手法で、どの時期に買収をしていくのか。

そしてまた、もし買収をしないとしたら、なぜ買収をしないのか。そしてまた、買収をできない理由等をお聞かせ願いたいと思います。

第３点目になります。この東町の区画整理事業のまちづくりの基本コンセプトをどのような形で策定されているのか。そしてまた、将来に向かって、この地域の区画整理事業によってどのようなまちをつくろうとしているのか。基本的な構想がございましたら、お知らせ願いたいと思います。

以上３点、簡潔な形でのお答えを期待しております。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の前段、私に問われた分について、まずお答えをいたします。

私は、市長に就任させていただきましたのは、1973年、昭和48年という時期でありま

した。その前に、２期、７年間ほど市議会議員の仕事もさせていただいたわけであります。たまたま、私が政治家になろうとか、そういう野心を持っていたわけではありませんが――野心的なものを持っていたわけではありませんが、図らずも革新基盤という住民意識の中で推薦をされ、市長戦に臨んだという経過があります。私自身はいずこの政党にも属さず、無党派の人間でありますが、当時のちょうど日野市に及んできた開発の動向、あるいは市民生活の状況、これらの中から大きなスローガンと申しますか、一つは「憲法を市政に生かそう」、他の一つは「緑と清流を取り戻そう」という抽象的な理念のもとに行政に取り組んだ、ということになるわけであります。

と申しますのは、ちょうどそのころは人口の都市集中が一番熾烈な時代で、そして東京に集中をする人口がだんだんと多摩の周辺に拡大をしてきた。よく私の前の有山市長さんは「人口急増の波頭が多摩川を渡って日野市に及んできた」と、そういう言葉を使っておられました。そして、自治体の権限と申しましょうか、余り開発に対する将来イメージでありますとか、あるいは自治意識でありますとか、そういうことに対するまだ的確な考え方が定着していなかった、こういうことも言えると思っております。

当時、47年制定の日野市第１次基本構想というのがあるわけでありますが、現在それを読んでみて「目指す都市像は連帯する住宅都市」という程度に書かれております。そして、おおむね10年間を目途とする市の将来展望が描かれておるわけでありますが、10年後の人口を当時16万ないし17万、とこういう設定をしております。つまり、かなり目算が当たらなかった、とこういうことにもなるわけでありまして、そのことは、つまり特に南部の丘陵地に見ますような、言うなれば自然の乱開発という形で、無責任な住宅団地がつくられた。

「緑と清流を取り戻そう」という理念は、そういう乱開発に歯どめをかけて、そうして将来の市民生活に一定の展望のできる、そうして真の自治の地域社会の生まれることを目指した、といってよろしいかと思います。

早速手がけましたのは、当時、既に都市自治体がみずからの権限と能力で開発規制をしよう。「開発指導要綱」という言われ方でありますが、その要綱を定めまして、一定の基準をつくり、その基準に基づいて開発指導を行った、ということはあります。

本来、要綱行政というのは、いわゆる市民を拘束する性格のものではありません。行政の内部の基準ということになるわけでありますが、たまたま開発という事業は、ごく少数特定の対象であるということ。一方には、市民生活を守り将来のまち発展を展望するということでありますから、市民の支持が得られるということであるならば、かなり

規制ということについても権限を発揮し得る。これが指導要綱の大切な理念であるということが、今でも言えると思っております。

したがいまして、社会情勢のこともありますけれど、人口の急増をした後始末を約10年間は取り組んだということになると思います。学校をつくり、また、当時、人口急増に伴って不足していた、いろいろの幼児施設、比較的義務的なものを優先をさせながら整えていったということがあります。

それからまちづくり、ハードのまちづくりでは、当時、今日の旭が丘地域の区画整理事業がほぼ、８割方といっていい程度、終了をしておりました。そうして次の区画整理事業、これはとりもなおさず神明上区画整理事業でありますが、それに着手をした時期であった、ということであります。

そして、日野市都市計画、これは40年前後のころに整ったわけでありますが、その日野都市計画も、確立される前には、半分の地域が八王子都市計画に、また、一方の半分は立川都市計画に範囲が分けられておった、というようなこともありましたが、市制を施行し、日野市でも独立をした都市計画を持ち得たということでありまして、その都市計画というのは、日本の東京都下における経済発展、その将来像を描いた道路計画であります。それが現在でも営々と区画整理事業の中で、あるいはいろいろな手法の中で事業を進めておる、ということであります。

それで、どのようなビジョンを、ということでありますが、憲法を市政に生かそうという大きな行政スローガンのとおり、福祉を大切にする、また、義務教育を整備をする、そのようなことを中心としてやってまいりましたし、ビジョンといえば大きなビジョンではございますが、実質的には本来あるべき姿を、その時期、時期に応じて財源を最大限に有効に計画をしながら、ハードなまちづくり、ソフトなまちづくりが今日の状況に到達できた、ということでありまして、１個の単位自治体といたしましては、実力もありますし、また、将来も明るい、こういう状況に把握できる。今日の状況に到達し得た、こういう感想でありまして、何か大きな自分のビジョンを持ってどうこうした、という形ではございません。

堅実に、そうして市民要望に沿ってまちづくりを進め、将来を大きく期待ができる、こういう状況を市民の皆さんとともに、また議会のいろいろな御指導をいただきながらやっていきたい。こういうことであろうというふうに、みずから省みております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、都市整備の関係につきまして、お答えをいたします。

まず、１点目の東町地区の区画整理事業の時期でございます。昭和61年度だったと思いますけれども、本町北地区のまちづくりの調査をいたしました。これは駅から東町にかけましての今後のまちづくりをどう進めたらいいか、というものでございます。この調査の中では、東町地域につきましては、区画整理手法で基盤整備をした方がいいんではないか、という調査報告でございます。

この内容を受けまして、市内部でいろいろ検討をいたしました。これは、ただいま議員さんからもございましたけれども、3･4･12号線の東京都が計画を進めるに当たりまして、地元からいろいろ要望が出てきております。この主なものは、生活道路の整備、それから地域の排水の問題、遊び場、及び公園等が不足している、というところが主なものでございます。こういったものを区画整理で整備をしていく、ということになるわけでございます。

この区画整理を今後どういう形で進めるか、ということになるわけでございます。これは市全般の中で、区画整理が市の財政なり行政執行能力からいって、どこまでできるか。こういったことも、この事業の着手に大きなウエートを占めるわけでございます。

この東町の付近だけで申し上げましても、中央自動車道の北側の部分がございます。これは、現在、万願寺第二と称しまして、区画整理事業を進めておりますけれども、この区域をどう進めるか。そういうこともあったわけでございます。

いろいろ全般的な視野に立ちまして検討した結果、東町地域を住宅都市整備公団で区画整理ができないだろうか、ということにつきましても、いろいろ公団とも協議をいたしました。この結果は、住宅公団が不可能である、ということになりまして、いろいろ地域の重立った方の意見等もまず伺いまして、これは市施行で進まざるを得ないだろう、という結論に達したわけでございます。現在、地元の説明会を開きまして、平成２年度には都市計画決定をしようというところまでこぎつけた、ということでございます。

したがって、若干の都道建設にかかる要望の時点からは時間がかかっておりますけれども、内部的には一応順調にここまで作業が進んできている、ということでございます。

２点目は、この東町の区画整理の区域内に公有地があるわけでございますけれども、この取り扱いの問題でございます。

まず、都営住宅の用地でございますが、これは今朝ケ島都営住宅と称しております。土地の面積が１万4,447平方メートル。これは69戸ございました。この土地につきまし

ては、東京都の住宅政策の中で、土地利用も非常に悪い状況でもあり、また、建物も老朽化しておりますので、建てかえ計画を持っておったわけでございます。この計画は、市が区画整理、あるいは公共下水道を進める上で非常に障害になりますので、この建てかえ計画につきましては、先送りをさせていただいている、という状況でございます。今後、この土地利用につきましては、十分東京都と協議した中で進めることになると思います。

それから、国有地の問題でございますが、これは日野桑園の跡地でございます。3.4ヘクタールございまして、この3.4ヘクタールにつきましては、国は現在、留保地というような形で位置づけをしております。この3.4ヘクタールのうち約２ヘクタールが都市計画法に基づくところの都市計画緑地になっております。

したがって、これらも考慮をいたしまして、この土地につきましては、東町の土地区画整理区域内に含め、公園あるいは公共施設用地として取得をしたい、という方向づけをしております。現在、大蔵省にその交渉をしている、という段階でございます。

最後の、まちづくりにかかるところの基本コンセプトの問題でございます。これは、ただいま市長もちょっと触れておりましたけれども、まちづくりの基本は、日野市の基本構想でございます。私から、この内容を今さら言うのはちょっとおかしいんでございますけれども、基本構想の中で、目標とする都市像が明示されております。この中で、都市像といたしまして、「緑と文化の市民都市」というところにおきまして、その３要素として掲げてございます。

この第１は「緑と清流と太陽の都市」これは、言いかえれば自然と、それから生活基盤の整備、というふうに言っても過言ではないんではないか、というふうに思っております。要するに、自然を守り、生活環境の整備をする。いわゆるインフラ部分の整備、とそういうことになるわけでございます。

第２点目で挙げておりますのは、「文化と潤いの都市」でございます。これはまさに文化そのものでございます。

第３は「人間尊重と自治参加、連帯の都市」ということで、心といいますか、精神といいますか、メンタル的な、そういう要素をうたっておる。

区画整理事業は、都市基盤整備ではございますけれども、ある意味では、そういう将来、ソフトな部分に向けての考え方を入れまして基盤整備をする、ということでございますので、まさにこの都市像を実現するための区画整理である、ということでございます。

この基本構想を頂点にいたしまして、基本計画、あるいは実施計画、さらにこの事業を実施するための区画整理の事業計画というように、上位計画からさらに下位の計画を整合させまして事業を進めている、ということでございます。

具体的に、東町地域のまちづくりの性格を申し上げますと、ゾーン的に申し上げますと、まず3･4･12号線の西側の部分でございます。これは区域には入っておりませんけれども、市民の森スポーツ公園の４ヘクタールがございます。その北側に3.4ヘクタールの留保地があり、さらに仲田小学校を控え、そのまた北側には多摩川を配しているわけでございます。要するに、そのゾーンにつきましては、自然と、それからいわゆる文化と、それから体育、とそういったものに象徴されるのではないか、というふうに考えております。

それから、この3･4･12号線の西側でございますが、北半分につきましては、住区を混在をしております。これは、できる限り工業系につきましては土地利用を純化する、とそのような考えを持っております。

それから南半分、これは3･4･8号線の周辺ないしは南側で、甲州街道との中間になるわけでございますが、これは幹線道路の沿道を、いわゆる商業、業務等への利用を促進をすると同時に、中心部の住環境を保全するような、そういう土地利用をすべきだろう、というふうに考えております。土地利用につきましては、そういう考え方で、あと道路、水路、あるいは公園の配置、上下水道、その他供給施設を整備をする、ということになるわけでございます。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　国有地の買収の計画に関するお答えがいただけてないわけですけれども。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　大変失礼しました。

国有地の買収につきましては、その国有地をどう使うかということで、買収の仕方が変わってくるわけでございます。

例えば、公園緑地等で申し上げますと、これは市民の森スポーツ公園の４ヘクタールの買収の、いわゆる条件でございますけれども、その条件を申し上げますと、２分の１が無償貸し付け、残る２分の１につきましては、時価有償というような規定もございます。

その他の文化施設、公共施設ということになりますと、いろいろ種類によって若干異

なるわけでございますけれども、おおむね４分の１減額内の条件というふうに理解をしていただいて結構でございます。

これは、先ほど申し上げましたけれども、今後、土地利用の仕方等も、国、都の合意の上で、譲渡条件が定まってくるわけでございますので、今後、市の財政負担にできるだけならないような、そういう視点に立ちまして交渉を進めてまいりたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　小川友一君。

○４番（小川友一君）　質問の骨子と、多少、相違点がございますけれども、それなりのお答えをいただきました。

市長のビジョンの件でございますけれども、お話をいただきまして、我が日野のまちの基盤整備が、このようにおくれていくことが再確認できた感でいっぱいでございます。

私は、子供のころ、あの絵本を見て、大きな建物が建ち並んで、その間を高速道路が通って、その中に真っ赤な車が走っている、こんな絵を見たときに、子供心に夢の世界、将来はこんなまちになるのかな、と思ったことがあります。

私は、まちづくり、行政というものは10年、20年だけじゃなくて、多摩市の富澤市長さんが30年、40年先を見越して、この多摩をベッドタウンにするんだ、というふうな大きな構想の中で、あのような多摩ニュータウンができ上がり、すばらしい施設なり、環境整備ができている。私は、そのような観点から、もう少し将来のまちづくりに関して、しっかりしたビジョン、それなりのロマンを持った形での行政の長としての責任を果たしていただきたい、このように思います。

先般、昨晩でございますけれども「東京の一極集中都市でさまざまな弊害が出ている。そのような観点から国会を地方に移そうではないか」こんなような答申が出された、こんなことを聞きました。我が町東京は、もう日本の東京から世界の首都東京と、変貌をしつつある時期でございます。

私は、今、そのような一極集中都市を是正しようということで、国や都が中心となっていろんな業務を多極に分散していこう、そういうことで、業務核都市指定制度を策定していこうということで、核地域、要するに地方に核をつくって予定を立てている状況でございます。私は、今現在でさえ、立川や八王子や多摩や、いろんな大きく成長したまちの狭間として、この日野のまちが何となく色合いのないまちになっていってしまっているような気がしてなりません。

私は、そのような観点から、今、その業務核都市指定の予定地として、この三多摩で

は立川と八王子が予定地に上がっております。私は、それを見たときに、そういうふうな将来のまちづくりの構想に遭遇したような、日野の色合いを持ったまちづくりを行政の長としてしっかり持った形で、時代の先取りを持ったまちづくりをしていただきたい、このようなことを強くお願いして、この質問を終わらせていただきます。

緑と清流も大変よいと思いますけれども、時代は流れております。いつまでも緑と清流では、日野のまちはどんどん過疎化して、東京の田舎になってしまうような気がしてなりません。

次でございます。東町の区画整理の時期についてでございますけれども、これには御回答をいただきたいと思います。

昭和62年、私が地域の皆さんから、この区画整理事業前に地域の基盤整備をしていただきたいということで、いろいろ声が出されて、私が市の庁舎の３階の区画整理課にお邪魔させていただきました。そのときに、区画整理課の方のお答えは、まだ、今は日野のまちの区画整理事業が万願寺や、第二万願寺や、豊田や平山やいろんな地域で予定されている。そのような関係で、東町の地区の区画整理事業はしばらく先になるのではないか。順番でいけば８番目か９番目ではないか、このようなお話をいただきました。

そのときに、区画整理課の方に、私は、せっかくこのような事業計画があるんだから、あわせてこの地域の開発をしていった方がいいまちができるんではないか、こんな話をしたときに「私の段階ではそれ以上はお答えできません」このようなお答えでした。

私は、当初、この3･4･8号線、モノレール計画の構想は、用地買収でスタートをしたと思います。用地買収がなかなかできないから、それでは、この用地を生み出すために、区画整理事業に組みかえたのではないか。このような危惧をするところでございます。

用地買収に関して、都や市の方から地権者に対して用地買収のお話があったことを、丸っきり聞いておりません。市の身勝手な行政の事業に関して、常日ごろ市長さんは市民の声をよく聞いて、市民と意見を調整して、いいまちを市民と一緒につくっていきたい、このようなお話を常日ごろなされているわけですけれども、これが、市長が日ごろ意図しているまちの事業と言えるでしょうか。

私は、そのような観点で、この事業がどのような経過をもって用地買収から、そしてまた区画整理事業に変更になっていったのか。その経過をお聞かせ願いたい。

もう１点。日野のまちの、今、用地買収に関して、用地買収に関するスタッフがどのような形で組まれているのか。また、用地買収に関するプロジェクトはどのような形で、どのセクションで行われているのか。あわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　少し経過につけ足しておきたいと思います。

いわゆる今日の東町地域、私が市長に就任をし、当時、2･2･10という都市計画道路、つまり今日の立日橋の通りでありますが、いよいよ事業化する――東京都が事業化する、とこういう段階に入りかけた当時でありました。我々、地元に何回か出向きまして、この事業は、周辺の生活環境や生活基盤を整える事業にあわせて、区画整理で行いましょう、ということを提案をいたしました。地元で、かなり論議があったとは思っておりますけれど、決定は、進めてそれに協力しようではなくて、ノーに近い回答であった、とこういうことであります。

まちづくりは、まさに住民合意でなければ成り立ちませんし、余り地域の政治的な裏活動があるということも望ましいことではないわけでありますけれど、当時の状況はそういうことであった、ということだけはつけ加えておきたいと思います。

そして、立日橋は、まさに買収方式で行われました。――あの立日橋通りは買収方式で行われました。それに加えて、ここ五、六年前からモノレール構想が加わることになりまして、それでいわゆる現在の立日橋通りだけでは事が終わらないわけでありまして、今日の土地情勢の中で、買収という方式は、もう極めて困難であります。つまり、必ずどこか代替地が欲しいとか、そういうことになりますので、再び、範囲は30ヘクタールという範囲でありますけれど、区画整理方式を持ち出し、東京都やこのモノレール事業を遂行するための年次計画もありまして、東京都でひとつやってほしいということも交渉に諮りましたが、結論として、先ほど部長がお答えしましたとおり、市施行で行うという結果になっております。

今日、地元から議員においでになられて、過去の経過ということについて、いろいろと、つまりおくれという形で取られる面が出ることは、これはやむを得ないと思いますけれど、行政というのはいろいろな曲折を経ながら、しかも方向はしっかりと見定めて、そうして時間もかかることもやむを得ない場合もあるわけでありますから、まあ今日ようやく地元もその気になっていただけた。国有地は、たまたまあの地域には大きな要素としてあるものですから、現在の一部分は市民の森スポーツ公園ということになっておりますし、あとの部分も多少位置を動かして、そして日野市民の、あるいは日野のまちづくりの将来に一番役立つ方法をとっていこう。これが今の取り組みの状況であります。

せっかく出てこられた地元の議員さんということもありましょうから、大いに御支援をいただきたい、とこのようなことを一言加えさせていただきました。

○議長（小山良悟君）　　小川友一君。

○4番（小川友一君）　　今、立日橋は買収方式で行いました、いろいろな経過があって、区画整理事業でないとなかなか用地が上がらない、これは仕方がないことかと思います。

ただ、そういうふうなことは、この東町地区の事業だけではないと思います。五、六年前に用地を買収して、そこに住んでいる人は、長年住んだ土地を明け渡してほかへ移った。そうしたら5年か6年もたたないうちに、今度は区画整理事業だ。そしてまた、やっと落ち着いた家を動かしたり、また、ほかに移転しなくてはいけない。行政として、このような無計画なうちで事業が行われることは、これからは決してないように、しっかりした将来に向けてのまちづくりの基本構想をつくり上げていただきたい。これは東町の地区の区画整理事業だけではなく、今行われているさまざまな地区での区画整理事業にもしっかりとした将来のプランをつくり上げて向かっていただきたい。まちづくりに専念していただきたい。この辺を強く要望して、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、国有地の件でございますけれども、先ほど部長さんの方からお答えをいただきました。都市整備公団にお願いして、この地域のまちづくりをお願いに行った経過がある、こんなお話を私もお伺いしたことがあります。当初、市長さんが整備公団に出向き、この地域の開発と同時に、今、日野のまちで大きな要望が出ている体育館を開発指導要綱の中で併設をしていかないか、このようなお話を持ちかけたようなことを聞いております。多分、公団では、市の要望が余りにも多いもので乗ってこなかったのではないか、このように思うわけでございますけれども、私は、今、日野の市民が求めている体育館は、公団等の開発指導要綱の付帯設備としてつくられるような中途半端な体育館を日野の市民は求めているのではなくて、他市に負けないすばらしい体育館を望んでいる、このように思うわけでございます。

私は、先般の一般会計予算の審議のときに、市長さんのお答え、この中に、今、私たちの日野のまちの下水道の処理場の件で、大変おくれた。処理場は大変おくれた。しかし、他市に負けないすばらしい処理場ができ上がる。これは他市のまちは2次処理までしかできないけれども、我が日野のまちは3次処理までできるすばらしい処理場だ。こんなお話を聞いたときに、ああ市長さんもまだ他市には負けないという気構えを持って立ち臨んでいただいているな。私は日野の市民として、すごいうれしく感動したことは、つい3月の一般会計のときでございました。

私は、そのような意欲を持った形で、これからのまちづくりに取り組んでいただきた

いと思うし、体育館もそのような他市に負けない、他市より多少おくれたけれども、他市には負けない設備を整えた体育館をつくるんだ、このような気構えで、この地域の開発に臨んでいただきたい。一つだけ、この地域の提案をさせていただきたい。

私は、今、市民の森スポーツ公園、そして東京都の用地や国有地は、５ヘクタールの土地があるわけですから、ここを日野のスポーツゾーンとして位置づけるようなまちに、そして、このまちが将来の高齢化社会に向かってのいろいろな、さまざまな付帯設備が整えるようなまちとして、しっかりとした計画を練って、日野市の区画整理事業の中での一つの位置づけとして、また、モデル区画整理事業として、この地域の区画整理事業に力を入れてやっていただきたい。こんなことを強くお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって11の１、東町地区土地区画整理事業に関連し今後の地域開発事業についての質問を終わります。

一般質問12の１、白内障人工水晶体（眼内レンズ）手術の保険適用を要請されたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　白内障人工水晶体（眼内レンズ）手術の保険適用を要請されたいという表題で、一般質問を行いたいと思います。

どなたでも年を重ねるごとに、だんだん視力が衰えるということは経験されていることでありますが、私もその徴候が既にあらわれている、と自覚をしているものでございます。老後の瞳に光をという願いは、御年配の方々はだれでもそういう思いをされていることと思います。最近、白内障という目の病気の診断を受け、いろいろと悩まれ、そしてその治療法についてお考えになっておられる方々の御意見を伺う機会がございました。

そこで、私は、白内障というのはどういう病気なのだろうということで、専門家の御意見などを含めてお聞きしたわけでございますが、例えば、医学事典などによりますと、次のように述べてございます。

白内障は俗に白そこひという俗名があるわけでございますが、一般に水晶体の混濁している状態に対して命名される診断名であるそうでございます。分類すると、さまざまな分類があるそうでありますが、まず、先天性と後天性に大別するというのが常識的で、後天性白内障が最も頻度の多い老人性白内障を初めとして、さまざまな病名があります。

この老人性白内障でありますけれど、一般的には何ら原因なく、40歳を過ぎるころから、いつとはなしに水晶体が次第に混濁してくるものを言う、ということでございます。40歳代で約10％、50歳代になりますと約25％、60歳代では約50％に老人性白内障が見られるということでございます。70歳代になりますと70％以上にも達する、ということも言われているくらいでございまして、こうした高齢になってまいりますと、ほとんどの方が白内障にかかってくる、ということになるわけでございます。

この病気の治療法は、薬物療法と手術療法がありますけれど、種々の薬剤が使用されてはいるが、その効果に関しては悲観的である。多くは手術療法に頼らねばならない、こう述べてございます。もっとわかりやすく言いますと、白内障というのは、目の水晶体のしらがと思っていただいてもよろしい、とこういうふうに眼科医がおっしゃる例もございます。

さて、こうして高齢化時代の今日、多くの方々が白内障に悩まされるという事態になっているわけでありますけれど、白内障でどんな治療などが行われているかというようなことなども、いろいろ興味があるわけでありますけれど、市立病院の中における人工水晶体を使用した手術の例などを資料としていただいておりますので、御披露してみたいと思うわけであります。

昨年度でありますが、眼科の患者の中で、白内障の患者の数というのが、全体の28％を占めております。外来患者のうち、これは延べでありますけれど、眼科は１万件ちょっと出ている患者数があったわけでありますが、このうち白内障の外来患者数が2,838件という数字でございまして、かなりの方々が市立病院眼科に患者として行かれているわけでございます。

このうち眼科の手術件数でございますが、昨年度56件ございました。白内障の手術をされた方が、そのうち37件。人工レンズを挿入された方が30件ということでございまして、白内障手術のうちの人工水晶体挿入割合というのが81％を占めている、ということでも見られますように、今日、白内障の手術の主流が人工水晶体を使ったものに移ってきている、ということをあらわしているものと思われます。

従来、白内障といいますと、非常に度の強いレンズを使った眼鏡を利用するということや、コンタクトレンズを利用するということなどが行われてまいってきていたわけでありますが、最近では人工水晶体を使うというのが主流になっている、ということの裏づけとしても、この市立病院における手術の例でもうかがえるのではないか、と私は思うわけでございます。

さらに、アメリカでは既に年間115万人の人たちが、この人工水晶体を使っているといわれておりますし、おととしの日本全体では13万人が人工水晶体を使った治療を受けている、といわれております。全国すべての大学病院の中で、眼科のあるところは、この手術方法を行っておりますし、私立のいろいろな病院でも、大体70％以上はこの手術ができる技術を持っているそうであります。医学の進歩は目覚ましいものでございますけれど、この眼内レンズ、人工水晶体を使った白内障の手術というのが、世界的にも大きな貢献をされているのではないか、と思うわけでございます。

最近、人工水晶体に関する新聞報道などもいろいろと見る機会も多いわけでありますけれど、５月30日付の毎日新聞に「援助は実際的に眼科医療で訪中」ということで、これは福岡市の眼科医の院長さん、松井孝夫さんという方が中国に渡って白内障患者のための人工水晶体移植の手術をするということが、記事として載っておりました。訪中は九州大学の中国人留学生の強い希望で実現。13日間、主にまだ、同国、中国で普及していない白内障患者のための人工水晶体移植の手術をする、とこういう記事でございまして、日本の眼科医が外国に渡って人工水晶体手術の普及のためにも活躍されているということの、一例の記事ではないか、と思うわけでございます。

作家の吉行淳之助氏が「水晶体」という本を出版されておりますが、吉行氏自身が白内障を患い、人工水晶体を使った手術を実際にされたその体験を書かれているわけでございます。私も拝見する機会がございまして、読ませていただいたわけでございますけれど、白内障と診断されて以降、この治療をどうすればいいのかということで、いろいろと調べ、研究もされたようでありますが、結局は人工水晶体を使った手術を受けた、ということでございます。

いろいろ詳しく書かれてあるわけでありますが、この中で、人工水晶体が使われるようになったいきさつを述べたところがございますので、その部分だけを御紹介しておきたいと思います。

これは全くの雑学風知識であるが、話としておもしろい。人工水晶体の開発のきっかけは、第二次大戦のとき、戦闘機のパイロットの目に風防ガラスの破片が飛び込んだことにある。その後、その破片はパイロットの目の中に住み着いてしまった。目が炎症を起こすこともないし、ガラス事態も濁ってこずに、透明なままであった。このことに目を着けたイギリスの軍医が「この風防ガラスと同じ材料でレンズをつくみたら」と考えた。このときはレンズが大き過ぎたため、さまざまの合併症を起こしてしまい、失敗に終わった。これは1948年のことで、15年ほど後にオランダで再出発した、というふうに

書かれているわけでございます。

そのことがあって後、さまざまな開発研究をなされて、今日のような医学の進歩に伴って普及を見るようになったようでございます。この人工水晶体の利用による手術が、もっともっと普及する可能性を持っているんではないか、と私はこうした記事やお話などを伺う中で、強く感じてまいってきているわけでございます。

ところが、この人工水晶体を使った手術を行いますと、１眼で約10万円から15万円の費用がかかる、ということがわかったわけでございます。それは健康保険が適用されないという、現行医療制度の中における費用になるわけでございまして、低所得者、あるいは生活保護などを受けておられる方などにも、大変費用の面で手術を受けられないという問題があるということも、わかったわけでございます。ですから、今、関係者による東京全体の運動が起きておりまして、白内障の人工水晶体に保険適用を求めるよう、厚生省に要望するとか、保険適用が認められるまでの間、低所得者に東京都として援助してほしい、ということなどを盛り込んだ請願であるとか、陳情であるとか、あるいは直接、東京都、厚生省へ出向いていろいろと要望、陳情を行っているという、こういう運動が見られるわけでございます。地方議会などにも、請願、陳情書など提出されているところも幾つかございますし、議会によっては請願を採択された、趣旨採択を行った、という議会などもございます。

こうして白内障を患っている方々の運動も前進してまいりましたが、先月の末から今月にかけまして、約１万名以上の署名を集めて東京都に陳情された、ということもございました。

それを受けて東京都が、福祉局の老人福祉部、社会保険指導部、国民健康保険部の三つの部が協力して、保険適用できるように厚生省に要請していきたい、とこういう確約を行ったというニュースも伝えられているわけでございます。

厚生省との交渉なども行われまして、その中の担当課長補佐の答えとして、要請の趣旨を厚生省独自としても検討をしていきたい、というふうに答えておりますし、日本医師会保険医療課長が、眼内レンズは医学上必要で厚生省は予算措置を行うべきだ、とも述べたと伝えられております。

国会でも論議がございました。こうして国への要望が相次いでいるわけでございますだけに、私は、議会はもちろんでありますけれど、日野市の市長、あるいは関係部局でこうした問題をいち早く取り上げまして、都あるいは国への要請を率先して行っていただきたい、ということを強く要望する次第でございます。

そこで、具体的な質問になるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、そう問題は複雑ではないと思うんです。むしろ明快な問題点ということになっていると思うわけでございまして、保険の適用が受けられれば、10万円から15万円かかる人工水晶体の費用をもっともっと引き下げることはできる。個人負担を引き下げることができるということになるわけでありますから、白内障の手術そのものには保険証が、保険が適用されておりますけれど、人工水晶体だけにまだ適用されていないという。この点の保険適用を要望するということを、ひとつ率先して行っていただきたい、ということでございます。

もう一つは、国に要望をすることはもちろんですが、たとえ厚生省はこの問題を取り上げても、実施されるという点に至るまでにはまだまだ時間がかかるんではないか、と予想されます。

そこで、東京都にも要望しているところでありますけれど、保険適用ができるまでの間、何らかの助成制度を設けて、白内障手術を希望される方々や、特に眼内レンズ、人工水晶体を利用される方々に財政的な負担を軽減する、とこういう措置を取っていただくということになるわけでありますが、都だけではなくて、市としてもこのことを検討していただきたいということも、あわせて要望しておきたいと思うわけでございます。

私は、そう大きな市の財政負担にならなくても、こうした方々の御希望にこたえることはできるんではないか、と考えておりますだけに、関係部課、そして市長のもとで鋭意努力、研究を行っていただきたい、と思うわけでございます。

その２点、質問を行います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

白内障の水晶体眼内レンズでございますけれども、これにつきましては、眼鏡と同じように、いわゆる治療用の装具の対象にならないということで、現在にまで本人負担ということになっております。

ただいま板垣議員さんの方から御指摘のありましたように、老人の白内障の方は非常にふえてきております。そのようなことで、この問題についても、昨年ですか、市長会の下部組織であります担当部課長会、こういうようなところでも話題に出た経緯もございます。そのようなことで、今後、この適用について、やはり市長会等を通じまして、積極的に東京都並びに厚生省に対しまして、適用されるよう進めていきたい、というふうに考えております。

２点目の、保険適用が認められるまでの間の低所得者、老人の助成を検討すること、ということでございます。これについても鋭意検討していきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会が進むにつれて、確かに御提案の白内障の治療問題は、一つの緊急課題として伴う。このことを気がついた感じであります。

白内障は、老人に近くなるほとんどのすべての方が経験をされる眼病ということであります。ですから、保険適用こそまず重要だと思いますが、保険適用になっていない当面の措置としては、運動は運動といたしまして、医療関係者の意見なども聞き、何かそういう先鞭のきっかけをつくるということは、また意義の深いことだ、とこう思っております。市立病院の眼科医さんとも十分相談をしたりして、何か施策の開発をいたしたい、とこういう感じがいたしました。検討をさせていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　生活保護者の医療扶助がきかないという点は、これは生保の患者にとっては非常に深刻なことでもあるわけです。従来ですと、非常に度の強い眼鏡では、ちょうどこのコップの底のようなレンズを使った眼鏡をかけている方に、時には出会うこともあるわけですけれど、そういう非常に度の強い眼鏡によって補うと見えるようなことだとか、コンタクトレンズの使用ということもあるわけでございますが、年配になりますと、コンタクトレンズの使用がほとんど不可能になってくるわけです。特に寝たきりの方であるとか、あるいは病気を持っておられるというようなことなどがありますと、微妙な手の先の作業が必要とするコンタクトレンズの出し入れを、うまくいかないということになってくるわけです。

ですから、主流になりつつある人工水晶体をはめ込むという、この手術方法が確立されて以来、急速な普及を見ているわけでありますけれど、こういう医学の進歩の恩恵を、生活保護世帯の人たちにも十二分に適用できるような方法、方途を講じなければならない、と思うわけでございます。当然、国において保険適用などが実施されれば、生活保護世帯の医療扶助も十二分に行われるようになるわけでありますし、一般の低所得者層にもそれらが容易に手術を受けられる可能性も出てくるわけでございます。ぜひとも国、東京都への働きかけを積極的に行っていただきたい、と思います。そして、それが実現できるまでの間、今、市長の答弁にございましたように、何らかの方策、対応を検討していた

だきたい、と思うわけでございます。

もちろん私たち議会の立場でも、こうした問題での取り組みは行っていかなければならないわけでございますし、関係市民の皆さん方、運動を展開される方々とも力を合わせて、今後取り組みを強めていきたい。こう私も考えている次第でございます。ぜひ一日も早くこれらの眼内レンズ保険適用、そしてその実現までの間、助成措置が講じられますように重ねて要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の１、白内障人工水晶体（眼内レンズ）手術の保険適用を要請されたいの質問を終わります。

一般質問12の２、民間賃貸住宅家賃の助成を検討されたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　この質問は、端的に行ってまいりたいと思います。

御承知のように、地価の高騰などが相次いでおるわけでありますが、民間賃貸住宅などの建設も、それに比例するかのように、建設費の高騰というものも当然あろうかと思います。家賃の値上げというようなことなども行われているわけでありますが、私は、現在、民間賃貸住宅に入居されている方々が転居を余儀なくされるという例であるとか、家賃の更新が来て、更新の手続をするという際に、現行の家賃のままそれらの手続が行われるという例というのは、現在ほとんどないんではないか、と思うんです。転居いたしますと、新たに入居する場合、これは一時金であるとか、あるいは契約時に要した敷金、礼金等々を支払わなきゃならないというのが、通例でもあるわけであります。

特に、古い賃貸住宅の場合は、新しく建てかえるというような場合もあるわけです。そういうときに、やっぱり家賃が従来どおりということは、100％ないだろうと思うんです。この際、家賃が大幅に値上げされてしまう、というケースになってこざるを得ないと思うんです。そうしたときに、ひとり暮らしであるとか、あるいは年金生活、低所得者等の場合、家賃が生活費の中に一層重くその割合を占めてしまう、ということになってこざるを得ないわけでございます。

それで、家賃の増額分の公費負担ということが、これもあちこちで言われているわけでございます。広くお年寄りなどの居住を確保するという点で、ことし日野市でも実施しております老人アパート制度というのが発足することになっておりますが、運よくこのアパートに入居できればよろしいと思うわけでありますけれど、現在のところ、すべての希望者の要望にこたえるだけの戸数を確保されるとは、まだまだ思われないわけでございます。今後なお一層、老人の住居を確保するという点での市側の努力を要望するわけでありますが、同時に、現在、入居されて転居を余儀なくされる場合、あるいは契約の更新等々に必要な家賃の増額や、あるいは大幅な出費などに対する助成ということを、市側とも、市の一つの福祉政策として検討をすることも必要なんではないか、とこう考えるわけでございます。

ひとつ、市側の考えを聞かせてたただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

民間賃貸住宅家賃の助成ということでございます。地価の異常な高騰によりまして、家賃の値上げはもとより立ち退きを請求されるというようなことで、社会問題となっていっているのが実情ではないか、というふうに考えております。

そこで、市といたしましては、これら住宅に困窮しておる方、あるいは緊急に住宅の確保が必要である、というようなひとり暮らしのお年寄りのために、今年度から、ただいま板垣議員さんの方からも紹介がございましたが、いわゆる養保護老人居室確保事業ということで、今年度、約30戸の居室を確保しようということで、現在、全力でもって努力をしているところでございます。もう設計等も済みまして、これから着工に入るというような段階でございます。

これら、このアパート方式の住宅でございますけれども、これはもちろんお年寄り向けの住宅ということでございますので、その使用についても、市の方の設計でお願いをしている、ということでございます。

また、お年寄りだけの住宅ですので、若干のケアといいますか、管理人を置きまして、緊急の事態の場合には即応急的な措置、あるいは通報ができる、というような配慮もしてございます。

家賃につきましても、その所得に応じた家賃を設定いたしております。不足する部分については、東京都並びに市で一部を負担していく予定でございます。

したがいまして、これら住宅に困窮するひとり暮らしの高齢者につきましては、この制度の中で、あるいは市営住宅の建てかえ、こういうような住宅施策の中で解消に努めていかなければいけないんではないか、というふうに考えているところでございます。

低所得のひとり暮らしの老人世帯、これらの家賃補助でございますけれども、確かにおっしゃるとおり、全員がこれら集合住宅に入れるわけではございません。現在、65歳以上の方々、約１万1,500人ほどおられます。そのうち、ひとり暮らしでございますけれども、私ども民生委員等を通じまして調べた段階では、約500人。したがいまして、

実際には500人から600人の間ではないか、というふうに推定しております。

また、このうち、いわゆる民間の賃貸住宅にお住まいの方は、大体40％前後ではないか、というふうにも推測できます。したがいまして、大体200人から250人ぐらいのひとり暮らしのお年寄りが民間の賃貸住宅に住んでいらっしゃる、ということも推測できるわけでございます。

いずれにいたしましても、この助成につきましては、一部、市において実施しているところもあるように聞いております。いろいろ情報をつかみまして検討していきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今後の検討を期待しておきたいと思います。

江戸川区の例で言いますと、条例なども既につくられて、事業として発足しているようでございます。その他、検討をされている市もあると聞いておりますが、そういうところの例、実例などを大いに情報収集して、検討を深めていただきたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の２、民間賃貸住宅家賃の助成を検討されたいの質問を終わります。

一般質問12の３、市民の森・スポーツ公園における付近住民のジョギングなどへの配慮を望みますの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　市民の森スポーツ公園が、昭和61年度末で工事を完了いたしまして、翌年度から利用が開始されたわけであります。最初の年は、陸上競技場の利用が１万5,700人余りでございましたが、63年度になりますと、２万8,500人と、大幅に利用者がふえてまいりました。

今日では、周囲の公園の部分の樹木も相当に成長してまいりまして、陸上競技場との一体感で市民に親しまれるスポーツ公園として、今日まで定着してまいってきていると思います。このスポーツ公園という名称が示しますように、スポーツを主体にした市民の森スポーツ公園という、こういう趣旨をあらわしたものではないかと思うわけでございまして、陸上競技場の利用はもちろんでございますが、市民の健康などに大いに利用される場として、親しまれているものと思います。

当初、この陸上競技場がオープンにした形で、市民の方々に利用されてきたということは、御承知のとおりであります。だれでもが気楽に陸上競技内でジョギングを初めその他スポーツを楽しむことができる、とこういうものでございました。しかし、その後、事情があって柵をして、今日では有料制がとられるようになってまいっているわけであります。この陸上競技場の最初に計画された段階では、300メートルのトラックでありました。その計画に対して、市民の皆さんからの御異論などもあって、400メータートラックに手直しをして、その後、計画が進められたという経過があったわけであります。

このように考えてみますと、行政サイドで当初立案したものと、その計画が進んでいく中で市民の皆さん方の御意見などとの違いが生じ、市民の意見を取り入れて手直しを行ってまいってきたという、そういう経過をたどっているんではないか、と思うんです。これは、より使いやすく、より市民の皆さんの利用に供しやすいような形で修正されてくるということは、これは当然あり得ることですから、むしろ市民の意見を積極的に取り入れて、より市民本位のものにするという姿勢が貫かれているとすれば、それは大変いいことだと思うわけでございます。

こうして考えてみますと、陸上競技場の柵の設置と有料化ということで、付近住民の皆さん方が気軽にこのスポーツ公園、陸上競技場を利用するということができなくなっている、というのが実態ではないかと思うんです。

これに対して、議会でも有料化の論議がさまざまな角度からありましたし、市民が、だれでもが利用できるようにすることができないか、というようなことなども、これまで論議があったところであります。私もそういう考えを持っている１人でもありますけれど、より現実的な利用者の便ということを考えて、私は一つの提案をさせていただきたい、と思うわけでございます。

それは、公園の部分の通路を、現在、路面舗装されておりますけれど、改良を行って土の面にする、ということでございます。これは、公園の中のすべての道路、通路を土にするということじゃなくてよろしいわけでありますが、外周を走っている道路、路面でよろしいわけでありますけれど、ここをトラックと同じように土の面に改良して、走りやすい、散歩しやすいものに改良する、という点でございます。こういうことなどが行われれば、トラック内を利用しなくても、朝晩のジョギングなどにも利用しやすくなるということがあると思うわけであります。あの付近を時々利用されている方々の御意見などをいろいろ伺っている中で、こうした方法も一つの解決策というか、希望、意見としてあったわけでございます。

これは、旭が丘中央公園の外周をジョギングコースとして改良を行って、その後、市民の皆さんに利用されているという例などもあるわけでございます。ですから、全くこ

れまで例がないということではなくて、むしろ、そういう例などを大いに検討して、スポーツ公園という名に値するといいますか、公園部分もスポーツしやすいものに手を加えていく、改良する、ということが一つ考えられるのではないかと思うんです。その点についての考えを聞かせていただきたいと思います。

それから二つ目は、陸上競技場利用の際の現行の有料制でありますけれど、これは恐らく担当課の方では、現在、検討しているということになるんではないかと思うんですが、よりこの検討を深めていただきたい、というふうに思っております。

以上、この２点を質問をいたします。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えをいたします。

御質問の内容は、市民の森スポーツ公園内の、園内の道路でございますけれど、ジョギングのしやすいような路面に改良ができないかどうか、ということでございます。

お答えを申し上げます。

まず、現在の、この園内のジョギングに利用されていることの構造的なものについて、まずお答えをさせていただきます。

幅員が５メーターございまして、１周約770メーターでございます。路面の構造は、採石の上に厚さ５センチのアスファルトコンクリートで舗装がされているわけでございます。また、その上に３センチのカラー舗装で仕上がっている、ということでございます。この園内の園路は、まず目的は、公園の管理用道路として、まず市において、こういう構造にされている、ということでございます。

今、御質問の内容においては、これから市民の利用状況等もよく考慮いたしまして、全面的な改良とか、また幅員の一部を改良とか、また、経済的な面の方法も考えまして、それらをよく選択いたしまして、状況の判断の上、前向きで、ひとつ今の御趣旨を検討していきたい、というふうに思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　２点目の御質問にお答えをいたします。

早朝利用者に対する配慮については、前回の議会でも一般質問をいただきました。その折に「検討をしております」と、お答えを申し上げておきました。陸上競技場の利用者は年々ふえまして、先ほど、62、63年度の利用実績がございましたけれども、元年度につきましては、３万人を超えております。

しかしながら、その最初の本来的な利用に期待を寄せて、無料にいたしたわけですけれども、初めは――それが、それと大分違った方向に利用する方もありましたので、やむなく柵をつくり、有料制に踏み切ったわけです。

この有料制に踏み切りまして、午前９時から５時まで、この間は管理人を置きまして料金を徴収しております。それ以前につきましては、管理人がおりませんので、早朝の利用者については中に入れない、ということが起きているわけでございます。

私どもは、この検討をする材料といたしまして、実際に早朝利用者がどのくらいあるのか、現地に行って調査をいたしました。そうしましたら、６時から７時30分までの１時間30分の間に、ジョギングの利用者が５名、それから単身で散歩をしている方がやはり５名、飼い犬を同行して散歩をしている方が11名、エントランスの広場でラジオ体操をやっているグループが46名、こんな数が出たわけでございます。

前回の回答でも申し上げたとおり、要は、この早朝利用者を何とか解決するということにつきましては、利用者と市の信頼関係をいかにつくるかでございますので、もうしばらく時間をいただきまして、この利用者の方々とお話し合いをして、かぎの授受などをできるかどうかについて、さらに一段と検討をしてまいりたい、と思っております。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　１点目の質問に、市長の考えを聞かせていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ジョギングは、いろんな自由な走法があるだろうと思いますが、例えば、堤防にやっぱり舗装をある程度の幅で行って、走りよくしたつもりでおるわけでありまして、公園の走路も、園路も、走路に使っていただく。非常に固いということであるならば、何か軟質性な材料などがないかどうか。あれを土の道にしますと、管理用には、まずある程度の小型車両も入れなきゃなりませんし、それから雨が降ると水がたまるという状態であってもいけないだろうと思いますし、やはり軟質舗装という、何かいい方法がないだろうか、という感じがいたします。

芝生を張った走路のつくり方も場所によってはあるんではないか、と思いますけれど、ちょっと今、判断をしかねておるという状況でございますので、専門的な他の例を調べたり、それから積極的なまた勉強をして、走られる方になるべく走りよくする、ということで考えたいと思います。

○議長（小山良悟君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　陸上競技場の利用者については、数字で掌握できる人数というのは、先ほど、62年度以降、説明があったわけですが、それ以外、なかなか掌握しにくい人数というのは、有料制になる以前というのは、かなり来ていたと思うんです。その日によっても違うわけでありますが、かなりの人が利用していたという実績もあったようなんですが、有料制にして中に入れなくなってから、来なくなったわけですよ。そのときの人数を、何人来ているか数えても、これは大体、片手で数えるほどにしかなっていないんじゃないか、と私は思うわけです。そういう問題点がやっぱり一つあるんじゃないか、ということがあるということだと思います。

それから、今、市長のおっしゃいましたことなんですが、例えば堤防の舗装も、全面舗装されていないんじゃないか、と思うんです。堤防の一部分は土のまま残して走りやすくする、ということになっているはずであります。

それから、建設部長の説明にもありましたように、このスポーツ公園の通路といいますか、道路の部分は、いわゆる公園を管理するための通路になっており、舗装もされている、ということなんです。ですから、市民がスポーツ公園を訪れて散歩するということのためということじゃなくて、管理の車両が入っても路面が傷まないように舗装をしておいた、ということの発想のように受けとめられるわけでありますが、それも陸上競技場がオープンのときには、競技場内を利用するわけでありますから、公園内をあえて走りやすく改良するという必要もなかった、と思うんです。ところが、事情が変わってまいりましたから、こういう新たな意見もやっぱり出てくる、ということになってくると思うんです。

公園の管理とジョギング等、市民のスポーツのしやすい条件をつくっていくというのは、私は相全く反することではないんじゃないか、と思います。お互いにそれらを兼ね合わせた手直しということが可能ではないかと思いますので、その辺のところを今後、一層検討をしていただきたいと思います。

そのことを要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって12の３、市民の森・スポーツ公園における付近住民のジョギングなどへの配慮を望みますの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時47分　休憩

午後１時４分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の１、視覚障害者への施策の充実をめざしての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　私にとって、57回目、92件目の一般質問でございます。過去91件の質問の中に、障害者への施策を主題としたものは16件あったと思います。国際障害者年だった1981年は、毎回、障害者問題を取り上げたと記憶しています。障害者問題を取り上げた一般質問のうち、視覚障害者に目を向けたものは10件ございまして、今回が11件目になると思います。

私は、今まで、視力障害者に対する施策を前進させよ、視力障害者の生活と権利を守れ、といったように、目の見えない方を「視力障害者」と呼んできました。これを今回から「視覚障害者」と呼ぶことにいたしました。

実は、私、最近、右目を患いまして、板垣議員の言われるような白内障ではないと思います。片目ではありますが、障害を経験しまして、これは視力ではない、視覚だ、と感じたところです。見る力がなくなったというより、見る感覚がなくなった、と実感したところです。社会全体を見ても、ほとんどが視覚障害者になってもいましたので、今後、視覚障害者と呼ばせていただくことにします。

今回の発言も「東京光の家」関係者と、日野市視力障害者協会会員の皆さんからの要望をお聞きし、それをもとにしたものであります。

今回は、視覚障害者への施策を三つに分けて考えてみました。

その第１は、視覚障害者が外出しやすくなるようなまちにするための施策。

第２は、視覚障害者を仕事に就いてもらえるような施策。

第３は、施策障害者の日常活動への施策。

以上、三つに分けて質問したいと思います。

まず最初は、視覚障害者が外出しやすいまちづくりのための施策についての質問であります。

外出しやすいまちづくりの第一の照準は、光の家と豊田駅の間。光の家の園生が電車を利用して外出する場合、まず、豊田駅まで歩いていきます。光の家を訪ねてきた視覚障害者が、豊田駅を下りて光の家まで歩いていくこともあります。この光の家₃豊田駅

間の視覚障害者にとって最も安全な道路はどこか。これは、市の見解と私の主張と、10年以上前から対立しているものであります。

しかし、光の家の視覚障害者は、市の指導にもかかわらず、今でも陽光会館の下（南側）、教職員住宅との間、これを経由する道路を利用しています。ここが駅まで近いし、わかりやすいからであります。光の家から一本道だとも言えるのです。市として、この際、この道路を認知した上で、危険箇所の除去に努めていただきたいと思います。この通路も、市の関係者の努力がなされて、多くの改善ができています。自動車教習所の防護柵の補強、都道の危険な側溝の改善、立正佼成会の前の坂の側溝のふたかけなどであります。

ただ、一つ危険なのが、都道の平山$_3$旭が丘線、3・4・18号線と呼んでいます。以前は2・2・6号線でした。その平山$_3$旭が丘線の横断歩道であります。都道の豊田陸橋、中央線の跨線橋の北づめの横断歩道が危険なところであります。私が前から何回も主張しているここへの信号設置、視覚障害者用信号、音信号の設置が、どうしても必要なのであります。北側の三叉路の交差点の信号と近いということが、実現できない理由にもなっているようですが、視覚障害者にとっては、決して近くないのであります。連動の信号によって同じ時間に音が鳴って横断すればいいと思うのです。連動する信号はあちこちにあり、できるはずであります。

この光の家$_3$豊田駅間の障害者通路で、他に困るところは、自動車教習所事務所前のオートバイの路上駐車であります。自動車の運転を習いに来る人のものだと思われますが、これでは障害者は通れない。もともとここは、視覚障害者の要求によって、たび重なる舗装によって盛り上がって、非常に危険な、底の深い側溝になっていたものを、大規模な工事で現状のように平坦になったものです。そこへオートバイを置かれてしまっては、困るのであります。その都度、自動車教習所に要請してきましたが、いまだにスムースに障害者が通れるようになっていません。

豊田駅北口の視覚障害者のための盲導鈴が、ときどき鳴っていないときがあります。駅長室に行ってみると、スイッチの入れ忘れが多いようです。盲導鈴が鳴らないのは、視覚障害者にとって大変なことのようです。何時にスイッチオン、何時にスイッチオフのような装置は、簡単に取りつけられると思います。

ここで、４点、質問しておきます。いずれも東京光の家から豊田駅に向かう道路、通路の安全のための質問であります。

質問１、光の家関係障害者の駅までの通路として、陽光会館と教職員住宅の間を経由

する道路を認めてほしいが、どうか。

質問２、平山$_3$旭が丘線、3・4・18号線の中央跨線橋豊田陸橋の北づめの横断歩道に視覚障害者用信号を取りつけてほしいが、どうか。

質問３、自動車教習所事務所前のオートバイの駐車をなくすための努力ができないか。

質問４、豊田駅北口盲導鈴が毎日必ず作動するよう努力してほしいが、どうか。

以上が、光の家と豊田駅を結ぶところの質問でありました。

外出しやすいまちづくりの２番目の質問は、東京光の家から多摩平商店街に向かう道路についてであります。

光の家の園生は、光の家から西側に、東芝方向に出て旭が丘東線、3・4・23号線、昨年までは2・2・7号線だったものですが、この旭が丘東線を北に歩き、ファナック前の交差点で右折して都道の平山$_3$旭が丘線、3・4・10号、前は2・2・6号線だったものですが、この平山$_3$旭が丘線、そして多摩平緑地通りを通って、多摩平商店街へ行くのを常としているようです。途中、富士町交差点、富士電機正門前、富士町東交差点を通り、富士電機の垣根沿いに歩くことになります。この間に幾つかの問題点が含まれ、手を加えてほしいところもあります。

点字ブロックは、横断歩道では点字びょうに変わります。その点字びょうが要請されている横断歩道があります。視覚障害者用音信号の音が小さくて聞こえにくい交差点があります。ファナック前の交差点ですが、何回か要請しても改善されない、というのです。

富士町交差点の鋭角状に曲がっている歩道に点字ブロックがベタに張りつけられていますが、これでは視覚障害者は混乱するだけだ、ということです。線状の誘導ブロックと点字ブロックの組み合わせによって、初めて行動が指示されるということになるのだそうです。早急な改善が必要であります。

自動車教習所から坂を上がってきた富士町東交差点の正面の富士電機側に、信号の柱が２本立っています。歩道の中央近くに立っていて、障害者は必ずといっていいくらい体当たりする、ということです。西の方にも同様の電柱が１本あります。以前に私がその移動を要請したものですが、いまだにそのままになっています。移動は難しいというようですけれども、障害者にとっては、痛さをこらえての要求です。何とか移動していただきたいと思います。

このほか、点字ブロックの敷設が終わった時点などに、歩道の盛り上がった部分があり、障害者にとっては特に危険な箇所もありますので、早急に改修してほしいと思いま

す。

そして、視力障害者が商店街を歩行するに当たっての大きな妨害者は、放置の自転車です。きょうの広報ひのにも載っていましたが、改めて視力障害者の立場を代弁して、その改善を（「視覚障害者じゃないのか。自分で変えたんじゃなかったのか」と呼ぶ者あり）視覚障害者の立場を代弁して、その改善をお願いしておきます。

東京光の家から多摩平商店街へ向かう道路の安全のために、質問します。

質問５、光の家の西方から出て旭が丘東線、3･4･23号を北に向かうときの２カ所の交差点の横断歩道に点字びょうを打ってほしいが、どうか。

質問６、旭が丘東線と都道平山$_3$旭が丘線の交差点の音信号の音を大きくしてほしいが、どうか。

質問７、この交差点の横断歩道にも点字びょうをつけてほしいが、どうか。

質問８、富士電機前の交差点、富士町交差点の点字ブロックがベタ張りになっているが、線状の誘導ブロックと点字ブロックの組み合わせに改めてほしいが、どうか。

質問９、富士電機周辺の歩道に大きくはみ出して立っている３本の電柱、信号の柱は改善してもらえないか。

質問10、点字ブロックの切れ目付近などの危険な歩道の凸状は早速改善してほしいが、どうか。

質問11、視力障害者にとって特に危険な放置自転車は何とかならないか。

視覚障害者の外出しやすいまちづくりの３番目は、豊田南地域についてであります。光の家の視覚障害者は、豊田駅北口地域が行動範囲となっている場合が多いのですが、ときに南地域にも足を延ばすこともあります。光の家以外の視覚障害者からの要望も含めて、質問をいたします。

質問12、豊田駅南口タクシー乗り場には、いまだに点字ブロックがない。早速、敷設してほしいが、どうか。

質問13、中央図書館へ行くための点字ブロックの配慮が不足していると思うが、どうか。

質問14、豊田南のまちづくりはこれからだが、視覚障害者が外出しやすいまちづくりをどのように考えているか。

光の家に通所している視覚障害者もいて、この方たちは日視協――視力障害者協会に入っています。この人たちも含めて、日視協の人たちに日野市内の危険な箇所を指摘してもらいました。そして、危険の解消のための手段を教えていただきました。市内の危

険な箇所の解消のために、五つの質問をさせていただきます。

質問15、日野駅東の国道20号線の横断歩道に、視覚障害者用信号、音信号を取りつけてほしいが、どうか。

質問16、高幡駅前東側横断歩道に音信号をつけてほしいが、どうか。

質問17、光の家へ通うのに利用される平山三丁目から旭が丘一丁目への中央線をまたぐ歩道橋を渡るため、危険な平山10号線に横断歩道をつけてほしいが、どうか。

質問18、一番橋歩道橋北づめにガードレールがなく危険なので善処してほしいが、どうか。

質問19、高幡不動駅の地下道を通り抜けた右手にガードレールがなく、用水に落ちる危険が大きいので、善処してほしいが、どうか。

それぞれ、音信号を取りつけてください、横断歩道をつくってください、ガードレールを取りつけてください、というものです。

次に行きます。

森田市長の今までの実績からいって、森田市長の力の入れようからいって、西豊田駅は必ず実現すると私は確信しています。必ず実現するといっても、遠い将来であってはならない。実現の時期の問題です。一刻も早く実現できるよう奮闘していただきたいと思います。言わずと知れた西豊田駅の実現は、日野市をでっかく変貌をさせると思います。30年前、多摩平ができたときに匹敵するぐらいの日野市にとっての快挙になるだろうと思っています。この西豊田駅を、視覚障害者を初めとする障害者の外出しやすいまちづくりの中心に据えるのがいいと考えています。この西豊田駅を浅川から可能な限り離すようにできれば、東京光の家の最寄りの駅となります。上尾駅のように、視覚障害者誘導システムを導入し、あらゆる障害者施策、老人施策の施された、だれもが平等に利用できる日本一の駅にしたい、と考えたところです。

まずは、西豊田駅新設に向けて三つの質問をしておきます。

質問20、どこの駅よりも障害者が利用しやすい駅にしてほしいと思うが、どうか。

質問21、町田駅のように、エレベーターを取りつけてほしいと思うが、どうか。

質問22、点字ブロック、盲導鈴などの完備した駅であってほしいと思うが、どうか。

視覚障害者の外出しやすいまちづくりの６点目として、視覚障害者誘導システムについて、発言しておきます。このシステムが、埼玉県上尾市の高崎線上尾駅東口に取りつけられてから、早くも７年近くたちます。私もここで、このことを発言するのは４回目です。私の発言に沿って、約束どおり検討したかどうかは後で質問しますが、お忘れの

方もあると思いますので、1985年９月30日の私の発言をプレイバックさせていただきます。

視覚障害者誘導システムについて発言しておきます。これは視力障害者――当時は視力障害者といったわけでありますけれども――視力障害者が安全に歩行できる画期的なシステムです。日本電気株式会社と筑波大学が共同開発したもので、埼玉県上尾市の高崎線上尾駅東口に取り入れられているものです。既に上尾駅に、この視覚障害者誘導システムがスタートしてからちょうど２年たちましたので、日野市の関係者もよく御存じだと思いますが、簡単に説明させていただきます。

視覚障害者誘導システムとは、「専用の白杖――白いつえ、白杖が誘導路の磁気標識板野上に乗ると、つえの振動や音で知らせます。危険な場所などでは、自動的に音声案内が流れ、警告や現在一などを知らせます」というのですが、これだけでは理解しにくいと思います。

まず、歩道上に敷かれている点字ブロックにフェライトという磁性体を使います。そして、特別に考案された白いつえを使用するのです。つえには、磁気センサー、電子回路、乾電池、バイブレーターが組み込まれています。そのつえが、従来の点字ブロックに相当する磁気標識体、フェライトに触れたとき、振動が手に感じたり、音が聞こえたりしてわかるのです。それで、フェライトの誘導路を歩行することができるわけです。今までの点字ブロックのように凹凸がなく、表面は平でいいので、安全で歩きやすくなるというものです。この誘導路に使うフェライトという磁性体は、産業廃棄物で捨て場に困っているものを使えばいいのだそうです。道路の、特に危険なところや特定の場所には、フェライトの下にアンテナを置き、音声での案内装置をつなぐことによって、スピーカーで道案内がされる仕組みになっています。

1983年９月24日の日本経済新聞は、この上尾の視覚障害者誘導システムのことが載っていました。「声で道案内」の見出しの記事ですが、少しだけ読んでみます。

「階段です。この階段をおりると、バス乗り場１番と２番があります。１番乗り場は○○経由××行き……」白いつえで点字ブロックに触れると、こんな道案内の声が聞こえてくる。目の不自由な人たちの誘導システムが、23日、埼玉県上尾市の国鉄上尾駅前にお目見えした。日本電気と筑波大学が新技術開発事業団の委託を受けて、産業廃棄物として処理に困っているフェライトを使って開発した。国鉄の駅には車いす用の改札口や道路点字時刻表や運賃表などは一部あるが、視覚障害者のために声で道案内するのは初めて。評判は上々で、福祉のまちづくりにと、他の自治体も注目している。上尾駅を

利用している目の不自由なある上尾市民は「点字ブロックだけでは不安だし、歩きにくい。声の道案内が普及すれば大変助かる」と話している。この方式が普及すると「目の不自由な人は点字でなく、音声を頼りに歩けるまちづくりもできる」と関係者は期待している――とあります。

以上は、５年前の私の発言です。その後、この視覚障害者誘導システムは大阪府で、東大阪市など３市が実現に向けて検討中であります。神奈川県の都市でも検討が開始された、と聞いています。

３問、質問いたします。

質問23、このシステムの検討はいかになされたか。

質問24、高崎線上尾駅東口を視察したか。

質問25、このシステムを西豊田駅に導入する考えはないか。

次に、まちづくりとは言えないと思いますが、視覚障害者の外出のための大きな力となるガイドヘルパー派遣事業について、質問いたします。

昨年４月制定されたガイドヘルパー派遣事業要綱によるガイドヘルパーによって、視覚障害者の皆さんは助かっているようですが、いろいろとこの制度への要望も持っています。日視協は、年に１回バス旅行をしています。私は、昨年はアメリカ、カナダへ行っているときだったので同行できませんでしたが、一昨年は同行して、群馬県の太田市に行き、香りのいい花がいっぱいの公園の視察など、視力障害者の皆さんと一緒に、一日を楽しんできました。もちろん私以外の何人かのボランティアも一緒でした。ことしは８月11日、12日、１泊で出かけるということです。私も妻とともに、要綱にのっとらないガイドヘルパーとして同行する予定です。このような催しにはガイドヘルパーは適用されないようですが、これを可能とするのは無理なのでしょうか。また、収入につながるようなものは適用されないということですが、職業と関連があるにしても、関係学会に参加するなど、社会的活動などは適用してもいいのではないでしょうか。ガイドヘルパー派遣事業前進のために、質問します。

質問26、この事業の実施状況はどうか。

質問27、ガイドヘルパーの登録の現状はどうか。

質問28、ガイドヘルパーが介護できる障害者の外出の内容を拡大することはできないか。

質問29、ガイドヘルパーが介護できる障害者の外出の時間を延長することはできないか。

次に、これもまちづくりとはそぐわなくなってしまいましたが、外出しやすいということで、ここに配置させていただきましたが、身体障害者の交通機関の優遇措置についてであります。視力障害者は、鉄道を半額で乗れる。手続が非常に面倒なのだが、私鉄では子供の切符を買うことでできるようになっているようです。ところがＪＲはそうと限らない。駅によってまちまちなので、日野駅、豊田駅では私鉄と同じように扱ってほしい、というものです。視覚障害者は、それだけでぐっと外出しやすくなるのだと思います。

質問30、ＪＲの取り扱いを私鉄並みに改善させるよう、日野、豊田駅に申し入れることはできないか。

以上で、三つに大別した質問のその１、視覚障害者の外出しやすいまちづくりの質問を終わります。

大別した質問のその２として、視覚障害者の仕事の確保を願っての発言をいたします。

私は、一昨年の第３回定例会で、副議長なのにという冷たい目をくぐり抜けての質問で、身障老人機能回復助成事業を取り上げました。もともと視覚障害者への施策でありながら、本末を転倒していると指摘、市長の「基本に戻る」という明快な答弁をいただきました。視覚障害者であるマッサージ師の仕事の確保の施策は、よみがえることになったと聞いています。この施策の一層の充実を願い、対象の拡大も従来から主張していたことであります。１、２級など重度の身障者は、若い人でもマッサージが効果があり、必要であるとして、１、２級の年齢制限の撤廃などを考えることを主張してきたところです。

障害者、特に視力障害者の雇用は、依然厳しい状況が続いていると思います。この中で、ことしの４月、視覚障害者である中山さんが日野市の正職員に採用されたということは、まさに快挙であり、さすがは革新市政といいたいところであります。日視協の人々もその話を聞いて喜び、早速５月20日の日曜日、中山さんのいる「ふるさと博物館」に見学に行ったということであります。ぜひ、市としてさらに視力障害者を職員に加えていただくための努力をお願いしたいと思います。

そして、市内の事業所に対しても、この点での指導的立場をつくり上げていただきたいと思います。障害者に仕事の確保を、ということで六つの質問をしておきます。

質問31、身障老人機能回復助成事業は本来の姿になったか。

質問32、マッサージの対象を拡大する検討はなされたか。

質問33、市内事業所の障害者、特に視覚障害者の雇用の状況はどうなっているか。

質問34、市での状況はどうか。

質問35、市立病院での視覚障害者のマッサージ師、理学療法士などの採用の現状と今後の方針は。

質問36、特養老人ホームではどうか。

三つに大別した質問の最後のものとして、視覚障害者の日常活動への施策について、質問をいたします。

視覚障害者が書類作成などを行うのは、健常者に比べ比較にならないほど大変です。このことを考えて、市でも十分な対応が必要であると思います。点字の機構が組み入れられているワープロも出てきたということですが、これらを大いに利用して、障害者の利便性を高めていただきたいと考えます。みずからの不自由な体を押して毎年行っている無料マッサージ、日視協の皆さんに心から讃辞を送りたいと思います。この無料マッサージ、準備から後片づけまで視覚障害者の皆さんがやっていますが、非常に大変のようであります。

広報ひのと市議会だよりが、視覚障害者向けとして、点字版と声によるテープ版が発行されていますが、声の市議会だよりは、広報ひのと同じように配布されていません。広報ひのは点字版160、テープ30と聞きましたが、議会だよりも同じ対象に配布されるよう要請しておきます。

視覚障害者の日常活動への施策の充実のために、質問いたします。

質問37、日野市視力障害者協会の市への提出書類の簡素化はできないか。

質問38、日視協の事務を市で援助することはできないのか。

質問39、日視協ないしは視覚障害者への連絡は、点字またはテープでできないのか。

質問40、視覚障害者の活動に資するための市の確保している近代的機器はどんなものがあるのか。

質問41、これらは市の職員と障害者にいかに利用されているか。

質問42、日視協で毎年行っている市民への無料マッサージの段取りや準備は、市で手伝ってもらうわけにはいかないのか。

声の市議会だよりの発行と活用については、私も議会報編集委員でありますので、質問にはいたしません。

以上です。延べ42を質問とさせていただきました。よろしく御回答のほど、お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　建設部関係の方は、御質問の18問ございます。順次、追ってお答えをしたいと思います。

まず、１点目の御質問でございます。東京光の家から豊田駅に向かう道路の安全のための中で、陽光会館と教職員住宅の間を経由する道路を認めてほしい、という質問でございます。

お答えを申し上げます。道路は、だれでも安心して通れるように、道路管理者と交通管理者は万全の対応をすべく努力を行わなきゃならない、というのが基本的な考えでございます。また、安全施設の整備と、交通の安全を阻害するようなものについては、除去を努めるということが基本になっております。

なお、この認めてほしいということについては、横断歩道の問題とかいろいろございますもんで、関係機関と協議をして、もう少し時間をいただきたいと思います。

２点目でございます。御質問の平山$_3$旭が丘線の3･4･18号線のところに、障害者の信号を取りつけていただきたい、ということでございます。これについては、関係機関に要請をしてまいります。

３点目でございます。自動車教習所の前のオートバイの駐車をなくするために努力はできないか、ということでございますが、この違法駐車の問題は、今現在、社会的な問題になっているわけでございます。車の利用者に対する問題に対しては、市の方としても広報その他でＰＲをして訴えていきたいと思っています。直接的には、ここの場所は、この取り締まりについては交通管理者がやるべきものでございますもんで、こちらの方に強く要請をしていきます。

問題４でございます。豊田駅の北口の盲導鈴が毎日必ず作動するように努力してほしい、ということでございます。これは、設置者はＪＲでございますが、この鈴が鳴る時間でございますが、これは朝６時から終電の午前１時20分までスイッチを入れて、適正に行動するように今ＪＲの方で努力しているそうでございます。そういう中で、御指摘のようなものがございますれば、再度、私の方からＪＲの方にも要請をしていきます。

それから、問題５でございます。光の家の西の方から旭が丘東線です、これは3･4･23でございますが、ここのところに点字のびょうを打ってほしいということでございますが、これについては管理者である交通管理者と協議をさせていただきたいと思います。

問題６でございます。旭が丘東線と都道の平山$_3$旭が丘線の交差点の音信号の音を大きくしてほしい、ということでございます。これも、管理をしています交通管理者の方へ要請をしていきます。

御質問の７でございます。交差点の横断歩道にも点字びょうをつけてほしい、ということでございます。東京都が道路管理者でございますもんで、そちらの方へ要請をしていきます。

質問８でございます。富士電気交差点の点字ブロックのベタ張りは、線状の誘導ブロックと点字のブロックに変えてもらいたい、ということでございますが、これについても道路管理者、東京都に、要請をしていきます。

御質問の９でございます。富士電気周辺の歩道に大きくはみ出しています３本の電柱でございます。それから信号柱についても改善をしていただきたい、というふうな御質問でございます。この点については、信号柱については、道路区域内に設置されております。電柱についても同様でございますけれども、歩行者に支障を来しているということでございますので、これらの関係機関に協議をして改善をしていきたい、というように考えております。

質問の10でございます。点字ブロックの切れ目の付近などに危険な歩道などの凸状は早急に改善をほしいということです。出っ張りを早急に改善してほしい、という御質問でございますが、これについては早急に改善をいたします。

質問の11でございます。視力障害者にとって特に危険な放置自転車は何とかならないか、という御質問でございます。これについては、基本的には駐車場の土地の確保が基本でございますが、そういうことも言っておられません。その点、我々の方といたしましても、こういう自転車を整理する誘導員を充実いたしまして、効果的にこういう危ないところの自転車を移動できるように、これからは取り組んでいきたいと思っております。

質問の12でございます。豊田駅南口タクシー乗り場にまだ点字ブロックがないということで、早期に設置してほしいということでございます。この場所については、ＪＲの管理区域になっております。この設置については、ＪＲに対して要請をしていきたいと思います。

質問13でございます。中央図書館へ行くための点字ブロックの配慮が不足していると思うがどうか、というようなことでございます。これも道路管理者が東京都でございまして、東京都の方に要請をいたします。

14番を飛ばしまして15番になりますけれども、日野駅東の国道20号線の横断歩道に視力障害者用の音信号をつけていただきたい、という御質問でございます。これについても、関係機関に要請をいたします。

16問目でございます。高幡駅前の東側の横断歩道に音信号をつけていただきたい、ということでございます。これも同じく関係機関に要請をいたします。

御質問の17でございます。光の家へ通う、利用されている東平山三丁目から旭が丘一丁目の中央線をまたぐ歩道橋を渡るために危険な平山10号線に横断歩道をつけてほしい、ということでございます。これについては、交通管理者の所管でございますもんで、交通管理者とよく協議をいたしたいと思います。なお、設置についての要請も強くしていきたいと思います。

御質問の18でございます。一番橋の歩道橋の北づめにガードレールがないために危険であるので善処してほしい、ということでございます。これについては、庁内協議を進めまして、少しでも改善できるように努力をいたしたいと思います。

問題の最後になりますけれども、19でございます。高幡不動駅の地下道を通り抜けた右手にガードレールがなく、用水路に落ちる危険が大きいので善処してほしい、ということでございます。これについては現地調査の上、必要な処置を講じたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、質問の第14でございます。区画整理事業におけるところの障害者対策、ということでございます。

日野市には、御承知のように、障害者の安全対策といたしまして、日野市福祉環境整備要綱がございます。この要綱に基づきまして対策を講じたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、大きな表題の中で、４点目の問題でございます。仮称西豊田駅の新設に向けての問題でございますが、御承知のとおり、現在、ＪＲ東日本との協議を進めているところでございます。企画あるいは開発部との協議を進め、この誘致の実現方に向かって精力的な努力をしているところでございます。その中での、できた場合の質問かと思いますが、20、21、22と、３点質問があるわけでございますが、ただいま都市整備部長の方からも話がありましたとおり、日野市には福祉環境整備要綱、その中でも公共交通機関の基本的な考え方を樹立しているわけでございます。障害者の問題、あるいは高齢者との生活圏、行動範囲の拡大に伴っての対応という問題があります。

よって、かつ安全に進めるというような中でのエレベーターの問題、点字ブロックの問題、また、障害者が利用しやすい具体的な問題を、福祉環境整備要綱の中で定めておりますので、その方針に沿って、これから請願駅として当然協議を進めている中でございますので、ある程度見通しがついた中では精力的に対応していきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　福祉部の所管とするもの14問に対しまして、お答えしていきたいと思います。

最初に、ガイドヘルパー派遣事業の関係でございます。４点ほどお答えしたいと思います。この事業の実施状況はどうかということで、26番でございます。

平成元年度から実施いたしまして、申請数約100件ということでございます。視覚障害者の日常生活は非常に便利になっている、というような状況ではないかというふうに感じております。

27番のガイドヘルパーの登録の現状はどうか、ということでございます。平成元年度、あるい平成２年度と、２年度にわたりまして広報等で募集いたしました。昨年は13名でございましたが、ことし新たに７名の方が追加登録されまして、現在20名でございます。市といたしましては、登録者に対しまして研修を実施いたしまして、既に実践活動に入っているところでございます。

28番、ガイドヘルパーが介護できる障害者の外出内容を拡大することはできないか、ということでございます。先ほどお話のございましたそのような旅行、あるいは日常生活上のちょっとした買い物等、こういうものまで拡大できればよろしいんですが、現在そのようなことで、拡大については東京都にもお願いしているところでございます。

29のガイドヘルパーが介護できる障害者の外出時間を延長することはできないか、ということでございます。ガイドヘルパーは、４時間を単位といたしまして実施しているので、問題になっている、問題時間が延長になった場合には４時間の券を利用することができるようになっております。今現在、１カ月５枚。１枚が４時間単位の券を発行しておりますが、今後、その拡大について検討していきたい、というふうに考えております。

次の30番でございます。ＪＲの取り扱いを私鉄並みに改善されるよう、日野、豊田駅に申し入れることはできないか、という御質問でございます。現在、ＪＲの旅客鉄道運

賃でございますが、身体障害者、その介護人がＪＲ線や連絡会社線を利用する場合は、運賃が50％割り引かれるということでございます。ただし、片道100キロを超える区間でなければ割り引きにならない、というのが現状でございます。

ただ、私鉄が距離的にも非常に短いものもございますので、その辺、ＪＲとの鉄道の距離がまちまちでございます。また、これらは鉄道、ＪＲの制度的なものでございます。そのようなことからも、今後ＪＲあるいは東京都に対しましても要請をしていきたい、というふうに考えております。

次の31項目目でございますが、身障老人機能回復助成事業は本来の姿になったか、ということでございますが、平成元年の４月１日に要綱の一部改正をしたところでございます。

32番、マッサージの対象を拡大する検討はなされたか。これにつきましては、今現在では65歳以上のお年寄りの、なおかつ身障者ということでございますが、一般の身体障害者等についても検討課題とさせていただきたいと思います。

33番の市内事業者は障害者、特に視覚障害者の雇用の状況はどうなっているか、ということでございますが、平成２年４月１日現在でございます。視覚障害者１級から６級までの現在274名の方がいらっしゃいます。このうち特に重度、１級です、こういう方が125名でございます。そのうち所得のある障害者の数は32名でございます。そのようなことで、実際にはその32名の方がお働きになっていらっしゃるんではないか、というふうに考えております。

なお、２級から６級までの障害者の雇用状況については、十分把握しておりません。

飛ばしまして36番目でございます。特養老人ホームではどうか、ということでございます。社会福祉法人の日野福祉事業団の雇用であります特別養護老人ホームにつきましては、マッサージ師、それから理学療法士、計２名を採用しているところでございます。

37番、日野市視力障害者協会の市への提出書類等の簡素化はできないか、ということでございます。これにつきましては、福祉団体関係補助金交付要綱によりまして実施しているところでございますが、この書類につきましては、必要最小限度の書類で、特に難しいような書類ではございませんけれども、御不自由であれば、いつでも窓口に御相談いただければお手伝いしていくことはできるんではないか、というふうに考えております。

38番の日野市視覚障害者協議会ですか、これの事務を市で援助をすることはできないか、ということでございます。どのような援助の仕方があるのか、よくわかりませんけ

れども、援助できるものは援助させていただきたいと思います。また、団体そのものが自主的団体でもございますので、できるだけ自主的な活動をされるのは非常に結構ではないかと思いますが、もしそういうようなことがございましたら御相談していただきたいと思います。お手伝いしたいと思います。

次の39番、日視協ないしは視覚障害者への連絡点字、またはテープでできないか、という御質問でございます。現在、福祉部では、モデルケースといたしまして、福祉部の内部で点字による課あるいは係、電話番号をお知らせすることを実施しています。これはステッカーでやっております。

また、市からの文書の読みについては、ガイドヘルパーの利用を今後とも高めていきたい、というふうに考えております。

40番でございます。視覚障害者の活動に資するため、市の確保をしている近代的機器はどんなものがあるか、ということでございます。現在、つばさ学園、それから図書館、ここらに点字パソコンが導入されております。つばさ学園につきましては、今年度の５月からの導入でございますので、現在、職員がメーカーの指導を受けている状況でございます。

次の41番でございます。これは市の職員と障害者にいかに利用されているか、でございます。この利用状況でございますが、中央図書館におきましては、点訳できる職員が３人ほどおります。それからまた、点訳できる視覚障害者も五、六人いるそうでございます。毎週火曜、水曜の午後を利用して点訳等の作業をされているようでございます。平成元年度におきましては、点字図書の作成をいたしまして、Ｂ５版で約2,300枚ほど作成されたそうでございます。

それから、図書館登録の視覚障害者でございますが、約70名ほどいらっしゃるということでございます。

42番でございます。日視協で前に行っている市民への無料マッサージの段取りや準備は市で手伝ってもらうわけにはいかないか、ということでございます。そのようなときには、我々といたしましても、日社協のボランティアセンター、ここらのボランティア等にお手伝いできるよう働きかけていきたいし、また、私どもでできる会場の確保だとか、そういうものについては今後とも協力していきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは、御質問の34番、障害者の雇用について市の状況

はどうか、ということで御質問でございます。

身体障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律というのがございます。この法律によりまして、一般の民間企業につきましては1.6%、それから国及び地方公共団体につきましては、２%の雇用率を下回らないよう義務づけられているところでございます。日野市におきます雇用率は現在2.03%でございます。

なお、この中には、先ほどお話に出ました視覚障害者は２名でございます。先ほどの出ました中山と外１名でございます。それが現状でございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　　35点目の御質問にお答えいたします。

市立病院でのマッサージ師、理学療法士でございますが、現在このうち１名が視力障害者でございます。

なお、この部門での職員数は現在のところ充足しておるところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　大変、質問の中での23番、24番、25番が抜けているかと思います。

視覚障害者の誘導システムでございます。過去の質問の経過等も伺いました。これの上尾駅の改善については、この改善するときに日本電気と筑波との誘導システムの開発というような状況だけは多少踏まえておりますが、実際に視察してはいないと思います。企画の方ではしておりません。今後、この検討あるいは視察の問題もあるわけでございますが、当然、行政の中で建設部、あるいは福祉部との調整も図りながら、その内容を検討していきたい、というふうに考えております。

もちろんこれが西豊田駅に導入できるかどうかという問題については、私の方も駅誘致というような第一条件の中で、できるだけ努力はしたいと思いますが、今後の課題としていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　数多い質問への数多い回答をいただきました。ありがとうございました。

回答は、私の予想をしたものを、ほとんど外れていないものでした。ぜひ今後も、今

の答弁に従って努力していっていただきたいと思います。

光の家や障害者の要求で、この質問をまとめる段階で、洩れてしまったものがありまして、気がついてはいたんですけれども、最初の質問に組み入れることがやりにくかったもんですから、ここで２点ばかり追加して質問させていただきたいと思います。

１点目は、光の家の園生が市のプールを使いたいが、なかなか利用できない。今、昭島市や国立市に連れていっているということですけれども、障害者の日などを設けて、ぜひ利用できるようにならないものだろうか、という要望であります。プール、市民プールのほかに二つの温水プールについても、答えていただければ幸いであります。

２点目の追加質問は、駅で「上り電車が参ります」「下り電車が参ります」しか流さない駅があります。視覚障害者にとって、これは全く困ることだ。もう少し詳しく放送してほしいというもので、日野駅では、こんなようにやっていると思います。改善するよう申し入れてほしいのですけれども、どうでしょうか。

以上、２点だけ追加質問をいたしますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　　プールの件について、お答えを申し上げます。

現在、教育委員会で開設をしております学校開放のプール、並びに市民プールにつきましては、障害を持つ方は介添えの方が一緒に来ていただく、こういうことを条件にして自由に利用していただいております。なかなか利用しにくいというお話でございましたけれども、そういうことで介添えの方がついていらっしゃる限り、自由に光の家の方も毎夏二、三回の割合で来ている、とこのように私どもは把握をしております。

障害を持つ方だけを特定いたしまして、教室を開くとか、あるいは障害者の方々などの利用だけの日にちを決めるとか、そういうことについては今までやっておりませんが、今後、関係者の御意見も拝聴いたしまして、十分検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

生活環境部で所轄しております温水プール２館でございますが、これらにつきましては、障害者に使いやすいものへの改造というようなことで、かつて御質問をちょうだいした経過がございます。

そういう中で、現在、保有しておりますプールにおいては、ちょっとその改善が難しいということの中で、新設の段階で考慮していきたい、というお答えを申し上げた経過

があるわけでございますが、そういう中ででも、現状の中でもしできることであれば、私の見る限りにおいても可能性なきにしもあらず、というふうな感じもいたしておる点もございます。諸般を検討する中で、御趣旨に沿った形での検討を進めてみたい、とそのように考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の、駅の上下線の放送の問題でございます。今、質問者の方からお話を伺った中では、確かに視力障害者の中での方々には大変不便だろう、というふうに思います。この辺の実情を把握しておりませんので、私の方も状況を把握の上、駅に対しての申し入れをしていきたい、というふうに思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　ここで、市長に発言願いたいと思います。

私の先ほどの質問は三つに大別し、外出しやすいまちづくりについては、八つに分けました。これを合わせると10に分けたことになりますが、その一つ一つについて、市長のコメントをいただければ幸いであります。

東京光の家から豊田駅に向かう道路の安全性、東京光の家から多摩平商店街に向かう道路の安全性、豊田南の地域の視力障害者の外出を考えてのまちづくり、市内全体の危険箇所の解消について、障害者の利用しやすい西豊田駅新設について、視覚障害者誘導システムの導入について、ガイドヘルパー派遣事業について、利用しやすい鉄道、駅について、視覚障害者の仕事の確保について、視覚障害者の日常活動への援助について、以上の10項目ですけれども、すべてでなくても結構ですので、市長、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先日、光の家では、創立たしか70周年の記念行事が行われ、私も地元の市長ということで出席をいたしました。

日野市に光の家が施設を移設してこられたのは、昭和40年あたりだったかというふうに思うわけであります――いや、もっと早いですね、30年ごろだったと思っておりますが、たまたま現在地に場所を求められ、ちょうどそのとき区画整理事業に遭遇したわけでありまして、区画整理事業の中で、この社会福祉法人の面積をいかに減らないように保つかということに、私も随分奔走をし、ほとんど当初の面積を保持できるようにいたしました。この特別な措置であった、というふうにも言えるものであります。

そのことも伴って、道を隔てた前面道路、前面には公園も設定いたしまして、なるべく光の家の園生の人たちが公園という環境の中で、においのある花などを楽しめるようにしよう、というふうな配慮もしておるわけでありまして、環境ということにつきましては、いろいろと、まだ未解決の問題もあるなというふうに聞いておるわけであります。

国際障害者年という大きな問題設定の年がありまして、その際には、市として人権問題としては、障害者に差別をしない。そうしてハンディーをなるべく補うといいましょうか、支援をするという形で人権の尊重をする。障害者問題こそ、まさに住民らしい、あるいは人間らしい、そういう発想を呼び起こす、大きな人類発展の端緒をだんだんと進めつつある、といってよろしいかと思います。そうして、その思想は、ノーアライゼイションというふうに言われているようでありまして、一般人と、つまり一般人に伍して支障のない生活ができるようにする、とこういう趣旨だと思います。

視力障害者の方、視力障害者施設が日野市に最初できたということで、日野市の福祉に対する物の考え方をいろいろと教えていただいたということとは、大きな役割があったと思っております。

そして、個々の今、精細な部分にわたって質問をいただいたわけでありまして、ほとんど大部分は担当者がかなり積極的なお答えをいたしております。一つ一つというふうにも御注文はあるわけではありますけれど、私は全体としてそういう理念のもとに、また、具体的なこともあわせ解決をするように努力をするということで、まとめたお答えにさせていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　視覚障害者への施策の充実を目指して、一層の努力をお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって13の１、視覚障害者への施策の充実をめざしての質問を終わります。

一般質問14の１、区画整理等道路新設（落川）に伴う安全対策についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　議長のお許しをいただきましたので、ただいまから通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

近年、区画整理事業が大分進んできておりますが、この区画整理事業は、道路と道路

を結ぶことにより成り立つものであることは、周知のとおりでございます。

しかし、この道路新設は、現有道路が整備されぬままこれに接続するため、民家の自家用と、単に通過する車両が乗り入れ、既存道路との交差する地点の安全や、特に例を挙げますと、新井橋から百草駅に通じる通称落川通りに結ばれます、第八小学校、三沢保育園前をつなぐ新井71号線道路など、学童、園児にとっても大変危険な面があり、その対策がどのようになっているのか、具体的に道路計画と安全性についての基本理念を聞かせてほしい、と考えます。

実は、この質問につきましては、落川にお住まいの、あるお方より子供たちの安全対策についての御心配をいただきまして、私自身も、ある先輩とともにこの新道と現存道路の関連を見てまいりました。極めて素朴な不安でありまして、かつまた重要な問題である、と認識したからでございます。

また、区画整理事業が着工しますと、大型車など工事用の車両もふえまして、相当長期にわたり安全対策が必要とされ、また同時に、工事中の巡回路も手順よくしていただかないと、一方通行だらけとなりまして、非常に不便さを感じることがあります。

さて、昨年の11月28日に、政府は交通史上初の交通事故非常事態宣言を発令をしました。全国の交通事故の死亡者が1975年以来、13年ぶりに１万人を突破しました前年のペースを上回って推移し、年末には１万1,000人に達するおそれがあることを憂慮したものでありました。東京都内におきます死亡事故も、関係者の必死の努力にもかかわらず、前年並みに発生する厳しい状況が、年間を通じて継続をしました。

私たちは、第２次交通戦争と呼ばれています、こうした危機的状況を心にしっかり受けとめなければならないと思います。

そこで、質問を３点ほどさせていただきたいと思いますが、１点目は、例の新井71号線、今、仕上がりまして開通を待っているわけでございますけれども、開通予定がいつになるのか。そして、現状、どのような形で保留になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして、この新井71号線の開通によって、交通量がどの程度になっていくのか。想定で結構でございますから、お知らせを願いたいと思います。

また、この新井71号線の開通に伴って、先ほど申しました第八小学校、あるいは三沢保育園など、近所に園児、学童がおりまして、交通対策の安全がどのように保たれていくのか、この点についてもお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えを申し上げます。

御質問の新井71号線の、まずお答えの前に、概略、新井71号線を建設したことについての経緯をお話をさせていただきたいと思います。

新井71号線については、新井橋方面から抜けて、先ほど御質問者のお話がございましたように、百草へ抜ける道のところから、中間から第八小学校の方へ抜ける道路でございます。これについては、東京都の流域下水道の浅川幹線のルートとして、まずこの道路を計画したわけでございます。

道路用地の確保と道路新設工事は、昭和61年より平成元年度までの４カ年計画で事業をいたしました。既に新井71号線は完成をしております。総延長につきましては391メートルで、道路の幅員でございますけれど、８メートルでございます。８メートルのうちに２メートルの歩道がございます。こういうのが経緯でございます。

御質問の中で、この新井71号線の中で、開通の予定はいつか、というふうな第１点目の質問でございます。開通については、ここの新井71号線は、先ほど申したように完成はしておりますけれども、これに取りつける、ちょうど南側になりますけれども、三沢の保育園があるわけでございます。そこの前に、東側に、路線番号で言いますと三沢４号線という道路がございます。ちょうど三沢保育園の前が、幅員が４メートルでございます。狭くなっておりまして、非常にネックで、これを開通に伴いまして整理をしませんと、問題があるということで、当初、この新井71号線を入った当時から用地交渉に入っておりましたけれども、いろいろ境界の問題等によって時間がかかっております。最終的には、この三沢の保育園の中の用地を提供していただいて、そちらに２メートルの拡幅の、４メートルから２メートルふやして６メートルの道路という形の中で、今、関係部課と調整中でございます。これらのものが調整が終わりましたら、今年度、平成２年度で工事費を計上してあります。約1,000万でございますが、即工事を出しまして、大体、今の予定からいきますと、10月をめどにこの工事を完成いたしまして開通をしたい、というふうに考えております。

２点目でございます。交通量の想定でございますけれども、先ほど第１点目にお話がございましたように、新井橋から百草へ行く周辺全部が、この道路については大型車両の規制区域になっているわけでございます。それで、現時点では、この71号線についても大型車両が通行できません。

ただ、心配されるのは、先ほどは御質問者もお話がございましたように、この地域には区画整理という事業がありまして、そういう中からの流れの交通、いろいろの問題、

普通車の交通量というのは非常にふえるんではなかろうか。一つには、都道、川崎街道から新井橋に抜ける一番の近道になるんではなかろうか、というふうなことでございまして、今後は、そういう普通車のような、車のふえる、中が心配されるというのはございません。その問題については、今後、交通管理者と規制等について十分打ち合わせをして、そういう車の流れ方、また、事故がないような方策をひとつ今後は考えていきたい、というように思っております。

３点目になりますけれども、これも安全対策についてでございます。安全対策については、先ほどの１点と重複いたしますけれど、新井71号線については、車道６メーター、それから歩道が２メーターということで分類されておりまして、今度の、先ほど申しました三沢４号線についても、拡幅の幅員が６メーターということで、そのうちの２メーターが歩道ということで、安全を確保するために努力しているわけでございます。

問題は、三沢の保育園前から都道川崎街道まで出る間が、問題点があるわけでございます。これは現状では、幅員は６メーターになっておりますけれども、ガードレールとかそういうものはございません。学校に通う子供さんたちの中には、ここの交通量がふえますと危険大というふうなことで、これの処置といたしましてガードレールを設置をしたい、という考えでおります。

なお、ことしの４月に入りまして、交通管理者とも、うちの方の管理課でございますけれど、現地を立ち会いをいたしまして、交通管理者の立場からも、いろいろの面を御指摘をされております。そういう点を十分踏まえまして、今後、開通までの間にそれらの整備をしていきたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　昨年の日野市の１年間の交通事故は、596件あったそうでございます。この596件のうちで、残念ながら３人が亡くなっておりまして、34人が大きな傷を負っております。

子供だけの対象で調べてみますと49件ありまして、このうち２名が亡くなり、３名が大きなけがをおっている。こういう実態があるわけでございます。今もお話がありました新井の71号線をつくることによって車の量がふえ、今まで以上に交通のいわゆる不安というものが出てくることは、想定ができます。いろいろと交通安全の対策がされているようでありますけれども、特に既存道路に対する交通対策をきちっとしていただかないと、新線の方は、何といいましょうか、歩道もきちっと取られていて、なかなか交通

対策がきちっとでき上がっているようでございますけれども、そういう意味では、ぜひ既存道路につきましても、同じような交通対策を行っていただきたい、こう思います。

地元の方々から、この新井71号線ができることによって、いろんな要望が上がっていると聞いておりますが、その辺は確かなことでしょうか。ちょっと、お聞きします。

○議長（小山良悟君）　　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　お答えを申し上げます。

ＰＴＡとか、それから周辺の自治会関係から何点か上がっております。それはいわゆる一番問題になっているのは、交通の車の流れ方とか、それから先ほどちょっと対策をお話をさせていただきましたけれど、ガードレールの設置とか、それから将来は学校の正門の前あたりに信号機の設置というふうなものが、地元の方から上がっております。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。

大体、私が考えていたような形の中で、この交通整理がされているようでございますので、どうぞ交通事故が起きないような施策を、この地域にも取り入れていただきたい。このことをお願いいたしまして、この問題に対する質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　これをもって14の１、区画整理等道路新設（落川）に伴う安全対策についての質問を終わります。

一般質問14の２、ＪＲ豊田駅に於ける精算窓口廃止に伴う市民への影響について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○９番（佐藤洋二君）　　続きまして、一般質問をさせていただきます。

さきの３月の定例議会で、私はＪＲ豊田駅の利便性につきまして、若干の例ではありましたが、電車の折り返しを含む始発電車の基地ということで、その恩恵に浴していることの旨を発言させていただきました。きょうは、皆様と同じように、ＪＲの乗車券を買い求め、豊田駅を利用します一市民の立場で、最近の豊田駅の状況につきまして、発言をさせていただきたいと思います。

６月１日付の毎日新聞の社説に「ＪＲは公共性を忘れずに」という記事が載っておりました。そして、その１週間後の６月８日付の毎日新聞の「みんなの広場」という読者からの投稿欄に、次に述べますような投書が載っておりました。タイトルは「ＪＲは真のサービス考えて」ということで、前段では「90年３月期決算でＪＲ東日本、東海等の利益は順調に伸びているが、これは当然のことと思う」と述べ、続いて「私の町の駅の

様子も国鉄時代とは変わった。よく国鉄時代より駅員の接客態度がよくなったと言われる。確かに切符を切るとき、あいさつの言葉をかけてくれる。だが、切符売り場の窓口と改札口が一つになり、待たされることが多くなった。例えば、夕方仕事を終え切符を買いに行くと、窓口には二、三人の客が並んでいる。やっと自分の番が来て目的地を言おうとすると電話が鳴り、係員は電話に出てしまう。電話での話を終えたと思うと、係員は時計を見て『ちょっとお待ちください』とどこかへ行ってしまう。見ていると、乗客の切符を切っている。ようやく係員は戻ってくる。私は随分待たされて切符を手に入れることができるというわけだ。また、土曜日、仕事を終え、隣の市まで電車で出かけようとする。それが通勤電車だったりすると、我が身一つをどこに置いていいのかわからない混雑だ。ＪＲは株式上場を考える前に本当のサービスを考えてほしい。また、利益をもっと客に還元すべきだと思う」これは、福島県深川市にお住まいの36歳の主婦の方より、ＪＲのある駅を利用されての率直な感想を投稿されたものでございます。多分、本会議に出席されておられます皆様の中にも、この投稿をお読みになられた方もいらっしゃいましょう。

また、これに近いような経験をされた方もおありと存じますが、どこかこの内容が、中身が、私たちが日常的に利用していますＪＲの豊田駅の最近の状況に似ているとはお思いにならないでしょうか。

先日、日本社会党・市民連合は、長沢教育長と渡辺みずえ都議会議員、そして日野市議ともども、都立美術館日野市誘致促進ということで、都庁へ行ってまいりました。副知事にお会いした後、要請も終わり、帰途に着きました。私は事情がありまして、三鷹駅までの切符を買いましたが、所用を思いつき、三鷹までの切符で豊田駅まで乗り越し精算をしました。そのとき切符を出し出ていく人、また切符を切り入ってくる人で、ラッチ――このラッチという言葉は、切符を切ったり切符を受け取るところで、職場用語でこう呼んでいます。このラッチ付近が混雑で膨れ上がっており、一種、異様な雰囲気でありました。

実は、ＪＲ豊田駅は、ことしの３月31日をもって精算窓口を廃止をしました。御承知のとおり、精算窓口とは、さまざまな理由によりまして目的地までの乗車券類等を正しくお買い求めのできなかった旅客に対しまして、その過不足運賃を正しく授受したり、定期乗車券、中長距離乗車券類等の払い戻しを行い、また、お客様からの質問なり問い合わせ、旅行相談に気軽に応じ、あるいは誤案内、誤った案内の生じないように設けられましたサービス窓口であり、私の勤務しておりました新宿駅には、東、南、西の口にそれぞれ設置されておりました。

精算窓口の廃止は、ポスという機械の導入と、１日1,500件以下の精算業務の駅が対象となった、といわれております。このポス導入に伴う是非につきましては、この場になじまぬＪＲ職場における労使問題でございますので、言及は避けたいと思いますが、精算窓口廃止が、ＪＲ労使の労働条件の軽重問題だけで終わるだけでなく、豊田駅を利用されている日野市民皆様の快適な生活との一部と、青少年の健全な育成のために障害になっていることは事実でございまして、そこに市民生活への影響が生じると、私は思っております。

ＪＲの豊田駅におきます精算窓口の１日の対応件数は、約1,200件。そして収入は40万円前後だったそうであります。

それでは、精算窓口廃止に伴う幾つかの顕著な例をお話をしたいと思います。

今までは、精算窓口で対応していました約1,200件、40万円前後の徴収のありましたお客様が、ラッチで精算することで、乗降するための旅客以外に不足運賃の授受、問い合わせ、旅客の対応でラッチ付近が大変に混雑するようになり、スムーズな移行ができなくなりました。

また、ラッチ付近の混雑は、お客様からの問い合わせ、質問に満足に対応できぬ状況をつくり出し、また、誤案内のもとにもなりまして、会社の指針の真心を込めたサービスに欠けることになります。

降雨時、あるいは終電車間際等はタクシーなり、あるいはバスを拾おうとしますお客様が先を争うことになりまして、不足運賃等を精算中のお客様を押しのける形となりますので、リスクが高まり、争いのもとになります。

簡単な、例えば八王子から、立川から、三鷹の駅からの精算ばかりでなく、乗り継ぎの精算なり、遠距離の切符なり、大変複雑な計算がありまして、ラッチ内では短時間で精算することができず、待たせることとなりまして、他の旅客の対応がおくれます。

また、出札窓口は三つあるのにもかかわらず、常に一つしかあけてない中、払い戻し業務、手荷物切符等、発売業務が窓口に来たため、出札窓口が煩雑化をし、お客様を待たせることとなり、指定列車への乗りおくれや、乗車券、定期券、指定券の購入が今まで以上の時間がかかってしまいます。

さて、今まで私が述べてきました状況の中で、私にとって胸を痛めることが発生をしております。それは、中学生、高校生を中心としまして、改札ラッチの混雑、雑踏を幸いに、駅員の目を盗み不正乗車をする、ということであります。私の勤務していました

新宿駅は、不正乗車がなかったというわけでありません。むしろ数的には、豊田駅のその数より多いわけであります。

しかし、新宿駅と豊田駅で違うことは、新宿駅では精算窓口、払い戻し窓口を設置をし、また、ラッチを全部あけることでお客様の流れをスムーズにし、不正をしたくもやりずらい状況を企業が、会社がつくっていることになります。それでも、プロであります私たちをごまかそうと不正をしますが、大きな不正を見つけられまして、駅事務室で自認書、あるいは反省文を書かされています。ちなみに、私の見た範囲では、K大学生が母親と一緒に駅へ来まして、130万円ほどの運賃を払っていた、という経緯がありました。

新宿駅とは逆に、豊田駅は精算窓口を廃止をし、ラッチ付近を混雑させ、十分に定期、切符が拝見できない状況となっております。そのことが起因をし、結果的に不正乗車をしやすい状況を企業が、会社がつくっていることになります。無論、そのような状況があったとしても、不正乗車をしてよいというものではありません。

先日、こんな出来事があったことを、豊田駅の駅員さんより伺いました。女子学生が降車の際、回数券、これは豊田と高尾間の回数券であったそうでございますが、その回数券をラッチに出しました。駅員は、パンチが豊田駅のものであることに、すぐに気がつきました。女子学生を呼びとめ、どこから乗車をしたかをただしました。女子学生は、駅員が不正乗車に気がついていないものと思い、高尾より乗車してきた旨、告げたそうでありますが、皆さんも御承知のとおり、パンチというものは、その駅によって違っております。女子学生はそのことを知っていたのか、知らなかったのか、あるいは駅員が気づかないと思ったのか、いずれにしろ豊田の駅のパンチの回数券を出したわけであります。駅員が高尾駅にパンチの確認の電話を女子学生とともにしようと思い、ラッチを出た一瞬のすきを見て、女子学生は逃げてしまったそうであります。

この手の不正乗車は初歩的なものであり、単純手口です。お教えするわけにはいきませんけれども、複雑で手口の込んださまざまな不正乗車が、あるいは不正定期券があります。

また、豊田駅は１人だけラッチに入り、無人のラッチをあけておくときがあります。いわゆる１ラッチ２ウエイといわれるものであり、好ましくないと会社からは指導されております。そのときには、無人ラッチの切符受けに目的地までの正しく買われていない切符がたくさん置かれているそうであります。

このように、豊田駅の精算窓口の廃止は、快適な市民の生活の一部を侵害をするとと

もに、今日まで健全に育まれてきました若者たちが、心のすきを持ち、最初は好奇心から出発した不正乗車が、発見されない、発見させないという妙な自信を持つ中で、だんだんとエスカレートをしていき、取り返しのつかない人間になっていくことも想定されます。

さきの３月議会におきまして、ある議員さんが、放置自転車の件で、放置自転車は交通を妨げ美観を損なうだけでなく、窃盗なり、あるいは乗り逃げ等で青少年への影響が生じる、とおっしゃっておりました。ケースこそ違いますが、ＪＲ豊田駅の精算窓口の廃止は、放置自転車と同様に青少年に与える影響は大であります。ＪＲを中心とします公共鉄道輸送の近代化、合理化は、ただ単にその企業への労働条件の変更だけで終わるものではありません。その近代化、合理化の結果は、必ず駅を利用する利用者に、市民に、直接的に響いてまいります。

特に、要員を削減します人減らし合理化、近代化は、企業内の労働問題として傍観をするのでなく、市民の命、安全、サービスを守る立場から、市は関係箇所へ善処方の申し入れ、あるいは提言を行っていくべきだ、と私は思います。

そこで、２点ほど質問をいたしたいと思いますが、今述べたようなＪＲ豊田駅の最近の状況について、市当局がどのように考えているのか、お教え願いたいと思います。

そして、その結果に基づいて、ＪＲの豊田駅に精算窓口の復活についての申し入れをするべきだ、と私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小山良悟君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変難しい問題でございますが、ＪＲ豊田駅における精算窓口の廃止に伴う市民への影響について、というテーマでございます。

この問題につきましては、豊田駅だけでなくして、日野駅も全く同じ状況にあるわけでございます。日野駅あわせて豊田駅精算窓口については、ＪＲは一定の目的を定めた中で、本年３月、精算窓口の廃止、よって改札口で精算業務を行う方針を確立した、という経過でございます。もちろんこの内容につきましては、中央沿線すべてでございますので、その具体的な内容としては、例えば佐藤議員からも質問がありましたとおり、精算業務が１日1,500件未満の場所については廃止をする、というものでございます。そのためには、ＪＲとしては今後の改善として、終電後には自動改札方式の切りかえ、あるいは二、三自動精算機の設置、そういったシステムの方向の変更をしていく、というような方針も確立されているようでございます。

ただいま質問の内容につきましては、現在、豊田駅の精算業務は一日約1,200件程度

だそうでございます。よって、窓口の廃止をしたことによって、確かに朝夕の多少の混雑期の混乱はあるように見受けられますが、現実の問題として、行政に対して市民からの苦情というのは、現在、具体的にはございません。

しかし、今、質問者の中にもお話がありましたとおり、いろいろな面で、今後、予想のできる部分があります。しかし、ＪＲとしても一定の目的のためにこういう事業改善を行ったことではございますが、公共性を持つ交通機関であります。そういった認識から、当然、精算窓口の廃止が、今後、市民の利用に対して不便を来す、というようなサービス低下にならないような事態を、今後我々も推移しながら考えていきたい、というふうに思っております。

今の現状の中におきましては、豊田駅をどう考えているか、ということでございますが、この改善に伴っての推移の状況を見詰めていきたい、というふうに思っております。

２点目の申し入れにつきましても、同じような状況下の中で、現状あるいは市民サービスの部分を把握した中での申し入れ、そういった実情を勘案していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　先ほども私は実例を挙げながら説明をいたしました。昨日も土方議員の方から、青少年の健全な育成云々ということで一般質問がありました。今のＪＲの精算窓口の廃止が、たとえばの話が、回数券を偽造する、あるいは定期券等を偽造して悪の道に走っている。このことは、学校内、家庭内、あるいは地域社会が注意しながら指導しながらしていかないと、先ほど申しましたように取り返しのつかない結果につながっていくわけです。このことは、子を持つ親としまして非常に心配をしているわけでございますが、その点はどうでしょうか。

○議長（小山良悟君）　　助役。

○助役（砂川雄一君）　　ただいまの誤指摘いただいております問題というのは、確かに公共交通機関の利用の仕方なり、サービスの提供の仕方によって、それが青少年に何らかの形で悪い影響をもたらすということがあるとすれば、それは我々としては避けるような方向で問題解決に当たらなければならない、というふうに思っております。

ただし、これらの問題というのは、非常に社会全体のいろんな局面でこういった問題というのは起こり得る、起こっている、というふうに考えられますので、私どもとしては、それらの中の一部として、その辺のところが今後どういう形で推移をしていくのか

十分見ながら、しかるべき対応が必要ならば対応をとっていく、というふうにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　残念ながら私の求めているような考え方、回答が出てこなくて、非常に残念でございます。

あわせまして、私自身も勉強不足の面もございまして、市側をただす力に欠けていたことについて率直に反省する中で、もう一度この問題につきましては、次回の議会の中で取り上げて、そして善処方をお願いしていきたい。

このことを述べまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　　これをもって14の２、ＪＲ豊田駅に於ける精算窓口廃止に伴う市民への影響について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時58分　休憩

午後３時32分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、ゴミ問題と環境汚染について再び問うの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　　それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

環境問題は、かつては地域ごとの諸問題でありましたが、1980年代後半に入りますと、フロンガスによるオゾン層の破壊が科学的に実証されるなど、地球規模の問題となってまいりました。歴史的に見ますと、地球は過去５回、生物の絶滅があったとされております。その中で最も大きな絶滅は二畳紀で、海洋生物の77から96％が死滅されたとも言われております。

現在の状況下のままで生物の種が滅んでまいりますと、二畳紀における絶滅の１万倍以上の速度で絶滅が進んでいくとされておるところであります。このような状況が続け

ば、地球の歴史におきましても６回目の絶滅が起きる、と懸念をされているところであります。だからこそ我々人間の責任におきまして、環境問題を考え、できるところから具体的に、また早急に取り組んでいかなければならないことであります。

人間以外の生物は、自然環境を破壊する行為を行っていない。生体系の中におきまして、うまく順応をしながらおさまっているところであります。それに反しまして、人間は自然環境の制約を克服するためにさまざまな技術を開発してまいりました。よりよい利便性、快適性を追及するために、今日のような地球規模に及ぼす自然破壊等の諸問題が起きているところでございます。

東京都の場合、1980年以降ほぼ横ばいで推移をしていましたごみ量が、1985年、昭和60年から増加に転じて、1988年までの年平均増加率は６％という高い水準を示し、また、増加を続けているところであります。ごみ量は処理計画を大きく上回るもので、処理場施設のキャパシティーを超え始めているところであります。

ごみ量の増加とともに、その組織面にも変化が見られています。東京都の調査によりますと、可燃ごみに占める紙類の割合は59年、38％。63年度49.6％に増加しているところであります。

家庭廃棄物の組成においても、プラスチックの割合が大変高まっているなど、経済、産業活動の活性化や生活形態の変化、消費の多様化などに伴いまして、大都市を中心にごみ廃棄物の急増とその処理問題が深刻化されておるところであります。このまま推移すれば、廃棄物による生活自然破壊がなお一層続くことを危惧されているところであります。

さらに、環境問題の関心の高まり、現在の使い捨て社会から、ごみ、廃棄物の再資源化を徹底する、資源リサイクル社会の転換が求められている昨今であります。紙ごみの増加は全国的な傾向で、円高による内需拡大の経済成長の移行する過程の中で、チラシ、パンフレットなどの広告、印刷物の増加、また、一般紙が相次いで28ページから32ページへの増加、また円高によります古紙価格の暴落によります古紙としての回収、再生が大変厳しい状況になってきておる。そして、その古紙がごみとして清掃工場へ直行するという運命を余儀なくされまして、ごみの増加となってきているところであります。

古紙の再利用は、貴重な森林資源を守る意味での貴重な役割を果たしておるところであります。古紙１トンから約850キログラムのパルプがつくられます。この量は、直径14センチ、高さ８メートルの立ち木20本分に相当する、といわれております。この古紙から再生した方が、３分の１から５分の１ぐらいのエネルギーで済むそうでありますし、

古紙再生は自然破壊にブレーキをかける意味もあるわけであります。

そこで、まず質問といたしましては、まず庁内におきまして古紙回収運動の促進であります。市民に古紙の回収促進をＰＲするためには、みずから模範を示すという観点からも、庁内からの排出されるごみの大半は紙であるとされているところから、回収箱を設置し、不要になった紙を回収し、再利用する。市役所全体に普及させるとともに、民間企業にもＰＲを進めていただきたい。既に民間企業では、既に古紙の回収等を行っている企業もふえてきているとこでございますが、特に中小、零細におきます企業に、まず市が見本を示しながら、そういう運動を拡大をしていきたい、ということであります。

第２点目といたしましては、小中学校における古紙回収運動の促進であります。学校におきましては、クリーンボックス２カ所が設置をされ、週３回、収集を行っておるとこであります。大変紙の量が多いとされているとこでもありますし、庁内と同様、回収箱を設置し、不要になりました紙の再利用促進を図っていただきたいということであります。特に教師におきまして、リサイクルということに深い理解を示していただくなら、児童生徒に資源ごみの問題につきまして、また地球環境保全につきましても、大変大きな影響力が出てこようかと思いますので、これについても積極的な対応をしていただきたい、ということであります。

３点目におきましては、資源ごみの回収につきましての、奨励費交付制度についての質問であります。資源ごみとして再利用できるものを集団回収している団体に、瓶類に限って奨励金を交付してまいりましたが、平成元年度より懸案でありました紙類、布類、金属類につきましても奨励費を支給する、ということになりまして、平成元年度対比で見ますと、この奨励金制度を導入することによりまして、2.03倍のごみの回収が実現をされているとこでございます。この回収奨励金交付制度の今後ますます普及努めていただきたい、ということであります。

また、この団体の定義をもう少し具体的にわかりやすくＰＲをしていただきたい。ＰＴＡとか子供会等、大きな団体しかどうも入れないようなニュアンスのＰＲでなく、もう少し小さな自治会であったり、また、地域の数人、数十人の方も、この奨励金制度を活用できるということでありますので、そのＰＲの仕方にもう一つ工夫をしながら多くの方がこの制度を活用しながら、ごみの減量、ごみのリサイクルということの認識を深めるためにも、この制度についてのより一層の認識が深められるような対応をしていただきたい、ということでございます。

第４点目としては、瓶、カレット類の回収、促進でございます。瓶の生産量のうち、

繰り返して使用することを前提として生産されたリターナル瓶は約30％で、一度きりの使い捨ての瓶――ワンウエー瓶は70％とされております。瓶のうち最も多いのは酒類用で34.4％、次に薬瓶で20.6％、飲料用、調味料用瓶で19.9％、また、その他の瓶としては5.8％となっておるとこでございます。年間に使用されますガラス瓶、リターナル瓶は約900万トン、ワンウエー瓶は180万トン、合計1,080万トンの瓶が、日本で年間使われているとこであります。

また、出回っております瓶の約83％はリターナル瓶で、瓶回収の流れにつきましては、大きな三つのルートとされているとこであります。

一つは、消費者の使いました瓶は小売店に戻され、問屋を通じて中身の、製品を扱っているボトラーに戻されるルートであります。

２点目としては、同じ小売店から瓶商を通じてボトラーに戻される瓶。

そして３番目といたしましては、小売店からカレットして瓶容器メーカーに戻されるルート。

大きくこの三つのルートがあるとされておるとこであります。

瓶類のリターナル瓶再利用、また、ごみの減量ためには、生き瓶を商店へ戻すよう消費者へのよりＰＲを進めると同時に、小売店の皆様に積極的に理解と協力を得られるよう、行政におきましても働きかけをお願いしたいとこであります。

また、カレット等につきましても、現在一部の地域で不燃物収集を行っておるとこでございますが、再三質問したとこでもありますし、現在、相当ごみ量もふえていることでありますし、積極的にこのカレットの収集については対応していただきたい、と考えるとこでございます。

その後の進捗状況、もしくは今後の方向性についての考えもあわせてお伺いいたします。

５点目といたしましては、さまざまな形で使い捨て容器、包装材がはんらんしている状況であります。これらの大半はプラスチック製で再利用もできず、処理をするのも厄介なものになっておるとこであります。過剰な包装もごみ問題に深刻な影響を及ぼしているところは、既に承知のことであります。

東京都が行いました家庭廃棄物調査によりますと、平均的世帯3.7人の１日のごみの排出量は1,870グラムで、プラスチック類が重量比で10.3％で、容積比率で見ますと35％にもなっている、とされているとこであります。また、毎年、この割合が大変に高まっていく、ということであります。収集する場合は大変かさばるため、収集の効率も低下

していく。また、焼却した場合は、高熱を出すため、炉の焼却能力の低下や有害物質の除去等の諸問題も出てくるわけであります。

このために、消費者意識の啓発とともに、スーパーや商店に対しまして、過剰包装の自粛や、プラスチック系のトレイを減らしていく。また、トレイの回収箱の設置などを積極的に働きかけながら、さらには今後とも商品の包装を適正化するために、消費者包装基準等の設置、また過剰包装等に積極的に取り組んでいただきたい。また消費者行政、業者による懇談会等を通じながら、新しいごみ軽減の流れをつくるべく行政が消費者とともに、新しいこのような課題にも取り組んでいただきたい、と考える次第でございますので、行政のお考えなり、またこれらの施策について、お伺いいたします。

６点目といたしまして、牛乳パックは良質なパルプを原料にしております。1,000ミリリットルのパック30枚で約１キロで、トイレットペーパー60メートル巻５個が再生できるといわれているとこであります。全国の１日の消費量は900万枚ともされております。そのほとんどがごみとして捨てられるというのが現状であります。

資源の有効利用、ごみの減量化、さらには森林資源の保護のために「全国牛乳パックの再生利用を考える連絡会」が1985年６月に結成されるなど、各地でも活動が具体的に展開されてきておるところであります。回収の道が開かれたとはいえ、まだまだ回収率も大変低く、また回収しましたパックのストックヤード等の設置場所におきましても、大変に苦慮している現状でございます。ごみ減量や消費者活動の面からも、ストックヤードの提供や、牛乳パックからはがきをつくるなど、このはがきの活用など、行政におきましても積極的に市民の、消費者の団体の皆様が、この牛乳パックの再利用、リサイクルの中で援助していただきたいし、また、多くの市民の方にも、このような牛乳パックの良質なパルプ原料を再生できるよう、啓蒙、促進を図っていただきたいとこでございます。

第７点目としまして、アースデーについてでございます。1970年４月22日、初めてアースデー、地球の日が、アメリカで200万人以上の人々が参加して、盛大に開催されましたことは、周知のとおりであります。今回、３回目に当たりまして、ことしの４月22日のアースデーには120カ国の参加があり、世界的な規模で環境破壊によります抗議行動が繰り広げられました。この世界最大の大衆運動といわれておりますアースデーは、文明のもとにおきまして、次々と自然が破壊されていくことに対する怒りが立ち上がった青年――デニス・ヘイズ氏の１人の青年の働きかけによりまして始まった、とされているとこであります。

日本でもアースデーの当日、夢の島公園におきまして、70団体、約３万人が参加して、統一行動、アースデーフェスティバルが開かれました。公明党も積極的に参加するなど、アースデー1990年、日本の開催を支援をしてまいりました。このアースデーの日を記念しまして、環境保護、ごみの減量、リサイクルの面からも、日野市として、今後、市民意識の高揚する日に充ててはどうか、ということであります。

また、この日にちなんで、何か今後、行政におきましても行動をとっていただきたい、ということであります。

８点目としましては、ごみ箱は、これからの快適環境社会の創造におきまして、重要な働きをしてくるのではないかとも、専門家の中でも一部言われるようになっております。昨年７月15日から11月26日までに、名古屋市におきまして開催されました「世界デザイン展」であります。世界公衆ごみ展は、海外44カ国102都市より139点のごみ箱と、国内より33都市49点、合計188点のごみ箱が展示されました。大変に好評を博したところであります

また、横浜市におきましては、ごみ収集車は毎日町の中を走り回り、町のさわやかさを守るために、町の美しさをつくるために、活動しているとこであります。デザイン都市横浜づくりの一環といたしまして、ごみ収集車の色彩デザインを一新し、また、より市民に親しまれる環境事業のシンボルキャラクターを定めて、ごみ収集車の車体などにつけまして、一層、市民生活に潤いと楽しみを持っていけるような収集車にしていこうとの試みで、ごみ収集の色彩デザイン募集と、環境事業のシンボルキャラクターデザインを一般募集するなど、新たな試みを行っているとこであります。

行政におかれましても、今後、このごみボックスを続けていくということであれば、また、ごみボックスについてはいろんな考えもありますけれど、このごみボックスを続けていくということであれば、ごみボックスまたは収集車等、清掃行政への市民により親しまれることを考えますと、デザイン、また色彩デザイン、シンボルキャラクター等の一新を今後、考えていく必要があろうかと思います。また、これからの課題化になろうかと思いますので、この辺についての将来的な方向性についての考えを、あわせてお伺いいたします。

９点目としましては、肝炎患者の治療に当たっていました医療従業者が院内感染をいたしまして死亡する、という事故がありまして、いつ清掃従業者におきましても、このような類が及ぶかもしれないおそれがあるなど、清掃関係者に大変なショッキングなニュースが流れたことは、周知のとおりでありますし、医療関係機関の廃棄物を適正に処理し

ていきませんと、環境汚染をより多く引き起こしかねないことは、専門の方より指摘も以前からされていたとこであります。医療関係機関での使用されました注射器、注射針、検査容器など、使い捨てなどディスポーザブル、使い捨て器具類を中心としたハイプラスチック類、レントゲン液など、産業廃棄物汚染の疑いがある廃棄物が排出されているとこでもありますが、一般廃棄物処理ルートと産業廃棄物が混在するなど、ルートにおきましても重大な問題点が指摘をされております。

厚生省は、昨年11月７日、医療系廃棄物を安全に処理するための医療廃棄物処理ガイドラインを発表いたしました。感染症を生ずるおそれがある廃棄物が対象となっているとこであります。医療機器、繊維類、紙類等の一般廃棄物、有害物質を含む機器等のガイドラインであります。

また、市内の医療廃棄物の現状と今後の対策について、お伺いいたします。

以上、９点につきましての御質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　清掃部関係の御質問に対してお答えします。

前もってちょっと言わせていただきますけれども、御質問の中には、清掃部部分と生活環境部が密接に絡んでいる問題がありますので、私の方が答え、また生活環境部の方からもお答えになる部分が出てくると思いますので、御承知していただきたいと思います。

今、９点の中、清掃部関係について、初め答えていきます。

３番目の、回収団体に対する奨励の問題でございますけれども、議員さんからお話があったように、平成元年から――今までカレットだけに奨励費を出して、１キロに対して３円を出していたのが、平成元年からこれを古紙、布、それから鉄、アルミ類にも拡大したことによって、また単価を上げたことによって、元年度は昭和63年度の約２倍ちょっとの回収量になりまして、2,000トンを超えました。その中の大部分は古紙でございますけれども、奨励費の幅を広げたこと、また単価を上げたということによってふえたことは、一つの成果だと思っているわけです。

それで、この制度というのは、昭和53年から始まったわけでございますけれども、団体も一時は200を超えていたわけです。ところが、やはり回収団体の運動体が年とともに活動が鈍くなりまして、実際に活動なさっていた団体は少なかったんです。それを平成元年度でこういう拡大することによって、再登録という形でお願いしましたところ、現在は150団体、平成元年度で150団体が回収団体として登録していただいて、活躍して

いただいております。平成２年度についても、多少ふえているところでございますし、議員さんがおっしゃいましたように、要綱の内容を精査しながら、たとえ団体といいましても５人でも団体でございます。100人でも団体でございますから、熱意のある団体があれば、自治会とか子供会とか、消費者団体と私たちは限定しているわけでございませんので、そういう団体にも今後も働きかけて、ごみ問題に対して関心がある団体は、ぜひとも登録していただいて、活動をしていただくことを願い、また、そういう団体、市民にＰＲもしていきたいと思っております。

４点目のカレットの件で、促進についてでございます。回収、促進についてでございますけれども、150団体の回収団体がございますけれども、実際、私の方で団体の中から、平成元年度にカレットを扱っていただいている団体が、約16団体ほどでございます。市内各地に団体がございます。その中には自治会もありますし、子供会もあります。それから生活クラブ、生活共同組合という形もあります。その中で、これは山村硝子に回収をお願いしているわけですけれども、市内に回収用のドラム缶を設置しているとこは47カ所ございます。それをもって山村硝子の方から、場所によっては１カ月、または１カ月半から２カ月という形で回収していただいているところでございます。

この点についても、御存じのようにカレットとかああいうものは、我々の施設で破砕して、そのまま生で最終処分地に行ってしまうもんですから、何の原料にもならない厄介なもんですから、せっかく生きるものでございますので、私たちの施設に入る前に、そういう回収団体の皆さんのお手によってやっていただけると、確かにごみ減量の大きな一環になるんではないかと思いますので、この点についても、今後ますますふやしていきたい、と思っているとこでございます。

４点目の、使い捨て容器の問題です。これは御存じのように、プラスチック類が多くなりました。前は、可燃ごみの中には大体、厨介類が主という形であったわけですけれども、今は第１位が紙、少なくても40数％は可燃の中の組成は紙でございます。その次に厨介、そうして次がプラスチックになってしまう。大体十二、三％が、検査してみると入っている。御存じのように、プラスチックだけでもいろいろ種類があります。一番厄介なのは、御存じのように塩化ビニール系が一番恐いわけでして、こういうのも交じっていることは確かだと思っておりますので、こういう消費者の皆さんに、また市民の皆様にお願いして、できればこういうものをごみになる前に、また物を買うときに何とか阻止できれば、ということを思うことがあるんでございますけれど、これについても今後いろんな会議を催しまして、お互いに市民の皆さんと私たちの行政とが話し合ってい

く場をつくっていきたい、と今考えているところでございます。

牛乳パックの再利用についても、議員さんがおっしゃいましたように、確かにいい質のものでございますし、再利用はできるわけですから、この５番の使い捨て容器、牛乳パックの問題、再利用については、今言いました市民会議等とか、またその他の会議を設けまして皆さんと語り合って、そしていいお知恵を拝借し、また出し合っていきながら、その提言を行政に生かしていきたい、と思っているところでございます。

それから８番目の、ごみ箱や収集車のデザイン、美的デザインですね、これについて確かに他市では、ごみ箱を提供をして、子供たちに絵をかいてもらうとか、また収集車に絵をかいたりデザインをしてもらうという試みをして、親しみやすいものにしたい、する、という一つのアイデアだと思います。この点についても、日野市でも何か勉強をしまして、一つのいいアイデアだと思いますので、勉強をさせていただきたいと思っております。

それから、９番目の医療系の廃棄物の点でございますけれども、これは今議員さんがおっしゃいましたように、厚生省が平成元年度にガイドラインをつくりまして、平成２年４月から国は実施しているというところでございまして、都もそれを受けて同じように東京都医師会の方にガイドラインを示してきました。私たち日野市も、地方公共団体の方も都の指導を踏まえまして、日野市としてのガイドラインを作成し、日野医師会に、それからまた関係機関にお示しをしたり、また協議を、お話し合いをしたりしておりましたところ、６月12日に日野市医師会の方から、日野市が示したガイドラインは医師会の理事会では了承した。後は医師会の総会にかけて、日野市が示したガイドラインについては了承を得られる。そうしたら、早速それに沿った形で実施していくということになりますので、そうすれば、今までは小さな医院とか診療所につきましては、合わせ産廃という形で、日野市の清掃部で収集しておりました。それが、きちんと市で収集するもの、それから、できないものというのを明示してあるわけですから、それに基づきまして区分をした処理をしていく、ということになります。多少、市で収集できるものについては従来どおりやっていきたい、と思っております。

以上、清掃部の方から、簡単ですけれど回答いたしました。以上です。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君）　２番目の御質問の小中学校における古紙の、いや瓶の回収、それから地球環境の問題について、小中学校でどのように理解させるかという件について、お答えいたします。

現状では、小学校３年生以上から社会科、生活指導の中で、清掃工場の見学とか、その他のことを学習を重ねているところでございます。

また、中学では、社会科が三つの教科に分かれていますが、公民的分野の中で、政治、経済、その政治の中で地方自治のこととか、そういうようなことの中で、このことを勉強させているわけですけれども、これをさらに一歩前進させようということで、今までテキストがなかった、そういうようなことで、市では副読本ということを考えました。そして、平成元年度から環境読本をつくろうということで、環境読本作成委員会を設置して、環境教育に取り組んできております。地域の環境と、地域の生産活動や消費活動は密接な関係を持っております。小学校では特に社会科や家庭科の学習において、物の再利用、有効活用、また不用品やごみを適切に処理することを学ばせております。

中学校では、特に社会科における公民的分野で、国民生活と福祉について学習をさせ、公害防止と環境保全、資源やエネルギーの有効な開発、利用等を通して、望ましい環境のあり方について理解を深めるように指導しております。

この環境読本につきましては、平成元年度からつくりまして、今、原本がほぼでき上がりつつあります。今年度で完成をさせまして、残るところはインタビューだとか、手直しをする部分等で、来年度に印刷をしてこれを教育に生かしていきたい、とこういうような考えでございます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

私どもの分野といたしましては、消費生活行政ということにおきまして、御質問の事柄に関連を持っておるところでございます。

御承知のとおり、消費生活運動は、基本的には生命の安全ということに根差しまして、当然それから発展して、環境の安全、保護、あるいは浄化というような点へと発展してまいっておりまして、現在の消費生活は、あらゆる面で活動を展開しておるところでございます。

そういうことにおきまして、私ども直接は生活課がそれらの市民運動をサポートし、相まって、また行政といたしましての事業を行っておる部分がございます。

それを御紹介申し上げますと、まず、食用廃油の回収、あるいはアルミ缶の回収、それの業務委託を行っておるところでございます。御存じのとおり、食用廃油、これをそのまま捨てますと大変環境を汚染するわけでございます。また、これを石けんにするということにおいては、大事なまた資源とも見てとれるわけでございまして、したがいまして、環境保護にもつながってくる問題としてのとらえ方でございます。アルミ缶、当然これは資源保護という観点からでございます。

そのほかの事業といたしましては、消費生活展、これによりまして、各市民運動の中で活動をしてまいりましたそれらの決算といいましょうか、成果を一堂に会して市民の方々に知っていただく。あわせて賛同を願っていく、というような意味合いを込めての啓発事業でございます。

そのほかには、消費者学園、これは年間、連続いたしまして10回前後の回数を開催しております講座でございます。これにおきましては、これら環境を含めましての全体的なところをにらんでの、その時々のテーマをとらえましての講座を行っておる、とこういうことでございます。

そのほかには、常時展示――生活保健センターの展示コーナーにおきましてのパネル展示を行う。また、生活者情報誌といたしまして、従来、年間二度発行いたしておりました情報誌を本年度より４回に、言わば季刊という形での発行に持ち込みましての、やはり情報提供を行っておる、とこういうことでございます。

そのほかには、御存じのとおり、食品安全グループへの研究委託を行う。また、広報ひのにおきましての生活ページでの情報提供を行う。そういったようなことをしておるわけでございます。

最近、特に先ほどもお話が出ました、牛乳パックの回収というようなこともクローズアップされてまいってきております。現在これらにつきましても、生活課といたしましては、回収ルートという点で検討を行っておるところでございます。

いずれにいたしましても、これらの問題、清掃部あるいは生活課というふうに切り離して処理できないものもございますし、それよりも、やはり有機的なそれらの横のつながりを持ってすることによって、あらゆる面での連携プレーができる、という点をとらえまして、現在、庁内的にその有機的な体制づくりをしたい、ということで着手したところでございます。今後の有機的な展開を期待しているところでございます。

次に、９点目で御質問のありました医療系の廃棄物処理でございます。今日、お話がありましたとおり、廃棄物による環境汚染防止策が問われている中で、注射器、いわば針、筒ですか、それらの廃棄物が一般ごみと一緒に出される、ということによっての清掃職員への二次感染、あるいは事故などの危険が新聞報道で指摘されております。医療廃棄物の処理方法が社会的問題になっておるわけでございますが、このような状況の中で、健康課、各予防接種事業の中で出ます医療系の廃棄物は、使い捨て注射と、いわば

これはプラスチック製でございますので、プラスチック類ということになりますが、注射針、これは金属くずでございます。ワクチンの空瓶、これはガラスくずということになりますが、これらがあるわけでございます。その使用済み後の処理の仕方は、機材、ワクチン購入のときに薬品会社に専用機の収集、運搬をお願いして一括処理を行っておった経過がございます。

ところが、昨年５月に、産業廃棄物の取り扱いの点から疑義が唱えられた点がございまして、このことによりまして、従来行っておりました薬品業者からによります収集、運搬処理ができないこととなったわけでございます。主幹課としましても、処理方法について検討した結果、昨年９月から予防接種におきますこれら廃棄物については、プラスチック製のロックボックスと称する、いわば衣装箱用の大きさのそれに類似した、そういったものに現在納めまして、６個を施しております。これらはおよそ15キログラムほど入るわけですが、現在、10箱を倉庫に保管し、十分それが持ち出されないための注意を払いながら、施錠しての管理に努めておるとこでございます。

今後、これらの廃棄物処理に当たっては、新しく出るもの、そして現在保管されておりますものを含めまして、公衆衛生上、あるいは環境保全上、適正な処理確保ができる、いわば業者を見出しまして、それらに処理を委託するように、現在、事務レベルで検討しておるところでございます。

○議長（小山良悟君）　生活環境部長、答弁中ですが、答弁を簡略にお願いしますとの要請がございましたので。

○生活環境部長（糸川　滋君）　はい。以上、そういう次第でございますんで、今後、十分健康課としての責務を果たすべく進めていきたい、というふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　庁内での不用紙、古紙の回収ということでございますが、現在、各課にかごを置きまして、再生紙に可能な用紙を回収をしてございます。毎日回収しておりまして、月に１回か２回、業者に引き渡してございます。

特に、この４月から、再生紙の利用ということで、積極的に再生紙の利用を今取り入れてございますので、この実施にあわせて回収についても、さらにその徹底を各課にお願いをしたところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。時間がないもんで、少しはしょってやらせていただきます。

まず、１点、２点につきましては、特に今、庁内でも少しやっているんだということですから、やはり丸めて捨てればもうごみになりますので、確かに機密文書についてはシュレッター等も必要になるでしょうと思いますけれど、ちょっと書き損じたものについても広げて回収すれば、再資源として活用できてきておりますので、特に庁内におきましては徹底してその促進をさらに進めていただきたい、ということを最後にお願いいたします。

２点目の、小中学校におきましては、いろいろ御答弁いただきましたけれど、ちょっと趣旨がうまく伝わっていなかったので、もう一度再質問ということでお願いしたいんですけれど、小中学校におけます学校の先生が出すかみ類につきまして、できれば再利用をするという観点の中で、学校の先生に深い認識をしていただければ、それが自然的に子供たちに伝わっていくということで、まず教師みずからがという観点で、再利用できるようなシステムを早急に対応していただければということで、御質問をお願いいたします。

それから４点目のカレットにつきましても、確かに実際ガラスの色別に設置するということは大変、出す方が十分指示に従って分別した出せば非常に簡単にできるんですけれど、なかなかその出す側のモラルということで、後で出したカレット類を、またそういう関係者が分別していくということは大変負担がかかっていくということで、なかなかそういう方は御苦労としているとこでございますが、やはりガラスに占める要望が大変多くなっておりますので、今、16団体ですか、47カ所でやっているということでございますが、さらにこの辺はもう少しいろんな角度から、行政もどういう形の中でお手伝いしながらこの流れが深めていけるか、ということに積極的にこれを対応していただきたいということでございます。

特に、酒類の生き瓶につきましては、非常に捨てられている。ボックスをあけますと随分入っているというケースがありますので、少なくとも消費者の皆さんが自分で使った後の生き瓶については、もとの小売店なりスーパーなりに返していくということを、これをどういうふうに多くの市民の人に徹底をしていただくか、また啓蒙していただくかによって随分、ガラス類の再利用、生き瓶ですから、非常にそのまま洗浄してすぐ使えますから、これは大変なリサイクル、省資源になってまいりますので、これをいろんなことからまた啓蒙していただきたいと思います。

と同時に、業者、小売店についても、徹底してその辺も理解と、またその辺の引き受けやすいような土壌もあわせてお願いしたいところであります。

それからあと５点目の、トレーとか、スーパーとか、それから包装紙類につきましても、これは当然、最近ごみ量の中に紙と高分子類が大変ふえていまして、高分子は、当然燃えますと非常に高カロリーですから温度が高まってまいりまして、炉自身を傷めていく。また、炉の能力が限界を超えますので、その点、能力に抑えるために焼却炉をふやしていくということにつながってきますので、これは高分子類を減らすためには、最初の、特にスーパーから出るトレイとか、いろんな高分子類は非常に一般商店よりも多いというような指摘もされています。いろんな、東京都も調査しましたし、京都の調査から見ましてもそれらが指摘されていますので、この辺の業者においてしっかりと指導というか、お願いをしていただきたいし、またできれば一つの基準をつくっていただいて、その基準づくりをもとにしながら行政と消費者と、そういう関連の商店が、スーパーの関連の皆さんと話し合って、この高分子類の減量ということに積極的に対応していただきたい。その辺のまた決意などを教えていただきたいと思うんです。

紙パックについても、先ほどるる答弁いただきましたけれど、もっと簡単にひとつお願いしたいんですけれど、要するに収集しております市民の皆さんが一番困っているのは、ストックなんです。ストックがなくて、結局置く場所がない。だからこの置く場所を行政で何か、地区センターなり、またちょっとした市が持っている空き地を利用するなり、その辺をもっと活用しまして、今後、そういう消費者運動がより活性的にまたできるように、行政は返事をしていただきたい。その流れを行政は積極的に進めていきたい、と思うんです。

また、いろんな検討をしていくんだということですけれど、よくわかりますけれど、これは非常に大きな、この牛乳パックの流れをくみながら、ごみ問題について多くの消費者の皆さんに深い理解も持っていきますと、大きな流れになりますので、何とかこれについていい方向性が出るように、さらに担当部長の方から簡単明瞭に御答弁をいただきたい、と思います。

それから、アースデーに対する意識なんですけれど、ちょっと残念ながら、担当部署の云々でなかなか御答弁いただけませんでしたけれど、これもどっちかというと清掃部か生活環境部ということにも、要するに行政全体としてどう取り組んでいくんだ、とその辺が一番必要かと思うんですので、市長に後ほど答弁いただきたいということでございます。

それから、ボックス等のデザイン的な部分については、ただこう親しみやすいということよりも、どっちかというと快適な環境、快適な生活環境という観点から見た建物とか、それから道路とか、街路樹とか、そういうまちそのものが一つのデザイン化していく。そしてその中に、なにか、ごみは汚いんだ、ごみについて避けるというよりも、ごみそのものが社会の中に一つの存在意義があって、あって当たり前だと。ごみという感覚よりも、一つの行政の財産である、日本の財産である、というような大きな認識に立っていけるためにも、ごみといという認識から、もう少しいろんなごみ行政を取り巻くデザイン化、そして親しみやすく、そしてそれがあることが当たり前のような、市内の中の重要な位置づけになっていくような流れをつくるためにも、こういうデザイン化という視点も、発想の転換を持っていただきたいというとこで、御質問させていただきました。

医療行政につきましても、確かにガイドラインをつくりまして、そういう医師会に提示をして、一つの結論的にみんな方向になってきておりましたけれど、やっぱり医療機器等の問題は、なかなか追跡調査をして実態を調べるのも大変難しい問題でありますので、今後、十分話し合いながら、さらには業者任せとか、そういう人任せではなく、市行政も積極的に対応しながら、そういう医療機器の分が一般廃棄物として出されないように、積極的に対応していただきたいと思います。

本題はちょっとまた別のところにありますので、今の御質問の答弁の、ひとつ簡略的に、簡単明瞭によろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　簡単にお答えいたします。

カレットの回収については、置く場所の問題がございますので、今後は、市内にある地区センターの中に置いてやっていきたい。今、それを検討中でございます。そうすることによって、カレットの収集ができるんじゃないか、と思っています。

それから、御承知のように、生き瓶とか、それはもう１升瓶もビール瓶もそうですけれども、これについては、業者または酒屋店がきちんと引き取るように、私どもからも行政指導していきたい、と思っております。

それから、牛乳に限らないんですけれども、清掃業者をやっている者としては、いろんなものの、資源になるごみ、そのストックヤードが欲しいということは、前から思っております。この確保についても、今後、本当に切実な問題な面があるもんですから、検討させていただきたいと思います。

医療廃棄物については、産業廃棄物の中でも、医療廃棄物だけを取り扱う専門業者がおりますので、その方とよく打ち合わせをし、また医師会と打ち合わせして万全を期してまいりたいと思っていますので、ひとつよろしくお願いしたい、と思います。

○議長（小山良悟君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君）　学校で出す紙の再利用ということでの、お答えをいたします。

いま現在、学校からは古紙の提供というようなことを、学校で出るごみについては今までやっておりませんでした。今後、まず、保管場所の問題、または業者が取りに来てくれるかという問題、そういうようなことを一応検討しまして、市の方の本庁舎の方、または清掃部の方等の協力等を得て、できるだけこの古紙の再利用にできるように、協力をしていきたい、と思っております。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　簡潔にということでございますので、なるべく手短に、部分的なお答えになると思います。

きょうの朝刊、朝日新聞に、ＣＯ2の規制をするという政策が具体化しつつある、ということでありまして、質問のアースデーという環境問題、ようやくサミットの話題になり、国民的関心事になってまいりました。こういう時期でありますから、特にアースデーにつきましては、今後、積極的に市民にＰＲをし、市民運動の大きな基盤づくりをやっていきたい、とこのようにお答えをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　簡単に、どうもありがとうございました。

１点、再質問を忘れましたので。奨励金なんですけれど――奨励制度なんですけれど、この奨励制度が、最初、瓶について奨励制度として交付の要綱が制定されたのは、昭和53年なんです。そしてその後、紙類云々についての交付要綱が、平成元年度の５月１日に制定されているんですけれど、特に今後の中で、この要綱の中に、団体とは、市内の住民が共同で公益的目的を追及するために結成した自治団体だ、ということがここでは言われているんですけれど、この団体の位置づけがもう少し、そろそろもっと大きな意味の対応の仕方ができないかと思うんです。

例えば、先ほど、学校の方でも積極的に今後検討していただく、ということでございますので、ただ、学校の先生がこういう団体に介入することによって、自分たちがふだんごみとしてきたものが再利用されることによって、大変に紙ごみの軽減になるわけで

す。そうしまして、この要綱等を活用することによって、さらにそれが促進されていく。そしてまた、その促進によって、金額的にはそんな金額じゃないんですけれど、得ました金額をまた自分たちの学校の職員の中で、なかなか教育費の中でも大変な、現場じゃ困って、大変な問題がありますので、それに活用するなり、いろんな中で活用範囲が広がっていくと同時に、やはりリサイクルということにも深まってまいりますので、そろそろこの要綱の取り扱いについて、再検討をできればお願いしたい、ということであります。

それから、先ほど答弁もありましたけれど、この奨励金制度の中でも、どうもいろんな、この間も広報に載っていましたけれど、どうも大きな団体が中心に入ってくるようなニュアンスの口銭というか、もう少しですけれど、その辺が本当に数人、数十人でもこういう交付要綱を受けながら回収できるように、これ、促進の流れができますと相当ごみの量が減ってくるんじゃないかと思うんです。

例えば、現在の紙ごみの20％がこのように還元されますと、ごみの収集、処理、そして最終処分地までの経費を計算しますと、確かに１億円ぐらいごみの費用が安くなるんです。それから、それが10％だったら約5,000万ちょっとのごみの経費が浮いてくるわけです。ですから、これはすごい財政においても大きなメリット、当然これにおきまして10万本とか、もっとの数の立ち木が伐採されなくて済むような計算になるわけです。ですから、この辺はもう少し行政も本気になって、この辺の普及なり啓蒙を積極的にやっていただきたいということ。そうしますと、いろんなその認識が、ごみの出し方に大きく変わっていくという、いろんなメリットも幅広く行ってくるんじゃないかと思いますので、その辺を一つの、やはり市民の皆さんに受け入れられやすいものを幹としながら、その相乗効果もねらったごみの減量の方向性を見出していただきたい、というように、ちょっと１点、この答弁をひとつお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　１点目の要綱の見直しにつきましては、議員さんが御指摘のように、もう53年の中で、団体の定義について少し見直していかなきゃ――私も今これを見ているんですけれど、見直していかなきゃいけない。だから日野市の住民でなくて、日野市にいらっしゃる、例えば学校の先生方とか何かもできるような形の見直しを、部内でちょっと早急にやっていきたい、と思っています。

それから、確かに回収を、団体がふえていろんなものを資源としてまた回収していただければ、ごみ１トンの焼却費を考えれば、大変安いものなんです。ですからどんどん

団体をふやして、幸い５月１日付で清掃部にごみ減量担当主幹が参りましたので、彼ひとりでやるわけじゃありませんけれども、それを中心にごみ減量、またリサイクルについて努力してまいりたい、と思っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

不燃ごみと粗大ごみのアンケートが、日野市の消費者運動連絡会議で、昨年ですか、実施されたんですけれど、その結果を見ますと、なにかリサイクルのセンターにつきましては、知っているという方が59.9％、約60％の方がいらっしゃるんです。粗大ごみの出し方については、知っているという人が93.1％の方が知っているんだ、と。ところが、自然ごみの回収奨励金制度について知っている人は42.9％。要するに、約55.8％の方が知らないんだということで、この調査結果にも出ておりますので、その辺を、十分活用できるよう積極的な対応を、ひとつよろしくお願いします。

それで、あとは市長によくお願いしたい、また市長の考えをお聞きしたいんですけれど、今、ごみが、当時、平成元年度ですか、新炉が稼働してきた中で、どうしてもごみを、清掃――市に工場をつくる場合、いろいろな国基準、都基準でいろいろとごみについての設定をして、１人当たり約600グラムでしたか、１日の使用量が、それで設計したと思うんですけれど、その後、経済変化に伴ってごみ量が急速にふえてきた。現在は817グラムぐらいですか、日野市の市民１人当たりのごみの消費量が。１日に817グラムの、この中にはいろんな海外の留学生の方とか、いろんな人の人口も含んだ計算で、たしかそのぐらいになろうかと思うんですけれども、それでますます、今後、今のままでいくと、ごみがますますふえていく。そしてそのごみの中に紙類、また高分子類がふえていく。そうしますと、当初設定したカロリーよりも今のごみ量の変化によって、相当カロリーが高くなってくる。このままでいくと、そのままもうごみを燃やせない、能力よりも少し下げた中でごみを燃やしませんと、炉そのものが傷んでしまって、15年ないし17年を使うことができなくなっていくことが、もう現実化してきている。

そして、今は約３カ月間、連続運転して交互運転の中でやっておりますけれど、今年度からこの交互運転の重なる部分が少しずつふえてきている。そして、このままでいきますと、平成５年ないし６年には、もう目いっぱいの状況にごみがなってしまうということが、今、年約６％近くのごみのふえ方から推測すると、そういうふうになってまいります。それで日野市だけではなく、東京都も、またいろいろな地方行政も、今これは大変な問題になってきたわけです。

ですから、ここで思い切ってもう日野市のごみ行政に対する考えが大きく転換しなきゃいけないんじゃないか。今までは、ごみというのは清掃課に任せておけばいいんだ、清掃部に任せてやっていけばいいんだ、という観点から、もうごみは汚いものだからという考えでなく、もうごみが一人前でひとり歩きしている。そして行政全体でごみ問題をとらえていく。そうしなければ対応できない時代になってきた、ということになると思うんです。

ここで、日野市の基本構想、基本計画を見ましても、残念ながら、当時つくったときよりもごみはふえてきているけれど、具体的な処理施設の、特に破砕機を含んだ中間施設部分については若干いただいていましたけれど、ごみそのもの全体についての、ごみ行政全体については、残念ながらまだ基本構想には丸っきり入っていません。ですから、ちょうど後期の部分になってまいりましたので、思い切って、じや、日野市のごみはどういう方向で今後ごみ行政を持っていくんだという、その方向性を早急に担当者を含んで、いろんな課の皆さんも含んだ中で、新しい清掃行政のあり方について、早急にやっていかなきゃならないんじゃないか。当然、今からいろいろなごみの減量化をすることによって、炉の延命化はできていますけれど、その延命化はできたとしても、最終的には炉をまたつくり直さなきゃならいんだ。そうした場合、残念ながら今の敷地内ではもう狭くて、炉もつくりかえることはできない。まして今、処理施設がないんです。ですから、不燃ごみというのが入ってきまして、その不燃ごみが前処理できないで、そのまま破砕機にかかってきます。そして中にはいろんなボンベが入っていたりしまして、それが爆発していく。

私も、いつでしたっけ、清掃課にお訪ねしていろいろと聞いているときに、ボーンという鈍い音がしたんです。そうしたら、ボンベが破砕機の中で爆発したんです。ですから前処理があれば、そこの中で分別収集できますから、十分対応できる。

また、今後、炉が、結局可燃ごみがふえてきまして、１年間に１回、ボイラーがある関係上、どうしても10日間、二つのボイラーが同時にとまらなくちゃいけない時期があるんです。そうしますと、多い日は１日180、190トンの家庭から出るごみが入ってくるわけです。今、一つの炉は24時間フル回転して110トンの能力です。そうしますと、いっぱいになってしまう。そして、そのころ、ごみを別なところに一時保管するということが、現在なかなかできない。敷地の狭さがあります。どうしてもですから中間処理施設を考え、また、今後ごみのふえた場合、どうしても一時的なストックヤードも必要だし、また、現在の中では、破砕機の問題が大きな事故になった場合、不燃物が入ってきても、

今度ストックヤードが小さいですから、すぐいっぱいになってしまう。それを踏むと、どうしても隣接した地域に将来性を含んだ中で土地を取得しなきゃいけないということも、もう目の前に来ているわけです。

ですから、こういう問題を含んで、日野市のごみ行政についてはどう考えていくのか。また、将来的には、ごみ行政は一つの地方自治体だけでやっていけない。やはり広域の中でごみ行政を考えていかなきゃいけないし、また、ごみの担当者の部課長の会が32市町村の中であるらしいんだけれど、それにおいても、リサイクルについては今後、広域の中で対応していこう、というような方向も今出てきております。だから、ごみそのものの焼却についても、今後は将来的にはそういう方向にならざるを得ないような、これからの問題になると思うんです。

最終処分場も、やはり平成８年度ですか――には、もういっぱいになってしまう。そして今まで入っていなかった町田市が入ってきたり、八王子市が入ってきますと、ますます短命になっていく。これを含めますと、ごみに対しては大変な社会問題になるし、このままもう安閑としていけない。今から将来性を含んだ中で一つの基本計画をつくり、そして、できるところから一つ一つ積み重ねていく。これのしっかりしたものをつくっていかないと、ごみ行政はえらいことになります。ですから市長も、この辺で大きな方向転換をしていただきたい。ごみは汚いものであるということよりも、資源であり、また自分たちの宝物だ、と。フランスの担当者は、また、フランスにおいても、またヨーロッパにおいても、ごみというのは自分たちの宝なんだ、という認識を持っている。まあ国の違いがありますけれど、極端に日本はそこまでいきませんけれど、そういう認識を持ったごみ行政に大きく行政が転換すれば、当然、市民の多くの皆さんも認識が変わってきますし、ごみの出し方も変わってくるんではないか、と考えられます。

どうか市長、その辺の思い切った方向転換をしていただきたい。どうか、その辺の市長のお考えをお伺いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごみ問題に対する発想の転換をということは、私はもう早くから唱えておるわけであります。日野市のまちづくりは、まず、ごみと下水からということで、取り組んでまいりました。

当面のごみ行政は、日野市は比較的うまくいっている方でありますけれど、御指摘のとおり、これからの今の経済生活のやり方、つまり、ごみ問題は、これは経済、消費生活の裏返しということになる関係があります。国の行政の責任分野を我々も時々当たる

わけですが、いわゆる狭い範囲の清掃行政は、厚生省が所管をし、それから大きい経済循環、つまり消費生活の源は通産省が当たっている。ですから、通産省のごみに対する考え方と、厚生省のごみに対する考え方は、相当な開きがあります。つまり「ごみを減らせ」というような国民運動を起こしたら逆に景気が停滞するというのが、極端な言い方かもしれませんが、通産省の基本認識であります。

厚生省は、やや所管の意味もありまして、いろいろな示唆が出されておるわけでありまして、我々はむしろ御指摘のとおりの地球環境問題として、つまり人類の未来に対する問題として、やっぱり位置づけるべきだ、とこのように考えるわけであります。

日野市の場合、比較的今のところはうまくいっておりますが、いろいろ問題を、当然、今後生じてくると思っております。

３月１日号の広報に、私は「ごみ問題解決への考え方」ということで、市民にちょっとお訴えをさせていただきました。そしてお知恵をお互いが出し合って、この問題の解決を図っていきたい。これはどこの自治体もそれぞれの課題として取り組んでおる状況であります。

発想の転換のことはよくわかりますし、それから将来を懸念されての日野市の処理場の問題、これらにつきましては、これもある程度見通しを考えております。今、110トン炉２基でありますから、両方を稼働させますと、日野市の今のごみに対しては対応できる、とこういう状況でありまして、ごみ問題は、つまり過去には自治の問題として、市民生活から出てくるごみをどのように要領よく集荷をし、そうして分別を行って適当な処理をするか、環境問題を起こさないようにするか、という程度の認識で事が足りたわけでありますけれど、今日はまさに地球環境の問題というところまで言われるようになりました。

それらは、一貫した共通認識に成り立つ――解決に向かうには共通認識が必要でありますので、東京都の行政当局も熱心に将来のことを考えられ、また、各自治体の指導も受けておるわけであります。

東京都区部は海岸線を持っておるということで、これまで埋め立て方式で一応の処理ができております。しかし、我々の内陸部は、これは埋め立てるにはやっぱり山間部を活用する以外にない。現在の日の出町の終末処分場は、あと六、七年維持できる、ということだったと思っておりますけれど、もう次の、どこにまた終末処分場をつくるかということは、もうその組合のまた大きな課題でありまして、かなりのことが今、具体的に検討をされております。

ここ数年間ということでは、そう困った状態は生まれないと思っておりますけれど、十数年間という感覚で物を考えますと、かなり大きな問題になってくるということは、もう御指摘のとおりでありまして、日野市の場合、幸いに日野市は非常にいい関係、位置にある。河川の合流地点に近く位置しておるわけでありまして、たまたま下水の処理場もそこにある。現在のし尿処理場もそこにある。将来の流域下水道処理場も近いところに工事されつつある、ということでありまして、し尿処理は、いずれはだんだんと減ってまいりますので（「し尿処理はいいですよ、もう」と呼ぶ者あり）いやいや、地籍の確保ということで。し尿処理部分をごみ処理部分に置きかえるということが可能である、ということを申し上げたいわけであります。

それから、合流点の建設省の用地につきましても、ぜひ日野市に譲っていただきたい、ということを提案をしつつありますので、ごみ処理場ばかりという意味ではありませんが、日野市の市民の市民生活に活用させていただきたい、とこういう考えでおります。

大変お急ぎのようですから、この程度にいたします。

○議長（小山良悟君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

今、市長の答弁の中にも、いろんな方向性も出てきております。特に、今の清掃の処理場があります隣接地域の、建設省の敷地ということで具体的に提示がありましたし、この辺につきましては、特に市長の方向性が、これからの買収なり、またその辺の動きも楽しみにしながら、今後の日野市のごみ行政が名実ともに地方行政の中の重要な位置づけになれるように、また期待もしていきたいというように、市長の答弁を聞きまして感じたところであります。

特に、今後のごみ行政についての大きな流れというか、ごみの大きな発想の転換した中での基本的な基本計画というか、その辺をまた知恵を出し合って、またできていただければありがたいな、ということであります。

昨今行われましたアースデーにつきまして、我々の党で「行動宣言」を採択されましたので、若干その一部を、ここで最後に披露させていただきます。

4月22日は地球の日、アースデーであります。この日は人類の生存と繁栄、そして未来のすべてが託されていることの生命の星、地球に思いをはせつつ、今、危機に立たされている我が地球を守るために、世界の国々や市民が地球を守るための闘いをさらに一歩前進させる日でもあります。生命の世紀、21世紀を眼前に展望するとき、宇宙船地球号は、今、重大な危機にさらされています。したがって、地球環境の保全は何よりも優

先させなければならない、世界人類共通の課題となっています。——中略——我々は今後、地球人という自覚に立ち、アクションガイド、地球を救う77の方法において提示されたように、まず我々一人ひとりが地域生活レベルにおきまして地球を救うための行動を起こし、それを全国、全世界に広げていくとともに、現在の経済中心、開発、産業優先主義を改め、環境保全型社会への形成を図ることによって、人類の未来が託されている地球環境の保全に全力を掲げて取り組んでいく、ということをここに宣言する——ということを、4月22日のアースデーについて宣言したとこでございます。

今後の市長の方向性を期待して、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって15の1、ゴミ問題と環境汚染について再び問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は6月18日、月曜日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時57分　散会

6月18日　月曜日　（第5日）

平成2年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第20号）

6月18日　月曜日　（第5日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	17番	高橋徳次君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	旗野行雄君	25番	古賀俊昭君
26番	市川資信君	27番	谷　長一君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

16番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本亨一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成2年6月18日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時9分　開議

○副議長（福島敏雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

本日議長所用のため、私副議長がその任を努めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問16の1、日野市のゴミ減量の具体的な対策についての通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔2番議員　登壇〕

○2番（執印真智子君）　それでは通告に従いまして、日野市のゴミ減量の具体的な対策についてを質問いたします。

いまや、ゴミ問題が新聞、雑誌、テレビなどで取り上げられない日はなく、大きな社会問題になっています。多くの市民にとってもゴミ問題は大変な関心事となってきております。ゴミ減量なくして自分たちの生活の危うさは解消できない、とかなりの人々が認識してきていると思います。しかし、だれもがゴミ問題に危機感を抱きながらも一市民として何をしたらよいのかよくわからず、結局何もできずに終わっている、というのが実情ではないでしょうか。このような中で行政の役割は、市内全体を見回し対策を立て一人ひとりの市民に具体的な提案をしていくことにあると思います。

今回、私は市民へのＰＲの件、資源ゴミの回収について、可燃ゴミの減量について、事業者への指導についてお尋ねしたいと思います。

では、まず、私が前回3月議会でお尋ねしましたＰＲの件で御質問いたします。

3月議会では「保谷市のゴミ情報」という刊行物をお見せいたしましたところ、清掃部長より、参考にします、という御答弁をいただきましたが、市民に対するゴミ減量についての啓発活動をどのように進めていくのか、改めてお伺いいたします。

また、その折、小中学校の副読本についても触れていらっしゃいました。15日の馬場議員の一般質問の際に、平成3年に印刷するところまで計画が進んでいる、と伺ったように思います。資源や環境についてはお年寄りから子供まで、世代を越えてかかわるべきだと考えますので、非常によいことだと思います。どのくらいの予算をかけて、ゴミについてはどのくらい掘り下げてかかれるものなのか、お教えいただきたいと思います。

また、この副読本が実際の授業の中でどれぐらい生かされていくのか、生かされていくために現場の先生方にどのような指導をなされるのか、お伺いしたいと思います。

次に、資源ゴミの回収についてお伺いいたします。

この５月より日野市の清掃課には、ゴミ減量主幹が着任されました。私は、日野市がゴミ問題に対して前向きに取り組もうとする姿勢のあらわれとして高く評価しております。ゴミ問題が深刻化する中で、ゴミ減量主幹が果たす役割は大変重要なものであると思います。積極的に外に出て、市民とともにゴミ対策に取り組んでいくべきだと考えますが、具体的にはどのような活動方針のもとで、どのような活動計画があるのか、お伺いいたします。

以上、３点につきまして御答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えしたいと思います。

１点目の、３月議会にお尋ねがありました広報のＰＲの件でございますけれども、実際に私たちとしては、清掃部でゴミ情報を独自に出していく、という結論は、まだしてないわけですけれども――というのは、日野の広報との関係もあるわけです。市は月２回広報を出しております。聞くところによると、広報の内容も充実していきたいんだ、という観点から、できれば、一番いいのは広報誌のページをいただいて定期的にゴミ情報を市民の皆様にお知らせをする、こういうのが一番ベターだと思っております。それについては、広報課ともお話をしているところでございます。

そして、保谷市のゴミ情報について、いろいろ保谷市さんに問い合わせいたしました。多少の準備も要りますし、ああいうタブロイド版でございますので、それにかかわる職員だけでなくて外部の委託者も一緒になってやっているんだ、ということも聞きました。ですから、多少――もしも清掃部自体でやるとすれば、その辺の準備もしていかなければならないと思っております。

それに印刷して配布する場合、やっぱり広報誌と同じように新聞折り込みにするかどうか、ということも費用の点から考えていきたいと思っています。保谷市のゴミ情報の昨年度の予算は、大体360万ぐらいかかっているようでございます。ですから、その辺の予算との兼ね合いもありますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

それから、２番目の社会科副読本については教育委員会の方からお願いしたいと思います。

３番目の主幹の件でございますけれども、５月１日付でベテランの主幹が１人、清掃部の方へ着任いたしました。そして、主幹は大体次のような、とりあえず次のようなものを当面やっていく、ということでございまして、一つとしては「ゴミ減量市民会議」

を開催したい、ということが一つです。今、その準備も進めております。これは、広報でゴミに関心のある方を募集して、皆さんからのお知恵を拝借したり、また、こちらからゴミのいろいろな問題を率直にお話し合いができたら、と思いまして市民会議を実施していきたいということ、その準備を進めております。

それから、カレットの回収についてを今進めているところでございます。先日も馬場議員にちょっと説明しましたけれども、今、回収団体の中にカレットを収集していただいている団体が、16団体ほどございます。そして、ドラム缶も47カ所に設置しているわけですけれども、これを本当に減量のために地区センター――これは市内に55カ所あるわけですけれども、全部というわけにもまいりませんけれども、けさも――きのうからずっとです。この二、三日、主幹が現地を歩いておりますけれども、現地を見た上で地区センターにドラム缶を設置してカレットの回収をしていきたい、と思っております。大体、カレットを回収する世帯は200世帯に１カ所というのが理想的だ、ということも伺っております。その辺を勘案しながら実施してまいりたい、と思っております。

それから、ふえ続けるゴミでございますので、少しでも減量していかなきゃいけないために資源ゴミの回収業者との懇談会も定期的に持ったらどうだ、という形でその準備も進めているわけでございます。今までは、必要なときに回収業者の会長さんと連絡を取り合ってやっておりましたけれども、できれば定期的な形でその業者の方とも懇談をしていきたい、という仕事でございます。

それから、もう一つは委託業者があるわけですね。その委託業者とも必要に応じて集まっていただいて、お話し合いはしておりますけれども、これをもう少しお互いに意思の疎通を図る、また情報交換するため、この委託業者との専門会議も開いていきたい、ということでございます。

主幹が着任しまして、とりあえずその４点を実施していこう、ということになっているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　それでは、教育の方で副読本関係の現在の進行状況を含めてお話をさせていただきたいと思います。

本年度は小中とも50万の編集予算を計上して、現在編集の追い込みに入っております。内容的には、一応、この後、教師の手引書等もつくって、前年度作成いたしました老人福祉副読本、これと同じような内容のところまで仕上げていきたい、こう考えておりま

す。

現在のところ、内容的には子供たちの理解を深めるために４つの節に内容を分けながら、第１章では日野市における環境保全のシステム、クリーンセンターとか、あるいは下水道施設の進行状況とか、そういうものを取り上げながら、日野市における環境保全のシステムを子供たちにわかりやすいようにまとめていっている、というような現状でございます。

それから第２節では、ゴミや生活排水等の環境への影響、これにつきましてはゴミの分類、分別収集とか産業廃棄物の悪影響とか、そのような内容にも触れるような編集をしたい、と考えております。

第３章では、環境美化のための努力、クリーン作戦とか、あるいは地域の清掃活動等も含めながら、子供たちがそういう面でどんなような社会奉仕といいますか、社会活動への参加ができるか、その辺の内容もまとめていきたい、と考えております。

第４節で、緑と清流の町を守り育てる社会の連携、というような形で地域、学校、家庭の連携を強調するような内容の副読本をつくっていきたい。こんなような方向で、印刷製本そのものには、老人福祉副読本の状況から考えますと三百数十万ぐらいの印刷製本費がかかるんではないか、とそんなような見通しでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、まずその前に広報なんですけれども、今、日野の広報との関係があるということですが、いろんな町の声を聞きますと、実際に広報の中であれぐらいのスペースでゴミ減量について出してあっても、具体的な方法がわからないので結局は、つてからつてを頼って瓶の収集を始めるしかない、というような声も聞きますので、その辺をわかりやすく――たまたま人づてで聞ける人はいいんですけれども、それがない場合はあきらめている人もいるのではないか、というふうに思いますので、詳しくわかるようなものをぜひ出していただきたいので、費用の面ですとか人の面ですとか、問題はあると思いますけれども、ゴミ情報のような形で出していただくことを要望いたします。

それから、副読本なんですけれども、ぜひこれが授業の中で生かされて、覚えるだけではなくて子供たちが考える教育、考えられる教育をしていけるようにお願いしたいと思います。また、本当は母親が知らなければいけないことなんですけれども、ゴミ減量

に関しましては子供が親をかえる、ということも十分考えられますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ゴミ減量主幹の問題ですけれども、ゴミ減量主幹の方が当面ガラス瓶の回収に力を入れていく、ということで高く評価をいたします。日野市の清掃事業の概要によりますと、不燃ゴミの40.49％がガラスである、との調査結果が出ています。ただいま御回答いただきましたように、地区センターにドラム缶を置きガラス瓶の回収ができるようになると、さらに多くの市民が資源の再利用に参加できるだろう、と評価いたします。

しかし、現在、瓶、缶を回収している市民団体の間で懸念されている問題があります。それは、瓶の回収場所での事故及びその対応の問題です。幸い、現在までは問題になるほど大きな事故は起こっていないようですが、もし何か起こった場合、どう対応してよいのか、瓶を回収している当事者もわからないのが現状ではないでしょうか。

先日、専決処分の議案の中にオレンジボックスでの事故の補償の件がございましたが、この瓶回収における事故の際の保険、または補償につきましてはどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

また、現在、日野市では、行政として瓶や缶の資源ゴミの回収を行っていない、つまり地域のボランティア有志の活動におんぶしているわけです。私は、瓶、缶の回収を行く行くは行政として直接かかわってほしい、と思っておりますが、とりあえず、現在資源ゴミを回収している団体間の話し合いの場を持つべきだと考えておりました。先ほどお話にありましたように、ゴミ減量市民会議、これができることは大変いいことだと思います。それぞれの地域だけで活動している団体が、お互いに情報交換し問題点を出し合うことで、日野市の中に瓶、缶回収のネットワークができ、ゴミ問題が住民一人ひとりの問題として位置づけられ、ゴミ問題解決の意識が浸透していくのではないでしょうか。

この市民会議の構想の件ですが、構成メンバー、具体的な活動の内容、いつごろ発足の見込みをしているか、それから関係する事業者への働きかけ、市民だけではなくて事業を行っている方にも呼びかけをするのかどうか、という点についてもお聞きをしたいと思います。

次、３点目の質問ですけれども、回収団体がふえた場合の、それを処理する業者の問題です。年々減っている取扱業者に対する助成策、育成策についてお考えをお伺いいたします。

以上、事故の場合の補償の件、それから、ゴミ減量市民会議のメンバーそのほか、それから処理する業者の助成策の件について御回答をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君の再質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えします。

カレットの回収に対する補償の件でございますけれども、現実には今予算化していますのは、ダストボックスだけでございます。そして、今まで議員さんがおっしゃいましたようにカレットの回収についてはボランティアの団体、例えば子供会であるとか、その他自治会の方等が自主的に設置して、そして業者が集めてくる、という形をとっていましたので、補償という点は予算化してございません。今後、カレットの置き場もふえますし、そういう点から見まして、ちょっと部内で補償についての検討はさせていただきたいと思います。

それから、ネットワークといいますか、横の連絡といいますか、そういう形でございますけれども、私たち市民会議には別に肩をいからせて何をするということは、今のところ考えておりません。広報で参加者を呼びかけて、集まっていただいた人とゴミ問題をイロハからでもいいからお話し合いをしていきたい、と思っております。

そして、そういう中で必要な、こういう人を呼んだらどうだとか、こういう講師で話を聞きたいとか、業者の実情を聞きたいということがあれば、直接業者の人も参加してもらってもいいと思いますし、その他の手立てをとってもいい、と思っております。発足は、気軽に参加してゴミ問題を語っていただく。私たち清掃部の方も現状を率直にお話して参加を協力を得たい、という気持ちでございます。

そして、７月の広報でその会議の参加の募集をやってまいりたいと思います。そして平和基金の市民会議と同じような形ですけれども、お葉書か何かで参加することをいただいて、それによって、また正式に開催通知をその人たちに差し上げたい、というシステムをとっていきたい、と今のところ考えているわけでございます。

それから、３点目の業者への育成でございますけれども、今、回収業者は、大体日野支部は11団体ほどございます。その支部、組合に年12万円の補助金を出しているわけでございます。これについては、よその市なんか出していない市もございますし、まちまちでございますけれども、回収がだんだん厳しくなる。現実に紙にしろ瓶にしろ、だんだん業者が引き取る値段が下がっていってしまいまして、業者自身も苦しい立場にいるということが、お話を聞いていますとあるわけです。そういう意味からも、直接業者にどういうお金を出す、ということは、いろいろよく考えてみないと問題があると思いま

すので、業者を育成していくために何かいい方策があればやってみたいと思いますけれども、ただ単に金銭的な助成をするということは、ちょっと考えざるを得ないんじゃないか、と今のところ思っています。さっきも言いましたように回収業者との懇談を定期的に持って業者の意向等もよく聞いてみたい、と思っているのが現状でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　カレットの回収の保険の件につきましては、若いお母さんが地域の中で回収をしたいんだ、ということを言いましても、危ないからということで自治会の方で反対が出たりしてなかなか思うに任せない、というようなことも聞きますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

また、業者につきましても業者がなくなってしまいましたら、リサイクルというのは今のところ成立しないわけですから、ぜひ助成する方向で前向きに検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、燃えるゴミの中の生ゴミの減量について御質問いたします。

前回の３月議会に下村議員が生ゴミのコンポスト化の問題を取り上げておられましたが、堆肥化した後の処理の問題が難しく、市としては余り積極的に取り組めない、との御答弁でした。今回、私は、各家庭に置くコンポストについて市のお考えをお聞きしたいと思います。

家庭から出る生ゴミは、できれば家庭において堆肥化し土に返せばゴミ減量の上からも有効だと思います。現在、一般家庭用として使われているのは、地上据置式で商品名がコンポスターと呼ばれるものと、地下埋設式で商品名がエコロエースと呼ばれるものの２種類があります。両方とも家庭から出る生ゴミを土壌の微生物の働きによって有機肥料にかえるもので、庭に縦、横、高さ70センチメートルのスペースで設置できるものです。大きくて丈夫なふた付のバケツの底を抜いて庭に置くなり埋めるなりして、上からどんどんゴミを捨てていく、とイメージしていただければいいと思います。これらを利用しますと一家庭で年間３トン、引っ越しトラック１台分以上もの生ゴミが減量できる。ゴミ減量に大きな効果があるわけです。

長野県の青木村ではゴミ収集車はなく、台所から出る生ゴミは、この方法で、すべて各家庭で処理をしているそうです。最近、都市部でもこれらの容器に補助金を交付して普及努力をしている自治体がたくさんあります。例えば地上据置式では、武蔵野市、保谷市、町田市、田無市、秋川市、東久留米市、青梅市、府中市、多摩市などが、2,000

円から全額5,000円を補助しています。

多摩市では、200戸に限り3,000円の補助をつけたところ、１カ月で200戸を完了した、とのことです。地下埋設式は原価１万2,000円ですが、八王子市が2,000円の補助金を出しています。

日野市としましても、ゴミ減量の一環として、まずコンポスト導入に向けモニターなどにより実態調査を進め、その上でコンポストの設置に対し何らかの助成策を講ずるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

その際、個人住宅だけではなく集合住宅ではどうか、学校や市役所など公共施設ではどうか、ということも検討すべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えします。

コンポストの件でございますけれども、たしか３月議会でも問題が出まして、３月のときは工場をつくれ、ということでございました。議員さんも承知のとおりコンポスト、また焼却炉にしても、都市化されてしまうとやっぱりいろんな難点があるわけでございます。

今おっしゃっている多摩26市も、今まではあんまりこれに取り組む市が少なかったんですけれども、こういう御時世、ゴミがふえる御時世になりまして、少しでもゴミの減量、またその中には市民に対する啓蒙の点から、これを導入している、という点もあるやに聞いております。各市がコンポストの容器についての補助なりを出す市がだんだんふえて、約26市の半数の市が実施に踏み切った、ということは報告で聞きました。

その際、日野市なんかも都市化されておりますので、置く場所の確保がもう一つ問題になると思います。ですから、庭つきのうちで、そしてその処分も自分のところでできなければ堆肥として外へ――処分方法が一番いいのは、自分のところでコンポストをして、自分のところで処理とする方法がとれれば一番いいと思っています。その点ができるかどうかという問題があると思います。こういう日野市の現状でございますから、実際、実施したとしてもその普及には限りがあるだろう、とは予想されます。

ただ、市民の啓蒙とか普及のための指導のために取り入れていくことも検討する余地があると思っております。

それから、もう一つ、クリーンセンターの施設の点から見た場合どうかということになりますけれども、御存じのように、昔ですと生ゴミというのはお勝手から出る厨芥が主でした。そして、そこにほかの紙類とか布類が混ざって出されるのが昔の生ゴミの姿

でございましたけれども、現実に今は、可燃ゴミの中の主たるものは紙でございます。四十数％が紙でございまして、その次に厨芥が約25％、そしてプラスチックが11％ぐらいになっているわけです。その他に布があるとか何かでございまして、紙とかプラが入りますので炉が、カロリーがえらい高くなっているのが現状です。その上にこの生ゴミを別に取ってしまった場合に炉の対策をどうするか、という点からも、これは考えていかざるを得ないんじゃないかと思っております。

ただ、議員さんがおっしゃいましたように、そういういろいろな問題をクリアした上で制度化したらどうだ、そのためのモニター制度だ、とおっしゃっているわけでございますので、日野市の中にもまだ農家とか、また庭を広く持っている家庭もあると思いますので具体的に検討して、例えば幾つかを市からその希望者にお貸しして、その様子を見る、という制度も考えて取り入れてみてもいいんではないかと思います。これは検討材料となると思います。

それから、清掃部で答えることじゃないかもしれませんけれども、コンポストが案外容易にできるのは、学校あたりじゃないかな、ということも頭で思ったこともあるわけです。多少広い校庭も持っておりますし、一部では花づくりや何かをやっているわけなんで、給食の残飯とか何かをコンポスト化してそれを堆肥がわりにする、という方法もなきにしもあらずと思いますけれども、これはよそのセクションの問題でございますから、それ以上は深入りしませんけれども、そういう考え方もあると思っております。

集合住宅については、ちょっと私の方ではわかりません。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　今、清掃部長のお答えの中で、啓蒙活動も含めて補助金をつけているところが多い、というお話でしたけれども、結局、モニター制度など導入しないでやるとそれだけになってしまうのではないか、というふうに思うわけです。先ほどもお話をいたしましたように、一つのうちで引っ越しトラック１台分、年間３トンの生ゴミをゴミに出さずに済むわけですね。

実際に使っている方のお話を伺いますと、今まで週に３回ゴミ収集がありまして、３回ゴミを出していたんですけれども、週に１回で済むというんですね。それを日野市内の各家庭がやったら、かなりのゴミ減量になる。

先ほどお話の中にも、炉の温度を下げるために生ゴミが必要なんだ、というようなお話もありましたけれども、結局、また灰は日の出町に運んで捨てるようになるわけです

し、その温度の問題というのは、それこそ技術的に解決できるのではないかと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、学校の方でそれができるかどうか、というところをちょっとお尋ねしたいということと、集合住宅について働きかけをしてみよう、というようなお考えはないかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　学校でのコンポストの件でございます。

今まで考えていなかったわけですけれども、まず、給食の作業をする場所から校庭までの問題だとか、それから舗装がしてある問題が多い。校庭までいかないと舗装がしてない、というようないろいろな問題があるので、これを検討してみないとわからないんですが、あと、なお、その臭いがどのくらい出るのか、そういうようなことは、ちょっと、今全然わかりませんので、これらをいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えします。

今、ここで具体的なお答えができません。後ほど、もう少しお話を聞かせていただいて対応をしていきたい、と思っております。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　それでは、ぜひ各部署での前向きな検討をお願いして、コンポスト化の質問は終わりにいたします。

次に、事業者や企業が出すゴミについてお尋ねをいたします。

市内の飲食店とかファーストフードなど、382店あると伺っておりますが、それらの店から出るゴミは、かなりの量に上ると思われます。ゴミの量を把握していらっしゃるでしょうか。

例えば、ファーストフードの店に行きますと、ゴミ箱の中にプラスチックの容器もストローも紙ナプキンも食べ残しも一緒に捨てているわけですが、その後、あのゴミはどのように処理されているのでしょうか。不燃ゴミと可燃ゴミに分けて出されているのでしょうか。これらの点について行政として事業者に対し、どのような指導を行っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。企業や事業者から出るゴミでございますけれども、一般的に企業から出るゴミでも事業系の一般ゴミというものもありますし、産業廃棄物というのもあります。収集の方法も、飲食店みたいなところは量が少のうございますから、一般の家庭と同じ形で収集しているわけでございます。

ただ、この中の、今お尋ねのファーストフードの場合は、業者が許可業者と契約をして、そしてその業者が収集、また処理をしている、という姿になっております。もちろん日野市は分別収集をやっているわけでございますから、費用に対しても分別収集、そのためのボックスはきちんと購入する形は指示を出しているわけです。

ですから、企業においても自分たちでボックスを購入して、そして分別していく、という姿でございます。それ以外に業者に対して特別な行政指導までは、してございません。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　私がちょっと心配しておりましたのは、前回の３月議会でもお伺いしましたけれども、ダイオキシンの問題なんですが、プラスチックを燃やすと出ると言われているものですから、その辺の業者の指導がどうなっているんだろうか、というふうに思ったわけです。

例えば、ファーストフードの店で、あらかじめ可燃ゴミと不燃ゴミのボックスがあって、お客さんがそちらに分けて捨てる、というようなことがありましたら、それも市民への啓蒙活動になるのではないかと考えます。それも、また行政からの間接的な市民へのゴミ減量のＰＲということになると思いますので、改めてどのようになっているか、また調べていただけたらと思っております。これは結構でございます。

では最後に、市長にゴミ問題について３点、お考えをお伺いしたいと思います。

現在日野市は、可燃ゴミ、不燃ゴミ、粗大ゴミ、有害ゴミの４分別収集を行っています。どちらかといえばよい方法と言えるのかもしれませんが、例えば沼津方式と呼ばれる５分別方式、また愛知県津島市の６分別収集、さらに広島での５分別収集などがあるようです。この広島市は人口が170万人で、５分別の内訳は、可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ、大型ゴミ、有害ゴミだそうです。このうち資源ゴミは、資源選別センターに運ばれ13種類に分別され、１日に50トンが再生ルートに乗せられている、とのことです。

日野市としまして、現在のこの４分別収集から市民団体による瓶、缶の回収やゴミの市民会議を力として、さらに５分別へ６分別へという構想をお持ちかどうか、お伺いし

たいと思います。

沼津方式が市民に定着するまで15年かかった、とも聞いております。広島市でも、この５分別収集を始めて14年目ということでございます。

下水道完備や市立病院の建て替えなど問題も山積みではありますが、このゴミ問題も将来を見越し、行政として、さらに資源化を進める方式の採用が必要かと思われますのでお尋ねいたします。

２点目は、ゴミ減量について行政の横の連携の件です。

ゴミは家庭だけではなくて事業者や企業、学校や老人ホームなど、人が集まるありとあらゆるところから出るわけです。行政の縦割りの対策の中では当然限界があると思います。ゴミ減量主幹も着任されたわけですし、清掃部と他の部署の連携を深めてゴミ減量を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後の１点は、国や都への働きかけの問題です。例えばプラスチック類を例にとりますと、プラスチック類は決して土に戻らない。水にも解けない。減らすためには、もとから断つしかないわけです。イタリアでは1987年、昭和62年に、４年後の１月１日、つまり来年1991年の１月１日からビニール、ポリエチレンなどのプラスチック類の包装物を国では一切製造しない、販売しない、という法律をつくったそうです。

このきっかけになったのは、1983年にアドリア海沿岸に長さ７メートル、３トンのマッコウクジラが打ち上げられて死んでいたのですが、死因を調べるために解剖したところ体内から50枚を超えるビニール袋が出てきた、とのことです。これが原因で滋養分を体内に吸収できず栄養失調になった、ということがわかったのだそうです。これをニュースで報じましたところ国民が大変ショックを受けまして、人間の便利さのために動物を死に追いやった、なんて情けないことをしてきたのか、と世論が沸いて国会で対策を論じ合った、ということです。そして法律を改正し違反した業者には罰則も設けた、ということであります。

このイタリア国内で生産消費されているビニール包装は75万トンで、日本は、このイタリアの約３倍の210万トンを消費している、ということです。日本がいかにビニールやプラスチックを大量に消費しているか、という調査がほかにもあるようですが、水産庁の海洋漂流物目視調査、海の上にどんなものが浮かんでいるか、という調査だそうですが、これによりますと、アメリカ大陸側では流木など自然のものが圧倒的に多いのに比べまして、日本近海では洗剤の容器、カップラーメンの容器などプラスチック類の生活用品が大変多かったそうです。また、北太平洋で同庁が1970年から87年まで調査した

２種類の海鳥のうち、プラスチック類を飲み込んでいたものが約85％にも上っていたそうです。

ゴミの中のプラスチック含有率は、欧米がロンドン4.0％、パリ6.9％、アメリカ平均で6.5％とほとんど一桁なのに対し、日本では大阪16.8％、京都13.8％、東京11.1％と外国の３倍から４倍となっています。私たち市民は現在の経済優先の仕組みの中で、物を買うとプラスチックゴミに限らずゴミも一緒に買わされる、ということになっているわけです。市民の間では、国や都が何の対応もしないことに非常に不満の声が上がっておりますが、日野市としてゴミ減量について、もとから断つために国や都にどのような働きかけをお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　社会の矛盾に目を向けられる消費者運動的立場からのゴミ問題という質問をいただいておるわけでありまして、私は、３月１日号の広報に「ゴミ問題解決への考え方」ということを市民の皆さんに小さな論説で訴えております。ゴミ問題ということは、要するに解決すべき課題、そういうことでありまして、市民生活としてのゴミ問題、あるいは行政としてのゴミ問題、それから、将来の大きな環境や地球規模の問題、という、いろいろな段階がそれぞれ連携をしながら矛盾解決へのいろんな発言がある、ということは大変好ましいことだと思うわけでありまして、私どもがゴミ問題というふうに今日まで取り組んでまいりましたのは、主として市民生活の健康ということと、それから行政の、つまりゴミ問題をどのように処理をし解決をするか、こういう観点から取り組んできたように思っております。

ちょうど、この過去30年間ぐらいが、日本の経済成長の発展といわれる経過そのものが、またその裏側にゴミ問題をずっと引きずってきた、こういうことが言えると思います。

私が市政にかかわりました初期のころは、自治体のゴミ問題というのは正に処分の仕方の問題で、たまたま産業廃棄物と、それから生活廃棄物が業者に依存をして、その当時、羽村町の砂利穴採取跡に不法投棄をされていた。そのことから地元の住民団体から各関係自治体の長が告発を受けました。つまりゴミ問題の大きなスタートを、ゴミ問題解決へのスタートがそのときに切られたような感じがいたします。そうして、告発を受けた側の自治体の責任者は、当時、たびたび法廷に呼び出され、また日野市の旧庁舎で夜、帰りに集まって対応の協議をした、ということでありまして、その次に日野市を含む９市が一応の組合をつくって行政基準に基づく処理をした、ということがありました。

そういう行政自身が不法投棄をしておった、ということから大変な反省を強いられたことになったわけであります。

私どもの日野市では、つまり市民から排出されるゴミをどのように受け取って、そうして、どのような手段で完全処理をしていくか、完全処理という意味は、土壌へ、あるいは大気へ、あるいは水の中の放流へ、ということで、公害を残さないということにかなりの重点を置いてまいりました。もちろん、総量の処理ということは極めて大切でありますので、日野市の場合、今の設備で当分の間は総量処理に困ることはない、ということではあります。

ただ、その次に起きる問題として、いわゆる残灰、あるいは燃せないゴミ、これの処分地の確保ということで先日もお答えいたしました。東京都では、区部では海岸線を持っているために埋め立てによってある程度の確保ができた。これにも、もちろん問題があるわけであります。

それから、我々の自治体、つまり多摩の内陸自治体では、やはり山間部に最終処分場を確保していかなければならない、このことが絶えず問題でありまして、現在、最終処分場に日の出の土地を使っておるわけでありますが、これが、あと七、八年で満杯になる。したがって、その次の処分場を今精力的に確保に努めておる、こういう状況でありまして、消費者団体の方から、今のゴミのふえる状態に何か歯どめをかけるといいましょうか、生活の側から解決をしていこう、こういう意図は大変有益な運動であるわけでありまして、今御質問がありました分別の仕方、一番いい方法といいますか、単純で効果の上がる方法ということが、まず第１点の視点になる、というふうに思います。

そういうことで、今、燃やせるゴミ、あるいは燃やせないゴミ、あるいは資源ゴミ、粗大ゴミ、こういうような一応の分け方をしております。とりわけ粗大ゴミは、かつて日野市内に230カ所ほど、いわゆる粗大ゴミの集積場を設けておりましたが、そのことは大変な市民生活の、近所の方はもちろんのこと、いろんな意味で弊害になっておりましたのを今のような方式に変えまして、粗大ゴミの問題は、今むしろ大型ということではなくて、これでもゴミですか、というふうな言い方がしたいほどの粗末に物が処分される。これも生活の側の事情によるわけでありまして、引っ越して残しておけない、ということになると使えるものでもゴミとして出される。なるべくそれを再利用するようにリサイクル事務所が一生懸命活動をやっておる、こういう状況がございます。

日野市といたしましては、現在の四つの系列に分かれた方式というのが一番現実にかなっている、ということで行っておりますが、なお、それぞれの系列を分けて処理をす

るという有効な方法は、もっと開発をする必要がある、このようには考えております。

それから、もう一つ、ちょっとお答えしておきたいんですが、行政側が市民にゴミの減量を強いる、ということは、私はむしろしたくないことでありまして、理解を得ながら資源化のルートに乗せていく、このことはシステムを設けてそれを提供する。そのシステムがごく日常生活にうまく乗れるということで成り立つものだ、というふうに思っております。

そういう考え方でございますので、市民運動のいろいろな運動段階を尊重しながら、市民がみずから理解をされてゴミ問題に一層の役割を果たしていただく、こういう方法をシステムとして、あるいはいろんな理解の形での提供をしていきたい、このように考えております。その中で、御指摘のとおりのもっと横の連携ということは確かに必要な措置だ、というふうに考えておりますので、庁内にも今環境関係の事務連絡会、このようなものを組織して横の連絡をよりとっていく、というふうに進めつつございます。

それから、最後の３段目の、つまり国とか都への要請ということは、とりもなおさずメーカー側に向かって行う大きな課題があると思います。つまり処理に困るような、あるいは量をふやすようなものの製造、販売をなるべく先のことを考えて、ゴミにならない、あるいはゴミをつくらない、こういうこれからの一つの考え方が極めて重要だと思います。

フェニックス計画という議論もございまして、東京都市と大阪都市との意見交換、あるいはそこの場に通産省や、あるいは厚生省も一緒に協議のできる、そういう形がありますので、その場を一つの意見交換の場としていろんな提言をやっていく、ということは有意義でございます。ビニールや、それからプラスチック、あるいはポリエチレン、こういうものをいろんな排気ガスの問題もありますが、総量規制をする。そして環境の悪化が進行する以上の量は、もうつくらない、あるいは消費しない、こういう大きな規制が確かに必要になってきている、このようにも考えるわけでありまして、身近な点から啓蒙的な運動、あるいは行政的な運動、それらをうまく連携をさせてゴミ問題の解決に取り組む必要がある、このように考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　行政が市民にゴミの減量を強いることはしたくない、というお言葉がありまして、市長のお考えというのが大変よくわかったんですけれども、やはり、きちっと情報を流しながら、そのゴミをじゃあどうしたらいいんだろうか、と迷っ

ている市民に対して将来的な構想を打ち出していく、ということが非常に今大事になってきているんではないかと思うわけです。

また、市民団体の運動ではありますけれども、このゴミ問題が市民団体の運動と呼ばれているうちは、本当にゴミ問題は解決しないのではないか、というふうに思う部分もございます。よく日野市の下水道の問題が出てまいりますけれども、豊田の駅をおりると臭いがして、というようなお話もありましたけれども、その自分たちが出すゴミというのは女性の問題だけでもなく、男性の問題だけでもなく、生きている私たち自身の問題だ、というふうに思いますので、ぜひゴミ問題というのを自分たちがこれから生きていく地球のために解決しなければいけない問題だ、というふうにとらえていただきまして、この分別のことも横の連携のことも考えていただきたい、というふうに要望いたしまして、これで私の、日野市のゴミ減量に関する具体的な対策についての質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって16の１、日野市のゴミ減量の具体的な対策についての質問を終わります。

一般質問17の１、寝たきり老人歯科制度の実現を！の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　それでは、通告に従いまして寝たきり老人歯科制度の実現を！の一般質問をさせていただきます。

高齢化社会とは、65歳以上の高齢者が人口の７％を占めることを指しているようです。日本は1970年、昭和45年に先進国の仲間入りをしております。ところが、その高齢者が人口の14％になるまでにフランスは140年、アメリカは75年、西ドイツでは45年という歳月が必要だったそうです。日本は18年で11％強と先進国に例がないというほど、あれよあれよという間に高齢化が進んでおります。

また、フランスやアメリカでは高齢者が17.8％で頭打ちと言われている中で、日本は24％まで伸びるそうです。人口問題の専門家たちは、40年後の日本は三、四十代が少なく五、六十代がぐんとふえ、高齢者の半数が75歳以上となる、と予測しています。

このように世界で例を見ないスピードで高齢化が進んでおります。日本では寝たきり老人や痴呆性老人が急増してまいりましたことも周知の事実であります。厚生省の試算によりますと、現在全国で寝たきり老人の方が約70万人おり、10年後の西暦2000年には100万人にまで達する、と見られております。急激に増加する寝たきり老人の問題がクローズアップされてきているときでもあります。

日野市におかれましても、日野市内にお住まいの65歳以上の人口は、昭和60年で１万651人、総人口の6.8％でありました。昭和64年には１万1772人で7.39％に伸び、現在では１万2500人となり年々増加してきて、平成５年には8.6％ぐらいになるかと予測をされております。この数字は、当市におかれましても高齢化が進んでいることを示していることと考えます。

また、寝たきり老人は昭和60年では275人、昭和64年になりますと378人とふえています。特に寝たきり老人を抱えている家族の方々の肉体的、精神的な負担は大変なもののようです。

先日、57歳の主婦のＡさんにお会いいたしました。ことし82歳になるＡさんのお姑さんが寝たきりの状態になったのは、昭和60年の冬だったそうです。股関節脱臼の手術の結果が芳しくなく一日中病床に伏すようになりました。それ以来５年間にわたってＡさんの介護が続いています。食事のお世話から始まって入浴に体位の交換、排泄の処理、病院への送り迎えなど、朝から晩まで心の休まる時がないとのことです。

Ａさんは、私にこんなことも漏らしていました。おばあちゃんが倒れてからは、特に毎朝の洗面、歯磨き、髪の毛や爪の手入れなど細かい一つ一つにも気配りをなされたそうです。口の中が不潔だと気分もいらいらするだけでなく食欲も減退して、汚れが原因で口内炎も起こしやすくなり、また口臭があると周囲の人たちへの影響もあるので歯ブラシや割り箸に綿を巻いて口の中をきれいにしてあげます。食後には水やお茶を飲ませたりうがいもさせています。また、義歯を使用していますので、食後に取りはずしては清潔にしてあげ、寝る前にははずして水の中に入った容器に保管して、と、もうそれはそれは自分のことを一つ一つやるように丁寧に優しく援助してきたそうです。

１年、３年、５年と長く寝たきりになりますと、だんだんと義歯をはずす時間も長くなり、入れ歯がうまくかみ合わなくなるなど、満足に食事もできない状態になります。そのために食が細り体力の維持もままならない、との切実な声を聞かせていただきました。多くの老人が歯科診療を必要としていながら、寝たきりのために歯が悪くなってもそのまま放置しておかなければならず、問題は深刻であります。

また、44歳の主婦のＫさんは、お母さんを２年間介護された様子を話してくださいました。昭和61年の２月、大雪の降った翌朝、母は台所で倒れました。糖尿病による脳梗塞でした。５カ月の入院生活の後、老人ベッド希望者が多いためにリハビリの途中で退院せねばなりませんでした。頭と口はしっかりしていましたが、左手足半身不随の母は

身の周りのことはできないまま狭い我が家に帰宅をして、２年間、寝たきり老人となりました。家では家族が入院中以上に気を使い、外出をしても４時間もすると気もそぞろになります。私が一日家を空けるときは妹に仕事を休んで来てもらい、子供も１人はなるべく家にいるようにしておりました。

家にいる母の楽しみは食べることだったようです。しかし糖尿病が原因でもありいつ再発するかわからないため、分量も味も抑えぎみにして体重も退院時を維持しました。母は口寂しいと、こたつの上に置いたものも食べるようにして食べ過ぎることもあります。ですから、外出時は片づけるようにしています。

そんな中で、月１回のお医者さんの往診と市の訪問看護の方にリハビリと入浴の手伝いをしていただき、大変に心強く思いました。寝たきりになり家族が一つになって一生懸命介護しましたが、その後、病気が再発して意識不明になり78歳で亡くなりました。今回ほど老人福祉を身近に感じたことはありません。勉強にもなりました。思うことは公共の老人専門病院と専門の医師と看護婦がもっと欲しい、ということを語ってくださいました。

在宅は、ある程度の条件が整わないと家族は大変で、逆に病気になってしまうのではないか、と痛感いたしました。看護して一番困ったことは、あるときから歯周病で入れ歯をはずして歯肉で食事をとるようになったそうです。痛む箇所を鎮痛剤で抑えたりして一時をしのいだこともあります。このときほど歯科診療の大切さと困ったことはなかったようです。

当市におきましては、これまで市民の要望に市当局が真剣に取り組まれ、寝たきりの老人の方やお一人暮らしの老人に対するデイホーム、ショートステイ、入浴サービスや給食サービスなど在宅福祉のサービスを初め、福祉センター事業など各種の老人福祉施策を進められ、その充実に取り組んでおりますことに対しては評価するところでございます。このような中で、さらなる老人福祉の充実のために寝たきり老人歯科制度の提案をさせていただきたく、その実現に向けて質問をさせていただきます。

第１点目の質問といたしまして、寝たきり老人の歯科健康度、歯科医療の必要性等について基礎資料を得るための実態調査をお願いしたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

第２点目といたしまして、寝たきりのお年寄りの自宅を訪問されて診療ができないか訪問診療制度の確立を図っていただきたく、お尋ねをいたします。

第３点目といたしまして、寝たきり老人歯科診療所の実現に向けてお伺いをいたしま

す。

日野市におかれましては、休日準夜診療所で内科と小児科の診療を行っておりますが、歯科については八王子市と多摩市に行くようになっておりますが、ぜひ日野市の休日準夜診療所の設備の充実を図り、寝たきり老人の方も含みまして実施をしていただきたい旨の声が市民の皆さんの間で多数ございますので、御検討していただきたく御見解をお伺いいたします。

第４点目の質問といたしまして、脳卒中や心疾患、風邪、骨折などの病気がきっかけで寝たきりになってしまう方が多いようですが、寝たきりの方に必要な用具として老人日常生活用具給付事業等がございますが、床ずれの予防にエアマットがよいと言われております。床ずれは早く見つけて、きちっと手当てをしてあげないとどんどん悪化していきます。特にお年寄りは、２時間ほど同じ姿勢で寝ているだけでできてしまう方もいらっしゃいます。寝間着の縫い目やシーツのしわなどが原因でなることもございますが、長く寝たきりの状態が続きますと介護の方も大変になってまいります。

現在、65歳以上の方を対象に月１回、寝具乾燥事業を実施されておりますが、ぜひ、エアマットのレンタルシステム化を図っていただきたく思います。エアマットを購入されるのに大体20万円ぐらいかかるようでございます。ぜひ補助金、またはリース等が利用できるようお取り計らいをお願いしたいと思います。

以上、４点につきまして御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　生活環境部長、お答えいたします。

今御質問４点のうちの１点、２点、３点につきまして、お答え申し上げます。

現在日野市では、訪問診療は、おっしゃられるとおり行っておりませんが、必要に応じまして、現状といたしましては歯科衛生士が保健婦と同行いたしまして口腔衛生指導等を行う、また、本人及び家族からの要望があれば日野市医師会を通じまして、歯科医師の訪問診療を行っておる、というのが現状でございます。

おっしゃられます実態調査につきまして、今後、訪問看護指導及び高齢者健診の機会をとらえまして、寝たきりの御本人、また家族の方の歯科診療に対します問題、あるいはその現状を把握するために調査を行ってまいりたい、というふうに考えるところでございます。

また、診療所建設についてでございますが、今お話に出ました休日準夜診療を行っております生活・保健センター分室におきまして、歯科診療のスペースというものは一応

準備されておるわけでございますが、ずっとお話の出ております点も踏まえまして実態調査結果を踏まえて、訪問診療ともども地域保健協議会の場に図っていきたい、というふうに考えるところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　福祉部長、お答えいたします。

５点目の老人の日常用品の給付でございます。エアマットでございますが、日常品の給付につきましては、身体障害者等によりましては、その容体に応じて、かなりきめ細かな給付規定はございますが、老人に対します日常品の給付については比較的少ない、と思っております。特にエアマット等は給付の対象になっていないのではないか、というふうに考えております。

現在、御指摘のとおり乾燥布団等の援助はしておりますけれども、今後の課題として検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　御答弁いただきましたけれども、再質問等もさせていただきながら市長さんの御見解等もお伺いしてまいりたいと思います。

第１点目の実態調査についてでございますが、訪問指導の中で口腔衛生指導やその先を進めまして、現状においては歯科医師の訪問等もございます、というふうにお伺いいたしましたが、その中で歯科医師の訪問の状況後、治療等はどのように行っていらっしゃるんでしょうか。この点について教えていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

一応、歯科医師が訪問をいたしましての診療を行う、という形でございます。その後の継続診療というものも一応しておる、という状況でございます。

細かい点につきましては、ちょっと把握してございませんが、一応治癒するまで訪問しておる、という状況でございます。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　この点につきましては、また実態調査等を細かく進めていただきまして、状況を把握されまして、その中で実現の方向に向かって御検討していただきたいと思いますけれども、なかなか在宅で寝たきりで訪問歯科を受けましても、その後の細かい治療ということは、なかなかレントゲンを撮ったりとか、また、いろいろとそ

ういった設備の問題の中から出てくるものもあると思います。

自治体によっては、テレビとか冷蔵庫とか、そういったコンセントをつけられるような、電気のコンセントをつけられるようなところがあれば携帯用の用具を持ちまして、医具を持って行きまして治療等もされておるようでございますけれども、その先の細かい治療となりますと、やはり第２点目、第３点目等でお尋ねをいたしましたような制度の確立ということが必要かと思いますので、さらなる実態調査を進めていただきましてその御検討をお願いいたします。

葛飾区の例でございますけれども、大変、綿密な調査をされまして、その御報告の概要を見させていただいたんですけれども、意向調査をされ、その目的の中に寝たきり老人の歯科的健康度、歯科医療の必要性について調査すると、こういった目的の中でアンケート方式、郵送方式によりまして実施をされております。寝たきりの方の原因の中には脳血管の疾患が39％、関節疾患等の方が24％、高血圧の方が17％、とそういった原因の状況も把握をされておりますし、中には、体の状況としては、ほぼ安定しているという人が６割いらっしゃいました。

また、診療の状況としては受けている方は少なく、時々受けている方の方が多いように出ております。現在の歯の状況は、多くの方が入れ歯の不良とか、歯が痛いとか、こういったことを訴えているようでございますし、また入れ歯を入れているという方が少なく、入れていないという方が多ございました。そういった寝たきりになってからの歯科の診療状況に対しても、ない、という方が68％もいらっしゃる実情でございます。

また実態調査を把握される中で、この目的としては、歯科医師が直接口腔内の調査をすることにより歯科診療の基礎資料を得ることを目的としているようでございますが、歩行状態の中ではほとんど歩けないで寝たきりの方が多く、59％もいらっしゃいます。虫歯も未処置の方が多く、また、いろいろな形でもって状況を訴えておりますので、きめの細かい実態調査を御依頼したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２点目でございますけれども、訪問診療制度の確立でございますが、今も申し述べましたように、昭和63年に策定されました日野市の基本計画の中によりますと、きちっと基本計画でうたわれていらっしゃるわけなんですね。40ページでございますけれども、在宅福祉の充実ということで「寝たきり老人訪問看護指導の充実、寝たきり老人の実態を的確に把握し、訪問看護指導をより充実していきます。その一環として理学療法士、歯科衛生士の同行訪問を実施します」とこのように書かれております中で、このことは既に実施されているわけなんですけれども、この歯科保健の充実ということの中で「歯

科指導体制の確立を図りながら歯科検診の導入を検討したい」こういうふうに55ページの「歯科保健の充実」の中では、施策の方向づけとして書かれております。

そういった中で、事業内容としてどのように取り組むのかな、というふうに事業計画のところを見ましたら、そのことに関しましては触れておらない状況でございます。

第２期、後期のまた基本計画の中にうたわれてくるんではないかと期待をするものでありますけれども、ぜひ、この充実を取り組んでいただきたいと思います。

第３点目の寝たきり老人歯科診療所の実現でございますけれども、休日準夜診療所にせっかく設備を整えればできる、という状況があるわけでございますので、ぜひ進めていただきたいと思います。このことにつきましては御検討ということでお願いをしたいわけなんですけれども、市民の皆さんが求めている市民意識調査の中のことが、６月15日付の「ひの広報」に紹介をされておりましたけれども、昨年の秋実施された結果によりますと、この中で、どんな町にしていきたいか、の質問に対しまして複数回答ではありますけれども、医療機関や保健制度が整った町、２、福祉が充実した町、３、自然環境がよい町、４、都市環境が整った町の四つが上位を占め、特に福祉については42.2％となっており、ほかを引き離しておりました。日野市にとっては、福祉が充実をしているという期待感と希望を多く持たれている方も多くいらっしゃいますけれども、さらなる福祉の充実と医療体制の整った町を市民の皆さんが望まれている、ということが、この広報の市民意識調査の結果から見られます。

こういった結果を貴重な資料として生かしていただきまして、ぜひ休日準夜診療所で診療していただきたいと思います。

また、広報に出ておりますけれども、日野市の休日準夜診療所は診療科目としては内科と小児科を行っており、また歯科の応急診療に関しましては八王子市や多摩市に出かけて行って診療をしていただくという状況が、当直医とかそういった休日準夜診療のことに関しまして掲載をされておりますけれども、ぜひ、場所等も、八王子市の平岡町はどこだろうか、また多摩市の関戸はどこにあるんだ、等と地図的な部分もわからないこともございますので、こういった中で、また、ぜひ日野市のそういったせっかくある設備を充実させていただきながら、ぜひ御検討していただきたいと思いますが、市長さんにこの点について、いかがなお考えを持っていらっしゃいますか、御見解のほどをお伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　老人歯科診療の充実を、ということでありまして、正に非常

に大切なところを提言をしていただいた、というふうに受けとめております。

その手段といたしまして、今までごく普通には、歯科医を訪問できないお年寄りに対しては、歯科医のほうから往診をしていただく、ということはかなり行為によってあったようでありますけれども、確かに制度的にもう少し具体化を図らなければならない、ということを感じております。

その手段として、休日準夜診療所の部分には確かに歯科診療の診療台を置ける部屋も用意してありますので、これは一般的な休日、夜間の歯科という緊急の手段ということが当面の対応課題になるわけでありますけれども、特にお年寄りについて、ということもあわせ考えまして歯科医師会と協議をする、ということにいたしたいと思いました。

確かに歯が悪いということは耐えられない苦痛もありますし、それから、食事と健康そのものに影響することですから、特に地元の歯科医の方々にお願いをしなきゃなりません。十分詰めてみたい、こういうように考えております。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　先ほども申し上げましたように、休日準夜診療所での診療を充実させることに当たりましては、ベッドの上に横たわったままの歯のレントゲン写真が撮れる機種の導入とか、また自宅から診療所へ運ぶまでのベッド付の特殊自動車の導入等、いろいろと条件整備をなされなければならないと思いますが、ぜひ歯科医師会の先生方と連携をされまして御検討をお願いしたいと思います。

健康であっても年をとってまいりますと、どうしてもさまざまな機能が低下して体が弱くなり病気にかかりやすくなりますので、身体障害者の方等も含めながら、寝たきり老人のお年寄りの方と治療体制の確立をぜひ前向きに取り組んでいただきたく期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の１、寝たきり老人歯科制度の実現を！の質問を終わります。

一般質問17の２、児童生徒の健康管理のため脊椎側彎症の検査を公費負担で！の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　大変恐縮でございますが、引き続きまして、児童生徒の健康管理のため脊椎側彎症の検査を公費負担で、と題しまして質問をさせていただきます。

児童生徒の健康管理体制の視点から質問をさせていただくわけでございますが、自覚症状もなく思い当たる原因も全くわからないまま、ある日、突然背骨が曲がっていた、

という極めて不可解な恐ろしい病気のようでございます。一般に機能性側彎症等がありますが、ここでは構築性側彎症について若干触れてみたいと思います。

構築性側彎症は、小学校４年生ごろから中学校３年生までの児童生徒で100人に１人の発生率と言われておりましたが、千葉大の外科教室が小中学生を対象に調査しましたところ、女子生徒については構築性側彎症が6.8％、ですから、100人いれば７人という割合でその大部分の方が疑いが濃い、という結果が出てまいりました。

また、自治医大の講師の方もおっしゃっておられましたが、全国の33病院で治療を受けられた患者二千二百数名を対象に調査を行ったところ、側彎症が65.7％、さらに男女の比率は、男子が14.9％に対して女子が85.1％と圧倒的に女子が多くいらっしゃるようでございます。

この病気の一つの特徴と申しますのは、乳児期では5.3％、学童期で15.7％、そして10歳以降思春期で75.1％と思春期に側彎症が最も多い、という結果が出ております。その思春期の男女の比でも、やはり女子が88.8％という高率でありました。

側彎症という病気でありますが、一度この病気にかかっても本人もその周囲も気づかずに、悪化しないものもありますけれども、大したことはないんだろうな、と思っているうちに骨の成長が停止し、20歳近くまで曲がり、ねじれがひどくなっていき進行していく、という悪性のものもあるようです。背骨がねじれて鎖骨が変形し、背中に巨大な肉の固まりを乗せた状態になり、胸部の変形から肺活量が減少していくようでございます。通常の人の40％ぐらいだそうですが、呼吸や循環器の低下から、それらの機能の病気は普通の人の２倍ということであります。ねじ曲がった背骨を保持するために筋肉痛の疲労が固まり、頑固な腰痛とか背中の痛みの原因にもなり兼ねないようです。

さきに申し上げましたように、この病気が女子に多いということで二、三の例をお話し申し上げますと、Ａ子さんの場合は、発病後七、八年経過してから病院を訪ね、125度も横にねじ曲がってしまい息づかいは年中ぜいぜいはあはあ、動きも思うようにならず洋服もきちっと着られなかったようです。このような状態に恥ずかしい、悲しいなどという生易しいものはなかったことと思います。また、その苦しみや悩みは本人でなければ想像を絶するものであった、と推測をいたします。

Ａ子さんは13歳から14歳にかけて曲がり始め、外にも出たがらなくなったそうです。彼女も周囲もこの病気のあったことすら知らなかったため、気づくことが遅れてしまいました。１年間の入院生活の結果、身長も大分取り戻し、洋服の上からは通常の人とほとんどかわらない状態になったようであります。

次いで、13歳で発覚されたＢ子さんは、体育の時間、体操着が体にピッタリしているためにウエストが左右違っていることに友人が気づき、１年後、既に65度曲がってしまったのであります。現在では、治療の状況によって30度まで回復をしてきておるようです。

さらに小学生のＣ子さんは、お母さんとおふろに入って背中を流しているうちにお母さんが気づき、病院に連れて行きました。洋服の新調に寸法を計り発見された例もあります。

以上、具体例を幾つか申し上げさせていただきましたけれども、この病気の因果関係は全く不明で、ひどくなると手術をしたりギブスをはめ矯正しなければならない、という現状です。治療の決め手は早期発見以外にない実情であり、その後の治療を左右しているようです。

さて、学校保健法に定められました定期健診について、昭和52年文部省体育局学校保健課長名の各都道府県教育委員会に宛てた脊柱側彎症早期発見について、依頼としてではございますけれども、近年、児童生徒における脊柱側彎症の早期発見の重要性が注目されるようになったことにかんがみ、今後定期健康診断に当たっては同症の検診に留意するとともに日常の健康観察においても別紙を参考にして脊柱の異常の疑いのある者の発見のための留意点として、その発見方法が記されておりました。

この文部省の簡易発見法で多くの側彎症が発見され、反響も多大であったように聞き及んでおります。

日野市におかれましても、こうした実情に基づきまして、毎年の定期健康診断のときには考慮していらっしゃると存じますが、次の点について質問させていただきます。

第１点目といたしまして、日野市の側彎症の実態はどうか、お伺いをいたします。また、今どのような対策をとられていらっしゃるのかもお尋ねをしたいと思います。

例えば、父兄にこの病気の認識を深めていただくために何らかの方法でＰＲをされているとか、早期発見法を父兄にお渡ししているとか、学校、家庭、教育委員会等の協力体制で情報交換していくなど、いろいろなことが考えられますが、側彎症に対しましてどのような対策をとられていらっしゃいますか、お伺いをさせていただきます。

３点目の質問といたしまして、側彎症の早期発見のための検診システム化をしていただきたい、と要望いたしますが、そのお考えをお尋ねいたします。

第４点目といたしましては、児童生徒の成長期に見られます脊柱側彎症を早期発見するために、第１次検診ではモアレ写真撮影、第２次検査で低線量Ｘ線撮影、第３次検査で直接Ｘ線撮影の検査等を公費負担でやっているところもございます。そういった自治

体等のことも御参考にしていただきまして、当市におかれましても公費負担でやっていただけないかどうか、この旨をお願いしたくお尋ねをさせていただきます。

話はかわりますけれども、第５点目の質問でございますけれども、こういった姿勢や脊柱側彎症等との関係等とも深くかかわってくる問題だと思いますけれども、小中学生の机といすについてお伺いいたします。

子供の体格の向上から、文部省が学校用の机といすの日本工業企画をことし10年ぶりに見直しをされる、との記事を新聞で拝見いたしました。日野市といたしましても、現在児童生徒の座高にあわせまして適切な姿勢を保持させるため、たしか12種類ぐらいだと思いますけれども、そのような机、いすを配置されておることと伺っておりますが、特に最近、近年ではございますけれども、身長の伸びた小学校６年生、中学校３年生の中には、窮屈な思いをされたり背中を丸めるなど姿勢への悪影響が心配されておりますので、こういった中から指摘をさせていただきまして机、いすの整備を進めていただきたいと考えますが、そのお考えについてお伺いいたします。

以上５点でございますが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　５点の質問にお答えいたします。

脊椎側彎症につきまして単独の検診は、日野市では今やっておりません。毎年行う定期健康診断時に校医が脊柱の形態異常について診断しております。平成元年度は小学生で52人、中学生で46人、合計で98人が問題がある、という発見をされております。

脊椎側彎症の検診の必要性については、市といたしましても認識しております。数年前から学校保健会内において養護教諭、日野市の医師会、それから整形外科専門部会の先生が日野市の検診体制について検討をしているところでございます。問題点は１次検診の方法で、校医による定期健康診断を１次とするか、または単独の１次検診の必要性があるかなどでございます。

今、システム化をという問題につきましてでございますが、学校医師会と関係者の意見を尊重して、日野市としてもこの検診体制システムをつくっていきたい。例えば、小学校のうちには小学校２年のときと５年、成長段階を踏まえた中で、また中学では１年にするか２年にするか、とこういうようなことを決めたりして前に向かっていきたいと思っております。

それから、今現在、この定期健康診断で発見した者につきましては、保護者に対して通知を差し上げております。様式を持ちまして学校の方から、この脊椎側彎症の疑いが

あるので検査をするように、というような内容になっております。

それから最後の５番目の問題ですが、今、中学校におきましては180センチを超える身長の生徒もおります。180センチ以上の中学生が今７人いる、というふうに報告を受けております。それから、170センチ以上につきましては、各学校に30名から40名はおるようでございます。今、現在、１号から10号までありますが、１号の机、いすにつきましては166センチ以上ということで、それが一番大きいものになっておるところでございますが、今回、文部省の方で考えておるものは、179センチ以上のものを対象にしたものをつくる、というようなお考えのようですが、まだ具体的には、文部省から何ら指示は来ておりません。これらの大きい生徒にあわせた体制のものをでき次第、早急に各学校に対応していきたい、というふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　この脊柱側彎症でございますけれども、日野市の今、実情、実態について御説明をいただいたわけなんですけれども、昨年の平成元年度の定期健康診断でも脊柱の形態異常が、男子で小学校が23名、女子が29名で計52名、中学校では男子11名、女子が35名で計46名、小中学校合計いたしますと、男子が34名、女子が64名という状況でございますけれども、この診断結果の状態の中からもう一度検査を要する、と診断された児童生徒は何名くらいいらっしゃるか、把握をされていらっしゃいますでしょうか。

さらに、専門医による精密検査の必要を指摘された、という児童生徒もいらっしゃると思いますけれども、何人ぐらいいらっしゃるか、その点も把握されていらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君）　大変恐縮でございますが、父兄に連絡した後、学校の養護教諭の方につきましては多分報告が来ていると思いますが、今現在、私の方でつかんでおりませんので、申しわけありませんが、また後日……。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　また、わかりましたらお教えいただきたいと思います。

ぜひ、検診システムについて御検討いただきたいと思います。一番目のあれは、第１次検診のモアレの写真撮影ですか、これをまずなさると一番いいようです。その次に第２次、第３次検診とレントゲン撮影等に移っていくわけでございますけれども、こういったことも、ぜひ先ほどおっしゃられたように小学校五、六年生とか中学校一、二年生で

すか、また、その成長の一つの段階であります小学校二年生等、そういった、とりあえず段階的でもよいと思いますので、ぜひ御検討していただきたいと思います。

このことにつきまして昨今の、３月５日の広報市Ｐ協でございますけれども、教育行政懇談会の開かれた内容の記事が書かれております中で、会場から脊椎側彎症の早期発見のための検診システム化を要望します、とこういった御質問も飛び入りで出たようでございますけれども、この御質問のお答えといたしまして、学務課長さんからは、できるだけ早い機会に校医と養護教諭と相談の上、対応したいと思っています、とこのように御父兄の皆様に関しましても御答弁をされておりますので、前向きな御検討をお願いしたいと思います。

さらに、机といすでございますけれども、このことにつきましては文部省の改正要綱をかんがみながら、既に府中市では、この８月の夏休みを利用いたしまして導入を図るようなことが新聞に出ておりました。これは読売新聞の記事でございますけれども、導入ということで出ておりましたので、ぜひ日野市におかれましても、実情を今お聞きしましたとおりでございますので、その状況に沿って早急に御検討をお願いいたしたいと思います。

以上数点、お願いやら御検討課題として申し上げましたけれども、市長さんのお考えはいかがなものかと思いますので、その辺の御見解をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　成長盛りの小学校、中学校の生徒がいろいろな形で、いわゆる正常に成長する、ということは、これはもう教育の中のまた大切なことだと思っておりますので、教育委員会の今答弁も聞いておりましたが、なお、この課題につきまして正確な把握と、それから積極的な対応をすべきだろう、とこう考えました。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ぜひ、前向きに御検討をお願いしたいと思います。

通告は２点お願いをしておりますけれども、１点、質問要旨の中でお願いをしておきましたことについて、その後の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

平成元年の第１回定例会で、私は保健衛生に関して、先天性代謝異常と検診の採血料扶助を全新生児と題しまして一般質問をさせていただきました。ここでは、細かいことにつきましては前回申し上げておりますので、省略をさせていただきますが、その後、どのように対応され御検討されていらっしゃるか、お尋ねをしたいと思いますのでお願

いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　お尋ねの先天性代謝異常児検診の採血料の公費負担という御指示でございます。これにつきましては、大変手間取っておりまして申しわけございません。現在、実施に向けまして検討しているところでございます。いましばらく御猶予いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　市長さんのそのときの御答弁も、ぜひ、お母様方や子供の成長のために、安心のために積極的に取り組んでまいる、という、検討させていただきたい、という御決意をお伺いさせていただきまして、その後、そのように前向きに検討して実施の方向でしてくださっていると思いますが、私が、なぜこの質問を再度確認させていただきましたということは、厚生省が６月９日付で公表されました1989年の人口動態統計の概要によりますと、日本の赤ちゃんの誕生が年々減少してまいり、昨年１年間に生まれた赤ちゃんが124万7,000人だそうです。前年よりも６万7,000人減少しておりました。1899年にとり始めて以来、最低の統計のようです。

この出生率の低下の原因としては、さまざまな視点からとらえられておりまして、女性の高学歴化や社会進出による晩婚化、家族観の変化などが挙げられて、また、このままの推移でいけば今世紀中に老人が子供よりも多い超高齢化社会が到来する可能性が強く、抜本的な対応策が急務となっている。

この点につきましては、育児休業法の問題とか、児童手当の問題とか、労働条件の問題等、いろいろと検討する余地はあると思いますけれども、そういった中で、たまたま異常を持って生まれてくるお子さんもありますけれども、難病を早期発見するということで、この先天性代謝異常の検査ということは、大変重要になってまいりますので、ぜひ次年度の予算に御計上をお願いしたいと思いますので要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって17の２、児童生徒の健康管理のため脊椎側彎症の検査を公費負担で！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時４分　休憩

午後１時13分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、大店法をめぐる諸問題についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（旗野行雄君）　第１問は、大店法をめぐる諸問題についてということでありますけれども、最近、新聞紙上、日米構造協議の問題で、この大店法の問題が紙面をにぎわしているということは皆さん御承知かと思います。この問題についていろいろ調べている中の一つに基本計画というのがありますけれども、これを一応読み返してみました。その中で、市民の意識調査の結果が出ているわけです。

一つは、定住志向がどうかということ。これについては、かなり定住志向が進んでいる、こういう結論のようです。

いま一つは、日野市は果たして住みよいまちか、あるいは住みにくいまちかと。こういうことについて市民はどう考えているであろうということの意識調査の結果がこの中に出ているわけですけれども、住みよいという人が多いわけですけれども、その中に、周りの居住環境がいい、つまり緑あるいは自然が非常に豊かで住みよい、とこういう声が非常に多い。あとは、交通の便がいい、とこういうこと。恐らくこれは、中央線あり、京王線ありで、今、三多摩の人口が350万と言われておりますけれども、その中の60万人の方が都心あるいは23区へ通っていられるわけですけれども、その人たちがですね、交通事情がいい、とこういうことを挙げられているのかと思います。

反対に、じゃ日野市が住みにくい、とこういう声もあるわけですけれども、この中でじゃトップを占めているのは何かというと、買い物が不便である、とこういう声が一番強いようです。逆に交通事情が悪い、とこういうことを挙げている人もおります。これは、最寄りの駅までの足がないとか、あるいは南北交通の問題が解決されていないとか、こういうことだと言っているのだと思います。いま一つはもちろん、都市基盤の整備がおくれている、とこういうことのようです。

それはさておきまして、基本計画に幾つかの柱があるわけですけれども、一つは健康と福祉のまち、それから教育と文化のまち、安全界的なまち、いま一つが、活気ある産

業と豊かな消費のまちと、こういうことになっております。

私、常々思うんですけれども、今の市政の一番のウィークポイントが何かということで考えてみますと、産業の活性化に対する対策がおくれているのではないかと、こんなことを前にも申し上げましたけれども、そのようなことがあるんではないか。まずこの中に、農業対策がどうかと、こういうことがまず取り上げられているわけですけれども、農業対策については森田市長、非常に理解がある。手厚い保護を、私自身も農家でありますけれども、いただいているということは事実であり、私もありがたいとは思っております。

ただ、農業については、産業としてよりもむしろ自然環境の保護とか緑の保護、こういう側面が強いわけであります。今、土地税制の問題もあり、後継者難ということもあり、都市化がまだ、宅地化が進行して、非常に農政の将来、厳しいんではないかと思っております。

もちろん、いま一つ、工業がどうかということですけれども、これについては、いろいろ地価の問題もあり、交通事情がよくなったという事情もあって、大企業の地方への転移が進んでいる。進むんではないかと、こういうことが心配されております。単なる製造業は、将来、この地域に立地することは難しいんではないかと、こう言われております。そして、目指すところは、高付加価値型の研究開発型、あるいは先端産業型の産業がいろいろの事情から、この地域に将来、立地が多くなるんではないかと、こういうようなことも言われております。

ほかの用件で私、都立科学技術大学に渡邊学長なり、秋山教授にお会いしたことがあるんですけれども、いろいろ御助言もいただきましたし、資料もいだいてきました。その中で、よく「産官学共同」という言葉がありますけれども、今、この地域では、大学も非常に多い。ひとつ難しい問題ではあろうが、自治体でも真剣にこの問題に取り組んでもらいたいものだ、こういうようなことを言っておられました。

いま一つ、商業ですが、商業についてこういうことが書いてあります。日野市の置かれている地域的な状況が、立川あるいは八王子とかいう商業集積の進んだ地域があって、いわゆる買い回り品ですね、衣類、家具等については、そういう地域へ市民が買い物をする傾向が強い。いま一つは、都心が近い。そして、都心へ通っていられる方も多い関係上、高級品については都心志向の傾向が強いと、こういうことが言われております。

さらに、昨日も古賀議員も触れられましたけれども、今、業務核都市というようなことが言われておりまして、立川あるいは八王子が、あるいは多摩ニュータウンとか、こ

の候補地に挙がっている。業務核都市と言ってもピンとこないかもしれませんけれども、行政、教育、あるいは産業についても、そこを核としてこれから地域の発展を図っていこうということだそうであります。埼玉県の大宮、浦和とか、千葉県の千葉市地域、あるいは川崎、横浜については、ある程度そういう集積があるんでわかりやすいんですけれど、まだ八王子あるいは立川については、そういう集積がないので、これはまだ未解決の問題であるけれども、行政の方向としては、そういうことだそうであります。

そういうことだと、日野市の商業の活性化ということがますます近接の、近隣の市に比べて立ちおくれてしまうんじゃないかと、こういう心配が非常に強いわけであります。最近におきましては、聖蹟桜ケ丘周辺にも相当の商業集積が見られるわけであります。また、多摩ニュータウン区域でもそうだと思います。近い将来には、モノレールも完成するとますます立川あるいはニュータウンへの交通が便利になって、その方面へ買い回り品については顧客の、市民の流出が見られるんではないか、このようなことが非常に心配ではないかと思うわけであります。

その辺、じゃ結論、対策はどうかということが書いてあるわけですけれども、独自の魅力を持った商店街の開発が必要だ。こういうことが将来の対策として考えなければならない、こういう方向がこの基本計画の中では打ち出されているわけですけれども、これが非常に難しい問題ではないかと思うわけであります。ファッション性が高いとか、魅力のある商品というのはむしろ、店舗が多い商業集積が進んでいる地域ですね、そこで買い物する方がそういう魅力ある商品が買いやすいということが言えるかと思います。むしろ——いま一つ、安全で快適なショッピングが楽しめるモール街、確かにこれは、生鮮三品初め日常生活、ふだん近くで買わなければならない買い物についてはこういうことが言われておりますけれども、むしろ買い回り品については、非常に難しい問題ではありますけれども、具体的な施策らしい施策が打ち出せないでいる、これが日野市の商業の現状ではないかと思います。非常に核となる商店街がない。多摩平、高幡駅周辺、あるいは日野駅周辺に商店街が分散しているという事情はありますけれども、何も対策がないでこの市民の買い物が他の地域へ流れる、これを見過ごすということは、むしろ無条件降伏に等しいんではないか、白旗を掲げているに等しいんではないかというふうな気がしてならないわけで、その辺、市長なりの見解があったら後ほどお聞かせ願いたいと思います。

この問題はさておきまして、今、日米構造協議が最終段階へ来ております。４月に中間報告があったわけですけれども、この中で、まずこの構造協議の中で、農産物を初め

個別商品の自由化の問題が取り上げられましたが、これは米を除いてほぼ解決したと言えるかと思います。あと、いろいろ非関税商品と言われております貿易の通関手続の問題、この問題も片づきまして、今、流通問題、土地問題、最近ここ幾日かの紙面をにぎわしているのが、公共投資についての調整であります。日本側が総額方式、アメリカ側がＧＮＰに対する比率で明示しろと、こういうことで今、調整しているようであります。何かそれまでアメリカ側が要求するのは、これは内政干渉ではないか。これはふだんなら言われても仕方がないところですが、日本経済がこれほど大きくなり、国際化してくると、日本経済が日本経済だけで自立——自立といいますか、やっていくのは難しい。やはりアメリカ経済との調和を図らなければならないという事情があります。

いま一つは、今、生産よりも生活だと。生活の豊かさを求めてると。それには土地問題の解決、あるいは流通問題の解決が必要ではないかという認識が一般の中にはあることが挙げられると思います。いま一つは、よく日本は経済は一流だけれど、政治は三流だとよく言われております。むしろ日本には政治はないんだと極論する人もおりますけれども、今までの政治のやり方を見てきますと、利害関係の調整をやっているにすぎない。一つの政治のあり方、将来の理想を掲げて政治を行っているわけではない、というようなことが言われております。

したがって、明治維新、あるいは第二次世界大戦の敗戦のときがそうでありましたように、外圧を利用していろいろな問題を片づけよう、こういうような日本側の思惑もあるんではないか、そんな気もするわけであります。よく流通業界は、経済界の暗黒大陸だということが言われております。非常に中小事業が多いということと、内部が複雑であるわけでありまして、効率化の面で、他の産業に比べて非常に立ちおくれていることは否めない事実だと思うわけであります。よくそれから、円高差益、還元の問題がよく言われておりましたね。円高のメリットが消費者に還元されないで、流通業界の途中で消えてしまう、こういうような問題もありました。

今、大体日本の工業製品については、工場の蔵出し価格と小売価格の関係はどうなっているかというと、大体３倍というのが標準だそうであります。これが米国あたりでは1.7倍。これは非常にいろいろの、価格といっても店によって違うから比較しにくいんですが、平均的に言ってそんな程度だそうであります。流通業界をいかに合理化するか、効率化するかというのが、これからの一つの課題となっております。

その中で大店法の問題が日米構造協議の場で取り上げられ、この結論に従って先月30日ですか、たしか大店法の取り扱いについての変更についての基準というものが発表に

なりました。さらに、数年後には、３大都市圏においては大店法の枠外にするというような結論も出ているようなことも聞いております。

ダイクマ問題ですね、我々も非常に数年前、苦労した経験があるわけでありますけれども、非常にこの大店法というのがわかりにくい法律のわけであります。大店法は昭和48年（1973年）に制定、翌年施行ということなんですけれども、どうしてこういう法律ができたか、その辺の事情を考えてみますと、その当時、流通業界においては100％資本が自由化されたと。一つこういう事情があって、アメリカの大企業が流通業界において日本に進出するんではないかという一つは心配があったわけであります。

いま一つは、ダイエーというスーパー御存じですね。あのスーパーが百貨店をしのいで小売業界の売上額トップに踊り出たのが昭和47年なんです。非常に大店舗のそういう店舗の進出に驚異を感じた向きも一つあったということと、同じように各地で大店舗の進出が見られ、地元の業界との紛争が非常に多くなってきたと、こういう事情もあるわけであります。

ただ、申し上げたように、非常に百貨店法と比べても、百貨店法は許可制であるのに対して、大店法は届け出制をとっているわけですけれども、その辺が非常にわかりにくいという事情もありまして、まずその第１条にこういうことが書いてあるわけです。読んでみますと、「この法律は、消費者の利益の保護に配慮する」と。「配慮しながら大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な伸展に寄与することを目的とする」と、こういういわば、バラ色の法律のわけであります。

ダイクマ問題のときに一方においては、消費者サイドから「促進しろ」という請願が出てきた。一方においてはもちろん、反対請願が出てきて、非常に取り扱いに苦慮したわけでありますけれども、二つの矛盾したとまでは言いませんけれども、二つの矛盾しかねない要素を、目的を持っているわけであります。

さらに、その中身が、非常に行政指導が大部分であるということであります。これ、法律には書いてないことですけれども、いろいろの行政指導の側面が非常に強いわけであります。まず、出店者が出店の表明をすると、続いて地元商店、小売業者との出店説明あるいは協議、合意を得る必要がある。続いて、それが終わった後に、３条申請、これは設置者がするわけでありますけれども、３条申請をするわけであります。続いてこれも、法律内事前商調協、あるいはそれが終わると出店者の５条申請、続いて商調協と、

こういう段階になるわけですけれども、この辺が非常にあいまいなわけであります。したがって、それに基づいて非常に紛争が多い。出店の意思表示から10年も出店するまでにかかったという事例も各地に見られるようであります。

また、非常にこの大規模店の出店については、利害関係が錯綜しているという事情もあります。一つは、もちろん出店者側と地元商店街との利害関係の対立ということもあります。一つは、既存の出店している大店舗と新たに出店しようとするスーパーとの利害関係の対立ということもありますし、一つは、活性化のために大規模点の出店を望んでいる商店街と近隣の商店街との利害の対立ということもありますし、複数の出店規模のスーパーが、大店舗があると、この複数の出店規模者間との調整という問題もある、ということであります。

また、この主管官庁の通産省の間でも、効率化を推進しようとする産業生産局と中小企業庁との意見の相違もある。いま一つは、自治省と通産省との意見の相違もある。非常に微妙な内容が法律だということが言えるわけであります。さっき触れました大店法の運用緩和についての、たしか４月について自治省の方針なり、通産省の方針が打ち出され、４点について運用緩和されるということになったようでありますが、その辺の内容はどうなっているのか、ひとつわかっているはずですから、お伺いしたいということであります。

いま一つは、３月議会でまちづくり指導要綱がありますね。その中に、大店法関係の店舗については対象とする、こういう規定が追加されたわけでありますが、その規制内容は２点ばかりあるようですけれども、果たして何を規制しようとしているのか、この辺をまず、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　今、御質問のありました大店法の変更といいましょうか、取り扱いにつきまして、御質問にお答えいたします。

これは、通称大店法と呼ばれております法律は、既に皆さん方は御存じのとおり、正式には「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」という大変長い名前の法律でございます。したがいまして、これからのお答えの中で、大店法とい略称で呼ばせていただきます。

昨年秋、日米構造協議の中でも、大店法による出店規制は重要なテーマの一つとして取り上げられておりました。主管庁であります通商産業省では、種々検討を重ねまして大店法の運用適正化を図ることで対応することとなったわけでございます。この進め方

は、今お話のありました、本年５月24日付で新たな運用通達を発し、これを同月30日付で実施に移すとともに、従来の運用通達を全面廃止するというものでございます。

内容といたしまして、やはり御質問者からお話がありましたとおり、４点ございます。

一つは、流通業が、企業化精神に基づきまして自主的な活動を展開し、競争原理が働くよう、環境を整える意味で、出店者に対する規制の緩和を図ったということが１点でございます。

第２点といたしましては、消費者の利益保護を打ち出したということでございます。

第３点としては、法制定後16年を経過していることから、社会経済情勢の変化に対する対応を盛り込んだということでございます。

第４点としては、輸入促進への対応に配慮するというものでございます。

具体的に申し上げますと、第１が、出店調整処理期間の短縮でございます。で、出店者が行います出店表明から事前説明、法第３条の大規模小売店舗の新設の届け出、そして事前商調協、法第５条の営業の届け出、正式商調協、大店審、変更勧告、開店に至るその全期間を１年半以内とする、ということでございます。従来ですと、お話がありましたとおり、ひどいものでは10年もかかる事例がございました。今度のこの運用によりまして、１年半を限度としておるということでございます。

また、この事前説明の対象者の中に消費者を加えております。大店舗と中小小売業者がそれぞれの特性を生かした機能分担を行いまして、中小小売業者の事業活動の機会の適正な確保、それと営業活動の自由及び消費者の利益保護を基本とした運用を求めておるわけでございます。

さらに、ライフスタイルやその社会経済情勢の変化に合わせまして閉店時刻は午後７時まで、年間休業日数は44日までを届け出不要としております。これは、従来閉店時間は午後６時、休業日数は月４日までであったものを、改めたということでございます。

それに、輸入促進の関係では、店舗面積が100平方メーター以下の輸入品専用販売所の増設につきましては、調整手続を不要としたということでございます。さらに、出店処理手続の透明性の向上ということで、出店処理状況、商調協の議事概要のそれぞれ関係者への公開などを新たに盛り込んだ、ということでことでございます。

さらに、これも新たなものでございますが運用適正化の実行体制への整備を目的に、通商産業省内部に「出店調整円滑化推進本部」を本年５月21日付で設置しております。

以上、大まかではございますが、大店法運用適正化通達の概要でございます。

何分にも通達が出され、まして間もなく、かつ、この通達が手元へ到達いたしました

たのが６月11日でございました。というような事情でございまして、その直後でもございまして、新たな問題点については不明な点が多いのですが、従来、出店者側に課せられていました規制が大幅に緩和されておりますので、この出店者側から言わせますれば、ほぼその問題はなくなったとみることができる、というふうに言えるんではないかと思います。しかし、市といたしましては、今後とも、大型店の出店が安易に流れることのないよう引き締めるとともに、大店法の求めております中小小売業者の事業活動の適正な確保及び営業活動の自由、また商業者の利益保護を調整の基本としつつ、地元商業の発展を図っていきたいと考えておる次第でございます。

簡単ではございますが、答弁といたします。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、まちづくり指導要綱にかかる問題につきましてお答えをいたします。

本年の３月末までの指導要綱の建物の規制といいますか、指導の対象は、まず高さが10メーター以上、それから建物の構造が３階を超えるもの、それから住宅の建設戸数が８戸を超えるもの、ということでございます。この住宅の戸数の８戸につきましては、本年４月１日から、12戸に改正をしております。このような基準からいきますと、平家ないし２階建ての住宅を伴わない店舗、これは幾ら売り場面積を持ちましても、指導要綱には該当しないということになっていたわけでございます。

しかしながら、大規模の面積の売り場面積の建物ができますと、道路の関係、あるいは排水、廃棄物、それから駐車場の問題等、周辺にかかわる問題が数多くあるわけでございます。この要綱がありませんと、役所の窓口が各部課それぞれで業者に対応するということになるわけでございます。したがって、今回の改正は、ただいま申し上げましたハードな面の行政指導を都市計画課が窓口になりまして一本化し、行政指導を行う、そういう改正でございます。それ以外の問題につきましては、法律の中で商調協等ございますので、その場で解決をしてもらうということになるわけでございます。

○副議長（福島敏雄君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　まず、生活環境部長にお伺いしたいんだが、今の規制緩和の内容について説明があったわけですけれども、一つに、地方自治体がいわゆる上積み規制あるいは適用を、これは大店法は本来は、売り場面積500平米以上を対象としているわけですけれども、それを500平米以下のものまで対象とするというような独自の規制をしている例が多かったわけですけれども、これについて行き過ぎたものは適正化するん

だと、こういうような内容もあるわけですけれども、この辺について今、説明がなかったんですけれども、その辺はどうなっているのか。日野市に今までこういう上乗せ規制があったのかどうか、説明願いたいと思います。

いま一つは、指導要綱の問題ですけれども、具体的に大店法対象の店舗の建設に対して何を基礎――具体的に駐車場について規制するとか、あるいはその区域がある程度面積超えた場合には公園を設置しろとか、そういう規制をするのか、その辺、いまちょっと具体的な説明をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　それでは、お答えいたします。

お尋ねの件は、独自要綱の点というふうに理解いたしますが、この点につきましては、あくまでも先ほど御説明申し上げましたとおり、法改正でなしに、通達による運用でございます。したがいまして、直ちにその要綱を云々というふうなことにはならないわけでございますが、例えば東京都の場合でございます。要綱を設置しておるわけでございますが、その要綱を廃止する考えは現在ない、ということでございます。で、事前合意制の点につきましては、大店法の考え方を入れて廃止する方向としたい、というふうに述べております。具体的には、新たな運用通達を見て検討を進めたい、そのような状況が東京都の現況でございます。

また、隣の八王子市の場合を例にとりますと、完全な事前合意制はとっておりません。したがいまして、要綱改正の必要はないと考えておる、ということでございます。商店会などの意向もいまだ出ておらないということでもございますし、これら等、新たな運用通達を見て検討していきたいと、そのような考えを持っております。

また、日野市におきましては、この要綱は設置しておりません。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

これは、500平方メートルの売り場面積に該当する建物であろうが、住宅を建設するいわゆる３階建て10メーター以上超える12戸以上の建物も同じでございますけれども、区画整理区域外、いわゆる基盤整備がされていない区域でございますけれども、敷地面積が1,000から6,000平方メートルまでは敷地面積の３％に相当するいわゆる公園としての負担金をいただく。それから6,000平米を超えるものにつきましては、３％の公園を土地で整備をし、市の方に出していただく、そういう規定になっております。

○副議長（福島敏雄君）　簇野行雄君。

○24番（簇野行雄君）　都市整備部長の関係ですけれども、この資料によると、改正の指導要綱なんですけれども、店舗・事務所の場合、これは17号の４ですけれども、店舗・事務所の場合、１店舗１事務所につき１台、ただし、指導要綱第３条第１項第４号、これは大店法の関係ですけれども、売り場面積50平米につき１台以上の駐車場を設ける、こういう規定が指導要綱にあるわけですね。私は、これについて確認を求めたわけです。間違いないですね。

○副議長（福島敏雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、当初の御質問では、どういう理由でこの500平方メートル以上の売り場面積の建物を要綱の該当にしたか、という御質問ございまして、道路関係、排水の問題、廃棄物、駐車場、その他これらの問題につきまして、いわゆる統一した行政指導を行うということを申し上げ、さらに、公園緑地についてはどうなっているかということで、1,000平方メートル以上につきましては３％の用地ないしあるいは金額で負担をしてもらう、というお答えをしたわけでございます。

○副議長（福島敏雄君）　簇野行雄君。

○24番（簇野行雄君）　当面、担当課に聞いてみたところ、今のところ、日野市内においては大店舗の出店計画はない、ということのようであります。さらに、例の南平に出店したダイクマですけれども、あの店舗が売り場面積約4,000平米近くあるわけです。それに対して、駐車場はじゃどのぐらい設置したのかというと、たしか480台とか聞いております。80台分とか聞いております。売り場面積50平米に１台となりますと、4,000平米だとたしか80台ということですね。

ただ、こういう規制を設けなくても、これは設けることがどうこうというわけでないんですけれども、今、車時代の世の中になりまして、大規模店も郊外立地ということを考えているわけです。よく見られますね。パチンコ店が昔は盛り場の中につくってたわけですが、今、郊外の駐車場をたくさん確保できる所へ出店していると。結構お客さんも来ている。それから、今まで考えられなかったことですけれども、書店ですね、書店が、あれは人通りの多い駅近くでなければ、今までは立地し得ないとされてたわけですけれど、これまた郊外の駐車場が安い、また地価の安い所へ出店しているというようなことがあります。

出店側としても、いろいろ出店する以上、このぐらいの規模で出店して、どのぐらい

顧客が吸引できるだろうか、あるいは採算ベースがどうであろうか。また、お客を呼ぶには、駐車場がどのくらい必要であろうかというようなことを、企業サイドは企業サイドで、出店サイドは出店サイドで検討して、これは大事な問題ですから、企業にしたら。出店するわけでありますけれども、その辺規制しなくても、その程度のことは出店者側で考えることではないかと。これは、公園については話は別問題ですけれども。という基本的な考えを私は持っているわけです。今、東欧があんな事情になりましたね。いかに有能で善意の指導者であろうと、市場原理を無視して計画経済を遂行することは不可能な時代になってきたわけです。こういう経済活動については、できるだけ規制は少なくすべきではないかということが、今までのいろいろの結果から考えられるわけです。

市長、最初もですね、基本計画の中の商業活動推進の活性化に対する市長に対して質問しておいたわけですが、それと一緒に今の問題についての市長の答弁をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の住民意識調査を行って、「住みよいまち」という一つの市民意識がほぼ察せられるわけでありまして、ただ、東京都の長期計画では、我々の多摩の地域を武蔵野ゾーン、あるいは中心地域のゾーン、あるいは林間地帯のゾーンというようなことで、大まかな区分けをしてありまして、我が日野市は、中心ゾーンという立川・八王子、あるいはニュータウンと、これらの４核の中にちょうど真ん中になって位置をすると、こういう見方であります。そして、日野市の基本構想で、たしかに５本の柱の一つに「活気のある産業と豊かな消費のまち」という柱があります。その活気ある産業、あるいは豊かな消費というのは、経済生活といいますか、経済にかかわる部分に当たるわけでありますけれど、日野市は伝統的に、大企業産業が比較的早い時期に立派な活躍の基盤を持っているということと、人口急増に伴いまして、市民生活がいろんな多様な価値観の中で営まれておるわけでありまして、その中のいわゆる日常の一番生活に身近い商品は、なるべく地元で便利よく調達できるということが一番望ましい、というふうに思います。

そのこととあわせて、基本計画の中のこの商業振興ということについての十分な対応がないではないかという部分の御質問だと思っております。直接その産業振興あるいは商店会の振興にかかわる部分との、あるいは都市計画という手段で地域を決めたり、それから規制をしたり、誘導をしたり、という行政手段があるわけでありまして、我々の住みよいまちづくり指導要綱は、ちょうど誘導な部分と、それから規制の部分とを伴いながら、住みよいまちとして現在があり、将来もまた発展できると、このようなことを目指しております。そして、御指摘のいわゆる日野の要綱そのものが、法律の上積み部分ということになるわけでありまして、日野市独自の考え方ということが、市民意識を背景にして盛られております。

弱い部分も確かにあると思います。しかしながら、自治体のこの発展は、長期でもございますし、なるべくいい基盤をつくりながら、将来のあるべき姿を求めていくというのが、行政の今日とるべき立場だ、という考え方であります。たまたまダイクマ出店のこととあわせ考えて、今回の日米構造協議で持ち込まれた日本に対する大店法の廃止ということがあるわけでありますが、経済活動は自由の原則が適当だということは、もう自明の理でありますけれど、それから自由の名のもとに先住の住民に迷惑をかけたり、それから予期しない交通条件や生活条件が侵されてはいけないということもこれまた、自明の理でありますから、私は、今の指導要綱は適当に機能している、というふうに感じております。まあ、振興すべき部分は確かにあると思っておりますが、中小企業あるいは弱小と言ってはいけないかもしれませんが、一生懸命に頑張ろうという意欲のある方には、いろいろな適当な手段でその成果を得られるように行政が対応するということは重要でありますので、そういう意味での考え方は、これからも十分勉強し、適切に行っていくべきだという考え方は持っております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　簾野行雄君。

○24番（簾野行雄君）　今、市長の触れられたゾーン構想ですね。これは、鈴木都知事がマイタウン構想で取り上げた問題ですけれども、23区に近接する幾つかの市町村は武蔵野ゾーンと規定して、ほぼ23区並みの目標を持つと。この地域は、林間ゾーン、三沢の林間ゾーンに対して、多摩たしか正式には中間ゾーンという名称だったと思います。そこに目指すものは職住接近の住宅都市だと、こういうような将来像を描いているようであります。確かに、さらに基本的に言いますと、将来、都市近郊の市のあるべき姿として、単なる――確かに緑の清流も大事であります。また、よりよい居住環境を確保することもこれも大事でありますけれども、単なる住宅都市であっていいのかという課題が、問題があるわけでありますけれども、これはまた別の機会に触れたいと思います。

最近読んだある本に、こういうことが書かれておりました。よく第二種兼業農家という言葉、皆さん聞かれたことがあるかと思いますけれども、第二種兼業農家というのは、所得の半分以上を農業以外の収入に、所得に頼っている人を第二種兼業農家と言うわけ

ですけれども、今、商業においても、いわば第二種兼業商家と言えるような形態が非常にふえてきた。10年おくれで農業の後を追っているんではないかと。地方においては、主人公あるいは後継者が給与所得者になってもらって、奥さんだけで商業を細々と営んでいる。また、都市では、商業を続ける一方、マンション、ビルとか、あるいは駐車場経営をやっている。そして今、言わせれば、小売業の30％ぐらいが、言葉は悪いけれども、第二種兼業商家だという、こういうような調査もあるようであります。いま幾年かたつと、これは50％超えるんではないかと。そして、この1990年代が過ぎないうちに、後継者がいないというような事情で、日本農業と同じく、小売業も劇的な変化を遂げるんではないか、こういうようなことがある本に書いてありました。

確かに今、この地域を見ても、小売業、ましてや医療品についても、スーパー化、チェーン化、セルフサービス化ですね、セブンイレブンとかああいう店舗が非常な勢いでふえておることは事実であります。これは時代の要請かとも思います。よく選択のこれからの生活のあり方として、自由を確保しろと。バーでサントリーのオールドを500円で飲める所もあると。また、ムードのいい所ではこれ、１万円も出したって行く人もいると。こういうこともある。それとおんなじで、小売業においても、あとはアフターサービスは構わないんだ、配達してもらわなくてもいいんだという安売り店も一方では必要であると。しかし、一方においてはアフターサービスをきちんとやってもらうんだ、配達もしてもらうんだと。また、後いろいろなことで相談にも乗ってもらうんだという店舗を求めている消費者も確かに大勢いるわけです。その辺、これからはいろいろの型の店舗が必要になってくる、また、出店してくるんではないか、こんなようなことも言われております。ひとつその辺も見通して、単なる現状維持では、日野市の活性化は図れないんではないかと。よくこれも言われていることですけれども、ノイジーマイノリティーよりも、サイレントマジョリティーの声を聞いてやりなさいと、こういうことをよく言うんですけれども、そのことをお願いして、この質問は終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって18の１、大店法をめぐる諸問題についての質問を終わります。

一般質問18の２、地域の未解決の問題についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

○24番（旗野行雄君）　地域の問題についてこの際、触れてみたいと思いますが、大きな問題として今、西平山の私の地域では、区画整理の問題があります。これについては、既に都市計画決定、アセスの段階まで進んでおり、10月の東京都の都市計画審議会で審

議されるんではないかという段階まで来ております。いろいろの意見書も出ておりますけれども、ほぼそんなにおくれはなく初期のスケジュールどおりこなせるんではないかという見通しのようであります。さらに、３年度中には事業決定にこぎつけたいというスケジュールを当事者は持っておるようであります。なるべく早く促進してもらいたいというのが我々の願いであるわけでありますけれども、幾つかの問題点もなきにしもあらずだというふうに考えます。

一つは、先行取得の問題ですね。二小の校地拡張の問題に触れた際に、市長は今度、新設――小学校はあの地域に求めるんだ、とこういう発言がありましたけれども、それも一つの目玉であります。それにあそこの国鉄旧官舎の跡地を充てたいんだ、ということになっておりますが、たしかあれが、面積にして九千数百平米のはずです。さらに、小学校の用地は大体１万5,000平米ぐらい必要だそうですから、約6,000平米ぐらいそれには不足、あれだけでは不足するわけであります。これは、先行取得によって求めなければならないはずであります。さらに、過小宅地の減歩緩和にどのぐらいの市の手当てが必要であろうと。これが約２ヘクタールは必要だそうであります。一方、今、市の先行取得がどの程度進んでいるかでありますけれども、これが約、実際に取得できたのが1.3ヘクタール程度だそうであります。

いま一つ、それでは保留地をどのくらい予定しているのかという問題ですけれども、あの地域は、都市計画道路が非常に多いと。3･3･2を初めですね。ということで、保留地の計画は約1.2ヘクタールほどだそうです。そうしますと、保留地全部仮に1.2ヘクタール、これは高幡の例を見ても全部保留地を１カ所にまとめるということは技術的に不可能なわけですけれども、仮に全部これを政策的に使えるとしましても1.2ヘクタール、さらに先行取得用地が現段階では1.3ヘクタールですから、合計2.5ヘクタールになりますか、これに対して必要な用地が減歩緩和について２ヘクタール、それからこの小学校の校地だけとってみても、先行取得が6,000平米必要なわけです。2,600平米ですから、現状では不足と言わざるを得ないわけです。さらに、スムーズに換地計画を進行させるためにも、ほかのまだ政策的に必要な用地も確保しなければなりませんから、その辺がこれからの課題ではないかと。なるべく区画整理を順調に進めて、先行取得が多い方がよいにこしたことはないわけであります。ただし、これは相手のあることですから、幾ら買おうとしても、そんな簡単には取得できないわけであります。この辺まだ――まだではない、そもうんなに時間はないわけですから、ぜひ、非常に熱意を持って担当課も取り組んでいるようですけれども、私もできるだけの協力は惜しまないつもりですけれ

ども、その辺に努力してもらいたいと思います。

いま一つは、目玉商品である西豊田駅の問題ですね。これがですね、またタイムリミットがあるわけです。区画整理と同時進行の形でないと、区画整理自体の事業計画に支障を来すと、こういうことが言えるかと思います。換地にしても、そのほかのいろいろの計画にしても。あれが可能だとして設計するか、あるいはできないとして設計するか、まさかあれは無理ですよ、できないことにして事業計画しますよというわけにいかないでしょうし、その辺、大きな問題があるかと思います。

いま一つ、駅前の整備についてはこれは、調査費というものが今年度予算でつけてもらいましたし、ひとつ、なるべく早く促進してもらいたいということを要望しておきます。

さらに、城址駅周辺の緑地の取得については、京王側から無償で市へ譲渡されたというようなありがたい結果になりました。さらに、続いている民地もある程度取得できたという事情もありますし、最近になって、あれに隣接する山林もひとつ買ってくれないかなんていう話もあるようでありますんで、ぜひあの辺を整備して、市民の憩いの場としていただきたい。あの地域には、そういう市の施設が今までもほとんどなかったわけであります。ぜひ、多少の問題は残っているにしても、平山苑のがけ地の整備と合わせて、ぜひその辺を早期に事業化していただきたいと思います。

今回、地域の問題として取り上げたのは、今まで私が一般質問で取り上げて、まだ解決のめどが立たない、見通しが立たない問題がありますので、その点を二つばかりこの際、お聞きしたいと思います。

一つは、あそこの南平の駅の北側の霞堤の架橋の問題であります。これも１年前ぐらいでしたか、私、一般質問で取り上げたことがあるんですけれども、あそこが南平西排水区の樋門をつくる場所になっておりまして、建設省側としては、あそこへ樋門をつくらなければ、あそこの霞堤を通るようにはできないんだ、こういう方針のようでありまして、難航していたわけであります。

さらに、その当時、京王線南平駅周辺地区市街地整備計画策定が進行中でありまして、その計画策定の結果を待って対応したいと、このような担当者の答弁であったはずであります。あそこが御承知のとおり、陳情書も地元からも出されておりますし、東西交通は北野街道１本きりないと。今、東西交通、自動車の交通として平山橋から一番橋まで堤防沿いに車の交通量が最近は非常に多い。ただ、今申し上げた霞堤の地域が、いわばＶ字型にカーブしている。非常にあそこ通り抜けるのに、皆さん苦労されてる。将来の

万一の場合の東西交通の道路としても、何とかあの辺を整備してもらいたいと、こういうことであります。最近、地元あたりでは、霞堤の地域の樋門の問題と同時では、これはいつまでたっても問題は解決しない。何とかほかの方法はないだろうかというようなことで、対策を考え、また建設省あたりに話を持ってったはずであります。それについて、具体的に対策はどうであろうかということが一つであります。それについて、まず答弁を願いたい。

いま一つ、あそこの松風地区の問題があるわけであります。これも、もう長年の本当に課題であるわけであります。まだ宅地規制が徹底してなかった時分、つまり昭和40年前後にあそこが鈴木独歩氏によって造成されたわけでありますけれども、その当時適応された旧宅地造成規制法によって処理すべき問題が、まだ片づいていないと。さらに具体的にいうと、中の道路がまだ私道のままであると。独歩氏名義のままであるということと、旧水路、旧道路敷がですね、これは今のお住まいの方の中にはあるわけですけれども、その処理が、世帯の処理が済んでいないということ、いま一つは、区域外の東側の水路の処理が済んでいないという大きく分けて３点の問題が未解決のままであるわけであります。これについては、たしか請願も出されておりまして、12月議会で採択されております。今、市でも基本的には何とかこの際、解決しようという方針で臨んでおりますし、具体的な詰めもやっておるようでありますけれども、どうも私らから見ると、また地元住民から見ると、いつまでたってもおんなじではないか。事態は全然、ほとんど進展しないではないかと、こういうような懸念を持っておるわけであります。その辺の今の事務的な処理、事務的と言っては語弊があるかもしれませんが、処理状況はどうなっているのかと、この２点を質問いたします。

○副議長（福島敏雄君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　２点の御質問についてお答えを申し上げます。

まず１点は、南平駅北側の霞堤の架橋についての具体的な対策でございますが、先ほど質問者の方からも、建設省の基本的な考え方については触れられておりましたけれど、まずあそこについては、公共下水道の雨水の主管が、設置が前提であるということで、今まで建設省の方と協議の中で位置づけられているわけでございます。

さておいて、現状を見ますと、今御質問者の言われたとおりに、場所によってクランクの状態になっている場所でございまして、非常に交通上の問題においては、現在、問題点を残しているわけでございます。で、市といたしましても、昨年のこの御質問のあった以後には、建設省の方にも、主管と切り離してやっていただけないか、というふうな

要望もしてあります。ついては、ことしになりましてから、４月ですか、建設省の方の人事がございまして、所長以下、それぞれ課長がかわりまして、新たにこの問題をまた新しい所長、課長さんにお願いしたところ、近々のうちに一度話し合いをしようというような段階に来ております。こういう中で、話し合って、我々の方としても、御質問者のように、主管を待ってやるということは非常に時間がかかるというようなことでございますもんで、何とか地元のそういう問題点を解決できるように、その話し合いの中で今後、努力していきたいというふうに考えております。

それから、２点目でございますけれども、２点目については、南平六丁目の松風地区のやはりこれは事務処理の問題でございます。御質問者の旗野議員さんには、鈴木独歩さんの方にも行かれて、いろいろ聞いていただきまして、ありがとうございました。その後もうちの方も行きまして、いろいろとこの問題について鈴木さんの方とも話し合いをしてきております。

ただ、この問題は、昭和50年前後にですね、旧住宅地造成規制法に基づく造成にかかることで、事業主とその住宅地を購入した住民との間に生じたトラブルでございまして、長い間、解決ができないで残っているというのが現状でございます。基本的には民民の問題でありますが、過去、この経過の中には、市も若干いろいろ携わっている関係がございまして、今後、一定の役割を果たしていきたいという考え方で今、進めているわけでございます。

一つは、解決の方法でございますけれども、これは、事業主と関係住民及び市が共通の認識を持ちまして、現時点の事実をお互いに認め合っていかなければならないというのが前提でございます。それぞれこの中においては、経費の負担もございます。こういう問題についても、負担すべきものは負担してやっていかなければならないというふうにも考えております。市としても、これからは関係者の間の調整をとって、解決のきっかけとなる行動を起こすような必要がございますもんで、今後も努力をしていきたいという考えでおります。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君）　霞堤の問題については、確かにこれは理想から言えば、樋門と同時にそこへつなぐということが建設省の言うようにですね、一番いい解決策でありますけれども、それはすぐすぐ、取っつきの堤防の関係もあって不可能だと、できない、こういうことのようであります。今、現状は建設部長からも話がありましたように、ひ

とつそれとは別個にあそこのクランク型の道路を、というように直したい、また、何か直せる方法はないか、こういうことで解決しなければならない問題かと思いますけれども、ぜひ、その辺で建設省内と話し合いを進めて、地元の要望になるべく早い機会にこたえていただきたいと、このことをお願いしておきます。

それから、松風地区の問題については、今、これもまさに建設部長の言うとおりであれは民民の問題だ、と言えばそれまでの話です。確かにあれは、開発者の独歩が全面的に自分で解決すべき問題には違いないはずであります。しかし、私も独歩氏にも会って、いろいろ話も聞いたわけですけれども、今のところ、いや、私もあの問題解決したいんだと、こういう考えは持っているようで、事務的には一切お任せします、協力しますと、こういうことですが、彼には彼なりのやはり、ま、ここでは申し上げませんが、言い分がありまして、それが引っかかるわけであります。

また、市としても、確かに基本的には民民の問題であるから、市で何も負担することはないよ、とこう言われればそれまでですけれども、そうも言わない事情も多少あるようでありますので、その辺で何とかひとつ、これももう十数年来の課題でありますから、ひとつ何とか関係者も多少の負担を私らもしますという熱意もあるようでありますので、その辺の事務的な詰めはこれは市でも面倒見ていただきたいと、このように思います。

また、全面的に関係者に負担を求めることも酷かとも思うような事情もありますので、ぜひ、その辺も検討して、解決に向かって進んでいただきたいと、このことをお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって18の２、地域の未解決の問題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時34分　休憩

午後３時２分　再開

○副議長（福島敏雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の１、行政視察来訪議員に対する応対についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（福島盛之助君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

行政視察と来訪議員に対する応対についてでございます。

本年度の議員研修、文教委員会の行政視察は、５月８日出発、９日、10日間の３日間の行程で九州は南最南端の鹿児島県鹿児島市の公民館活動についてと、また、お隣の国分市の総合体育館行政について学ばせていただいたわけでありますが、実は私、正直なところ、まだ一市民であったころは、行政視察という名の観光旅行ぐらいにしか正直なところ思っておらなかったのであります。恐らく市民の方も、そんな思いをしている方が多いんではないか、そんな関係から、今回の質問をさせていただくわけでございます。今回、委員長という立場で参加いたしまして、他市に広く見聞を求めることによって、市の行政を見直し、ふるさとのよさを見出すよい機会でもありますので、この質問となったわけでございます。よろしくお願いをいたします。

５月８日と言えば、ゴールデンウィークの直後でもあり、多分交通機関、ゆとりがあるぐらいに楽観をしておりましたが、黄金週間の後遺症とでも言おうか、空の便思うに任せず、最初の計画より大幅なおくれでの出発となったので、担当の事務局員、大変御苦労されたわけでありますが、幸い天候にも恵まれまして、快適な空の旅を楽しみながら、目的地鹿児島に到着したわけでありますが、当初計画と異なりまして、出発のおくれから、研修は９日、１日で２カ所の視察研修とハードスケジュールとなり、心配をしておったにもかかわらず、十分満足のいける成果を得た視察研修であったわけであります。なお、私も議員になりましてより、今回の行政視察加えまして前後９回、参加いたしておりますが、いつも訪問いたします各市とも共通するように、その応対は親切であり、その接待ぶりに感謝をするばかりでありますので、大変愚問とは知りつつ、この日野市を訪れる視察団にも、当然他市並みの、いや、それ以上の待遇をしているんであろうが、その状況などについてお聞きをいたしたいと思います。

その質問の第１点といたしまして、年間どのような市から何組、何人ぐらいの訪問者があるのかというもんであります。この日野市は、交通の中心地、東京駅から距離にいたしまして三十数キロ、中央線の特別快速などを利用いたしますとやはり三十数分、交通の便には大変恵まれてはおりますが、八王子、立川、多摩市とのはざまにある住宅都市ということでありますし、また、宿泊施設も皆無に近い状態でありますので、訪問者の数は他市に比べてどうなのかというものであります。

続きまして、第２点目でありますが、この日野市は、緑と清流、緑と文化、健康と福祉のまちをキャッチフレーズに図書館活動、学校給食、老人福祉、まだまだあろうかと

思いますが、このような市長好みの市政20年間続いておるわけでおりますので、他市からの行政視察団、主にどのような目的を持ってこの市にやってこられるかということであります。

続きまして、第３点目でございますが、「憲法を市政に生かそう、住民自治のまち」とか、５月３日には憲法講座も開かれておりますが、これだけは絶対に他市にも誇れるし、ぜひ学んで帰ってもらいたいものは何か、ちなみにお尋ねいたしますが、訪問されます議員団、保守、革新と問うた場合には、どのような割合で訪問をされるかということでございます。

続きまして、第４点目でございますが、今回の文教委員会の行政視察市は――鹿児島市は、ちょうどＮＨＫの大河ドラマ「翔ぶが如く」の舞台でもありましたので、このまち、この川べり、この広場、あの路地から、時代を担った人々の声が聞こえると。明治維新、時代を駆け抜けた先人たちをたたえた西郷、大久保ゆかりの地めぐりとか、翔ぶが如くのコース、また翔ぶが如く館などが開設をされておりまして、私たち行政視察団にも、公民館行政の案内と同時に、市内の名所旧跡案内をされ、桜島の噴煙とともに歴史を語り、鹿児島のよさを観光的にも役立てたいというその姿勢に感じ入ったところでありますので、当市を訪れる人たちにも、行政とはまた別に、歴史的な名所旧跡を訪ねたいという方もおありかと思いますが、日野市のよさを知っていただくよい機会でもあるわけですが、どんなところを、どのような方法で案内をしているのかというものでございます。

以上４点について、ひとつよろしくお願いをいたします。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（落合　豊君）　お答えを申し上げます。

市議会議員さんによります先進都市の行政視察、これはどの市とも各常任委員会、あるいは各会派、それぞれの方たちがテーマを絞りまして、そのテーマに見合った先進都市を決めて訪れ、実際につぶさにその市の実情に触れまして実地に調査することによりまして、その市の実情を十分調査され、その成果を当該市の行政施策の立案、あるいは提案、あるいは施策の推進等に生かしていく、こういう意味で、大変意義のあるものであるというふうに私ども考えております。そのため、これらの行政視察は、全国655の市がございますけれども、大多数の都市で実施されているというふうに考えております。

日野市議会におきましても、ただいま質問者の議員さんの方からございましたように、

ここ数年、５月ごろに各常任委員会の先進都市の視察、それから８月から11月ごろにかけまして各会派による先進都市の視察研修が行われてきております。それぞれ大きな成果を挙げてこられてきておられます。また、その行政視察に際しましては、先進各市の市議会並びに事務局及び各市の執行部の方々に大変お世話になります。心からおもてなしをいただいていると、こういう実情でございます。

それとは逆に、私どもの市に、私どもの市の先進的な行政施策について全国の各市から毎年、100人を超える議員さん方が当市にもお越しになっておいでになられます。その際の対応につきましては、私ども事務局職員が、事前に相手の議会事務局職員と十分に連絡をとりまして、その目的、内容等に従いまして、市の執行部の部課長さんを初め担当の職員の皆様方の理解と御協力をいただきまして資料の収集、当日の説明、あるいは現地視察の対応等に努めております。お見えくださいました議員さん方に、日野市の施策を十分御理解いただけるように、また、立派な成果を上げてお帰りいただけますように、私ども一生懸命努力しているところでございます。

それでは、御質問の内容に従って、私どもに関係ある点をお答えいたしたいと思います。

年間何市、何人ぐらいの訪問者がおいでになるかということでございますが、３年ばかりの数値を申し上げますと、昭和62年度には28市、109人の議員さん方がお見えになっております。63年度には33市、133人の議員さん方がお見えになっております。また、昨年、平成元年度におきましては25市、115人の議員さんがお見えになっております。

次に、視察の主目的、内容でございますが、各年度ともおおよそ似ておりまして、例えば昭和62年度で申し上げますと、福祉行政が８件でございます。主に内容的には老人福祉関係が多い、というふうに考えております。図書館行政が６件、中学校の給食関係が６件、非核平和事業４件、清掃行政２件というふうな感じでございますし、63年度につきましては、清掃行政が８件、中学校給食が７件、福祉行政と図書館行政がそれぞれ５件、こんなような内容でございます。昨年度、平成元年度につきましては、福祉行政が９件、図書館行政が７件、中学校給食が６件、清掃行政が４件、清掃行政につきましては、ごみの収集問題でありますとか、焼却炉の問題、そのようなことが主たるものということでございます。

おいでになります議員さん方は、委員会によります視察、いわゆる十数人から七、八人程度のものもございますし、お１人でおいでになるというケースもございます。二、三人でおいでになるというケースもございます。平成元年度の様子を見てみますと、14

人から８人でおいでになった方が７件——７市。あと二、三人でおいでになったケースもありまして、お１人でおいでになったというケースが平成元年度は11件ございました。

それと、私どもの対応でございますけれども、先ほど申し上げましたように、それぞれ関係市と連絡、あるいは市の行政部門の部課長さん方との細かい打ち合わせ等ございまして、当日、駅まで事務局職員がお出迎えするという形を大体とらせていただいております。それから、ほとんどが初め、議会の方においでいただきまして、議長のごあいさつ、議長不在の場合には局長があいさつをいたしまして、それから日野市の概要及び議会の概要等につきまして簡単に局長または次長の方で御説明を申し上げ、そして視察目的であります行政内容につきましては、執行部の担当の部課長さんに細かく御説明をしていただき、質疑をしていただいた後、特に御希望のある場合には、施設でございますね。中学校給食でありますと中学校給食、あるいは特養老人ホーム等の現地視察などいたしまして、その後、駅までお送りする、あるいは宿泊所が八王子あたりですと八王子の宿泊施設までお送りする、というふうな形で行ってきているというのが実情でございます。

特に、中学校給食等で御視察においでになる方につきましては、その施設で生徒さんと御一緒に食事をとりたいという御希望の方も多々ございまして、そういう場合には、教育委員会を通じまして学校側の方にお願いを申し上げまして、生徒さんと御一緒に昼食をその場所でとっていただくというふうなこともお願いをしてやっているというふうなこともございます。

おおよそ内容的にはそんなところでございますけれども、最後の方にございました、市としてのＰＲという関係につきましては、特に日野市が観光立市というふうな都市でもございませんので、特段これといったものは、目立ったものはないと思いますけれども、例えば、先般おいでくださった方などは、行政視察の主目的のほかに、土方歳三について研究をしているので、ぜひ、その辺のところも時間があったら、御案内していただけませんかというふうな御依頼がございまして、その際には、やはり土方歳三に関係いたします高幡不動尊でありますとか、石田寺、あるいは最近取り壊されましたが、生家でありますとか、天然理心流の道場跡でございますとか、御案内を申し上げたというふうなケースもございます。

いずれにいたしましても、私どもの議員さん方がおいでになったときにも大変いろいろお心遣いをいただいておるということを十分承知しておりますので、おいでいただいた議員さん方に失礼ないように気持ちよく日野市をごらんいただけますように、職員一

同、一生懸命やらせていただいているつもりでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　どうもありがとうございました。

今回の私たちの文教委員会の行政視察市、前段で申し上げましたように、鹿児島市での公民館活動についてでありましたが、生活の向上等、ある程度の余暇の時代を迎えて、公民館活動活発に行われておるようでございました。公民館活動ということでお尋ねしたわけでございます。この鹿児島市は、県庁の所在地でもありますので、この日野市とは規模において違いはありますが、鹿児島市の中央公民館は早くから公会堂として使われ、名称を変えて今に至っているそうであります。そして、地域公民館と合わせて８館があり、それを拠点にいたしまして、各小・中学校ごとの校区公民館が設置をされているとのことでございます。

その主な目的をと申しますと、地域の組織づくりであるとか、文化活動、学習指導、青少年の健全育成、健康増進、ふるさとづくりと。小学校が58校、中学校が30校に開設をされておりまして、館長にはその校長先生または教頭先生がこれに当たりまして、地域とのコミュニティーを図っているそうであります。そのように、校区公民館活動を通して、学校教育への関心を高め、子弟の教育、学力の向上にも相当の成果が上がっているとのことでございます。私は、この行政視察によりまして、初めて校区公民館の名称を知ったのであります。校区公民館は、学校を中心に、地域活動、住民相互の理解を深めつつ、各種の事業を行い、何よりの利点は、家の近くで気楽に参加できること、そして学校と家庭、先生と父兄、より親しく近づくことによって、校区公民館活動も活発となり、その成果を上げているようでございます。

この日野市にありましては、現在、中央公民館改修中でありますし、まだまだ施設十分とは言えない現状であります。最近、児童・生徒の減少によりまして、空き教室がふえておるというようなことでございますが、この空き教室の有効利用のために、今こそこれらの問題について考える必要があるんではないかと思われます。

また、私たちが施設から施設へと移動するバスの中などで、案内の職員の説明は、何とか鹿児島のよさを知ってもらうべく、また、多くの観光客を誘致したいかのように歴史上の人物、明治維新の立役者とも言うべき西郷隆盛であるとか、大久保利通等の伝記を話され、江戸幕府との関係から、当時、江戸から遠く離れた辺地の地にありながら、西洋文化を取り入れ、時代の流れを変える、その意欲に感じ入ったところでありますが、

振り返って私たちの住むこの日野市、このまちを訪れる人たちに、私たちが誇り得るものは何か、原動力となっているものは何か。ただいま答弁にもございましたように、我が国の経済の原動力となっております日野自動車であるとか、カメラのコニカですか、それと電気の東芝であるとか富士電機等々、近代設備の企業群でありましょう。そして観光的には、高幡不動、多摩動物公園、多摩テックであり、歴史的には、ラジオ・テレビでもドラマ化され、多くのファンを持つ新撰組・土方歳三ではないでしょうか。私が今回訪れました鹿児島の歴史的な人物とは、行動において相反する立場にあり、その評価は、史家まちまちでありましょうが、心の底に流れる精神は、何ら変わるところなく、お互いふるさとのよさを信じ、未来を見詰めて、命を張って闘ってきたわけでありますので、私たち日野市民にとりましては、他市に大いに誇っていいのではないか。先日も古賀議員も申されましたが、私たち日野市民が誇り得る新撰組・土方歳三の生家が今回、取り壊されたということは、まことに残念と言わざるを得ませんが、担当の部長さんの説明によりますと、幾度となく改築をされた建物であり、文化的にはそう価値はないとのことでありますが、地方に参りますと、観光のためとはいえ、わざわざ城を復元し、昔をしのんでおります。ことわざにも「古きを訪ねて新しきを知る」――過去があるからこそ現代があるわけでありますので、私たちは、先祖の方々の行いを誇りに思い、また、これを次の世代に語り継ぐ義務もございます。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、この日野市にも、ようやくと言っていいかどうかわかりませんが、ふるさと博物館が開館をされました。今の展示物は、「川を中心とした市民の生活」「古代の生活文化」「ふるさと日野の川と文化」と題して展示をされており、そしてこの夏休み中には、子供たちのために、と「鉄道の時代」が予定をされておりますが、日野の歴史を知り、当時の暮らし、人の心を語るにふさわしい「新撰組展」を開くお考えはどうか。

また、５月19日の読売新聞にも、「カヤぶきの屋根助かった、解体危機の日野市の農家、都の美術館へ」の見出しで、甲州街道沿いにただ一つ残る貴重なカヤぶき屋根、下水道工事のため、取り壊される運命にあったが、都に引き取られ、平成４年オープンする江戸東京博物館――小金井公園だそうでございますが、展示を保存されるようでありますが、この壇上より、この家の保存を訴えた議員、たしかあったように思いますが、都で保存できるのに、なぜ、この市ではこのような貴重な財産を保存できないのか。日野市の歴史を正しく後世に伝えるその気持ちさえあれば、土方歳三の生家とともに、工夫次第では十分残すことができたのではないか。市長の考え、お聞かせをいただきたい

と思います。

続きまして、花は霧島、煙草は国分――これは鹿児島おはら節の一節でありますが、何げなくロずさんでおりましたこの歌、私、国分市に着いて、なるほどな、と気がついたわけであります。百聞は一見にしかずと申しますが、旅はするものだなと、つくづく感じ入ったわけであります。ちょうど水田の転作のような形でたばこが栽培をされておりまして、市役所職員の説明によりますと、以前より栽培面積も少なくなっているとのことですが、人口４万5,000人の市の財政を潤してきたとのことでございます。庁舎へ案内をされ、まず行政全般、名所旧跡、行政施設、年間行事などをおさめたビデオを約25分見させていただきました。いながらにして市全体の様子がわかるように収録をされておりました。

そしてその後、施設見学に移ったわけでありますが、人口４万5,000人の市の割合には体育施設などはすばらしく、整備されており、全国大会なども開かれているとか、まことにうらやましい限りでございましたが、担当職員の説明などを聞きますと、これでも失敗もあるとか、施設を設計するときに、敷地に合わせて設計したそうです。例えば、敷地の関係から、２階の観覧席を前に出し過ぎたために、下の方が余り見えないとか、野球、グラウンドの場合、ホームベースが南に向いていて、キャッチャーが太陽に向くために球が見えにくいとか、失敗談も話されました。まず、設計にはその競技を主体に考えるべきだとの説明もなされました。参考になる言葉だと思います。また、各市ともＰＲ用というか、その市を説明する場合のパンフレットいろいろ用意してございますが、このようなビデオは数少ないと思います。広く一般市民に、また来訪者に日野市の内容を知ってもらうためにも、ビデオの制作などはどうなのかということでございます。

以上、２点について市長の方から御答弁をお願いをいたします。よろしくお願いします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　視察研修ということで、各地を勉強していただきまして、その感想なり、成果なりを、また我々のみずからの市政に反映をしていただくということは、大いに意義のあることだと思っております。それと、日ごろ職員にも言うことでありますが、地方都市の長い歴史のもとで、いろいろな施設が整っている、あるいは歴史が保存してある、これはまちの性格を形づくるために極めて重要ではあると。しかし、都市近郊のここ数十年の間に、みずから求めたんでなくても、都市化という社会現象に、別の言葉で言えばかなり振り回されて、そしてようやく今日たどり得ている自治体という立場から、今すぐ何もある、かにもあるということは、おのずから求めにくいわけであって、したがって、これから都市としての諸条件を整えていく。そしてそれを子孫に残すというのが、今日担当している我々の仕事ではないだろうか。市民の方にもよく、日野市に何々がないと言われる際には、そのような説明を行って、納得をいただくということもしばしばあります。

他市のよさを大いに学んで、そして可能なこと、また価値のあることをみずからの自治体に取り入れ、または実現を図っていくということも非常に価値のあることではあると思っておりますので、いろいろな機会に私どもも他市の勉強をしながら、我がまちに取り入れていくということはもう、いろんなことで実施をしたというふうに思っております。

直接御質問の部分のふるさと博物館に、日野の歴史のある、特色のある部分を特別な展示の機会をつくるかどうかということでありました。ふるさと博物館には、大きい原則といたしましては、小さな施設ではありますけれど、子供たちに何か夢の持てるような、そういう中身が欲しいものだということを考えてまいりました。また、そういう観点に立って、日野の過去の歴史、あるいは生活文化の発展というのは、多摩川という流域によって、農業手段という生産によって発展をしてきたということはもう、一番大切な部分でありますので、それらのことを今、主要な展示の仕組みにしておるという一面はございます。伴って、いろいろな文化財、古い文化財もありますので、できるだけ展示の機会は持ちたい、このように考えております。その際、何々家が所蔵しておられる文化財という形でお借りをして、そしてある期間を、まとめた期間によった展示をするということは極めて意味のあることだというふうに思っております。

したがいまして、新撰組あるいは土方歳三という方の活動を中心にしたそのような歴史展示も適切だというふうには考えております。

それから、ＰＲのできるビデオの作成をということでありますので、今当面は、何本かビデオをつくりつつあります。「目指す都市像」というのもあります。それから「緑のまち」というのもあります。それからまた、もう二つぐらいあると思っておりますが、そのようなことで市民にもＰＲできる、あるいは対外的にもＰＲできる、こういうことを目指して、日野の発展の姿を記録を残し、また市民にもよく理解をしていただく、こういうような考えであります。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

今、市長さんの方からふるさと博物館、立派なふるさと博物館が昨年、開館したわけでございます。今は、川を中心にした川の文化ということで展示をされておりますが、今の発言によりますと、新撰組・土方歳三の展示などもしたり、そして日野というものの歴史というものを子供たちにも知らしめたいというようなお気持ちのようでございますので、それを期待をいたしたいと思います。

行政視察、私たち議員にとりまして、外に大きく目を向け、見聞を開くことによって知識を高め、行政にまた真剣に取り組む、その責務がございます。昨年度よりは、国際化の時代を迎えた現在にふさわしく、海外研修の道も開かれましたので、大いにその成果を期待したいと思いますが、行政視察の見学とあわせて、各地の名所旧跡、また、その土地土地の生活風俗に触れてくる必要もあるんではないかと思います。そして、その行く先々で親切に案内をされ、御指導をいただいたことを思うとき、我がまち日野市に訪れる多くの方々に十分満足していただけるような施設、行政内容、喜んで帰っていただけるような御案内の担当の職員にもお願いをいたしまして、この質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって19の１、行政視察来訪議員に対する応対についての質問を終わります。

一般質問19の２、都市計画道路3･4･8号線（中央線～東光寺火の見）間用地買収市の対応について問うの通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○14番（福島盛之助君）　ただいま議長の方から申されました表題についてでありますが、昭和36年計画されたという都市計画道路3･4･8号線、ここでは中央線の所から西へ向かいまして東光寺の火の見やぐら下までの約1,400メートルの区間についてでありますが、いよいよといおうか、やっとというのか、去る６月の４日に私と副議長２人に、地元議員ということで事前説明がなされました。それによりますと、６月27日、東光寺地区センターにおきまして、関係地主約60名だそうでございます。そのうち家屋を移転される方が47名だそうでございますが、お集まりをいただきまして、協力を願うべく、説明会を開くとのことでありますが、都の用地課長の話によりますと、この区間は金銭による単独買収でお願いをしたい、代替地のことは今のところは、ちょっと考えてないし、また用水路、中央線下のことについてもまだ話が固まっていないとのことですので、市当局の考えをこの場でお聞きをいたしたいと思います。

その１点目といたしましては、買収面積と用水路の関係でありますが、この場合は、

栄町の五丁目付近でありますが、道路幅が16メートルに設計をされておりますが、当然その道路の南側になると思われます用水路、市当局では今、どのような考えをしておられるかということであります。考え方によれば、暗渠にするという考えもおありでしょう。水路は少なくとも、水路幅は恐らく三、四メーター必要となってまいりますが、そうなりますと、買収面積も多くなるし、このために家屋の移転にも大きく影響してくるからであります。これが１点目でございます。

続きまして、２点目でございますが、計画中の付近の土地整備との関係であります。現在計画中であります東光寺上、また先日話が始まったわけでございますが、新町三丁目の水田地帯の区画、もしこれが実行されました場合、その区画整理地内の道路、また既にでき上がっております住宅地内の道路の接続をどのように考えているかということであります。そして、ＪＲの中央線を横切る場合、どのような方法を講じるお考えなのか。日野本町側の幅員は、現在のままでできるのか。四ツ谷前区画整理との関係、都の用地課では、まだまだ考えにないということのようですが、今、市の考えはどうなのかということでございます。そして、この事業のために、代替地は確保しているのか。また、ある程度の見通しはどうなのかということをお聞きをいたします。

また、続きまして、今の問題と関連するわけでありますが、代替地は市で責任を持てるかということでございます。この道路の関係地主は、先ほども申し上げましたように、六十数名、家屋の移転が47名とか言われておりますが、前回もこの壇上で話いたしましたが、栄町二丁目地区は、戦争中の昭和十二、三年ごろだったかと思いますが、相模湖の建設により、集団移住してきた家もあり、せっかく安住の地を得たのにまたかという思いを持っているようでございます。また、近所の人たちとも別れたくないという気持ちがあるのではないかと推察されますが、市長は都営住宅建設予定地としての神鋼跡地を住宅局に折衝しているとのことですが、その見通しなどはどうかということであります。

続きまして、第４点目でございますが、区画整理事業を起こし、同時進行でこの道路建設をするお考えは、ということであります。都の用地課では、金銭による単独買収とのことですが、この地区には全く整備されないところも多く、将来のまちづくりを考えたとき、道路を通しただけでは解決できない問題が起こりはしないか。例えば残地の問題、地形が悪く使えない土地等々。また、この道路の開通により、この地区の状況は一変することが予想されます。将来のまちづくりについていけなくなるんではないか。

それらの問題につきまして、以上４点、ひとつ御説明をお願いをいたしたいと思いま

す。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、お答えをいたします。

ただいま御質問のございました都市計画道路3･4･8号線でございます。これは、今計画しておりますのは、栄町一丁目から五丁目にかかる部分でございます。総延長約1,350メートルでございます。この区間の現況測量につきましては、既に完了しております。先ほどお話がございましたけれども、６月の27日に用地測量に入る地元説明会を開催する予定でございます。

御質問のございました４点についてでございますが、まず１点目の買収面積と用水路との関係でございます。

これは、栄町五丁目の部分でございまして、いわゆる旧東光寺の地域でございます。この道路の新設によりまして水路がちょうど重なるわけでございまして、そのつけかえが必要になるということでございます。現況約水路の幅が３メートルほどございます。この水路につきましては、都市計画道路の幅員16メーターとは別に南側につけかえをするということでございます。細かいことにつきましては、地元の権利者、それから用水組合、その他関係機関と協議を重ねまして、今後詰めていくということになります。

それから２点目の、計画中の付近の土地整備との関係、いわゆる区画整理事業との関係はどうなるかということでございます。

この点につきましては、現在、この道路の周辺といいますか、栄町一丁目とか、あるいは新町に組合施行の区画整理事業が進みつつあるわけでございます。これらの区域を結ぶ道路等については、今後検討いたしまして、直接買収で整備をしていくというふうになろうかと思います。それから、中央線との3･4･8号線の立体交差の問題でございます。これは、鉄道の方が上を通りまして、現状のまま上を通りまして、この都市計画道路がアンダーで通過をするということになります。現在、東京都におきまして、具体的な計画を検討中でございます。検討結果がはっきりいたしますれば、また地元等にもお話をし、御理解をいただきたいというふうに考えております。

それから３点目の、代替地の問題でございます。

これは、大原則は、用地買収については、金銭補償を原則とするということになっております。しかしながら、現在お住まいの方については、生活再建ということがあるわけでございますので、東京都及び日野市も東京都に協力をいたしまして、生活再建には

協力をしていきたいというふうに考えております。で、この代替地の関係で、既に東京都が、住宅局が買収いたしました神鋼電機の跡地の件でございます。これは、住宅局が都営住宅用地ということで買収をし、ようやく遺跡調査も終わった土地でございます。この道路にかかる方がすべてここにということでは実際にはないと思いますけれども、私ども、この地元からこの用地の一部に移転が可能ではないかというようなお話もございますので、現在、東京都その他関係機関と協議をしている最中でございます。

次が４点目の、区画整理事業を起こし、同時進行の考えは、ということでございます。

この1,350メートルの中に既に栄町一丁目の四ツ谷前区画整理事業を組合施行で進めようということで、現在努力をしております。そのほかにつきましては、直接買収ということで東京都は考えております。しかしながら、地域によりましては、農地のままの部分もございます。地元関係権利者の理解が得られて、都道の建設計画に整合できるものがあれば、組合施行を前提といたしまして、積極的に誘導もいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきましてわかったわけでございますが、これらの問題は、まだ始まったばかりでございますし、６月27日には説明会もあるということですので再質問はいたしませんが、この計画道路、両端は既にでき上がっておりますし、立日橋が開通をされ、市民の森・スポーツ公園わきの道路、既に供用開始をされておる現在、栄町方面への車の乗り入れも頻繁になりまして、いつも中央線のガード下では問題が起きているようでありますし、このガード下はちょうど長沼橋と同じように、上下合わせて１車線でありますので、当然混雑をするわけであります。また、都道167号線の八王子市の宇津木台団地の造成に伴いまして、交通量も大変増加をいたしております。日野駅ー宇津木台団地間のバスの運行は、１日60往復されており、この団地の完成の後のことを思うとき、この計画道路の早期実現を願うわけでありますが、いかにして用地を確保するかが大きな課題でもあります。

この区間、約1,400メートルを大別してみますると、既に区画整理を計画した栄町一丁目、純然たる住宅地、神鋼跡地、野菜のハウス団地、農家部落と、それぞれ事情も異なり、条件も、御意見・要望も相違ありましょうが、その土地に住み、先祖伝来の田畑を耕し、生活基盤を同じくして連帯の中に生きてきた人々、また安住の地をここに求め、

遠く相模湖方面から集団で移住してきた人々、また老後を楽しみに家を求めた人、それぞれでありますが、その地を愛し、離れがたい気持ちはどなたも変わりはないんではないかと思います。大局的に見れば、道路の建設で移転するのはやむを得ないなとは思いながらも、個人的に見ると、話はまた別になるのが常でございます。

この日野市の都市計画道路を見ますると、パーセント的にはおくれていないということですが、現実に東京方面から来て日野橋を渡った途端、多摩市との境、八王子市の高倉町と日野台の境、また、ただいまの計画道路、日野の部分と一目瞭然、おくれているということを認めざるを得ないんではないかと思います。今後は、20年、30年後を見通した土地の利用、まちづくりを想定し、十分関係の権利者にも御理解できるような施策、これからの問題に対する取り組み姿勢、決意とをお聞かせをいただきまして、この質問を終わりたいと思いますんで、市長、ひとつよろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、御質問の中心でありました3･4･8号線、中央線から東光寺に至る1,350メートル、この都市計画道路の実現を急ぐと。これは公共下水道を布設するにいたしましても、あるいは流域下水道の多摩川幹線として格上げをする課題にいたしましても、極めて重要な道路の築造が必要になってまいりました。そこで今、御質問に応じて部長がお答えをした一般的な状況ではありますが、この道路のこれから地域の大きな生活上の幹線になることも間違いないわけでありますので、できるだけ早く、つまり東京都の事業ではありますけれど、日野市も積極的に協力をして、代替地の問題でありますとか、あるいは部分部分の、今地元で進められております区画整理事業の支援でありますとか、いろいろな範囲にわたりまして積極的な取り組みでいかなければならない、このように考えております。だんだんその時期に直面してまいりますので、より具体的に、また積極的に地元との御協議を進めていきたい、このように考えます。

○副議長（福島敏雄君）　福島盛之助君。

○14番（福島盛之助君）　どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって19の２、都市計画道路3･4･8号線（中央線～東光寺火の見）間用地買収市の対応について問うの質問を終わります。

一般質問20の１、日野市の平和事業についての通告質問者、下村　功君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　通告に従い、一般質問をさせていただきます。どうやら、きょう最後の質問者になりそうなので、なるべく皆さんのために早く済ませようと、そういう気持ちでいっぱいでございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

私、日野市議会議員になりましてはや４カ月が経過いたしましたけれども、議員になったというそのことよりも何よりもうれしいことは、自分とは思想・信条の異なったいろんな議員さんとお話ができる、そういうことではないかと思います。そういう中で、日野市のまちづくりといったものが党派を超えてつくり上げられていくんではないかという希望もわいてくるわけでございます。

なぜ、こんなお話を申し上げるかと申しますと、やはり世界を見ても、またミクロ的にこの日野市を見ても、まさに状況は一緒でございまして、いかに話をするか、対話するかということが重要なポイントではないかと、そういうふうに思っておるわけでございます。

昨年、マルタ島におきまして米・ソ首脳会談が始まったわけでございます。そして米・ソ冷戦終結への一連の動きは、この６月初旬のワシントン首脳会談で、例えば戦略兵器削減条約についての基本合意とか、化学兵器撤廃などの協定が調印されたことによって、具体的な方向が示されるに至ったわけでございます。

また、東欧諸国においても、連日新聞紙上をにぎわしておりましたように、国民による民主化のあらしが吹き荒れた。また、ベルリンの壁崩壊で一挙に東西両ドイツの統一の流れへと突き進んでいるわけでございますが、今、世界の平和への奔流というのは、まさに対立から協調へと、大きな歴史的な転換期にあるのではないかと言っても過言ではないと思います。

こうした国際情勢の急激な変化を、私も含めて数年前のだれが予想し得たでしょうか。一体だれがベルリンの壁の破片を観光の記念として日本に持ち帰るなどということを想像できたでしょうか。世界史の教科書はまさに今、書きかえられねばならないと思います。

このように世界平和への動きは、私たちの想像を超える速度で進んでおりまして、平和を願う多くの人々、特に核兵器廃絶・平和都市宣言をした日野市民の心にとって、まさに歓迎すべき時代に入ったのではないかと言えるのではないでしょうか。

しかし、一方では世界にはまだ戦火の危機をはらむ国家や、地域が存在していることを忘れてはならないと思います。また、核兵器保有国も、今すべての核を全廃したわけではございません。また我が国おいても戦後45年を経ようとする今日、ようやく被爆者援護法が国会に上程されようとしてますし、先般の韓国大統領訪日によって、やっと動

き始めた強制連行朝鮮人の実態調査も戦後処理の課題として残されているわけでございます。

そして忘れてはならないのは、我が国はいまだに米軍基地が存在し、自衛隊も今や世界第３位の戦力を有する軍隊となってしまったということをかんがみるとき、真の平和への道はまだまだ遠いと言わざるを得ません。

したがいまして、核兵器廃絶・平和都市宣言を担う草の根市民レベルからの非核・平和の運動が、今こそますます重要となってきていると思います。そうした意味で、日野市の平和事業もますます充実したものにせねばならないと思うのでございます。

以上の観点から、次の三つの質問をいたします。

まず、質問の１としまして、日野市では「広島」「長崎」「沖縄」の平和祈念行事への市民の参加補助というのをしておりますけれども、同様に戦後を引きずっている地域として「北方領土」の問題があります。確かに北方領土問題というのは、今まで一部の勢力によってソ連敵視政策の一環として取り扱われたという関係から、なかなか取り扱いも難しい面を持っていたわけでございますけれども、やはりそこに現実的に戦後を引きずっているというそうした状況、悲劇は、これからもやはり日本人として語り継いでいかなければならないというふうに思います。今後は平和勢力の側としての、すなわち日ソ友好を維持しつつ、北方領土も考えていく、そういう必要があると思いますが、これについて日野市の御見解をお聞きいたします。

その２、質問の第２番です。

先ほど申しましたような草の根市民運動、草の根市民の平和運動をより活発なものとするためには、従来からの平和祈念行事への参加補助とか、平和啓発の本の配布、映画の上映といった事業に加えて、やはり日野市民が自発的な創意によって行う平和事業への助成も当然考えるべきかと思いますけれども、その点についての日野市のお考えはいかがでしょうか。

質問の最後、３番目です。

核兵器廃絶・平和都市宣言は日野市一市にとどまらず、宣言自治体を拡大していって、国家レベルでの政治的、経済的な国際平和秩序の建設を目指すものでございますけれども、今や国内にとどまることなく、世界的な軍縮と平和をも視野に据える必然も出てまいったと思います。したがいまして、平和運動と国際交流は表裏一体をなすと考えねばならないと思いますけれども、日野市は1963年（昭和38年）から米国レッドランズ市と姉妹都市提携をしておりますが、今年度の友好協会への補助が30万円ということで、国

際交流関係の他の事業、例えば青少年海外派遣400万円などに比べると極めて少なく、果たしてこれで日野市とレッドランズ市の友好が十分図れるのか危惧するところでございます。そこで市としては、日野市民の平和への願いをレッドランズ市に伝える事業を企画される、またそうしたことでレッドランズ市との友好協会への補助ももっとふやしていったらいいのではないかというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、３点についてお聞きいたします。

○副議長（福島敏雄君）　　下村　功君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　それでは、１点目と２点目につきましてお答えをさせていただきます。

まず１点目の、北方領土の問題でございますけれども、御質問ありましたとおり、戦後45年が経過しようとしております。悲惨な戦争体験を持つ人が年々少なくなってきております。ともすれば、平和への意識も薄れがちでございます。日野市は、平和が市民生活の基本であるという理念のもとに昭和57年に日野市核兵器廃絶・平和都市宣言を行いました。さらに63年には、日野市平和事業基金条例を制定し、各種の平和事業を推進しているところでございます。この平和事業の一環といたしまして、市民の平和運動の意識高揚を図るために、昭和60年度から広島・長崎の平和祈念の行事等への市民参加に、また昨年度からは沖縄を追加いたしまして、戦跡地の視察に参加する市民に対する補助事業を行ってきております。北方領土につきましても、今の戦後を引きずっているという地域でございます。今後、北方領土に視点を向け、事業の推進を検討してまいりたいと考えております。

それから、２点目でございますけれども、市民の自発的な創意による平和への助成はどうかという御質問でございます。

日野市の平和事業は、市民とともに平和を考えて、息の長い平和運動の展開を図るために、一昨年度から日野市平和事業市民会議を開催いたしまして、市民の意見・要望を事業に反映させるよう努めているところでございます。御提案のありました市民の自発的創意による平和事業の助成についての市民会議の意見等を聞きまして、助成を今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（福島敏雄君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　３点目の、米国レッドランズ市との交流及び一層の促進をという御質問にお答えしたいと思います。

既に御承知のとおり、姉妹都市レッドランズ市との交流については、毎年夏場に高校生の相互の訪問、１年置きでございますが、向こうからの受け入れ、ことしはちょうど日野市の高校生を行かす時期でございます。定例化され、かなり活発的にやっていることも事実でございます。この問題につきましては、当然国際化に対する市民の関心の高まりが当然言えるわけでございますが、その交流も活発化することによっての平和への推進問題、あるいは地域の文化の発展、市民生活の向上等の問題等もあるわけでございます。姉妹都市交流を含めて、市民の自主的な活動に基づく人と文化の交流問題等含んで、現在、団体に対しても支援し、学問的には、今質問者から申し上げた補助制度を設けておるわけでございますが、それ以外にも我々事務局としての援助をしているということでございます。市民との相互協力するためのこれからの推進母体を現在考えているところでございます。当然、国際化、文化――国際的に文化との交流、そういった一つの目的の協会となるべきものを現在企画の中でも議論しているところでございます。この母体として今質問の中にもありましたとおり、事業等の企画を推進しながら、姉妹都市のなお一層の積極的な対応をしていく所存でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　私が質問いたしました１番、２番、３番に、まあ理事者の方たちとしては当たらずさわらずの前向きの答えをされたというふうに思っております。正直言って、平和というものを取り扱うということは、物と違いますから、非常に難しい。どうやったらいいんだろうかということについて頭を悩ますということはごく当然だと思います。しかし、例えばレッドランズの問題にしましても、果たして日野市民のどのぐらいの人が、レッドランズと日野市が姉妹都市提携をしているのかということを知っているのか。なかなか知らない人が多いのではないかなというふうに感じておるところでございますけれども、以上１、２、３番、三つの質問いたしましたけれど、それについて総括的に市長からの御意見を伺いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平和都市宣言を行っておる自治体がもう1,000を超えたというふうに聞いております。そして、私どもの市では率先して宣言都市――平和都市宣言自治体協議会というのを持ちまして、１年に１回でありますが、総会とそれから平和運動に対する協議を行っております。そういうことでありまして、日野市は比較的早く核兵器廃絶・平和都市宣言を行った自治体でもあります。つまり極めて意識の高い、草の

根平和運動の意識の高い地方都市だということが言えるわけであります。そして今、米・ソ超核保有国と言われる冷戦構造がやや雪解けの傾向にある。そのことが具体的に言える状況にあるわけでありまして、我が国がそのまた構造の中では、西方に所属をするといいますか、位置するといいましょうか、そういうことで、日米安全保障条約の関係の中にある。いろいろな問題が今、具体的に表に出つつある。この際に、自治体の平和行政は、どういう立場に立つべきかという判断は大切な課題だというふうに言えると思います。なるべく我々は、これまでの言葉で非同盟でありますとか、中立でありますとか、あるいは非武装でありますとか、いろいろの言葉が使われてきておるわけでありますけれど、経済的にもかなり力をつけた我が国でもありますから、世界の安定に、あるいは平和にどのように取り組むことが一番日本としてふさわしいかという観点から、冷静に判断をすべきときがきているときではなかろうかと、こんな感じがいたします。

過去のいろいろな状況下におきまして、日本が海外への他国に対しましての侵略というそのことをぬぐい去る意味も込めて大きな役割があるべきだと、このようにも言えるはずであります。そういう観点から自治体の平和運動というのは極めて微力ではありますが、しかしまたこれが幅広く広がるということによって、大きな世論形成のもとになるということを認識をしながら、適当な年間行事を組み、また意味のある行動をとるべきだ、このように考えております。

総務部長の方から一応具体的な事業につきましてはお答えをしたとおりであります。

レッドランズという姉妹都市を提携している相手があるわけでありまして、私も数年前にレッドランズの市長にあてて、核兵器廃絶の平和都市宣言を日野市は行っております。貴市でも、つまりあなたのまちでも何かそのような市民運動におこたえをいただくような手だてはないでしょうかという意味の書簡を送ったことがあります。それにつきましてはまだ回答をいただいておりません。こういう状況であるということだけお答えをさせていただきます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

今、市長のお話をお聞きしておりましても、やはり取り上げたテーマそのものが大きくて、かなり具体化するというのは時間もかかるし、コンセンサスも得ることがなかなか難しいだろうということはよくわかっておるわけですけれども、平和というのはやはり、語り継いでいくものでございますし、私のように戦後生まれた議員がこの中には何人もいるわけですし、そうした先ほども総務部長のお言葉にもあったように、だんだん

戦禍というものが意識の中で薄れていってしまうということはかえって怖い、そういうふうにも思いますので、やはり核兵器廃絶・平和都市宣言をした日野市としては平和への道を希求して歩み続けていただきたい、そういうことをお願い申し上げまして、日野市の平和事業についての質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって20の１、日野市の平和事業についての質問を終わります。

一般質問20の２、日野市の土地対策についての通告質問者、下村　功君の質問を許します。

○８番（下村　功君）　次に、日野市の土地対策についてお伺いいたします。

我が国の都市部におきます土地問題、特に土地価格の高騰といったものにはすさまじいものがあります。昭和60年を100とした東京都の住宅地の公示価格の累積変動率は、数字を羅列して申しわけございませんけれども、平成２年には249.8となっており、この五、六年で何と2.5倍にもはね上がっていることになります。

特に昭和62年から昭和63年の１年間の変動は大きくて、昭和60年の160.1から昭和63年267.4と100ポイント以上も上昇しているわけです。東京都の住宅地の地価はこの昭和63年をピークにやや下降ぎみながら、まだ高値横ばいの状態が今も続いています。

次に日野市の場合を見てみますと、一応比較する公示地として神明三丁目５番地の８の住宅地を選びました。これは七小のすぐ北側の１区画の中にある土地でございます。同様に1985年ですから60年ですか、昭和60年を100とすると翌年の61年が103.1、62年131.6、そして問題の63年に249.6とはね上がって、以後89年――失礼しました。これは昭和64年になりますかね、平成元年です。ちょっと難しいですが、225.4。そして平成２年が221.5となっており、東京都全体よりやや低いものの大体において同じ傾向が出ておるわけです。

ところで、公示価格と実際の土地売買価格の関係は、最近ではおおむね１対２の割合と言われています。したがいまして、日野市神明の土地は、今年度の公示価格平方メートル当たり50万5,000円から類推いたしますと約101万円となります。3.3平方メートル当たり333万円にもなり、これでは30坪の土地だけを買うのに１億円もかかるという計算になります。

こうした狂乱土地価格に対して政府は、市街化区域内農用地の固定資産税を宅地並みに課税することで土地の供給量を増加させ、もって地価の引き下げを図ろうとしていますけれども、土地価格の下方硬直性や既に庶民離れした土地価格では、売り物がいかにふえたところで、むしろなけなしの農地や緑地をいたずらに減らすだけのものにすぎないと言えます。

また、東京都が本年５月にまとめました「東京都の土地対策の現状と課題」によれば、土地所有状況の推移は昭和60年の個人の所有土地が区部で75.1％、多摩地区で80.6％であったのに対し、平成２年のことしはそれぞれ71.3％、79.2％と漸減し、その分法人所有の割合が伸びているということがわかります。

すなわち、高騰した土地を買い得るのは、今や限られた大企業のみであり、この日野市でも早晩法人の土地取得が目立つ日も来るであろうことが予想されるわけです。

こうした土地問題の現状を放置することは、市民の生きる喜びや豊かな人間性、自然との調和など、森田市政の都市像と逆行することであり、何としても住み続けられる日野市を守らねばならないと思います。

地方自治体による土地政策にはいろいろ難しい面もあると思いますけれども、私なりに考えますと、１．来年の土地評価額基準年度、評価替えに当たりますけれども、それに際しまして、ここ二、三年の公示価格の低減傾向を積極的に反映させることはできないだろうか。２としまして、市財政により積極的に土地を取得して、土地についての社会資本の充実を図り、またその一部により公営住宅の建設を促進することができないか。３番目として、市営住宅の家賃を土地の実勢価格にスライドさせることなく、極力凍結ないし低く抑えることはできないか、などの施策があろうかと思いますけれども、これらについての御意見と、もし日野市でお考えになっておるほかによい施策があるというのであれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それではお答え申し上げます。

１番目の御質問について私の方の担当でございますので、お答え申し上げます。平成３年度は御存じのとおり、３年に１度の評価替えでございます。現在、この秋の結論に向けまして、精力的にその事務を進めておるという段階でございます。ただいま御指摘いただきましたように、昭和60年、61年度を境にいたしまして、非常に土地が高騰しております。市内に30カ所公示地があるわけでございますが、この平均価格もこの３年間で2.11倍、211％という非常に高い伸びを示しております。その後、ただいま申し上げましたように、平成２年度、そして３年度、やや下降ぎみではございますけれども、まだまだ非常に高いところで安定しているという状況は確かでございます。

御質問は、ここ二、三年の低減傾向を評価替えの際にそれを反映させろということで

ございますけれども、制度の上からこれをすべて今回の評価替えに反映させるということは非常に難しいと言わざるを得ません。といいますのは、この評価替えの制度でございますけれども、今回の調査基準となる対象期間が昭和61年７月１日から平成元年の７月１日まで、この３年間を反映させるということになっておるからでございます。したがいまして、平成２年以降の状況は次回の評価替え、平成６年のときに反映されるということになるのがその仕組みになっております。

しかしながら、評価替えの仕組みはただいま申し上げましたけれども、ここ数年間の土地の高騰現象というのは、正常の土地の取引をはるかにオーバーした非常に不正常の取引が多く見込まれる、このように私どもは思っております。したがいまして、その変動率をそのまま評価替えに反映させるということは非常に納税者にとって多大な税負担を求めるということになりかねないわけでございます。そのため、市内の30カ所の公示地を含め、今、市内に140カ所の調査地点がございますので、その価格等を十分参考にしながら、そして、とにかくいろいろな条件というものを排除しながら、市内全域の適正な価格を求めたい、このように努力するつもりでございます。

○副議長（福島敏雄君）　　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　　それでは２点目、３点目につきまして私の方からお答えをさせていただきます。

２点目につきましては、市財政によりまして積極的に土地の取得を図れということでございます。

土地の問題、大変難しい問題ございますけれども、土地の高騰は大幅な貿易黒字と低金利の金融政策から、過剰流動制や実質所得増加分が、土地や株などの供給の限られている部分に流れました。極端な非常にインフレが発生しまして地価の高騰をもたらしたと言われております。国際的にも経済摩擦解消のための日米構造協議等の重要な議題にもなってございます。それから国内につきましては、国土利用計画法によりまして、土地の投機的取引や、地価の異常な高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地の売買につきましては届け出制を設けておりまして、昭和62年11月から、届け出面積が100平米以上に下げてございます。このような国内、それから国際的にもこれからの土地上昇は、若干上昇するというよりも、むしろ下降が期待されるところでございます。市といたしましては、今までも積極的に公共用地の確保に努めているところでございますけれども、今後も財政の許す限り、土地開発公社を通じ、公共用地の先行取得確保に努力してまいりたいと存じます。

また、御提言ありました市営住宅の建設の件でございますけれども、現在の地価の高騰と、それから市営住宅につきましてはまとまった大きな面積を必要とするわけでございますけれども、現下の状況から、市営住宅建設用地の確保は極めて難しい、困難であるということで、市の住宅政策といたしましては、現在ある土地の有効利用を図り、居住環境の整備、それから防災化、不燃化、それから居住水準の向上のため、高層化による建てかえ事業をまず促進すべきというふうに考えまして、現在、向川原団地で建てかえを進めているところでございます。この団地には昭和32年から39年にかけまして木造平家建ての旧２戸を簡易耐火づくり平家・長屋65軒を計157戸がありましたけれども、これを昭和61年度から平成２年度にかけまして、全体で264戸と107戸の増に建てかえ中でございます。この中には身体障害者向け、それから老人世帯向け、それから母子家庭向けの住宅等が含まれてございます。また、市営住宅団地につきましては、建てかえ計画を立てて順次建てかえを図り、市営住宅の確保に努めているところでございます。

それから、３点目でございます。

３点目の問題でございますけれども、市営住宅の家賃を実勢価格にスライドさせるのではなくて、極力据え置いていけないかということでございます。市営住宅の家賃でございますけれども、これは公営住宅法に基づきまして、法定限度額以下で条例で定めるとされております。法的限度額は、工事費をもとに算出した償却費、それから修繕費、管理事務費、損害保険料と用地費をもとに算出した地代相当額を構成要素とする合計額でございます。このうち償却費は、工事費から国と東京都の補助金の額を、地代相当額については用地費から国の家賃収入補助金の額をそれぞれ除いて計算をされるところでございます。法定限度額は、工事費は地価の高騰によりまして上昇し、今、低廉な家賃の公営住宅の供給という本来の趣旨にそぐわなくなるわけでございます。このため、日野市では居住水準に応じた適正負担の考え方をもとに家賃を定めてございます。この家賃は入居基準及び入居者の適正家賃負担を勘案して算出した基準家賃に、住宅の規模、それから立地条件、それから設備水準等加味した調整指数というものがございます。これに基づきまして、適正家賃を設定をしているのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　ありがとうございました。

まず１番の、土地の評価額基準年度による評価替えの問題ですけれども、多分、市民部長さんが言われたような形で法的には規制があろうかと思います。それは十分承知し

た上なんですけれども、やはりそれでも自治体としては、それに対して最大限レジスタンス活動をしなければならない。すなわち、それであってもなおかつ、固定資産税の評価額を上げないように最大限の努力を払うべきだ、そういうふうに私は思うわけでございます。それについて、やはり自治体の長である市長に後でお聞きしたいと思っております。

２番についてはわかりましたけれども、すなわち、市財政の社会資本による充実といいますか、土地取得という問題については積極的にやっておるということで、それについてはわかりましたけれども、昨年の12月の22日に土地基本法というのが施行されております。それの第12条に、適正な土地利用の確保を図るための措置として、国及び地方公共団体の責務が掲げられておるわけです。

そのところをちょっと読まさせていただきますと、「国及び地方公共団体は、土地利用計画に従って行われる良好な環境に配慮した土地の高度利用、土地利用の適正な転換、又は良好な環境の形成若しくは保全の確保、その他適正な土地利用の確保を図るため、土地利用の規則に関する措置を適切に講ずるとともに、土地利用計画にかかる事業の実施その他必要な措置を講ずるものとする」と第１項にありまして、第２項に、「国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるため、必要な公有地の拡大の推進と公共用地の確保に努めるものとする」という文言がございます。

すなわち、今、この狂乱の地価を下げることができる、少なくとも冷やすことができるのは、国及び地方公共団体の力に負うところが大きい、そういうことだと思います。

それからもう一つ、この土地基本法の大きな特徴としては、土地についての公共の福祉優先ということが第２条に定められているわけです。

これも少し読まさせていただきますが、「土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用が他の土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況、その他の社会経済的条件により変動するものであることと、公共の利害に関係する特性を有していることにかんがみ、土地については公共の福祉を優先させるものとする」。

すなわち、土地問題に公共の福祉の概念を導入した、公共の福祉を優先させるというもっともなものだと思って評価しております。

以上の点を踏まえますと、やはり日野市が今後この土地問題に対して、住み続けられる日野市を目指して行っていくさまざまな施策、その成果への期待も、また責任も大き

いと言わざるを得ないわけですが、その辺について市長はどうお考えなのかもお聞きしたいと思います。

じゃ、市長からよろしくお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、過去のこの議場で、近年のこの異常な土地の高騰は、自治体にとっても、あるいは市民生活にとっても、百害あって一利なしというふうに言うべきだろうということを申し上げております。金余りとかいろいろいなきっかけによって都市周辺の土地が異常に高騰しておると。この状況は、仮に固定資産税という我々の税制によって考えましても、つまり税のみ上がってその負担に状況によってはたえられなくなる。そうなると日野市にも住めなくなる。こんなことに連動してくるわけでありますから、何とか固定資産税においても３年に１回といういわゆる評価替えという機会があり、その評価替えがちょうどことし、つまり来年の課税するための評価替えが今、検討されつつあるという重要なときであります。

実は、去る16日、つまり先週の土曜日なんですけれど、急遽、市長会の役員会と全体会を開きました。主なる協議の課題は、この評価替えについてであります。結論として申し上げますと、今期の評価替えについては、前期に上回らないと。前期の評価替えに上回らないその範囲で指導されるようということを、東京都の当局と、それから国に意見書として上げようということを決めた会合でありました。私は、わかりにくいといいますか、言い方よりも、凍結をするという様態で要請文書を書いたらどうだろうかというふうには言ったわけでありますが、今表現しましたとおり、前期を上回ることのない評価替えで対応してほしいと。指導の関係の当局に東京都でも意見書を出した、そういう状況でありました。今後、いろんな形で着目をすべき大切な評価がえの年であるというふうに感じております。

それから、土地の先行取得と申しましょうか、公有地拡大法を適用することによって、なるべく用地確保をしていきたいという考え方は、私ども、今までもやっておりますし、まだこれからも積極的に取り組もうという考えです。とりわけ区画整理地域の中でもし換金したいという御要望があれば、いろんな意味で公共用地にまたそれをかえなきゃなりませんので、積極的にＰＲというわけにはまいりませんけれど、その趣旨を地域地域に徹底をして対応したいと、こう考えております。

それから、もっと市有地をふやして市営住宅をつくる方法で住宅政策に取り組みができないかということでありますが、こういう情勢でありますから、なかなか市営住宅を

新しい団地として整備するということは困難であります。そこで、日野市内には都営住宅、それから住宅都市整備公団のいわゆる公団住宅、あるいは供給公社の住宅とかいろいろ区分はありますけれど、いわゆる公共住宅は相当数あります。とりわけ新都市建設公社という我々の区画整理や下水道を支援をしていただく仕組みなんですが、たまたまこの神明上にもかなり土地を持っております。大きな土地の交換などで役割を果たしてもらわなければなりませんが、具体的なもう、すぐには計画はないという部分はむしろ宅地計画、公営住宅計画を積極的に進めてください。つまり都営住宅に売るなり、あるいは宅地供給公社に売るなり、そういうことで公営住宅をふやすという、そうい住宅政策をとりたい、こう考えております。

まあ、いろいやるべきことはたくさんあるわけでありますけれど、日野市は今まで割合土地の高騰が、他に比較すれば抑えられてきた感じがありますけれど、今回は少しまたそれが高値に戻ってきた、こういうことも地価公示等で言えるようでありますので、十分状況を日野市の自治体としての将来発展に支障のないように、あるいは市民生活に生活だけの用途の宅地がどんどん評価替えによって高くなる。そのために住み切れなくなるというようなことにならないように対応をしなければならないということを、今大切な課題として考えております。

○副議長（福島敏雄君）　　下村　功君。

○8番（下村　功君）　　ありがとうございました。

市長のお話を聞きながら今、議場を眺めておったんですけれども、私も含めまして多くの議員が自分のうちに住んでいない。賃貸の借家住まいをしたり、マンションに住んでいるという、やはりこうした現実は、日野市がいかに好きになってもそこに住むことができないという異常さのあらわれではないかなというふうに思っております。もし、家が欲しけりゃ八王子でも行きゃいいじゃないかとか、いろいろ言う人いますけれども、八王子に行ったら、日野市議会議員はその時点で首になってしまうわけですから、そうした自己矛盾にいつもさいなまれるわけでございます。（「八王子の市会議員になればいいじゃないか」と呼ぶ者あり）市会議員に転勤があるわけでもなし、このいい日野市に、緑豊かな日野市に住み続けられるように市の全力を尽くして土地問題に努力していただきたいということを強く要望して、この問題についての質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君）　　これをもって20の２、日野市の土地対策についての質問を終わります。

一般質問20の３、多摩平下水処理場の跡地利用についての通告質問者、下村　功君の

質問を許します。

○8番（下村　功君）　　それでは、最後の質問に移ります。あと少しですので御辛抱ください。

多摩平下水処理場の跡地利用という問題について御質問いたします。

日野市の下水道は、昭和33年の多摩平地域の単独公共下水道事業に始まったそうでございますが、その下水を一手に処理してきたのが東豊田三丁目にある多摩平下水処理場でございます。そうしてようやく日野市の下水道も、多摩川流域公共下水道事業として全市的な整備の途上にあるわけですが、その中で多摩平、日野台、旭が丘などのいわゆる秋川処理区は平成５年に供用開始の予定とお聞きしており、当然ながら以後は多摩平下水処理場は廃止になろうかと思います。

ところで、多摩平下水処理場の周辺の東豊田三丁目、豊田四丁目の住民の方々は、みずからの地域に下水道が完備されていないにもかかわらず、処理場からの悪臭にほぼ30年以上耐えてきたわけです。したがいまして、多摩平下水処理場の廃止は周辺地域の方々にとって、大変喜ばしいことと同時に、処理場跡地の利用については多大の関心を持っておるところでございます。

聞くところによれば、多摩平下水処理場の面積は約１万平方メートルと聞き及んでおります。昨年11月にオープンした広域コミュニティー施設・日野市東部会館の敷地面積が1,224平方メートルですから、その約８倍ほどの広さということになります。

３月議会でも私の質問の中で、東豊田三丁目などのいわゆる吹上地区は、コミュニティー施設がほとんどない状態だというふうに申し上げましたが、約１万平方メートルもの公共用地の利用計画に地元の方々が関心を寄せるのも、やはり当然と言えるのではないかと思います。

そこで、以上のこうした経緯と事由を勘案すれば、多摩平下水処理場の跡地利用の計画に地元の方々の意向を当然に反映させるべきだと思いますが、市のお考えをお伺いいたしますと同時に、跡地利用計画策定の今後のスケジュールについても御教示をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　　下村　功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　それでは、多摩平の下水処理場の跡地利用についての質問でございます。私の方からお答えさせていただきたいと思います。

今、この跡地の面積につきましては、質問者からありましたとおり、約１万弱というような面積でございます。御承知のとおり、多摩平下水処理場はちょうど昭和33年でご

ざいます。稼働してから今日に至っているわけでございます。数年後には流域下水道の浅川処理区の接続というような状況下にあるわけでございます。この周辺には御承知のとおり、約６ヘクタールの緑地が自然緑地の日野緑地の一部として出され、東豊田の緑地保全地域に指定しているわけでございます。わき水等の保全とともに、水と緑の親しめる空間として黒川清流公園、清水谷公園等の整備を進めてきた状況につきましては、各議員さんも十分御承知のとおりだと思います。この跡地の利用につきましては、今質問の中に、地元の要請等の問題もありましたが、請願あるいは要望等の内容につきましては、私の方も十分承知をしているところでございます。よって主には、この豊かな自然環境を持つひとつ公園を中心とした整備計画を現在考えております。また、それ以外としては、全市民の要望の強い施設としてできるだけ早い時期に私ども、議会終わり次第、また各部局との調整も進めておりませんので、各部の調整を図って最終的には理事者とも協議し、この計画の策定に当たっていきたいというのが当面のお答えでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　私が申しましたのは、今後、その利用計画を策定するに当たって、地元の意向を反映していただけるのかどうか、そういうことを申し上げているわけです。まだ多摩平下水処理場の跡地利用計画について地元から具体的にこうせい、ああせいといった話は一部分は聞こえているかもしれませんが、しっかり確立したものはないというふに思っておりますんですが、それについて市側としては、そうした過去の地元の迷惑施設があったという現実から、地元の声を尊重する気があるのか、そうしたことを御質問しておるわけなんで、それについてお答えをお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、私も具体的な答弁をしなかったわけでございますが、当然請願、要望の内容につきましては承知しております。よって、この市民の要望等も踏まえた中で各部局の調整を図っての計画を策定していきたいということでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　例えば、コミュニティー施設が充実していないという地元の問題あるわけですが、今それをこの場で私の口から多摩平下水処理場の跡地利用計画に結

びつけるつもりはございません。ただ、現地へ行ってごらんになっていただければおわかりになると思いますが、今東豊田三丁目の吹上地区は、空き地というのはほとんど駐車場になっておりますし、あと子供たちが遊べる所は、私が住んでおります豊田第三コーポラスの中の庭、もちろんそこでキャッチボールをすれば１階の窓ガラスを割ってしまうという状態で、キャッチボールはできません。キャッチボールをしようと思えば、黒川清流公園とコーポの間の細い路地、車もとまっておりますけれども、そこまで出ていってキャッチボールをしなければならない。私たちが小さいときには、バットを持ってグローブを持って野っ原に行って野球をやったと思いますが、今の子にはそれがかなわないわけです。いろいろなそうした青少年の問題、それにもつながってきます。そうした観点からも、やはりあそこに１万平方メートルという土地があり、そのすぐそばが自然の公園になっていることも十分承知しておるわけですが、そうした地元の特殊性、また過去における経緯といったものを酌んでいただいて、地元の声によるその地域づくりといったものにその土地を役立てていただければ本当にありがたい、そういうふうに思っておるわけでございます。これについては、これ以上質問いたしませんけれども、今、市の企画財政部長の方から、地元の声をよく反映して計画を策定するという御答弁がありましたので、そのように理解をさせていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君）　これをもって20の３、多摩平下水処理場の跡地利用についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたます。

午後４時58分　散会

6月19日　火曜日　（第6日）

平成2年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第21号）

6月19日　火曜日　（第6日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原　茂君	4番	小川友一君
5番	高橋　徹君	6番	土方尚功君
7番	天野輝男君	8番	下村　功君
9番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

28番　名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本亨一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成2年6月19日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（請願上程）
日程第2　請願第2－11号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願
日程第3　請願第2－12号　（仮称）浅川公会堂についての請願

本日の会議に付した事件

日程第1から第3まで

午前10時８分　開議

○議長（小山良悟君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員18名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問21の１、日野台一丁目地域の交通事情と公園新設について問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員登壇〕

○22番（夏井明男君）　それでは１問目の日野台一丁目地域について、私が今、問題だなと思う点について、２点ほど質問をさせていただきます。

一つは、交通事情の問題と公園新設についてであります。若干古い資料になりますが、昭和63年の12月の町々別世帯数人口報告書によりますと、この日野台一丁目には675世帯、1,629名の方が住まわれております。ちなみに10歳以下の子供の数で申し上げますと、100人前後の方がここにいるわけであります。しかもこの一丁目の地域は、御承知のとおり、工業地域の指定の地域でありまして、各工場が多く立地しているところであります。したがいまして、住宅地域そのものはほかの地域と違いまして、かなりスペース的には小さい面積の中にひしめいている状況がございます。

したがいまして、１平米当たりの人口密集度というものは、著しく高くなっているということが指摘されるわけであります。しかも工業地域内であるために、いわゆる建築許可基準も緩やかでございまして、したがいましてその結果、居住空間としては好ましい町状況をつくり出すことが難しい地域というふうな特色があるわけであります。そのような事情の中での質問であります。

まず交通事情の特殊性から申し上げますと、すなわち日野自動車の東門から甲州街道へ抜けるメインの道がございますけれども、居住者の方が出てくる場合には右折が禁止であります。したがいまして、八王子方向へ向かう場合、さらには旭が丘、多摩平方向、大坂上方向へ行く場合には、右折ができませんので、左折をしていくという形をとるわけであります。また、バイパス日野3･4･5号線を日野駅に向かいまして、日野坂下の信号機まで来て、甲州街道に合流するわけですが、しかしこの場合にも右折することが禁止になっております。

したがいまして、一丁目地域内に住む市民の方が、幹線道路に出るとき、右折禁止による交通不便がこの地域では発生を見ているわけであります。さらに日野坂から日野自動車沿いに甲州街道を上っていきまして、いわゆる東門へ入る場合の道ですが、これが

右折が禁止になっております。したがいまして、その手前の、ニューライフマンションの手前の信号機のところを右に入るという形をとるわけであります。すなわち日野台一丁目の中心部の細い道路の中を入って、日野自動車の東門へ抜けてくるというコースになるわけであります。

そうしますと、この日野台一丁目の方の右折禁止という状況が出ておりますので、日野台にお住まいの方は、交通の便を最優先いたしますと、ニューライフマンションのわきの信号機を使って出てくるということになりますので、この細い、対向車もやっと通れるような道を主に使って出てくるというふうな、非常に変わった流れになっているわけであります。

その点、長くこのままの状態でよいかという問題提起になりますと、先ほど日野台一丁目の特殊性から見ますと、いわゆる23区内の非常に悪化した道路事情、住宅環境の中で、小さなお子さんたちが道路に飛び出して遊んでいるという状況の中で、自動車の通行を避けながら遊んでいるという状況が、実際にはここでは現出をしているわけですが、せめても右折禁止の対策をとりますと、日野台一丁目の中に入ってくる車の車両状況等が減少するということが、十分予測されます。そういうことを踏まえまして、この右折の禁止の問題について、どのように日野市はお考えになっているか、その辺の対策について、また将来の考え方について、お尋ねをしたいと思います。

第２点目が公園新設についてであります。この地域は、先ほど申し上げましたとおり、１平米当たりの人口密集度が予想以上に高い地域になっている実情が指摘をされます。さらに聞くところによりますと、日野台一丁目にはさらにまた大型のマンション建設の話も進んでいるように、お聞きをしております。工業地域の条件が逆な作用として、住んでいる方の居住環境を悪化させることが十分予測される状態でございますので、この辺の小さなお子さまのためにも、児童公園すらないという状況ですので、その点どのようにお考えになっているか、お尋ねをしたいわけであります。

以上、２点についてお尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問、２点ございます。まず１点目は交通事情について、この中で右折の考え方についてということでございます。お答えをさせていただきます。

日野－八王子線、3･4･5号線でございます。これは通称三小前の通りでございますけれども、国道20号線との交差点は、現行の規制を前提といたしますと、あそこは変形の交差点になっておるわけでございます。交差点の中央部に存在する分離帯を改造すれば

いいことでもありますけれども、国道への右折は非常に危険な状態になっております。特に大型車は不可能というふうな現状でございます。国道側の左折の専用線との関連もございまして、右折は構造上非常に難しい状況でございます。

こんなようなことで、まず国道の接続点については、右折が非常に難しいということが一つでございます。

それからこの中で、日野台一丁目の西側にございますけれども、三小の通りと国道を南北に結ぶ市道でございますけれども、路線名では小構10号線でございます。この道路は、国道に接続する交差点における右折の禁止の規制についてなっております。国道側については、日野大坂上信号の直近でございまして、大きくこの場所が曲がっておりまして、非常に見通しが悪いという場所でございます。

この市道の小構10号線については、道路付近は車道が4.5メートル、歩道が1.5メートルという幅員で非常に狭いところでございます。仮に規制を外しまして、大坂上の信号機と連動の信号機をつけたと仮定した場合、停車の車両への追突事故というのが考えられるわけでございます。

なぜかと申しますと、非常に信号と信号の間が接近をしているということで、日野駅の方から八王子に向かって坂を上がってきて、すぐに上がり切ったところに信号、それからすぐにこの右折の信号ということでございまして、そういう中で停車している車の渋滞の長さとか、そういうものを考えますと、信号機が余りにも近過ぎるということが問題であるということでございます。

それからなお、これがそういう信号機を取りつけて交通を開放したということになりますと、今現在ある市道小構10号線についてですが、三小の方から来る車が集中して来るというような問題もあるわけでございます。そういう問題を加味しますと、ここの場所についての右折をするというふうな問題については、非常に問題が大きくあるということでございます。

それからこの右折の規制でございますけれども、昭和44年に規制をされたものでございます。当時は車が非常に少ないときでございましたから、危険性というものについても薄れていたということでございます。最近になって、先ほど申しましたように、非常にここは交通量がふえてきたということがございますもので、これらにつきまして、こういう状態の中で、利便性とか安全性を伴うものでなければならないというふうに考えておりまして、さらに今後市といたしましては、交通管理者ともこの問題、右折ができるかどうかというふうな基本的な問題点を、今後、協議していきたいというふうに考え

ております。

それから２点目の公園の新設でございますけれども、御質問の地域は、現状は三小の正門のちょうど南側に位置するところでございます。この付近は、工場とか住宅が集中しておりまして、生活環境の改善のための都市施設の整備がもう少し必要な場所でございます。特に児童の遊び場としては、市街化地内の集計を含めた意味でも、緑地公園の必要性は考えられております。

そこで、日野市の緑のマスタープランをひもといてみますと、公園の配置は、面積上の充足と配置的な充足の両面を満足させるために、縦横250メートルという圏内に１カ所という児童公園を配置する計画になっております。こういうものを考えてみても、この場所には児童公園が必要な場所でございます。

なお、この場所は私有地でございますので、今後の対策といたしますれば、地主さんにお会いいたしまして、こういう児童公園の御協力ができるかどうかというものを、今後は進めていきたいというように考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話、右折の禁止の場所について、２カ所ほど指摘をさせていただきました。今のお話ですと、地形上、さらに信号機の位置上からいって、今後の課題になるというお話でありました。

ただ非常に奇異に思いますのは、日野駅から日野坂を越えて、日野大坂上まで上がってくる手前に、まさに日野台一丁目に入るための場所が２カ所ほどあります。ここは右折が２カ所ともできまして、入れるという状況があります。この右折ができる場所とできない場所、すなわち日野自動車の東門のところに入っていくところにつきましては道路幅が広い。その手前の、ニューライフマンションの手前のところは非常に狭い、しかしここは右折ができるという状況があります。ここもやはり坂でございまして、地形的に見ても、それほど変わらないという状況が見えるわけであります。

１点、提案でありますが、今の部長のお話ですと、日野大坂上の信号機と連動させることも一つの課題として考えられ得るというお話でありましたが、時間帯規制によりまして、右折ができる方法も考えられ得るのではないかというふうに思います。その点も含めて、今後の課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに日野台一丁目の公園の問題ですが、児童公園すらないというお話をさせていただきました。日野には公園の数、児童公園の数等、全体的な数の上から言えば、標準的なものはあるという指摘もあるわけですが、問題は地域に偏っているという指摘が、既

に何回かなされております。

この日野台一丁目には公園というものは、全く皆無であります。そういう点では偏り過ぎた地域になっているということが言えるかと思います。今のお話ですと、緑のマスタープランのところでも、計画上の設定を終えているというお話でありました。ただこの工業地域の中に空き地もあるけれども、いわゆる私有地ということで、これからの課題であろうというお話でありました。しかしこのままの状態で、狭い道路の中を車を避けながらの子供の遊び場ということで、道路上が使われているという状況が、現在このままの状態で続いていいかどうかということが、根本的に私は、この地域では大きな問題であろうというふうに思います。

その辺、市長のお考えを最後に伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の日野台一丁目、小構という区域でありますが、日野駅には近い一方の利便性を持ちながら、工業地域の指定下にあるということもありまして、現状は工住混在の一番甚だしい場所になっておる。都市計画上では、新坂下区画整理事業という区域に包含されているわけでありますけれども、その新坂下区画整理事業がまだ実施の段階に至っておりません。したがって、用途地域の点から言いまして、近ごろはマンション建築の進出が甚だしい。これまでの建築に当たりましては、道路事情のこと、それから今御指摘の子供たちの広場、これらを何とか確保したいということで、いろいろと行政指導も行っております。

ある部分には、つまり場所が適当でないというところに、結果的には場所が適当でなかったわけですけれども、小さい面積の確保はしたというような経過はございます。確かに御指摘のとおりの事情にある、この場所でありますので、民地を積極的に買収をする、あるいは計画をされるマンション業者にもいろいろな地域の将来利用を考えた中での対応をしていく、そういう方法によって交通条件と、それから子供たちの遊び場を確保することを優先的に地域の課題として取り組まなければならない、まさに御指摘のとおりだと思っておりますので、そのような事業を計画的に進めることを、今考えた、感じたところであります。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、市長より日野台一丁目の特殊性について、特に公園等、お聞きしたわけですが、日野市の中でも非常に生活環境の厳しい状況が、これから出てくる地域だというふうに予測をされます。

日野には浅川、多摩川、多摩動物園を抱えて、遊歩道計画があるわけですが、この日野台一丁目にお住まいの方が、小さなお子さんでも、そういうルートを使って散策を楽しむコースというふうに考えますと、一番取り残されてくる地域に近いのではないかというふうにも思われますので、その辺、ぜひ市長のお話のとおり、計画的にぜひねばり強く進めていただきたいというふうに希望して、１問目を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の１、日野台一丁目地域の交通事情と公園新設について問うの質問を終わります。

一般質問21の２、多摩平四丁目３番地ブロック計画について――６月１日広報ひの市長の話に関連して――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、今定例会の行政報告の中でも、ほかの議員の方からも指摘をされましたし、私もお聞きをいたしたところであります。

この四丁目３番地ブロックにつきましては、基本計画の中でどういうふうな将来像を描くか、計画を策定中であるというお話を何回かお聞きをいたしたところであります。それを踏まえての質問になるわけですが、市長の「市長室から」というこの「ひの」の記事の中には、冒頭の表題が多摩平支所の本庁統合であります。一番この多摩平支所を利用される方にとっての関心事であるということで、こういうふうな表題になったというふうに、私も理解したわけであります。

その構想の内容として、市長は①から⑧まで内容を述べております。大筋の方針を述べております。⑥ですが、本庁統合には、代替措置として豊田駅前に事務窓口の開設をいたしますとあります。文字は小さいですが、代替措置というふうに読めますと、かなりな部分で機能を果たしていくのであろうというふうに読むわけであります。

行政報告の中で、私は豊田駅の中では代替措置部分の敷地面積は取れないというふうに理解をしたところですが、御答弁はありませんでしたので、この点、お聞きをしたいというふうに思います。これが大きな問題であります。

さらに、消防所の出張所につきましては、前の議会のときに平山・川北地区に移転するということで、場所まで示していただきました。この中で特に問題になりますのは、この多摩平支所の本庁統合というのは、いわゆるどういう意味でこの必要性が生まれてきたのかということであります。

すなわちスクラップ・アンド・ビルドということで、要するに多摩平支所としての役割は終わったというふうに理解をされてのことなのか、それとも行政改革、職員の抑制という観点からこれが必要であるというふうに出てきたのか。さらには、この4・3ブロッ

クの地域の高度利用ということを考えての発想であるのか。何点か廃止の方向の理由があると思いますが、「広報ひの」でこのように公に発表されました以上は、かなり説得力のある、明快な御答弁をいただきたいと思うわけであります。

市長のお話の中で一番目につきますのは、代替措置だということと、あと多摩平陸橋が架橋されたということで、道路事情が変わったということも挙げております。その点、多摩平支所の現在の利用状況の推移から見て、どういうふうにお考えになって決断を下されたか、理由を個々に、具体的にお話しをしていただきたいというふうに思うわけであります。

さらに具体的な内容の中で、地域集会施設と児童館（学童クラブを含む）ということの新設がございます。この児童館の設置につきましても、地域集会施設の要望につきましてもどのような過程で生まれてきたのか、この辺、私も少し理解できない点もありますので、お聞きをしたいというふうに思います。

さらに７番目ですが、市長はバス運行の利便化を図るというふうにあります。かなり善意的に理解いたしますと、バスの輸送手段を頻繁に発着をさせて、本庁への交通の便を図るというふうな意味にも理解できるわけですが、そのように理解してよろしいかどうかということであります。

この点、特に今、日野市内の循環バスが走っておりますけれども、これによって豊田駅から日野駅へ向かうバスが、昼間の時間帯がなくなりました。このなくなった理由につきましては、さまざまな沿革があるそうですけれども、このなくなった理由の沿革とバス運行の利便化を図るということでは、真正面から私はぶつかってくるのではないかというふうに思いますので、その点、どういうふうに考えて結論を出されたか、お聞きしたいと思うわけであります。

さらに多摩平の支所につきましては、地形的に三方を、いわゆる周囲を非常に広い道路で囲まれた地域でありまして、この点につきましては、先般の高橋　徹議員のお話にも指摘をされたところでありますが、例えば東部会館が約1200平米であるというお話でありますが、この多摩平の4・3ブロックは、実に9440平米であります。坪数に直しますと、2,850坪あるわけであります。ここの建築基準法等の状況から踏まえましても、単純な素人の考えですが、570坪の敷地であれば10階建ての建物を建てることができる。1,140坪の建て坪であれば、５階建ての物を建てることができるわけであります。この敷地利用につきましては、どういうふうに展開をするのかということで、一つの提案で、高橋　徹議員から市立病院をこの地域に持ってくる構想の話がありました。

必然的に、4･3ブロックの地域におきましては、この地域に市立総合病院を抜本的につくるべきだというお話も根強く生きているわけですが、当然関連するわけですが、現在の市立総合病院の敷地内に建物を建てかえるということで、今月には市立病院の裏側の駐車場の敷地、さらには家屋も含めてだと思いますが、買収交渉に入っているというふうに思われます。

そうしますと、現在の市立病院の建てかえの構想と密接に絡んでくるわけですが、現在の市長のお話ですと、高幡の区画整理事業用地の中に市立病院をまずそちらに持っていってつくりかえて、その後、現在の市立病院の敷地内に建てて持ってくるというお話であります。これはかなり大きな話でありますので、失敗は私は許されないというふうに思います。

何遍も私は指摘をさせていただいて、耳が痛いかもしれませんが、いわゆる豊田駅のそばの市民ギャラリー、八百屋さんと魚屋さんの裏側に、物納として納めていただいたところを利用して半地下のところに市民ギャラリーをつくって、現在行っております。あの市民ギャラリーが、ギャラリーというにはふさわしくないと思いますが、あのような場所にああいうものができたというのは、私は失敗であるというふうに思います。

この経緯は、市会議員選挙か市長選絡みの話であるということが強く言われておりますが、たまたまこの市立病院の建てかえの問題におきましても、選挙絡みの構想では10年、20年先の日野市の構想から考えて、変形的なものを持ってきてしまうということで、危惧をする声が強いわけであります。私も危惧をしている一人であります。

さらに浅川に特養の老人ホームができ上がりましたけれども、この問題におきましても２年、３年、４年かけての綿密な計画のもとで運ばれた経緯ではないことは、先刻御承知のとおりであると思います。見方を変えて見ますれば、市長の特段の情熱と執念でさまざまな難問をクリアして、あそこにこぎつけたというふうに評価もできるわけであります。私もこのことについての市長の指導性につきましては、評価をいたしますけれども、しかし３年、５年かけての地道な計画の中で進んできますれば、現在のような特養ホームの経営上のあり方は、私は少し変わっていたのではないかというふうに思います。

若干、数字的には不正確になりますが、特養ホームに入ってこられる方、50人の方を見るために、50人の職員の方を中心にして見るということであります。基準からいいますと、75人の御老人の方を50人の職員の方で見る体制も、施設の規模から見ましてもできるわけであります。特に問題になりますのは、市立、市営ということで建てたわけで

ありまして、これからの毎年のいわゆる経常経費の支出は、かなり大きな負担となって出てくるだろうというふうに思うわけであります。

市長のお話ですと、市内にあと３カ所くらいのものをつくる必要があるという話がありました。この３カ所つくるという方法につきましても、とうてい市立で運営するということは、私は大きな問題があるというふうに思います。この日野の市営の特養ホームができた後で、三多摩のある市ではほかの特養ホームの方へ委託をして、順調に進んでいるという経緯もとられてきたわけであります。

そういう点から見ますと、あの浅川の土手の非常に見晴らしのいいところに、立地条件としてさまざまな道路事情の問題等についても克服をされて、設置をされた方については、私はすばらしいと思いますが、長期的な運営の財政面から見て、いかがなものかというふうに思うわけであります。そういう点では大きな問題を残しているというふうに思うわけであります。

この市立病院につきましても、私は現在の時点で駐車場を買収し、さらに隣地の民家の方に交渉して、土地を分けていただいたとしても、果たして市立総合病院としての十分な機能を営む施設ができ上がるかということは、非常に素人ながら疑問に思っているわけであります。内容的に十分機能できるものがそろうのだろうかというふうに疑問に思っていますが、この辺についての詳しいお話が、現在のところございません。

そうしますと、まさに現在の市立総合病院の敷地面積が6,392平米、現在買収しましたのが450平米ということですから、せいぜい7,000平米くらいのところになるだろうというふうに思います。ところが社会教育センターの敷地は先ほどもお話ししたとおり9,440平米ということで、ここではかなり抜本的なものができるわけであります。そうしますと、この4･3ブロックへの市立病院の話ということは、非常に説得力のあるお話だというふうに私は思ったわけであります。

この点、市長はどのようにこの辺の考えを今後とも詰めていかれるのか、まだまだ総合病院の建設資金の問題につきましても時間をかけていく経緯があるわけですので、簡単にこうだというふうには言えないと思いますが、その辺どのような手法で進めていかれるか、お聞きをしたいと思うわけであります。その点が4･3ブロックの問題でもあるわけであります。

さらに温水プールの開設の問題もありますが、これは東部会館が1,200平米ということを考えますと、現在、4･3ブロックの中の第一保育園が2,419平米ということで、優に倍の敷地があります。また多摩平支所すらも1,206平米ということで、東部会館よりも

若干多いくらいの敷地を持っているわけですので、この辺の温水プールについての構想は、私は十分可能であるというふうに思います。

以上、るる申し上げましたが、市長の多摩平支所廃止の理由は何であるのか。職員の定数を減らすという点とか、さまざま複合的な理由があると思いますが、その辺のお話を承りたいということが第１点と、この高度利用ということを考えますと、現在の用地取得が困難な中では、まさに4･3ブロックは非常に貴重に使わなければいけない地域であるというふうに思いますので、今、市民から要望の高い市立総合病院の建てかえということを、一つの例としてお話をさせていただきましたが、その辺の総合的なお考えをお聞きしたいというふうに思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　当面する大きな課題について、問題を憂えるという立場から、御質問をいただいたというふうに受けとめております。

たまたま６月１日号の広報で、多摩平支所の本庁統合についてという記事を掲載いたしました。ちょうどこのとき、大筋として将来の考え方が発表できる段階になった、こういうことも申し上げておるわけであります。

御質問の中の多摩平支所の本庁統合ということは、かねがね行政改革の一環として、また市内の道路交通の整備等に合わせてむしろ実施しなければならない。またその背景には、現在つまり四丁目３番地、行政の一区画でありますけれども、ここに幼稚園、保育園あるいは消防署、そして多摩平支所という重要な施設が込められておるわけでありますが、これらを幼稚園、保育園、特に保育園は第一保育園と言われるように、日野市で最初にできた――ちょっと間違えました、幼稚園の話でしたが、とにかく早い時期にできた保育園でありまして、木造で大変いい保育園だというふうに我々も思っておりますけれども、やはり施設としては老朽化したと言わざるを得ません。つまり建てかえを要するということであります。

それらを総合して考えます場合に、今のお話にもありますような四丁目３番地、9,500平米の市の公有地をいかに今後活用していくかという課題と、深くかかわるわけでありまして、確かに面積の上から言うと病院の建てかえ用地としてもかなり意味を持つということは、検討の課題であったと思っております。

しかしながら、一方には南部に医療機関が希薄であるという住民要望の問題と、もう一つは病院を最優先して建てかえの場所をかえる際に、現在の機能を仮設にしてもどこに持っていくか、多分多摩平の第一公園に仮設の建物をつくって、そして一つの循環の

方式をとりながら建てかえていく、そして最終的には四丁目３番地ブロックに仮に病院を建てるといたしますと、その病院の跡地に幼稚園、保育園あるいは社会教育センターの施設も含めて、そこにまた建て直すという、かなり長い期間の事業になっていくということは推測できるわけであります。

そしてまた、伴う経費ということで考えましても、用地の取得費は直接的には支出なしに済むわけでありますけれども、その建てかえの一つのサイクルを描いてみますと、決して容易ではない。仮設の建物といいましても、幼稚園、保育園のことになりますから、かなり整った物をつくらなければならない、病院の後の建物がうまく利用できるというふうに考えたいわけでありますけれども、そう簡単にはまたこれもいかないだろう、こう思うわけでありまして、多元的に順序をつけていかなければならないわけでありますが、それをなるべく単純化いたしますと、南部の地域病院の要請に対して一気にこたえる方法と、それから病床を確保するという将来の日野市の医療行政としての課題と、それから特にまた財源を支出して用地を求めるとしましても、それは区画整理の中で処理できる、こういうふうなことをあわせ考えまして、総合的にと申しましょうか、端的に言えばまず支所を本庁に統合する、それから消防出張所をちょうど適切な方向に当たります平山の川北地域に移設をする、こういう順序をとりながら、今の四丁目３番地のブロックの中に、支所部分とそれから消防出張所を取り払うことにいたしますと、一定の空き地ができてまいります。その空き地から順序をつけて建てかえが成り立っていく、こんなふうに考えておるわけであります。

また一番最初の部分として重要なのは、まさに支所を本庁に統合する、その代替措置ということに伴ってまいります。市民に不利益、不便をおかけしない、なるべく御迷惑がないようにしなければいけない、これもまた伴うわけであります。

そこでちょうど豊田の駅前の、市が所有いたしましたこの狭い土地ではありますが、これも放置しておくわけにもいかない。将来の豊田の南の地域の再開発事業を含めて、北との関係のできるアクセス用地というふうに申し上げておるわけでありますが、この用地の当面の用途を考えたいということで、場所が一番展示場という施策が適当だろうということに、内部的に到達をしたところであります。

そういうこれからの展開の順序を、市民に何とか御理解をいただく第一歩の情報として発表させていただいた、こういうことであります。

それから交通利便の問題は、御指摘のとおり、本当は何か市の直営に近い形で、市内交通のバス利便が行えればこれにこしたことはないというふうには思っておりますが、

当面といたしましては、現在の運行をふやすとか、あるいは時間帯を長くするとか、そういうことが可能であるというふうに取り組んでおります。

それからお言葉の中に選挙絡みというふうにもお聞きしたわけでありますが、私はそういうふうに自分が考えてないということはもちろんであります。なるべくそういうことから別次元の状態で、市民要望に正確にこたえていくという立場に立ちたい、このように考えるのが当然だと思っておりますし、それから確かに失敗は許されないということは、もう大前提であります。そう考えまして、一番失敗のない方法ということで、手順を考えたというのが内容であります。

浅川宛のことと比較をされて、長期的財政面という問題も確かに重要なことでありますので、できるだけ財政負担のかさばらない方法で安定の経営をする、そういう方策を取らなければならないということは、病院の場合でも、あるいは老人施設の場合でも同様であります。

伴って、地域の施設といたしまして、集会所あるいは五小、六小を対象とする児童館、あるいは温水プールというものものもかねて話題に上がっておった施策でありますので、こういうこともなるべく可能にしたい、こういう考えで描いておるものでありまして、もちろんまだ詰めなければならない部分は多々あろうと思っておりますけれども、このことが日野市民の利益に、あるいは町の将来の発展にむしろ大きく貢献できるのではなかろうかというふうに考えております、ということを、お答えにしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、市長から大枠についてお答えをいただきました。私は、選挙絡みということをお話ししましたけれども、一つは選挙によって、市民の方の意向をそれだけ非常に正確に大きくお聞きをする時期でありますから、それによって政策の変更をしたりするということは、私も否定はしません。国でも都でも、これは必然的についてくることですから。

ただその場合でも、ぶれの部分が許されるものと、許されないものというものがあるというふうに私は思うのです。今の市長のお話ですと、そういうことのない形で貫いていくという姿勢は私も大賛成ですので、ぜひそういう姿勢でこれからも進んでいただきたいというふうに思います。

まさに今回の市会議員選挙では、市立病院についての建てかえというのが急浮上いたしました。前から指摘をされておりました、今回、病院の建設基金ということで、いきなり10億円の基金がぼんと出てきたという経緯もありますので、申し上げたわけであります。

特に南部地域への病院というお話ですが、一体市民の方がどういうふうな内容の病院であっていただきたいのかということが、まだつかんでいない状況があると思います。市立病院のさまざまな機器の導入、建て増し、建て増しという中でも、さまざまな機能が備わっていないので、逐一それに対応するために毎年のように努力して、現在の市立病院ができ上がった経緯があります。せっかく南部に病院をつくったという場合でも、それが市民の方に的確に希望に応ずるようなものでなければ、私は意向に沿ったことにはならないというふうに理解をいたします。

そういう点から踏まえますと、南部地域の公設民営なのか、公設公営なのか、折衷的なものなのかということが、依然として不明確なままであります。どのくらいの規模で、どのくらいの設備で、どのくらいの機器を入れて第何次体制までのものなのかということが不明確なまま、私は南部病院という形をとるということは、大きな失敗をする危険性が高いというふうに理解をいたしますので、その辺は特別病院等の委員会が何回か行われて、合意を得た経緯もありますので、その点踏まえて、慎重に進めていただきたい。

これは特に4・3ブロックについての敷地の利用についても、病院の建てかえについては密接に絡んでまいります。特に今、市長のお話にもありましたが、現在の市立病院に幼稚園、社会福祉センター、保育園を持ってくるということも考えられるわけであります。また、第一公園と4・3ブロック、現在の市立病院を総合的に運用しながら建てかえをするということも、可能な話になってくるわけであります。そういう点について、ぜひこれからも検討していただきたいというふうに思います。

若干細かくなりますが、この構想の中には、地域集会施設と児童館の新設というふうにあります。現在の多摩平支所は非常に古い、老朽化したものであるということですが、現在のさまざまな状況から見ますと、現在、職員の方が６名か７名の方でおやりになっている。豊田の駅に２人の人が来るという形をとって、先般、社会教育部長の方に、多少八つ当たり気味でしたけれども、百草図書館に４人の正職員が２人で済んだという経緯があります。

恐らくこれで私は、部長のお話ですと、有能な方に嘱託職員としてお願いをしてということですから、私もこの展開が４人が２人になったことによって、実際に百草図書館を利用される方の不便がどういうふうに出てくるかということは、難しいことだと思いますが、ずっと見ていきたいと思いますが、それにしても簡単に２人も出たわけです。

そうしますと、現在、これは沢田議員からの指摘だったと思いますが、現在の支所がどのくらい使われているのかという件数を話をしてもらいましたけれども、答弁をいただきましたけれども、そうすると役割は終わってはいないというふうに、私は理解しています。そうしますと、正の職員の方を例えば３名なら３名にして、あとは市の職員の方で、退職をされた方を嘱託職員という形でお願いをしてやっても、多摩平支所の機能ということは、私はほかの面積をとらないで十分にできるというふうに理解をしております。

市長のお話ですと、多摩平支所の統合というのは、一つは道路事情がよくなったということを挙げておりました。あと行政改革を言われておりましたけれども、この場合に、この行政改革は何かという本質に連なるわけですが、その辺のバランス的にどうかというふうに、疑問が最終的に残ります。

あともう一つ、空き地をつくり出す、空間をつくるということですが、これも十分私は、先ほどのお話の中では持ってくるだけのスペースはあるというふうに思います。

それからバスの運行の問題ですが、これは時間帯をふやすということで対応はできるのではないかというお話がありましたが、この場合でも、やはり市の財政からの支出が民間バス会社に対する補助というのでしょうか、そういう形で今の市内循環バスと同程度、それ以上の金額を用意しなければいけない事態も、私は十分過去の経過から出てくるというふうに思います。

そういうふうに考えますと、この支所の問題の理由づけがいま一歩不明確であるというふうに、私は現在のところ思っております。この辺、実務的に担当され、4･3ブロックについてはほぼ計画を煮詰めて終わったという段階でありますので、聞いておりますので、その点、企画財政部長の方から、技術的な面も含めて御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方からただいまの御質問に対します、四丁目３番地の関連する問題でございます。

前段の中では、もう既に大枠として市長の方から説明があったとおりでございます。考え方の一つとしては、この四丁目３番地の現状の公共施設を、いかに効率的に今後利用するかということでございます。そのための状況としては、消防署の問題、支所の廃止の問題等についての問題を解決する中での、その後の利用ということで、一定の考え方をまとめ上げ、調査の結果、それをもとにした整備計画をつくったところでございま

す。そういった問題を含みまして、当然その中には先ほど市長から話がありましたとおり、整備計画の中にもすべてを入れて、これから事業の具体化を図っていくということでございます。

特にプールの問題につきましては、この整備計画の4･3ブロック、当市が使っている部分としては、面積は8,000でございます。残り1,500を社教センターの用地として貸している状況でございます。合わせての面積が9440というような状況があるわけでございますが、よって8,000の利用計画の中には、具体的に温水プールを現状では計画をしておりません。

ただ、これは御承知のとおり、過去の状況も各議員さん十分御承知のことと思いますが、一時は社教センターでの建設計画があったわけでございます。そういった部分のことも含みながら、なお一層社教センターと具体的に協議をした中で、何らかの形で実施の具体化をする中での、社教センターの敷地内で社教センターがつくる場合、あるいは市が隣接地につくる場合というような二つの方向があろうかと思いますが、この点だけにつきましては、今後の協議ということになるわけでございます。

その他、幾つかの問題はありましたけれども、関連につきましては市長からお答えしたとおりでございます。よって、この4･3ブロックの支所の廃止等のバス等の問題もあるわけでございますが、当然市長がお答えしているとおり市内の循環バス増便、そういったことを積極的に図る方法と、廃止に伴っての関連の、本庁とを結ぶ連絡等のバスの問題、具体的な問題としては、現状の中では、関係部の方で、いろいろな市民サービスの低下をしないで図るべき方法を検討している段階でございます。

なお一層、議員さんの今までの意見を踏まえながら、積極的に、また市民にサービスの低下をしない方法を考えながら、この基本計画を立てていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　行政報告のときに、私、お尋ねをしたわけですが、それから余りお話が出ていないのですね。特に市民の方に影響する話ですし、公の場ですから、もう少し説得力のある話をしていただきたかったなというふうに思います。

基本原則をお話されていて、どこの点で行政サービス的に利点、それから欠点、そういう点がどうなのかということを、もう少し具体的にお聞きしたかったと思うのです。

運行バスの時間帯の増発にしても、これは今、簡単にはできないというふうに私、聞いています。豊田から日野駅までのバスがなぜ昼間の時間帯がなくなってしまったのか、

それは日野市からお金が出なくなったからだというふうに聞いております。市の方も、市内循環バスを走らすために、京王バスの方に相当の補助金を出して、さらにその上というのではたまったものではないというふうな形だというふうに聞いていますけれども、一つバス運行の利便化を図るということだけでも、お金のかかる問題があっての状況だというふうにも聞いているわけですから、その点だけでも難しい問題があるわけです。その辺についても、もう少し具体的に私はお聞きしたかったというふうに思います。

特にこの4・3ブロックの地域におきましては、先ほど申し上げましたとおり、非常に日野市内の全市民の方にとっても、貴重な財産であります。570坪の建て坪であれば10階建てが建つということは、もう事実であります。東部会館が1200であれだけの物というふうになっています。

ですから、そういう意味から日野の市民の方からみて、付近の人だけではなく、日野市全域の方からとっても、有効利用であったというふうに言われるものをつくるのが、現在、土地取得が難しい中での一つの私はあり方だというふうに思っていますので、ぜひこれからも、現在の段階ではたたき台の案でありましょうから、さまざまな意見を聞いていただいて、後に悔いを残さないような形のものを、ぜひ心血を注いで進めていただきたいということを希望して、終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の２、多摩平四丁目３番地ブロック計画について――６月１日広報ひの市長の話に関連して――の質問を終わります。

一般質問21の３、ＪＲ中央線（多摩平陸橋～平山橋陸橋間）にまたがる交通対策についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　過去にこの東豊田四丁目－三丁目間というお話は何回かさせていただきました。今回で４回目になるかと思いますが、今回はそれと密接に結びついているわけですが、新しい提案ということで、行政の今後の取り組みの中で研究をし、検討をしていただきたいということで、提案をさせていただく内容であります。

豊田駅から日野駅にＪＲ中央線が走っております。東豊田三丁目－東豊田四丁目を横断するような形で進んでいますが、そうしますと緑地帯にぶつかるわけであります。先ほど出ました多摩平陸橋の手前の話であります。この間はかなり高度が高くなっておりまして、優に人が通れるような、また車も通れるような、トンネルをつくることは可能であります。ぜひ私はここにつくったらどうかということを提案するわけであります。

その理由を述べさせていただきますと、一つは一番橋上流の、一番橋から堀之内踏切にまたがる道路が今、完成に向けて鋭意進められておりますが、これが完成したときの道

路事情につきましては、前田都市整備部長の指揮で、道路事情調査についても報告をされる時期が近いと思いますが、実際にはこの辺の地域が道路事情で悪化をしてくるということが、十分予測されることになりました。特に八王子方向、旭が丘、多摩平方向からの車両がこの辺の地域に入ってくるということが十分予測される状態になっております。

そういう点を踏まえますと、この東豊田四丁目－三丁目の一番奥まった緑地帯、すなわち第一コーポラスの奥まったところにこれをつくりますと、いわゆる人の歩く道としての橋頭堡が築けるというふうに理解いたしております。これは東豊田四丁目、三丁目の方だけの生活道の利便が高まるということではなくて、学区の検討も検討されておりますが、小学校区、中学校区の通う、ＪＲ中央線をまたがる方の子弟の安全度としての機能も果たすことになります。

さらに日野ではさまざまな段丘コース、散策コースというものをつくって、パンフ等にも刷り込んでおりますが、この辺の黒川段丘散策コースへの一つの利便性を高めるということにもなると思いますので、提案をしているわけであります。

さらに堀之内踏切、黒川踏切にかけては、ＪＲ線のあかずの踏切になってきている状況が非常にあります。そういう点を踏まえますと、やはり歩行者のための生活道路としては、車両とは違いますので、この辺の利便さを図ってよろしいのではないかというふうに理解をするところであります。

さらにいわゆる東豊田三丁目の地域の住民の方の袋路対策についての避難路としての確保ということでも、利便が高まるというふうに理解をしているわけであります。この辺の状況を踏まえて、現在、建設部の方ではどのようにお考えになっているか、一点、お聞きしたいと思います。

二点目は、前回黒川踏切についての拡幅についてはお話をさせていただきましたが、この黒川踏切から豊田駅の中間点にＪＲをまたいで歩行者用の専用陸橋があります。これは見ておりますと、かなり使われております。特に気の毒でありますのは、乳母車を持ち、さらには自転車を引きずるようにしてこの陸橋を渡っている方をしばしば見受けるわけですが、このような状況を解消するには、全国にはかなり多くの例がありますが、ＪＲ線の上のこの陸橋の部分を、自転車等を引いても渡れるような構造に変えることが、私はこのＪＲ中央線に分断された地域の両側の市民の方の生活道路としての大きな役割、発展につながるというふうなことで提案をさせていただいております。

ただ問題は、豊田駅の前回でもお話のありましたとおり、南北開通についての構想がございます。この南北道路が開通すれば、陸橋の問題はあえて歩行者用、さらに自転車

も通れるような形のものをつくることはどうかという問題が、当然起きてくるわけですが、その点も踏まえて御答弁をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問の２点、まず１点目は東豊田四丁目－三丁目間にトンネルの設置ということでございます。

東豊田三丁目及び同四丁目は、ＪＲの中央線を挟んだ地区でございまして、両地区とも直接結ぶのは、先ほど御質問者からお話がありましたように、堀之内踏切でやっているわけでございます。この点については、利便性に欠けることも事実でございます。また踏切内を通過する人も、まれにあると聞いておりますけれども、これは線路を渡って非常に危ないので、これについては、即管理者であるＪＲの方にも申し入れをしていきたいと思います。

黒川緑地の段丘下の道路については、吹上幹線１号線と吹上23号線をトンネルに結ぶ案でございますけれども、これについての可能性も含めまして、これから庁内の論議を深めまして、関係機関とも調整をいたしまして、方針を固めていきたいという考え方でおります。

それから２点目の歩行者専用の陸橋の改良でございますけれども、これについては歩行者専用の陸橋の設置の経緯と、それから今後の対策についてお答えをさせていただきたいと思います。

この人道橋の跨線橋は、豊田の電車区の新設に伴いまして、踏切の廃止に係る機能回復といたしまして、設置されたものでございます。昭和41年の２月に東京都首都整備局を経由いたしまして、国鉄東京第二工事局からされた一連の協議の中の一つでございました。

市といたしましても、国鉄の長期計画に基づきまして、中央本線の輸送緩和の一環といたしまして、この問題について理解をいたしまして、豊田駅付近の改良工事の一つである当該踏切の廃止はやむを得ないという判断のもとで、この廃止に踏み切ったわけでございます。この代替といたしまして、人道橋の設置を求めたわけでございます。

この中で、技術的な問題でございますけれども、橋をかける場合には緩い勾配にしていただいて、自転車通行可能のような形で橋をつくっていただきたいという要求をいたしましたところ、技術上、これは地形上の関係でございますけれども、この緩やかな勾配でやるということは、不可能であるということの結論に達しまして、現在の施設ができているという状態でございます。

昭和43年に豊田電車区が完成をいたしました。その後この人道跨線橋の帰属の問題、それから管理関係の問題、これらについてはまだ不明確なままきておるわけでございます。こんなような問題でございますもので、すぐこれの対策ということもできないわけでございまして、今後の処置といたしましては、関係当局とも協議いたしまして、まずこの管理の位置づけを明確にいたしまして、その中でこれからの施設の改良等についても検討をしていきたいという考えで現在おります。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　先ほど部長の方から多摩平陸橋から堀之内踏切に渡るＪＲ中央線を、金網を破って入ってくる現状も、今、御報告をいただきましたけれども、私もこの点については付近の方から聞いております。特に大人が金網を破って、ＪＲ中央線堀之内踏切まで出ていくのが手間取るものですから、横断をする経緯ということで出ているわけです。それを子供がまねする状況も、もう出てきておりますので、先ほど部長から現状認識ということでそのお話もいただきましたが、ぜひその辺の対策は、至急とっていただきたいというふうに思います。

最後に市長にお話を承りたいのですが、特にこの東豊田三丁目、四丁目につきましては、市長もしばしば足を通われて、地形的にもよく御承知の場所であります。私はこのトンネルの設置、豊田第一コーポラスの先のところにトンネルをつくると、いわゆる一番橋から堀之内踏切へ車が殺到してきます。それが現在の下水処理場に向かって、さらには多摩平の団地の方へ抜けていくというふうな形がとられてきますので、できれば人が歩く道、生活道路と学校へ通う道と、なるべく交差しないというふうな形をとれば、この考え方というものも尊重すべきではないかというふうに理解しているところですが、市長のお話を承りたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東豊田三丁目、四丁目、吹上区画整理事業によってできた住宅環境であります。中央線が東西に走って、ちょうど今、南北の関係を分断するという状況がありまして、確かにいろいろな意味で生活上の利便、あるいは南北の交流が断たれておるということは、もう明らかな事実であります。

既にできておるまちでありますから、大きくほかの幹線を曲げるというようなことは不可能でありますが、施策によって何かそれらの改善する方法があれば、当然やっていいことだと思っておりますので、もっと状況を勉強もいたしまして、また御意見もお伺いさせていただきまして対応を図りたい、このように伺ったところであります。

○22番（夏井明男君）　以上で終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって21の３、ＪＲ中央線（多摩平陸橋～平山陸橋間）にまたがる交通対策についての質問を終わります。

一般質問22の１、横田米軍基地への核兵器持ち込みの動きについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　米軍横田基地への核兵器持ち込みの動きについて、一般質問をさせていただきます。

この米軍横田基地の動き、特に核兵器が貯蔵されているのではないか、積みおろしのセンターになっているのではないか、あるいは日野の上空を核兵器を積んだまま米軍機が飛行しているのではないかというような疑いなどにつきまして、これらの危険がなくなることを願って、数回にわたり一般質問を行ってまいりました。

ところが今回また、さらに新たに一つ横田基地におきまして核兵器が貯蔵されているのではないか、積みおろしが現に行われているのではないかという疑いが確実になってまいりましたことを機会といたしまして、質問をするわけでございます。

去る６日の参院予算委員会におきまして、日本共産党の上田耕一郎議員がこの件について、政府に質問を行いました。それはアメリカからの資料をもとにいたしまして、政府に問いただしたものでございます。

米国防総省の核兵器局と、米エネルギー省が1989年に共同で作成しました資料が出てきております。「核事故対処能力リスト」、この中に横田基地のことも出てきているわけでございます。在日米軍の核兵器事故対策部隊、これが横田基地にも配属をされている、このことを政府に質問をいたしました。

外務省は、この部隊が配備されていることを認めたわけでございます。しかし核兵器の存在についてはどういう答弁をしたか。外務省の松浦北米局長は、核事故に対応する能力を持つ部隊が存在していることと、核兵器が存在していることとは別であるという言い逃れをしております。しかしこの米国防総省とエネルギー省が作成した文書によりますと、間違いなく横田基地にも核兵器が貯蔵されている、だからこそその事故対策部隊が配備されているのだということが、はっきりと証明されるものでございます。

例えば横田基地には放射能の一つであるアルファ線測定をするための機械が９台、配置をされております。核兵器の事故というのはどういうふうにして起こるか。現在は核兵器は分解して保存をされていると言われております。核攻撃が指令されて初めて核兵

器を組み立てる、この貯蔵、組み立てなどの際に、核爆発までに至らないものの、保管容器の破損などによる核物質の流失、放射線の放射などの事故が予想されるわけでございます。

放射線の中にはベータ線、ガンマ線というのがあるわけでございます。これは比較的長い距離まで飛ぶ放射線でございます。ところがアルファ線は普通の空気中、大気の圧の中では２センチ５ミリしか飛ばない。核兵器の至近で測定して初めて意味がある放射線でございます。横田基地にこのアルファ線を測定する機械が９台も設置されているというのは、はるかなところを測定するのではなく、２センチ５ミリのところまで近づいて測定する必要があるから、こういう機械を置いてあるということが言えるわけでございます。

そういう点から、私はますます一層横田基地には、日野市の端から６キロのところ、ここに核兵器が貯蔵されている。日々行きかう米軍機でこの積みおろしもされている、このことをますます疑惑を持つことになったわけでございます。もともとこの核兵器が日本に持ち込まれているということは、ある意味で常識になっております。例えば６月17日の東京新聞２面にこういう記事が出ておりました。

共同通信が、日米安保条約改定交渉当時の駐日米大使、ダグラス・マッカーサーに記者会見をいたしました。そのときに、このマッカーサー元駐日大使がしゃべった１問１答が紹介されております。元大使は、核兵器を積んでいる場合、取り外すことはないと確信しているということを言っているわけであります。そして当時の日本の代表者の一人であった藤山氏、藤山氏もこの点を了解をしている、こういうことをマッカーサー元駐日大使が、今日の時点でも公的な通信社に対して言明をしたわけでございます。

米国の艦船や米国の航空機が核を積んでいる場合には、帰港や着陸に際して取り外すことはない、しかも核搭載の有無は公表しない、こういうことを明言をしております。そして「赤旗」新聞の６月17日の記事も、興味深いものがございます。

これは1960年当時の防衛庁長官、赤城宗徳さんが赤旗にたくさん、インタビューに際して発言をされております。安保条約の交渉のときには、私はほとんど岸内閣の中枢にいなかったので出席しなかった。岸さんと藤山さんの関係で、藤山さんにばかりやらせていた。事前協議のことも、藤山さんがもっぱら米側と相談してつくったものである、と発言しているわけでございます。

そしてアメリカはトランジットで通過するだけだということで、核兵器を積んでいても通過するだけであるということで逃げている。実際は水爆を沈没させたアメリカの空

母、タイコンデロガが横須賀に寄港したことでもわかるように、米艦船が核兵器を積んで日本に来ていることは間違いないのだがと、赤城さんがしゃべっているわけでございます。

そういうことを受けまして、立川市は８日、米軍横田基地の関係当局に対して、この核事故対応部隊等のことについて事実関係を明らかにするように、調査を申し入れたということでございます。また、今関連いたしまして、米軍機の騒音問題で町田市を初め、夜間の米軍機の訓練等を即時中止するように関係当局に抗議をしたり、申し入れをしている状況がございます。

日野市の上空の米軍機の飛行状況も、現在激しいものでございます。これは私がきのきうきょう感じた爆音を、朝の部分だけちょっと記録してみました。きのうの朝は７時50分１回、８時10分１回、８時20分に１回、８時47分から９時12分の間に７回、これは百草団地上空を通過した爆音でございます。このうちヘリコプターと思われるものが１回、民間機の航空であると思われるのが２回ございました。

こういうことで７分から10分の間に米軍機が１回、朝の間に通過をしたわけでございます。けさなどは大変暑く、窓をあけておりましたが、５時50分に１回、既に飛行をいたしております。そして６時15分１回、６時半１回と、非常に米軍機の飛行が激しい状況にあるわけでございます。

ところがそういう通常の飛行のほかに、夜間でございますとか昼間、低空で飛行して住民が驚く、そういうこともしばしばでございます。私のうちなどにも、なぜなんだということで問い合わせがあります。ところが日野市の公害担当の方にはほとんど電話が来ないという状況のようでございますけれども、どこにこういう疑問や不安、これを問い合わせたらいいのか、あるいは抗議をしたらいいのかということが、住民の皆さんわからないために、日野市の公害にまさか電話をすればいいということがわからなくて、電話をされていないのじゃないかというふうに思うわけでございます。

町田市などは、公害担当の４本の電話が、異常な爆音のときは鳴りっぱなしだということでございますので、日野市でもそういう間の事情がＰＲがされれば、日野市にもいろいろの苦情などが来るに違いありません。

こういう状況の中で、３点に分けまして質問をいたします。

第１点は、日野市上空の米軍機の飛行状況を、最近どういうふうにとらえているかということでございます。第２点は、通告いたしておきましたが、横田基地への核兵器の事故に対応する部隊の動向について、調査をしているかどうかという点でございます。

それから第３点は、米軍機や自衛隊機などによる最近の実際の事故の実態というものを、日野市などはつかんでいるかどうか、もしつかんでいれば、お答えいただきたい。

以上、３点、お願いをいたします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　御質問にお答えいたします。

まず第１点といたしましての、日野市上空におきます航空状況でございます。御存じのとおり、日野市の上空にかかわりを持ちます基地といたしましては横田基地、それから立川基地がございます。

まず横田基地でございます。平成元年６月に市立旭が丘地区センターに航空機の騒音常時測定器を設置いたしまして、飛行状況を連日、監視しておるところでございます。約１年間のデータによりますと、飛行回数等に、特に著しい変化というものは見受けられないところでございます。今後、夜間飛行の増加等の事実があるとするならば、そのとき関係機関に中止の要請をしていきたい、大まかにはそのようにお話し申し上げます。

また立川の陸上自衛隊Ｃ１ジェット輸送機の関係でございますが、これにつきましては、昭和57年10月26日から災害時の物資輸送を目的として月１回、経験飛行を実施しておるところでございます。今月までに84回、入間基地から飛来しております。当市でも数年間騒音測定をし、騒音の被害度あるいはそのコースについて確認してまいってきております。しかし状況といたしましては、その騒音の被害度あるいはコースについて確認できた、一つの固定的なものという判断がつきまして、現在は測定を中止しておるのが実情でございます。

それでは少し詳しく御説明申し上げたいと思います。

横田基地の最近の飛行状況に戻りまして、横田基地は、昭和46年に戦闘部隊が沖縄に移住いたしましてから、輸送基地的な性格が強くなりました。現在、基地に離着陸いたします航空機も、輸送機が主体となっております。常駐機といたしましては、ハーキュリーズと言われます輸送機、Ｃ130、これは18機、それから練習機、これはジェットでございますが、Ｃ21Ｓというのが２機、それからヘリコプターＵＨ１、これが２機、練習機、これは双発ジェットでございますがＰ39、これが１機、ＤＣ９、これは大型輸送機ですが、チャーター機といたしまして１機、５種24機が常駐機と言われておるわけでございます。

ところが隣接いたします市の調査によりますと、毎年横田基地に離着陸いたします航空機というものは、五十数種に及んでおります。その代表的なものを申し上げますと、

スターリフター、これは輸送機でございます。C141、またはギャラクシーと言われておりますC５、あるいは空中給油機、KC135、あるいは小型ジェット機、C21F、またUH１、以上、代表的な機種を挙げたわけでございますが、これらのほかに、戦闘機といたしまして、ファントムと称されますF４、それからF15、A６などの戦闘機、艦載機もときどき飛来するというのが実情でございます。

このような状況から、日野市でも先ほど申し上げましたように、旭が丘中央公園内にあります地区センターの屋上に測定器を設置して、測定を続けておるところでございます。その結果によりますと、平成元年６月から約11カ月、336日間の測定の結果でございますが、日報により月報を集計しますと、平成元年11月に69という数値が上がっております。それからいたしますと、かなり多い月がありますが、他の月はほぼ横ばいの状況で78という数値の前後を示しておるところでございます。

それで、今挙げました数値でございますが、航空機騒音に係る環境基準から申し上げますと、基準値は70でございますので、少々その基準を上回った状況が現出しておるということになろうかというふうに思います。

それでは、それらをある程度まとめた数値といたしまして、１日の飛来回数を見てみますと、１日平均25.8機という数値が上がっております。そのうち時間別に見ますと、７時～19時が20.7機ということで、最高値を示しております。念のため、ずっと申し上げますと、０時から７時が1.1機、７時から19時、先ほど申し上げました20.7機、19時から22時、これは3.8機、22時～24時、これは0.3機、そういったような１日の飛来状況でございます。

またこれを曜日別に飛来回数で見てみますと、１週間を通しまして、火曜日が一番多い結果を示しておりまして35.6、それを順次申し上げますと、日曜が14.1、月曜日29.1、火曜日、先ほど申し上げました35.6、水曜日30.0、木曜日24.2、金曜日23.2、土曜日13.4、こういったような状況でございます。

騒音の平均といたしましては、80ホンでございます。平成２年５月22日21時25分、23日の21時27分、この辺で104ホンと最高音を記録しておるところがございます。過去の調査等によりまして、ギャラクシーC５の飛来と思われる節がございます。

次に立川の方でございます。特にこのC１ジェット輸送機の飛行状況でございますが、非常災害時等の物資輸送を目的といたしておるということは先ほど申し上げましたが、発進地は埼玉県入間基地を発進しております。立川飛行場への経験飛行でございまして、昭和57年10月26日から始まりまして、今月までに月に１回、84回飛来しております。毎

回15時、午後３時前後に入間基地から日野市の東、いわばクリーンセンター付近でございます、から進入いたしまして、大きく西へ旋回し、北へ進路をとりまして、立川飛行場への延長線に当たる多摩川にかかるＪＲ中央線鉄橋下流より、着陸体制に入ります。

１回目はロー・アプローチ、いわば低空飛行になります、を試みまして、同じコースを旋回し、着陸し、約30分、機体の点検をした後に南へ向けて離陸をしていく。その後は逆のコースで日野市内を旋回して、入間基地へと向かっていくわけでございます。現在、C１ジェット輸送機の飛来日は、防衛庁から立川市の基地対策課へ連絡が入り、それを日野市等関係８市へ継送電話をもって知らせる、こういう手当てになっております。当市でも、第１回目から数年間、多摩川堤防とクリーンセンターにて総合測定を実施してきたところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、被害度、コースについてほぼ判断できましたところから、測定は中断しております。

その測定結果でございますが、１回目から20回目までの飛来につきましては、多摩川堤防上で86ホン、それからクリーンセンターの位置で74ホンということでございます。あと立川基地の関係といたしましては、自衛隊のヘリコプターということはがざいます。これも記録をとっておりますが、市の方といたしまして見ますと、航空騒音基準であります70という単位値よりも下回っております、60という数値が上がっております。11月の９日に始まりまして、15日までの間に29機、それから11月16日から22日までの間で46機、こういう格好でございます。

以上、状況としてはそんなことでございます。

それから第２点目、長くなりまして恐縮でございます。核事故処理部隊ないしは核兵器ということでございますが、大変残念ではございますが、市の立場での立入調査ができないのが現状でございます。核事故処理部隊の存在の有無につきましては、確認できない状況にございます。

当市は議会の全会一致によります核兵器廃絶、平和都市宣言を行っている市でもございます。その立場から申し上げますと、万一、横田基地に御指摘のような核事故処理部隊が存在しているとするならば、当然この日野市の上空に、核兵器を搭載した輸送機の通過が懸念されるわけでございます。見過ごすことのできない事態であると言わなければならないわけでございます。そうした原則的な規定を固く守って、事柄に対処してまいりたいと考えるところでございます。

第３点目の事故の関係でございます。これにつきましても、やはり私どもの入手できる情報というのは、ほとんどがマスコミに扱われた程度でございまして、今手元に持っ

ております資料によりますと３件、すなわち昭和52年９月27日の、横浜市緑区に墜落いたしました米軍機の関係が１件でございます。それに昭和63年９月２日、これは岩手県下閉伊郡川井村に墜落いたしました事故でございます。

もう１件といたしましては、平成２年、ことし３月18日のことでございますが、埼玉県の畑にエンジンカバーが落下したという事故、この３件が把握されているのみでございます。大変不確かな資料で恐縮でございますが、以上をもちまして答弁といたします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　詳しく調べてくださいと通告いたしておきましたので、大変詳しく御答弁いただきまして、ありがとうございました。

私がこの２日間、自分の耳で感じた爆音の回数、時間、大体市の調査と一致しているようでございます。また最近、八王子の南大沢に新都立大学が移転の工事をいたしております。ここでも爆音の調査がされておりまして、今、市が調査したような形で、また各基地の関係は違いますし、飛行機の種類も違いますが、同様な状況で飛来しておりまして、ハイテクを研究する大学として、大変な危険が指摘をされている状況にございます。今後この問題は都立大学の関係者の皆さんによって、大きな問題になっていくのではないかと思うわけでございます。

このような危険な状態が日野市の上空で日夜、24時間繰り返されているということは許せないわけでございます。この背景については、しばしば一般質問でも私が申し上げてまいりました。今回一言で言いますと、やはり横田基地のこの変化というものは、日米安保条約の変質に対応したものとなってきているわけであります。

横田基地は、御承知のとおり、フィリピンの南北地域やハワイ全域などまで及ぶ指令を発する米第５空軍指令部が置かれております。その後特殊作戦部隊の常駐という、平和にとっては許せないような状況も強化されてきているわけでございます。そして最近では、フィリピンから、フィリピンの基地にいた米空軍部隊が移駐をしてまいりまして、大変アメリカ兵もふえ、また米軍機の機数などもふえてきているわけでございます。

そしてますます一層、核兵器を中心とする輸送中継機能が強化されてきております。特に最近の、Ｃ５Ａギャラクシーの核兵器を積んでいると思われる疑惑を持たれる動きというのは、激しさを増してきているわけであります。

日米安保条約が1960年に改定をされました。６月23日に発効いたしましたので、今月で満30周年ということになるわけでございます。30年前には、改定に当たって、政府が私たち国民にいろいろと公約をいたしております。しかしそれが次々とアメリカの圧力

でなし崩しにされて、公約が崩されてきているわけでございます。

例えばこの極東の範囲というのも、政府の統一見解が次々と崩されてまいりました。最初はフィリピンの以北、韓国及び中華民国の支配下にある地域となっておりましたけれども、これがフィリピン以南、あるいはベトナムへの侵略行動へ日本の政府、あるいは日本にある米軍基地自身が、直接タッチしてしまうというようなところまで進んでまいりました。

赤旗に赤城元防衛庁長官がしゃべっておられるほどに、この事前協議というものも、なし崩しになってきておるわけでございます。事前協議はあくまで米国の要請を待つというふうに変わってきて、双方でやるのだということがなし崩しになってきております。しかも最近では、事前協議の発言権は、条約上の権利として日本の政府には位置づけられていないというところまで後退してまいりまして、勝手放題に米軍の出動や核の持ち込みが許される、こういう状況になってきております。

そしてまた、この30年間に米軍が利用できる面積も５万ヘクタールから10万ヘクタールと、概算でございますが、２倍の利用面積になってきておりまして、日本の国土を米軍が我が物顔に利用する、日本の政府や日本の国民はこれを干渉したり調査をすることができないという、屈辱的な状況に追い込まれているわけでございます。

そして米軍に対するこの思いやり予算もふえてまいりまして、大変な額に上がってきております。1680億円、こういう規模になってまいりました。日本国民の１世帯当たり毎年１万円、アメリカ兵のためにサービスをするという状態になってきているわけでございます。

横田基地や三沢にある米軍宿舎は、司令官クラスになると210平米、居間だけで30畳以上の居間を持って、浴室も３つあるということでございます。そしてネクタイから下着に至るまで、無料で米軍は日本政府から貸与を受けている、こういう許せない状況が米軍に対しては行われている、こういうところまで、日米安保条約は進んでまいりました。そしてアメリカの言うままに、軍事費は世界第３位にのし上がってきております。

そしてまた、最も危険なことは日米共同作戦、これがエスカレートしてまいっているという点でございます。こういうふうにいたしまして、日米安保条約に対応して横田基地での核兵器の危険性というのは、ますます増してきている状況にございます。核兵器に関連する事故、あるいは米軍機、あるいはこれと関連して行動する自衛隊機、自衛隊などによる事故、こういうものも物すごい数に上がってきております。

例えば今、市役所担当部長のお話では、３つの事故について、マスコミを通じて入手

したという例を挙げられました。しかし、これはほんの一角でございまして、1988年度だけでもさまざまな米軍関係の事故が22件、発生をいたしております。また、直接核兵器にかかわらない事故でも、原発の付近に墜落した米軍機の事故でありますとか、事故寸前の低空飛行というものは、年何回も日本の国内で起こってきているわけでございます。そういう点で、この日野市においても、事故が起こらないという保障はない、こういうところになってきているというふうに思います。

日野市の航空騒音の測定というのは、旭が丘を中心に行われております。しかし日野市の上空、近辺を通る飛行機というものがいろいろあるわけでございます。町田市で大問題になっております厚木の基地も近いわけで、艦載機の訓練、これも日野市の近辺、多摩市の上空に及んで通過いたしております。入間基地、それから横須賀の基地から飛び立つ艦載機の飛行、こういうものが横田基地と関連して動いておりますので、今後、日野市民の上にいついかなる不測の事故が起こらない、そういうことは言えない状況になってきております。

しかも横田基地とともに、横須賀の基地が今度は大変な核兵器の点で危険な状況に動きつつあるわけでございます。米空母タイコンデロガが水爆を積んだまま横須賀に入港した、このことは明らかになりました。今、ミッドウエーが横須賀を母港といたしております。しかし今度チェイニー米国防長官は、新しい計画をこの２月に発表したわけでございます。

日本においては、アジアの安定に対する我が国のコミットメントの象徴として、1991年夏に空母ミッドウエーをより新しく、より高性能な空母、インデペンデンスと交代させる予定である、このインデペンデンスという航空母艦、これはミッドウエーよりさらに大変な核攻撃力を持ったものでございます。

艦載機の核兵器発射装置、ミッドウエーは２機でございますが、これがインデペンデンスは４機持っているわけであります。また、ミッドウエーは艦載機の積載能力62機でございますが、インデペンデンスは86機積めるわけでございます。これらはすべて、最近小型化した核兵器を積む能力を持った攻撃機ということになっております。

そしてインデペンデンスが起こした事故だけでも、1959年から12回も大事故を起こしてアメリカ兵が死亡するという事故を起こしておりまして、大変危険な航空母艦と言われております。こういうのが横須賀港に参りまして常駐する、そして核弾頭は大体100発積んでいる、広島型原爆の爆発力にかえますと、3,000発分積んでいるということでございます。

これに呼応して、横田基地が核攻撃の訓練を繰り返すことになってまいるわけでございますので、当然、上田参議院議員が国会において追及されたような、この核事故に対処する部隊の配備というのが現実化してくることになるわけでございます。

したがって、日野市といたしましても、すべての知恵と権限を働かせて、横田基地の調査あるいは事故などが起こらないような事前の、自治体としてできる対応策、運動、そういうものを強めていくということが、私は大変重要になってきているというふうに思います。

冷戦の終結であるとか、緊張緩和ということが言われております。しかし現実には横田基地などを中心といたしまして、核兵器の貯蔵、核兵器を使う軍事演習、こういうものは日本を中心にしてますます一層強まってくるわけでございます。そういう点で、日本国民の立場から見るならば、果たして本当に緊張緩和なのかということを疑わざるを得ないというのが、現実の状況になってまいっております。

こういう中で、先ほど紹介いたしました赤城元防衛庁長官も、もう日米安保条約は要らないというところまで、はっきりと断言されるような状況になってきております。時間の点もございますので、赤城元防衛庁長官の発言されたすべては省略いたしますけれども、はっきりと安保はなくした方がよいと、こういうふうに発言をされる状況でございます。

そしてまた（「聞きたくなったよ」「読まなければだめだよ」と呼ぶ者あり）例えば外交問題の先端をいかれた方で、現在、日大教授になっておられる浅井基文さん、この方も「赤旗」紙上に、日米安保体制を精算するということを強く強調される状況にまでなってきております。

なぜかということについて、浅井先生はいろいろおっしゃっているわけでございます。まずアメリカについての見方でございます。ブッシュはソ連が後戻りできない軍縮をするなら、米国は後戻りできる軍縮をするという発言をしている、こういうところを日本国民はよく見なければいけないという点を強調されているわけでございます。

ソ連の脅威が減ったために、アメリカが言い出している、今までもあったけれども、露骨に言わざるを得なくなった新しい脅威、これはアメリカが現在、開発途上国その他世界中のさまざまな理由による事件にまで手を伸ばして、アメリカの世界支配の欲望、これを現在も持ち続けて、フィリピンのアキノ大統領が要請すれば米軍がすぐに沖縄から対応して、海兵隊が出動する事態さえ生まれた、こういう点を日本国民は見ておかなければいけない、こういうことを指摘されております。そして浅井先生がおっしゃって

いる点は、一つはソ連が最早米国の行動を規制するつっかえ棒にはならず、米国が世界の秩序の番人という思い込みから、軍事力行使に走りやすい状況が生まれている。

２番目には、米国の経済の立て直しは国際的にも急務ですが、やはり軍事戦略を根本的に見直さないと出口がないことは、米議会予算局などの推計を見ても明らかだということです。それほど事態は深刻です。

日本から言えば、日米安保条約が米戦略の不可欠の構成要素になっていますから、これをあるがままにしておいて、米国の戦略を責めろといっても、自家撞着でしかありません。

３番目に、健全な日米関係の発展のためにも安保を解消すべきです。今のような安保体制をごまかしで維持しようとするようなことが続く限り、日本に民主的な政治土壌はいつまでたっても育ちません。その代表的な例が日米安保条約と非核三原則の矛盾です。国民をだましやることに米国も介在しているわけですから、そういうことで、健全な日米関係というものが長期にわたって展望できるかどうかという重大な疑念があります。

日米関係の長期的発展を考えると、日米安保の持つ意味を米国側として考えるべき時期に来ていると思います。これからの世界で日本がとるべき進路を考えれば、まさに今こそ日米安保体制を精算し、世界に対して平和への志を明らかにすべきですと、おっしゃっております。

オーストラリアとかモスクワ、北京の各大使館で調査部として現在の情報調査局、こういう重要な場所で働いてこられた浅井先生の発言でございますので、国民として私は聞くべきではないかと思うわけであります。先ほど議場から赤城宗徳さんがどんなことを言っているか聞きたいという声が聞こえてまいりました。若干、御紹介したいと思います。

「赤旗」の記者が質問いたしまして、６月17日、日曜日の赤旗１面と３面に、２面にわたって発言をされているわけでございます。かつて防衛庁長官として国会で答弁に立たれた現行安保条約が発効して、この23日で30年になります。今安保条約についてどう考えられますか――赤城さんがしゃべっている内容です。

アメリカは今、ソ連は脅威でなくなったといっても、ソ連はもちろん多くの国を仮想敵国と考えていることに変わりはない。しかし日本は軍事的に仮想敵国を持たないはずだし、持ってはならない。したがって米軍の駐留は必要がない。米軍の駐留があるために、アメリカが戦争するときに日本はかえってそれに巻き込まれ、戦地になる危険がある。米軍は安保条約とこれに基づく地位協定によって日本に駐留している。アメリカも

核の傘のもと、日米安保条約によって日本の安全が保たれているという認識は誤っている。日米安保条約は最早意味をなさない、なくした方がよいというふうにおっしゃっているわけでございます。

さらにおっしゃっております。独立国というものは主権があり、自分の国を守るのはそれぞれの国の責任だ。主権が侵されるとき、その国の自由は失われる。日米安保条約は日本の領土、領海、領空の一部を譲渡している。アメリカが日本を守ってくれているというような卑屈な考えで、何でも言うことを聞き、主権の一部を自由に使わせるということでは、ハワイに継ぐ51番目の日本州ということになる、こうおっしゃっております。

前自民党代議士、岸内閣のもとで農林大臣、官房長官、1959年から60年にかけては防衛庁長官、その後は自民党総務会長、政調会長、安保調査会長などを歴任されて、現在85歳で元気でいらっしゃるわけでございます。

私は本当に日本の国の平和、国民の暮らしを守るということを真剣に考えていただくならば、自民党の多数の方々も赤城さんのような発言をされるように今後はなっていかれるのではないかというふうに、将来を見通して、確信を持っているものでございます。

以上のようなことをいろいろと考えてみますときに、日野市としても、私はもっともっと動くべき対応策というものはあるのではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、要望を含め、再質問を申し上げます。

第１の質問に関することは、担当部長や市の職員の皆さんへの要望でございます。こういう航空騒音を測定するということを、純粋に測定するということだけが私は市役所の仕事ではないと思います。やはりそういう騒音がよって来る背景、そしてアメリカ軍がとろうとしている最近の作戦行動、こういうこともよく調査をし、勉強して測定をするということが、私は市民の役に立つと思うわけでございます。

その点で積極的に諸資料を取り寄せて勉強していただきたい。また、沖縄を初めとする全国の自治体の経験や資料、こういうものも取り寄せて研究、調査をしていただきたい。そしてその結果を市民にときどき公表していただく、こういうことが必要であるというふうに思うわけでございます。

第２問についてでございます。市には残念ながら調査能力がない、こういうふうにおっしゃっております。しかし私たち国民には知る権利があるわけでございます。国会でこれほど日本国内に核兵器が持ち込まれているという事実が資料によって明らかにされてきている中、政府当局が言を左右にして、アメリカが持ち込んできたという事前協議が

ないから、持ち込まれていないということで逃げ回っております。そういうことである以上は、国会は国政調査権を発揮して調査をする、こういうことが必要になると思います。

私たちも地方自治体としての最大の権限を使って、横田基地の米軍当局あるいは防衛施設庁当局、こういうところに繰り返し調査の申し入れをするということは、できるのではないでしょうか。そしてその結果を、あるがままに市民に知らせていく、こういうことが私は必要であると思います。そのことによって市民の関心も高まり、世論の力で必ず横田基地を調査することもできるようになると思います。このままでは、遠巻きに我々は危険な横田基地を眺めている、その間に核兵器の貯蔵庫、中継輸送基地として、横田基地が怪物として、危険なものとして成長していってしまう、そういう状況になってしまうわけでございます。

今、地球環境問題、このことが全国民のあるいは世界全人類の重要な問題になってきております。地球を汚す最大のものである核兵器、これについて私はもっともっと市や議会や市民が立ち上がって、これをなくするために頑張っていく、このことが必要だと思います。

第２の点については、市長にお願いを込めまして質問をいたします。ぜひ日野市長の立場で横田基地あるいは関係機関に対して、この核事故処理部隊の存在などを含め、核兵器の危険性がないのかどうか、調査の申し入れをしていただく、そして結果次第によっては公表していただく、そういうことを今後強めていただきたい。市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

そして第３点の、事故についての３件の紹介がございました。これは新聞紙上だけでも、調査しましてもう何百件という事故が発表されてきているわけでございます。特に核兵器を輸送できる軍用機、あるいはこれと関連のある航空母艦等、こういうことの関連の事項を私は過去にもさかのぼってよく調べていただき、必要な場合には市民にも示していただく、そしてこういう事故がないように市民が願うように、そしてまたそういう運動を起こすようにＰＲなどもしていただく、そういう積極的な立場を、これは要望しておきたいと思います。

答弁、第２点についてお願いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもが日野市民の安全を守る立場から、いろいろな情報を正確に把握するということは大切だというふうに考えます。

ただ軍事関係に関しましては、政府から地方自治体に情報が知らされるという状況は、今までほとんどありません。知り得る手段というのは、新聞等を中心とするいろいろな取材記事、これらによってある程度の客観資料は持ち得るわけであります。たまたま日野市が割合早い時点で、一つの自治体として核兵器廃絶、平和都市宣言を行っている、このことは単に現在の軍事情勢、つまり周辺の一番身近な横田の基地を対象としているということではないわけでありまして、世界全体、きのうも質問にお答えしましたように、米ソの核戦略をもとにする冷戦構造で、相当長い期間、世界平和が揺れ動いてきたという状況はあったように思います。

そして現在あらわれておる冷戦構造の、きのう使いました言葉では雪どけというふうに申し上げたわけでありますが、この方向が正しく推移して、そして日本の安全はもちろんのこと、世界の安全に大きく寄与していただく、寄与してもらう、こういうことを期待するわけであります。

疑えばこれはもう切りがないわけでありますし、そう簡単に仮想敵国というものが、ある日突然解消するということもあり得ないことだと思います。したがいまして、我々がなし得る、自治体という範囲の権限や能力をできるだけ大きく訴えてといいましょうか、市民意識を高揚して、絶えずそういう願望を発表し、また行動としてとっていくということは大切なことだというふうに思います。

そういう意味では、ある程度のリーダーシップを行政当局が議会とともに発揮をしていくというのが、非核平和都市宣言当時の、市民によっての請願を議会が採択をされる、その採択を受けて執行部が提案をする、それを議会でまた全会一致で承認してもらう、この手続は非常にすぐれたといいましょうか、完全な意思の決定だ、これは後世に長く続くに違いないというふうに考えております。

そこで、市民生活を守るために調査権を最大限に発動すべきではないか、こういう御提言につきましては、可能な限りの調査資料は持ちたいということであります。しかし調査権ということになりますと、知り得る権利でありますとか、あるいは情報公開というのが民主主義の行政の大きな条件だということも言えるわけでありますから、ある程度のいろいろな方法はあると思いますが、国会の討議あるいは解明に待つというところが、極めて大きいというふうに思います。

したがって我々は、間接的に立証できる資料といいましょうか、要するに今日正確な記録を取っておくといいましょうか、あるいは保存をしておく、あるいはその記録を市民にお示しをするということだろうと思っております。

今月の初めころだと思っておりますけれども、朝日新聞の南多摩版、つまり町田市が防衛庁当局に抗議をしたという記事がありました。つまり二晩か三晩、非常に騒音度の高い航空機が多数飛来をしたという情報でありました。

私どもは、当日ちょうど土曜閉庁の日でありましたけれども、担当の部長、課長を急遽登庁させまして、資料の調査とそれから対応について協議をいたしましたが、日野市にはその記録はなかったということでありまして、その間、別の軍用機が104ホンという記録を残した日がある、夜間に104ホンという記録を残した日がある、こういうことは解明できたわけであります。

ある、我々の意見交換できる場所で、革新市長会の場でありましたが、革新市である神戸市が、神戸の港において、核兵器の搭載がされていないという証明がなければ入港させないという条例を持っておる、これは我々も早くから知ってはおりましたが、そのことが非常に有効な効果を持って、神戸市は軍港たり得る立場を外されているということに役立っているというふうに聞きました。横須賀港もそうあってほしいという意見もありました。

そういうことでありまして、自治体の権限能力というものは決して少なく考える必要はないと思いますから、いろいろな考え方をめぐらせて、そうして有効な対応のできるそういう運動、行動をとることにはやぶさかでないというふうにお答えしておきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

日野市もさきの土曜日に担当職員を招集して対応したということで、大変大切なことをしていただいたと思います。町田市の場合には、今までは関係機関に要請することが多かった。６月９日の東京新聞に詳しく出ております。しかし今回は即時中止を求める抗議の形をとり、抗議文を防衛施設庁、米海軍厚木航空施設指令官、米海軍横須賀基地指令官、米海軍西太平洋艦隊航空指令官などへ郵送した。そして町田の寺田市長は東京都へも騒音のデータを報告して、東京都が善処をするように協力を要請したい、こういうふうに発言をされているようでございます。これは厚木基地の米軍機騒音のことでございます。

そして今回の、私、ちょっと質問の仕方がまずかったと思いますが、核事故対応部隊が横田基地に来ているのではないか、このことについての事実関係を、私は日野市としても調査を関係当局に申し入れられたらどうかなという、具体的な提案もしたつもりでございます。したがって大きな意味での反核の運動、あるいは自治体としての調査権限を発揮する、そういうことについて市長が御答弁いただいたことは大変重要であり、ぜひ今後の御奮闘を期待するものでございます。

しかし、これも東京新聞６月９日付に出ております。立川の共産党市議団が立川の青木市長に申し入れをしたところ、立川市が８日、米軍横田基地に配備されているこの核事故対応部隊のことについて、東京防衛施設局と横田防衛施設事務所に調査を申し入れたそうでございます。こういう具体的な行動を、日野市としてもひとつとっていただきたい。そしてその結果を市民などにも知らせていただきたい、こういうことを検討をお願いしたいと思うのです。このことについて、答弁があれば再度一言、市長からお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつて横田に近い近隣市ということで、６市で基地対策協議会を持っておったのでありますが、日野市は直接横田基地に接していないということで、その協議会が招集されない立場に立っております。そして立川の話を今、聞きまして、立川市がどのような議会との関係において行動が考えられておるかということは様子を聞いてみたい、このように思っております。

日本国が非核三原則を国是として堅持しているという状況の中で、核に関する問題はまるで具体性を持たないわけでありまして、核事故処理部隊が存在をするかどうかということに対して、問い合わせて回答があるということは、今までの例でほとんど考えられない状況であります。そのあたりをどういうふうに考えるべきか、関係筋の状況等もよく調べて、検討してみたいと思います。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。それではぜひ核兵器廃絶、平和都市宣言のまち日野として、そういう具体的な行動も今後次々と起こしていただくように御期待申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の１、横田米軍基地への核兵器持ち込みの動きについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後12時41分　休憩

午後１時49分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の２、市役所行きバス便の改善についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは早速２番目の一般質問、市役所行きバス便の改善について、質問をさせていただきます。

市民の皆さんから私のところに問い合わせ、あるいは要望として参ります一番多いのが、この市役所行きバス便を何とか改善してくれないかというものでございます。そして七生支所から生活保健センターへの連絡便というのが以前はございまして、これは無料でございました。ああいう感じのものも、またぜひ復活してほしいという声などもあります。

といいますのは、例えば生活保健センターに検診などで行く場合、結局最初の手続や検査、その後の結果を聞きにいくなど、二、三回往復することになるわけであります。しかしバスの便が悪いということになりますと、タクシーなどを利用する場合もありまして、百草団地等から参りますと、生活保健センターあるいは市役所、市民会館、こういうところで往復2000円を超えてしまうというようなことになります。無料のさまざまな制度があるけれども、交通手段がないために大変な自己負担になってしまうという場合も、逆に出てくるわけでございます。

現在、例えば高幡不動駅から市役所に来るこのバス便を利用するといたします。百草団地からですと、１回バスをおりまして、高幡不動のバス停で乗りかえます。９時10分に乗りますと、市役所に着くのは９時33分、次の便が９時42分に出ますが、用事が済まないので待つことになりまして、市役所発は次が10時52分と、こういうことで１時間20分ほど待たないと次の便に乗れないということになるわけでございます。一つの用事を済ますのに半日以上かかってしまうというような形になりますので、結局タクシーを利用するということなども出てくるわけです。

そういう点で、時間も残り少なくなってまいりましたので、簡潔に要望を含めまして質問をいたしたいと思います。

第１点は市役所連絡便、これの回数の改善を一刻も早くしていただきたい、今後の見通しはどうかということであります。それから次の点は、市内のバスの不便地域の解消策、この進行状況はどうかという点でございます。

特にまた川辺堀之内方面を通過しております高幡不動₃豊田駅間、これらの復活の見通しなどはないのかどうかという点についても、質問いたします。時間がありませんので、答弁の方は一言で簡潔にお願いしたいと思います。

３点目は、ジャンボタクシーといいますか、タクシーバスといいますか、そういったものも活用して、どんどん市民の便を図る方向で今後バス便の改善をしていくべきではないか、こういうふうに思うわけでございますので、その辺のことについてもその後検討していただいているかどうか、答弁いただきたいと思います。

また市役所の連絡便の時間表というのが、議会等の要望などもありまして、ひの広報に発表になりました。これを地下鉄や駅などでカードにして時間表を配っておりますように、さらにカードなどにして全世帯に配るとか、いろいろなこともしていただければと思います。

また高幡不動駅等の連絡便のバス乗り場などが２カ所に分かれておりますので、こういう点もわかりやすい市民への案内の方式、あるいはまた１カ所にまとめるとか、そういうことなどについてもいろいろ改善をしていただきたいと思っている次第でございます。以上について、答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　４点の質問でございます。連絡バスの見通しということでございますが、既に前回の議会の中でもいろいろバスの問題については御質問も受けました。

御承知のとおり、現行におきましては市内連絡バスあるいは高幡不動から日野駅経由の循環的なバス、もう一本は高幡不動から日野駅までの便ということで、これが一番大きいわけでございますが、市役所経由はしていないわけでございますが、現在64本というような数字になっております。もちろんこの３路線についても増便、あるいはそれに対する市民の利便性を考えて、できるだけ京王側に要請しながら、見通しをつけながら、また要望もしていきたいというふうには考えておりますが、なかなか連絡バスとの関連、あるいは自主路線の関連等もありまして、見通しがつかないのが実態でございます。なお一層努力していきたいというふうに考えております。

２点目の問題としては、既に不便地域の解消の問題でございます。今、高幡と豊田を結ぶ例が出ましたが、この不便地域につきましては、既に何回かお答えしているとおり、当面は高幡から西武団地を通って聖蹟桜ケ丘、この京王の２種路線の中でお願いしているところでございます。一定の計画を進め、一部だけ協議がまとまらない状況でござい

ますが、なお努力したい。

もう一方は、日野駅から日野台の裏側を通っての豊田に抜ける路線でございます。これも京王に対しての自主路線ということでお願いしているところでございますが、京王でも既に調査は終わっております。かなりのお客さんの利用度が低いということで、これは市としても財政負担をするということで、再度協議に入っておりますが、かなりの高額な財政負担等の状況もあるわけでございます。

なお一層、この２点についての問題を精力的に解決した上で、その後の対応をしていきたいというふうに考えております。

３点目はジャンボタクシー、あるいはその後の検討はどうかということでございます。これにつきましては、過去調査もし、御報告も特別委員会の中では申し上げた経緯があるわけでございますが、陸運局との許可の問題等もありまして、やはり陸運局側としますと、路線バスの認可をとっている京王帝都に、全面的に協力するような要請をした経緯もございます。

現行につきましては、ジャンボタクシーの問題につきましては、そのような状況の中で進んでいるということで、路線の開発とあるいは増便の考え方で、運輸省も京王帝都に対しての指導等もしているという状況下にあるということでございます。

なお、市役所の連絡バスあるいはそれに対する市広報に対する時刻表を今回、広報に載せさせていただきました。それに対するカード等の問題での御質問でございます。恐らく時刻表を明確にして、あらゆるところで配れということだろうと思います。

現在におきましては、公共施設等につきましては既に設置をしておりますが、まだそこまで至っていないのが状況でございます。もちろん我々としてもその都度市民要求にこたえるために、増便の計画あるいは京王に対しての要請をしているところでございますので、ある程度確立できた時点ではカード式、あるいはそういう方法も、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

このバス問題、私も何回も一般質問でも取り上げてまいりました。解決というのはいろいろとされておりますけれども、遅々として進まない点もございます。

そこで日野市などが公社方式でやろうとか、さまざまな模索もされてまいったわけです。しかしここまで来ておりますので、今後のことといたしましては、抜本的に解決策を強めていただく、思い切った方法も打ち出していただくということで、ひとつ私が今

申し上げました市民要望実現のため努力いただくようにお願いを申し上げまして、この件の質問は終わります。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の２、市役所行きバス便の改善についての質問を終わります。

一般質問22の３、三中など給食の質向上や、校庭夜間照明について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　三中など給食の質向上、そして三中の校庭の夜間照明について、質問を申し上げます。

いろいろと市側とやりとりしたいことを考えておりましたけれども、時間の制約が出てまいりました。二、三につきまして具体的な質問をしてみます。御答弁をお願いしたいと思います。

第１点は、三中の給食のことについてでございます。今、給食問題については中身の改善について、あるいは周りにバックミュージックを流すとかランチルームを設定するなどの方向とか、あるいはまた校庭の木陰などで給食を食べるとか、あるいはメニューを二、三種類つくって児童生徒自身に選択をさせるとか、さまざまな問題が提起をされております。

そういう中で、間もなく三中の給食もスタートということになってまいります。今、問題となっております食器の改善、そしてこれを行いますには設備の改善ということが必要になると思います。その設備の改善というのがないまま、これまた食器を使おうという方向も出ておりますので、それらの関連についての解決方向、進捗状況はどうなっているかという点を、お聞かせいただきたいと思います。

そしてもう一点は、職員の問題でございます。職員の人員増が議会で否決をされるという中、どういうふうにやりくりをするか、これは該当職場の方々、あるいは父母も教職員もともに、正職員による栄養士と調理人の配備ということを切望しているわけでございます。それらの件についての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

時間があれば教職員の関係、父母の関係なども聞きたいのですが、以上に絞りまして給食の問題はお答えをいただければと思います。そして私が願っているのは、スタートに当たりまして、いろいろ困難な条件も出てくると思います。それらのことを逐一学校当局や父母、ＰＴＡ等にも事前に経過をよく伝えながら、全員合意のもとに一刻も早い食堂方式の給食が実現をする、そして日野市全体が、平山中の食堂は残っておりますけれども、中学校の完全給食が実現をする、このことを願って質問をする次第でございま

す。

あと、校庭夜間照明については、今回は保留をいたします。７月に開設ということでございますので、住民が納得するような形での今後の開放を要望しておきたいと思います。じゃあ、答弁お願いします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君）　御質問にお答えいたします。

三中の給食の工事は順調に進んでおりますので、２学期から給食ができるように準備をしているところでございます。

食器の改善の問題、ランチルームの問題、いろいろ御要望がありまして、またよそでもそういうような答申が出たとか、いろいろな状況を私たちも伺い、また勉強もしているところでございます。

将来につきましては、このランチルームをもっと充実させ、いいムードの中で食べるとか、また今バックミュージックのこともございました。また校庭でバーベキューみたいなものとか、その他のものを雰囲気をかえて食べられるようなこととか、またメニューを何種類とかいうようなことも伺いましたが、このことも既に問題にはなってきておりますが、現状の中でなかなか各校方式の場合には相当大変な問題があります。よそでやっているというようなところを聞きますと、委託等でやっている場合が多いのでございます。

それから食器の改善につきましては、検討委員会の答申を踏まえて、強化磁器を小中学校において、全部の学校でことし試行をするという結果になっております。現在、関係者と調整中でございます。

それからそれに伴う設備の問題でございますが、今、手洗い等でその物を処理したりしている中で、どのようにいろいろ問題点があるかということで、その出た段階の中でまたそれを入れるかごの問題から格納するもの、車の問題、そういうようなものも整備をしようという考えでおります。

それから職員の問題につきましては、２回ほど議会にお願いしましたが、今給食調理人は４名、それから栄養士ということでお認めをいただいているわけですけれども、どうしてもこれだけの人数では処理できないので、臨時の職員、それからその他の学校とのかかわりの中を考えた中で、とにかく二学期から給食ができるように、最大の努力をする考えであります。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　最大の問題は職員の確保ということだと思います。御承知のとおり、日本共産党市議団は市側の提案を全面的に認めて、三中の給食が行き届いた中でスタートするように、そういう立場を貫いてまいりました。ぜひこの気持ちを生かしていただきまして、議会全体としては否決をされましたけれども、正職員の中で三中給食、予定どおりスタートをするということに全力を尽くしていただくように、お願いを申し上げる次第でございます。

また、食器の改善に伴う給食室の設備の改良のことについてでございます。これは三中の設計も旧来の設計ということで、新しい食器に対応した設計にはなっていないというふうに見ております。

しかし最初の試験的に行う場所としては、新しい設備ですので、改良するにしても、しやすい条件があるかもしれません。そういう点があるとすれば、そういうことを生かして、ぜひいい食器のもとに三中の給食がスタートするように、努力をお願いするものでございます。

また、市職員と教職員との調和、協力、こういう関係もよくなっていかなければいけないと思います。そういう点につきましても、三中給食開始に当たっては、事前によく両方が話し合いをして、調和のとれた教育効果のある方向で給食がスタートするように、ぜひ御努力をお願いをする次第です。

そしてお答えがなかったですけれども、ＰＴＡとか父母へも、さまざまな点で関心があります。事前の説明をいろいろしていただきたいと思います。特にまた今、食品と農薬の関係とか、議会でも取り上げられました。そういう点から学校給食の質の向上ということにつきまして、父母の関心も高いので、そういう点についてお互い勉強し合う場なども設定をしていただきまして、スタートをさせていただくようにお願いを申し上げます。

不十分な点は、また次の機会に質問をいたしたいと思います。以上、お願いを申し上げまして、この件の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって22の３、三中など給食の質向上や校庭夜間照明について問うの質問を終わります。

一般質問23の１、中央線線路下ガード工事について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（天野輝男君）　通告に従いまして、質問させていただきます。

21世紀を迎えるに当たり、日野駅周辺の基盤整備を早期に実現することが一番大切であると思いますが、いかがでしょうか。

市長も日野駅周辺の再開発を進めなくてはならないとの考え方です。そして具体的にはどのような方法で進めていったらよろしいか。今日までの計画の中では、市長初め市の職員の考え方がいずれも地域住民の皆様に御理解をいただけず、意見が合意に至りませんでした。

市長は日ごろ、日野市内を三つの核としたいとの計画を訴えております。日野駅周辺の開発、豊田駅周辺の開発、高幡駅周辺の開発、以上の三つのまちづくりを、特色を持って進めていきたいと申されております。少なくとも私は、この三つの核が同じ程度の、同じ規模の計画であるならば、日野市の活性化はないと、このように思うのであります。今後は特色を持ったところのまちづくりが望ましい。

そこで日野駅周辺の特色を申しますれば、通勤時には八王子市の宇津木台から中央線利用者が多く来るようになっております。そればかりではなく、企業への出勤を利用する利用者が、大変、日野駅を利用する方が多くなっておるわけであります。このような理由のもとに、地域の多くの皆様方は、一日も早くこの地域を開発してほしい、そして市の方に要望していただきたい、このような声が、少しずつでありますが、出てきておるわけであります。

そしてこの地域の再開発を進めていくことが、私は日野市にとりまして一番必要なことではないか、このように思うのであります。特に旧森町地域の道路の狭隘の部分を見てみましても、住宅のみが建ち並んでおります。そして小さな区画、小規模な家もたくさんあるわけです。

そこで皆様の不安な気持ちがあるわけです。もし日野市に協力して、私たちが住む面積の確保が果たしてできるであろうか、このような意見を、私は聞いておるわけであります。その中で私は申しております。皆様方の声が必ず私は議会でも反映させるよう努力しております、そういう面でぜひ協力していただきたい、こういうようなお願いをしているところであります。

市長からの要請もあり、この再開発の件につきましては、地域の住民にお話をしてすべて終わっております。この機会をむだにすることなく、発展させていただきたいのであります。そして日野市の、日野駅周辺の開発はこの時期を除いてほかにないと、私は思うのであります。

今まで日野駅周辺の開発の件で質問させていただきました。そして再開発、区画整理

の事業用地の先行取得を訴えてまいりました。幸いにして開発公社で条例が開始されてきました。そこで私は再開発に伴うところの先行取得を意欲的に行っていただきたい、そして現在行われておるところの区画整理事業の用地の中を確保していただきたい、こういう確保をしていただけるならば、私は地域の皆さん方にお話しして、理解をしていただくことは十分あり得ると、このように考えておるところであります。

日野駅周辺の再開発につきましては、日野市内の特色を生かして、財源を有効にし、そして商業地域として位置づけをしていただくことが望ましいと私は思います。日野市も立川や八王子と比較しても劣らないところの計画が必要なんです。そして小規模の開発であるなれば、日野市にとりましても、余り意味がないと私は思うのであります。

市内の商業発展のためには、日野市駅周辺の開発こそ、そして現在、先ほど申し上げました八王子宇津木台より中央線を利用する方は、バスで日野駅に向かってきておるわけであります。日野駅周辺の商業地域が整ってまいりますれば、当然この消費者は私は日野市に落としてくださるものであると、このように思っておるわけであります。そういう面で、私はこの事業を取り組むには、市長を初め私たちは職員の皆さんと一丸となって取り組んでいってこそ可能であると、このように思うのであります。

そこで日野駅周辺の再開発とは、中央線線路両側を同時に開発すべきであります。そして中央線西側に並行して立川に向かう1・3・4・7号線の計画も取り組む方法であります。そして中央線線路の位置づけが、かぎとなってまいります。日野市にとりまして、一番有利な方向で進めるべきであります。

既に昭和40年には今、新町坂下区画整理事業というのが計画決定がなされています。また、栄町、四谷周辺の区画整理事業が組合施行で計画をする予定であります。日野駅周辺のまちづくりは、大きく申しますれば日野駅から西側すべての部分を、残された部分を組み入れて計画すべきであると、私はこのように思うのであります。

そして旧森町地域の再開発、新町坂下区画整理事業、四谷区画整理事業のこれらの予定されております三カ所の地権者には、この三カ所ともかかわりを持った方がいらっしゃいます。そういう面で私は、これらの計画が具体的に進むならば、大変お話を持っていきやすい、このように思うのであります。

そしてこれらの事業を同時に三つ行うということは大変難しい面もあるでしょう。しかしながらこの規模で開発を行わなければ、日野市は取り残されてしまうのです。そこで私はこのような質問をさせていただいておるわけであります。

そしてもしこういう形で日野駅周辺の開発ができるならば、商業の活性化はもとより、

必ずや日野市も豊かな財政を保つことができると、このように思うのであります。可能性を求めて、最大限に努力をしてみることが私たちに残されているところの責務であると、このように思います。

そこで日野市を循環するところの都道、日野、日3・4・8号線の件であります。中央線西側1300メートルの道路の予定がかつてはつかない。大変おこまりになっておりました。そしてこれらの事業に対しまして、私の方に話の中で要請がありました。私、62年に国会に参りました。これらの要請をしていただきました。そして63年に2000万の測量費がつきました。そして既に実測が終わり、この都道の日3・4・8号線の図面化が計画されているということを聞いたわけであります。

そこで東京都から私、何の説明も受けていないわけであります。私が努力をさせていただいたにもかかわらず、私には何の連絡もないわけであります。そこで都道、日野3・4・8号線の延長線が中央線線路下を通過する方法で、大変気になっておるところであります。都道、日野3・4・8号線の道路を下に置いて、ガードをつくり、道路を確保するのか、また中央線を高架にして、そしてガードをつくるのか、大変興味の深いところであります。中央線道路の通過工法は、東京都ではどのような計画がなされておりますか。また事業決定を受けたものであるか、まずこの点を教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それではお答えをいたします。

都市計画道路の3・4・8号線に係るところの中央線の立体化でございます。この件につきましては、中央線の西側に現在四谷前、都区区画整理事業を組合施行で行うということで準備を進めております。

この事業を進めるに当たりまして、ただいま御質問のございました中央線との立体化の問題があるわけでございます。現在の計画は中央線をそのままにいたしまして、中央線の下をアンダーで東西に通すということでございます。この立体ということになりますと、いわゆる中央線の電車の軌道敷を支えるような構造物が一定の厚みになるわけでございます。その下に4メーター70の高さの道路空間をつくるわけでございます。

そういたしますと、この中央線の東西から少し下る形で、双方からおりてこなければいけないということになるわけでございます。そういたしますと、現在、この計画道路の幅員は16メートルでございます。既に御承知のように、四谷下の区画整理が完了しておりまして、16メートルで用地が確保してございます。その中でこの立体化が可能か、あるいは一部拡幅が必要になるのか、その辺の検討がポイントになっているということ

でございます。

現在、東京都におきまして、この構造等についての検討をしている最中でございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　ありがとうございました。

そういう面で、私はこの中央線の下の立体化、これらの工事が日野市の本町の地域にとりましても、大変重要になってくると思うのであります。今、都市整備部長の説明だと16メートルの空間を取ってあるということであります。しかしながら、この両側に住んでいる方々がやはり車庫を持っておるわけです。そして現状のままで確保するということは難しい面が出てくるなということを、私は現地へ行ってみて判断しておるところであります。

そういう面で、私は確かに東京都の考え方は、こういう形で事業を進めるならばそんなに余計に予算がかからないでできると、このように思うのです。しかしながら、地域の皆さんの立場をとって考えるならば、やはり私は中央線全体を高架にしていただいて、そして無理のない方法で車を通す方法を考えていただくということが、一番よろしい方法だなと、このように思うのです。

実際、現在、今日までは特に新宿から三鷹間の中央線踏切、大変込み合っておりました。こういう込み合っていたところの地域の工事は、すべて高架になって、下を車が通るような形になっているわけであります。また、特に千葉の方に向かっていく京葉線、この道路を、国鉄でいえば、やはり私、小松川とかまた小岩の方に行くときがございます。そうしますと、この（「総武線」と呼ぶ者あり）33総武線の線路の下が高架になりまして、空間を利用して商業地域になっておるところがたくさんあるのです。

なお私は、少なくともまだ事業認可を受けていないという、そのときでありますから、特に国や東京都とよく話を煮詰めて、協力体制を築いていただきまして、そして地域の皆様方の立場になってこれらの問題を取り組んでいただきたいなと、このように考えておるところであります。

そういう面で、ぜひ私が今申し上げましたようなことが少しでも御理解していただけるならば、このようなお話を進めていただけるかどうか、もう一度お話を教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　急いでおります都市計画道路3・4・8の中央線の交差部分に関しまして、一応東京都で検討されておるということを、都市整備部長がお答えしたわけ

であります。

また一方に、中央線の日野駅から多摩川架橋にかけて、あるいは立川駅にかけてということになるかもしれませんが、今の土塁で中央線が構築されている部分を立体交差化する、連続立体交差にするというお考えは、まことに卓見であるというふうには思います。

しかしこれはいずれ中央線の全線が今立体化されて、そして複々線化される、二重構造、二階構造になるようでありますが、この事業が終わって、そしてその次は立川$_3$八王子間であるというときに論議されるべき課題でありまして、当面、日野市が下水道幹線を通すために、あるいは日野駅周辺を開発整備するために取り組みつつあります3・4・8号線の工事に合わせてということは、ちょっと時期的に無理があろうと思っております。

将来、連続して高架化するということは、当然考えられる立派な見解であるというふうに受けとめております。またそういう方向で、将来に向けては努力していただきたい、こう考えております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　市長の立場という中ではやはり慎重に発言しなければならない、私は理想論で済むわけですから、そういうところの見解だと思うのです。

しかしながら、私は確かに今後、特に立川－八王子間の立体化が具体化になってくると思うのです。そういういい時期でもありますし、私は日野市からも要望はしっかりと伝えておくべきであるということを、このように思っておるわけであります。

そういう面から、私はこれらの質問をさせていただいたわけです。そして少なくとも今後はこの地域の説明会等には、ぜひ私も参加させていただきたいなということを要請しておきます。そしてこの種の質問は終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって23の１、中央線線路下ガード工事について問うの質問を終わります。

一般質問、23の２、地域の基盤整備の進め方について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○７番（天野輝男君）　特に都道、日野3・4・8号線のついたところの、私は今回は一般質問をさせていただいております。特に上屋敷の問題につきましては、市長みずから東京都の住宅供給公社の方へ行きまして、この上屋敷の方の代替地としては、ぜひ当たっていただきたいというような要請をしていただいているということを、お聞きしておる

わけであります。

そして私たちもこの地域に住んでいる方々から、ぜひそのようなことを考えてほしい、このような質問は先日福島盛之助議員からもありましたように、ここに住んでいる方々は相模湖から移転してきた方たちであります。そういう面で、ぜひ彼らの考え方を、この東京都の住宅供給公社の代替地に当てていただきたいということを、私もお願いしておるところであります。

そして私は、今回、この質問はこの地域から西側、東光寺地域にかけたところの道路分に関するところの用地を、給水が、ぜひ日野市内の区画整理事業がだんだん進んでまいりました。そしてこの事業を見てみるときに、何としても東光寺地域もやっていただかなければ残されてしまう、ぜひ今回のこの都道の件を通して、区画整理事業をも取り組んでいただけないかというようなことが、言われておるわけであります。

そういう面で、私は日野市内のまちづくりが公平でなくてはならないと思うのです。そして皆様方の期待があるならば、その期待を可能にしてあげることが必要であると思うのです。そういう面でこの地域の方々から、多分この時期には、この地域を代表したところの市会議員がいらっしゃいますから、具体的になってくると思いますが、たまたま私が言われたものですから、このようなことを言って、要請しておるところであります。

そういう面で特別な、この区画整理事業をしたいというような考え方が出てまいりましたならば、これらの問題を取り上げていただけるかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　都市計画道路3・4・8号線の築造にかかわりまして、だんだんと地元に説明を進めたり、協議をお願いしてまいっております。今、聞くところによりますと、その全域ということではありませんが、ある部分は組合施行の区画整理事業を自分たちで組んでいきたい、こういう御要望が出ておるという話も聞いております。

あらゆる手法によりまして、この道路築造の完成を早期にしたいわけであります。また日野市が持ち得ております区画整理の用地等につきまして、十分可能性を具体化していきたい、このように考えております。この事業の促進のために、東京都とも十分大きな構図を持ちまして促進を図りたい、こういうことを今、中心として進めておりますので、御期待にある程度こたえ得る、このように思っております。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ありがとうございます。そういう面で、ぜひ組合施行にしろ、そしてこの地域から出てくるところの地権者の声を生かしていただきまして、そして日野市の方でも可能な限り努力をしていただきたい、そして東京都の方に要請をするところは要請をしていただきたいと、このように思います。

特に都道、日野3･4･8号線が全市内を開通することになりますと、１周しても20分以内で回れることになると私は思うのです。今、このときこそ私どもが一丸となって、全力で取り組んでまいらなければならないということを強く感じておるわけであります。そして今の市長の説明をお聞きしまして、どうぞ地域の皆様方の声をその事業の中に生かしていただけるよう、強く要望いたしまして、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　これをもって23の２、地域の基盤整備の進め方について問うの質問終わります。

一般質問23の３、ＪＲの日野駅周辺について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○７番（天野輝男君）　今日まで日野市ＪＲ日野駅ビル等の件で、請願や要望が議会に出されてまいりました。そしてこれらの問題も、私は地域の多くの住民の方々も期待をしている部分がたくさんあります。そういう面で、この議会の場をおかりしまして、この部分につきまして、やはり具体性のあるものは生かしていき、そして整理をしておいてあげることが必要である、このように思っておるわけであります。

特に私もこの件につきましてはたびたび都市計画の方に行きまして、話は聞いておるわけであります。しかしながら、市民の声はすぐできるような錯覚をして、そしていつできるのかというような質問が、問いが返ってくるわけであります。そういう面で私は、ＪＲでは現在の場所に駅ビルを建設する計画があるのかないのか、まずこのあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅を中心とします南側、それから北側、区画整理事業によって一応環境の整備は完成をしたということになっております。

しかしながら、甲州街道を隔てて旧森町側になりますと、御指摘のとおり全く道が狭く、それからそれぞれのおうちの建てかえすらできない、下手に建物を建てると違反建築になる、こういう三すくみの状態にあるわけでありますから、これをいわゆる再開発手法によって環境整備を進めるということのみが、この地域の近代化に対応する方法だ

というふうには考えております。

その際には、日野駅をまず駅ビル的な設計で、上層部には住宅部分が来るというような構造の建物をつくって、金融機関あるいは商業関係が低層にも入れるような、そういういわゆる第三セクター方式の駅ビルが伴う問題を可能にしていくというふうに考えております。

かつて、三、四年前になりますが、日野駅を中心とするまちづくりの将来像を住宅都市整備公団に委託をいたしまして、ある程度の概要図ができております。その際、駅ビルも住宅都市整備公団にと思って、そのことをＪＲ当局に話してみましたところ、そのような事業こそＪＲがやる仕事ですと、このようにはっきりとおっしゃいました。確かにそのとおりだと思います。

したがって、今、具体的な設計があるという状況ではありませんが、日野市の要望としての情報、またＪＲ当局がだんだん自動化するに伴って、そういう権益を利用した地域サービス、こういうことがだんだんと取り組まれてくるというふうに受けとめております。

したがって、それになるべく、その促進を図るように、そういうかかわり方で日野駅の改造ということをぜひ日程に上していきたい、このように願っておるところであります。今ＪＲとの交渉は、西豊田駅の新設とともに、二つの課題を持って交渉に当たっておりますので、それぞれに可能性のある、そういう構想を設けておるというところでありますので、窓口の担当を決めて、協議をしようということになっておりますから、そういう取り組みでそれぞれの事業を進めていこう、こういうことでありまして、それまでに何よりも旧森町区域の方々に十分事前の了解を得ておくということが大切でありますので、既にお話しをしておりますとおり、議会が終わりましたら、なるべく早い時期にそのような機会を持ちたい、このようにお答えをいたします。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　ありがとうございました。このようなことを市長の口からお聞きしたのは私も初めてでありますし、特にこの日野駅、駅ビルの件につきましては、住宅整備公団で本町北地区基本整備計画報告書というものを作成していただきまして、この中には多少載っておったわけであります。

そして協議の中で、ＪＲ自身が今後そういう問題に取り組んでまいりたい、そういう意見を持っておるという形のお話しでありました。私も日野駅周辺において特に取り残されておる部分の再開発、そしてこれらの財源を導入しないことには、なかなか日野駅

ビルもできないものと、私もそのような形で信じておったわけであります。

しかしながら、数千人にも及ぶところの請願、署名、捺印をいただいておりますから、やはり早い時期にこの方々に対するところの中間報告なり、そしてこういう形の予定をしておるというようなことを教えてあげるということが、私は最も妥当な方法じゃないかと、このように思うのであります。

そしてこれらの問題を、ＪＲとの話し合いの中で１日も早く日野駅周辺の駅ビル、そしてこれらに伴ったところの高層ビルができて、活性化ができるならば、日野市の将来も私はまた新しい道が開けてくるのではないかということを感じておるわけであります。ぜひ意欲的に取り組んでいただきたい、そして私たちの地域の皆さんの意見を取り入れていただきまして、そして取り入れていただくということは、この地域の多くの皆様方の意見は個々さまざまな意見を持っておるわけであります。そして先ほど市長が、１日も早い時期に皆さんのところに来てお話を聞きたいということでありますから、ぜひそのような形で具体化をさせていただきたい、私はこのように思うのであります。

しかしながら、この日野市の駅、ＪＲが取り組むといっても、やはり財源の確保ということになりますと、このＪＲ中央本線の本社も区分して、分かれておるわけであります。そういう面で、日野市にすぐに力をかしてくれるというようなことは、私はまず考えられないと思うのです。それらは優先順位があると思うのです。そしてこれらの問題を早期に解決していくということになりますと、やはりどこが窓口になって、そしてどういうところから手を加えていくならば、これらの問題が解決するかということを知る必要があると、私は思うのであります。

どうぞそういう面で、前向きな姿勢が出てきておりますので、私も大変よしとしておるところであります。ぜひこの地域の、私どもが住んでおりますところの皆さんの意見が生かしていただけるように、最善の努力をしていただきたい、このようなお願いをしておきます。

私は、参考までにこの日野駅駅ビルの建設の件で、設計をしている方と何回か話をしてまいりました。そういう中で、どういう形でこの問題を、駅ビルを考えていったらいいかということをお話ししたときに、今、市長が申されましたように、やはり再開発を取り入れて、そしてこの事業に取り組まないことには、まず予算が確保できないのではないかなという考え方でありまして、確かに中央線の駅のあるところは、もう商業地域になっておるわけであります。こういう高い、商業地域となっておる地盤をいじっていくことは大変お金もかかるわけです。

そういう面で、やはり再開発をしながら、そして空間をあけて、そこに最も理想的な計画を実施していくということが大切だということを話し合ったところであります。そういう面で、ぜひ今、市長の方からの意見がございました。これらの、私が今申し上げていることは、この地域の多くの皆さんの意見でありますので、ぜひ取り上げて努力をしていただきたいと、このように思うものであります。

最後になりましたけれども、森田市長が５期、18年目であります。そして私は大変この間、残念に思ったわけであります。と申しますのは、このところの浅川宛の件であります。そして私が議会の中で、この浅川宛の特老の職員の数は、東京都の職員の数にしていただきたい、そしてそのようにいたしますという意見が、私に返ってきたわけであります。

そして私は、これらのことで大変満足しておりましたら、ところがこの現実になってまいりますと、この浅川宛の竣工式典に行ったときに、勘定していたら四十数名のことを言っておるから、随分ふざけたことをしているなと、このように思ったのであります。やはり１人の職員をつくるならば、日野市の財源は少なくとも500万近い金額がかかるのです。そしてこの東京都の基準からはみ出したところの職員の数に対して、これは日野市が独自で財源を確保しなければならないのであります。

私は、今は日本の経済もまあまあ、世界から見るならばいいから、まあいいだろうというような甘いことも考えていたわけであります。しかしながら、これから高齢者社会を迎えるに当たりまして、どれだけの財源がこの福祉に導入されるかわからない、こういう中ではやはり私が言ったその職員の定数を守っていただきたい、そのことをやはり守るべきではないかと、私はそのように思うのです。（「ＪＲ日野駅とどういう関係があるの」と呼ぶ者あり）

私はそういう面で、これらの一つ一つのことをきちっと守っていかないことには、今回私が申し上げましたようなところの大きな日野市の再開発の問題というのはできない、私はこのように思うのであります。

そういう面で私は、少し私が議会で申し上げたことを守っていただきたい、脱線しているのでも何でもないのです。承知で私は言っておるのであります。そういう面で、ぜひ私は市長の方にこの苦言を申し上げたわけであります。まあこの問題を、職員定数の問題に対して、やはりこの18年間にわたったところの組合との関係が、ある程度協定がなされているのではないかということを思うのです。

と申しますのは、東京都ではこの50人だったら28名の職員で行っておるのです。そう

いう中から、ここからはみ出したらその自治体、日野市が経営しているわけですから、日野市では十分できるわけであります。民間では一人でもはみ出せばできないのです。そういうところに私は甘さがある、だからそういう面から見たときに、この組合となれ合いでやっているのじゃないかなという、変な考え方が出てきてしまうのです。

そういう面で私は、一人一人の職員を大事にしたいと思うならば、やはり私たちが言っていることを守っていただきたい、このようなことを強く要望をさせていただきまして、私は日野駅前のこの駅周辺の問題、そして駅周辺をどう開発していったらよろしいか、それにはまた後日、財政面でも質問させていただきます。大変失礼しました。

○議長（小山良悟君）　これをもって23の３、ＪＲの日野駅周辺について問うの質問を終わります。

一般質問24の１、学童クラブは地域性を考慮した配置とし、有資格者全員入所に向け一層の努力をの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

今、天野議員がすごい迫力で質問されましたが、そういう迫力は出ませんけれども、この６月議会の一般質問の最後でございますので、ひとつ変化球なしで、ストレートでよろしくお願いいたします。

テーマでございますけれども、学童クラブは地域性を考慮した配置とし、有資格者全員入所に向け一層の努力をということでございます。

現在、学童クラブ、20の小学校に対してほぼ全校ともいえる19のクラブを有しております。これは森田市長が長年にわたって福祉あるいは教育を重視してきたことを示す一つの結果のあらわれでありまして、この間、大変多くの勤労市民あるいは共働きの家族がこの政策によってどれだけ助かったかということを思うと、市長初め長年にわたってこの業務に関係をされてきた方に対しては、心から感謝を申し上げながら、かつ、敬意を表するところでもございます。このことをまず、冒頭申し上げておきたいというふうに思います。

さて学童クラブ、経済の動きに相当影響する性格を持っているということの認識も、必要ではないかと思います。現在の経済状況、言うまでもなく、史上２位と言われた岩戸景気、これは42カ月続いたわけでございますけれども、それを抜き去りまして、現在86年の11月から90年５月まで、既に43カ月間続いて、言うなれば単独２位という状況に

あります。かつまた、史上最高のイザナギ景気の57カ月にも迫るという、まさに景気絶好調という状況にあることは、皆さんもご承知のとおりでございます。

また、貿易摩擦との兼ね合いで若干の懸念的材料はあるわけですけれども、まだこの状況は当分続いていくという見方も、むしろ一般的なところかなというふうに思います。加えまして、一時日本の貿易黒字が何か悪の最たるもの的な言われ方をしてきた部分もあったわけでございますけれども、最近の東西関係の好転、あるいは雪どけムード、またとりわけ東西両ドイツの統合絡みなどから、日本のお金を当てにするかの動きも出てまいりまして、若干の懸念材料的なところも、むしろさらにてこ入れされるといった感もあるところかと思います。

そういう面では、当面、現在のような共働きの状況は続くというふうに見るべきかというふうに思います。

また一方、東京都の女子の就労者比率、これは総務局の発表、ちょっとデータ的には古いのですが、昭和62年のデータでございますが、15歳以上の人口492万8,000人、これは女子の15歳以上の人口でございますが、500万弱、その中で女性の就労者が234万ということで、率にしますと47.5％、無就業者が258万でございますが、これは15歳以上ということになりますと、当然女子高校生、あるいは大学生といった者も無就業者という形で扱われますので、実質的にはもう既に50％をはるかに超える、またデータが若干古いということからしても、その辺はうかがわれるところかと思います。

こういったように女子就労者の数は増大の一途をたどり、特に一般職場の中におきましても、従来のような結婚するまでの腰かけ的な就業ではなくて、環境が整うならば子育てをしながら仕事を続けたいという女性がふえ続けているのが実態でございます。いうなれば、女性の社会進出は一層強まる傾向にあるということかと思います。

以上のような背景からしますと、今後ますますこの学童クラブの役割が重要になっていくということとの見方とあわせまして、また福祉全体のあり方ということも合わせて検討していく必要があろうかという観点から、４点についての御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず第１点でございますが、現在、冒頭申しましたように、１学校区１学童クラブという基本に沿って運営されているわけでございますけれども、今後の方針について、その基本的な方針が変わらずいくのかどうかということを、まずお伺いをしたいということでございます。

それから２点目も非常に関係がございますので、あわせて質問させていただきますが、

各小学校の児童数というのは、大変大きな差があります。その中で学校区学童１クラスということでございますけれども、入所の比率といいますか、あるいはバランスといいますか、そういった面で非常に問題があるのではないかというふうにも考えられます。

その辺あたりについてどのように考えておられるかという、この２点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それで若干、学校の児童の数とのかね合い、それから現在、19ある学童クラブの入所状態、そういったものも私の知り得る範囲で調べさせていただいておりますので、市の関係の皆さんは十分御承知かと思いますけれども、ちょっと先に申し上げますが、学童クラブ19に対しまして、定数で865人、６月１日現在で756人、これは定数に対しては87％、百名ちょっとのあきがあるという状況でございます。しかし中身はまちまちでございまして、全体としてはそういうことなんですが、保留している、要するにはみ出しているクラブが６カ所ありまして、その６カ所で46名が入れないで保留状態にあるということでございます。

かつ、多いところは滝合だとか旭が丘でございますが、また逆に少ないところは定数45人に対して15人とかあるいは19人とかという状況の中で、先ほどの87％、あるいははみ出しているところははみ出しているという状況でございます。

また、小学校の児童数とそれから学級数、こういった関係も必ずしもイコールする部分ばかりではないかもしれませんが、しかし相当関係する部分があるのではないかというようなことも含めて調べてみましたけれども、一番多い学校と少ない学校との比較ということになりますと、一番多いのが旭が丘小学校でございまして、１年生から６年生までで814名で23クラスでございます。それに対しまして、一番児童数の少ない学校は、学校名は避けますが283名で11クラスということで、2.9倍の差があるということでございます。

学童クラブということになりますと、対象は１年から３年ということでございますので、これを３年生だけで比較をしますと、倍数でいきますと3.1倍、２年生になりますと3.4倍、１年生だけで見ますと4.7倍というふうに、この比率はだんだん低学年になるほど大きな差になってくる、こういう実態もございます。

それからじゃあ、今一時期だけのそういう現象かということの懸念もありますので、もう少し先までどういう状況になっているかということで、平成８年までの状況、先ほど現在、平成２年で一番多いところと少ない学校、児童数の差が2.9倍というふうに申し上げましたが、それが平成８年のころどうなっているかといいますと、これは一番多

いところは986名、旭が丘小学校でございます。それから一番少ないところは１年生から６年生までで147名、クラス数にして６クラスということでございます。

別な問題としては、本当に一つの小学校として１年生から６年生まで６クラスで成り立っていくのかなという、別な問題がございますけれども、それはちょっときょうは、差しおきまして、実にこの最大、最小の比較をしますと、6.7倍という大変な差があるのが実態でございます。

こういう実態といいますか、状況の中で、先ほど質問いたしました第１項、第２項、合わせまして、市の方ではどういうふうな考え方を持っておられるか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　第１点目の１学校区１学童クラブという基本に沿って運営されているが、今後の方針についてでございます。

学童クラブの入会者は小学校の低学年、１年生から３年生までを対象といたしますところから、交通上の関係から、また保護者等の付き添いなしで通所できる範囲となりますと、１学校区１学童クラブの設置目標は最低の設置基準と考えているところでございます。

また放課後帰宅いたしまして、保護者の労働または病気等によりまして、適切な看護を受けられない児童を一定の時間、組織的に指導し、また児童の危険防止等を図る上から、その規模はおおむね１クラス40名から45名程度が適正規模と判断するところから、現在の方針が打ち出されているところでございます。

今後の方針でありますが、特定の児童のみでの保育は必ずしも好ましい状態とは言えません。一般の児童と交流を図りつつ、なおかつ家庭的雰囲気の場を与える必要があるところからしますと、やはり児童館を拠点とする学童保育に移行することが望ましいと考えております。現状では入会希望者が非常に多うございますので、非常にこれら現実には困難性がございます。

続きまして、２点目の各小学校区の児童数に大きな差がある中で、学校区１クラブでは入会比率、バランスの面で問題が生ずるが、どのように考えるかという御質問でございます。

学校クラブの入会希望者は、各学校区によりまして大きな差が生じております。これは今、御指摘のございました学校の児童数の多少によるところも多いわけでございます。一方特に入会希望者の多い地区、いわゆる留守家庭の発生率の高い地域もございます。

したがいまして、入会希望者が児童数に必ずしも比例しないところに、その実態予測が非常に難しく、一番苦慮しているところでございます。

留守家庭の発生率を見てみますと、ある地区では10%、これはいわゆる低学年、１年生から３年生までの児童生徒数に対する留守家庭の発生率、少ないところで10%、それから地区的に大きな差が見られるのですが、多いところでは32%と、非常に地区的に大きな差が見られます。したがって現有施設でも、総体から見れば今、質問者のおっしゃったとおり、全体の定員からすればまだ余裕がございます。恐らく40名から45名が適正な規模というふうに判断いたしますけれども、現状では最大限希望者を入れますと50名ということでやっておりますので、さらに50名入会させた場合には、現員との差が、約200名近くあるということでございます。総体的にはまかない切れているのですけれども、地域にどうしてもアンバランスが出てきているというのが実態でございます。

それから児童数については、大体教育委員会等からの資料によりまして把握することはできますが、そのうち母親等の都合によってどの程度の留守家庭児が発生するかについては、全く予測できません。できるだけ希望者を全員入所させたいということで、いろいろ検討しているのですけれども、その実態に追いついていかないというのが現状でございます。

またこれら現象につきましては、留守家庭児童の発生率だけではなく、また年によっても非常に変化しております。そんなことが現状でございます。今後はこのまま、現在のような景気が続きますと、やはり女性の就業率といいますのがなお高くなると思います。したがいまして１学校区１クラブ、１クラスでなく、場合によっては２クラスということも、将来的には考えられると思います。

そんなことで、今後はそのような地域的な格差のあるところについては、今回補正予算等でもお願いいたしましたが、滝合小学校あるいは旭が丘のように、臨時的な措置で対応せざるを得ないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

見方といいますか、とらえ方といいますか、そういう面では共通する分がたくさんあるわけでございますが、確かに将来の数を予測をするということは、留守家族の問題なり、あるいはどれだけ主婦労働者が表に出向くかというようなことの予測というのは難しいわけですけれども、ただ先ほど数字で示しましたように、現実として、また日野に限らず世の中全体が女性の社会進出ということを含めまして、大変多くなっていること

は事実でございます。

そういう観点からしますと、今、最後の方に将来、場合によって２クラスということも考えていきたいというお話もございましたけれども、しかし今一部旭が丘でとられているような、市側で便宜をはからっているようなプラスアルファ分の処理、あるいは今回の補正予算で処置されました滝合の対応の仕方、これは必ずしも本来の扱いではないというふうに思いますし、そのことによって逆の問題も生じてきているというようなことも聞いております。

１学校区１学童というのは、一つに一つという意味合いでは、平等といえば言えるわけでございますけれども、しかし先ほど申し上げましたようなもろもろの背景から見ますと、一見平等そうであっても、しかし必ずしも公平とは言いがたい部分があるのではないかと思います。平等というのは、すべて等しく差別がないことですし、また公平というのは平等で、一方に偏らぬということが公平の原理でございますので、日ごろ平等あるいは公平ということをいろいろな面で口にされております市長の方から、この辺について何か見解がございましたら、近い将来の２クラス制ということも、今、部長の方から触れられましたけれども、コメントいただければ幸いでございます。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学童クラブという、日野市では制度でございますが、臨時の特例的な意味が多分にあるわけでありまして、学校の空き教室等を教育委員会の了解で使う方式を行うことによって、ようやく１学校１学童クラブという、このような方向にごく接近してきておるわけでありまして、御指摘のように、また学校区そのものにいろいろな理由による児童数の動向、あるいはその学童クラブの希望者の動向があるわけでありますから、御指摘のとおり、地域性を尊重しながら対応するという考え方は大切だというふうに考えております。

社会的な条件、特に婦人が働きに出られて、いわゆる家庭が共働きのために子供たちの、低学年児の保育が不安である、また行政側といたしましては、保護者の欠けた状態に幼い子供を放置することは、子供のためにまた極めて心配だというところから、この学童クラブの事業を進めてまいっておりますが、有資格者というふうに書いてございますけれども、資格ということでは、厳密な意味ではないわけでありまして、なるべく希望者を全員入所できるふうな対応も、これもまた大切だということでは、できるだけの努力をしたいという取り組みで進んでおります。

少し視野を広げて考えますと、それぞれの学校が空き教室を生じる状態にますます進

む傾向があります。一方に、既存の保育園も園児がふえるという傾向も、当然現状であるわけであります。他市では、保育園を今度は託老所に使おうというふうな考え方が出てくるわけでありますが、我々も何かそういう意味で、条件をなるべく市民要望にこたえられる仕組みを考えていく必要がある、このようには言えるわけでありまして、なるべく御指摘のとおりの、２クラス方式もいいのですが、なかなか場所がうまく得られないところもありまして、そのようなところにもっと工夫をいたしまして、子供たちの保育と働く、特に家庭婦人の保障ということを十分大切にしていきたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。ぜひひとつ勤労者のまち、日野市ということで、こういう状況はまだ続くというふうに思われますので、前向きの努力をお願いしておきたいと思います。

次、３点目に移りたいと思いますが、現在、学童クラブは福祉のエリアで扱われております。これは一面では社会教育との見方もできるわけでございますけれども、日野市として今後どのように考えておられるか、伺いたいということでございます。

これはこれまでも、今回のいろいろな方からの質問の中でも、いろいろな観点が出ておりますように、大人の社会では確実に平均寿命が伸びた、あるいは労働時間の短縮ということとの兼ね合いで、余暇の時間も増大している。あるいはゆとり、豊かさといったようなものの指向から、言うならば社会教育に対しての視点がますます注がれてきているという現実があります。

また、子供の方の視点でとらえますと、低学年とは言いながらも、これも何名かの方から指摘をされていたように、青少年の健全育成というようなことを考えますと、学童というのは、ある意味では社会教育の範疇で考えてもいいのかな、こんなような気がいたします。

一方、高齢化社会の到来との兼ね合いでは、医療費の増大とか福祉、もろもろの費用の増大というようなことで、今後ますます福祉に関係してくるウエートが高まってくるということは間違いないわけでございますが、こういう行政サービスが予測されるということになりますと、純粋な福祉、これは決して学童が含まれると純粋でないとか何とかいう、そういう観点ではなくして、より福祉政策に注力をしていくという観点からしますと、一考を要するのではないかなと、そんな疑問があるわけでございますが、この辺についての考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　３点目の、学童クラブが福祉のエリアで扱われているが、一面では社会教育との見方も出てくる、今後どのように考えるかという御質問でございます。

福祉行政で扱うべきか、また教育行政で扱うべきかは、過去にも論じられた経緯もございます。したがいまして各市の状況もまちまちで、一定はしておりません。したがってその運営もまちまちでございます。直営の市もあれば、全部社会福祉協議会に委託している市もございます。また一部は直営で、一部は社会福祉協議会に委託しているという市もございますのが、実態でございます。

東京都におきましては、全国に先駆けまして、昭和38年に学童保育というものを公的に位置づけております。このときの所管は民生局の所管でございます。現在では福祉局ということでございます。

また国では、昭和41年に留守家庭児童育成補助費ですか、こういうものを予算計上いたしまして、教育委員会が実施する事業に低額の補助を開始いたしました。このときに、各自治体で行っていました学童保育の多くがこれに吸収されたと、このような経緯がございます。

このような経緯からいたしまして、現在においても、教育委員会で扱っているところもあるわけでございます。26市のうちでも四、五市が教育委員会でやっているところがございます。また一般的には、関西地方の方がこのような、教育委員会でやっているというような傾向がございます。

また、学童保育事業の制度化の問題では、昭和49年ころに国会で論議されております。このときには厚生省が対応しているというようなことで、国におきましても、やはり福祉サイドからの観点に立っているということが考えられます。

今、御質問のございました社会教育の分野とも言えないこともないわけです。大きい見方からすれば、そういうことも考えるわけでございますが、いずれにしても、学童保育は児童館を拠点としてやることが望ましいという観点からも、現状の福祉行政の中で充実を図っていくというのがよいのではないかと判断いたしまして、日野市といたしましては、当初から福祉行政の中で充実を図っているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　学童保育は教育のエリアか福祉のエリアかという御質問でご

ざいますけれど、確かに幼稚園、保育園等と異なりまして、学校教育法あるいは児童福祉法というような形での、国段階での法制化がされていない、そういう現状の中で、現実的には小学校に在学している低学年の子供たち、この子供たちの中でかぎっ子という形で、現実的には保育に欠ける学童という範疇でとらえて、東京都の方は先ほど福祉部長が話されましたように、福祉局の方で対応していただいている。

現実的に、じゃあ社会教育の対象という側面でこの問題をとらえたときに、受け皿というものがどんなように用意できるかという問題、例えば子供会とかあるいはＰＴＡの校外指導部とか、いろいろボランティア的な形で取り組んでいただいている組織はございますけれど、現実的には継続的に、計画的に対応していくということになりますと、そうとにかくおんぶにだっこというような形で社会教育の外郭団体にお願いをするということには、いろいろな意味で無理が生じてくるのではないか。

そういうような状況で、それでは空き教室が非常にふえているのだから、学校教育のエリアでとらえたらどうだと、先生方も学校でならば当然いるのだから、こういうような考え方も、当然生まれてこないとは限らないわけでございますけれど、現実的に今の学校教育の状況というものを私なりに見ている限りにおいては、学校での放課後の対応というのが、各学校とも会議とか研修会とか、あるいはもろもろの行事、そういうものに放課後の時間がいろいろな角度で使われている、そういう中では先生方の大変な意識改革が伴わねば、非常に問題が難しくなるのではないか。

さらにもう一つ、子供の状況からいきまして、一つは環境の変化といいますか、学校教育の延長線上で特に小学校低学年の子供たちを対応していった場合には、子供がいわゆる学校教育の流れと、それから今言った学童保育の流れがつながったような形の状況の中で、非常に低学年の対応としては困難さを伴ってくるのではないかと、こういうようなもろもろの問題等もありますし、確かにいろいろな意味から、学校の空き教室等、これから先は十分利用していただきながら対応していくということは大事なことでございますけれど、たとえ学校教育のエリア、あるいは社会教育のエリアで対応するとしても、逆に今、いわゆる学童係という形で福祉の方に配置されておる職員が、教育の方に移り、現実的には指導員の方々がそれに対応するような手だてをとらない限りにおいては、困難さが伴ってくるのではないかと、そのように考えられます。

いずれにしても、東京都の福祉局とのつながり、そういうもの等も考えます場合、なかなか学校教育の時点の中での対応というのは、いろいろな難しい問題も起きてくるのではないかということも一応考えられますし、十分福祉の方ともその辺の問題について

は話をしていくような努力をしていきたいと、このように考えております。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　はい、ありがとうございました。私がここであえてこの問題を取り上げましたのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、これからいろいろな意味で福祉の関係業務がますます拡大をしていくという中で、より福祉を重点的に扱っていくためには、そういう考え方もあるのかなと、そんなような観点であえて質問させていただきましたが、今後機会を見て検討していただければということを要望して、この第３点は終わらせていただきたいと思います。

それから最後の第４点でございますが、クラブ費が今、3160円ということで伺っております。この3160円というのは、いつからこの費用になっているのか。そしてまた、これはどのように利用されているのか、またほかにもいろいろ補助行政といいますか、負担をしているわけでございますけれども、そういったほかのものとの負担度の割合、負担度比、例えばあるものに対しての市側の負担、あるいは個人から負担をしていただている度合い、その辺がどういう状況になっているかということを、まずお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　　クラブ費がどのように利用されているか、またその他の補助行政との負担度比はどうなっているかという御質問でございます。お答えいたします。

学童クラブ費につきましては、昭和54年から、父母から負担をお願いしているということでございます。この負担はおやつ代あるいは教材費、行事費等に充当させていただいております。これら徴収金につきましても、先ほど申し上げましたとおり、学童保育そのものが何ら制度が確立しておりませんので、各自治体それぞれ独自の方式で実施しているというのが実態でございます。したがいまして、クラブ費を徴収していない自治体もございます。

日野市の3160円という額でございますが、これは徴収している市の中間的な額ということでございます。ちなみに聴取している市は12市１町、全く徴収していないところが14市３町ございます。それから他の補助行政との負担度との比でございますが、まず学童クラブの場合、これは平成元年度の決算見込み、概算でございます。総支出額が１億9,438万6,000円でございます。このうち東京都の補助が15.8％、父母の負担が2,646万6,000円で、全体の13.6％を占めております。市費でございますけれども、１億3,723万8,

000円で、全体に対する比率は70.6％でございます。一人当たり年間所要額は、児童一人当たり26万6,600円、そのうち一般財源の額が18万8,253円というような数字でございます。

それからこれを比較する補助行政でございますけれども、その事業の内容、性質から、必ずしも比較対象にあるかどうか、疑問なところもあるのですが、例えば保育園の場合でございます。

これにつきましては父母の負担、いわゆる児童措置費負担金でございます。これが全体の費用の13.9％で、１億6,473万6,000円でございます。それから市費が60％、71万2,764円でございます。残りの25.5％、これが国の補助、あるいは東京都の補助でございます。一人当たり年間所要額でございますが、118万7,200円でございます。そのうち市の負担が７億1,276万4,000円ということになっております。

それから幼稚園の場合でございます。この場合には一人当たり年間所要額が36万2,987円、そのうち市費が27万2,987円ということでございます。父母の負担でございますが、これは使用料といたしまして、年額９万円ということでございます。全体の所要額の24％ということでございます。

あと、ちょっと老人の方も出してみたのですが、老人の場合には、それぞれいろいろな施策がありまして、必ずしも全員の方が受益をこうむっているということではございませんので、ちょっと比較になりませんので、今回の比較の方から除外させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　今回、学童クラブにひっかけまして、冒頭申し上げましたように、今後の福祉のあり方についても若干お伺いをしたというようなことを申し上げたわけですけれども、その福祉のあり方に、この学童クラブの問題をひっかけますと、ある部分からはよけいなことを言わないでくれと怒られるかもしれませんが、あえて考え方を、ちょっと提起させていただきますけれども、決して学童クラブのクラブ費を値上げをしようとか何とかという視点ではないということを、まず先に申し上げておきたいというふうに思います。

だれしも安く預かってもらえればそれにこしたことはないわけですし、また一方、市に財政的ゆとりがあるなば、少しでも安くできることがそのサービスの一つであるということには違いないわけでありますが、ではなぜこういうことを引き合いに出したかということになるわけなんですが、先ほどもちょっと触れましたように、これからますます

す高齢化社会を迎える、またそういう中で老人医療費、さらには福祉関係での諸費用、また若干視点を変えますと、年金等の問題も出てまいります。さらには首都圏を中心としたごみの問題、また日野市独自の問題としては下水道の問題、さらに視点を変えますと、今、非常に出生率が低下をしているということがありますが、いろいろな理由があるかと思いますが、その中にはやはり育てるのが大変だ、あるいはお金がかかるというようなことも、多分に含まれているというふうに思います。

国家の10年、20年、あるいはもっと先を見越したときに、そういうことを含めて本当にお金のかかることばかりが問題として残っているわけでして、国としても都としても、当然日野市としても深刻な問題をいろいろ抱えているわけでございます。

そこで、限られた財源をいかに有効に活用して、そしてかつ市民サービスをしていくかということを考えますと、福祉は何でも国がやってくれるのだ、あるいは市がやればよい、あるいはやってくれるというものだけではないということを、やはり私ども議会人としても、また市の市長以下理事者の皆さんも一緒になって考えるべきときではないのかなということで、その事例の一つとして、今回、学童の内容を聞きながら、他市では全く費用負担をしていないところもあるというようなことを、今、伺ったわけでございます。

繰り返しますが、限られた財源をいかに多くのことに有効に活用するかということを考えていきますと、受益者負担というか、受益者も能力に応じて、一律ではなくて相応の負担をせざるを得ないのではないかということも考えられるわけでございます。

そのことによって、本当に弱い立場の人たちに必要な手厚い福祉の手が差し伸べられるのではないかなと、そんなように考えられるわけでございます。そういうとらえ方をしたときに、日野の目指す福祉といいますか、あるいはあるべき福祉とでもいいましょうか、その辺についてお伺いをしたいと思うわけですけれども、財政的な面からいきますと、収入役ということになるのですが、助役にこの辺を、もうちょっと福祉のあるべき姿といいますか、目指すところ、あるべき福祉の状況について、まずお伺いできればなというふうに思います。

○議長（小山良悟君）　　助役。

○助役（砂川雄一君）　　今、御質問の中にもお話しございましたように、これから時代的な要求として、福祉行政に対する要求の度合いというのはますます強まってきますし、それに向けての多様な施策をすることが必要になってくるという時代になってくることは、間違いないところでございます。

やはりそれぞれの時代的な変化ということもございますので、その時代の変化といいますか、成長に伴って、そのときどきのやはり市民生活の実態に即した形で、それぞれの時代にそれぞれの市民がより豊かに、より快適に暮らせるように、あるいはそういう生活条件が十分に整っていない各個人に対して、やはり社会全体として、あるいは行政として援助の手を差し伸べるような施策というのを、やはり今後ますます充実させていくということが必要だというふうに思います。

それは従来もそういう形で進められてきているわけでございまして、それらの経験をもとにして、今後さらにそれらの施策の充実を図っていくということが社会的に求められている、それに対してやはり行政としてこたえていくことが必要だというふうに考えております。以上です。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　若干、最後にやはり福祉との兼ね合いということで、非常に私自身がたまたま読んだ本で、考えていかなければなぬのだろうなということを感じた一文がございますので、できましたら後で市長あたりにも今の福祉のあり方なり、あるべき福祉の姿ということとも関連をすると思いますので、もし見解があればお伺いしたいので、お願いします。

御存じの方もあるかと思いますが、ヨセミテ公園のシカの話でございまして、決して人間と動物を一緒にしよう、あるいは動物の世界ですから弱肉強食といったようなこともあるのですけれども、人間の社会に置きかえると、ある意味での福祉のとらえ方に非常に関係するのではないかなというふうに思いましたもので、あえて紹介かたがた、後で見解があればお伺いしたいなと思います。

これはヨセミテ公園というのはカリフォルニアの中等部にある、1890年に国立公園に指定をされたという、ちょうど今から100年前に国立公園に指定されたところでございますが、このヨセミテ原野にはさまざまな野性の動物が生息しているが、弱肉強食が世のならい、穏和な動物が獣類のえじきになっていた。その中で、人々が見るに見かねたのがシカの被害であった。幾つかの団体が政府にシカの天敵を駆逐するよう求め、それを実現した。

しかし、このことでヨセミテ原野は楽園になったのではない。次に起きたのは、天敵のいなくなったシカの異常繁殖であった。えさを求めての殺し合いはすさまじく、再び団体が立ち上がる。政府の責任でえさを補給せよと。動物はそれぞれが生態系を持つ。弱肉強食と本能としての繁殖抑制で、種族の存続が保たれる。えさが補給されるように

なったシカはさらに異常繁殖を続け、政府の飼料費は膨大な負担となって財政を圧迫し始めていた。

ある年の冬、例年ならば二、三日で終わる吹雪が、どういうわけか7日間にわたる吹雪となって、ヨセミテ原野を襲った。吹雪がやんで、人々がそこで目にしたものは、野性本能を失い、自立機能をなくしたシカたちの、半ば雪に埋もれて死んでいる姿であった。そのかたわらで、もっとか弱い動物たちは、その本能で吹雪をくぐり抜け、えさを求めて飛び回っていた。今から60年前のことである。

こういった話でございますが、この自然界のたわいない出来事ということで聞きのがせばそれで済むことかもしれませんが、何かを考えようとする、どのような考え方をするかによって、その人の生きざまなりに、大きく影響が出てくるのではないのかなというような気がする文章でございます。

私たちの日常生活は間違いなく豊かになり、便利になった。しかしその豊かさと便利さは、一方で私たちの何かの代償を求めている。車社会の効率化で、人々に足腰を弱めるという代償を払わせ、冷暖房の快適さで、肉体に与えた影響ははかり知れない。だからといって、昔の時代に戻れということでは決してないわけですけれども、人間の精神、言いかえれば、人生観とか生きざまとかいうものは、よほど気をつけていかなければ、知らず知らずのうちに環境によって敗退的になってしまうものだから、環境の変化に細心の注意を払っていなければならないということである。

現在、物から心への時代ということになる。しかし物が豊かで生活が便利で快適になったことによって、貧しいときに養われていた精神的なものが失われてしまったがゆえに、心の貧しい時代をつくり上げ、今その欠落した心の必要性が叫ばれているものである。

途中カットしたり、最後の方もちょっと割愛しましたけれども、ある意味では、私は動物の世界をイコール人間の世界に置きかえることはできませんが、これからますますいろいろな形で手当てをしていかなければならない福祉というものを考えるときに、もっともっといろいろな角度から、日野市としても考えていかなければならないのではないかなと、そんなようなことを、この文を見て感じたものですから、紹介をさせていただきました。

最後に、数々の福祉で実績を残してこられております市長に、もし今の一文も含めて御見解があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問われましたので、少しばかりは貧弱な頭の中からお答えを

しなければならないと、今、思っております。

いろいろな価値観あるいは哲学という持ち方があるわけでありまして、人間の学問に生物学がかなり人間を含めた生物のあり方といいましょうか、自然淘汰の中で今日まで残っている一つの原則が解明されておると思います。

そして人間は勝手に霊長類と唱えて、動物の中で特段にすぐれた能力を持つということで、人類社会が今日営まれているというべきだろうかと思います。そしてその人間と、人間をちょっと差があるとするならば、ものを行うにつけ、直接的でなく、間接的に考える能力がある、つまり視野というか、判断がややすぐれておるということだろうと思います。

それでなぜこういうことを申し上げているかと言いますと、人が人たるゆえんと、人でないゆえんは、愛情があるかどうか、特に第三者といいましょうか、思いやる能力がどの程度あるかということが、人間性ということに求められてくることだろうというふうに、自分なりに考えております。

そこで、人間社会の福祉のあり方の問題ですが、人間性を損なわない範囲で人間尊重ということが一番人間らしい、人間の特別な能力だと言っていいのじゃないかと思います。

そこで、人間尊重ということは、別の言葉で言えば人権を守るということだろうというふうに思います。そして人間らしい権利を守るためには、弱い人に対して、比較的強い立場にある者がその能力で支えるということだろうと思っております。法律や条例の第１条の結びは住民福祉の増進に資する、こういうことがまとめ言葉に書かれておりまして、つまり住民の福祉ということは、弱い人の人権を積極的に守る、こういうふうに考えてよろしいのではないかと思っております。

したがって、生産力が高まれば高まるほど、それに比例して福祉の施策は豊かになるべきである、ほかのことに浪費をしたり、それから思い違いをして資源を浪費したり、あるいは環境を悪くしたりして、そういう手段によってかち得ている生活の向上というものは、結局は余命、余生を短くしていることになる。地球の存続を、つまり人類が人類らしい存続をするためには、なるべく資源を大事にしながら、そしてそれに伴う生産性によって福祉をしっかりと維持する、こういう原則になるのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（小山良悟君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今回は学童クラブの具体的な問題と、加えまして福祉のあり方という観点で、若干視点を変えての質問をさせていただきましたが、いろいろな角度からの御回答をいただきまして、ありがとうございました。ぜひクラブの方につきましては、現状を十分認識する中で、具体的な対応をぜひお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小山良悟君）　これをもって24の１、学童クラブは、地域性を考慮した配置とし、有資格者全員入所に向け一層の努力をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「延長はまだちょっと早いのじゃないの」呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後３時52分　休憩

午後４時57分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後４時58分　休憩

午後６時12分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第２－11号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第２－12号、（仮称）浅川公会堂についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第２－12号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には、日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は６月26日、火曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時13分　散会

６月26日　火曜日　（第７日）

平成２年
第２回定例会　**日野市議会会議録　（第22号）**

６月26日　火曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	小川友一君
５番	高橋　徹君	６番	土方尚功君
７番	天野輝男君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	福島敏雄君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	福島盛之助君
15番	藤林理一郎君	16番	小山良悟君
17番	高橋徳次君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	旗野行雄君
25番	古賀俊昭君	26番	市川資信君
27番	谷　長一君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	砂川雄一君	収入役	佐藤智春君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	藤浪竜徳君
市民部長	永瀬誠一君	生活環境部長	糸川滋君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	藤本亨一君
社会教育部長	坂本金雄君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	増田善和君	書記	橘達雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫畔子君

議事日程

平成2年6月26日（火）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務・文教・厚生）

日程第1　議案　第43号　平成2年度日野市一般会計補正予算について（第1号）
（文教委員会）

日程第2　議案　第42号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第3　議案　第44号　平成2年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号）
（総務委員会）

（請願審査報告）

日程第4　請願第2－2号　日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願
（文教委員会）

日程第5　請願第2－7号　東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願

日程第6　請願第2－8号　東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願

日程第7　請願第2－12号　（仮称）浅川公会堂についての請願
（厚生委員会）

（継続審査）

日程第8　請願第2－1号　生コン工場・資材置場の公害に関する請願
（建設委員会）

日程第9　請願第2－4号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第10　請願第2－5号　帝人高層独身寮建設反対に関する請願

日程第11　請願第2－6号　高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願

日程第12　請願第2－9号　第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願

日程第13　請願第2－10号　（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願

日程第14　請願第2－11号　中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願

（継続審査議決）

日程第15　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第16　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第17　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第18　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第19　請願第2－13号　仮称神明4丁目ハイツ建築に関する請願

（議案上程）

日程第　20　議 案　第 47 号　日野第一旭が丘処理分区（２－１）工事請負契約の締結について
日程第　21　議 案　第 48 号　日野市教育委員会委員の任命について
日程第　22　議員提出議案第 1 号　新学習指導要領に基づく「日の丸」「君が代」強制に反対する意見書
日程第　23　議員提出議案第 2 号　小選挙区制に反対する意見書
日程第　24　議員提出議案第 3 号　借地・借家法の改正に反対する意見書
日程第　25　議員提出議案第 4 号　固定資産税の評価替えの凍結と相続税の軽減を求める意見書
日程第　26　議員提出議案第 5 号　大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び東京都小売商業調整に関する要綱の存続に関する意見書
日程第　27　議員提出議案第 6 号　都道府県議会議員選挙区の１名区解消に関する意見書
日程第　28　議員提出議案第 7 号　自治体選挙の公営拡大を求める意見書
日程第　29　議員提出議案第 8 号　東京都立七生養護学校の高等部新設と施設充実を求める意見書

本日の会議に付した事件
　日程第１から第21まで

午後４時32分　開議

○議長（小山良悟君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、30名であります。

これより議案第43号、平成２年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については、３常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　それでは総務委員会に付託されました平成２年度日野市一般会計補正予算（第１号）の総務委員会の審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

この経過につきましては、21日から本日まで２日間にわたって慎重に審議がなされたわけでございます。これは歳入全般、歳出のうち議会費及び総務費ということでございます。

多くの委員より質疑がなされました。全員です。そこでこの内容について申し上げますと、特に繰越金等につきましては、お手元に配布いたしてあります修正案等もあります関係上、それを見ていただければよくわかりますけれども、そのような案が提出されているわけです。そこでこの歳入につきましては、繰越金、この補正額が１億179万7,000円が5,829万7,000円に補正されまして、繰越額が今度は１億4,179万7,000円が9,829万7,000円となりましたということに相なるわけでございます。これは手元に配布されておりますので、よく参照していただければわかるかと思います。そこで、今度は前年度の繰越金が5,829万7,000円ということに相なるわけでございます。

それからこの歳出の関係ですけれども、議会費、これは補正額が42万円でございます。これは議員の海外研修の場所等が決定いたしまして、不足を生じたということで、この補正がなされたということでございます。それからこの総務費、総務管理費、これは一般管理費でございますけれども、この補正が一応5,039万が今度は修正案によりますと、689万円という形に補正、訂正されまして、今度はその合計額が20億4,028万8,000円ということになるわけであり、この豊田の委託料ということで、駅前展示場の設計がゼロという形になるわけであります。

それからこの15の工事請負費でございます。これは日野市役所の第４駐車場設置、市

役所の南側でございます。この土地は借地であり、そこを簡易舗装し、フェンスを張り、案内板を立てるということで、689万円が要求されているところでございます。それからこの豊田の駅前展示場新設につきましては、修正ということでなされているので、その点を御理解を願いたい。

それからあと一つは、車両管理費のうち、この22の補償、補塡及び賠償金でございます。これは交通事故賠償金が交渉が成立して不足を生じたということで、このような補正がなされたということでございます。特にこのときに委員会といたしましては、職員に対して、無事故対策等は行っているのかとか、または初心者マークはどうなっているのかということでございました。鍵を職員に渡すときに、鍵と一緒に安全のカードを渡している。また講習会は年１回、安全運動の展開等行うというようなことが答弁がなされたわけです。さらに、特に初心者マーク等につきましては、運転者の申し出によって、これを窓口で貸し与えるということでございます。

そこで、特に申し上げますけれども、この一般管理費のうち、先ほども申し上げましたけれども、豊田駅前展示場設計、それからこの豊田駅前展示場の新設、これらに対しましては非常に多くの方から、委員全員から展示「場」について、「ば」なのか「じょう」なのかというようなこと。それから建物の構造とその内容、それから設計費について、その内部状況はどうなのかとか、市長の将来構想、さらには豊田北口ギャラリーが２カ所になる。非常に偏り過ぎて、不公平じゃないかとか、さらにはプレハブ構造であり、暫定的というが、何年ぐらいなのかということであります。それからさらに、今市有地だが、前はだれが所有していたか、その目的は現在どうなっているのか、さらには旧の柱等を使用するというが、その強度等はどうなっているかというようなことの質問が出たわけでございます。

それに対する部長の答弁は、これは総合して申し上げますと、住都公団との交換は南口再開発事業用地であり、その面積は333平方メートルであり、南口と北口との連絡路としてこれを使用するんだ。さらに今は囲みがあり、見にくい。美観の上からもよりよい用地の活用が望ましい。プレハブ126.25平米を建て、展示場として使用する。これはあくまでも暫定的な施設であり、７年から10年ぐらいになるのではないかということでございます。

また展示の内容等につきましては、小中学生、さらに身障者、高齢者等の作品の展示ということ等も答弁もなされました。また多摩平支所統合の代替地として、現態勢の範囲内で行うというようなことも報告されておりました。これらにつきましてはいろいろ

食い違い等があったようですけれども、その点は本会議と委員会との食い違いということも付記しておかなければならない点だろうと思います。

さらにはこの終わりに当たりまして、21日、この現況図はどうなっているのかということで、資料説明等もなされたわけでございます。それで現況図面を出せという要請がありまして、休憩中にそれがつくられまして、再利用等についてその図面に従って質問が出され、いろいろとやり取りはありましたけれども、旧の柱、これは六つあるんですけれども、それらを利用してどうするというようなこともあり、さらにそれらの強度の問題、より構造ですね。どういうものがということの質問がありましたけれども、それらは不明であり、非常に答弁につきましてももっと積極性がなければならないのではないかというような発言もなされたわけでございます。

それから今度は26日ですから、きょうでございますけれども、９時45分に委員会が再開されまして、21日からの経過を持ち帰り、説明し、調整を図る、そのための休憩ということで１回、９時45分に委員会を開いたんですけれども、また休憩をいたしまして、11時40分に再開し、各委員より会派のまとめの発表がなされたわけでございます。これらの発表の中におきまして、修正とか、または原案賛成とか、さらにはまだ結論が出ていないというようなことも言われたわけでございます。そこで修正案をつくるとか、または結論が出ていない会派がありますので、それらをさらに調整するためにということで、休憩に入ったわけでございます。

それで午後はまた１時50分から委員会を再開したわけでございますけれども、40分ごろ私の手元に修正案の提出がなされたわけでございます。これは先ほど申し上げましたけれども、お手元に配布されているとおりのものでございます。３会派から代表者が提案者ということで出されたわけでございます。

そこで今度１時50分に再開されました。傍聴等の取り扱いの関係もあり、委員会におきましては傍聴は許す、許可するということになり、会議を進めたわけでございます。特にこの修正に対する反対の意見等につきましては、歳入減額、財源修正の是非ですね。さらには歳出面での展示場設計をなぜ削ったのかとか、または修正の根拠はどこにあるのか。議会サイドで予算、これは特に款項はいじれないんではないか、地方自治法に抵触しないか。さらには南北道路は認めているのかというような提案者に対する質問がなされました。

そこで21日――今度は修正案を提案された方が、これは提案者が21日、26日両日、慎重に審議され、十分検討された。協議内容を会派に持ち帰って協議した結果、修正とい

うことになったとか、または市長、部長との答弁の食い違い等も指摘、答弁の中に指摘されたということ。さらには歳出面での展示場の設計費をなぜ削ったかということになると、計画性がなく、短絡である、もっと計画的に設計をし、展示場をつくることが望ましいとか、さらにはまた２年度の第１回補正予算が予算にはない。款項に値しない。すると繰越金の減額を処理することは問題がないというようなことですか。さらには議会は予算を減額修正することができるかどうかというようなことも、また重ねてあったわけでございます。

事務局長よりこれは答弁がなされまして、議会は予算を減額修正することができるんだ、地方自治法、これは第97条第２項に「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」長の発案権を侵す増額修正はできない。さらにこの予算趣旨を損なう増額修正とは、長が予定していた新たな目標を追加し、また新たな手段を追加することにより、予算編成における基本的な考え方を没却するに至らしめるものをいう。さらには当該増額修正が予算の趣旨を損なうか否かは、客観的に判断する必要があるというようなことの地方自治法第97条の第２項にあるということの話も、答弁もなされたわけでございます。

そこで委員会におきまして、修正案も出されましたので、この修正案に対しまして、今度は採決に入りました。賛成多数で修正案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　委員長にお伺いいたします。細かな御報告があったわけですが、二，三点ちょっとわからないところがありますので、お答えをいただきたいと思います。

まず展示場（てんじじょう）と呼ぶのか、展示場（てんじば）と呼ぶのかという議論について、私は「てんじじょう」が正しいと思いますが、どういう審議がなされたか、伺いたいと思います。

それから図面を参考に審議をなさったとありますが、その図面の中には多摩平支所の代替施設分のスペースがあったのか、なかったのかということです。

それから市長、部長の考え方というんですか、答弁――市長を呼んだのかどうかわかりませんけれども、本会議と委員会の場面の食い違いという意味だろうと思いますが、市長、部長の食い違いがあったという報告ですが、何が食い違ったのかについて、お答えいただきたいと思います。

それから、私も本会議で伺ったところによると、多摩平支所の代替施設ということで、職員を２名配置してその中に入れるといったような説明を聞いたわけですけれども、今の委員長の報告ですと、展示場ということで、図面を見ながら、部長のお答えを聞いたりしながら、審議を進めたらしいんですが、この多摩平支所の代替施設はどうあるべきかということについての審議はなさったのか。展示場はどうあるべきかという、展示場ですから、議案は、そのほかのことはないわけですから、代替施設はもうどこかに飛んでいってしまったのか、その辺が市長、部長との食い違いというのはそこに関係するのかどうかわかりませんが、以上二，三点お伺いいたします。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　それでは名古屋議員の質問に対してお答え申し上げます。

この「てんじじょう」か「てんじば」かということでございますけれども、これは「てんじば」ではなくて、「てんじじょう」であるというふうに委員会では審議がなされました。それですから当然「てんじじょう」ということで御理解をいただきたい、こういうわけです、委員会におきましては。

それから（「市長は『てんじば』と言っていたよね」と呼ぶ者あり）市長は言いました。それからこの図面を参考にして審議したと、代替地はあったのかと、これは市役所の窓口という形の、そういうのはありません。ただ出された資料は長さが東西ですか、線路に沿って36.8メートル。それからこの幅が、あれは何メートルでしたかね、幅は。今、図面をここに持ってこなかったんですけれども。そこにありますか。図面によりますと、長さは36.8メーター。それから幅は幾らもないですね、6.1メーターということになっております。それで代替地というところはどこだということはありません。

それから３問目の市長の答弁と部長の答弁との食い違いということですね。それにつきましては、本会議におきましての答弁と、それから今度は委員会においての部長の答弁との食い違いがあったと、こういうことです。以上です。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　私が伺いたいのは、何が食い違っていたのかということを、どう審議されたのかということを伺っているわけなんです。何が食い違ったのか。私の想像では、図面にもないくらいなのに、市長は多摩平支所の代替施設、職員を２人置くと、こういうふうに説明しているわけですから、総務委員の皆さんから、代替はどこに行っちゃったんだ、代替は置かないのかという議論があったんじゃないかと思うんですが、その部長と市長の食い違いというのは、その辺じゃないかと思いますが、そうじゃないんですか。で、総務委員の皆さんは本会議にも出席していらして、説明を受けているわけですから、委員会の審議になって、本会議の説明と違うじゃないかという議論が当然出なければおかしいと思うんですが、その辺はあったんですか、なかったんですか。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　その点につきましては、部長の答弁と市長の答弁との食い違いがあったんではないか、あったと、どうしてこういうふうに出てきたんだと、食い違いが、それはなされました。

それで何が食い違いかということでありますけれども、これはいわゆる展示場の中には、議案として出されたものはあくまでも展示場であって、そのようなものはないわけですね。そのあたりが市長の答弁と部長の答弁との食い違いということになるんではないかということです。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　それで審議の皆さんは、本会議で代替施設も置くような説明があったわけなんですが、議案の方は展示場ということだから、その説明の食い違いはどうなんだということで、どういうふうにその辺をまとめられたのか。要するに私の伺いたいのは、総務委員会の審議の中では、代替施設というか、代替機能の問題は論外だ。全く審議する必要ないと、そういう形で進んだのか。市長を呼んで、市長が言ったことと、部長の言うことと違うじゃないかということで、審議をしたのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　職員２名というようなことが本会議のときにおっしゃられまして、答弁が、説明ですね、それで登録とか諸証明事務を行うんだということでありました。さらにその事務は現態勢の中におきまして、ローテーションを組んでやるんだというようなことであったわけです。そういう形におきましてなされるということについては、また部長は組合等の関係もあって非常にまだ難しいというようなことも、委

員会の席で言っておりました。そのような点が特に食い違った点であると同時に、さらに部長は、いろいろこのようなことはあるけれども、最終的には市民ニーズにこたえるというような立場でしていかなければならないということも申しておりました。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　展示場のスペースはないんでしょう。委員長。（「ないんです」と呼ぶ者あり）代替施設のスペースはないんでしょう。ないということを確認したわけでしょう。（「その確認はしていないんですよ」と呼ぶ者あり）それで、市民ニーズにこたえて２名の配置を云々という、代替施設のことはもうわきに置いちゃったんですか。それともいわゆる食い違いという点ですね、市長がそれを置くんだと、部長はそんなスペースはないんだと、図面にもないんだということで、あ、これはもうしょうがないや、展示場が是か非かという議論だけをしました、こういうことなんですか。

私は、旧庁舎から新庁舎に移ったときに、当面の利用の市民の、突然の変更ですから、それをカバーする方策を取ったわけですね、臨時バスというか、特別のバスを出して。そういったこともたしか説明というか、質問の論議の中にあったと思うんですね。今回、説明。で、私はそのときに、新庁舎ができたときのことを思い出して、まあいろいろな手立てもあるな、２名じゃ少ないなあという感じがしたんで、当然総務委員の皆さんは、市長と部長の説明の違い、それからスペースがないということをどうくくられたのか、そこがどうもはっきりしないんです。もうちょっとわかりやすく、ひとつ。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　その点につきましては非常にくくり方といっても、そのくくり方というのは問題なんですね。そのあたりがやはり市長が短絡的というか、独断的に部長と協議もしないでやったという点等がいろいろありまして、それでいろいろと今度は意見が出たわけです。まあいろいろといっても、先ほど申しました経過報告の中での件です。それで、つじつまは合わないから、修正案というような形に私はなったというふうに考えているんです。これは委員会の――それでいろいろと問題点は確かにありました。それで細かい点で特にまた私も審議の内容等について（「正確に報告しろ」と呼ぶ者あり）特に私がまた漏れた点等もあるかもわからないですね。もし、ないということはありませんので、もしそのあたりにつきまして、特に深く伺いたいということ等がありましたら、また部長に答弁をしていただきたい、とこういうように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　委員長があえてそうおっしゃるんで、じゃあ部長に伺いますが、今までの私の質問が見当違いなのかどうか、どうもわからないんですよね。食い違いがあったということを、食い違いをどう審議されたのかなあということで、その辺を部長にひとつお答えいただけたら、よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方から委員会に説明した部分、かいつまんで申し上げますが、いろいろ本会議場の中で一般質問等もかみあわせまして、市長からの答弁もあるわけでございます。当然あそこの場所につきましては、南口の通路として用地を求めたということを申し上げまして、その中では、非常に豊田駅前でもあり、美観上当面こういう展示場というものをつくりたいという説明を申し上げました。その中には当然各委員さんの立場の中で、いろいろ質問があったわけでございますが、６月１日の市長との広報との関係もありました。これはあくまでも支所の、統合した場合の、一つの市長の発想でもあるというふうな考え方での、市民に廃止した場合の意見も求める立場の中での発表もあったかと思います。そういう中で南口のこの場所には、全く展示場という考え方しか持ってませんというふうに、私はお答えしました。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　そうしますと、この場所では展示場ということしか考えられない。市長の提案のときの説明はこの場所の中にというふうにとったんですが、とった方が間違いだったのかどうかだけお伺いします。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　説明が徹底できず、議会の御審議にも御迷惑をかけたと思っております。まあ発想の動機と申しますと、今まで説明してきましたとおり、駅前に貴重な価値のある土地を持っておるわけでありますけど、今のままの、将来の構想としては、南北をつなぐアクセス用地に使いたいと申し上げておるとおりでありまして、その時期はかなり先を見越すということになります関係上、当面せっかくの場所でもありますし、展示場という意味の場所として、そして一方の支所統合に際しましてはこの場所になるか、あるいはもっと駅の構内のことにも交渉してみたいと思っておりますが、あるいはその展示場の一部を小規模な窓口で使うということもあり得る要素だということで、本会議場では申し上げた記憶があったと思っております。しかしこの場の当面の利用ということでございますし、メインの部分は展示場、その他のことはこれからの課題というふうに申し上げたつもりでありましたが、そのことがまだ我々の内部でも不統一

な部分があったということで御迷惑をかけたと、こういうことだろうと思っております。いろいろ御迷惑もかけましたが、市民になるべくお役に立つ、そういう場所に今後とも活用していきたいという考えには相違ございません。総務委員長初め、委員の皆さんにも御迷惑をかけたとこう思っておりますが、何とぞその活用に意味があるということで、御理解をいただければ幸いだと思っております。

○議長（小山良悟君）　よろしいですね。

田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　今の質問とはちょっと全然関係ないんですけども、車両管理費のところでの、交通事故の賠償金の件についての関連でお聞きいたします。

12日の日の議案上程の中で、私は報告第７号の中で、交通事故の報告があったときに、その車両については搭乗者保険が入っているかどうかという質問をさせていただきました。その答弁として総務部長は、即座に「搭乗者保険は入っておる」というような答弁をしていたわけでございますが、この点についての質疑は総務委員会でやりましたか。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　搭乗者保険ですね、その話は、その審議はなされなかったと思います。もし、詳細にそれを知りたいということならば、部長に答弁をいたさせます。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　それでは、私はそのとき質問させていただいたときに、私の経験上、搭乗者保険はたしか入ってない、なかったにちがいないというような形で質問させていただいたわけでございます。その中で総務部長は、即座に「入っておる」という回答があったわけでございますので、再度私はよく調査をしていただきたい、このようなことを申し上げて、私の質問を終わらせていただいたこういう経過があるわけでございます。総務部長にもう一度お聞きいたします。搭乗者保険は入っていたのかどうか、よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　12日の報告７号の交通事故に対しましての御質問で、搭乗者保険につきまして、私の方から入っておるというふうな対応をさせていただきました。その後、田原議員さんの方から経験上ないんではないかというようなことでございましたので、確認のため私も調査をいたしました。その結果、12日答弁いたしました内容と、内容がちょっと違っておりましたので、改めておわび申し上げ、訂正させていただきた

いと思います。

搭乗者保険は入っておりますものにつきましては、マイクロバス、それからワゴン車でございます。一般の車両については入っておりませんでした。なお、マイクロバスの、まあ5台ありますけども、5台、それからワゴン車は6台でございます。これについては不特定多数の方が入るということで、保険に、搭乗者保険に入ってございます。なお一般車両については、職員等が利用するということで、特に入っておりませんでした。

なお今後のような対応が出てまいりますので、場所についても若干の保険、あるいはタクシー等の借り上げ等もございますので、こういったものについての対応というものを考えておりますので、ぜひとも御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　総務部長、ちょっとの違いじゃないでしょう。数字が少し違うとか、それだったらわかりますけども、これはイエスか、ノーかというような、ある意味では正反対な、180度違う答弁ですよ。こういった答弁を、いつも部長、されているんですか。そんなにこの議場というのは、いいかげんなことをしていい、また言っていい場なんでしょうか。私はあくまでも調査をした上で、答えるべきではないかというように思っております。そういうような、私たちが質問した中でそのような回答をもしされるとすれば、これは甚だ遺憾なことであると私は思っておりますので、その点はどうお考えですか。

○議長（小山良悟君）　総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　私の至らぬところでございましたので、十分今後反省をしておりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　今後、質問に対してのお答えは、十分慎重に検討されて、調査した上で回答をお願いしたいというように思います。

それでこれに関連いたしまして、ちょっと御意見を申し述べさせていただきますけども、この報告第7号に出ておるこの事例につきまして、社会福祉課職員が運転する庁用車に被保護者を乗せて、通院されて、そのために起きた事故ということになっております。これも当然搭乗者保険に入ってない場合ですね、もし事故があった場合どうするんですか、これは。私は仕事上でよく経験がありますけども、これ一つには、二つの問題があるというふうに考えております。一つには市の、要するに管理上ですね、庁用車管理上において搭乗者保険が入ってないので、そういうような車は、いわゆる市職員以外

は乗せてはならない。このような徹底は一切されていないというように、私は記憶しております。それは職員も知らなかった人も多いと思います。このような現状の中で、平気でこのような、まして弱者と言われている被保護者を平気で乗せている、このような現状が——これは氷山の一角でございます。また老人福祉課とか、そういったところでもやむにやまれずに職員が乗せていかなければいけないという場合も、多々あるわけでございます。こういうようなことを放置して、ワゴン車であるとか、マイクロバスであるとか、そのようなだけの車に入っている、これほど片手落ちなことは私はないと思います。一つには、管理上の一切そういう徹底がなされていなかったという問題が一つと、もう一つはそのような社会福祉課や、老人福祉課、またはそのほかの課にも職員以外にも乗せなければいけないという課はあるんじゃないかと思います。そのような課につきましての対応として、やはりこれからは、そういったいわゆる社会福祉課においては、生活保護者とか、そういう方々が乗るわけですよ。もしそういう方々、もし事故が起きた場合に、だれが補償するんですか。本人だって最低限の生活で保障されている中で生活をしている中で、補償なんかとても自分でできるわけはない。こんな危険な状況が放置されていたこと自体が、大きな問題があると思っておるわけでございます。

よって今後の措置として、私はこの社会福祉課や老人福祉課等のやむにやまれずに乗せなきゃいけないという場面があるというような可能性があるところにつきましては、必ず搭乗者保険等に入っている車を整備して、その車を利用するようにされたい、このように要望方々お願いしたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。じゃあ意見ということで、よろしくどうぞお願いいたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　議員の研修費の補正の件で、質問させていただきます。

この42万出たんですが、この42万に対しての補正の審議はどのような形で出されたかお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　この42万につきましては、部長からこの海外研修負担金につきましては、場所が決定した、そこで不足を生じたという説明にとどまって、内容についてはどのような形でと、あくまでも場所が決定され、不足を生じたということのみでございます。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○7番（天野輝男君）　4月に、職員の海外研修費が初めて載ってまいりました。そし

て、何かちらほら名前も出ているようですが、この中で当然、議員の研修も、この予算分使わにゃいけないだろうと思うんですね。そういう形で職員の研修については、もうそろそろ場所も設定されているんじゃないかと思うんですが、この件でちょっとお聞きしたいんですが、この場所はどちらの方向に行き、またどなたが行かれるのか、このあたりちょっとわかりましたら、教えていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　総務委員長としては、委員会でそのようなことは審議もなされておりません関係上、わからないわけです。それですからもしどうしても知りたいということになれば、関係部長に御答弁を願いたいと思います。（「よろしくお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今年度当初予算で60万円、３人分ということで当初予算でお認めをいただいているわけでございますが、現在最終的な調整をやっておりますが、申し込みその他も受け付けておりまして、今その最終段階には来ております。部長さんを中心にして、今回初めてでございますので、派遣するようにしたいということで、今準備中でございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　そうしますとまだ決まってない、行かれる方は。部長を中心に審議しておるという形でよろしいでしょうか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　はい、部長さん方からの申し込みを受け付けておりますが最終的にまだ市長の決裁をいただいておりませんので、今、最終段階に来ているという状況でございます。以上です。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　議員研修は、もう実際に行く方も決まっておるわけですよ。そういう中から私は、少なくともこの夏を利用して行かれる方が、まあ議会のためにも一番よろしいんじゃないか、とこういうふうに思っておるもんですから、審議中だというなら仕方がないと思いますけれども、何か分かっているようなこと聞いておるもんですから、このあたりで――じゃあ今どなたとどなたが行くことになっておるんですか。

○議長（小山良悟君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　まだ申し込みの受け付けをして、私どものところでまだ決裁前の段階でございますので、その件については御了承を願いたいと思います。

○議長（小山良悟君）　天野輝男君。

○７番（天野輝男君）　議員研修と兼ねて行かれるのが理想じゃないかなあ、とこういうように私思うんですね。そういう面で行く人によってはこの別な行動で行くのがいいかもわかりませんけれども、やはり議会人は議会人の仲間と一緒に行って、そして親睦を図っていただくともっと議会が円滑に行われるんじゃないかなあということを、このように思うわけです。そういう面で一応補正をとっておるわけですから、そういう声も一日も早く明らかにしていただいて、それから行くようにしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　総務委員長に１点だけ確認をしたいと思いますが、先ほど名古屋議員の方から出された質問とも関連をいたします。

今回総務委員会に修正案が出された理由を、今いろいろお伺いしましたが、一つは多摩平の支所を本庁に統合して、廃止をする代替措置として、この豊田駅北口の土地を活用して、住民票などの証明書の発行ができるような、簡単な事務連絡所も設けるという説明があったにもかかわらず、今回のこの予算の中では実際には委員会の中で、そういった連絡事務所のような性格を持つ施設は置かないという答弁があり、そうした説明を踏まえて、本会議での提案理由と、実際の計画が食い違っている。だから修正を行うということで、今回の修正案提出になったような気がいたします。理由の一つはそこにあったのではないかというふうに私は判断をするわけですが、では、市の窓口を豊田駅北口のこの100坪の土地に置くというのは、いつごろ市長はその実現を図る、つまり市側としては時期的にいつごろこの事務所の開設を考えているか、そういった点明らかにされたかどうかお伺いをいたします。

○議長（小山良悟君）　総務委員長。

○総務委員長（谷　長一君）　この多摩平支所が本庁に統合される、それについては代替地としまして、いつごろそのような窓口が設置されるかということにつきましては、具体的にいつというようなことは委員会ではあくまでも暫定的であれその建物が、その年限は７年から10年になるんじゃないかとか、または５年から７年ぐらいになるんじゃないかとか、いろいろ委員会の中においてはあったんですけれども、具体的にいつからというようなことはありませんでした。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　委員長の今の御説明でよくわかりました。ということは、今回本会議に説明をされました市長の話、また記者会見等でこの補正予算の説明の際に、市の発行する証明書が、簡単なものだと思いますが、豊田駅の北口の施設で入手することができる、市民の皆さんがそういう利便性を享受するという約束については、答弁については、事実ではなかったということがはっきりしたというふうに判断されます。

そこで市長か、担当部長でもいいんですが、ちょっと確かめておきたいことがあります。今、委員長のお話では、この市の連絡事務所の開設は、５年から７年ぐらい先ではないか、また７年から10年ぐらい先になるかもわからないという見通しが述べられたということでありますが、ことしの２月に市議会議員選挙が行われました。私どもは市民の審判を経て、今、この議場にいるわけでありますが、この選挙の真っ最中に、この連絡所に関するビラが配られておりました。「明るい日野」これは共産党の日野の機関紙だと思いますが、選挙の運動期間中に、豊田駅を利用する市民に対して配られていたわけですが、「便利さアップ　ＪＲ豊田駅に市の窓口設置」という大きな見出しが書かれております。内容は要するに共産党の候補者が、対市交渉、市と交渉を行い、１月の30日にこの交渉を行った結果、ＪＲ豊田駅に市の窓口を設置することを約束させた、こういうビラです。

私はこの、市長が約束をしたということについては、10年以上も先のことを共産党と約束をしたということも考えられないんですが、事実はまだ見通しが全く立っていないというのが現実なわけです。市長がなぜ日本共産党をだましたのかですね、その辺の事情を御説明いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お話が大分食い違っているようでありまして、委員長が報告をされましたいわゆるアクセス用地を、アクセス用地として南部との連携に使える時期は多分相当先のことだろう、その意味を数年後というふうに言った内容でありまして、支所の統合に伴う代替措置としての窓口というべきものは、場所が得られさえすれば、むしろなるべく早く行って、支所の統合にもきちっとした背景ができるということは望ましいことだと思っております。ただしそれは現在、確定という状況にありませんので、確定という状況の前提には、市民サービスを事欠かないような、市民の御理解を得るということが大前提であります。庁内の事務体制としても、組合を初め組織の統一した決定が必要であります。

支所の統合ということは、将来のいわゆる多摩平四丁目３番地、あの場所を特にこれ

から活用する際に、消防署の移転とあわせて、ある程度の余積をつくり出すためと、それから本庁がかなり道路交通の上で近くなっておりますので、例えば先ほど名古屋議員の言われたような連絡バスを運行することなどによって、いろいろな代替措置が可能である、こう思っております。したがって今回の提案で、あのアクセス用地の部分の活用については、メインとしては展示場に使いたい。こういうことを申し上げておるわけでありまして、そのあたりを正確に御認識をいただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　私は共産党が発行している文書に市長が約束をしたと書いてあるので、質問をあえてしたわけで、しかし実際にはいつじゃあその窓口が開設されるかについては、まだはっきりしない、構想の段階であるということであります。ですからなぜ日本共産党を欺いたのですかということを聞いたわけで、その質問に対する答えがなかったわけですが、市長はいろいろ構想があるというふうにおっしゃるんですが、今議会の初めに私どもに配られました日野の実施計画、市の実施計画、平成２年度から５年度までの事業計画が書かれております。少なくとも平成２年度から５年度までの間には、豊田駅に市の窓口や連絡事務所ができるということはどこにも出てませんね。ここ数年間は市にはそういう計画はないわけです、具体的には。しかし１月30日に市長は共産党の市議に、対市交渉の中で、窓口を豊田駅につくりますと約束をしたというふうに――私は共産党は余りうそはつかないと思うんです。あえて選挙中にビラを配りながら、窓口ができます、便利になります、印鑑証明も取れます、住民票も豊田駅で取れるようになります。でかい声で私たちにこれ見よがしに宣伝をしておりました。下村議員も、社会党の与党の議員候補として、近くに立って、朝のあいさつをしておられましたが、社会党も知らなかったわけですね、何もおっしゃってませんでした。私どももよく知らなかった。しかしさすが当時与党第一党の共産党は、市の窓口が豊田駅にできる、市長が約束した、おまえたちの知らないことをおれは知っていると言わんばかりに、大きな声で「市の窓口ができます、便利になります」と言ってられたんですね。それでこれは大変なやっぱり情報を持っているなと思いまして、私もできることは大いに結構でありますので、多分北口のこの100坪の土地を活用して、そういった施設が実現できるだろうというふうに思っておりました。

今回の議案上程の際にも、市の窓口を設けるということでの提案理由に基づく議会に対する説明もあったわけでありますので、いよいよ実現かなあと思っておりましたら、いつできるかわからない。実施計画にも入っていない。共産党の議員さんはかわいそう

ですね。こういう、市長からでたらめな情報をもらって、市民に大きな声で、アピールをして、大変な恥をかいたことになると思うんですね。これは余りにも立候補者に対する配慮のない市長の行為ではなかったかと思うんですが、この間の事情をもう少し、本当にそういう約束をされたのかどうか、この議案の審議とも関係がありますので、もう一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の行政の事務所を将来どうしていくかというふうなことは、当然考える範囲の重要な問題であります。七生支所は例えば高幡の駅前が整った際には、駅前にできるビルにでも移したいとか、あるいは多摩平支所も将来はアクセス道路ができて、まあどちらかの側に固定的なビルができるということになれば、一部分の窓口をその程度の開け方はしたいものだということは、これは当然考える具体的なことでもあります。

したがってどのように情報をお話をしたかということは、正確に覚えておりませんが、多分私の任期中に豊田の駅前に支所の窓口程度のものはつくらなきゃならない、これは当然私も考えておりましたし、その程度のことをまたお話をしたということもあったろうと思います。そういうことでありますから、市民サービス、市民の行政サービスに事欠かない、なるべくよりよくする手段は絶えず考えるということでありまして、実現を私はそう遠くはないというふうにお話をしてもよろしいと思っております。

その実施計画に、具体的に載っていないというのは、場所の説明ができないわけでありますから、今のところは載っておりませんが、また載ってなければ（「場所もないのに、そういうことを言っちゃいけないんじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、場所がないことはないんです。よく考えてみてください、今の貴重な場所の中に。永久施設ではありません。条例を設けてつくるような永久施設ではありません。したがって、本庁の市民課が職員をローテーションで当番に出すという程度にお考えをいただければ、御納得がいくだろうと思っております。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　委員長も大変御苦労されましたので、ちょっと指摘だけしたいと思いますが、武蔵野市は出張所や支所の統廃合をここで十分な検討の後に実施に移し、武蔵野市の本庁舎とは別に中央線の駅で、いろいろな証明手続き等もできる施設をここで完成させるわけですが、十分やはり検討し、調査をし、そして市民の要望を踏まえて、実行に移しているということを私ども承知をしております。市長も多摩平支所の廃止と

いう、大変大きな市政の変化を、市民に対して打ち出し、しかもその理解を求めるのであれば、その代替措置についてあいまいな考え方で、議会やまた市民に対して相対するべきではないというふうに思います。

先ほど申し上げましたくだんのこの選挙時に、豊田駅に市の窓口ができますと大きな声で胸を張って発言しておられた候補者の方は、今、この議場にはいらっしゃいません。市長にも何か責任があるような気がするわけですが、こういった重要な市政の変更については、あいまいな情報や、また市長の単なる構想ということで議会に説明されるということは、今後十分慎重でいっていただきたいというふうに思うわけであります。

平成２年から平成５年度の４年間の実施計画の中には、一切触れられていない事業を例え与党であれ、野党であれ、こういった議会のメンバーに対して約束をされるというのは、やや軽率のそしりを免れられないことであったのではないかと思うんです。市民が御主人だけではなく、奥さんもお勤めになる方が大変ふえてきておりますので、また生活のスタイルもさまざまであります。最寄りの、普段利用する駅等で、住民票や印鑑証明などの事務手続きができるというのは、大変これは我々望むところでありますので、実施計画に入っておりませんが、こういった施設の実現に向けて一層努力をしていただきたいと思います。

私たちは今、議会の中では野党に、その地位に今甘んじているわけですが、もう少し与党の議員も、与党ですから、大事にしていただいて、我々に対してこういうことがあったというならわからないでもないんですが、日本共産党は日野市政の与党第一党として、革新森田市政を支えていてくれてますということをＰＲなさっているそういった政党に対して、さも一，二年のうちにすぐに実現できるような空約束をされたというのは、私も与党、野党の立場を超えて、大変遺憾に思うわけであります。今後十分慎重な対応をされることを強く望んでおきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君）　それでは御指名でございますので、日程第１、議案第43号、平成２年度の日野市一般会計補正予算について、歳出のうち教育費につきまして、文教委員会の審査の報告を申し上げます。

本件について、委細なる説明を受けました。特に質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会に付託されました平成２年度日野市一般会計補正予算のうち、民生費、衛生費、消防費の審査報告を申し上げます。

民生費の補正額は3,801万円、主なものは老人保健特別会計への繰出金、また、たきあい学童クラブ分室の借り上げに関する予算でございます。

衛生費の補正額は719万円、汚泥焼却施設の修繕料でございます。

消防費の補正額は400万、これは平山六丁目に京王より寄付されました用地のがけ地の防災工事費でございます。

審議のおもなものといたしましては、たきあい学童クラブについて、たきあい学童クラブはこれで全員入所できるのか。また当面、今プレハブで運営してきたけれども、今後の見通しはどうであるか、などという質疑がございました。これに対しましては、これで今回は全員入所できるが、また現在40から45名の定員のうち、50名入っているけれども、来年度については保育に欠けないような状況の中で対応していきたいという、こういう答弁がございました。

また災害対策費の中では、がけ地防災工事は本格的に工事をする予定であるのかという、こういう質問に対しましては、本格的な工事はやる予定であるけれども、今回は事故などを未然に防ぐ意味もあり、当面の対策として、がけ地防災工事をやるという、こういう答弁でございました。

意見を求めましたところ、学童保育の件に関しまして、たきあい学童クラブの件では、正職員でやるべきであることが望ましいけれども、臨時職員で希望者が全員入所できるような、こういうふうにすべきであるのではないかということでございました。

当委員会といたしましては、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君）　先ほど総務委員会につきまして、委員長さんの報告がございましたけども、私の方から原案反対、修正案賛成の立場から、自由民主クラブを代表いたしまして、意見を申し上げさせていただきます。

この件につきまして、説明によりますと、展示場、小中学校及び花、それからお茶のけいこ場として考えているというような説明がなされております。そういうようなところで私は実は、豊田の駅前につきましては、もと新生ストア跡地につきましてギャラリーが設けられております。このギャラリーにつきまして、豊田駅前につきましては、２カ所展示場というふうなものにつきましては、どうもふさわしくないというようなところから私考えまして、市長はいつもこの計画を見てますと、どうもその場に立って、すぐに思いつきのような形で実は提案してくるという。その中にはやっぱり部長、課長おられるもんですから、そういうような方々とよく相談、審議をなされて、そして議案提出してくるような形をとっていただければよろしいんじゃないかな、とこういうふうな考え方でございます。

もう一つは、使用目的につきましてはなかなかあいまいな、建物のことにつきまして、明確さが欠けておられるということで、多摩平支所の統合に伴う代替設置案も先見性がなく、事業経過を練ってやるべきではないかと、私はそのような考え方でおります。そういうところから南口の再開発に伴いまして通路、そして開発、出張的なものが具体化して、そうしまして経過もよく考え、そして人や自転車等も通れる通路をつくりながら、意見等を審議していただけるが、自転車を通すとなりますと、傾斜が当然取らなければいけないと思います。そうなってまいりますと、市街化区域に食い込んでくるという、そういうような観点から、このようなことはできるだけもう少し安全性、また重視しながら、よく検討していただかなければいけないんじゃなかろうか、とこういうようなことでございます。

せっかく豊田駅北口の一等地でございますから、確保したことにつきましては、将来的に市民に喜ばれるような事業経過、立てていただきまして、そうして平成３年、当初予算に提案していただくように、強く要望いたしまして、自由民主クラブの意見として終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　　私は日本社会党、市民連合を代表いたしまして、修正案に反対、原案に賛成する立場で意見を申し述べたいと思います。

総務委員会の中で、修正案を出されました方々についても、あのアクセス用地というものを、あのままにしておいてよいのかどうかということについては、かなり前向きにお考えのようであったというふうに、まずもって私は受けとめております。しかしながら、豊田北口の現地を見ていただければおわかりのように、現在、鋼板によってめくらがされておりますけれども、やはり風紀上も衛生上も甚だよろしくない。悪いやつはポスターを貼るやつもいるということで、やはり問題もあるのではないかということが第１点目として挙げられるわけであります。

また２点目としては、審議の中で「暫定」という言葉、「暫定的につくるんだ」という言葉もあったわけですが、やはり南とのアクセス、それもすぐにはできない。６年から10年という幅もありますけれども、そうした中で考えていかなければならないということであるなら、暫定としてもかなりな長期ということでありますので、4,350万という額ではありますが、やはり妥当なものではないかというふうに判断しておるわけでございます。

また３点目といたしまして、展示場と、すなわちギャラリーとして市民に広く開放していくということで、文化の向上といったことにも資するということを勘案いたしますと、甚だ妥当な計画であるというふうに判断いたします。

審議の過程で多摩平支所と、支所の統合の問題で、さまざまな議論もなされました。それについては市民サービスの向上の低下につながらないように、十分に検討をいただくようにあわせて要望いたしまして、私からの意見の陳述を終わります。

○議長（小山良悟君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　修正案賛成の立場で、公明党の意見を一言申し上げておきたいと思います。

先ほど市長から内部不統一の面もあり、大変御迷惑をおかけした、まさにこのとおりではないかと私は思います。今回の修正につきましては、私どもも真向から反対のこぶしを振りかざしているわけではありません。現状あのままでいいのかという、放置をしておいていいのか、当然そのままでいいはずはないわけでございます。が、しかし今何をすべきか、どうすべきかをもう少しじっくりと検討をして（「そうだ」と呼ぶ者あり）そして出してくるのが妥当ではなかったかな、いま一度再考してほしい、こういう意味で修正を申し上げているところであります。

昭和62年に、一般質問の中でもこの議会で質疑が、審議がされました。当時この土地に地下１階、地上４階建ての建物が建てられるということは本当か。あるいは南口との再開発事業との関連があるかないか、こういう質疑がされております。当時の前田都市整備部長の答弁は、「南口の再開発の関係でございますが、全く関係はございません。」このようにはっきりと昭和62年の当時は否定をされております。

またこの地下１階、地上４階の建物については、事務所及び店舗ということで、建てる計画がございます。こういう答弁がされているわけでございますが、何年かの後にこの土地が将来構想として必要になる、こういうことは十分考えられると思いますが、市側の説明では、南口の開発が早くて７年から８年、いや10年、ましては早くてですから、この期間が15年、20年になることは十分に予想される。美観を損ねる暫定的な措置としては余りにも長いんではなかろうかと思います。

多摩平支所の廃止に伴う本庁統合問題、これは将来のことで内部討議も十分にしていない。まだ十分に市職との話し合いも未調整のままである。ということは、とりもなおさずこのことがあすこの四・三ブロックの大きな整備の問題にも絡んでくるのではないかと思います。

また丹野マンションの市民ギャラリー、この整合性との問題もあるでしょう。先ほど来指摘をされておりますとおり、市長の提案理由の説明と、総務委員会での理事者側との食い違い、不統一等々、こういった意味を踏まえていま一度十分な検討をされて、そして私たちは賛成をしたい。そのように思います。以上です。

○議長（小山良悟君）　　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　　総務委員会に付託されました総務費のうち、一般管理費につきまして、修正案賛成の立場で、市民クラブを代表して意見を述べさせていただきます。

本会議でも市長の方から御答弁がございましたように、豊田の駅頭という１等地、あの場所を１年間も放置をしていく、大変問題がある。１日も早く有効活用するために、策を講じなければならない。私もそう思います。したがいまして、こういう提案については積極的に賛成の立場でもって審議をさせていただきました。

本会議の中で、市長が多摩平支所廃止に伴うその代替措置として、豊田の駅頭にああいう場所をつくり、そこで市民サービスをやっていきたい、具体的には２名の職員を配置してという、こういうことを申されております。十分に検討して、調査をして提案されたものというふうに、当然私ども信じておりますから、それなりの突っ込んだ質問も当然するわけでございます。ところが審査の中でだんだん、だんだんクリアになってき

たところは、どうもあの場所は今の柱とか、使えるものは使って、展示用として当面暫定的に使いたい。ならば市民サービスという事務的なものはどうなるのか、こういうことについては、それは構想であって、まだまだ何の絵も書けていない。こんなふうな雲行きになってきたわけでございます。暫定ならば暫定らしい予算があってしかるべきでございます。当然町づくりというのは、中、長期的展望に立って、推進することは当たり前でございます。限られた財源を有効的に使うことも当然でございます。むだ遣いをしないために、また市民に受け入れられてもらうために、２日間かけて慎重に審議をしたつもりでございます。

その中で私が突っ込んで質問したのは、具体的にあの事務窓口が代替措置として活用する場合に、どんなふうになっていくのか。市長の御答弁の中では、証明書を例えば朝申し込んでおいて、帰りには受け取れる。私もそれには大賛成でございます。しからば通勤ですから当然朝早いわけです。じゃあ朝何時に始まって、何時まで開いているのか。例えば朝の６時に窓口が開いて、夜の９時ごろまであいているのか。通勤であれば、当然そういう質問も出るわけでございます。そういった面についても、新しい窓口の開設ということで、大変期待をして質問をしたわけでございますけども、そういうことはまだ何の煮詰めもしていない。こんな御答弁であったわけでございます。

支所の窓口をいずれつくらなきゃならないということは、数年前から市長が本会議でも話されたところでございますけども、市民の２割という多くの方が多摩平支所を今使われておる。当然あれがなくなれば、かなりの批判もあるだろうし、それなりの代替措置も講じなければ、大変な問題になるなというふうに感じているところでございますけども、そういう考え方が示されて、期待をしてどうなるんだろうというふうに、望んでいたところがただいま申し上げたような中身に終始をしたわけでございます。

暫定措置であれば、市長が常々申されておりますように、職員の英知を結集して、本当に市民サービスに貢献したい。こういうことを念頭の所信表明の中でも申されてきたところでございますけども、であるならば、あれだけの場所、基礎的なものを使って、使えるものは使いたい。いってみればウナギの寝床的な場所であるならば、市の職員の中で、有望な建築士がいっぱいいらっしゃいます。そういう方に設計をさせていただいて、してもらって、何らかの絵を書く、これも職員の英知結集、効率的な財政運用になる、本当にむだのない税金が使えるんじゃないか。500万近い設計費をかける必要はない。こういうことも申し上げたところでございます。

私どもはあの場所をいつまでも眠らせておく、ふたをしておくということは、市民に

対して大変申しわけないし、責任もあると思います。できるだけ早い時期に、もっと受け入れられるようなすばらしい内容を持った、あの場所の活用案を再度提案をしていただいて、もろ手を挙げて賛成をしていきたい、こんなふうに考えております。早急に御検討のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、意見を申し上げます。

今回の補正予算の修正案に反対をし、原案に賛成する立場からの意見でございます。市長が今議場におきまして、内部の意思統一に不十分さがあった。説明不足があったと言われた答弁は、総務委員会における部長の答弁などを部下として温かく見守ろうという、配慮ある発言であったというふうに私は考えている次第でございます。その上で第１点でございますこの豊田駅の三百数十平米の土地のいきさつがございました。以前は公団の用地、現在住都公団の用地であったわけでございます。そしてこの使途が不明確でございましたけれども、数年前、住都公団が４階建て、５階建ての貸しビルをつくるという話が持ち上がりました。そういう中で業者の皆さんや、多摩平の住民から不安や反対の声などが出る中、市が住都公団とも相談をされ、そして今後の町づくりも展望いたしまして、旭が丘の市有地と等価交換をされた、こういうことになってきたわけでございます。

そこで本議場におきましても、鈴木議員等の質問に対して、住都公団の用地から日野市の公共用地に向かうという過程の中で、南口の区画整理、再開発との関連づけが出てきたわけでございます。このような私は方向の中で、日野市があの地を、市の公共用地として確保されたことは、非常に賢明であったというふうに思うわけであります。

次に、市長がこの展示場、これを提案されるいきさつについても、大体において市民参加という点で手順を踏んでおられるというふうに考えるわけでございます。６月１日号の「ひの　広報」に「まちをつくる　市長室から」という提言が市長名で発表をされております。その中で書いてあることは、「本庁と多摩平支所の間を隔てていた国鉄（当時）中央線には、多摩平陸橋が架橋されて、道路事情も大きく改善されました。」ということから、将来に向かって、多摩平四丁目３番地の今後の利用計画、こういうものを構想しなければいけない、それに当たって市民にあらかじめ八つの構想を知らせたいということを書いてあるわけでございます。その中に６番目といたしまして、「多摩平支所の本庁統合には、代替措置として豊田駅前に事務窓口の開設」をする、７番目といたしまして「バス運行の利便化を図る」、８番目といたしまして「事業実施は行政改

革を併せ計画的に行う」「多摩平支所の行政窓口を利用される方には、できるだけ不便を来さないよう、十分な対応を図るとともに、今後の実施手順はあらかじめ公表して、理解とご協力を得ながら進める考えであります」こういう立場から、この展示場並びに多摩平支所にかわるような窓口の設置、こういうことが構想として出てきているというふうに理解、私どもできたわけでございます。

次にこの展示場の設計費でございます。あの地域は御承知のように日野市の１等地であります。市の公共施設ができれば、市民が利用することに大変有利な場所であります。私はそういう点から日野市が、今例えば図書館を各駅の近くにつくる、老人ホームも高幡不動駅の近くにつくる、この市民が数多く利用するような施設というものを、こういう１等地につくるという発想は非常にいい計画であるというふうに思うわけでございます。

そういう点で展示場ができれば、総務委員会においてもいろいろの提言がありましたように、もちろん美術から、あるいはそういう障害者施設の作品、あるいは日野市の代表的な産業の製品、あるいは農産物、そのままの形の展示場の利用の仕方があろうかというふうに思うわけでございます。

したがいまして、あの場に展示場をつくることは大いに賛成でございますとともに、今後ほかのところにも全市的に市民が望む便利な場所に、こういう展示場などをふやしていくということも望む次第でございます。そしてここに多摩平支所の窓口を設置するという場合においては、当然市の職員とも労働条件の交渉なども配慮しなければならないわけでございます。市民は夜までそういう窓口があることを望んでおります。そういうことについて、私は市の職員と理事者側が労働条件等について話し合いをしていくには時間も要すると思います。そしてまた、これを実際に置くという前後の関係は当然多摩平支所の廃止ということが明確に定まってきたころということになるわけでございますので、当然何月何日に窓口を設置しますということは、私は総務委員会における部長答弁もなかなか時間を明示することは難しかった、そういう中で構想としてはしかし明確に市側の精神がわかったわけでございます。

しかもここの地域は修正案の方々の提案を聞きましても、私は現在の市の提案が非常に常識を得たものではないかというふうに思うわけです。例えば、この場所は将来の町づくりで暫定的である。こういう発想については各会派が見ているわけでございますが、委員会の中ではここにもっとしっかりした２階建て、３階建てのようなものをつくれという意見が出てまいりましたり、あるいはまた将来のためにここは取り壊せるようなものでなければならない、とこういう意見が出てきたりいたしまして、そういうことからいきますと、10年、あるいは七，八年、これは確定することはできませんけれども、暫定的で、しかも一定の利用には耐える展示場という発想から、私は市の内部の方々によって、職員の方々によって適正な予算案として3,900万円。しかも総務委員会における各部長の答弁によりますと、建築、企画、財政、総務、こういうところがよりより検討して、この設計費その他も提案したんだ、とこういう説明があったわけでございますので、私はその辺の努力を評価いたしまして、この原案に賛成いたしたいと思うわけでございます。

また設計費が450万円が高過ぎるという修正意見もございました。それならそれで設計費だけを修正をして、展示場は市民要望に基づいて、早くあの有効な土地を利用するという点では全会派一致しているわけですから、この展示場という原案を認めるのが、市民の立場に立った立場ではないかなと思うわけでございます。

日野が革新市政という中で、たくさんの政策を出してまいります。補正予算において新規施策が出されたことも多いわけです。そのつどどういうわけか、根本の目的は一致しているのに、すぐ修正案を出して予算を削るなどの動きがございます。私はこれについては、推測する立場からではございますけれども、革新市政の仕事が進むことをおくらすという、そういう考えがあるのではないかと思わざるを得ないわけでございます。

御承知のとおり自民党政府におきましても、総選挙の前には大型補正予算を組みまして、国民が福祉の政策などであっと思うようなものを打ち出そうということで、補正予算でしばしば新規施策を出すのは、これは各級議会において当然執行側、あるいはそういうところからどこでも行われていることでございまして、特段日野市が無計画に補正予算で新規施策を打ち出すというわけではないのでございますので、その辺のことも冷静に考えていただいて、この原案を可決していただきたいなというふうに思います。

それからまた一つ、市の部課長さんの答弁についての、私からの注文でございます。これは総務委員会でも指摘いたしました。今、田原委員からも指摘がございました。推測で答弁をされますと、本当に質疑があっちこっちと行きまして、議会が混乱をいたします。私からもぜひ部課長さんの答弁というものは推測ではしない。すべて調査した結果に基づいて答弁をしていただく。わからない点は後刻調査をする、そういう形の答弁で議事は進行するわけでございますので、その点については今後慎重な配慮で努力をしていただくように要望いたしまして、原案賛成の意見といたします。

○議長（小山良悟君）　　執印真知子君。

○２番（執印真知子君）　　無会派といたしまして、大変簡単ではございますが、原案賛成の意見を述べさせていただきます。

私は芸術もしくは心のゆとりにもっとお金をかけるべきであると考えております。現在日野駅には大変簡単な、それこそ展示場（てんじば）と呼べるようなものがありますけれども、かなりＰＲになると思います。つばさ学園ですとか、はくちょう学園のＰＲができますし、これから高齢化社会に向かいまして、高齢者の生きがいづくりにもなると思います。

また設計費の件ですけれども、素人の設計では必ず抜けがあるというふうに思います。（「そんなことないぞ」と呼ぶ者あり）といいますのは、（「頑張れ」と呼ぶ者あり）先日、福島さんの方からも国分市の行政視察の際に、向こうの行政の方が素人の設計だったので、総合体育館、運動場をつくってみたら、使えなかったというようなお話がありましたので、設計の段階ではかなり専門的な目が必要だろうと思います。そういう意味で私は、原案賛成ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（小山良悟君）　　各議員の皆様方にお願いいたします。意見表明の際には、なるべくお諮りした際に意思表示をしておいていただきたいと思います。

ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、文教委員会と厚生委員会は原案可決でありますが、総務委員会は修正であります。よって初めに総務委員会の修正案について採決いたします。総務委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（小山良悟君）　　挙手多数であります。よって総務委員会の修正案は可決されました。

次にただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　今までの経過から、２番目の採決のときには、全員が挙手するはずであります。全員が賛成するということは十分委員会の審議の中からわかる場合には、簡易採決、簡易採決でやるべきだと思いますので、そのように議長の取り計らいをお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　お諮りいたします。修正した部分を除く原案について採決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって修正議決した部分を除く原案について採決いたします。お諮りいたします。修正議決した部分を除く原案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　今、議長の結びの言葉が、たしか採決とか、採択とかいうことで、可決という言葉が抜けてましたので、それは修正していただきたいと思います。

それから、私の本来の議事進行はこれからです。この議案43号の補正予算については長時間にわたる総務委員の皆さんの審議に敬意を表したいと思います。ただ修正案が可決されたということで、私もそれを認めざるを得ないのでありますけれども、今後のことを考えまして、一言議事進行という形で発言し、ぜひ御検討していただきたい、検討いたしましょうということを発言しておきたいと思います。

といいますのは、この議案は分割付託であります。総務委員会に付託されたものは、歳入全部と歳出の一部であります。ところが総務委員会での修正は、歳出についても、歳出全体、歳出合計についての修正がなされております。これは総務委員会としては付託されていないものが、修正されたというふうに見ざるを得ないのであります。

したがいましてこのような場合、かつてもあって、私はこの点は不十分だから検討するように提起したことがありますけれども、どういう方法でやったらいいかということを、私が考えた点についてこの際、あえて申し上げておきたいと思います。

分割されたもので可決異議ないということであるなら、可決という結論でありますけれども、これが問題がある、修正する必要があるということでしたら、修正をその付託された委員会でやるのではなく、この場合には総務委員会において、「豊田駅前展示場設置については認めることができない」という総務委員会の結論のみにして、修正案については、この本会議場で総務委員のメンバー、あるいは同じ会派の人たちが提出して、そこで諮るべきだということをかつてから主張しておりましたし、この際申し上げて、十分今後検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（小山良悟君）　　今後の議事運営については、議会運営委員会でよく諮りまして、取り組みを対応していきたいと思います。よろしく御承認していただきたいと思います。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時20分　休憩

午後７時32分　再開

○議長（小山良悟君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第42号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君）　　それでは文教委員会に付託をされました日程第２、議案第42号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、文教委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、理事者側より本件に対する提案理由並びに議案の内容等につき、委細なる説明を求めました。そして慎重審査を行った次第であります。

なお、本件に対する質疑の主なものを概略申し上げますと、まず開館時間と禁煙についてどのように考えているかという質疑がありました。当面は午後１時から５時までですが、今後７時ごろまでの開館を検討していくとのことでございます。続きまして禁煙については１カ所予定しているが、問題が生じた場合、全館禁煙にする予定という答弁もございました。また日曜日の開館の見通しについての質疑に対しましては、現状では無理ですが、人員がふえれば、10時ごろからフル回転と、日曜の開館を考えているとの答弁もありました。これらのほか各般にわたり質疑が行われましたが、細部については省略をさせていただきます。

以上により質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、本件は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げまして、委員会の審査報告といたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば、承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第42号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第44号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算の第１号の審査報告を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,154万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,694万8,000円とするものでございます。

慎重審査を行い、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第44号、平成２年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第２－２号、日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（谷　長一君）　　総務委員会に付託されました請願第２－２号、日野台五

丁目への都市ガス敷設に関する請願でございます。

請願者の住所、氏名は日野市日野台五丁目14番地の13、安井鋭典ほか87名でございます。

本請願につきましては総務委員会におきまして、現地を調査し、慎重に審査をいたしたわけでございます。場所は日野台五丁目の７番地から日野台五丁目の23番地までの、三角形の区域の中でございます。この中にいらっしゃる住民が、ガスを引いてくださいと、これは都市ガスです。

そこで委員会におきまして、ガスの敷設の費用はどのぐらいかとかということに対しましては、現在試算中である、さらにはこの７月の７日、これは東京ガスが現地に出てきまして、自治会に説明会を開く、そのときに個人の負担分もわかるであろう。さらに敷設の費用については、一定額は都市ガスの会社、東京ガスが持つ、しかしそれ以外は個人の持ち分になるであろうというようなことでございます。

また東京ガスと、プロパンガス、両業者の間に、営業上の協定もあるやに聞くわけでございます。それらにつきましては、市当局におきまして市民に、住民に有利になるような形で調整をするというようなことでございます。そのような結果、この請願者の意向に従って、採決ということで、全員一致いたしまして採択と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－２号、日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願の件は委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第２－７号、東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願、請願第２－８号、東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君）　それでは文教委員会の報告をさせていただきます。

まず初めに請願第２－７号、東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願についての審査の経過、並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は６月12日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものであります。請願者は七生養護学校ＰＴＡ会長　石渡洋子さんほか1,005名からでございます。養護学校の隣接地を買収し、敷地をふやし、七生養護学校高等部を新設するよう、東京都に要請してもらいたいという内容の請願であります。

本委員会は慎重な審議を行いました結果、日野の子供たちも通学しているので、採択すべきであるとの意見もあり、全員異議なく採択と決した次第であります。

次に請願第２－８号、東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願についての審査、その結果を報告申し上げます。

本請願は前請願と同じく提出者は七生養護学校ＰＴＡ会長、石渡洋子さんで、６月12日委員会に付託されたものであります。請願の内容はプール、運動場の設置、老朽化した施設の整備等、東京都に対して要請するよう望むものであります。本委員会は慎重審査を行いました結果、日野市としても施設の充実に向け、働きかけるべきであるとの意見も出され、全員異議なく採択と決した次第であります。以上２件に対する文教委員会の審査報告を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

またこの２件に対する意見書も、委員会として提出してあります。あわせて報告を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば、承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－７号、東京都立七生養護学校の高等部新設に関する請願、請願第２－８号、東京都立七生養護学校の施設充実に関する請願の件は委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第２－12号、（仮称）浅川公会堂についての請願の件を議題といたしま

す。

文教委員長の審査報告を求めます。

○文教委員長（福島盛之助君）　請願第２－12号、（仮称）浅川公会堂についての請願について、審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は６月19日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものであります。請願者は公民館建設を進める会会長　森　紘道さんほか1,382名の方から、浅川公会堂にホールだけでなく、公民館を併設し、専門的な職員を配置するとともに、利用者の意見を聞きながら進めることを望むというものであります。

浅川公会堂は、理事者側の説明によりますと、600席のホールを計画しているため、展示室、集会施設等取るスペースはないということで、質疑がこの点に集中をいたしました。理事者側の答弁の中で、600席は確保し、他のスペースを公民館に利用できるよう努力していくというものでありました。

主な意見を申し上げます。公民館の設置について請願もあり、要望もある公会堂の600席にこだわらず、教育委員会でもっと審議すべきである。また公会堂でなくて、公民館としての請願があり、市民の要望に沿って検討する必要があるのではないか。また公民館、公会堂をつくるに当たっては配置を考え、計画をもってすべきである等々の意見が出されました。

採決に入り、次の付帯意見をつけて、全会一致採択と決した次第であります。その付帯意見を申し上げますと、「建設に当たっては600議席より削減し、請願者の趣旨に沿って対処されたい」というものであります。以上、委員会の審査報告を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　委員長にお尋ねをいたします。

今、ちょっと委員長報告の中であったかもわかりませんが、この仮称、浅川公会堂の予算、あるいは規模等についてもう少し詳しく審議等がございましたら、御報告をお願い申し上げます。

２点目には、この請願の中にも書いてございますが、浅川公会堂建設懇談会の内容につきまして、質疑があったかどうかお尋ねいたします。

３点目には、七生に公会堂という300席のものが、市は持っているわけでございますが、この七生公会堂の利用状況等をとらえて、いわゆる今回のこの浅川公会堂との関連した質疑等があったかどうか、お尋ねいたします。

○議長（小山良悟君）　文教委員長。

○文教委員長（福島盛之助君）　ただいま御質問ありました問題については、何かなかったように私感じますので、担当者の方から御説明をいただければありがたいと思っております。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　１点目の予算につきましては、本年度遺跡調査の費用が予算化されております。そのほかの予算につきましては、今年度につきましては、懇談会の費用を計上してございます。この懇談会をどこのセクションで持つかということは、現在理事者の方で、検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君）　３点目答弁お願いします。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川　滋君）　御質問の七生公会堂の利用の状況でございます。

まず平成元年度の集計でございますが、総トータル287件という形でございますが、行事の関係から内訳を申し上げますと、講演会等につきましては25件、音楽・演奏等につきましては190件、舞踏につきましては31件、演劇では12件、映画では12件、その他17件ということになっております。以上、お答えいたします。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　総額27億という費用が、実施計画の中に示されているそうでございますが、600席、部長、この600席を取るならば、この請願に書いてありますいわゆる公民館的な施設も含んで、600席は可能なんでしょうか。その点お伺いいたします。

それから公会堂建設懇談会でございますが、この多額な予算を用いる、すなわち市民会館に次ぐ、大事業になるわけでございますが、この中には議会からのメンバーは果たしてどうなのか。私はまあちょっと思ったんですが、議会にも特別委員会を設置してもいいようなほどの大プロジェクトじゃないかという気がまあしているわけでございますが、いかがでございましょうか。

○議長（小山良悟君）　社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君）　600席の根拠でございますけれども、市民会館の大ホールが1,100、それから七生公会堂の定員が300でございまして、これのちょうど中間を取ると、この600という数になるわけでございます。

なお懇談会の方につきましては、まだ窓口がはっきり決まっておりませんので、私の方からは何ともお答えができないものでございます。

それから、もう１点、この600席を確保した場合に、残りのスペースが公民館として

使えるスペースがあるのかどうか、こういうお尋ねでございますけども、現在、幹事会、推進本部の協議機関でございます幹事会で３回ほど話し合いをしてございます。その話し合いの中で、今後いろいろと工夫をして、確保の方向で努力をしたい、そういう方向づけがなされているところであります。

○議長（小山良悟君）　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　市長にお尋ねをいたします。

この請願の中にはかなり強く公民館施設を入れてほしいという請願の内容でございまして、議会の付帯意見も、今、委員長が報告したとおりでございますが、600席を削減しということでございますが、600席を削減し、この付帯意見に沿って、この請願趣旨に沿ってのものをつくるようにも、当然なると思いますが、市長、この点、いかがでございましょうか。

○議長（小山良悟君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　万願寺区画整理事業の市の公共用地にしようということで、坪で言えば1,000坪少々かと思っておりますが、その用地が既に確保いたしております。その用途は、当時申し上げておりますとおり、複合文化施設という考え方でありまして、今日、自治体で市民会館という名称もありますし、またコミュニティーセンターでありますとか、文化ホールでありますとか、いろいろ名前のつけ方はありますが、意味は公民館的な貸し出し会場であるということでありまして、一定の規模は保ちたい、そういう原則は持っております。それはこれまで市民要望も聞いておるわけでありますが、例えば婦人センターの建てかえでありますとか、それからこの市民会館に次ぐサブ的な意味の中ホールでありますとか、こういうことが住民要求の中に数多くございますので、それに対応できる、お答えのできる、そういう複合文化施設をつくりたいという願いであります。

公民館的要素は、これはかなり内容に入れることができる、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（小山良悟君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば、承ります。土方尚功君。

○６番（土方尚功君）　請願の趣旨については十分理解をしているところでありますけれども、今の市長、黒川議員のやり取りとあわせて、市長の答えから、特に私の方はこういった施設については、特段にこれからの施設は駐車場という問題がどうしても考えなければいけない問題であると思います。さきの別の機会にも、市長に駐車場の関係等も伺った背景ありますけれども、ぜひ複合文化施設というとらえ方の一面、そういう中に公民館的要素ということでの趣旨は十分理解をいたしますので、今後駐車場の問題を確実にとらえられるように、それからあわせて今、市民施設という一面と、それからやはり万願寺区画整理という地域によった一つの施設であります。そういった意味で、市民要望とあわせて、そこに住む地域住民といいますか、こういった形の要望を十分取り入れをいただきまして、今後の懇談会が設置をされるという中で、十分な検討を加えて、先ほどの議案の関係ではありませんけれども、事前の、いろいろの計画性ですね、こういったものを検討されて、よりよい施設をつくっていただくように要望いたします。以上です。

○議長（小山良悟君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは一言、意見を言わせていただきます。

平成２年の浅川公会堂の建設費が、基本計画と、要するに基本設計で、約1,000万ほど計上されております。基本設計まで図面がつくられますと、通常の手法でいきますと実施設計図が建物について全部決まるわけです。決まるというのは、かなり実施設計の中身についてまで決まってくる段階があります。で、委員会の審議の中でも、600の席の固定質のものをつくるという考え方と、要するに文化複合施設をつくるという考え方が、どこで調和をするかということが議論になりました。明確な答弁はなくて、終わったという経緯があります。

それから懇談会という形を取るということですが、その懇談会の中身についても600席、固定質のものがあって、その前提の上で、あとの細部についてどういうふうな控え室とか、その付帯設備的なことの詰めにかかわるような形の懇談会的な性格のお話もあったかと思うんです。で、やはり一番大きな問題になりましたのは、今、市長の答弁にもありましたとおり、市民要望がどれほど正確に反映をされているかの、その吸い上げの問題であります。特に問題でありますのは、日野市の基本計画、62年から平成に変わってますが、昭和68年の計画の中にも、実はないわけであります。その計画の中に、急に浮上してきたことであります。単に27万円とか、270万円とかいう話じゃなくて、実に27億という規模の話であります。これにつきましては議会でもかなり詳しい説明は一切なされていないというのが、現状であります。

特にそういうふうな質疑の中で、最終的に請願の中で付帯意見をつけるということは、異例なことであるというお話でありますが、その根本的な趣旨というのは、600の固定

質のものをつくるということにこだわるな。特に市民会館の1,100がある。さらにサブの、まさにサブの七生公会堂の300、市民会館の300がある中で、600を必要とするのは、どの辺にあるのかということもやはり市民の税金を使うわけですから、その点慎重に進めてほしいという願いが付帯意見の中には込められて、全会一致になったという経緯がありますので、その辺この重みを十分感じていただいて、これからの当初どおり複合施設という形の内容のものを吸い上げて、市民の方から喜ばれるものをつくっていただきたいということを切に意見として申し上げたいと思います。

○議長（小山良悟君）　古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　簡単に文教委員会の席でも申し上げた点を意見として述べておきたいと思います。

現在の日野市中央公民館のいろいろ今後の運営等を含めて請願が、昨年も議会に提出されております。御承知のように中央公民館の建てかえ及び公民館分館的施設設置に関する請願であります。今回改めてまた（仮称）浅川公会堂についての請願ということで、公民館活動を行っておられる皆さんを中心に、公民館活動を充実させるための請願として出されてきたわけであります。

今、ほかの議員の方からも触れられましたように、日野市の実施計画には、これらの請願が出された経過はあるわけでありますが、分館の建設並びに中央公民館の建てかえについては、計画の中に示されておりません。さかのぼって昭和58年には、社会教育委員の答申で、公民館の分館を建設するということが、既に市長に提出をされております。こういった社会教育委員の皆さんの答申、また昨年の請願、今回の請願の趣旨を踏まえて、ぜひこの請願の趣旨が実現されますよう、市長においても十分留意をして、行政運営に当たっていただきたいと思うわけであります。

文教委員長の報告にもありましたように、600席にこだわることなく、むしろ圧縮をして、十分請願の趣旨を達成するようにという委員会の意思もあるわけでありますので、ぜひこの点も踏まえていただきたいと思います。

なお3,200平米程度の広さの保留地でありますので、かなりの大きな規模のホールがつくられますと、浄化槽を設置をする、今土方議員の方からの要望にもありましたように、駐車場を設けるということになりますと、何もかも欲張り過ぎて、中途半端な施設になりがちであります。ぜひ過去の請願、また社会教育委員の昭和58年等の答申もまだ実現の緒についておりませんので、ぜひ今回の浅川公会堂の計画を機に、これらの請願、また過去の答申がぜひ実現をするように、鋭意取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって請願第２－12号、（仮称）浅川公会堂についての請願の件は、委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第２－１号、生コン工場・資材置場の公害に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略をいたします。

本件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－５号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願、請願第２－６号、高幡土地区画整理事業地区内の突然の総合病院建設計画の見直しについての請願、請願第２－９号、第53東豊田クリスタルマンション新築に関する請願、請願第２－10号、（仮称）二番橋の名称を「万願寺歩道橋」とすることを求める請願、請願第２－11号、中尾マンション（仮称）建築計画に対する反対請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略をいたします。

本６件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究

するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第15号、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第16、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第17、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、

閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第18、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－13号、仮称神明４丁目ハイツ建築に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。請願第２－13号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第２－13号は、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第47号、日野第一旭が丘処理分区（２－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第47号、日野第一旭が丘処理分区（２－１）工事請負契約の締結について。提案理由を申し上げます。

本議案は日野第一旭が丘処理分区（２－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。

入札の結果、１億2,875万円で、株式会社、清水組が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願

いいたします。

○議長（小山良悟君）　関係部長から、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君）　それでは議案第47号、日野第一旭が丘処理分区（２－１）工事請負契約の締結につきまして、御説明いたします。

契約金額は、１億2,875万円でございます。これにつきましては、消費税を含んだ額でございます。

契約方法は指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から平成３年３月10日まで。契約の相手方は、東京都日野市大字石田410番地の６、株式会社、清水組、代表取締役　清水保雄。

議案書の２ページでございますが、入札の状況が記載してございます。６月11日現説、それから６月の22日に入札を行いました。その結果、５番の株式会社、清水組が落札をしたものでございます。

工事の概要でございます。３ページでございますが、場所が図示してございます。富士電機の南側の道路にあります。900ミリの管でございますが、長さ324.33メートル、刃口推進工法でございます。各種のマンホールが３カ所を設置するものでございます。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって議案第47号、日野第一旭が丘処理分区（２－１）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時14分　休憩

午後10時54分　再開

○議長（小山良悟君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第48号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第48号、日野市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案を申し上げております氏名によりまして、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば、承ります。市川資信君。

○26番（市川資信君）　本件について反対の立場から、意見を一言申し上げます。

ただいま開かれた全員協議会の席上の中で、多くの議員の中から、今回提案されました教育委員の再任についての取り計らいについて、意見が大変厳しく出されたわけであります。その折りにいわゆる資料要求が求められたわけでありますが、ただいま私の手元に届けられた資料によりますと、何と26市中、市外から教育委員に任命されておりますのは、日野市を除いて２市であります。そのうち東村山市におきましては、その市内のいわゆる学校教育を二十数年勤務された、そして退職時には校長先生までやられたという方が、東村山の教育委員に任命されておるという経緯でありまして、日野市の実情とはおよそかけ離れているのが実態であります。

そして、図らずも私が申し上げたいという点を名古屋議員もおっしゃっておられましたが、いわゆる本来人事案件は名前を載せてくる、上程させるという以前に、いわゆる議会開会前に近隣他市は代表者会議等にこの人事はいかがでしょうか。あるいは議会から選出される、推薦される方はいらっしゃいませんかという事前の根回しというものを十分にとった上で、その人名を載せてくる。議会には、上がってくるときには、明らか

にもう全議員が承知の上で、それに対応してくるというのが実態でございます。ところが日野市にとっては、議会が開会されるまで、議長にも一通の通告がないというのが、森田市政のこの17年間の実態でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

ましてや、５人の教育委員のうち、３人までが市外在住者だという、まことにもって16万市民を抱える、これを文化都市と名乗る日野市に人材がいないというのでしょうか。まして、私はこれから社会教育重視という森田革新市政の教育行政を部制に敷いた中で、少なくとも学者勢ぞろいの教育委員の中に、１人ぐらいは、いわゆる中小企業であろうと、農家出身者であろうと、社会教育を体験したいわゆる人生経験豊かな人を１人ぐらい入れてもいいんではなかろうかということも、４年前にも進言してまいりました。残念ながらそういった教育委員は、現在日野市には１人もいないというのが実態ではございませんか。

また私は今後のいわゆる森田さんの市行政に対しても、このような人事案件の提出の仕方を基本的に改めてもらいたい。いわゆる他市の、いわゆる森田さんが市長になる前の、有山さんにしても、古谷さんにしても、社会党さんに、他会派に、それぞれ推薦できる人はどなたかいらっしゃいませんか、と同意を求めて上げてきている。そういったものすべてこの17年間踏みにじってきた。この件に対して、私は今回の人事案件にあえて反対をするものでございます。

○議長（小山良悟君）　ほかに御意見はございませんか。なければこれを（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　今、市川議員から、私どもとしても傾聴せざるを得ない意見が述べられました。非常に重要な判断をしているところでございます。私ども会派として、どうしても相談しなければならないと考えたところであります。ぜひ休憩をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君）　今の議事進行を可とするかどうか諮っていただきたいと思います。

先ほど全員協議会で、それぞれ議員が会派の立場、また個人の立場で市長に対して質問を数多く行いました。そういう結果を踏まえて、ある程度の時間をかけて、会派間の調整、また会派内の意思統一が行われたはずであります。この場で採決を延ばすという具体的な理由がない限りは、この場で採決を行った方が私は妥当ではないかと思うので

すが、その辺の判断、もう一度再考を促したいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　古賀議員の言われることもわかりますけれども、従来の慣例として、会派で相談したいから休憩をさせてほしいということは必ず休憩になっているという、今までの経過もありますので、ぜひ議長の決断で、休憩をお願いしたいと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　一ノ瀬議員からの議事進行に賛成の意味で、一言発言したいと思います。この動議に賛成したいと思います。

と申しますのは、その一ノ瀬議員がおっしゃった「他会派からの意見が傾聴に値するから、これを分析する必要がある」という点については、私どもはそういうことは考えておりません。しかし、一つの大きな会派である日本社会党・市民連合、この会派が休憩の動議を出されたということにはそれなりの意義があるわけだし、今までも慣例でそういうことをしておりますので、そういう意味合いから、今の一ノ瀬議員の動議に賛成をいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君）　お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時３分　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　小　山　良　悟

署名議員　　高　橋　　徹

署名議員　　土　方　尚　功